増訂印南郡誌　前編　　兵庫県印南郡役所　大正５年１１月１０日発行

下記項目をクリックするとそのページに移動する
行き先ページでクリックするとこのページに戻る

ｐ２　　１２２５年　国包全村流出す
ｐ６　　１５８０年　玄徳　国包村に教泉寺をはじむ
ｐ１３　　１８１６年　畑応親　国包村亀の井堰を開鑿す
ｐ１５　　１８７４年　明治７年　国包郵便局を設置す
ｐ１７　　１８８９年　国包　児島蔵六歿す
ｐ２０　　１９１３年　播州鉄道開通し国包駅を設置す
ｐ３０　国包村とは、の解説
ｐ６１　寛文年間（１６６１～１６７３年）には都染荘国包村
ｐ６４　明治４５年（１９１２年）における戸数と人口
ｐ１１１　都染荘上之庄神社へ国包村畑新六郎長盛が寄附
ｐ１１２　築山神社
ｐ１３５　上荘神社
ｐ１６８　国包教泉寺
ｐ２９６　国包の築山
ｐ３８４　国包構居
ｐ４２０　畑応親　亀堰碑銘もあり
ｐ４２２　児島蔵六
ｐ４６３　日露戦役戦病死者

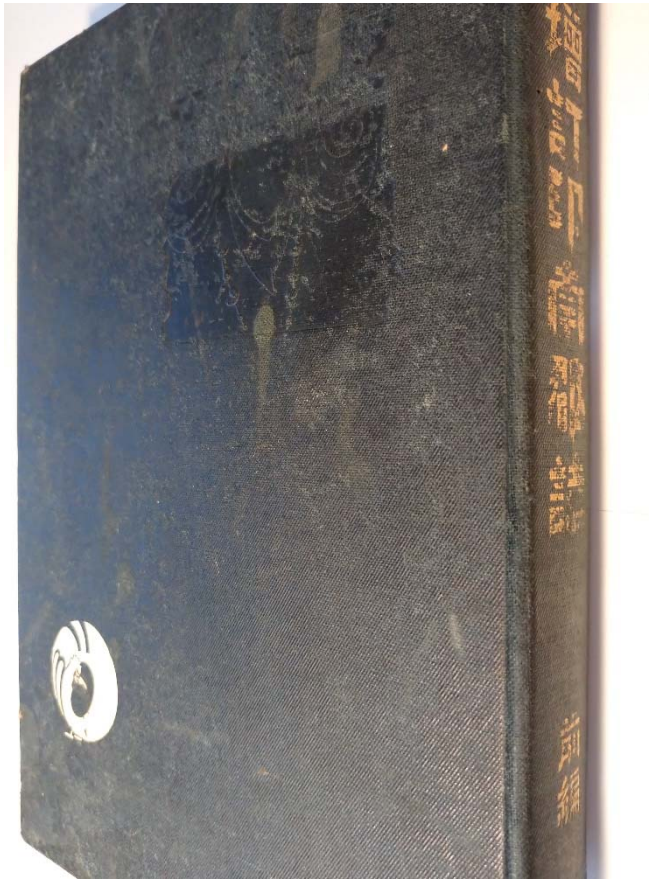

增訂印南郡誌

勅語

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ惟神ノ寶祚ヲ踐ミ爰ニ即位ノ禮
ヲ行ヒ普ク爾臣民ニ詰ク
朕惟フニ皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹キ裕
ヲ垂レ天壤無窮ノ神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳
ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス
爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ
情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ
皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開國ノ宏謨ヲ定メ祖訓ヲ紹述
シテ不磨ノ大典ヲ布キ皇圖ヲ恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ
樹ツ聖德四表ニ光被シ仁澤遐陬ニ霑洽ス
朕今丕績ヲ纘キ遺範ニ遵ヒ內ハ邦基ヲ固クシテ永ク
磐石ノ安ヲ圖リ外ハ國交ヲ敦クシテ共ニ和平ノ慶ニ
賴ラムトス朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ祖宗ノ神靈
照鑑上ニ在リ朕夙夜兢業天職ヲ全クセムコトヲ期ス
朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ勵精其ノ業ニ從ヒ以
テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル庶幾クハ心ヲ同クシ力
ヲ戮セ倍〻國光ヲ顯揚セムコトヲ爾臣民其レ克ク朕カ
意ヲ體セヨ

告往

知來

一三五



增訂印南郡誌序

按、編史猶製衣服也、歲月爲經、人事爲緯、治以織焉、覆載有靈命、一動一靜、恒久无定、考諸人事、動則開花、靜則結實、亦似衣服之綾綵邪、故從史事者、踔然獨立、善甄此經緯、巧畫此動靜、敎人深感綾綵之美所者爲最、然而、見世史篇、或偏于編年、或頗于紀事、恰如指聚絲以爲完衣、描片紩以爲全繡者、比々殆然、就中、不詳査制度年代、不審判眞僞舛錯、是以紕繆紿人、杜撰不堪讀者、亦多存焉、特至地方史爲太甚矣詎爲具史之體乎哉、印南郡近有爲紀念御卽位大典編郡史之事、洵盛擧也、予知人三木潮村子亦受囑參其事、子好温古、數訪予居、予究播磨史有年于玆、輙苦言攸見暨攸望、大正乙卯之秋篇成、來請一校予繙而閱之、闔郡古來之事蹟、能推闡其經緯、且綾綵之所以補世道强人意者、亦不匱矣、寔可謂得良史之體也、恆憾撰修促急、不遑于鍛鍊積功、力撿覈訛傳僻說、以褫脫宿弊耳、爾今以後、使人據此史、知郡

里之隆替並人物、因以鼓舞愛鄉之念、則庶幾更大開利用厚生之途以齎公益者、接踵而起歟、於是、方郡古來之聲名、愈益濟其美矣、便所以適郡廳編史之旨、併酬諸子之勞也、是爲序、

大正大嘗祭之歲新秋　　矢內正夫謹識

序

曩に明治三十九年を以て私立印南郡教育會の事業として郡誌編纂の擧あり、爾來既に十星霜を經、此間國運は長足の進歩をなし文物燦然として興る、而かも社會に處するの人事は益々複雜に涉り百事他日に於て記憶を喚起せんには一目瞭然たるの記錄に據らざるべからず、是に於てか此書編纂以來世の推移變遷の事實を記すると共に遺漏補修の要起る、時恰も曠古の御大典を擧行あらせらるゝに際し之れを記念せんが爲め更に增補校訂を加へんと欲し、即ち豫算は郡會の決議を經、大正三年三月編纂委員を設けて局に當らしむ、爾來委員諸氏は拮据經營漸く稿を脫するに至れり、就て之を閱するに卷帙浩瀚なる古書に據り萃を抜き英を摘み、猶且人口に膾炙せるの事實或は口碑傳說と

雖も苟も郡の由來に關するものは仔細に調査し淵源を討究し遠く上代より封建時代を經て維新以後現今に至る間の地理行政の沿革教育民業の發達等、各其部類を分ちて秩序整然毫も間然する所なし洵に委員諸氏の勞や多しとするに足る、自今本書を繙けは古來の沿革史蹟各種事業の進歩は一瞥炳然たる言を俟たす、予や乏を本郡長に受け之れが監修に當る、委員諸氏の勞を謝すると共に聊所感を述べて卷首に題すと云爾。

大正乙卯御即位大典の日　　印南郡長　福井義夫

序

我印南郡は　今上天皇陛下御即位大典記念として曩に編纂せる印南郡誌增訂の擧あり、生等乏を以てこれか委員を囑托せらる、爾來公職の餘暇日夜之に從事し歲を重ぬること玆に三たひ今や漸く其稿を脫す、素より淺學非才殊に平常携はる職務と其趣を異にし經驗亦絶無なれは進捗意の如くならす、內容に至りても見聞の及ふ所努めて精査詳錄を期したれとも尙誤脫あるを免れさるへし、加之叙述の筆心に任せす從つて文意通せさる所もあるへし、誠に囑托の任に副ひ所期の目的を達すること能はさりしは生等の深く慚愧に堪へさる所なり。

本書編纂については先輩諸氏官衙自治團體學校の諸氏は或は資料を提供せられ或は懇篤なる指導と助言とを與へられたり又文學士龜田次郎氏は始終多大の援助を與へられ、姫路市矢內

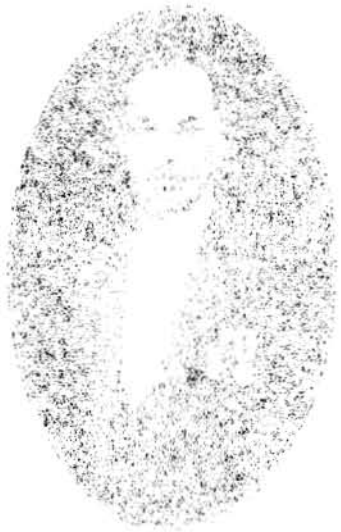





正夫氏は稿本播磨編年史を參考資料に提供し尚本書前編校閲の勞を執られたり、本書若し世に裨益する所あらは是れ全く諸氏か指導援助の賜に外ならす、上梓に際し感謝の辭を陳へて序となす。

大正丙辰立太子禮の日

編纂委員識



〔現代福井郡長〕



〔初代赤堀郡長〕



〔所役郡南印〕



印南郡細見圖
小野
加東郡
三木郡
加西郡
加古郡
印南郡
三万四千二百五十七石
飾東郡
二万九千八百石
姫路
寛延二年己巳十月吉日
作者 河州 散人 山下重政
校舍 播州 赤石 谷村政行
仝 同 三木 森永 矩
仝 同 高砂 三村延秋
仝 同 姫路 河井記治
仝 同 坂越 岩崎良隆
仝 摂陽 浪花 山下重次
摂城書林 心齋橋安堂寺町 村上伊兵衛板
北
東
南
西


兵庫縣印南郡畧圖
西加
東加
美囊
古加
飾
磨
凡例

御卽位大典奉祝記事

御大典奉祝準備

御卽位大典の期日の公布せらるや、奉祝準備として專ら衛生上に注意を加へたり。

九月十五日町村長會に於て左記郡内奉祝の申合をなし、其準備に着手し只管曠古の御大典を待つこと千秋一日の感あらき。

一御大典奉祝は郡内一齊に行ふこと。

一御大典奉祝は左記三日間とし當日は郡内一齊に休業すること。

第一日　十一月十日　（御卽位式日）

各町村民は小學校に參集し萬歳を唱へ奉賀す。

夜間は提灯行列を行ふこと。

第二日　十一月十二日

郡公會堂に於て郡内各種團體代表者並在鄉軍人會、郡青年會參集し印南郡奉祝式擧行、式後青年會の奉祝運動會擧行。

第三日　十一月十四日　（大嘗祭日）

各町村に於て各神社の祭典擧行。

一各戸には此際新しき國旗及奉祝提灯を掲揚のこと。

一詳細なる方法は漸次發表のこと。

郡青年會に於ては御大典の大要を豫め郡民一般に周知せしむる目的を以て大正四年十月二十九日より各町村毎に御大典幻燈講話會を開催せり、各町村共滿堂の盛況を極めよく其目的を達したり。

小學校に於ては絶えず講話によりて御大典の大要を知らしむるに努めたり、期日の近くに從ひ奉祝歌並に行進用奉祝歌の練習に餘念なし。

町村に於ても郡内申合事項に基き準備と餘興とに苦心せり。

御大典奉祝

大正四年十一月十日より十七日に至る八日間各戸は國旗を掲揚し軒頭に提灯を吊し夜間は點燈せり、其他軒端に青松を飾すあり、青笹を立て注繩を張るあり、横吊提灯をなせるあり、之等に萬歳旛、小國旗、短冊等を附け吊せり。

各部落の出入口毎に綠門を設けて大國旗を交叉し奉祝の額面を掲ぐ、其他氏神祭典用の提灯建を立て夜間點燈せり、左に各日の狀況を記す。

十一月十日

高齡者天盃及酒肴料下賜傳達式　一般申合に從ひ曾根、伊保、米田、西神吉、阿彌陀の五ヶ町村は郡公會堂に於て郡長より其他の各村は各小學校に於て村長より傳達式を擧行し郡費を以て紅白鏡餅一重づゝ高齡者に贈呈せり、猶伊保村は紅白餅一重、平莊村は紅白餅一重に村會議員より杖を、上莊村は紅白餅一重大西甚一平より饅酒折詰を、西志方村は紅白餅一重及物品を贈呈し、曾根町は二十三日曾根町婦人會に於て記念尚齒會を開催せり。

小學校奉祝式　校門に綠門を設け奉祝の額面を掲げ國旗を掲揚し、午後一時半より豫て文部省より告示せられたる式順に依り午後三時三十分萬歳を三唱して閉式せり。

官衙及町村民奉祝式　各町村民は小學校又は神社境内に式場を設け正面に萬歳旛を立つ、午後より町村役場吏員町村會議員を始め神官、僧侶、町村醫、部落惣代、在鄉軍人會、青年會、赤十字社員其他の團體並一般人民參集し、奉祝名簿に自署して式場に入る、司會者町村長擧式の旨を告げ奉祝文を朗讀し、午後三時三十分信號と同時に司會者の發聲に從ひ萬歳を三唱せり、式後一般人民及小學校兒童に小紅白餅一重宛頒布せり。

郡役所警察署等の官衙は神爪公會堂に式場を設け郡長司會者となりて奉祝式を擧行せり。

同夜各町村擧つて提灯行列を行へり。

奉祝賀狀進達　各官衙の長官、小學校長、町村長、有位帶勳者は早朝書留郵便を以て奉祝賀狀を宮内省に進達し、一般人民は奉祝賀名簿に自署せしものを郡役所を經由して進達せり。

叙位及選賞　伊藤長次郎は正六位に叙せられ、井内中正は小學校教育效績狀を授與せらる。

十一月十二日

郡公會堂に於て郡内有志者、郡内各種團體代表者、在鄉軍人會、郡青年會參集し、午前十時奉祝式を擧行す司會者郡長福井義夫萬歳旛に面し奉祝文を朗讀し、司會者の發聲に從ひ萬歳を三唱せり、式後奉祝宴會を開催し、十一時より青年會の奉祝大運動會を擧行せり。

十一月十四日

各神社の祭典　郡内の氏神社を始め其他の神社の祭典を執行し、町村民及小學校兒童參拜せり。

幣帛料供進指定神社たる曾根天滿神社、生石神社、平之庄神社、神吉八幡神社、志方八幡神社、的形湊神社、大塩天滿神社には幣帛料供進使參向せり。

小學校に於ては運動會、旗行列、青年會の運動會ありて、盛況を極め、町村に於ては屋臺、曳物、二輪加、狂言、假裝行列等各隨意の催をなして歡喜を極めたり。

十一月十六日

祝賀會　各町村に於ては何れも奉祝宴會を開催し、其他各種の餘興を催せり。

賜饌　本日大饗第一日の儀行はせらるゝに付郡内奉職者並郡民にして地方饗饌場(神戸)に於て饗饌を賜りたるもの左の如し。

福井義夫	村上誠一	正木角三郎	逸見吉藏
岡田義太郎	井上徹	堀矩從	三谷鈞
久保諒太郎	高谷一次	澁谷義道	柏木清治
伊丹武司	米田實次	石田龍哉	井内中正
河野岩吉	伊藤長次郎	伊藤英一	喜多喜八郎
加古儀平	小畑茂穗	關口仙	松本增吉
神吉龜太郎	瀧眞二	前川昌三	香川久太郎
大西常三郎	畑廉藏	大西甚一平	沼田一良
櫻井昌治	法田俊治	笹倉義伴	内海建次
藤崎貞市	諏訪由路	長谷川直吉	黒田祐安
簽江省三	藤金律治	山畑貞藏	原田四郎作
前田安太郎	磯部熊三	川本菊之助	田中仁一郎
梶原初太郎	山本治之作	山本唯治	炭本純之助

鹵簿拜觀　天盃下賜の高齡者に對し十一月七日及二十七日兩日に分ち鹵簿拜觀差許されたり、高齡者中拜觀の光榮に浴せしもの左の如し。

上莊村の內小野村　前川さと
別所村の內別所村　池上このの
阿彌陀村の內阿彌陀村　八木とせ
志方村の內志方町　鶴居いし
志方村の內投松村　舛賀仲藏

●奉祝行進歌　郡內小學校奉祝運動會、奉祝旗行列、奉祝提灯行列に口唱せし行進歌左の如し。

御代は大正御四年　千五百の秋は空はれて
待ちに待ちたる霜月の　十日は今し來りけり。
綾にかしこき天皇は　皇考の神の御掟を
守らせ給ひ平安の　古き都に大御幸。
天祖このかた幾千年　皇統連綿人皇は
一百二十有二代　登らせ給ふ高御座。
神勅今に明らけく　今日大君のふみ給ふ
皇祚の隆ねまさんこと　天壤のむた極みなし。
東は悠紀に西は主基　瑞穗の稻の御初穗を
天神地祇に奉り　御典を神に告げ給ふ。
伊勢大廟に神武陵　桃山陵に東山
晴れの御輦運ばせて　今日の御典を告げ給ふ。
硝煙彈雨晴れやらぬ　歐州戰爭その中に
浦安國はうら安く　君萬歲の聲に滿つ。
歌へや共に萬々歲　聲はみ空に通ふまで
祝へや共に萬々歲　響はそこつ岩根まで。

（郡視學正木角三郎作）

●御大典式場拜觀　御大典式場の拜觀差許さるゝや郡內小學校兒童にも拜觀せしめんとて尋常科第六學年以上の有志兒童及附添保護者、引率敎員合せて一千六百八十名を一團体となし十二月十五日午前三時曾根、寶殿、加古川の三驛より乘車せしめ京都驛にて下車し、紫宸殿、大嘗宮、二條離宮內の大饗宴場を拜觀せしめ、同日無事歸郡せり。

翌五年二月福井郡長、各町村長の計畫にて郡內有志者五百人を得、二十一日出發御式場を拜觀し且つ伏見桃山陵、伊勢皇太神宮に參拜し二十四日無事歸郡せり。

●記念事業　曩古の御大典を記念するが爲め各町村に於て企圖着手せし事業左の如し。

印南郡　印南郡誌の增訂
曾根町　町内下水道改修
米田村　小學校園並体操場の擴張
東神吉村　非常罹災救助資金蓄積
上荘村　非常罹災救助資金蓄積、上荘小學校、國包小學校基本財産蓄積
志方村　志方村基本財産蓄積
西神吉村　尙齒會の設立
阿彌陀村　小學校基本財産蓄積申合規約、村立裁縫學校設置、村表彰規定、時間勵行申合規約
的形村　小學校舍增築
北濱村　小學校基本財産蓄積
大塩村　村立實科女學校設置
其他の各村は未確定なり。

●●●●●●●大典奉祝歌曲　文部省は全國小學校奉祝用の奉祝歌を募集せり、次て其歌曲をも募集せしが應募數千六百三十曲中第一等に當選し奉祝歌曲に採用せられたるは、別所村の内小林村松本德藏にして神戸市湊川尋常高等小學校唱歌專科訓導の職にあり。

例言

一本誌は　今上天皇陛下御即位大典を記念する爲め、印南郡の事業として編纂せしものなり。

一本誌は、曩に明治三十六年私立印南郡教育會の編纂せる印南郡誌に對して、增訂印南郡誌と名づけたれとも、その内容は新に定めたる方針の下に起稿したれば前書と殆ど其の趣を異にせり、然れども前郡誌を底本とし大に參考に資したる事は言を待たざるなり。

一本誌所載の事蹟は、遠く上古に始まり近く大正四年を以て筆を止む、又人物は總て故人に限定したるは前郡誌と同一なり。

一本誌は彙類体編纂法により、町村、神社、寺院、名跡、古城、人物を前編に、政治、教育、宗教、民業交通、衛生、風俗、を後編に收め、以て史實の變遷時勢の推移を明かにし、且つ前編に年表後編に索引を附して閲覽檢索に便せり。

一本誌中町村別に記述せる事項は、現今の行政順、即ち曾根、伊保、米田、東神吉、平荘、上荘、東志方、志方、西志方、西神吉、阿彌陀、別所、的形、北濱、大塩の順序に據り、又一町村内の事項

は之を年代順に記述せり、然れども事跡の關係上特に之に據らざるものもあり。

一本誌中諸書を引用せるもの尠からず而して其引用には本文を其儘せるもの、抄出せるもの、意味のみを採りたるものありて一定せざれども記事中には皆一樣に〔書名〕と記せり。

一本誌は郡史上の諸說を解決し正確なる史籍を編纂せんと企てたるものに非ずして可成多くの史料を蒐集したり、されは其正確にして系統ある郡誌の大成せんことは之を後日に待つこととせり。

增訂印南郡誌　前編目次

年表

第一篇　町村

緒論　一

印南の起名

印南郡の創置

印南郡の發達

曾根町　七

伊保村　八

伊保崎村　梅井村

中島村　中筋村

米田村　一二

米田村　古新村

塩市村　島村

船頭村

東神吉村　二〇

神吉村　天下原村

升田村　米田新村

神爪村　今市村

出河原村　砂部村

平荘村　養老村

西山村　里村

上原村　一本松新村

中山新村

上荘村　井口村　三〇

國包村　見土呂村

東志方村　都染村

高畑村　三一

野尻新田村　廣尾村

畑村　大澤村

雜郷新村

志方村　三四

志方町　西中村

投松村　上富木村

西志方村　三六

下原村　永室村

山中新村　西牧村

横大路村　成井村

西神吉村　西山新村

西井口村　二六

池尻村

神木村

磐村　三〇

都染村

三一

岡村

行常村

大宗村

三四

西飯坂村

三六

西牧村

西山新村

三九

鼎村　宮前村　西村
中西村　大國村　岸村
辻村　四二
阿彌陀村　四六
阿彌陀村　魚橋村　北池村
南池村　生石村　北山新村
長尾新村　地德新村
別所村　四六
別所村　北宿村　佐土村
佐土新村
的形村　五二
的形村　福泊村
北濱村　五七
北脇村　西濱村　牛谷村
大塩村　五八
附錄　五九
寛文印知集にあらはれたる本郡内の村名
村翁夜話集にあらはれたる本郡内の莊名
明治末年に於ける郡内現住戸口
郡内小字調

第二篇　神社

緒言　六七
伊保莊　六七
曾根神社　加茂神社　若宮八幡宮
如龍王社　鹿島神社　經政神社
鹿島神社
雁南莊　八〇
米田神社　大年神社　住吉神社
平津莊　八三
生石神社　高御位神社
舛田莊　九五
益氣神社　益氣神社
神吉莊　一〇〇
八幡神社　益氣神社
平之莊　一〇五
平莊神社　熊野神社　芝天滿宮
八坂祇園社
都染莊　一一一
上莊神社　築山神社　市杵島神社

志方莊　一一三
八幡神社　白髭神社　大歲神社
雪彦神社
佐土鄉　一一八
白髭神社
的形保　一一九
湊神社　八幡神社
天滿神社　住吉神社
大塩莊　一二五
天滿神社　日笠天滿宮　加茂神社
日吉神社　大年神社　大歲神社
附錄　一三三
國内神名帳にあらはれたる印南郡の神社
神社に奉納せられたる戰利品
明治末年に於ける神饌幣帛料供進指定神社
明治末年に於ける縣鄉村社

第三篇　寺院

緒言　一三六
曾根町　一三七
臨川寺　圓通寺　桃源寺
龍澤寺　傳法寺　蓮華院
光照寺　周德寺
伊保村　一三九
延壽寺　眞淨寺　常念寺
西秀寺　善行寺　圓明寺
觀音堂　正覺寺　玄長寺
敎德寺　願正寺
米田村　一四四
西光寺　西蓮寺　敎覺寺
敎永寺　善覺寺　永德寺
覺正寺　福正寺
東神吉村　一四七
常樂寺　眞宗寺　明圓寺
妙願寺　源通寺
平莊村　一五四
報恩寺　地藏寺　長樂寺
稱專寺
上莊村　一六二
常樂寺　敎泉寺　長慶寺

東志方村　圓福寺　一六八
安樂寺　圓照寺
極樂寺　藥師堂　一七三
志方村　福正寺　西蓮寺　觀音寺
安養寺　金正寺　一七五
西志方村　佛性寺　長樂寺　稱德寺
極樂寺　妙正寺　一八三
西神吉村　南宗寺　妙信寺　眞福寺
常福寺　正岸寺　一八七
阿彌陀村　時光寺　大日寺　光明寺
不斷寺　地藏院　正蓮寺
安樂寺　一九九
別所村　安養寺　寶際院　寶量寺
佛心寺　眞禪寺　福乘寺　二〇八
的形村　海岳寺　善正寺　尊光寺
常念寺　顯正寺　圓光寺
萬寶寺　寶明院　養泉寺
慶玉軒　二一四
北濱村　西法寺　西信寺　西岸寺
妙泉寺　蓮敎寺　二一七
大塩村　清勝寺　西光寺　妙經寺
明泉寺　圓龍寺　養源寺
附錄　二二〇
印南郡三十三所觀音巡御詠歌
村翁夜話集にあらはれたる印南郡の寺院
寺院に奉納せられたる戰利品
廢寺　八家地藏　心光寺　白矢藥師　二二六
網堂　藥師堂　佐伯寺
慶明寺

第四篇　名跡

曾根町　二三八
曾根の松　檜笠山
檜笠御墓　檜笠の浦　黑岩
伊保村　二五三
伊保濱　木綿崎浦
伊保崎　梅の井
渚の井　石の寶殿　天磐船
觀濤處　龍山　龍が鼻
飛鉢塚　仁科白谷の墓　辨財堤　二七〇
米田村　二七六
米塚　彌兵衞塔　觀月碑
用明天皇御腰掛石　寶殿の一の華表
印南川　片山　七騎塚
東神吉村　二八二
眞名井の清水　毘沙門岩　益田堤
平莊村　二八三
八十の岩橋　馬の背　馬つなぎ　馬盥
八十原　三光石　寶盛の五輪塔
辨天池　兒が窟　化粧岩
腰掛岩
上莊村　二九三
井の口の清水　土般孽
東志方村　國包の築山
法道仙人投木松　駒が爪　二九七
大澤の清水　姫が塚　腰掛岩
飯坂の清水　志方鑛泉　法華山仁王門址
大塩鑛泉　赤松滿祐の墓
志方村　三〇一
愛宕山の石槨
西志方村　三〇四
男荒神　女荒神　助永池中の鐘
西神吉村　三〇六
石井の清水　道滿屋敷　長慶の溫泉址
阿彌陀村　三〇七
範長の墳墓　涙池　一里塚
鷹の巢掛　高御位山　但馬守
淺から池　道滿井戶
別所村　三一四
六騎塚　佛心寺の石棺　壇
藥師　床鍋山　桶居山
大村　春日　引入れ谷

的形村 三三五
いまき谷 纓の松 泊山
媼が懐 楯岩 窄頼房
的形八景 假粧坂 八家地藏
福泊の臺場 燈籠寺山 小赤壁
袖搗地藏
北濱村 三四一
藤井
大塩村 三四三
塩崎浦 伊屋谷
補遺 三四四
不斷寺の石柳 楯岩
第五篇 古城
緒言 三四五
城廓 三四六
中道子山城 天神山城 志方城
井口城 赤羽城 神吉城 三七七
構居 的形構居 北脇城
別所構居 佐土構居 阿彌陀構居
大日山構居 中筋構居 魚崎構居
米田講居 平津構居 井口構居
成井構居 助永構居 神木構居
髻構居 國包構居 三八四
附錄
第六篇 人物
古人 三八六
稻日大郎姫命 稻日若郎姫命 他田熊千
大石村主眞人 佐伯直諸成 佐伯直是繼
浦田臣山人
曾根町 三八七
山下正壽 陰山道勳 田中愿仲
入江樵風 龜田豐信
伊保村 三九三
井村念爾 井村智遲 井村圭省
濱田宗貞 高谷廷贊 高谷德彰
孝婦きち 船津宗範 船津宗恒
本莊九郎太夫 陣幕島之助 大內基
金時宗五郎 中村五郎左衛門 中村惣造
伊藤長次郎
米田村 四〇一
宮本伊織 槽谷武政
加藤重左衛門 孝子平吉
川鍋つる
東神吉村 四〇八
神吉自迪 神吉文說
金川甚左衛門 金澤九郎兵衛 山脇卷石
奇童千代松 長谷川龜次郎 喜多順庵
勝山普明 田淵恒太郎
平莊村 四一五
瀧右左治
上莊村 四一七
松尾喜右衛門 甫仙和尚
大西知雄 大西甚一平
兒島藏六
東志方村 四二六
堀內信義 堀內蘇齋
玉田義道 玉田默翁 玉田正信
內山藤藏
孝子十郎兵衛 上野虎山
志方村 四三一
川田八助 現譽上人
西志方村 四三二
刀匠正家 內海順正
大內鶴翁 大內桂翁
渡邊傳次郎
西神吉村 四三七
蘆屋道滿 芥田五郎右衛門 原清兵衛
田中五郎兵衛 神吉泰常 神吉東郭
阿彌陀村 四四〇
時光上人 神吉久太夫 駒井道誓
松本新右衛門 世伯
別所村 四四四
原小五郎 原治左衛門 孝子彌二兵衛
百姓源助 釋隨慧 釋惠見
釋行等 橫田文策 手塚櫟太夫
武內あき
的形村 四四八
日體上人 日要上人 日庸上人

小西圭葆　藤喚言　井上惣七
北濱村　四五一
高谷善四郎
大塩村　四五三
山本久左衛門　山本久彌　防城藤兵衛
千葉保胤　八木都二
附錄　四五七
西南戰役戰病死者
日淸戰役戰病死者
日露戰役戰病死者
日獨戰役戰病死者

年表

七三二　景行　二年三月稻日大郎姬を立てゝ皇后とし、印南若郎姬を立てゝ皇妃とす。
天皇御宅を益氣里におく。
七八二　五十二年五月皇后稻日大郎姬崩ず。
八五九　仲哀　八年天皇筑紫に進行す、途御船を印南の浦に宿む。
神功皇后御凱陣、忍熊王亂をなす、先帝仲哀天皇を伊保山に殯す。
一二四七　用明　二年蘇我馬子物部守屋を滅す。
一二六三　推古　十一年七月當麻皇子妃舍人姬王を赤石檜笠岡の上に葬る。
一三〇五　孝德　大化元年法道仙人法花山より船師藤井に鉢を乞ふ。○法道仙人井ノ口村常樂寺をはじむ。
一三七三　元明　和銅六年慈心山角村報恩寺、永室村長樂寺を創む。
聖武　天平中播磨國分寺の東院を阿彌陀村に建立す、別所村安養寺は同寺の基所也といふ。
○僧行基五泊を定む、福泊は當時の韓泊なり。○僧行基的形村海岳寺を創む。
一四一〇　孝謙　天平勝寶二年正月大石村主眞人外從五位下に叙せらる。
一四四一　光仁　天應元年正月佐伯直諸成外從五位下に陞叙せらる。
一四四六　桓武　延曆五年四月餝磨郡の四天王寺田八十町を印南郡に遷置す。

一四七一　嵯峨　弘仁二年眞然坊中道山麓に中道寺を創む、後の安樂寺なり。
一四七二　清和　弘仁三年二月浦田臣山人特に節會入京を聽さる。
一四九九　仁明　承和六年二月佐土驛を置く。
一五四二　陽成　貞觀中慈覺大師魚橋村屏風谷に白雲山眞宗寺を創む。
一五四七　光孝　元慶六年十二月勅して印南郡今出原を禁野とす。
一五六一　醍醐　仁和三年七月佐伯直是繼籍を山城國葛野郡に移す。
　　延喜元年菅原道眞左遷の途中伊保湊に上陸、梅井を開き松を檜笠山麓に手栽す、今の曾根松也。
一六七六　後一條　長和五年九月二日加古川漲溢す。
一七五〇　堀河　寛治四年七月加茂下社御厨を諸國に分置す、伊保崎村は即ち其一也。
一八三八　高倉　治承二年平清盛地藏尊を谷の長樂寺に安置す。
一八四一　安德　養和元年十一月播磨國内の大小明神百七十四座を國衙莊に勸請し總社と號す、印南郡大神二座小神七座あり。
一八四四　後鳥羽　壽永三年一の谷の城陷る。
一八五三　後堀河　建久四年赤松則景播磨守護となる。
一八八五　後深草　嘉祿元年八月加古川大洪水、國包全村流失す。
一九〇九　建長元年二月時光上人時光寺の本尊を海中より得て曾根に時光寺を創む。

一九三三　龜山　建長六年三月後嵯峨上皇時光寺に勅使を立てたまふ。
一九三六　後宇多　文永十年六月時光寺を阿彌陀村に移す。
一九六二　後二條　建治二年八月時光上人寂す。
　　乾元元年安藤平左衛門福泊港を修築す、此時八家の地藏を現地に移す。
　　花園　明德中觀西井口村常樂寺を再興す。
一九九三　後醍醐　延慶中佐伯寺はじまる。
一九九四　元弘三年五月敎神上人中西村に常樂寺をはじむ。
一九九六　建武元年四月赤松圓心佐土鄉以下を則祐に與ふ。
　　延元元年五月新田義貞神爪片山に屯す、同月廿日兒島範長本郡伊保莊にて戰死す。
二〇一〇　後村上　正平五年攝津高貞の臣七騎船頭村に討死す。
二〇四五　後龜山　元中三年九月赤松氏範清水寺に戰ひて死す。
二〇四九　元中六年玉溪地藏寺を再興す。
二〇五五　後小松　應永二年四月季明大攝村に清勝寺を創む。
二〇五七　應永四年赤松滿祐高畑村に圓福寺をはじむ。
二〇八五　稱光　應永三十二年七月加古川堤決潰、民家流失し、住民一千餘名溺死す。
二〇八六　應永三十三年米田村なる定願寺を書寫山麓に移し女人結界の靈場とす。
二一〇一　後花園　嘉吉元年赤松滿祐將軍義敎を弑す、十月滿祐揖保郡城山城に自殺す、中道子城主則

繁其首を高畑村に葬る。○順正廣尾村に圓照寺を創む。

二一三〇　後土御門

文明二年淨哲阿彌陀村に光明寺を創む。

二一三一

文明三年二月大禪曾根町に臨川寺を創む。

二一三五

文明七年九月西善牛谷村に蓮敎寺を創む。

二一四四

文明十六年三月佐土村本覺寺はじまる、後元和元年四月了順福乘寺と改む。

二一四九

正德元年八月通峰曾根町に圓通寺を創む。

二一五二

明應元年二月聞叟曾根に桃源寺を創む。

二一五三

明應二年二月祐願伊保崎村に善德寺を創む、後の延壽寺なり。

二一五九

明應八年五月養泉福泊村に養泉寺を創む。

二一六〇

明應九年五月正心横大路村に蓮光坊を創む、後の妙正寺なり。○法俊白雲山眞宗寺を鴻羽山の南に移し眞宗に改め正蓮寺と改稱す。

二一七六　後柏原

明應中村上源左衛門西牧村に稱德寺を創む。

二一七七

永正十三年七月善西升田村に西念寺を創む、後の妙願寺なり。

二一七八

永正十四年十二月空珍神爪村に覺正寺をはじむ。

二一八〇

永正十五年空心細工所村中道寺を中興す。

二一八二

永正十七年赤松義村其臣浦上村宗に弑せらる。

大永二年宗順中島村に玄長寺をはじむ。

二一八三

大永三年赤松の臣下淡路より福泊に上陸す。

二一八四

大永四年了山的形村に尊光寺を創む。

二一八八　後奈良

享祿元年二月了海米田村に敎覺寺を創む。

二一九一

享祿四年赤松晴政村宗を弑して故地を復す。

二一九三

天文二年惟天曾根に龍澤寺を創む。○敎證的形村に常念寺をはじむ。

二一九四

天文三年二月祐正北脇村に西法寺をはじむ。○三月了覺塩市村に善覺寺を創む。○五月淨西伊保崎村に西福寺を創む、後の眞淨寺なり。○西濱村に西信寺はじまる。○道證的形村に顯正寺をはじむ。○淨味的形村に善正寺をはじむ。

二二〇四

天文十三年四月敎西平津村に福正寺をはじむ、次て志方町にも福正寺を創めたり。

二二一〇

天文十九年敎順鼎村に南宗寺をはじむ。

天文中惠空大塩村に西光寺をはじむ。

二二一五

弘治元年妙祐大塩村に明泉寺をはじむ。

二二一六

弘治二年淨西伊保崎村に常念寺をはじむ。

二二一九

永祿二年五月瑞岌中道寺を淨土宗に改め細工所村に安樂寺をはじむ。

二二二〇

永祿三年二月佐土村梨源寺はじまる、後の心光寺也。

二二二一　正親町

永祿四年寶智別所村に寶量寺をはじむ。

二二二二

永祿五年十二月正久辻村に正念寺をはじむ。

二一二四　永祿七年二月黑田重隆歿す、佐土村心光寺に葬る。
二一二七　永祿十年十一月仙周投松村に金正寺をはじむ。
二一三四　天正二年三月法船西牧村に稱德寺をはじむ。
二一三七　天正五年四月道西米田村に西蓮寺をはじむ。○織田信長秀吉を播磨に封ず。
二一三八　天正六年六月二十六日東軍神吉城を攻む、○七月十六日落城。○八月十日志方城陷る。○秀吉曾根天滿宮を再營す。
二一四〇　天正八年三月玄德國包村に敎泉寺をはじむ。○四月秀吉姬路城に移り三重の天主閣を建つ。
二一四四　天正十二年日淵的形村に圓光寺をはじむ。
二一四五　天正十三年木下家定を姬路に封す。
二一四六　後陽成　天正十四年四月三好三郎兵衛古新村を開發す。○信高大澤村に極樂寺を創む。
二一五〇　天正十八年呑鶴北宿村に眞禪寺をはじむ。
二一五一　天正十九年七月海內の土地を檢す、此時印南郡九十八个村高三萬四千八十石餘あり。天正中升田向川より平津莊用水を引く。
二一五三　文祿二年智慶曾根に傳法寺をはじむ。○出河原村はじまる。
二一五六　慶長元年光空西濱村西岸寺をはじむ。
二一六〇　慶長五年黑田孝高豐前に移る。○十月池田信輝播磨に封せらる。

二一六一　慶長六年再び海內の土地を檢す、此時印南郡九十五个村四萬七千〇三十二石餘あり。○一本松新村はじまる。○近藤某大塩村に法華寺をはじむ、後の妙經寺なり。
二一六三　慶長八年下富木新村(今の清水村)下富木村より分る。○慶順今市村に正覺寺を創む。
二一六四　慶長九年荒井村六左衛門今の梅井村の地に塩濱を開き之に移る。
二一六五　慶長十年池田輝政播磨「アサカラ池」を開發して新池村を開く。
二一六六　慶長十一年時光寺の僧立空曾根村に蓮華院をはじむ。
二一六七　慶長十二年長慶村下富木村より分る。
二一六八　慶長十三年米田新村始まる。
二一七二　後水尾　慶長十七年三月岸本市右衛門寺谷村を開發す。
二一七五　慶長中龍山石採掘始まる。○平津莊用水に伊保莊を合す。○圓智島村に永德寺をはじむ。○荒尾志摩別所村安養寺を取立つ。
二一七六　元和元年六月宗海神吉村に眞宗寺をはじむ。○善海志方町に西蓮寺をはじむ。
二一七七　元和二年空誓曾根村に光照寺をはじむ。
二一八一　元和三年本多美濃守忠政桑名より入部す。
二一八二　元和七年敎順中筋村に元正寺をはじむ、後の願正寺なり。
二一八四　元和八年藩主本多美濃守井口新村を再興す。
寬永元年八月敎念伊保崎村に西秀寺をはじむ。

二二八五　寛永二年魚崎新村はじまる。
二二八六　寛永三年六月哲岑宮前村に眞福寺をはじむ。
二二八八　寛永五年順道的形村寶明院を中興す。
二二九六　明正　寛永十三年新池村は北池村南池村の二村に分る。
二二九九　寛永十六年四月松平下總守忠明山形より入部す。
二三〇二　寛永十九年加古川堤決潰し平莊の中島村全部流失す。
寛永年間曾根村に塩田を開く。
二三〇五　後光明　正保二年淨堅藥栗村に長慶寺をはじむ。○駒井道誓北山新村を開發す。○玉田正信野尻新田の開墾に着手す。
二三〇七　正保四年十二月了喜大塩村に養源寺をはじむ。
二三〇八　慶安元年六月松平大和守直基姫路城主となる。
二三〇九　慶安二年八月松平式部大輔忠次白河より入部す。
二三一一　慶安四年玄正梅井村に善行寺をはじむ。
二三一四　承應三年二月畑村五郎太夫大釜新村を開發す。○田中五郎兵衛西村に用水溝を新設す。
二三一五　後西院　明暦元年松平式部大輔忠次佐土新村を取立つ。
二三一七　明暦三年盤珪國師曾根に周德寺をはじむ。

二三一八　明暦年間中島村辨財井堰を設く。
二三一九　萬治元年姫路城主榊原式部大輔忠次益田堤を築く。
二三二一　萬治二年多田吉左衛門榊原忠次侯の命を受け陰山新村を開發す。
二三二二　寛文元年松本新右衛門長尾新村を開發す。○宗龍小畑村に長樂寺を中興す。
寛文二年五月吟海大塩村に圓龍寺を創む。○十二月玉田正信野尻新田を開發す。○中山新村一村として取立てらる。
二三二三　靈元　寛文三年見空大國村に常福寺を創む。○米田新田の開發を竣る。
二三二四　寛文四年隆圓坊平津村に福正寺を創む。
二三二五　寛文五年四月道喜西井の口村に源通寺をはじむ。○平莊村の權現池を築造す。○魚橋村庄屋神吉久太夫西山新村を開發す。
二三二七　寛文七年六月松平大和守直矩村上より入部す。○阿彌陀村地藏院はじまる。
二三三〇　寛文八年八月龜山なる貞照院三十九个寺を率ひて東派に歸す、大塩村養源寺、塩市村善覺寺等も之の中にあり。○宗玄岸村に正岸寺をはじむ。
二三三四　延寶二年二月秀山志方町に觀音寺を創む。
二三三五　延寶三年内海助太夫上富木村安養寺を再興す。
延寶年間上部井堰を設く。
二三四二　天和二年二月本多中務大輔政武姫路へ入部す。○厭譽阿彌陀村に不斷寺を創む。

貞享年間漢學塾の設あり。

二三四九　東山

元祿二年十一月中筋村に大火あり、民家七十七戸燒失す。

二三五一

元祿四年閏八月元秀天下原村に明圓寺を創む。

二三六一

元祿十四年成井新村はじまる。

二三六三

元祿十六年八月十八日加古川氾濫す。

二三六四

元祿中市丸中島村辨財堤を築く。○志方村印內に屠牛を始む。

二三六九

寶永元年六月榊原式部大輔政辰姫路へ入部す。

二三七〇　中御門

寶永六年梅井村圓明寺はじまる。

二三七二

寶永七年生石山石材採掘始まる。

正德二年七月米田村助右衛門加古郡蛸草村相の山の開墾を企つ。○九月時光寺南空上人印南三十三所をはじむ。

二三七五

正德五年二月二十五日曼珠院宮の選ひ給ひし和歌二十首を亞槐通躬卿跋を附して曾根神社に奉納す、曾根松是より顯はる。

二三七八　中御門

享保三年十二月六日魚橋村字加茂失火延燒四十餘戸。

二三八一

享保六年六月文禮神木村に東林寺を創む。

二三八四

享保九年信了小畑村に稱專寺を創む。

二三八六

享保十一年靈元院の院宣により鳥山上總介曾根神社に聖壽の長久御祈誓あり。

二三八八

享保十三年忍空梅井村に眞福寺を創む。

二三九七　櫻ヶ町

元文二年中御門院御腦により鳥山左近將曹高木一學をして曾根天滿宮に御代拜せしめらる。

二三九九

元文四年十一月東山牛谷村に妙泉寺をはじむ。

二四〇二

元文中東岳別所村に實際院をはじむ。

寬保二年正月盤珪國師下原村佛性寺を再興す。○六月松平大和守義知姫路より入部す。

二四〇七　桃園

延享四年曾根村は一橋、松平両氏の分領となる。○今市村中島村は一橋領となる。

○正親町大納言實達伊保崎村加茂神社に社額を寄附す。

二四〇九

寬延二年正月姫路領內の民一揆を企て瀧野組大庄屋阿江吉藏宅を潰せしを始とし各組庄屋大庄屋に押寄す、本郡にも被害者多し。○五月酒井雅樂頭忠恭姫路へ移封。

○七月朔日大洪水。

二四一二

寶曆二年五月曾根村東林寺の開祖自宣和尙遷化す。

二四一五

寶曆五年山脇卷石成す。

二四一六

寶曆六年三月長濱屋新六郎國包村に築山を築く。

二四二二　後櫻町

寶曆十二年平野庸修播磨鑑を著はす。

寶曆中孝子彌二兵衛藩廳より表彰せらる。

二四二四　明和元年智遲本尊義を著はす。
二四二八　明和五年智遲死す。
二四二九　明和六年四月二十四日大塩村失火戸數過半燒火す。
二四三〇　明和七年伊保崎村孝子きち藩廳より表彰せらる。
二四三三　桃後園　安永二年六月疫癘流行す。
二四三五　安永四年南室隣的形村に萬寶寺をはじむ。
二四三七　安永六年山脇九兵衛益氣物語を著はす。○北宿村の百姓源助藩主より篤行を賞せらる。
二四三八　安永七年二月高谷德彰僻壤吟餘を著はす。
二四四一　光格　天明元年曾根二代の松生す。
二四四二　天明二年七月佐土村福乘寺の住僧開轍院隨慧歿す。
二四四三　天明三年九月志方町現譽上人芝增上寺大僧正に任せらる。
二四四五　天明五年五月玉田默翁歿す。
二四四六　天明六年二月曾根松の枝を以て神體を彫刻し鹿兒島に曾根神社を建立す。
二四四七　天明七年玉田成章耳比摩利帖二帖を編集す。○大飢饉。
二四五二　寛政四年十一月田中愿仲浪花に客死す。
二四五八　寛政十年曾根初代の松枯死す。

二四七六　文化十三年十月佐土村福乘寺住持慧見歿す。○畑應親國包村龜井堰を開鑿す。
二四八〇　仁孝　文化中伊保崎村金時宗五郎金時堰を開く。○寺子屋教育行はる。
二四八一　文政三年姫路木綿會所より切手を發行す。
二四八二　文政四年岡村上野虎山法華山谷川の一部を改修す。
二四八七　文政五年藩主より藍の栽培を奬勵す。
二四八九　文政十年俳人玉屑歿す。
二四九一　文政十二年力士陣幕死す。
二四九五　文政中見土呂村大西知雄堰潴を作る。○奥新村を西牧村に併合す。
二四九六　天保二年伊保崎村中村五郎右衛門平津莊の水を金時井堰に引く。
二四九七　天保六年五月大內鶴翁歿す。
二四九九　天保七年三月觀濤處刻字竣工す。○十二月幕府舊切手の通用を禁ず。
二五〇一　天保八年加東地方の農民一揆を起し各地の大庄屋を襲ふ、其一部天下原村市塲屋神吉村大庄屋神吉五郎大夫の宅を襲ふ。
二五〇五　天保十年初代喜多順庵歿す。
二五〇六　孝明　天保十二年山本久左衛門大塩村に天保濱を開發す。
弘化二年五月仁科白谷今市村に客死す。○樵風雜口集を著はす。
弘化三年四月辻村道塲修覆のため儉約法立つ。

弘化中伊保崎村大内基等加茂山麓に芭蕉塚を立つ。

二五〇八　嘉永元年十二月樵風歿す。

二五一〇　嘉永三年五月北宿村左和田範一兒島範長の墓を北宿村に建つ。

二五一四　安政元年六月十五日、同十一月五日地震。

二五一五　安政二年二代喜多順庵歿す。

二五一六　安政三年五月高谷善四郎歿す。

二五一七　安政四年大洪水。

安政中姫路藩主福泊に臺場を設置す。

二五二一　文久元年八月伊保崎村中村宗藏高須宗藏新田を開く。

二五二四　元治元年龜田五一郎曾根札を發行す。

二五二五　慶應元年澁澤篤太夫今市村札を發行す。

二五二六　慶應二年八月加古川堤決潰す、米田村孝子平吉此水に死す。

二五二九　明治二年六月姫路藩主版籍を奉還す。○十月櫟太夫死す。

二五三一　明治四年十一月播磨の諸縣を廢し播磨一圓を姫路縣とす、尋いで飾磨縣と改む。

二五三二　○散髪廢刀の令を布かる、井口村民率先して散髪す。

明治五年六月播磨全國を十六箇の大區に分つ。○十二月三日(太陰曆)を六年一月一日に改新し太陽曆を使用す。○小學校を創置す。○曾根、大塩郵便局を設置す。

二五三三　明治六年三月長谷川龜次郎西井口村に洋風二階建の小學校を新築す。○寺子屋を廢す。○志方郵便局を設く。○井口新村六本松村を井口村に併合し西井口村と稱す。

二五三四　明治七年魚橋、國包両郵便局を設置す。○曾根延命寺、興球寺、多福寺を圓通寺に併合す。

二五三五　明治八年十月邏卒を改めて巡査と稱す。○本郡に於て始めて人力車を使用す。○曾根寶積寺を桃源寺に併合す。

二五三六　明治九年二月吉廣、柏尾の二村を合併して廣尾村と稱す。○助永比室の両村を合併して永室村と稱す。○福井新村を福井村に併合し別所村と稱す。○西飯坂新村を西飯坂村に併合す。○魚崎新村を梅井村と改稱す。○八月飾磨縣を廢し播磨一圓を兵庫縣の管轄とす。○地價修正あり。

二五三七　明治十年中村芝村を合併して養老村を置く。○原新村を原村(志方)に合併す。

二五三八　明治十一年一月志方東西町を合併して志方町と稱す。○九月平莊村の原を上原西志方の原を下原と改稱す。○十二月寺谷新蔭山新の二村を合併して磐村と稱す。○下富木、清水、長慶の三村を合併して鼎村と稱す。

二五三九　明治十二年二月始めて縣會議員の選擧あり。○地藏山及海老山石材採掘始まる。○西假屋村を小島村に併合す。○假屋村鍋島村を合併し相生村と改稱す。

二五四〇　明治十三年八月小區を廢して戸長役場を置く。○十一月公立姫路病院出張所を魚橘

村に設く。

二五四一　明治十四年大内桂翁歿す。○七月藤喚言死す。

二五四二　明治十五年五月小學校の下等科上等科を廢し初等科中等科高等科とす。○平莊村に黒住教小畑小教會所を創設す。

二五四三　明治十六年八月兒島範長從四位を贈らる。○小林日至鼎村に妙信寺をはじむ。

二五四四　明治十七年聯合町村會を開く。○小學督業を置く。○五月龜田五一郎歿す。

二五四四　明治十七年八月二十五日暴風海溢る。

二五四五　明治十八年八月明治天皇山陽道御巡幸の途次阿彌陀村地藏院に御駐蹕あらせらる。○高砂北條間の縣道開通す。○本縣布達により公立勸業會を設置す。

二五四六　明治十九年二月阿彌陀村大日寺境内五輪塔を以て兒島範長の墳墓と定む。○六月曾根、魚橋、志方の三分署を置く。○印南郡產婆講習會を設く。○農產物共進會を開く。

二五四七　明治十九年九月十日及二十四日暴風。

二五四八　明治二十年二月嘉永濱及び明治濱の開發者山本久彌歿す。○三月志方鑛泉を開く。○四月加古郡加古川町に加古印南聯合學區加古川高等小學校を設置す。○尋常小學校簡易小學校を設置す。○公立勸業會を廢し私立勸業會を設く。○十月印南郡醫師組合を設く。

明治廿一年六月神木村東林寺を池尻村地藏院に併合す。○十一月加古川橋下の河原に於て加古印南兩郡聯合生徒大運動會を行ふ。○十二月山陽鐵道姫路迄開通す。○阿彌陀驛を設置す。○興仁會を組織す。○今市村先代伊藤長次郎海防費を献し從六位に叙せらる。

二五四九　明治廿二年二月憲法發布せらる。○曾根天滿宮境内に於て憲法發布奉祝のため加古○印南兩郡聯合生徒運動會を行ふ。○四月東西阿彌陀村を合併して阿彌陀村と稱す。○町村制實施。○唐端新外五个村を飾磨郡に、加古川町外四个村を加古郡に編入す。○郡立の高等小學校を神爪村に設置す。○六月兒島藏六歿す。○七月收稅部出張所を曾根村に置く。○八月十一日及十八日暴風。○十一月印南郡聯合町村會を印南郡各村組合會と改む。○地價修正あり。

二五五〇　明治廿三年六月衆議院議員選擧を行ふ。

二五五一　明治廿四年五月私立印南郡教育會を創設す、○始めて伊保崎尋常小學校に風琴を備付く。○清潔法施行。○横大路村稻岡九平タオル業を創む。○八月十六日及九月十四日暴風、十月二十八日地震。

二五五二　明治廿五年三月米田村教永寺創まる。簡易小學校を廢す。○七月加古川天川法花山谷川大に決潰す。○平莊村瀧右左治、成井村渡邊傳次郎、神吉村田淵恒太郎に藍綬褒章を下賜せらる。○十一月平莊村辨天池禁獵池となる。十二月加古川收稅署を置き加印兩郡を管轄區域とす。○本年度より試驗委員を廢せらる。

二五五三　明治廿六年三月郡役所を魚橋村に移す。○十月姫路區裁判所魚橋出張所を置く。○三月魚橋警察署を置く。○各村に巡査駐在所を設く。○曾根村に燐寸製造を創む。○旱害

二五五四　明治廿七年一月始めて教育品展覽會を開催す。○九月十一日暴風雨。○十月私立勸業會を廢し私立印南郡勸業會を設く。

二五五五　明治廿八年九月先代伊藤長次郎歿す。○中筋村に煉瓦製造をはじむ。○上原村に天理教事務取扱所を創設す。

二五五六　明治廿九年七月郡制を實施す。○八月三十日加古川決潰あり救恤金御下賜せらる。十一月始めて郡視學を置く。

二五五七　明治三十年五月稻岡九平歿す。○九月三十日大洪水、俗に出河原切といふ、勅使御差遣救恤金御下賜せらる。○浮塵子發生稻の被害多し。

二五五八　明治三十一年四月小學校に學校醫を置く。

二五五九　明治卅二年八月十五日及二十八日九月八日暴風雨。○地價修正あり。○始めて小學校兒童身体檢査を實施す。○私立印南郡教育會圖書館を創設す。○十二月郡勸業會より紫雲英栽培を奬勵す。

二五六〇　明治卅三年五月寶殿驛を設置す。○始めて高等小學校を尋常小學校に併置す。○印南郡教員送別弔慰會を設立す。○未成年者喫煙禁止の法律發布せらる。

二五六一　明治卅四年初めて郡費を以て産婆を養成す。○初めて郡費を以て看護婦を養成す。

二五六二　○小學校兒童の成績認定法を改正す。○縣費を以て加古川河身改修の調査を行ふ。○四月私立印南郡勸業會を廢し印南郡農會を設く。

二五六三　明治卅五年八月衆議院議員選擧法改正。○十二月私立印南郡衛生會を設く。○阿彌陀驛を曾根驛と改稱す。

二五六四　明治卅六年九月始めて塩市村島村に耕地整理を行ふ。○法花山谷川河身改修を行ふ。

二五六五　明治卅七年四月始めて半日二部教授を實施す。○始めて裁縫學校を設く。○始めて實業補習學校を設く。○小學校基本財産蓄積に着手す。○學校園を設置す。

二五六六　明治卅八年六月大塩村に塩專賣支局設置せらる。○九月印南郡聯合青年會を組織す。○煙草官營專賣法を實施せらる。

二五六七　明治卅九年三月印南郡誌編纂成る。○八月升田新村を出河原と改稱す。○十月印南郡教員製作教授用具展覽會を開く。○十二月東神吉村の内出河原に水上機械を設置す

二五六八　明治四十年一月米田村川鍋つる兵庫縣知事より善行を表彰せらる。○三月神社佛閣竝に小學校に日露戰役戰利兵器を頒付せらる。○四月印南郡醫師會を創設す。○七月加古川氾濫米田新村堤防決潰す。○千葉保胤歿す。○八月大西甚一平歿す。○十一月印南郡三治協會を設立す。○三治協會巡回文庫を設置す。○私立印南郡教育會圖書館を廢す。○共同苗代實施縣令發布せらる。

明治四十一年一月米穀檢査實施せらる。○四月義務教育六个年となる。○五月六組

二五六九　の教員互鑽會を設立す。○八月十五日時光寺大佛成る。○十一月明治會事蹟を舞子行在所に奉呈し天覽の光榮を辱ふす。○各村に婦人修養會を開設す。

二五七〇　○始めて神社の合祀を行ふ。明治四十二年三月神爪、平荘、志方の三高等小學校を廢す。○四月東宮殿下寶殿山に行啓あらせらる。○半日二部教授を全日二部教授に改む。

二五七一　明治四十三年三月明治會文部大臣より表彰せらる、○曾根天滿宮幣帛料供進指定神社となる。○五月始て西志方小學校に教員住宅を建設す。○螟虫縦葉巻虫の被害多し。明治四十四年二月印南郡紀念文庫を設置す。○九月曾根村に金光教小教會所を創設す。○始めて東志方村及曾根村婦人會に尚歯會を開催す。○始めて電燈を點す。○今市郵便局を設置す。

二五七二　明治四十五年一月八木郵二歿す。○生石神社志方八幡神社平之庄神社神吉八幡神社幣帛料供進指定神社となる。○大正元年九月教育品展覽會を開催す。

二五七三　今上　大正二年四月曾根村に町制を布く。○五月第一回全郡聯合体操會を行ふ。○播州鐵道開通し國包驛を設置す。

二五七四　大正三年四月始めて小學校教員身体檢査を施行す。○十一月郡内生産品評會を開催す

二五七五　大正四年十一月的形村湊神社大塩村天滿神社幣帛料供進指定神社となる。○十月阿彌陀村地藏院に明治天皇駐蹕記念塔を建つ。

增訂印南郡誌

第一篇　町村

緒論

○印南の起名

印南の名號の諸書に散見するもの次の如し。

古事記　伊那毘

播磨風土記　印南、入浪

日本書紀　稻日

萬葉集　印南、稻見、稻日、伊奈美、不欲見

和名鈔　印南（伊奈美）

源平盛衰記　印南美

節用集　市南

古跡考　稻浪

風土記に

一家云、穴門豐浦宮御宇天皇、與二皇后一俱欲レ平二筑紫久麻曾國一、下行之時、御舟宿二於印南浦一、此時滄海甚平、風波和靜、故曰二入浪一、

とあれば其名は風波和靜の義に出づるかと按はるれども、景行帝御時既く印南別嬢の號あり、風土記に大帶日子命、誹二印南別嬢一、賀毛郡山直等始祖息長命（一名伊志治）爲レ媒而誂下行之時、別嬢聞而驚畏之、即遁二度於南毘都麻島一、於レ是天皇乃到二賀古松原一、而覓二訪之一、遂度相遇、勅云、此島隱愛妻、仍號二南毘都麻一、

と見に萬葉集に、

和伎母故我可多美爾見牟乎印南都麻

ともあれば隱は印南の名の起因にして不欲見の意なるべし。〔稿本播磨編年史〕

印南の名義入浪といふは古語和靜の義に協通せば歟、然れども景行帝已に印南別嬢を立てゝ皇后と爲し給へること記紀並に風土記に詳載すれば印南の名は穴門豐浦宮御宇以前に早く起る、彼一家云とあるは印南大津（鹿子水門）の故事に過ぎざると

想はる、巡覽圖會に、印南とは稻實の義歟とあれど此名は印南野の邊なる日岡大野（後の賀古郡）などを故里としたりと見ゆれば稻實といふも相かなはず。〔地名辭書〕

景行帝妃印南別嬢の名は當時の世稱なるべし、此妃天皇の下幸を聞き驚きて南島に隱れ給へれば天皇船にて度り選ひ給ひ其地を南毘都島と呼び嬢をも世に不欲見別嬢と稱せしにて印南は不欲見の訛ならん、尤も別は若にして姉の大に對して妹の義なり、されば風土記一家の說に印南の名は仲哀天皇西征の時に起れりと爲せるは誤也。〔矢內正夫私考〕

里諺曰、揖保郡稻根の稻を始めて此所に植ゑけるに殊の外能く出來て稻穗しなへて並伏して波の如し、仍て稻波郡といふ、今印南の字に替へたり。〔播磨事始經歷考、播磨鑑〕

稻　波

稻の波いく山道をわけ越えて
　東はりまに飛ひちらしけり。

此稻穗出生のことは揖東郡稻根明神の下に見ゐたり。〔播磨鑑〕

國名神名帖揖東郡に稻根明神あり、太市村峯相山麓に祀られたりし由にて、峯相記に

崇神天皇御宇三年秋九月香稻四本出生せり、即ち子細を奏上す、彼稻を種として諸國普く耕作すべしと云々、其以前は山野に自然生たるを人民分領定め乃貢を備へ私を顧ると見ゐたれども更に此類に非ず、當時國土流布の香稻恐く此種子なるべし、當初勅にて彼地に神殿を造り稻根明神と號す、當國古來隨分の本社也、國衙より是を祭る、云々。

印南郡にも稻根明神といへるがありて郡名の因たる由播磨鑑の一說に見ゐたり。〔稿本播磨編年史〕

○

一印南郡は舊明石國の域內にして今日に至るまで東播磨の稱あり、古書に稻日に作り其稻日野は明石賀古の二郡に在るを見れば印南明石は共に東播の總名に使用せられしを知る。〔地名辭書〕

一里俗今いんなみ郡といひ又いんなん郡といへれど誤れり、正しくはいなみ郡と唱ふべき也。

○印南郡の創置

印南郡は聖武紀神龜三年に初出す、然れども播磨風土記已に印南郡の記事を載せたれば同郡が一郡として分割せられしは決く國郡制置の初なるべし。〔地名辭書〕

○

明治四十四年六月一日發行の兵庫教育誌上に播磨國郡名考の出でて、その印南郡の部に

印南郡は舊明石の國であつて聖武紀神龜三年に初めて出で居れば、日本書紀に桓武天皇延曆五年四月に印南郡を置くとあるは疑はしい。

とあり。

和銅六年より靈龜元年までの間に選ばれて風土記あるが中にも、最も古記也と稱せらるゝ播磨風土記に既に印南郡の名見ゆれば、同郡を一郡として置かれしは決く大化新政の際なるべし。

然るに寶曆年間に選ばれたる播磨鑑印南郡の部に

續日本紀、桓武天皇延曆五丙寅年四月、置二印南郡一、許レ之、

寶曆十庚辰年まで九百七十五年になる郡名也、と出で、近ごろ選ばれたる印南郡誌にもこの說出づ、本誌所載の說には日本書紀とあれども是は勿論續紀を指せるにて其出所は蓋し同一なるべし、されど予の見たる延曆五年紀には印南郡創置の意は毫も見ゐずして、そは說く者の誤見ならん。

續日本紀桓武天皇延曆五年夏四月庚申朔の條下に

乙亥、播磨國言、四天王寺僃麿郡水田八十町、元是百姓口分田也、而依二大政官符一入レ寺訖、因レ玆百姓口分、多授二比郡一、營種之勞、爲レ弊實深、其印南郡、戶口稀少、田數亙多、今當二班田一、請遷二僃麿郡一置二印南郡一、許レ之、

とあり、當時飾麿郡は國府の所在地なれば大寶令に據れる國司並に郡司の職分田、草上驛の驛田、其他公田、學田、國分僧尼田、中央政府の職田、位田、功田、賜田の班給などに加ふるに紀に見ゆる四天王寺田八十町を以てすれば百姓の口分田外に少くも三百町歩は消に行く計算なり。

されば令に、凡給二口分田一、務從二便近一、不レ得二隔越一、とあるに拘らず同郡の口分田は多く隣郡に

授け來れり、されど其弊たる頗る大なれば國衙は毎六年班田の年に當る延暦五年に太政官に言上して僊磨郡に在る四天王寺田八十町を印南郡に遷置せむことを請ひて官より許されし也。

今按に播磨鑑の作者は本史流覽の際唯末文のみ見て全文を通讀せざりしより斯かる誤説の傭を作りしならんか、世人の誤解を正すため本文を投ず。

〔兵庫教育二二七號矢内氏論文採意〕

○印南郡の發達

一

播磨風土記印南郡の條下、里名四を擧げたり。

益氣里　含藝里　大國里　六繼里

即ち、益氣里は今の益田村池尻村の地方にして、含藝里は神吉村、大國里は今の大國村生石村の一帶なりしなるべし、印南川の一支流が今の益田の東より神吉、大國、生石の前を龍ヶ鼻へ流れし比、其北岸の高地二里許が間にこの三里は發達せし也。

たゞ六繼里のみ其所在を詳かにせず、或は其當時印南川の中間島なりし砂部、六本松の地方也といひ、或は遠く御着、佐土の附近也ともいへり。

播磨風土記は和銅以後神龜以前の作なりといへば奈良朝の比には我が印南郡は僅に里四を有せし一小郡たりしに過きず、而も戸令に以二五十戸一爲レ里とあるより見れば略當時の樣を想察し得へし。

二

其後平安朝の比源順の撰みし和名鈔に見ゆたる郷名左の如し。

益氣郷　含藝郷　大國郷　餘戸郷　佐突郷

郷は風土記に見ゆる里の改稱とす。

孝徳天皇の世國郡里を定め、國は郡を統べ、郡は里を統べ、里は村を統べたり、令制五十戸を一里一郡二十里を極限とせしが、のち里を郷と改む、元明天皇和銅六年の詔に郡郷と見ゆ、出雲風土記に依二靈龜元年式一改レ里爲レ郷とあれば此頃改めしならん、令義解に神龜二年里を改めて郷とし村を改めて里となすとあれど、是より先に既に郷と改めたれば此時には統轄を明かにしたるものならん是より郡の下に郷、郷の下に里を置く、蓋し里は條里の里と同字にて混はしければ郷の字に改めしも也と條里圖帳考に云へり。〔國史大辭典〕

即ち奈良朝初期より平安朝初期に至る二百五十年許が間に風土記六繼里を失ひて佐突郷及餘戸郷を增せり。

而して佐突郷を六繼里の改稱とすれば標註古風土記中に粟田博士の註記せる説を正しとす。

六繼里　和名鈔不載、按國圖、飾東郡有御着村、本郡相接、○即ち博士は御着はみつぎの轉にしてみつぎは六繼の轉也と考へられし也。

佐突郷が奈良朝以前已に一里を打立つるまでに發達せしことは本篇佐土村の條下に詳述せる所の如し、然れども同里が六繼里の後也と斷定するには今少し材料の薄弱なるをうらむ。

餘戸は戸令に凡戸以二五十戸一爲レ里、毎レ里置二長一人一とありて、義解に、若滿二六十戸一者割二十戸一立二一里一置二長一人一、不レ滿二十戸一者隷二大村一、不レ須二置別一也と見ゆたる餘戸別置の謂にして大國里の餘戸なれば阿彌陀附近なりしなるべし。

村翁夜話集佐土、佐土新の二村を餘部莊となせるは採る可からず。

然れば此時なほ三百戸に滿たざりしにて特に志方地方は民居至つて尠かりしならん、桓武紀に、印南郡は戸口稀少也といへる理ありといふべし。

三

其後鎌倉開府以後徳川開府以前の郷莊名と按はるゝもの播磨鑑に見ゆたり次の如し。

都染莊　平之莊　志方莊　神吉莊
舛田莊　平津莊　雁南莊　伊保莊
佐土郷　的形保

即ち郡の殆んど全部が莊園たりしを知るべし。

莊園とは王朝の中年以後より皇族勢家並に寺社の私有となれる地を云ふ、本來は別業地の稱なり即莊は田舍の義、田間に在る屋舍をいひ、園は苑の藩を設けあるもの、樹木を植うる所をいふ、莊所、莊地、産業所ともいへり、輸租地、不輸租地の二種あり、從來莊園は悉く不輸租地といへるは誤也、不輸租地は神社佛閣等特殊の土地に官符、宣旨、綸旨院宣を以て租稅課役を免除したるものゝみに限る也、然るに現存する古文書等は是等勅免の地のみ多きを以て世人が誤解したるものならん。

鄉は地租雜役の二色を負擔すれども莊には兩免のもの多し、又保は一色のみを免せらるゝ都邑の謂也。

なほ之を和名鈔に比較すれば、

都染、平、舛田の三莊は益氣鄉の發展したるもの
志方、神吉の兩莊は含藝鄉の發展したるもの
伊保、雁南、平津の三莊は大國鄉の發展したるもの
佐土、的形の二鄉は佐突鄉の發展したるもの

なるべきか、斯くてもなほ志方地方の人口稀薄なりしを知る、尤も此比には五十戶一鄉の制は已に濫れしこと明かなり。

志方は後世東西兩莊に分れたり。

德川時代に入りて大莊屋の制の設けらるゝに至り鄉莊の制は殆んどその存在をすら認められざりしも、なほ神社の氏子關係、池川の用水關係によりて今日に至りてなほ纔にその面影の存せるを見る、神社に存れるもの次の如し。

都染莊	井口	若一王子權現
平之莊	山角	若一王子權現
志方莊	志方	八幡宮
神吉莊	宮前	妙見社
舛田莊	各村	益氣宮
平津莊	生石	生石社
雁南莊	木村	泊神社
伊保莊	曾根	天滿宮
佐土鄉	佐土	白髭社？
的形保	的形	湊神社

四

寛文印知集印南郡下村名七十五を擧げたり、右は當時の幕領を除きたれば、今市、中島、細工所以下數個村は此外也、然れば大約八十個村と見て可也。

是を酒井家入部當時のものと按ずるに村附と比較するに、民業篇にも擧げたる如く約百個年間に於て二十四の新村を增加せり、即ち次の如し。

北山新村	長尾新村	地德新村	福居新村
佐土新村	魚崎新村	米田新村	船頭村
舛田新村	長慶村	清水村	宮前新村
原新村	山中新村	成井新村	雜鄉新村
西山新村	小畑村	中山新村	一本松新村
陰山新村	寺谷新村	白澤新村	

阿彌陀の東なる新池村は北池、南池の兩村に分たれたり。

明治維新以後東に於て、加古川、木村、西河原、友澤、稻屋の一町四村を加古郡に送り、西に於て志吹、唐端新、大釜、大釜新、清住新、北野新の六個村を飾東郡に送り、且又郡內に於ても村の併合を數多く斷行したれば、現時にては一町八十七個村を數ふるに過ぎず、このこと政治篇に詳しければ省略に附すべし。

天正以後の石高及び村數左の如し。

天正中	九八村	三、四〇八〇石〔古跡便覽〕
慶長中	九五村	四、七〇三二石〔同　上〕
元祿中	一一四村	三、五八〇〇石〔國郡名考〕
寶曆中	一三七村	四、四三三六石〔播磨鑑〕

曾根町

曾根一に曾禰に作る、もと天川の西檜笠山の麓黑岩の邊に在りしが一年天川に大洪水あり、其時河水氾濫し家屋大部分流失せしかば中古民居を現今の地に移せしもの也といふ、起名の由來を詳にせず。

曾根とは磯根の義にして昔は海邊なりしならむ。〔萩之家遺稿〕

そねは六つかしき問題に候も、大やう二つの種類あるに非ずやと存候、九州などの海邊のかくれ岩などに何々そね多く候、石根（そね）ならんと云ふ說に候、更に又峰に對する麓の原を云ふとの說も承り居候（おはそね）土佐の大埴鄉に就ての村岡翁の說なりしかと記憶致候。〔柳田國男氏報〕

曾根の名はもとあいぬ語より出でたるにあらざるか、あいぬ語のそは大なる岩を意味しねは麓、ふち、そば、ほとり等を意味す、故に曾根とは大なる岩の邊りの意なるべし、古傳に曾根が中世以前天川の西檜笠山の南麓なる黑岩の邊に在りたりといふも亦其証とするに足らん。〔龜田次郎氏談〕

そね（埴）は小石交りの瘠地をいふ。〔言海〕

曾根神社の緣起に、菅公筑紫に坐す時御公達淳茂家臣十三人と共に公の後を慕ひ行く途中播磨に到りし時公の薨去を聞き哀に堪へず、此地に御手植の松あるの故を以て遂に其傍に閑居す、其後裔連綿として今に其統を絕たず、淳茂の裔は代々社司となり十三

臣の裔は代々頭筋と稱し今五十戸となれり、といひその祭典の記事に曾根村を本莊村といひし如く記せり。

里翁說に曰　曾根村は舊名を本條（一に本庄）と申せし由、曾根氏居住により改名すといふ。

按ふに本條とは河東に發展せし部落なるべきも河西より曾根部民の移り來るに及び自然に其稱呼を失ひしものならんか、曾根氏云々は牽強の說なるべし。

舊幕時代一夜檜笠橋附近より失火して全村の大半を燒失せしことあり、村の東なる鎭火神社は此時勸請せしもの也と傳ふ。

大正二年四月一日町制を布き曾根町と稱せり。

伊保村

○伊保崎村

村が伊保山の陽濱に位置するを以て此名あり、中古自然の稱呼に從ひ略して魚崎の字を用ひたりしが、明治の初年舊稱に復し伊保崎と改めたり、一時は五百崎と書きしこともありき。

往昔今の千鳥橋の邊り一帶は深き入江にて伊保の湊と稱し有名なる泊なりき、村はこの湊とともに發達せしものと按はる、中古は魚崎千軒と稱したり。

本村は寬治四年御厨九ヶ所の一なること賀茂社舊記に見ゆ、以て其古きことを證すべし、白矢藥師の舊記に天正以後の開村の如く說けるは採るべからず。

御厨とは神領の一種、神に供する御贄を獻じて御厨の用に供する土地をいふ、單にみくりとも稱す、賀茂社にもあれど多くは伊勢神宮に屬せり、按ずるに御厨はもと御供を調進する屋舍をいひしが、後には御厨のある土地の名に移り、遂には神領にして御厨の用に供する土地をもいへるに至りしものなるべし、倭訓栞に、みくり、白居易が詩珍に羞降二御厨一と見わたり、御贄を奉る地をいふ也、大明會典に神厨の字見わたり、御供所といふ是也と見わたり、御厨預、御厨司ありて其土地を管領せり、（中略）賀茂御厨のことは百練抄寬治四年七月十三日の條に賀茂下社又分二置御厨諸國一云々、賀茂社古代莊園御厨に御厨九ヶ所と見わたり。〔國史大辭典〕

○市場はその昔魚鹽賣買の市場が此地に開けたからそれで斯の名がある、近く維新の頃までは西川が市場天神のところまで入りこみ伊保姓を稱ふるほしか屋がそこに遺つてゐた、その頃は船が澤山いりこんで加東の市場か印南の市場かといふ位であつたといふ、明治三十六年川を埋立てゝ一部學校の基本財產にせられた。

○渡場は明治の初年千鳥橋の架らるゝ以前此地と荒井との間に船渡場のあつたから此名がある。

○高須は梅井の後に出來た村である、伊保崎から入江勘十郎家の血統の人が出て來たのが一番古い、其後伊保崎や梅井あたりから段々移住して來たものらしく、舊幕時代には梅井と伊保崎とは碁盤の目の如うに宅地が入り交つてゐた、井村家は萬治中伊保崎眞淨寺第三世秀哲和尙の弟の井村善太夫（寬文二年壬寅五月六日死）といふが分れて來たのが最初である、當時は本多中務卿領主の時で、已に八軒あつたといふ、八軒の內今殘つてゐるのは淡路屋林兵衛、泉屋彥九郎、泉屋兵右衛門の三軒だけである、而し大部分は矢張り荒井から來た鹽梅で今でも荒井の門徒が半分以上ある、習慣でも荒井の所作に似てゐるところが多い、荒井は鹽濱の根元地であつて梅井高須の鹽濱は其分家とも言ふべきものである、高須の鹽濱のなくなつたのは五十年許前のことである、按ふに梅井荒井の方面から來たものは鹽濱の關係が主で伊保崎の方から來たものは商法上の關係が主であつたらしい、今では六十五戸にもなつてゐるが其內維新以後他から來たものが殆んど三十戸もあつて寺の如き十三个寺もの檀家である。

○

一伊保の湊　印南郡、曾根小四郎の領せし所。〔古所拾考、播磨鑑〕

一古き書に魚崎を伊保崎と記せり。〔里翁說〕

一伊保崎　荒井の西にて今魚崎に作る、昔は伊保の湊とて大船の泊り也、今も千軒ばかりの村あり。〔巡覽圖會〕

一伊保莊の名宣胤記明應六年の條に見わたり。〔莊園考〕

一伊保崎　今伊保村といふ、伊保山の陽濱なれば此

名あり、或は魚崎に作る、伊保の湊といふ、往昔は伊保崎と高砂の間全く曲江淺海をなしゝ如し、今も痕跡顯然たり、賀茂社舊記、寛治四年、御厨九所の一を播磨國伊保崎とす。〔地名辭書〕

○梅井村

梅井村は慶長中加古郡荒井村六左衛門の塩田を開發し村民を率ゐて此地に移住せしに創まる、一時は荒井新村と私稱せしが、寛永二年姫路藩主より村として取立てらるゝに及び魚崎新村と公稱せり、明治九年村の前戎神社の傍に梅の井ありて口碑に嘗公の遺跡といふあり、之に因みて同年四月今の名梅井村に改めたり。

もと魚崎村字高須に當村戸數三十餘戸散在せしを明治九年同村へ編入す。〔地誌條目〕

○

一慶長九年之比加古郡荒井村六左衛門と申す者、姫路城主池田武藏守様より此地に塩濱開發之儀願出候處御聞濟に相成則奉行小西五郎右衛門様御見分之上濱普請御差圖有レ之塩濱成就之上村取立可レ給之處城主國替に相成則小西様を以て此地後村開發救免之奉書六左衛門へ被レ爲二下置一候、武藏守様國替以後本田美濃守様當國姫路城主と被レ遊候、寛永二丑年六左衛門奉書の次第を以て村取立願上候處御聞濟に相成村取立に付則奉行多川勘之丞様服部彦左衛門様地割方は服部太郎七様御出張有レ之村取立に相成候、六左衛門自分頭と相成百姓二十餘人荒井村之人別相離れ當地へ引越候に付城主より六左衛門を村方庄屋に被二仰付一候。〔魚崎村明細帳〕

一印南郡魚崎新村高須と云、元は荒井村六左衛門といふ者初めて開發居宅を移しけるが故荒井新村といひしが郡違ひにつき魚崎新村と改むといふ、荒井村の寺院に旦那多しとかや。〔村翁夜話集〕

一魚崎新村、今は改稱して梅井村と謂ふ、舊幕時代此村の飛地が川東に三十三まちあつた、鍋島新田と言つたのがそれである、明治の初年飛地編入の際荒井村に屬して今では字を入軒と稱してゐる。

梅井村の地字に

元濱　北濱　九十前

つぼや濱　半十郎濱　利太夫濱

平兵衛濱　東新濱　西新濱

新濱

等いふのがある、これらは皆塩濱であつた、荒井の人の手になつたのは元濱北濱の二つで、九十前以下五つは伊保崎の人によつて拓かれてゐる、つぼや、半十郎、利太夫、平兵衛何れも伊保崎の人である、東西新濱、新濱の三つは助力は他に仰いたかも知れないが梅井の人が主になつて拓いたものらしい、新濱が水田になつたのは一番遲いことで、それはやつと六十年ばかりにしかならないといふ。

○今市村

嘉永六丑年三月わたや與三兵衛の認めし村方由來書左の如し。

今市村は今市郷今市浦と稱し天明八申年迄凡七百年を經たり、先年當所二十四軒、村方は年寄庄屋は米田村の支配、庄屋當浦へ被二仰出一てより十八九代になる、當國刀田山鶴林寺中堂棟木に今市郷と申す書付あり、當浦氏神泊り社鐘は當所主齊と申す仁近邊かくや銀子集明神宮鐘出致したると聞傳ふ、右鐘銘に今市浦願主主齊とあり。

後醍醐天皇中國御下向の御時御荷物御役人衆御船に當所へ二十五人曾根村へ二十五人船子被二仰付一しが當所小前人數不揃に付江島にて六人雇ひ都合二十五人出したり。

且當浦船子共御上御意に入り當浦方の海邊の入用等永々御免被二成下一難レ有御事也、其後當浦川にて取りし鰡五百塩切右の御禮として江戸表へ毎年差出せしが年々道中入用等多分に付小堀遠江守様伏見に居らせられし砌右道中入用申立願出しが江戸表御聞濟となり、十七年間伏見小堀様まで持參せり、其後は大久保加賀守様の御支配となり御藏元被仰付相勤め申したれども右鰡五百御さい（○後歳か）中絶せり。

○中島村

中島村はもと雁南莊に屬し今より八百六十年前今の伊保崎村の元なる山本千軒より遂次此地に移住して

村落をなせしものゝ如し、寛永以後に開發せる水田の主なるもの左の如し。

寛永十四年に開きしもの。（今の化瀬）

正保三年に開きしもの。（今の川原）

寛文延寶に開きしもの。（今の宮の附近）

一村の西北部に北畑といへる字あり、播磨鑑に

傀儡師

明石郡押部和坂、三木郡三木町、加古郡荒井村、印南郡中島村、飾東郡宇佐崎村、神西郡奥村、佐用郡寶藏寺村

右の在所に座本ありて諸國へ芝居に出る。

とある中島村は即ち此所とす。

○中筋村

村はもと西山の中道といふ處にありしが天正中羽柴の臣堀尾茂祐主命を奉じて日笠山より龍ヶ鼻を經て岩橋山に至る潮止堤塘工事を起すに及び現今の地に移りしもの也といふ。

白矢藥師に豊公新開堤防普請繪圖並に其説明書あり、當時荒山の西、南池、北池、魚橋一帯の地は大なる沼なりければ樋を設けて新田の用水池となせり。字池の尻は此池の尻に位置するを以て號けられたり、開村は本村よりも古し。

而して該池は長く殺生を禁せられしを以て末年池番人を置けり、是を芝村の起原とす、開村亦本村よりも古し。

一元祿二巳年十一月十五日出火、酉の中刻より亥の上刻まで、家數七十七戸燒失、但し小馬場砂長左衛門、片彦兵衛、片松右衛門右三人の家限りに消止む。倉納屋多く候。〔船津家舊記〕

米田村

○米田村

本村の起名は元亨釋書に委し。

大化元年船師藤井官租を載せて南海を過ぐ、法道仙人法華山に在り、鉢を飛ばして供を乞ふ、藤井曰く御厨の精粳也私情に違あらずと、鉢便ち飛去る、是に於てか船中の群米鉢に隨ひて飛運し去ることなほ雁陣の山中に入るが如し、藤井大に驚き奔りて庵所に到り悔謝して憐を乞ふ、法道笑ひて諾す、言已りて群米前の如く飛歸る、其米千石遺失あることなし、只々其一俵印南川の上りに落つ、此より此地富人多し、里俗米墮村と號し又米田村と曰ふ。〔元亨釋書譯出〕

今按に法道仙人は大和長谷寺開基德道上人の事にして行基菩薩と同時なれば元亨釋書の年代は大に誤れり。〔矢内正夫私考〕

即ち印南川の西北岸に沿ひて發達せる部落とす。

承應の頃この村米墮、今在家、小畑、奥野、北河原の五个村に分れたりし舊記あり。

一今在家は内宮天神の西、西光寺附近の一帯をいふ、後年米田本村より分村したるものなるべし。

一小畑は今在家、塩市の間なる畑の稱なり、明治十八九年の頃までは此地なほ両三の家居存したりといふ、小畑の南を里俗小畑か濱と稱し往古此地は賀古川尻の深き入江にて和船は一本杉の邊りまで入込み來りしといへり、前年旱魃の際此地に井を掘りしに芦葦の根數多出てたり、或は船底の板横たはりて遂に工を止めたるもありき、土地も一帯に窪みたり、入江なりしは事實なるべし。

一奥野は今在家の北なる畑の稱也、茲に村落のありしもの歟、他に移住せし由にて今にては一家もなし、米田村に奥野屋と稱する家あり、前年奥野畑開墾の際貝殻夥しく堆積せるを見受けたり。

一北河原は今も米田の一字として存せり。

○古新村、米田新村

古新村は米田村より分れしものにして最初は單に新村といひしが、後今の米田新村の開發せらるゝに及び古の一字を冠らせ古新村と稱せし也、同村三好家に左の舊記あり。

三木の城主別所小三郎長治殿の家中に三好三郎兵衛といふ者あり、右三木落城の節米田村より御部屋に一人の女中參り居候處、此女中姙娠被ゝ成候につき、米田村へ御歸り被ゝ成候、此時右三郎兵衛附添ひ米田村に來り當地開發被ゝ致候、其砌同役八人被ゝ罷出ゝ候に付初は八ツ家村と申せしが其後古新村と申す地名に被ゝ改候、天正十四年四月より文政五年まで凡二百二十年に相成候由、

即ち右は文政五年の記錄にして當村は天正十四年の開發なるべき歟。

米田新村の起原に就ては元文二年の村明細帖に左の如く記されたり。

當村は慶長十三申年池田三左衛門樣の代に始り申候、高七十五石七斗五升四合。

以前は米田組にて御座候ところ元文二巳の三月より砂部組に相成申候。

地方にては當村を八ッ家村といひし如く傳ふれども小松原、荒井、高砂の三町村と當米田新、古新の聯合井堰を四箇の湯といへることより、古新村三好家の舊記に同村の舊名を八ッ家村といひし如く記せることより、且は現に古新村を下八ッ家と言へること等より按ふるに八ッ家村は古新、米田新の兩村を合して呼びし名なるを知るべし。

○塩市村

當村は昔時海濱の入江に沿ひし一部落にして塩の市場ありしより此名あり、天正中三木の落武者の來住するに及び漸次戸口を增加して現時の本村を形造れり、加古川の氾濫すること屢々なりしため今にては殆んど舊記と稱するもの存在せざれば詳細は知る由なし。

龍山の麓の里を塩市村といふ、往古此邊りはみな海濱にて船入場處也、其後次第に埋りて人家出來たり、此龍山は慶長の頃より石を切出し諸國へ運送して民人の家業とす。〔播磨鑑〕

○島　村

島村は昔海中の島地なりし故名付くといふ。

寶殿驛を中心とする一帶の平野が上古に於て大きな入江であつたことは附近の村名によつても明かである、即ち砂部、平津、岸、島、塩市等悉く總てが海に關係あるものばかりで、地形に按へてもそれとうなづかれる、それに寶殿驛の北一帶を今に神吉の沖田と言つてゐるのである、南北朝時代に於てすら加古川が三つも四つもに分れて寺家魚橋の間を龍ヶ鼻の方へ流れてゐたといふではないか、中筋村藥師寺の舊記にも天正中秀吉は其臣堀尾茂祐に言付けて潮の浸入を防ぐために日笠山の麓から伊保崎村を東へぬけて龍ヶ鼻の下を通つて塩市村を東へぬけて米田村の前を平津村の南へ出て砂部を通つて益田の前から岩階山の方へ一寸二里許の長い間を築堤させたと出てゐる、現に其の堤の跡も明瞭に遺つてゐるのである、是等のことも何か此の間の消息を窺ふ上に參考になりはしまいか。

○神爪村

本村の起名に關し諸書に散見するところ次の如し、

一、神代の昔大已貴命少彦名命と力を戮せ石の御殿を作り給ひける時阿賀神軍を起し二神に反きければ二神大いに怒り直に諸神を集め阿賀神を討平げ給ふ、其の神を集め給ひし所は神詰の地にして即ち今の神爪村也。〔石寶殿緣起〕

二、神爪村は往古日向大明神の神馬の爪の殘りし處といふ、又一說、高御位大明神此山に鎭座ともいへり、依て村號とす。〔村名故事記、播磨鑑、里翁說〕

峰相記に、日向大明神は養老年中に彼國より石船に乘りて容顏美麗の女躰侍女を多く召具し賀古浦に坐す、即ち高御倉思食付て通ひ給ふ間大石子御嫉妬に依て川より向ふへ居奉り給ふ、侍女は泊明神等是也、と見にたり、即ち右は高御位明神が日向明神の許へ通ひ給ふの故事より傳へしもの歟。

三、昔何れの時にかありけむ、大和國畝火耳梨の山ごも香山を懸想して各々得て妻にせんと相鬪ひける、出雲國阿菩大神此由を聞き諫め止めんとて播磨まで來りしに鬪爭相止むと聞きて本國へは歸らでその乘る所の船を覆せ是に坐して播磨に止まる故に神集の形覆といふ、神集即ち今の神爪村なり。〔巡覽圖會〕

香山と耳梨山とあひし時

たちて見にこし印南國原。〔萬葉集〕

右は播磨風土記に、揖保郡越部里神阜、出雲國阿菩大神、聞二大倭國畝火香山耳梨山三山相鬪一、此欲二諫止一、上來之時、到二於此處一、乃聞二鬪止一、覆二其所一乘之船一而坐レ之、故號二神阜一、阜形似レ覆(レ船)、とあるを萬葉集略解の著者橘千蔭大人は阜を集と謬り見て神集と爲し、天智

帝三山の歌の末句に伊奈美國波良とあるに考へて神爪の地となせる也、採るに足らず。〔矢内正夫註〕

四、予は印南郡神爪の稱に就て比須良比賣の采地即ち侍女田が約りけるに非じかと按ひしことあり。〔大阪毎日新聞「兒窟の古墳に就て」〕

出雲臣比須良比賣は印南別嬢の掃床に仕へし人也、後年景行帝別嬢を迎へ給ふに當り此姫は別嬢を帝に媒し奉りし息長命に賜はりし由風土記に見わたり。

五、石寶殿の附近を神爪といへるは即ち神鎭にして國神鎭護の意なるべし、萬葉集卷五好去好來歌神豆麻利を略解に眞淵翁は、神集也、室云、神鎭也、云々、とあるを按ふべし。〔稿本播磨編年史〕

○三山神話

井上通泰

萬葉集一の卷に

かぐ山は　うねびをゝしと　耳なしと　あひあらそひき　神代より　かくなるらし　いにしへも　しかなれこそ　うつせみも　つまを　あらそふらしき。

反歌

かぐ山と　耳なし山と　あひし時　たちて見にこし　いなみ國はら。

といふ歌がある、これは中大兄の三山歌といつて齊明天皇の御世に皇子中大兄即後の天智天皇が播磨國印南にて作りたまうた御歌である、印南の地に臨みたまうての御作といふ事は反歌にたちてみにこしいなみ國はらといひするゑ給へるにて分る。

長歌の大意は

傳へ聞く所によれば昔大和にかぐ山、耳なし山、うねび山とて三つの山のある內かぐ山と耳なし山とは男山、うねび山は女山であつたがそのうねび山をかわゆいといつてかぐ山と耳なし山とが我こそうねび山を獲めとて相爭うたと云ふ、さては神代にも妻爭と云ふ事はあつた事ぢやさうな、今の人間にも妻爭のあるのは是非が無い。

といふ意、又反歌の大意は

昔かぐ山と耳なし山とが戰うた時に出雲の阿菩の大神が立つて樣子を見にいなみ國原まで來られたと云ふ事であるがこゝがそのいなみ國原よな。

といふ意である、いなみ國原の國はもと一區劃の稱で廣きにも狹きにも云つたのである、後には若干の郡を集めたるものを云ふ事となつたが古は後世の郡又は鄉に當れる狹き區域をもくにと云つたのである。はらはすべて廣くして平なる處をいふ、されば國には國はらといひ海には海ばらといひ天には天のはらといふのである、さていなみ國原は又いなみ野といつて今の印南郡よりは廣く其東なる加古郡にも亘りし稱である、印南國原と印南野とを別とせる說があるが余は之に從はぬ、印南の文字を用ふる事は風土記、續日本紀、萬葉（六卷）にも例があるから千年以前からの事であるが昔はいなみ又はいなびと云つたのである、然るに後世になつて借字の印の字に囚はれていんなみと云ふやうになつた、まだしもいんなんと云はぬが仕合である、恐らくはなみの借字に南の字を用ひてあるのをみなみの略語と思ひ許していんなんとまで訛らなかつたのであらう。

さて彼反歌の大意を述ぶるに當つて出雲なる阿菩の大神がと云つたが阿菩の大神と云ふことは右の反歌の中に見にぬ、全体右の反歌はたゝへて云はば古雅とも云ふべきか、一首の中に主格が無いから誰が立ちて見に來たのか分らぬ、そこで他の古書に據りて出雲なる阿菩の大神といふことを補ひ入れて釋いたのである、其古書は何ぞと云ふに例の播磨風土記である、即其揖保郡の條に

出雲國の阿菩の大神、大倭國の畝火、香山、耳梨三山の相鬪ふと聞きたまひ此を諫め止めむとおもほして上り來ます時此處に到りたまへは乃鬪止みぬと聞きたまひて其乘りたまへる船を覆せてましまし、故神阜といふ、阜の形覆せたるに似たり。（もと漢文）

とある、書出しはもと神阜所以號神阜者などあつたのがおちたのであらう、さらでは此處とあるか何處を指したのか分らぬ、又結尾も似覆船とありけん船の字が脫したものと思はれる、とにかく風土記の趣では阿菩の大神は揖保郡まで來たまへるにて天智天皇の御製の趣とはちがう、さるは傳說

が二樣になつて居たのである、今も揖保郡林田の南に神岡村といふのがある、これが即風土記に云ふ神阜の處である。

さて風土記に右の阜形似ㇾ覆の次に行を改めて上岡里云々とありて上岡里の下に本名林田里と註してある、此上岡を和名抄にはかむをかと訓ませてあるが、こは恐らくはやはりかみをかと訓むべきで彼神阜に因れる名であらう、即神阜といふ岡の附近にある村落であるからもと林田里といひしを改めて上岡里といつたのであらう、今の林田里はもとあはなしの里と云つたのである、即やはり風土記に

林田里（本の名は淡奈志）土は中の下、淡奈志といふ所以は伊和里大神國を占めたまふ時此處に植（う）ゑたまはむ御志（みし）ましゝかば遂に檉樹生ひき故（かれ）淡奈志と名づく。（もと漢文）

とある、されば林田が上岡とかはり淡奈志が林田とかはつたのである、因に云ふ、林田の大詩人河野鍈兜の別號を檉村と云つたさうであるがそは右の遂生檉樹の本文によつたのである。

抑播磨風土記は元明天皇の和銅六年の勅によつて撰述したるものであるから今より千二百年を經たる古書であるがはやく世に隱れて亡佚したとばかり思はれて居た所が安政元年即今より六十年許前に再世にあらはれたのである、さればそれより前の學者は此書を見る事を得ず、彼阿善大神の傳說の如きも僅に鎌倉時代に仙覺と云ふ僧が作つた萬葉鈔と云ふ書に引用せるによりて窺ひ知つたのである、然るにその萬葉鈔の流布本には神阜の阜が隼又は集になつて居る、賀茂眞淵は神集とあるに基つきてかづめとよみ其門人狛の諸成は。

今も播磨の鹿子川の西に神註ふて里あり、ここをいふか。

といひ伴信友も亦神集を正しとし其神集をかづみと訓んで今印南郡にかづみといふ處のあるがそれであると云つて居る、げに印南郡に石の寶殿の後に當つて街道に沿うて神爪といふ處があつて今かづめと呼んで居る、若阿善大神の御船を覆せ給ひしが此地ならば萬葉の歌にたちてみにこしいなみ國原とあるにはよく合ふが如何にせん諸成が萬葉

考に頭註を加へ信友が長等の山風といふ書の中に右の事を論じた時より後に發見せられた播磨風土記の本書に阿善大神の事は揖保郡の條に出てをる上にそれには神阜とありさうして今も揖保郡に神岡といふ處があるから諸成、信友等の說は成立せぬ、されば天智天皇の據り給ひし傳說では阿善大神は印南國原まで來りたまひし事となり、風土記に擧げたる傳說では揖保郡の神阜まで來たまひし事となつて居たのである、固より神話の事であるからどちらが眞實とも定められぬ。

因にいふ、姬路の東南に阿保といふ處がある、これは彼阿保大神の名によれる地名ではあるまいか此事は夙く信友も云つて居る、但風土記には

英保（あぼ）里、土は中の上、右に英保といへるは伊豫國英保村の人到來てこゝに居りき、故英保村といふ。

とある、伊豫國とあるは無論伊賀國の誤であらうが此說も亦棄てられぬ。話がなつかしい姬路に近づいて來ると云ひたい事が澤山出て來るがあまり時間が長くなるから今日は之で止める。（大正三年六月十八日播州會にての講演）

○船頭村

當村の開發は甚だ古からず、口碑の傳ふるところに據れば加古川城主糟谷武則の弟同姓武政大阪陣に敗れ浪士となりて鄕里に在りしが元和中歸農して此地に移りしに始まるといへり。

當時加古川は益田の前にて二瀨となり今の本流の西に並びて猶一支流あり、本村及び出河原はその堆砂中に位置せし也、こゝに二渡ありて往還甚だ難儀なりしにより武政同姓助左衞門なる者を伴ひ來て茲に渡船を業とせし也といふ。

爾來加古川寺家の邊より此地に移住する者次第に多く渡船のみならず米、肥料、木材、其他を高瀨船に積みて市場高砂間を上下したり、船頭の名爰に起る、後世ふなもとと訓むに至り今に兩稱あり。

萬治中姬路城主榊原式部大輔忠次土功を起し益田堤を築くに及び西流は漸次埋れて荒野原となりしが其後米田の人の手によりて開墾せられたり、耕作に不便なるより何時とはなく船頭村の手に買取られて渡

船の傍耕作さるゝことゝなる、然れども當地は加古川に沿へるを以て洪水の災にかゝること多く農業甚だ進まず、現時なほ副業として營まるゝの狀態たり。明治の末年に至り川船を營むもの殆んど絶へ加古川毛織會社に職工たる者百に近し、毎月末本村に持歸る金額壹千圓を超ゆるといふ。

東神吉村

○神吉村

神吉村は上代の含藝里の後なり。

含藝里　本名瓶落、土は中の上、瓶落と號へる所以は難波高津宮の御世(○諡仁德)私部の局取が遠祖他田熊千瓶酒を馬の尻に着けて家地を求め行く時に其瓶此村に落つ、故れ瓶落と曰ふ、又酒山あり、大帶日子天皇(○諡景行)の御世酒泉湧出でき、故れ酒山と曰ふ、百姓飲む者即ち醉ひて相鬪ひ相乱れき、故れ埋めしむ、後庚午年人ありて掘出せば今になほ酒の氣あり。〔播磨風土記〕

一和名鈔高山寺本に含藝を賀奈牟と註し國用河南と附言するは後世の竄入なるべし、加古郡河南莊と相錯亂せるもの歟。〔地名辭書〕

一他田は通譯田にて亦長田ともいふ、孝元帝御子大彦命男稻輿別命の後にして後世の阿部仲麿、安倍晴明など同族也。〔稿本播磨編年史〕

一餝磨郡英賀里は釀酒の地にして韓國の名酒餉香(あが)といへるを傳へてければ地の名起れりといふ。他田熊千が落しける瓶酒といふは即ちこの餉香の酒にはあらざる歟。〔同右〕

一村名故事記、里翁說、播磨鑑の諸書は神吉村を文字に見て、此處高御位の神しばらく御鎭座、欽明天皇の十年三月六日の由、赤松袖日記に見わたり、神岩といふ田の字あり、と說けれど、神吉は風土記の所謂含藝にして瓶落の轉訛なること明かなれば神とは何等緣ある稱呼に非ず。後世三木別所の一族此地に構居し神吉姓を稱へしにより一時なこうじ村と改稱せしことありしも天正六年同城落城の後再び舊稱に復せり。

一此村古へなかうじ村といふ、落城の時より神吉といふ由。〔里翁說〕

一神吉村は舊名をなこうじと言つた、莊名をとつて今の名に改めたのは天正の落城以後のことだといふ、なこうじは神吉氏の系譜には奈幸子と見わ、安政二年の明細帖には七向(なつこう)寺と見わ、益氣(やけ)物語に記せる熊野權現の由緒には名古瀨と見わる、俗には砂部に三ツ六本松に二ツといふやうに村が七ツの寺に向つて位置するからそれで七向寺と言ふのだと言つてゐるが附會の說たるを免れない、なこうじは南越路で平莊都染あたりから柳峠を越えて南の方大國里へ出て來る通路に當つてゐるからの名ではなからう歟、或はずつと昔は神吉の沖田とも言つて村の前は深い入江であつたといふから浪越の意かも知れない。

○天下原村

天下原村は往古天人天下り天の羽衣を掛けし故村名とすといふ、天平勝寶六年二月のことゝ赤松袖日記に見ゆ。〔村名故事記、里翁說、播磨鑑〕

播磨小夜枕　　高倉道延

こゝもまた衣をかけし所とて天下りける人そゆかしき。

一說には昔毘沙門天降り給ふ故村名とすとも見わたり。〔播磨鑑〕

○升田村

升田村は上代益氣里の後とす、播磨風土記に益氣里　土は中の上、宅(やけ)と號へる所以は大帶日子命(○諡景行)御宅を此村に造り給へり、故れ宅村と曰ふ。

と見ゆれば益氣は神龜三年制にて宅を二字に改めしこと明か也、御宅は上古國々處々にある朝廷御料の御田を田部の民に作らしめ其稻を藏め置かるゝ御倉又はその官舍の稱にして國史大辭典に次の如く說明せり。

三宅　上代皇室御領地の一たる屯田のある土地に置きたる御倉又は官舍をいふ、即ち屯田より出だす稻穀を納むる所也、御宅(みやけ)の義一說に宮食(みやけ)の義なりともいへり、倉と官舍とを區別する場合には倉には屯倉官舍には屯家官家と書する也、御田及び屯倉(みやつかさ)を掌る官を屯田司(みやけのつかさ)といひ之に屬する官を屯倉

首（おびと）といひ屯田を耕す民を田部といふ。

以て上代既に當地方一帶が非常によく開拓せられたりしを察すべし、後世訓讀して益田と註し再轉して舛田に改め以て現今に至れり。

此のことなほ駿河國燒津（やいづ）の字を改めて益頭（やいづ）と爲し後其焚燒の義を嫌ひて萬之津と訓めるに同じ。〔稿本播磨編年史〕和名鈔高山寺本已に益氣を益田に作り末須太と註せり。〔地名辭書〕○蓋し益田は益氣田にして御宅田の謂なるべし。

此地に益氣山佐伯寺あり、恐くは針間別佐伯直氏人の家居ありてそが建てし寺なるべし、三代實錄光孝帝仁和三年七月十七日の條に出でたる印南郡人從五位下佐伯直是繼は其始祖は景行帝皇子稻背入彥命なれば上代に氏人が此地の帝の御宅を掌れりし緣故にて此地の出なるやも知る可からず。〔矢内正夫私考〕

○

一益氣鄉　和名鈔　益氣鄉

今東神吉村大字舛田及び平莊村に當るごとし、高山寺本に益氣を益田に作り末須太と註するは後世改變したる名稱ならん。〔地名辭書〕

一益氣里　帝此村に御宅を造り給へり、御宅は所謂屯倉にて御料の稻米を藏置する倉庫也、故に宅村と號す、その後里名二字の詔勅により益氣里に作る、後人益字を麻須と訓みしか今平莊部内益田村あり、藩政の時姬路領に都染組舛田莊あり。〔稿本播磨編年史〕

○出河原村

出河原村の開發は益氣物語に詳し、即ち左の如し。

○舛田新邑新田開發の事

扨又此里の前を流るゝは鹿兒川と號し、山城國愛宕山の麓より流れ丹波を經凡そ四ヶ國の水爰に溢れて西國一の大川也、然るにいつの比よりか此鄉の前より二瀨となりて中島あり、彼の山脇九右衛門（○織田信長の家臣山脇喜左衛門尉の一族山脇九祐聊かの事より浪人して益氣鄉に居住しけり、此人の嫡子也、）思ふやう前なる中島は新畑に究竟の土地也と茂右衛門、七兵衛、吉兵衛、彥左衛門、助太夫、與兵衛、次郎兵衛以上七人會合の砌此向

ふの中島に新田を開發せば五穀成熟致すべき樣に存ずる也各々如何にと申出づれば何れも尤もと同じける、然らば近々人數を揃へ開發致すべしと評議しけり、比は文祿二年癸巳正月下旬の事なりしが數多の人步を揃へ鐵器鋤鎌鶴觜等を用意し終日切積りしが三月下旬には新畑凡そ十町ばかり開發しけり、やがて植付時分になりければ軒別高下なしに配分し木綿、粟、黍、稗、大豆等を植付けゝる、此新田の中に大なる森あり、則ち此所を氏神の地に定むべしと退けおき與兵衛、次郎兵衛、太郎兵衛森の南へ家を建てて出る、是を中といふ、九右衛門、茂右衛門、七兵衛、吉兵衛、彥左衛門森の東に家を建てゝ出る、是を東いふ、右の人々耕作出精致しけるに殊の外豊作にて五穀百倍す、人々喜び當分は年貢も入らず、先づ氏神を崇むべしとて社造營の評議にかかる、折から中秋の霖雨にて川水募り井堰潰流れ來りしを引上げ先普請成就するまで氏神と崇むべしとて白幣を結付け森の中に祭り熊野權現と唱へ奉る、今にわくの宮と申せり、此宮の西に大木あり、是を大歲大明神と崇め石の祠を建てたり、又源太夫方へ新開の旨通達しければ好身三郎太夫、庄太夫申合せ西河原に新田を開發す、源太夫舍弟四郎左衛門は砂部村に居ながら二町餘り開發し支配人として好身の者を出置きける、同時に益田村堂本藤右衛門と申す者も家を建てゝ出る、是に依て五軒屋と申せり、又神吉村よりも庄左衛門、茂太夫の兩名　益田よりは傳右衛門、長右衛門、八兵衛、七郎兵衛　其他近村よりも段々に出で凡三十家餘りとなり新畑二十町步許も開發す、西の河原に少しの壘地ありしを三個所申合せ歲德神の祭田に開くべしとて即時に畑に致しける、それより正月十四日に頭與行し餅を搗いて饗應す、即ち東中歲頭として今に至り餅を振舞ふ也、斯くして此在所身上宜しく繁榮しければ世間よりは出河原隱里と申せり、家數增すにつけ在名を改め貢物には大豆を捧ぐべし先役人を定むべしとて茂右衛門を庄官として五人組頭には東にて七兵衛、九右衛門　五軒屋にて源太夫　中にて與兵衛、茂太夫、次右衛門と定め御願申上げ新田百九十七石六斗二升の在所となりける。

或時農長茂右衞門他行の折から牢人と覺しき大男三人のさ〳〵と入來り上座にのさばり聲を荒らげ我々は西國の牢人上方へ奉公に上るところ路銀に究したり、鳥目三十貫ばかり合力を受けたしといふ、內方出向ひ亭主は他出し內に居られず、殊に此村は比日の出村なれば錢かねとては壹錢もなし、外村へ御出下さるべしと斷れば武士ども付上り斯く言出せしからは其分にては濟されず、錢なくば着類なりとも早く出せ、其上にて了簡もあらんといふ、家內驚き如何せんとさはぐ所に森彦左衞門其長六尺藤柄の大脇差ゆたかにさし樫棒引提げ一文字に駈來りやにはになげすへにつくい盜人めら、敲殺して河へ引流すは安けれども、せめて後生は願ずとも命ばかりは助け置くべし、何處へなりともくせおろと引立つれば曲者這々の體にて逃失にけり、其砌は非人番はなく色々の惡黨度々ねだり込みしと也、九右衞門の門弟中彦左衞門は棒の名人なりしかば時の人棒の彦左衞門と申せしと也、其樫の棒今にあるよし。

其後茂右衞門老衰し退役、田中七兵衞庄屋役相勤む、次には其子猪左衞門、其子七兵衞、其子伊兵衞庄屋役相勤めしが、伊兵衞病身の故を以て弟伊左衞門に庄屋役をゆずる、其子文次郎の代庄屋退役。

以上の東、中、五軒屋を合して舛田新村と稱せしが明治三十九年八月一日舊稱に復し出河原村と改めたり。

○砂部村

砂部は往古孝靈天皇の皇子大吉備津彦命、若建吉備津彦命の御兄弟及び若建吉備津彦命の外孫にして景行天皇の后妃にましませし稻日大郎姬若郎姬の御居地にして皇子櫛角別王大碓命日本武尊眞若王彦人大兄王等を御養育あらせられし所也、大吉備津日子命は御一名を伊佐々彦命と申し奉れは砂部は此皇子に仕ふる部曲即ち伊佐々部の轉なるべしといふ、播磨風土記比禮墓の條に

年ありて別嬢此宮に薨せしかは即ち日岡に墓を作りて葬りき、其屍を擧げて印南川を度りし時大飄川下より來りて其屍を川中に纏入る、南に求むれども得ず、但だ匣と褶とを得たり、即ち此二物を以て其墓に葬りしかば故れ褶墓と號けき。

と見ゆるは當地より今の加古川を東に渡りて日岡山へ御送葬の節の出來事を序列せる也。〔古事記、風土記〕

孝靈帝の御世御子大吉備津彦命稚武吉備津彦命二柱相添はして針間氷河の前に忌瓮を居ゑて針間を道の口とし以て吉備國を言向和し給ふ。〔古事記〕

大吉備津彦命、亦名五十茀彦命、印南郡向二氷上之處一、有二砂部之地一、傳云、播磨稻目之住地、又云、伊佐理部皇子之御居所也、今案、伊佐理部皇子即五十茀彦也、盖皇子住二此地一歟〔稿本播磨編年史〕

○西井ノ口村

西井ノ口村は古へ古田村と稱せしが後年加古川の水を益田村向川より平津莊に引く湯の口に當れるを以て平井口村と改む、後井ノ口村と略稱せしが郡內上莊村にも井ノ口村あるを以て西の字を冠せたる也。

本村もと井口村、井口新村、六本松村の三村に分る、明治六年合して一村となれり、古來魚橋組に屬せしが其後神吉組となり米田組となり元文二年丁巳三月朔日砂部組となり天保八年加古川組となりて明治維新に至れり。

○井口新村

池田三左衞門樣御代井口村御百姓共困窮仕高之內百拾九石八斗四升五合上地仕候に付、入百姓被レ爲二仰付一諸役まで御赦免にて井口新村御取立被レ爲レ成候得共其後及二絕破一候に付、本多美濃守樣御代元和八年銀子麥種並に屋敷畑一反宛被二下置一取續く樣被二申聞一候、其節御役人石川左京樣御內星野久左衞門樣よりの御書付御文言。

印南郡井之口新村百姓しつけ申候事、一人に付牛飼申候銀子貳拾目又麥三斗宛當年計被レ遣候、次に屋敷畑一反宛は永代被レ遣、いかにも丈夫なる百姓をうけたてにてしつけ可レ申候、御米貢米油斷なき樣に御公儀樣役名かかし不レ申候樣にと申付候、已上。

元和八年無神月二十七日

石川左京内　星野久左衞門　判

庄屋　彦右衞門

田畑宅地共唯今にては碁盤の石の如くに相成候、井口新村は神吉又別所の落人の集合せるものならんと申傳候。〔柴田吉太平氏報〕

○記念の俚謠

石の寶殿から井口村見やれ

海もないのに章魚ばかり。

是は明治の初年加印地方に大層流行した俚謠である、明治四年散髪廢刀の令の布かるゝや印南郡平津莊井口村では長谷川惣代以下他に率先して長の黒髪をプツツと切落した、それが丁度髭を落した男の口元のやうに非常におかしく見えたので何時とはなく斯んな謠か近くの村々に流行したのである、姫路にすら見ることの出來なかつた洋風の小學校を先登第一に建てたのも此村であつた、斯いふ謠は村の青年のため永遠に遺しておきたいと思ふ。

平莊村

○養老村

當村はもと中村芝村の二村なりしが明治十年合して一村となし今の名養老に改めたり。

養老と名付けしは芝村に舊家瀧氏あるより美濃國養老瀧に因みて定めしもの也といふ。

○里　村

里村は承暦中村上源氏前川八助爲重の開發にかゝる明治二十年は恰も同氏殘後八百年に相當するより盛なる記念追吊會を執行したりといふ。

里の名は幣の里より起りしもの、其後幣之莊といひしが今の平莊村の名となりし也。

○池尻村

池尻村は益田池の池尻に位置するより此名あり。

字又兵衞新田に就ては益氣物語に池尻村に又兵衞といふ人あり、大谷に五十石の田地を開發す、今に其地を又兵衞新田といへりと見えたり、又兵衞氏の後胤今傳はらず、二三十年以前部落のもの集りて氏の三百年祭を行ひたりといふ。

○西山村

往時村の西なる飯盛山腹に堂屋敷とて多くの寺院ありき。寺百姓も住みたりしが後年耕作に不便なるより現今の地に移住せり、即ち西の山より移り來りし村なるを以て西山新と號けたりといふ、現時の西山新村は右の外に後年小畑寺山の東裏なる字内ノ藏より移り來りしものも交れり。

昔この内ノ藏に内藏新左衞門と言へる浪士ありき、劍道の達人なりければ此地の有力者として里人の尊敬を受けたり、後年内ノ藏全部を率ゐて西山新に移りしも猶依然として全村を支配したり、當時村は非常の貧困に陷りし際とて村民の大部分は新左衞門の借財によりて經濟を保ちたりといふ、左れば村治に關する協議は新左衞門の臨席を乞はざれば何一つ決することを能はざりきといへり、然るに晩年誤ることありて新左衞門は闕所に會ひ獄門に投ぜらるゝ身となりければ自ら是等の證書を火中に投じ債務を免じ呉れたり、村民甚く喜び後年其靈を地藏に刻み毎月陰暦二十四日の夜には相會して念佛を唱へ亡靈を吊ふことゝせり、この習慣今も遺れり。

○一本松新村

當村の起原に就ては寛保二戌年の村明細帳に池田三左衞門樣御代慶長六丑年に開發仕候と承及申候と見えたり、即ち池田藩主備前東郡一本松村民に命じて開拓移住せしめしもの也といふ、彼地に存れる言傳左の如し。

往昔市川はもつと西の方を流れてゐた、高木村から野里大日の所を眞直に神屋石橋の所を南へ西阿保の西からはじめて今の流に這入つてゐたので、現在流れてゐる一本松の西の所には極小さな支流が一筋あつただけである、それを池田輝政が姫路に城を築くに就て大日の所に堰をかつて此方へつけかへたのである、もと一本松は東阿保と地つゞきで今の鐵橋の邊には可也澤山の民家があつた、川をつけかへた時これらの住民は田畑がなくなつたので仕方なく印南の平莊へ移住して新に一本松新村を開發した、今でも此村には一本松の古い苗

字が澤山存てゐるといふことである。〔花田村誌〕

一本松村より移住せしは岸本家一統にして、玉岡家一統は其後本郡牛谷村より來住せしもの也、最初は庄太夫、孫太夫の兄弟が來りし由にて弟の歿年は享保十巳年七月と過去帖に見えたりこの時代なりしなるべし。

○神木村

養老年中日向大明神大なる石船に乘り賀古の湊に遷座したまふ、此時櫛のとゞまりし地は今の神木にして幣の止まりし地は今の幣之莊也。〔播磨鑑〕

神木幣莊の名は八十岩橋の緣によりて號けしなるべし、いつの頃よりといふことを知らず、里俗日向大明神の故事に引くは覺束なし。〔巡覽圖會〕

○

一神木は往昔高御位明神御巡行の時神のにぎて留し故名づくといふ。〔村名故事記、里翁說　播磨鑑〕

○上原村

當村は何時頃の開發なるやは詳かならざれども、口

碑の傳ふるところに據れば現に來田姓を稱するものの祖先加西郡鶉野新家より移住し來りしもの也といふ、今に鶉野大願寺には來田姓を刻する寄進物ありて同寺の舊記に右は元祿中の寄進とあれば來田一統の檀家たりしは其頃のこと也、去れば當村の開發は元祿以前のことなるべきか、地方の語呂に

原八軒、堂と共に九軒

といふあり、こは極最初のことなるべし。

他に西川姓を稱するものあり、池尻の檀家なりしと言へば一部はこの方面よりも移住し來りしもの歟、村の西方山麓なる西原は昔劒客內藏新左衞門の開拓居住せしところ也。

明治十一年九月一郡內に同村名のもの二あるにより上の一字を加へて現稱に改めたり、一時は原生と稱へしこともありしといふ。

今より七八十年以前當地の人長尾に移住し子孫分家して一部落をなし原の長尾と稱したりしが明治九年中山新に編入せられたり。

○中山新村

村は今本村、長尾、奥新田の三垣內に分れたり。

○長尾　今より凡そ七八十年以前原村の人此地に移住し子孫分家して一部落をなし原の長尾と稱したりしが明治九年中山新村に併合せられたり。

○奥新田　今村外れに延寶六年八月七日と刻せる古碑石あり、是が此新田の開發者なりと傳へて每盂蘭盆には村內一同碑前に參拜するの慣習ありといふ。

○磐村

磐村はもと寺谷、蔭山の二村なりしが明治十一年十二月合して一村となし本村の北一帶に連亙せる山脈中に紅岩（べにいわ）といへる亙岩あるに因みて磐村と稱す。

○寺谷村　傳說によればもとこの地に報恩寺の一院ありき、地名にも寺所口といへる所遺れり、本村の起名は是に依れるか、慶長十七年岸本市右衞門治與の開發せしところ也。

當村の開發岸本市右衞門源治與は天正十三年乙酉三月二十五日の出世也、其祖は下野國高屋に住し後江州の守護となる、慶長十一年丙午當郡

見土呂村に來り同十四年巳酉より同十六年辛亥に至る三年間當地の水土を驗察し同十七年壬子三月初めて二十八歲にして當村を開發す、寬永九年壬申正月二十二日行年四十九歲にして歿す山光常珍居士と謚す。〔岸本家過去帖〕

○蔭山村はもと里村の東南にあり、中島新田一に雁南新田ともいひしが寬永十九年加古川暴漲のため全村流失の難にあひしが萬治二年藩主櫛原忠次侯の命により其主なるもの六家此地に移住し新に一村を作りて蔭山新村と稱せしに創まる、今村外れに一碑あり、寶曆八年村民が其祖先の苦心を記念せんために建てしものにて表面に淨光院殿假碑と刻し其側面に起因を註せり、即ち左の如し。

印南郡陰山新邑者多田吉左衞門（開發之時爲二邑長一也）、高橋新兵衞、井上與右衞門、同市兵衞、同惣兵衞、同八兵衞之六人所二開發一而姬府侯松平式部大輔忠次君（淨光院殿長山大居士）之受二慈命一遂成二一邑一萬治二巳亥歲從二同郡中島新田一移來也至二于今一一百年謹而奉レ謝二廳恩一隨而欲レ表二祖先勤勞之効一勒レ碑奉二祭祀一者也。

寶暦八戊寅歳八月　日
施主當村最初六人之子孫建焉
三代庄屋　多田八十太夫

○

一山角村の前は往古の大川筋也、今字に雁南といふ所あり、河原になりて九十石の高あり、此處に今の陰山新村はありし由、洪水にて今の處へ村居をなすといふ。〔村翁夜話集〕

上莊村

○井口村　見土呂村　都染村

印南郡堤の莊に井ノ口の清水といふあり、元明天皇の御宇此井の水にて都の衣を染めさせ給ふ、此時、あひにあふ井の口の清水なりせば
　都の衣をいかで染めなん。
の御製あり、依りて堤の在名を改めて都染とす、清水の流れを水泥といひしを今見土呂村といふ、清水のある所を今井口村といへり。〔古所名所考〕
井坂坂本見土呂はどこじや

國包渡のつひそこそこ。〔民謠〕

○國包村

今の加古の本流が瀧野より宗佐の西を船町の方へ流れたりし比國包本村は井の尻の東國包渡の西のところに在りしが、嘉祿元年八月の大洪水に川上の塘堤決潰せしため全村流失の災にあひて村は河床となり家屋田畑悉く河原と化せり、其際本村は出屋敷とて數戸の家搆ありし現今の地に移轉し殘りしものは西北なる山麓に移りて今の井の尻を形作り一村ながら川を距てて東西に位置することゝなれり、井の尻は嘉祿以前の國包と位置あまりに大差なきため時人皆井の尻を以て國包の本居となせり。

地名辭書に、國包は加古川東岸の小驛也、今西岸印南郡上莊村に屬するは地理の自然に非ず、國包とは中世の名田號なるべし、と註せるは這般の事情を知らざる爲の謬記也。

國包は名主名に可有之、開莊當時名主即ち下受開發地主の名をその區劃に附したる例甚だ多く候、此事四五年前の「歷史地理」に書きしこと有之候。〔柳田國男氏報〕

後世畑應親の國包村を中興せしこと人物篇に述ぶる所の如し、村民是を德とし村の中央に一大記念碑を建て每歳八月一日盛なる應親祭を執行し來れり。

本村は古來唐箕の產地として有名也、現時は稍衰へたるかの感あれども猶製造戸數十戸を數へ一ヶ年間四百挺の產出あり、唐箕屋定七、唐箕屋八十七等の家號殘れり、近年建具製造の業興り之に從事せるもの三十家あり、尙益々盛大に赴かんとす。

東志方村

○高畑村

昔時村南の山腹一面の高畑なりしを以て此名あり。
一說に村の中央高き畑なりしを以て名づくともいへり。

○廣尾村

廣尾村は明治九年二月吉廣、柏尾の兩村を合併せしものにして、兩村名の末字をとりて名づけたる也。

○吉廣は昔時大福寺と稱し現今の地より正南五町餘の山麓に在りしが中頃追々貧窮に迫るを嘆き村民協議の末全村を擧げて現今の地に移住し將來の緣起を祝ひて吉廣と改めたりといふ。

○柏尾はもと加鹽と書きたり、即ち土地に鹽分を含むこと多きを以て名づけたる也、今尙村の東端に大鹽と稱する礦泉湧出し多量の鹽分を含めり、此附近の田地は四五間許も掘れば含鹽水湧出し井水の如き鹽分を含まざるもの稀也といふ、殊に旱魃の際には其附近の田地一帶は鹽花浮出で白くなること珍しからず。

○岡村

岡村は寛永の頃に出來たる村也、城山南麓の高地に位置するを以てこの名あり。

村は今小屋垣內、畑中、山條の三垣內に分る、口碑によれば城山落城の際その落人小屋掛をなして農を營みしを以て小屋垣內と稱し、それより分れて畑の中に居住せし垣內を畑中と稱し、山の麓に

居住せし垣内を山條といへりといふ。

○野尻新田村

野尻新田は昔時虎が溪と稱せし地也、正保年間細工所村の人玉田重太夫正信始めて此地の開墾に着手し寛文二寅年十二月十三日成功鍬止めせり、即ち毎年此日を以て開墾者正信の祭禮を執行し來れり。

○大澤村

昔時村の前に前池と稱する池あり、池中多くの水草を生じ恰も澤の如かりしを以て名づくといふ、池は今埋められて耕地となりたれども附近一帶の地字に其名を遺せり。

一字札馬は大澤村極樂寺佐藤家より分れしものにして、其のもとは源義經の家臣佐藤繼信の後也といふ、寛永前後のこと也。

一字投松はなげまつと訓む、地續き故大澤に屬すれども細工所の人によりて開發せられし也、今に安樂寺の檀家ばかり也といふ。

○行常村

昔京都の公卿に藤原行常なるものあり、犯せる罪のありて配所に日を送りしが、一日そこを逃れ出で當地に來りて住すといふ、行常の名は蓋し之に因れるなるべし。

幕末の頃竹内九郎太夫なる者あり、藩主の苛政を憤り大阪御番所へ爭訟を起せしも、役人に抵抗し上を恐れざる致し方不屆につき死罪に處せられたり、九郎太夫は行常の後裔なるべしといふ。

○畑村

畑村は附近の村に比し畑地多きを以て此名あり。

村は今本村の他に殿屋敷、庄次垣内、法華口、野深、の四支村あり、殿屋敷は昔時貴人の舘ありしを以て號けられしものにて其地今に姫君の塚遺れり、庄次垣内は庄次なるもの殿屋敷より分れて居住せしにより、法華口は法華山一乘寺の參詣口に位置するにより、野深は參會野の地にあるによりて名づけられたる也。

飾磨郡大釜新村は承應中此地の人五郎太夫なるものゝ開發にかゝる。

○大釜新村

當村は承應三年といふに開發せられた、當時八重畑村は鑛山の發掘に忙はしくて何うも村内總ての耕地を耕すことが出來ない、それで印南郡畑村の百姓五郎太夫なる者に田畑六町四段二十九歩を無代で讓與して新にこゝに一部落を拓かせた、これが本村の起原である、當時五郎太夫及びその請人から八重畑村に差入れた約束狀は斯うである。

八重畑村へ新百姓に入申一札之事。

一、高六十七石五斗三升五合此田畑六町四段二十九歩請取申、田畑之儀一歩も荒し申間敷候、其上作等に付ては念を入れ仕付可申候、若し風損日損虫損等御座候共平にならし仕間敷候事。

一、御年貢之儀一粒も無ㇾ滯御藏へ拂屹度御皆濟可仕候、並に御公儀御役等以下又草藁銀荒不作之辨村中入用其外何にても御百姓次に少しもれ申間敷候、於ニ以來一我儘成儀申候はゞ如何樣共可ㇾ被ニ仰付一候事。

一、宗旨之儀者御法度の宗旨にては無ニ御座一候間我等共頼申檀那寺之手形取指上可申候、重而御改之時は御帳に書のせ可被下候、付諸探人又は不審成者に一夜の宿をもかし申間敷候事。

承應三年午二月廿三日

入百姓　五郎太夫

小川組大庄屋三右衛門殿
八重畑村庄屋惣右衛門殿
同　組　頭　殿
同上　請狀之事

一、今度八重畑村へ新百姓に五郎太夫と申者田地請取參候、此者慥成者にて御座候、其上何方よりも少もかまい無ニ御座一候、自然御年貢米御無沙汰致御未進など仕候はゞ我等共に御掛合可被下候、若し御公儀樣之御法度相背申候はゞ是亦我等共に御掛合可ㇾ被ニ成下一候、慥に請人に罷立申所實正也、爲ニ後日一一札仍如ㇾ件。

承應三年午二月廿二日

印南郡畑村　久太夫
同　吉太夫

小川組大庄屋三右衛門殿
八重畑村庄屋惣右衛門殿

同　組　頭　殿

私の手元に酒井氏入部當時の[illegible]姫路御領分村附といふがあるが、それには大釜新村は村名は載てゐるが高はのつてゐない、之は村に土地といふものが無かつたからである、今も全部八重畑村の地域内に屬する。〔稿本飾磨志料〕

○雜郷新村

當村は志方町笹倉氏の開拓に屬す、耕作人諸村より來住せしにより雜郷新と名づけたりといふ、明治の末年には戸數二戸を數へたり。

○大宗村

口碑の傳ふるところに據れば當村は吉野朝の頃赤松氏範の天神山に城くに當り山麓なる此地にその居舘を營み番所を設けしに始まるといふ、其後中道子山城の城かゝるゝに及び近村のもの次第に移住し來りて一小村落をなし志方中道子其他の城砦に出入し需用品の納入を業とせり、村に常右衛門といふ者あり、中道子山城落城の砌城主の子及び奥方を丹波國黑江ばされたる也と傳ふ。

二、百濟國餘璋王第三子琳聖太子八世の孫多々良藤根の三男茂信二十五歳にして母を喪ひ哀慕止み難く竊かに本國周防を出で六十餘州の佛神を巡拜せんと欲し但馬國氣多郡妙見山に登り參籠するに神夢あり、播磨國印南郡鹿田鄉は爾緣あつて冥福を修するに究竟の地也と、茂信直ちに神勅を奉じて當地に志し來り宮谷に妙見大明神を奉祀したるに因みて志方と改むといふ。

志し來りし方とはあまりに附會に過ぎたり、志方は即ち越方の約にはあらずや、打越、坂越等その例諸國に多し。

而して櫛橋氏居城の時には相當榮えて小都會をなせし由なるも今は僅に二百五十餘戸の小部落となれり俚諺あり。

町よ町よと志方の町よ
帶の巾ほどもないよ町よ。

寛文知行錄志方村と載せたり、其後年暦不詳東西二町に分れたりしを明治十一年一月合して志方町と稱せり。

町へ落し奉りしは此人なりと、

村はもと志方八幡社の東麓に位置せし由にて、今尚其地には井戸、漆喰壺、土臺石等多く遺れり、此こと村に保存せし歳の藏の古帖に記せし由なるも今は傳はらず。

志　方　村

○志　方　町

志方とは此邊り一帶の總稱なりしが應永の昔櫛橋左京亮が中道子山を下りて此地に城くに及び當町はその城下となり專ら其名稱を獨占するに至る、起名の由來に兩說あり。

一、神功皇后三韓征討に赴かるゝの際此地に御上陸あり、宮山に登らせ給ひしに其田間野鹿の群遊するもの多かりければ、皇后あな面白、鹿田とは名づけましと詔らせ給ふ、よりて此地を鹿田と號くといふ。

もと志方町の一部に船原町あり、即ち上古湊のありし地にして皇后は此地より宮山に御上陸遊

○印內はもと一個の獨立村なりしも明治の初年政府の內命により志方町に併合して今は小字を志方南町といへり。

○西　中　村

西中村は東中村に對しての名也、今より三百年許以前六郎兵衛、彌兵衛の兩人當國宍粟郡より來り已か郎從をも呼寄せて共に居らしめたるを初とす。

○西飯坂村

當村が四百年以前に存在せしことは舊記に見ゆ、村の北方東飯坂村に通ずる坂の辻に一大岩石あり、形飯櫃の如し、因りて名づくといふ。

もと西飯坂村西飯坂新村の二村に分れたりしが明治九年合して一村となせり。〔地誌條目〕

一宮谷は今數戸の小部落なるも昔は相應の大部落なりしこと後述神社篇の記事によりて想像せらる、今なほ畑中より昔時の屋根瓦等の掘出さるゝことありといふ。

○投　松　村

當村は慶長五年關ヶ原合戰の際豊臣方の大將某戰に打負け此地に遁れ來て一村を作りしに創まるといふ明治二十年頃までは舊記等數多保存せし由なるも其後大火ありて悉く燒失せり、今猶武具を藏するもの甚だ多し。

○上富木村

上富木村は下富木村に對しての名也、村の西北隅大歲神社の境内に大なる松樹數多ありしに因り名つけたるもの也といふ。

富木富木と飛んでは來たが
こゝか富木か藪の中。〔俚謠〕

二子池谷川の法華山谷川に合するところ堤上竹籔多し、依てこの古謠あり、本村は近村に於ける竹の名産地とす。

西志方村

○下原村

當村は榊原式部大輔の世に重國村と藤池村とを合併し比室村の地所を裂きて高五百石の一村を作り地勢に據りて原村と稱せしに創まる。

明治十年地所のみにて人家無き原新村を併せ、同十一年九月、郡内に同村名のもの二あるに依り下の一字を加へて現稱に改めたり。〔地誌條目〕

原は平とも通じ曠野を指せる名也、當村西に皿池あり東に蓮池あり南に前池あり北に牛池あり其間に於ける廣地也。

榊原式部大輔は政邦公のことなる可し、寶永元年入府の城主なり。

重國村の地は今の大池の敷地か或はそれより少し東かに在りしならんも詳かならず。

○永室村

當村は明治九年助永比室の兩村を合併して永室と稱せしものにして、助永村は助永、構に分れ、比室は比室、新開に分れたり。

紀元二千百年代後土御門天皇の御宇村上天皇の後胤赤松氏範が志方中道山に築くに當り麓下櫛橋左京亮を觀音寺城に居らしめ清水某をして助永村に

城砦を構へしむ。當時は一小部落に過ざざりしも爾後大いに發展して大部落をなしたりしが、紀元二千二百三十年代羽柴秀吉三木別所氏を攻略するの途次悉く是等の城砦を攻落せり、其後家臣離散し小數の殘留者は祖先の菩提を吊ふの傍ら農民となり、これより農村として漸次發達を遂げ四个の小部落に分れて今日に至れり。

比室は其昔氷室を置きし遺名ならむか。

○西牧村

西牧村は西の牧場と稱し近村牛馬の牧養場なりしが天正年中山崎落城の際城主某來りて耕作を始め家屋を構ふ、其後逐年來住するもの多く遂に一部落をなせしといふ。

文政中北方山麓なる戸數十數戸の奥新村を西牧村に併合せり。

○山中新村

當村は其の起原を詳かにせざるも紀元二千二百年代の中頃中筋村船津氏の祖先某なる者高谷某長谷川某

其他二三の家臣を率ひ來りて此地を拓き居住したるに創まる、其後二千三百年代の中頃後光明天皇の御宇加古郡溝口村大村氏の祖先大村多一郎なる者來りて大に開拓する所あり、衆人に推されて庄屋となり寛文二年松平式部大輔の世に至り始めて村として取立てられ一時甚だ榮ゐしも、其後次第に頽廢して漸次人家を減じ將に荒廢に歸せんとせし時、姫路藩主酒井雅樂頭の刀劍鍛冶黒田利兵衛正治なる者此鄙の水斯業に適するを認め藩主の許を得て此地に來る、斯業を營むの傍村民に說き田畑を拓き池を築き溝を掘り大に開墾に力め遂に鍛冶を廢して農專業となり逐次發達して現今に至る。

○成井村

太古大巳貴少彦名の二神石の寶殿を生石山に作り給ふの時屬神に命じて石屑を高御位山に棄てさせたまふ、此時あまんじやこといふものあり、石屑を運ぶの途中所々に休息して井水に渴を潤したり、其井總て七個あり、內の一個は本村にありて梅の水と稱せり、現時字梅水の東南隅にあるもの即ち是也、成井

の名此七井より起るといふ。

現時の成井村は元祿十四年成井新村と稱して成井本村より分村せしもの也、本村成井村は字垣内にありしも其後次第に衰亡するにより遂に新村を以て本村に代ふるに至れりといふ。

あまんじやこは或は海人子の謂にして一の異人種か、播磨國諸々に此種の神話遺れり。

○西山新村

當村は寛文中魚橋村莊屋神吉久太夫の開發せしものにして最初の移住者七名あり、即ち左の如し。

西山新村は寛文五巳年横大路村彌太夫、魚橋村七兵衛、伊兵衛、庄左衞門、與兵衛、次左衞門、吉兵衞、計七名により始まる、元祿年中の書物中にあり。〔船津家舊記〕

○横大路村

本村はその昔百濟琳聖太子の裔周防國山口の城主大內氏の族人大內茂信なるもの神勅を奉じて鹿田莊に來り田圃を拓きて耕作を創め子孫の業となす、次第に繁榮して一大部落をなし大內村と稱せしが、後横大路村に改めしといふ。〔大內家譜〕

大內家口傳に據れば、茂信は汝の志すべき方は鹿田莊也との神勅に醒めて此横大路村の地に來住せしものにして、後神德を銘するため鹿田を改めて志方となせり、是志すべき方の神意を採れる也、然れども元名鹿田の全く失せんことを慮り家紋を改めて鹿角の中に田字を入れたり、横大路は大內の轉にして茂信の時聚り來りしもの四十二人ありしといふ、其後子孫追々繁榮して久しく三十六家を以て治められしも今は百戸を超ゑたり。

大內系譜

琳聖太子——正恒（大內藤根祖）——宗範——茂村

茂村——保盛——（經十二世）義弘——持世——教弘

教弘——政弘——義隆

傳云正恒於二大內一修二妙見供一以レ功賜二大內號一領二周防國三郡一但馬並中播地方妙見社皆基二此族人所一レ祭云〔稿本播磨編年史〕

一峠は烏峠に位置する部落也、横大路西山其他二三の村より移住し來りしものなれども其起原を詳にせず。

西神吉村

○鼎　村

鼎村は明治十一年十二月下富木、清水、長慶の三村を合併せしものにして鼎脚に因みて名づけたる稱也。

○下富木は天正以前には徐程の大村なりしやう言傳ふるも其沿革を詳かにせず。

○清水は慶長八年下富木より分村したるもの也、當時は下富木新と稱せしが土地狹く田地豊穰ならざりき、松平下總守の頃今の水野氏の祖先に五太夫なる者ありて新田を開き井を掘りて耕田に灌漑せしに井水清らかにして多く湧出するを以て村名を清水新と改む、其後松平式部大輔の時新の一字を除きて清水とせり。

○長慶は天正の比下富木より分れたるものにて當時は戸數甚だ僅少なりき、天正六年神吉落城の砌逃走の百姓ども此處に來住するもの多く戸數漸く殖ゑ慶長中領主池田侯より年號の文字を顚倒して長慶村と名づけらる、後寛文十三年本多美濃守の時長慶新と改められ、承應二年松平式部大輔の代に新字を省き長慶に復す、本多中務大輔の代長慶の村名を祝して毎年年貢米初納を命ぜられ船場藏へ一石宛上納す、榊原式部大輔の代にも毎年初納米三俵宛姫路御城內上三寶藏へ上納せりといふ。

○

一池田輝政公此村の文字祝字なればとて年貢納の最初に一石許納めしめし由、代々國守の賀儀として怠る事なし、尤も祝儀の樽肴等賜はりしとかや、是亦太守の吉例重き事也、怠慢ある可からず。〔播磨鑑〕

一長慶村は池田輝政公村名を祝して御年貢の最初に納めさせられしといふ、城主代々替ることなし、今に御酒下され物等あり。〔村翁夜話集〕

一賴定——賴利（孫右衞門）

慶長二年、蒙二姫路城主池田三左衞門殿命一、開二發

下富木村高之内三百石之荒地ニ、名ニ長慶村ニ、初居ニ住於此所ニ、〔神吉氏系譜〕

輝政の姫路入部は慶長五年のことゝす、本文慶長二年とあるは十二年の誤寫なるべきか。

一慶長六丑年より同十七子年まで十二年の間

池田三左衞門樣御代

慶長十八丑年より同二十一辰年まで四年の間

同　武藏守樣御代

慶長八卯年より長慶淸水両新村出來申候。〔田中家舊記〕

一長慶村は下富木村淸水村と三个村高一所也、慶長十二未年長慶村と分る、元祿年中の書物の中にあり。〔船津家舊記〕

○宮　前　村

宮前村は神吉妙見社前に位置するを以て此名ありといふ。

然れども同社はもと大國村同社御旅所の地に奉祀せりしにて今の地に移し祀りしは後年のことに屬す、されば其以前猶この稱ありとすれば或は他に起名の由來を求めざる可からず、吉田博士は其著大日本地名辭書に於て

西神吉村の大字に宮前村あり、風土記に見ゆる景行天皇印南郡の行宮は此邊りに非ずや、地名宮前といふも因由ありげに想はる。

風土記云、大帶日子天皇、遷於高宮、故曰高宮村、是時造酒殿之處、即號酒屋村、造贄殿之處、即號贄田村、造宮之處、即號館村、又遷於城宮田村、仍始成婚也、以後別嬢掃床仕奉、出雲臣比須良比賣、給於媒人息長命（賀茂郡山直等始祖）、墓（この墓字は宮字の誤ならん、）有賀古驛西、有年別嬢薨於此宮。

と說きたり、近年選まれし加古郡誌にも亦此說見ゆ、一說として聞くべし、附記して備考とす。

一吉田博士の宮の說は亟に信じ難し、特に風土記中の墓の字を宮ならんと見たるは僻說也、何となれば此比賣の墓ならんと思はるゝ古墳は今現に池尻村に在りて賀古驛の西に當れり、今按に神吉莊の妙見社は上代百濟琳聖太子の裔が有名なる但馬妙見社を勸請せる古社なれば其後多少位置の變遷ありとするも宮前の名は此に因みしと見るを妥當なりとす。〔矢內正夫私考〕

○西村　中西村

西村は神吉其他の村々より移住せしもの也、神吉の西に位置するを以て神吉の西村と稱せしが後年略して現稱に改めたる也といふ。

中西村も亦神吉村より分れしものにして最初は神吉の一部分なりき、後年獨立するに及び西村と神吉村との中間に位置するを以て中西村と稱せしなりといふ。

○大　國　村

大國は風土記大國里の後とす。

大國里　土中々、百姓之家多居レ此、故曰ニ大國一、〔播磨風土記〕

大國（於保久爾）の鄕名は和名鈔にも見われたり。

風土記本里の條下に大石、伊保山、池之原等の記事を揭げたれば當時の鄕域は本村を起点に西南に延びたるを知るべし、而も民居は本村の他僅に大石（今の生石）一村ありしのみ。

國とはもと人の群居する土（ところ）を指せる稱にして風土記に印南郡大國里百姓之家多居レ此故曰ニ大國一とあるを見れば往古は人の住める地は何れも國と呼びしならむ、されば播磨國もその初は素より區域などありしにあらず、天智帝御歌（萬葉集一）に伊奈美國波良とありて印南地方をも國と呼ばれあるを按ふべし。〔稿本播磨編年史〕

大國鄕、後に大國莊といふ、印南郡石作莊とともに後宇多院御領目錄に見われたり。〔國郡志〕

王朝の末年皇家御領に八條院領宣陽門院領の二派を生ぜり、八條院は鳥羽帝の皇女（母は美福門院）にして父母の寵深かりければ帝並に母院の御領は大半院に賜はり其領所二百箇所已上に達し、播磨國の御領は賀古郡賀古莊、印南郡大國莊、揖保郡栗栖莊、宍粟郡三方莊、高家莊、柏野莊、美囊郡細川莊、吉川莊、赤穗郡矢野莊など史に見ゆ、帝が元永二年源兼雅（具平親王曾孫、赤松氏別所氏祖）を播磨權介に任けて此國に下されしも御領を守らしめ給ひしなる可し、此御領は大覺寺統に傳

はり後醍醐帝に及びしが其後は播磨守護職赤松一族の押領する所と爲れり。〔兵庫教育「播磨國と皇家御領」〕

○岸　村

村の西北に字高岸と稱する高き岸あり、村は此岸上に位置するにより此名ありといふ、何時頃の開村なるやは得て詳かならず、天正以前には百餘戸の大部落なりし由なるも其後次第に衰へて今は其半に過きず。

○辻　村

往昔本村の北なる辻山の頂に一の陣屋あり、其臣某の妻お辻なるもの夫に別れ六人の男子を連れて法花山谷川橋北方の高地寺田附近に下り草鞋を作りて生計を營みたりしが幾星霜を經て遂に一部落をなせり是を本村の起原とす、天保十三年十一月寺田に在りし堂塲を山麓に遷して正念寺を建立するに及び其附近にありし村家も共に現今の地に移りしもの也といふ、辻村には今に六株なるものあり、之は前記お辻の子孫と稱するものにして前田吉之助氏所藏天明十年の古帳簿には

東の株　上の株　吉浦株　太郎太夫株　顯知株
助左衛門株

と見えたり。

弘化三年丙午村内貧困に陷りし際儉約法立をなし其慣例今に續きて婚禮の際には金錢を正念寺に寄附する定めあり。

即ち村内を五階級に分ち、一等五圓、二等參圓三等貳圓、四等壹圓五拾錢、五等壹圓とす。

當時の儉約法立原文左の如し。

弘化三丙午年四月堂塲修覆仕候處借財相增候に付儉約仕法立致候、法事、報恩講、婚禮、祝言、祭禮、御講六箇條を堂塲へ上げ登に候、則ち祭禮の集銀左に誌す。

拾壹貫九夕五分

阿彌陀村

○阿彌陀村

阿彌陀村はもと北原の宿と稱へたりしが、人皇八十七代後嵯峨天皇の文永十年六月多田滿仲九代の孫時光上人阿彌陀の尊像を日笠の海中より得この地に寺を建てゝ安置す、依て北原の宿を改めて阿彌陀の宿となす、此時時光上人の歌あり。

一すぢに賴むばかりぞ後の世の
　阿彌陀が宿をたどる旅人〔村名故事記〕

もと東阿彌陀西阿彌陀の二村に分れたりしが明治二十二年四月合して一村となれり。

宿の由來　宿は如何にして起りしかといふに、宿はもとやどりの義であつたらう、宿の字はやどり又はとまりと讀ませたことは中々古い、即ち日本書紀應神天皇三十一年秋八月の條には、新羅調使共宿二武庫一とあり、萬葉集の歌の中にも「秋田苅るかりほの宿にほふまでさけるあきはぎみれどあかぬも、「客人の宿せぬ野に霜ふらば吾が子はぐくめ天の鶴群、など數多見ゆる、又船が湊に碇泊した塲合には泊の字を書いてとまると讀ませてある、後世になると驛と宿とは共に繁華になつて其間に何等の區別すべき點を見出されぬようであるが、宿はもとやどりと讀んだのを驛に對して矢張り音讀してしゆくと呼ぶに至つたものかと思はれる、驛は中央政府の定めた所であるがなほ交通の開くるに隨つて驛のみでは不充分であるから其外にも自ら往來の都合等により便利の地点に繁華の土地が出來之を何の宿何の宿と呼ひなすに至つたものと見ゆる。〔歷史地理「交通機關として旅舘の發達」〕

○豆崎は西阿彌陀より出宿の茶屋也、山麓より清水湧出づるを以て眞水崎といひたりしを、訛りて今の文字を用ふるに至れり

播磨古集　　讀人不知

古への神の光の眞水崎
　清水に袖をひたす旅びと。

小夜枕　　時光上人

一夏をつとめせしまの法の庵
　こゝそまことの花水としれ。

○

一阿彌陀宿　時光寺の舊地、彼寺の緣起にあり、諸人のしる所也。〔古所拾考〕

一阿彌陀宿村　驛道にあり、東西二村、家數千軒許也、元は北原の宿といひしを此名に改むることは時光寺の條に見るべし。〔巡覽圖會〕

一眞水崎　伊保莊、歌見にず、考云、印南郡、俗あやまりて豆崎といふ、時光上人の歌あり。〔名所拾錄〕

一眞水崎　伊保莊阿彌陀が宿村の西、今豆崎といふ、茶屋の宿也、阿彌陀村より出宿の由、俗あやまりてまめ崎と言習はせり。〔播磨鑑〕

一豆崎は眞水崎の訛なる由。〔村翁夜話集〕

○魚橋村

往古筑紫よりはらあかと申す魚御獻上の途中阿彌陀村の東端さがり橋にて取放ちたるを其後東川（今の法華谷川）にて取上げたり、依て此處を魚橋村と名づくといふ。〔原田家舊記〕

今按に魚橋は伊保端又は伊保橋の意に非じか、風土記大國里條下云、此里有レ山、曰二伊保山一、仲哀帝坐二於神一、神功皇后率二石作連大來一、而求二讃岐國羽若石一也、自レ彼度賜、未レ定御廬之時、大來見顯、故曰二美保山一とありて村名は此伊保に係れるかと思はる。〔矢内正夫私考〕

○北池村　南池村

此地は風土記池之原の地にして伊保莊石高四千餘石の用水池なりしを慶長中姫路城主池田三左衛門輝政のために開發せられ南池地方には魚橋村より北池地方には阿彌陀村より人民移住して民家を作り両村合して新池村といひたりしを後寛永中分れて二村となりし也。

南池村北池村、元は新池村と申し一村なりしを寛永十三子年本多美濃守樣御代二村となる、新池村は慶長十巳年池田三左衛門樣御代に初まる、といふ、萬治年中の書類にあり。〔船津家舊記〕

○生石村

生石村は風土記には大なる作石あれば大石と號くる由見ゆて今の石寶殿のこと也、坂上系譜に大石村主とあるは此村主にて漢人の裔なり、萬葉集に生石村主眞人の歌一首を載せたり。

大汝少彦名乃將座志都乃石窟者幾代將經

續日本紀孝謙御世天平勝寶二年正月十六日正六位上大石村主眞人授二外從五位下一と見ゆ、姓氏錄に大石は百濟國公族大夫廣陵高穆の後也とあるは百濟國に住める漢の遺民にして坂上系譜に謂ゆる七姓漢人中の高姓なり、風土記云。

庚寅年（○持統天皇朱烏四年）、上大夫爲レ宰之時、飾磨郡私部里、改爲二小川里一、

飾磨郡貽和里馬墓池、上生石大夫、爲二國司一有レ之時、築二墓邊池一、名爲二馬墓池一、

揖保郡皇子代里、至二上野大夫一、結二三十戸一之時、改號二越部里一、

此上大夫、上生石大夫、上野大夫盖同人にして大石村主の系ならん、庚寅年は風土記選進より約二十年前なれば此大夫尚存生の比にて五位なれば大夫は尊稱なり、大夫は五位以上の稱也、皇子代里を越部に漢部里を少宅に、私部里を小川に改めしは何れも此人なれば大に力を鄉村の整理に致しゝ歟と思はるる也。〔稿本播磨編年史〕

○

一生石村　往古より其名聞ゆ、萬葉集生石眞人の歌あり。〔村名故事記、里翁說〕

一播磨に押兒といふ所あり、彼處に神まします、大唐の神也、此神紙を漉き始めける、或時俄に頓死しければ、醫師參りて米を摺りてまゐらせけるに蘇生せり、其時よりして物をかくには米一粒つむといへり、夫より米の粉を摺りて紙に入るゝといふ。〔古處跡略說〕

一杉原紙は押兒より出づ、聖德太子の御妹此所に暫く住み給び紙を漉きて里人に敎へ給ふ、庭訓往來にも見ゆたり、播磨杉原の根本なる歟。〔古處跡略說、古所傳聞誌、播磨鑑〕

神社歌寄　　神吉民部

こゝにきて神代の昔いとさやか
　名こりおしこの山のいはやは。

○北山新村

東阿彌陀村の人植原道誓なる者中塚山下を拓きて田三百畝を得たり、後其耕收に不便なるを以て正保二年新田の傍に家を建てゝ移住す、從ふもの十數家、

名づけて北山新村といふ、是を當村の起原とす、植原氏後に駒井氏と改めたり。

○長尾新村

阿陀彌村の人松本新右衞門永代不滅の富は田畑に若くものなしとて高御位山の麓を開拓せんと企て寛文元年姫路城主松平式部大輔忠次公の許可を得て此地に移住す、長尾新村の名は當時藩主より賜はりしもの也といふ、委細人物篇に見えたり。

○地德新村

地德新村は阿彌陀の人黑田某この地を開拓して移住したるもの也といへれど其時代を詳にせず。

地德新村の名寛文印知集に見えずして安永中の姫路御領村附に見えたり、されば其創始は寛文より安永に至る百年の間なるべきか。

別所村

○別所村

別所とは別納所の謂にして田制より起れる名也。（前略）王朝の盛時は御料に事闕けしはなかる可きも藤氏權を弄し平家福を專にせし際は莊園各地に起りて御料亦昔日の餘裕なし、此時に方り播磨守は前述の如く所々勅願の寺院を造進しけるが其寺院には皇家より御領及び各國沒官不輸租田を寄附して世襲領とし其所收を天皇諸王寵姫に分け賜はる例なれば播磨國に皇室御領の多かる可きは想見し得らるべし、殊に後三條院後白河院が外戚の權を仰へて皇權を振ひ給へる際には播磨國御領も大に增加し後世各地に新勅旨田又後三條院勅旨田の稱ありしと云へり、江次第に據れば勅旨田地子は大藏省に納め其十分の二を院別納として院廳に奉り御飯を供するにて平家の末壽永二年源雅賢院分を以て播磨守に任し源氏興りて元暦二年藤原實明替任したるも此別納所に關して也、明石、飾磨、赤穗、加西、印南、神崎各郡の別所村は其遺稱にして加納村、勅旨村等の地名も悉く御領に緣あり。

〔兵庫敎育「播磨國と皇室御領」〕

其後本多侯姫路在城の際、別所とは所を別つと讀み忌名なりとて嘉字をとり一時は福居村と改められしが、明治九年福居新村を合併するに及び再び舊稱に復せり。

一本に牛堂山の緣起を引きて、安養寺を以て國分寺の別院とす、故に別所といふ、と註したれど採るべからず。

○別所新は舊名を寺田と稱せり、別所村の福居村と改稱せし際當村も亦福居新村と改めしが、明治九年別所村に合併して大字を別所新と稱せり。

寺田の名亦頗る研究に價す。

寺田とは寺院の所領田をいふ、官より田地を寄せ或は王臣より其私地若くば功田を捨入してその收穫を以て寺用に供せしむるものをいふ、或は寺家私に買得せるものあり、寺家自ら田野を占有して新に開墾せるものあり、僧尼に賜へる田を以て遂に其寺院の所有とせるものあり、概して之を寺田といふ、後世寺領と稱せり、不輸租田にして崩埋侵食せることあるも更に加授せず、而も賣買を禁ず、田に布薩戒本田、出家得度田、放生田、長生田等の種類あり。〔國史大辭典〕

續日本紀桓武天皇延暦五年夏四月庚申朔の條を按するに。

乙亥、播磨國言、四天王寺僃麿郡水田八十町、元是百姓口分田也、而依二太政官符一入レ寺訖、因レ玆、百姓口分多授二比郡一、營種之勞、爲レ弊實深、其印南郡　戶口稀少　田數亙多、今當二班田一、請遷二僃麿郡一置二印南郡一、許レ之。

とあり、當寺田は即ちこの時僃麿郡より印南郡に遷せし四天王寺の寺田にはあらざる歟、或は佐突の地は一時法隆寺の寺領たりしことあれば其寺領たりしやとも按はる。

○

一寛知集別所一村載するのみ、姫路御領村附に至りて福居村福居新村の稱あり、以て改稱及び分村の年代を知るを得べきか、寺田及び福居福居新のこと里翁說に見えたれど誤脫多くして章句意をなさず、本書其村に存れる地字及び口碑によりて斯く註したり。

一四天王寺御手印緣起に封戶飾麿郡安相鄕と見えた

り、今の同郡阿保村邊なり、今印南郡佐突驛の東南に寺田と曰ふ字あり、按ふに印南郡に遷せし水田八十町はこの寺田の地なるべし。〔稿本播磨編年史〕

○北宿村

北宿村は阿彌陀宿の北に位置するを以て名付けられしもの也といふ、舊國道に當りしなるべし。

本村古時大藏浦細江渚に屬せり。〔地誌條目〕

○佐土村

佐土村は和名鈔に佐突鄉とある是なり、高山寺本左都知と註し又國用佐土と附言せり、佐突は佐伯の轉にして播磨佐伯直の本居ならんかといへり。

日本武尊東征して多くの俘虜を朝廷に獻り給へるに性騷擾にして使役に堪ねざれば佐伯部（佐伯は騷ぐの意也）と呼ばれて畿外に置かしめ給ふ、其一隊は播磨國に住みし由にて印南郡佐突村は其部曲の長の本居か。〔兵庫教育「播磨古代の貴族と其氏神並に墳墓」〕

光孝天皇の仁和三年七月播磨印南の人佐伯直是繼籍を山城葛野郡に移せしこと三代實錄に見ゆ。

此直といへるは本は部曲の長たりし家柄にして即皇別針間別稻背命の裔なり、命の墓は附近の霞丘にあり。

續日本後紀承和六年二月二十六日戊寅播磨國印南郡佐土驛依舊建立と見ゆれば、此地は中古陸驛の置かれたる所とす。

驛家は一に驛戶とも稱し驛馬、驛船、傳馬等を取扱ふ家をいふ、孝德天皇大化二年畿內に驛馬傳馬を置きしことあれば當時既に驛家のありしを知るべし、文武天皇大寶元年の令制には諸國に驛を置き驛家の內家口富みて事に幹たる者を選み各驛に驛長一人を置き事務を總管せしめたり、而して驛には驛田あり、其收穫を以て驛家の費用に充つ、天平寶字三年に至り驛家の田租を免除せらる、鎌倉時代猶驛家あり、皆驛長を長者と呼び同じく驛馬のことを總務せしめたりき、而して長者は室町の初に至り猶存せしが戰國以後に至り中絕す、江戶時代に至り驛の制度整頓し驛家は地子を免除せられたり、元和元年には旅人驛家に投じて宿することを許し薪菜を用ひざる者は三文も出すに及ばざる事と定めたり。〔國史大辭典〕

佐土驛は東賀古驛西草上驛の中驛也、播磨國分寺の境內にして當時中播にても最も交通ありし所ならん、此驛は十年後の延喜式には見えず。〔稿本播磨編年史〕

法隆寺資財帳によれば佐突の地は一時法隆寺の寺領所たり。〔國郡志〕

播磨國賀古莊以下所々事爲勳功之賞令配分一族中之內綸旨如此（案文遺之）此內佐土鄉赤松律師則祐可令知行之狀如件

建武元年卯月二十日　　圓心沙彌　花押

（尊氏將軍御判）

右文書中綸旨とあるは後醍醐帝護の綸旨也、按ふに此書は則村が元弘三年護良親王の令旨を奉じて足利尊氏と共に六波羅を攻めて北條氏を滅ぼし天皇を船上山よりの路次に迎へ奉りて京都に入りし後綸旨を奉じて配下に行賞せし時のものなるべし。

赤松檀律師則祐申播磨國佐土鄉地頭職事任當知行之旨賜安堵之御下文爲備後證謹言上如件

觀應二年二月　　日

（義詮將軍御判）

處分所領之事

四男　彥童子丸

播磨國赤松屋敷一所

同　國佐土鄉地頭職

右所讓與之狀如件

貞治六年八月二十六日　　權律師則祐　花押

（勝定院殿御判）

〔赤松家風條々錄〕

○

姓氏錄云、應神帝國堺を定めむため針間國神埼郡瓦村に東岡上に到り給ひしに靑葉葉岡邊川より流れ下りけり、帝上流人あるを思ひ針間別伊許自命（一名阿良都命御諸別命男）をして往て問はしめ給ひしに己等日本武尊東征の時の浮夷の後にて此處に住めりと答へければ、帝乃ち命に勅して君となりて治めしめ給へり、針間別佐伯直是也。

此佐伯部は神崎郡瓦村（高岡莊恒屋村土師亦云瓦

屋村土師部所住之地)に居る、應神帝伊許自別命を其長と爲し給ひしより針間別佐伯直は此佐土村に住み(同地佐伯明神あり)此佐伯部の一部をも招致したるなる可し。

仁德帝御世佐伯直阿俄能胡といへるが雌鳥皇女の手玉を私せしこと日本紀に見ゆ、風土記には阿我乃胡が應神帝御巡行の時御伴人たりしこと見ゆ、阿良都命は此阿俄能胡にはあらざる歟、風土記揖磨郡小川里に吾馬野あり、此佐土村の附近なれば阿俄能胡は此野に住める呼名にして正しくは伊許自別若くは阿良津ならむ。

此佐伯直は本は針間別佐伯直姓なるに天智御世九年戸籍を改め作らるゝ時針間別の三字を脱して偏に佐伯直となりしこと姓氏錄に出づ、推古御世二十八年上宮太子は蘇我馬子等と共に天皇記國記臣連伴造國造百八十部並に公民本記を錄し其記錄は蘇我の家に預かり來れるを孝德御世四年蘇我蝦夷誅伐の時蝦夷は書類を悉く火中に投じければ船史惠尺は所燒國記を取りて中大兄皇子に奉りしとなり、されば國記の外は燒け失せて公民姓氏の事

などは其後甚く不明に屬しけるを天智帝御世九年に所謂庚申年籍を修錄し給ひしなるが多く年所を經たれば其舛錯少なからざりしは理也、賀古郡人上道臣息長牟射志は上宮太子に仕へて馬司に任けられしが爲め其際子孫は姓を養馬造に誤錄せられしこと紀に見ゑたり、此例にて針間別佐伯直が單に佐伯直と爲りしも尤なり。

此氏人は後に宿禰姓朝臣姓を賜はる、續紀に寶龜元年六月壬辰朔甲辰左大辨從四位上佐伯宿禰今毛人爲二兼播磨守一と見ゑ、長和四年十一月十六日播磨國符に播磨大掾佐伯朝臣と見ゑたり、又續紀に天應二年春正月辛酉朔庚辰播磨國人大初位下佐伯直諸成授二外從五位下一以レ進二稻於造船瀨所一也、續後紀に承和十三年三月壬寅朔丙辰播磨國揖保郡人散位正八位上佐伯直宅守大初位下佐伯直仲成等改二本居一貫二附右京六條二坊一、三代實錄に仁和三年七月十七日戊子播磨國印南郡人散位從五位下佐伯直是繼改二本居一貫二附山城國葛野郡一など見ゑたるが、續紀に延曆八年五月十九日播磨國揖保郡百姓佐伯君麻呂、長和四年十一月十六日國符に赤穗郡有年莊寄人佐伯眞則——守忠——有安——安遠——貞遠など見ゑたるは部曲の民の裔か、姓空上人傳(寬弘七年十月十日錄)に揖西檢校佐伯公基病惱之時遣二香水一と見ゑ國內神名帳に飾東郡佐伯明神あり、寶字二年八月稻背入彥命二十四世孫佐伯宿禰藝胡多が其祖神を祀りし社にして其際姓を白國と改めしといふ、藝胡多十二世孫に飾磨郡司白國愛長あり其裔從四位下備前守賴定は赤松の初代白國村を領し其十一世孫宗把は元龜年中府邊に住して其名高かりしといふ、又印南郡益田村に益氣山佐伯寺あり、仁明帝御世承和年中慈覺大師の創建也と傳ふれども蓋佐伯氏人の菩提所なるべし。

諸書に案すれば針間別佐伯直の氏人は飾磨印南賀古揖保赤穗の各郡に住めりしこと明かにして其上代に於ける勢力は猶赤松家の後代に跋扈しけるに似たりといふ。

尙佐伯部の本居が兎村たりしことは同地須賀院村極樂寺天養元年六月二十九日付の經兎願文中に兎造小工佐伯秋里兎造大工佐伯末行とあるにても證せらる。〔稿本播磨編年史〕

○佐土新村

昔佐土村の裏より北の山につゞきて大村千軒と謠はれし大部落ありしが中古兵火にかゝりて全部燒亡、東の山麓に退轉せしもの僅に數戶ありしを、明曆中姬路藩主榊原式部大輔の御取立により一村を打建て奥村と稱せしが、後故ありて今の名に改めたり。

往古佐土村本高の內三百石地面惡しき難地にて御上樣へ差上候處御城主榊原式部大輔從四位下拾遺源朝臣忠次公樣御治城の砌被レ遊二御取上一候、然る處段々上高相減じ百七十七石一斗六升四合差上候處御領中へ勝手次第出百姓相續可レ致旨被レ爲レ有二御觸一、然れども佐土村より出候儀は御免無二御座一依レ之外村々姬路町方より出候もあり明曆元未年一邑御取立被レ遊則ち奥村の村號被二下置一候へども故ありて佐土新村と奉二願上一間口七間にて三十二屋舖牛十疋御免一つ五分に被レ爲二仰付一、其後御高五十八石九升七合の新田新畑を開き又寅午年に御高十六石六斗二升五合開き後辰年に御高十六石五斗二升三合の畑地を開き其後卯年に御高二斗九

升の新地を私先祖へ譲請今に私所持罷在候、追々村方繁榮致候事是偏に御國主樣御厚恩可レ仰也、其後寛文五乙巳年三月二十九日殿樣御逝去被レ爲レ遊御法號淨晃院殿先拾遺天譽長山大居士樣と奉二申上一增位山に御墓所被レ遊二御建一候に付今に例年三月二十八日當村中休み增位山墓所へ致二參詣一候事先々彦左衛門宗好莊屋役中より由來を以て相始申候。〔牧野家舊記〕

三月二十八日長山公祭と稱し家業を休み增位なる忠次公の墓前に參詣するの慣習今も存れり、然れども近年は村を代表せる使者兩名に若干の香資料を托して事了するを常とす。

的形村

○的形村

本村の起名に就ては書物によりて說を異にす即ち左の如し。

一、神功皇后麻生山御座の時異國御退治の御門出に射御の的を立て給ひし所、國名風土記には的涯とあり。〔古所拾考、村名故事記〕

二、寶德年中當州城の山へ討手下向の時郡毎の將士を集め印南郡に的を立て軍場先覺として各軍術弓馬を試む、此所を的形と號す、後享祿四年三月五日手斧始めして各家造りす。〔英城記〕

三、的とは圓形の義にして山容より起れる名なるべし。〔地名辭書〕

四、まとがたとは待潟の轉語なるべし、潟待とは常に汐みちて人の通行かなはぬ所なれども其汐の干て潟となるを待ちて行かふ所をいへり、此證伊勢國にも見ゐたり。〔巡覽圖會〕

今按に第四說從ふべきに似たり、往昔的形の地は一帶の入江にて道路は海岸に沿ひて北山河より地、圓光寺の前を經て福泊に至りしもの也といふ、奈良朝時代僧行基の開きし鹽田も北山河と地との中間なりしといへり、其後鎌倉時代に至り小島相生間に及び、今の鹽田の出來しは元和前後なりといふ、以てその開村の次第をも想像し得べし。

現時は地、小島、相生、麓、磯、南山河、北山河、岩鼻の八个部落に分れたり。

播磨國佐土鄉內的形福泊同國賀屋新庄領家職美作國弓削庄近江國信樂內神山等事早任當知行之旨赤松民部少輔入道性與領掌不レ可レ有二相違一之狀如レ件

應永三十二年四月三日。〔赤松家風條々錄〕

後拾遺集

あなし吹くせとのしほひに船出して
　早くそすくるまとかたの山。

里俗西北風をあなせと言へり、即ちあなしのことす、瀨戶內海及び西海にて船人の語にあをせといふもあなしの轉也と和訓栞に見ゐたり。

人しれぬねをこそなかねまとかたの
　湊の千鳥涙にぬれつゝ。

○

一地は地瀉の謂也、山河と共に最も早く開けたる部落にして其最初は佐突鄉より移住し來りしもの也といふ、地三軒屋の語今に遺れり。

的形が佐土鄉より分れしことは赤松家風條々錄に見ゆる應永三十二年の古文書に佐土鄉內的形福泊とあるにて知る可し。

一小島は的形入江中の一小島なりしより此名あり。

今大歲神社の在る所即ち神功皇后御上陸の地也と傳ふ、上古此入江を鵜湊と稱せしこと湊神社の由緒に委し、其後土地次第に隆起して海水減退するに及び人民來住して一部落をなせしならん。

一元假屋は小島より分れしもの也、其後冲を假屋と改稱するに及び一時西假屋と稱せしも明治十二年小島に併合して其稱を失へり。

一假屋は小島の南方に現はれたる砂丘上に發達せし部落にして、最初冲といひしを、後假屋と改め、明治十二年鍋島と合併して更に相生と改稱せり。

一鍋島は假屋の東の砂丘上に發達せし部落也、丘上三個の岩頭表はれ島形恰も鍋尻に似たるを以て此名あり、明治十二年假屋と合して相生と稱せり、三個の岩頭今尙存し里俗岩神として尊崇せり。

一麓は海岳寺の盛時その山麓に發達せる部落也、明治十二年一時磯に併合せしことありしも數个月にして分離せり。

一磯は植田氏の祖先が、地より此磯邊に來りて川口屋と稱し鹽問屋を營みしに始まる、其後追々來住

する者出來て一部落をなせり、昔は磯邊といひしも近世略して磯と稱せり、磯邊の姓今に遺れり。

一說、英城記に亨祿四年三月手斧始めして各家造りすとあるは即ち此地ならん歟といへり。

一岩鼻は岩花とも書く、位置より起れる名也。

一山河は山川の落合ふ邊りに發達せし部落也、南北に分離せし時代を詳かにせざれども北より南に發達せること地の條に說けるところの如し、明治十二年岩鼻を合して家間河と改めしも是亦數个月にして分離せり。

一大鳥は北山河より分離せし部落にして、一時佐土村に屬せしことあり、播陽里翁說に

佐土村の支村に大鳥といふ所あり、昔佐土明神の大鳥居ありしより此名殘りしといふ。

とあれば其開村は寶曆以前のことゝす、其後寬政中の明細帳にはなほ見わずして萬延中のものに至り初めて大鳥十軒とあり、部落が的形村に復せしは二四五〇年以後二五二〇年以前のこと也。

○

的形、昔は大海にて大日山麓に小家二三个所あり、夫より段々廣がり遂に十村となる、地、山川、岩花、小島、沖、鍋島、磯、みな昔の圖取也。〔里翁說〕

一的形、大塩村の西の村也、家並拾町許、村中に神祠三基、寺院三宇

ますらをのともや手挾立むかふ
　いる的形はみるにさやけし。

的形の湊のなぎさ鳥波たては
　つまよひたてゝへに近つくも。

梓弓ゐる的形に滿汐の
　ひるあひかたき夜をこそまて。

按るに是皆伊勢國的形の歌也、まとかたとは待潟の轉語のまてかたなるべし、潟待とは常に汐みちて人の通行かなはぬ所なれども其汐の干て潟となるを待ちて行かふ所をいへり、今伊勢六軒のほとり三渡りの濱是なるべし、抽中抄に

伊勢の海あまのまてかたいとまなみ
　なからへにける身をそうらむる。

奥儀抄の註にあまの塩やくとて汐干の潟のすなごをばもとの潟にまきまきするをあまのまてかたとは言ふ也、汐干の間にいそぎいとなめばいとまなき事によせていとまなくて久しくとはざりける身をなんうらむるとよめる也。

是等を證とせばこゝのまとかたも古へ潟を待ちて往來したる所なるにや。〔巡覽圖會〕

一的形　大塩の西なる峰續を的形山といふ、印南飾磨の郡界此に分る、山の南岬を福泊と稱し小嶼を成す、的形村は山の懷裡に在り、東面して大塩村と塩田を隔つ、的形とは圓形の義にて山容より起る名なるべし、今笹山と呼ぶ。〔地名辭書〕

一田中の里　的形鄉の內といへれど在所明かならず〔事始經歷考、播磨鑑〕

稻妻の光にのみや慰まん
　田中の里の夕暮のそら。

○福泊村

福泊はもと韓泊と稱す、唐韓往來の船多く此泊に碇泊せしより此名あり。

祝詞式曰、遣唐使時奉幣

皇御孫尊乃御命以氏、住吉爾稱辭竟奉留、皇神等乃前爾申賜久、大唐爾使遣佐牟止爲爾、依船居無氏播磨國與理船乘爲氏、使者遣佐牟止所念行間爾、皇神命以氏、船居波吾作牟止敎悟給比支、敎悟給比那我匿、船居作給部禮波悦自備嘉志美、禮代乃幣帛乎、官位姓名爾令捧賚氏進奉止申。

其昔聖武帝時行基菩薩定二播磨三泊一、一曰樫生泊、二曰韓泊、三曰魚住泊一、其韓泊遣唐使乘船之地也、攝津國住吉大神者海上守護神也、然其地無二船居一、故自二播磨國韓泊一出レ船也。〔稿本播磨編年史〕

韓泊の名は行基菩薩の定めたりと傳ふる五泊の內に其名表はれ、延喜中三善清行が封事の中にも論ぜられて上古に於ける要泊なりしこと明なり。

五泊とは聖武天皇の御宇天平中に僧行基が畿內より山陽南海西海の三道に通ずる航海の便を圖りて設けたる樫生泊、韓泊、魚住泊、大輪田泊、河尻泊をいふ、泊とは船の泊り場所の義にして即ち港也、而して三好清行の意見封事に魚住泊の事を論じて

弘仁之代、風浪侵齧、石額沙漂、天長年中、右大臣清原眞人奏議起請、遂以修葺、承和之末、復

已壞、至二干貞觀初一、東大寺僧賢和、修二菩薩行一、起二利他心一、負レ石荷レ鍤、盡レ力底レ功、云々。とあるを見れば天然の港に人工を加へたるものにして蓋し築港事業たりしを知るべき也、相互間の行程各々一日行と爲す。〔國史大辭典〕

抑々瀬戸内の海驛は世に行基法師の創定する所と稱すれども其起因は必定三韓入貢の古に在りて歷代の修理を經たるものとす、佛法渡來後は識量ある僧徒更に之に盡力したるに相違なし、三善清行の封事に因るに播磨瀉には樫生（今室津）韓泊（今福泊）魚住の三泊あり、攝州には輪田（今兵庫）あり、以て大河尻に達す、樫生以西は舊史に明記したるものなけれど各泊大抵一日行程と爲すといふことなれば瀬戸内の處々古泊舊津を探索すれば大抵推知するに足る、而も其名目に室又は關の稱あるは亭館關塞を置きたるに因る。〔倒叙日本史〕

本朝文粹、善相公十二箇條封事云、山陽西海南海三道舟船海行之程、自二樫生泊一至二韓泊一一日行、自二韓泊一至二魚住泊一一日行、自二魚住泊一至二大輪田泊一一日行、自二大輪田泊一至二河尻一一日行、此皆行基菩薩計レ程所二建置一也、而今公家唯修二造輪田泊一、長廢二魚住泊一、由レ是公私舟船、一日一夜之內、兼行自二韓泊一指二輪田泊一、至二冬月一、風急暗夜星稀、不レ知二舳艫之前後一云々。

韓泊は善相公延喜中の封事に見ゆ其後には聞えず、木庭高砂傍磨津などの起れるは韓泊に交替せりとも謂ふべし。〔地名辭書〕

後世韓國訓室に通ずるを以て嘉字をとり福泊と改めたり。

韓泊の名を福泊に改めしことは前にも述べし如く昔應神天皇は死野といへる名を惡みて生野に改め給ひ又風土記にある飾磨郡韓室里も何時の世よりか安室里に漢部里も亦餘部里に改められしと同じにてあらむ歟、或はそは鎌倉幕府時代らしければ元寇の役に外名を憎みてならむかとも思はる〔稿本播磨編年史〕里俗神功皇后御征韓の船路に最と荒かりし風波が此邊りにて夢の如くに風きてければ後世其地を吹止と稱し國を晴間と名づくる由言傳ふれども是は全く附會の說たるを免れず。〔姫路名勝誌〕

乾元元年安東平左衞門爲條が福泊に築港せし記事峯相記に見ゆ。

乾元元年安東平左衞門入道蓮性福泊の島を築く、大石を疊み上げ數百貫の錢財等を盡して二町餘澳へ築出せり、其功室泊兵庫島にも劣らず、富貴商賈の輩多く家を造り上下往來の船此泊に着く、但賀古河尻の砂浪に寄せられて島の內埋り大船出入せず、次第に衰微する也。〔峰相記〕

福泊の西に燈籠山あり、安東氏築港の時この山に燈火を見せられしにより名づくといふ。〔木庭記〕

其後赤松記に大永三年赤松臣下のもの多勢淡路より福泊に上陸し地藏に詣でて冥助を乞ひ本望を遂げし由見えたり、これ此港の記事の書籍に見えたる終りなり、本港の衰へしは此以後の事か。

村翁夜話集に福泊は孤村別立して境南莊といひ、村民相傳へて昔は禁裡樣の御百姓なりきといふ、と載せたり、亦一考を要す。〔地名辭書〕

北濱村

○北脇村

當村は往古牛谷西濱兩村の鹽田なりしが海水の南退するにつれ鎌倉時代の頃より追次人居と爲りしもの也、西濱村に對して北脇村と稱せり。

北脇村の鹽田は元祿の頃まで六町一反五畝十二歩を有せしも內二町三反五畝十二歩は山手に在りて元祿八年新畑となる、其後寬保の頃より漸次減少して現時の耕地となりし也。

今より八十年ばかり以前亥の子歌として盛に老幼男女の間に謠はれし歌あり。

昔は酒井雅樂頭に、北脇御繁昌と譽められた、
今では北脇金がない、どこも共に精出して、
元の北脇にして見せろ。

以て生活狀態の變遷を知るに足らむ。

○西濱村

西濱村は往古西の山と稱し現時の村の後の山腹に在

りて戸數約四百この附近に於ける大部落なりしが、鎌倉時代海水南退して塩田の開くるに及び、次第に便宜の地に移住し戸口漸次減少して山麓に下り現今の姿となれりといふ、村名は位置より採りしものなり。

今藤井坂より村の裏にかけて山の中腹に石垣の一部殘れり、村は以前此の邊に在りしもの也、現時村のある所は當時の海岸なりしにて今も井戸を掘れば貝殻船具の破片數多出づるといふ。

○牛谷村

牛谷村は往古谷里村と稱せしが天平中聖武天皇播磨國分寺御造營の砌當村字深谷といへる所より一匹の靈牛現はれ材木礎石等みな此牛一つして運搬せり、國分寺の山號を牛堂山といへるはこの所以也、斯かる故事あるを以て後世谷里村を改めて牛谷村と號くといふ。

今按に牛谷村の名因古説頗る疑はし、唯後考に竢つ耳。

大塩村

當村はもと汐咲（しほさき）村と稱へたりしが後年製塩の業大いに進み塩の産額益々增加するに及び現稱に改めしもの也といふ。

塩崎の浦　今の大塩にや。〔古所拾考〕

塩崎の浦　又塩の浦、印南郡大塩の別名也、〔古所名所考、事始經歷考〕

塩崎浦　大塩鄉。〔播磨鑑〕

大塩村は檜笠山の麓也、一名塩崎村ともいふ。〔巡覽圖會〕

國史考永仁七年大塩莊の名見えたり。〔莊園考〕

永仁は伏見帝の時の年號なれば鎌倉時代已に大塩の稱ありしを知るべし。

今元德と稱する塩濱あり、元德は後醍醐帝の時の年號なれば當時既に製塩業の行はれしを知るべし。

今按に元德は年號に取れるに非すして開發せる人名ならむ乎。〔矢内正夫私考〕

口碑の傳ふるところに據れば近く元祿寶永の頃までは村の東部は一面の荒野なりしが享保十五年の頃より之を開拓して耕宅地となせりといふ。

文化中塩價暴落して製塩の業頓に衰へ一村困窮に陷り他村に移住する者すら出來せし際村人山本久左衛門深く決するところあり天保濱を開きてそを救ひしこと人物篇に詳述するところの如し、村民今に氏を當村中興の偉人と仰ぎ毎年氏の命日たる六月八日久左衛門祭を執行し來れり。

附錄

○寛文印知集にあらはれたる本郡内

村名			
東阿彌陀村	西阿彌陀村	新池村	米田新村
魚橋村	生石村	別所村	神爪村
小林村	北宿村	佐土村	木村
的形村	福泊村	北脇村	神吉村
西濱村	牛谷村	曾根村	砂部村
魚崎村	中筋村	米田村	井口新村
塩市村	島村	中西村	岸村
平津村	加古川村	藤池村	西牧村
友澤村	稻屋村	横大路村	西飯坂村
天下原村	升田村	大釜村	東飯坂村
六本松村	平井口村	中村	池尻村
下富木村	宮前村	芝村	神木村
西村	大國村	辻村	助永村
原村	比室村	成井村	西山村
志方村	西中村	投松村	上富木村
志吹村	畑村	東中村	山角村
里村	原村	都染村	小野村
井之口村	藥栗村	新村	庄屋村
見土呂村	國包村	宿村	備考

一右記載の順序は甚だ乱雑なりしも、本書之を町村篇記載の順序に改めたり。

一宿村、新村、庄屋村の三个村は現時の何村に相當せるや不明に付、之を最後に掲げたり。

一大塩村、今市村、中島村、及び細工所村以下の右表中に見ねざるは該諸村の幕領なりしによれるか。

○村翁夜話集にあらはれたる本郡内の荘名

荘名					
餘部荘	佐土村		佐土新村		
的形荘	的形村				
境南荘	福泊村				
大塩荘	大塩村	北脇村	西濱村	牛谷村	
魚橋荘	魚橋村	生石村			
島荘	島村				
升田荘	升田村	窪田、西脇、田中	升田新村	中、東、五軒屋	
神吉荘	神吉村	川新田	天下原村		
	中西村		西村		
	宮前村		宮前新村		
	清水村	西脇	下富木村		
	長慶村		大國村		
	砂部村				
志方荘	志方東町	小宗、印南	志方西町		
	上富木村		投松村		
	西飯坂村		西中村		
	助永村	構居	比室村	新開	
	西牧村		横大路村		
	西山新村		成井村		
	原村		山中新村		
	唐端新村		志吹村		
	福居村		福居新村		
	小林村		北宿村		
伊保荘	魚崎村	高須	魚崎新村	高須	
	中筋村	池尻、藥師、芝	南池村		
	北池村		東阿彌陀村		
	西阿彌陀村	間見崎	北山新村		
	長尾新村	但馬守			
雁南荘	加古川村		木村		
	友澤村		稻屋村		
	米田村	今在家、北河原、小畑	米田新村		
	古新村		塩市村		
	船頭村	土橋			
平津荘	平津村	土橋	高畑村		
	六本松村		井口村		
	井口新村		神爪村		
	岸村		辻村		
	大釜村		北野新村		
	清住新村		雜郷新村		
	畑村	殿屋敷、横山、野深	東飯坂村	田中化寺	
	東中村				
平之荘	里村	山條、上部	池尻村	平山、又兵衛新田	
	中村		芝村		
	山角村	谷田	神木村		
	小畑村	土橋	西山村		
	一本松新村		向新田		
	中山新田	奥新田	蔭山新村		
	藥栗村	山條	小野村	山條	
都染荘	都染村		見土呂村	坂元井之尻抵ヶ端田中	
	井ノ口村	井坂	國包村		
	寺谷新村		白澤新村		
	阿彌陀村				

○明治末年度に於ける郡内現住戸口一覧表

阿彌陀	二一六	六九八	七〇九	一、四〇七	
魚橋	一三四	四三九	四一四	八六三	
生石	四〇	一三九	一一八	二四七	
南池	五二	一四六	一四五	二九一	
北池	四三	一三八	一四六	二八四	
北山新	二七	八九	八四	一七三	
長尾新	五二	二一六	一七八	三九四	
地德新	二九	九三	九七	一九〇	
計	五九三戸	男一、九四八	女一、九〇一	計三、八四九人	
別所村					
別所	一九七	六一八	六二八	一、二四六	
小林	四四	一四〇	一四九	二八九	
北宿	一一六	三一五	三二九	六四四	
佐土	一三三	三五三	三三七	六八九	
佐土新	八三	二八一	二六八	五四九	
計	五六二戸	男一、七〇六	女一、七一一	計三、四一七人	
的形村					
的形	五〇三	一、四六〇	一、三九〇	二、八五〇	
福泊	七〇	一九七	一九七	三八四	
計	五七二戸	男一、六五七	女一、五七七	計三、二三四人	

北濱村					
北脇	一四一	四五一	四四一	八九二	
西濱	一三一	三八一	三九七	七七八	
牛谷	五八	一六三	一六七	三三〇	
計	三三〇戸	男九九五	女一、〇〇五	計二、〇〇〇人	
大塩村					
計	七四九戸	男二、五一八	女二、五一〇	計五、〇二八人	
曾根町					
計	六一六戸	男一、八三一	女一、七四九	計三、五八一人	
伊保村					
伊保崎	三六三	一、一五〇	一、一六六	二、二六六	
梅井	一四一	四八〇	四四一	九二一	
今市	五〇	一一七	一九〇	四〇七	
中島	六三	一九〇	二三三	四一三	
中筋	一九五	六一一	六〇二	一、二一三	
計	八一三戸	男二、六四八	女二、五七三	計五、二二一人	
米田村					
米田	一二九	三八〇	三五七	七三七	
米田新	一八	四八	五三	一〇一	
古新	三五	八一	八二	一六三	

塩市	九九	二五二	二三一	四七三	
島	九八	二三五	二二五	四八七	
神爪	五五	一四六	一四一	二八七	
平津	八九	二一八	二一九	四三七	
船頭	七五	一五九	一五一	三一〇	
計	五九五戸	男一、五三七	女一、四五八	計二、九五五人	
東神吉村					
神吉	一九五	五四九	五五七	一、一〇六	
天下原	五四	一六六	一三三	二九九	
升田	一一〇	三三八	三一九	六四七	
出河原	一三三	三六四	三四〇	七〇四	
砂部	四〇	一三五	一〇四	二三九	
西井口	一〇一	三一三	二五六	五六九	
計	六三三戸	男一、八四五	女一、七〇九	計三、五五四人	
西神吉村					
鼎	九八	二八七	二八一	五六八	
宮前	七三	二三六	二三三	四六八	
中西	五四	一六二	一七五	三三七	
西	四三	一三一	一三四	二六五	
大國	一二四	三一七	二八八	六〇五	

岸	四九	一二八	一二七	二五五	
辻	八一	二七〇	二七六	五四六	
計	五二三戸	男一、五三一	女一、五一三	計三、〇四四人	
西志方村					
下原	九七	三一〇	二一五	五三五	
永室	八七	二七六	二六五	五四一	
西牧	八八	二六七	二三四	五〇一	
山中新	二九	九七	九八	一九五	
成井	四四	一一三	一一八	二三一	
西山新	二四	八一	七二	一五三	
横大路	一一五	三〇六	二九一	五九七	
計	四八四戸	男一、四五〇	女一、二九三	計二、七四三人	
志方村					
志方	二五一	八三八	八四六	一、六八四	
西中	六六	二一〇	二〇五	四一五	
西飯坂	五七	一七九	一七四	三五三	
投松	七五	二六〇	二六五	五二五	
上富木	五五	一七五	一七〇	三四五	
計	五〇四戸	男一、六六一	女一、六六〇	計三、三二一人	
東志方村					

細工所	七二	二三三	二一二	四三五
高畑	八三	二二〇	二三〇	四五〇
廣尾	一三一	四八二	四三八	九二〇
岡	三七	九七	一〇八	二〇五
野尻新	三一	九六	一一一	二〇七
大澤	八一	二五八	二五六	五一四
行常	四〇	一三五	一二〇	二五五
畑	七五	二三三	二一一	四四四
雜郷新	二	一一	一〇	二一
東飯坂	三九	一二一	一〇一	二二二
東中	三二	九一	九八	一八九
大宗	三四	一〇〇	一〇七	二〇七
計	六五七戸	男二、〇六七	女二、〇〇二	計四、〇六九人
平莊村				
山角	五九	一七三	一六四	三三七
養老	七七	二二五	二〇九	四三四
里	一〇六	三五四	三三四	六八八
池尻	六五	二〇九	一六三	三七二
西山	四一	一一〇	一〇五	二一五
小畑	一四一	四五三	四二七	八八〇

一本松新	五九	一六〇	一五四	三一四
神木	二六	七六	七四	一五〇
上原	四六	一四六	一四一	二八七
中山新	三九	一二三	一一三	二三六
磐	六四	二〇四	一八六	三九〇
計	七二三戸	男二、二三三	女二、〇七〇	計四、三〇三人
上莊村				
見土呂	八二	二〇二	二二八	四三〇
井ノ口	五三	一五三	一一九	二七二
都染	六三	一六六	一七七	三四三
國包	一九三	五二三	五二五	一、〇四八
藥栗	九七	二七三	二五八	五三一
小野	八一	二一二	二〇三	四一五
白澤新	一七	五一	四七	九八
計	五八六戸	男一、五八〇	女一、五五七	計三、一三七人

合計

戸數　八、九三〇（一戸平均五、九九）

人口（男二七、二〇九）（女二六、二八八）　計　五三、四九七

○郡内小字調

一阿彌陀村　本村（ほんむら）、豆崎、
長尾新村　長尾、但馬守、
一別所村　別所、別所新、
一的形村　地、北山河、南山河、岩鼻、小島、相生、麓、礒、大鳥、
一曾根町　曾根、松村
一伊保崎村　東、中、市塲、渡塲、高須、
中島村　本村、北畑、
中筋村　本村、芝、池尻、藥師、
一米田村　本村、今在家、北、
塩市村　本村、山條、
島村　東、西、
平津村　本村、高畑、
船頭村　本村、土橋、
一升田村　西脇、田中、山條、四軒屋、東、
出河原村　東、中、五軒屋、
西井口村　本村、六本松、
一鼎村　長慶、西脇、下富木、清水、

一下原村　本村、藤池、西原、新田、
横大路村　本村、峠、
永室村　永室、助永、構、新開、
一志方町　本町、南町、
西飯坂村　本村、宮谷、
上富木村　本村、横山、
一細工所村　本村、門前、
大澤村　本村、蕪个谷、越水、札馬、駒个爪、投町、
行常村　中垣内、行常田中、池ノ内、
畑村　本村、殿屋敷、庄次垣内、法華口、野深、
東飯坂村　本村、向田中、新田、池寺、
東中村　川東、川西、
高畑村　本村、手代、
岡村　山條、畑中、小屋垣内、
廣尾村　中才、吉廣、柏尾、吉廣新田、東山、
野尻新田　本村、虎ヶ谷、別當、
一山角村　野面、谷口、上條、ソリ、
養老村　芝、中村、

里　村　本村、山條、上部、
池尻村　本村、平山、又兵衛新田、
小畑村　小畑、西小畑、
中山新村　中山、奥新田、長尾、
磐　村　蔭山、寺谷、
一見土呂村　見土呂、坂本、
井之口村　堀垣内、寺ノ下、井坂、
國包村　本村、井ノ尻、南、
藥栗村　本村、山條、
小野村　本村、山條、

備　考

右は明治の末年に於ける各村の小字を擧げたるもの也、一部落にして小字を有せざるものは本表に掲載せず

米田村の内平津村、平荘村の内山角村、小畑村上荘村の内小野村、藥栗村、白澤新村、東志方村の内細工所村、東中村、東飯坂村、別所村の内小林村。

右の各村は、其の起原沿革等を調査したれども古文書、古記錄、口碑、傳説等の徴すべきものを發見せず、依て遺憾ながらその記事を缺く。

第二篇　神社

緒言

我國の大祖神は伊勢國に坐す天照大神にして國民は總て其氏子とも視るべし、然れども國には亦其國に特別の由緒ある祖神ありて古來一の宮と奉稱して之を崇祀し以て其土の安穩を祈る、其下に隷屬する郡及び町村にも亦各鎮守の祖神あり、或は部曲の祖を祭り或は開拓の神を祭り時には國土の恩人偉人を祭り又怨靈を鎮めて其祟を避くることあり、其神社の數は古に少く世を經るに從ひて著しく增加し垂仁帝の時には凡八十神欽明帝の時には百八十神なりしが陽成帝の御世大嘗會に供奉せし神々の數は既に三千一百三十二座に達したり、是即延喜式に載れる神にして播磨國には大小五十座あれども本郡なるは一座も見わず、其後凡三百年を經て養和年中となり國衙の地に惣社を創められし時本郡より勸請せし神々は大社高御位太神、生石太神の二座、小社湊明神、河原明神、伊屋明神、賀茂明神、堰塞明神、堰面明神、深志野賀茂明神の七座あり、然るに其前後より朝廷甚く天滿宮を崇敬し給へるより菅公の神威顯著と爲り後には文學の神として一般の信仰淺からず、又世は戰國時代に移り八幡宮を武將の氏神として城下に祭るの例行はれければ特別の由緒を有する本郡には古來此文武二神を奉祀せる町村少なからず、(八幡宮は雄武に坐し、應神天皇を祭るは相應なれども正しくは彦々火出見尊の御事と云ふ)明治時代の末年には本郡の神社凡十七座あり、今中世鄉莊の序を遂ひて神社篇を作ること左の如し。

伊保莊

○縣社　曾根神社　　曾根町

祭神　菅原道眞　天穗日命　菅原公達

氏子　曾根町、梅井村、伊保崎村、中筋村、南池村、北池村、阿彌陀村、北山新村、長尾新村、地德新村、

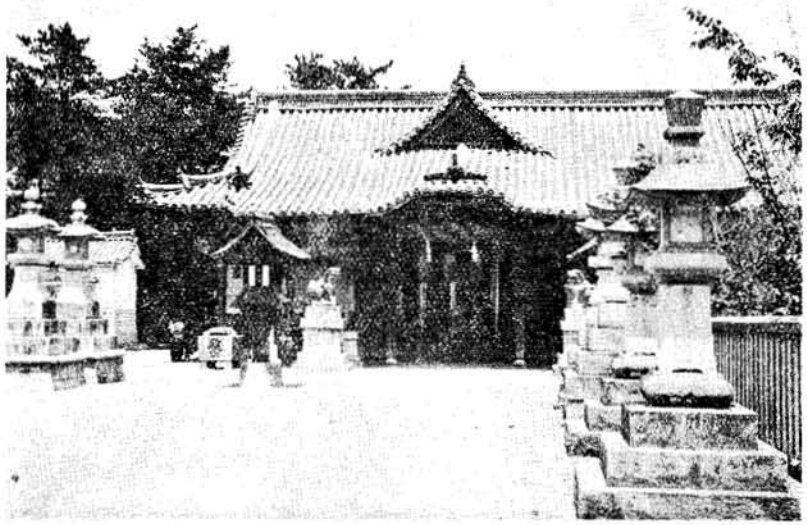

本社創建の起原は傳來の古書舊記等一切天正の兵燹に罹り燼滅して之を詳かにすること能はずと雖も、社頭僅に傳ふる雜記と古老の口碑に存する所とに徴するに、今を距ること殆んど一千年以前の創立にして、天滿天神天穗日命菅原公達の靈を祀る、往昔菅公筑紫太宰府へ左遷の時當國伊保湊に着船せられ村民飲水の乏しきに困しむを聞召して一老婆に教へて曰く此處を掘らば清水出づべしと、老婆教に從ひ井を掘りしに果して清水出たり、今梅井村梅の井是也、夫より伊保崎濱の井に御手水遊ばされ加茂神社へ參拜あり、次て程近き日笠山に登られ天神に御祈誓ありて同山の稚松を自ら根曳し我に罪なくば榮ゆよとて栽ゑ給ひけり、果せる哉、菅公の威德日に著しるく松は愈々繁茂し無双の靈木となりたり、現時當社境内の古靈松是也、菅公太宰府へ赴かれてより一年を經て延喜三年遂に薨去せらる、鄉民議りて祠宇を建て三座を奉祀し伊保莊の產土神と崇め奉りぬ、然るに公達淳茂王臣下十三人と共に筑紫國に赴かるゝ時公の薨去の事を聞きて哀みに堪へず、手植の松のある緣故を以て遂に此地に閑居せらる、其後裔連綿として今に其統を絕たず、代々社司となりて從五位下に叙せられたり、臣下十三人の末裔は代々頭人と稱して每に祭事に關す、其祭儀君臣の盃と稱するものありて社司と頭人と相獻酌するの式あり、是即ち王と臣下との後裔の永く主從の義を存する所以にして當社祭儀の重要なるものとす、然れども天正の兵火に罹りて祠宇及び古書舊記悉く燼滅す、秀吉天下戡定の後寺澤越中守を奉行として本社一切を造營せしむ、其後享保十一年丙午烏山上總介を以て院使とし聖壽長久の御祈誓且院宣の由を以て靈松の實生を獻せしことあり、今櫻町御所にありといふ、又元文二年丁巳中御門院御腦により院北面烏山左近將曹高木一學をして御代拜あらせられたり、其後屢々勅使の參詣あり、且西國諸侯伯の如き參勤の往還每に當社に禮拜し薩藝をはじめ諸侯よりの寄附物甚だ多し、神領は幕末まで朱印三十石を領せしが維新の改革により遽に減祿となりて罷みたり。

○菅公廟記

江海者、水之匯也、山嶽者地之極也、人者萬物之秀也、故各有レ靈有レ神、江海不レ洩則汎濫、山嶽不レ通則崩裂、人被レ寃則憤激不レ已、其死生者、天地之化乎、其不二依レ之存一亡一者神也、矧聖明之智出類之才乎、在昔、神道之隆、祭祀捧幣、以レ時而行、嬪繁酒肉、正レ制而薦、嗟乎、習合一行、正教日衰、誣レ神爲レ佛、絕レ肉薦レ素、菅公亦稱二文殊一、其弊遂至レ令二僧相一祀レ冀一、神何感格焉、神何來享焉、若其議罪、則髮空海二而扳レ之、不レ足レ辯矣、神菅公者、本邦之賢儒、然所三以其納二交釋氏一者、何也、蓋退之々於大顚耶、其寫レ經、其留レ衣、惟德遜之事而已、夫神之博識多才、天下孰加焉、以二憂二君憂一レ民、遂隕二厥身一、故後世雖二閭巷一、靡レ不レ有レ廟也、而雀致勝狀、遊レ目使レ懷之地殆鮮矣、惟檜笠之廟、亞二紀之和歌山一、有二來地一、有二社司一、海若守レ之、山鬼護レ之、洋々乎如二神在一焉、肅々乎如二神現一焉、郡屬二印南一、莊稱二伊保一、西極二的形湊一、浩々與レ天一焉、東控二尾上鐘一、殷々從レ風二焉、靠二背於北嶺一、濯二胸於南溟一、遠望則海國入レ眼、退顧則塞路擁レ腰、神不レ安二於朝廷之上一、廟二食四美之地乎千載下一、不レ知前人之逃備也否、洲中有レ井、稱二天神水一、神赴二干紫陽一之日、繫船

乎此一、憤焔如レ蒸、屢渇命レ水、洲嶼斥鹵、左右無清泉、神益嘆息、植レ杖刺レ之、飛泉從而湧出、不レ勞二子貢之桔槹一、便二乎許由之瓢掬一、或潮汐時而侵レ淵、忽渦爲二九淵一、到二其退一也、依然復湛焉、氣味益甘、温冷適レ時、蓋八百年所、寛永丙寅年、海利之、民經二營堤防一、徙居五十餘、如今家向二百戸一、民過二千口一、汲レ之不レ盡、灌溉有レ餘、夫寄二命於神井之澤一、安二枕於神蹟之洲一、神非二自神一、而神土焉、神水焉、神人焉、神之德誠偉哉、神滋留中、視聽無聊、憂レ讒恚レ讒、徘徊作二倭歌一、載在二口碑一、神親摳二苗松一栽レ之、且祝曰、歲寒而後、知二汝之後凋一、天若有レ知、則我其然、爪葉抃榮、已幹已支、讒亦果發覺、神之誠可レ謂レ感二乎天一矣、夫松者神之愛物、嘗植レ之徃々、然長二乎神之手澤一者、惟此一樹而已、餘皆生二乎神感激一、宜哉、獨繁茂也、而樹容甚怪異、高十三尺、圍二十把、了條僅六七株、長短可八九丈、皆去レ地三四尺、上下糾喬、連蜷横斜、人不レ蹤二其陰一、民不レ薪二其擘一、嘗畏レ爲二風雪折一レ裂、以レ柱支レ之、吁痛哉、天正之兵火、延二災廟舍一、神譜寶器盡爲二烏有一、而松樹亦半焦、獅口虎眼、嵌凹爲レ穴、陰雲生焉、爽籟發焉、臥龍發レ怒、常蜿呈レ勢、若夫根見而爪張、葉振而髯直、皮古而鱗與、心抽而頭擡、朶垂尾棹、猶下神有上レ宿二舊憤乎今日一耶、抑又怒二毒乱及一レ乎神樹一耶、今雖二殘翠片綠一、尚勝二徂徠之鬱々一、就中、一枝指二艮隅一、如レ有レ所二眷戀一也、凡西州之矣伯、多執二途於此一、無下不二拜咏一者上、厭徒負養、信敬欽崇、水旱疾疫、無レ不レ禱、而應神之靈可レ知焉、神姓菅、字三、諱道眞、小字阿古、參議是善之子也、先二乎菅一、稱二土師一、出レ自二天穗日命一、曰二承和十二年乙丑一生焉、幼有二天縱之才一、學二于都良香門一、貞觀擧二文章生一、對策及第、階級次遷、拜二參議一、經二納言一、兼二大將一、累進至二右大臣一、爲二民長者一、輔二佐天子一、攝二綜萬機一、德望名敷、及二乎海外一、左大臣藤時平、潛嫉レ之、謀二源光、菅根、定國等一、不レ利二於神一、流言以貶二太宰帥一、乃發二宣風坊一、赴二西府一、延喜三年二月二十五日薨、年五十九、葬二府之安樂寺一、夫海溢波レ山、々崩丘レ海、誠其不レ可レ誣焉、吐二雲生レ風、帥木爲レ之震、日月爲レ之昏、是山海之靈所レ爲也、宜矣、神餘忿猶未レ已之意而吐レ哺、遇二道賢一而立レ誓、轟二丁雷於京師一、洞二洪水於鴨河一、菅根時平、亦繼而死、朝野皆言、菅公爲レ祟、因勅焚二左遷宣旨一、復二本官一、天曆初、創二廟于右近馬場一、今北野是也、又尋稱二天滿天神一、一條帝勅贈二太政大臣正一位一、然則此廟創基之兆、蓋先二乎北野一也、社司民部少輔菅眞繼者、敬能事レ神、志有二興廢一維曰、殿堂再成、輪奐粗復、而未レ有下遡二此廟來由一者上、以レ是爲二一欠事一、乃束二蠹記蠧編一、遠示レ之草莽之學其可レ云乎、然眞繼之擧、有潛以爲レ幸者、吾上公招文人、修二國史一、僕亦備二史員一、各分レ代操レ觚、僕所二裁製一、崇德以往五六代而已、故一言不レ及二於神之事一、竊以爲レ憾焉、今記二神之廟故一、錄二神之始末一、其眞繼者忠二乎神一、幸二乎僕一者也。

　時貞享丙寅、夏四月二十有五日、

水戸上公、彰考館編修郎、兼奉命舊史館講讀、　松掘忠　撰

○祭　禮

一當社の例祭は十月十三四の兩日、曾根、伊保崎、東西阿彌陀、中筋、梅井、南池、北池、長尾新、北山新、地德新の氏子によりて行はる。

一兩日とも氏子中曾根、伊保崎、東西阿彌陀の四个村より一つ物頭人一人宛、外に行司一人、（行司は右四个村より輪番にて出す）都合五人社參の上社殿に於て社司と頭人と相獻酌の式あり。

但し式場に於ては曾根を本庄村、伊保崎を伊村、東阿彌陀を東村、西阿彌陀を西村と呼ぶ。

一つ物頭人並に行司頭人は幼少の者を選ぶの慣例にて先づ六歲より八歲まで位の者を普通とす。

一つ物頭人の服裝は赤青黄等任意の狩衣（梅鉢の紋章をつけたる）を着し、頭に花笠とて竹張りの籠形笠に山鳥の尾造花の菊等を各三本計捕したるものを冠り、手に中啓を持ち、顔には白粉をぬり額に墨にて八の字を書く、宵宮は人の肩車に乘りて行列社參、晝宮は馬乘にて社參す。

行司は白色狩衣に烏帽子を冠り手に中啓を持ち額に●●の印を墨にて書く、右一つ物頭人と同樣宵宮は肩車晝宮は乘馬にて社參す。

時間は宵宮は午後八時、晝宮は午前十一時の定なれども一定實行し難し。

右頭人社參の道中伊村の囃詞次の如し、是をかはぎしと稱へ菅公の伊保入湊の際船人の船綱を曳きし時の謠也と傳ふ。

秋の田の苅りへりるを、うをのやなぎ、あらばいれて八重垣もそよの。

秋の田のねりへりるを、うをのやなぎ、はやしよす、八重垣もそよの。

河岸に苅りへりるを、うをのやなぎ、あらばいれて八重垣もそよの。

右繰返し繰返しつゝ社殿に入る、他の三个村の囃詞次の如し。

よいよいべゑと囃さんせ、今日の神事がすんだなら、親達も嬉しからう、いんだら柿やるぞ、いんだら栗やるぞ、額の八の字よう出來た、梅鉢に御神燈、よいよいべゑ、よいよいべゑと囃さんせ。

一此外に御供頭人といふあり、是は本庄、伊、東、西の四个村輪番に相勤む、晝宮祭禮の當日栗、梨、柿、柚の四種の菓物を藁杷に五つ宛挿したるものを三十宛合計百二十膳御紋の入りし箱の中に納めて村の老若男女行列美々しく頭に頂きて來る、頭人はそを神前に献上する也。

〔註〕一つ物の囃にいんだら柿やるぞ又いんだら栗やるぞ等いへるは此御供物より出でたる語なるべし。

一晝宮の式の順序次の如し。

一、頭人着座

二、献饌

三、社司祝詞奏上

四、駒競の神事

是は頭人先に人の肩車に乘りて社殿の周圍を一回廻り、次に馬のみ同じ周圍を三回疾走せしむ、昔時は此間馬揉（まもみ）と稱へ境内に於て神馬に附添ひ來りし若者共の非常に練揉むの慣習ありしも中古廢止せり。

五、献酌

一次の餘興あり。

一屋臺　十一臺、氏子各村練行

二散樂　北池、南池、長尾、北山地德の四个村より交番に行ふ、此時當番村より一斗二升一重ねの餅を献納す。

三角力　梅井村献納。

四流鏑馬　中筋村献納。

○分靈

一九州鹿兒島の藩主島津公參勤交代の歸途當社に參拜し初代の靈松の一枝を持歸り是を神像に刻み菅公の神靈を奉祀す、天明六年二月二十四日の建立なり。

一曾根神社　鹿兒島鶴江神社西の一町餘に在り、菅原道眞の神靈を奉祀す、神像は播磨國曾根の松枝を以て彫刻すといふ、天明六年二月二十四日の建立也、祭日二月二十五日。〔薩隅日地理纂考〕

○

當社に關する制札、書翰、德川家の朱印證文及び棟札、等左の如し。

禁制　曾禰宮

一軍勢甲乙人等亂入狼藉之事

一放火之事

一伐二採竹木一之事

右之條々若違犯之族於レ有レ之者速可レ處二嚴科一者也仍如レ件

元龜貳年拾一月三日　　孫右衞門尉判

禁制　伊保之莊

一諸軍勢甲乙人等亂入狼藉之事

右令二停止一訖萬一有二違犯之族一者堅可レ處二嚴科一者也依二下知一如レ件

天文八年十二月十一日　　式部少輔判

禁制　印南郡　曾禰天神社內

一當社神木松折レ枝事

一伐二採竹木一事

一猥放二牛馬一飼事

右條々堅被二停止一訖若於二違犯之輩一者速可レ被レ處二嚴科一之旨所レ被二仰下一也仍執達如レ件

元和五年己未十月二十二日　　伊賀守源朝臣勝重　判

遠國儀に候處にはる〳〵御見廻祝着申候其方宮やけ申候由笑止存候やかてたて可レ申候はば□御安心天火にて燒申候共又は付火にて候共聞付次第に成敗可レ申候上樣御存知之宮にて候間聞付可レ申候其方より見廻さへ有レ之候さけなど持せられ候祝着申候　恐々謹言

六月六日　　寺澤越中守廣政　判

神主どの

與三左衛門どの　進上

棟札

尾張國羽栗郡下野福壁庄寺澤越中守廣政爲二諸願成就一播州印南郡伊保庄曾禰村天滿宮御變殿造營天正拾七年二月五日初レ之而棟上御祝儀九月二十七日同舞殿共二幷檜皮同拾月二十三日葺明る三月十三日道芝就仍如レ件

天正拾八年五月吉日

寺澤越中守廣政　判

奉行手傳人

山路新左衛門

奈良佛師

藤尾右近

大工　印南郡阿彌陀宿

小五良

小工同

與一良

神主

遠江家次

奉レ寄二進田地一之事

合參拾五代者　在所宿北

右彌七名者爲二闕所一中司雖二管領一爲二祈禱一奉レ寄二進天神一仍狀如レ件

嘉慶元年十二月十五日

御代官　宗範

態々啓候曾禰之天神へ從二秀吉樣一高拾石被レ遊二御寄進一候間被レ得二其意一神主被レ成レ渡可レ然存候爲レ其態申入候　恐々謹言

霜月二十七日　　杉七郎□次　判

播磨國印南郡曾禰村天神社領同村之內三拾石事任二先規一寄二附之一畢全可二收納一幷社中境內竹木諸役等免除如二有來永一不レ可レ有二相違一者也仍如二件

慶安元年八月十七日

右は大献院殿朱印證文の寫也、此他猶德川家歷代の證文等あれど文言同じきを以て之を略せり。

○社寶

神像軸　紙地墨書　一

往古より社藏

御神號額　木製竪五尺巾二尺五寸　一

曼珠院宮良尚二品法親王御筆

同　軸　絹地竪六尺三寸巾一尺八寸　一

盤珪國師書

菅公廟記　一

貞享三年四月水戸光圀卿奉納

松硯　蛤形竪一尺二寸巾六寸三分　一

曾根村河野天祐作

松研記　一

天保九年七月摩島長弘書

古靈松雛形記　一

寶永四年仲春下浣亞槐通躬卿書

連歌（社頭の松）　一

正德五年仲春太宰帥正仁親王外公卿連詠

短冊　一

酒井忠知自詠

懷紙　一

左近衛權少將酒井忠恭自詠

賦初何連歌　一

明和三年三月吉日酒井忠以寄進

賦山何連歌

明和九年林鐘吉日酒井忠以寄進

額　一

天保十五年十二月從四位下行雅樂頭忠以自詠

懷紙　一

姬路城主酒井忠以自詠

短冊　一

松平喜生自詠

懷紙　一

左中將賴恭當社へ社參の節自詠

靈松詩　一

賴襄及び隨齋詩

古松詩　筱崎弼、梁川星巖、貫名苞、島規、桑原忱、藤森大雅、山樵翰、縣主重龍書　一
慶應三年曾根橋本屋佐助寄附
棟札　一
天正十八年五月吉日寺澤越中守廣政
軸　紙地竪一尺八寸巾九寸　一
太閤秀吉公書
三幅對軸　紙地墨書　三
從五位下伊豫守文麗書
軸　一
日野資勝卿書幷歌、入門不質寄附
軸　紙地竪四尺四寸巾一尺九寸　一
文政十年初夏井村敬愼松壽の二大字書、同十二年二月河野與左衛門寄附
二幅對軸　紙地竪五尺六寸巾三尺一寸　二
晩翠墨書
軸　紙地竪五尺巾二尺六寸　一
谷鐵臣書
軸　紙地竪六尺九寸巾三尺四寸　一
岡崎眞鶴書
軸　紙地竪四尺三寸巾一尺九寸　一
嘉永五年西村桃書
鏡　目方一貫八百匁　一
鏡師松村因幡作、河野與左衛門安行寄進
〔社寺寶物古器物古文書目錄〕

○
寛保三年二月姫府太守雅樂頭忠知朝臣社參の時
今もなほその世のまゝに色かへぬ
松は久しき曾根の神かき。
寶暦二年二月二十五日曾根菅公廟八百五十年大祭萬燈會正四位下右少將風早公雄奉納和歌
誰も此神の誠の道を仰き
日々に歩を運はぬはなし。
因云、風早公雄卿本姓藤原朝臣、前參議實積卿男、累進中納言正二位、天明七年八月十四日薨六十七。
曾根神社に詣で丶

攝津魚崎　復齋　山本原藏信義
たとへ見む物もなきかな古へを
仰けは高し曾根の松かけ。

遊山　松　波　資之
いつの世にちきりおきけんたまくしけ
三度も曾根の松を見んとは。

○
一曾根天滿宮　在曾根村の南　社家　菅原民部
社領三十斛　板倉伊賀守證文、曾根村田地の内に在り。
祭神　中菅神　左天穗日命　右猿田彦命
祭禮　九月十四日
神式嚴重にて頭人あり、是を一つ物といふ、氏村より幼年の子供を馬に乘せる、神供百二膳、各三寶一對に一味づゝ、菓物の類色々美を盡す、又例年走馬あり、角力あり、散樂は年により有無定まらず。
攝社　白太夫　小社
神樂殿　拜殿　神庫　鐘樓　守殿　鳥居
舞臺　橋掛　樂屋

觀音堂　本社の東南に在り。
心の池　心といふ字の形を掘る、觀音堂の前にあり。
靈松　本社の前東にあり、舊跡の部に委しく記す、曾根十二景詩歌別に集物二軸あり。〔播磨鑑〕

一曾根天滿宮　曾根村にあり、菅公の靈、左天穗日命、右猿田彦命、此里の氏神にして例祭九月十四日、延喜元年菅公筑紫へ謫遷の時御船をば此伊保の湊へ寄せ給ひ社より一町許西檜笠の岡に四方の絶勝眺望ありし故に此宮を檜笠の天神とも稱し奉る、天正六年豊臣秀吉公の再營といへり、樓門の額は曼樹院良尚二品親王の筆、本宮に天穗日命を祀るは菅家の祖神なれば也。〔巡覽圖會〕

○加茂神社　伊保崎村
祭神　瓊々杵尊
加茂山の麓にあり、往古は村内に在りしが寛永年中本多甲斐守樣御代今の地に遷座、延享四卯年正親町大納言實連公より社額御寄附あり。〔村翁夜話集〕
跡たれし千々の社もあるが中に

わきてみおやの神をあふがん。

神社記印南郡加茂明神は本社也といへり、由上に櫻多し。

一加茂大明神　社領三石（社守三太夫）　池田家寄附。〔村翁夜話集〕

一享保三年より三四十年許以前魚崎村加茂條大火あり、此時加茂宮を龍山に遷す。〔眞淨寺舊記〕

一寶暦五亥年より魚崎村加茂神社競馬初まる。〔船津家舊記〕

一創立年月不詳なれども室津加茂神社と同時の創立といふ、播陽祖神記といふ舊社記にも見ゆ、寶永九申年七月村内より當地へ移轉す。〔社寺明細帳〕

○若宮八幡宮　中筋村

祭神　仲哀天皇　神功皇后　應神天皇

中筋村船津家の祖先宗光勘五郎（後名十太夫）は神西郡稻荷山の城主永良近江守雅親の末孫にして神東郡船津郷上野村に居住す、家臣新九郎は白矢の城主曾根藤四郎の弟なれば勘五郎は其縁によりて當中筋村に蟄居し其子與惣太夫宗貞の時產土神八幡宮の分靈を船津郷より此地に勸請して若宮八幡宮と號せり。當社即ち是也。

○如龍王社　南池村

一加茂明神　魚崎村加茂山にあり、昔は村中に在りて其跡存す、寶暦中正親町大納言實連卿の歌あり、同染筆の額あり、山上に櫻多し。〔巡覽圖會〕

一加茂大明神　魚崎村　　社人　三木伊豫

祭神　瓊々杵尊

一明治四十一年當社境内に合祀せし神社次の如し。

無格社龍ヶ鼻神社　伊保崎村字　權現

同　若宮神社　同　村字村内中

同　惠美酒神社　同　村字村内中

同　天滿神社　同　村字村内西

同　春日神社　同　村字春日山

一春日社は天兒屋根命を祭る、位田長兵衛と申す者南都より勸請致せし社に候。〔村翁夜話集〕

○

一加茂明神社　魚崎村加茂山にあり、昔は村中に在りて其跡存す、寶暦中正親町大納言實連卿の歌あり、同染筆の額あり、山上に櫻多し。〔巡覽圖會〕

一加茂大明神　魚崎村　　社人　三木伊豫

祭神　瓊々杵尊

祭神　巖島姫

當村以前は池にて御座候處聖護院の宮樣西國御下向の節此池を御覽遊ばされ大なる池に候へば龍王勸請いたし遣はすべしとて龍如龍王を御勸請なし下され候趣申傳候、其後慶長十一年池田侯御城主の時開發して田地となし南池、北池の兩村出來候由申傳候。〔村翁夜話集〕

○鹿島神社　　北山新村

祭神　建御雷神

夫神は人のうやまふに依て位をまし人は又神の德により運を添ふ、爰に播州印南郡伊保莊中塚山新村の濫觴をたづぬるに、同郡阿彌陀宿小島理兵衛利清或夜の夢に八旬に及び給ふ老翁の告げ宣はく、汝誠の心ざし神明佛意に叶ふもの也、是より北に當り中塚山に田子ノ井といふ名水あり、汝此所の主たりと、岩上より宣ふと見て夢は覺めにけり、今の腰掛岩是也、時の太守松平下總守御心にしやうして正保二年乙酉正月上旬より鍬はじめ開發成就し即ち在名を北山新村と號す、然るに其年の初秋の比都鄙村里に至るまで鹿島神踊ありけるが爰に一つの不思議出來れり、七歳許なる童俄かに物狂はしく踊出で、我は是鹿島明神の神靈也、面白の風景や、北には高山がくとして高御位の晴嵐あり、南は蒼海滿々として遠浦の歸帆見渡る、濱には鹽屋の夕煙曾根の千代ふる松が枝の眺ぞつゞく、日笠の浦神の岩屋の御社は幾代經ぬらん、生石の秋の月とも詠めける、あら面白の景地哉と、おどり上つてうたひける、幣帛をおつとりて我此處に道を垂れ此處を守護せん、あら有難やたへがたやと、暫したゝずみ其まゝ神は上らせ給ふ、人皆奇異の思をなし時日を移さず大樹へ注進ありければ即日御檢使ましまし右のあらまし相違す、然る所に東方の山上より牡鹿牝鹿二疋つれだち角の上に光明輝やく玉をいたゞき飛來り此處に落しおき西の空に消失せしは不思議といふも愚か也、之に依て彼の玉にかたどり丸山と申す也、御檢使もあきれさせ給ひ急ぎ立歸らせ有りし次第を言上あり、大樹も御心感なし給ひ然らば鹿島明神と崇め奉るべき旨仰に神屋敷一町餘御供田七畝餘の畠心附あり、夫より鹿島明神此處の鎭守と崇め奉る、無神月上の五日の祭

例五穀成就いますが如く精誠者を抽んずる也、當社鎭守の記錄斯の如し。

干時正保二乙酉年九月　日

喜多山新村狀建主　小島理兵衛利清謹記

寛文年中榊原家より新畑六畝歩（此高二斗四升）燈明田として寄附せらる。〔村翁夜話集〕

○經政神社　長尾新村

祭神　平經政

壽永の昔源平合戰の時一の谷の城陷るに及び平氏の一門多く海に浮びて遁れしが修理太夫平經盛の子經政は逃後れ西に奔りて當地に來り終に此地にて自刄せり、後年その從士社を建てゝ經政の靈を祀る、當社即ち是也、經政但馬守たれば里俗今に社の在る地を但馬守と稱せり。

○鹿島神社　地德新村

祭神　武甕槌命　經津主命

當社は鷹ノ巢掛山の麓に在り、來り賽して病を祈る者常に斷へず、其昔榊原家の崇敬厚かりし由なるが現今にては地方は勿論遠く阪神地方に信者多かるさまにて一人一病は誓ひて治し給ふといふ、驗あるものは常綠樹一根を奉納するが例にて世に靑木神と稱せり。

雁南莊

○米田神社　米田村

祭神　天滿天神　泊大神　大歲大神

當社は木村泊社の分靈を勸請せしもの也、現時の神殿は承應中宮本伊織源貞次同舍弟田原玄昌の再建に係る、本社、拜殿、繪馬堂、能舞臺すべて泊社の構造と同型也、左に當時の舊記を掲げん。

余之先人六十二代自二村上天皇第七王子具平親王一流傳而出二赤松氏一迨二高祖刑部大夫持貞一時運不レ振故避二其顯氏一改稱二田原一居二于播州印南郡河南莊米堕邑一子孫世々產二于此一焉曾祖曰二左京大夫貞光一祖考曰二家貞一先考曰二久光一自二貞光一來則繼二屬于小寺其甲之麾下一故於二筑前一子孫見二存于今一焉有二作州之顯氏神免者一天正之間無レ嗣而卒日城受レ遺承レ家曰二武藏椽玄信一後改二宮本一亦無レ子而以爲二義子一故今稱二其氏一余比二結髮一元和之間信州生仕二小笠原右近大夫源忠政一主二于播州明石一今又從二于豐之小倉一也然木村、加古川、西宿村、船本村、西河原村、友澤村、稻屋村、古新村、上新村米堕（內又今在家、小畠村、奧野村、北河原村）中島、塩市、今市總十七邑氏神奉レ號二泊大明神一矣故老傳云　所レ奉レ勸二請紀伊日前神一也而米堕又別崇二菅神一爲近歲二社共殆頹朽余與二一族一深嗟レ之故一奉レ祈二君主家運榮久一一欽慰父祖世々之先志而謹告二家兄田原吉久舍弟小原玄昌及田原正久等一俚幹二匠事一而今已得二二社一焉夫神之威嚴人之得レ之於レ天無二一不一レ具所レ謂心稱二誠道一是也爾則縱雖レ不レ祈而神護可レ知焉雖レ然常人之質皆掩二天德一而不レ能レ如二其初肆純一懇丹祈レ運繼レ志仰冀神人有二感通一哉其玄昌以二小原一爲レ氏者攝州有馬郡小原城主上野守源信利　其嗣忠生餘二母一人一而無レ男天正之間屬二三木城主中川右衛門大夫麾下一到二高麗一戰死焉故母命二俚玄昌一繼二其氏一云、

時承應二癸巳五月　日　宮本伊織源貞次謹白

願主　源貞次　舍弟玄昌

當時修造之匠師

河內國紺郡生玉庄大阪安土町通淨覺町

鳥井甚右衛門入道順知

息男　甚兵衛正次

矢內正夫云、此社舊記文字濫措動不レ成二文體一然試流覽一過則得レ概二見宮本氏系傳一實爲二貴重之史料一予深德二編者之勞一故特附二言干玆一云レ爾。

一明治二十五六年の交一時泊神社より分離して米田米田新、古新、塩市四个村の氏宮と崇め奉りしことあり。

○

一天滿宮　雁南莊米田村　號內宮　別當神宮寺

祭禮　九月九日　社守　吉郎兵衛

拜殿　舞臺　橋掛　樂屋　釣鐘堂

當社は元來泊大明神の古宮を此地に曳遷せしにて宮本伊織の建立也、俗誤りて天滿宮と崇む、實は五條天神則ち少彦名命也。〔播磨鑑〕

一天神社　米田村

祭神　菅公
氏子　米田　古新　米田新　塩市
當社は木村泊神社の古殿を曳き建立すといふ、小笠原家の家老宮本伊織の造營也、祭神京都五條の御靈天神少彦名命なるを俗誤りて天滿天神菅原道眞公とす。〔村翁夜話集〕

○

一村翁夜話集木村泊神社の條下に曰く
祭神　日前大神　大日靈貴　少彦名命
氏子　木　稻屋　友澤　加古川　古新　米田
塩市　船頭　今市　中島
即ち泊神社は雁南莊の氏宮にして今市、中島ももとは同社の氏子なりし也、この兩村が同社の氏子を離れしは近年のことゝす。

○村社　大年神社　中島村
祭神　大年神
氏子　中島村
慶長中池田三左衛門輝政當村を檢地せし際已に當社地を除地となしゝ書類あれば當社は其以前の創立なるは明かなれども年代は詳かならず。

○村社　住吉神社　今市村
祭神　表筒男命　中筒男命　底筒男命　神功皇后
氏子　今市村
一、播州印南郡今市村西端住吉大明神の義、大久保加賀守の御領地に付享保十九寅年同家中大谷利左衛門爲ニ役用一此地に相詰め候砌建立致所也、尤も其節同村船持治郎兵衛、伊兵衛、藤兵衛、半右衛門等に申付世話爲レ致候、其後追々境内相增此節東西　間南北　間右之通有レ之候、外に隣郷中島村上畑一畝二十歩此分も當社御田地として付置候、右何れも其節買證文有レ之　與右衛方へ渡し置候。
一、此度大谷利左衛門儀大阪居住に付元文三年未より右今市村住人佐野與右衛門と申す仁に當社守り申渡境内竹木他村に有レ之候御社領共不レ殘相渡し子々孫々に至るまで永々支配致候樣申渡し候事毛頭紛れ無之候、然る上は當社は不レ及レ申、御境内竹木共右與右衛門の爲レ無ニ指圖一　村中百姓村役人共我儘致し下草にても苅取申間敷候事。
一、村中飾り調法にも相成候樣にと右之通建立致置候事故　村内申合せ當社御繁榮有レ之樣永々相心掛可レ申事。
右之通相違無レ之候條永々可レ被レ致ニ支配一者也。
元文三年午正月　日
大久保加賀守内大谷利左衛門勝好　判
播州印南郡今市村佐野與右衛門殿

平津莊

○鄉社　生石神社　生石村
祭神　少毘古那命　大穴牟遲命
氏子　生石村　魚橋村　神爪村　岸村　平津村　井口村
往昔大穴牟遲命少毘古那命、天津神の勅を受けて國邊堅め玉ひし時此處に假宮を造りてしばし座しましし神共に議り給ひて一夜の内に石御殿を造り其石屑を一里北なる高御位山に捨てさせ給ひぬ。然るに未だ造營竟へ給はざるに天佐久賣來りて二神に今此山の麓に軍を起さむと謀れる阿賀神といふ神ありと奏せり、二神此言を聞食して麓の里に出座して神等を集へ給ふ、其處を神詰といふ、今の神爪村是也、夫より彼の阿賀神を平げて天下を造り竟へ給ひぬ、此二神は人は更なり、牛馬の病をも療し諸の災を攘はんために禁厭の法を定め給ひきとぞ。
この御神は其昔欽明天皇(一說崇神天皇)十三年正月申の日二神人に憑りて曰く、此處に社を造營して齊き祀らば幸あらむと、乃ち神勅により造營し奉りて平津莊伊保莊の鎭守と崇め奉りしかば其年より九月申の日を取りて祭り仕ふることゝなりぬ。其後孝德天皇の御宇白雉五年天皇の當社御崇敬の叡慮特に厚く御座しまして千石の地を寄附し給ひしが世の乱ごとに其地を失ひて終ひに天正の頃までに皆無くなりぬ、されば靈場も田畑の字によりて僅かに其名殘を見るのみ、然はあれど神の御功德は彌增に顯はれ給ひ尊き恩賴を受くるもの數を知らず、實に石御殿は神代の姿其儘にて棟は西に傾き上には靈木靈草生榮ねたり、人々詣で其奇しく妙なることを知り給ふべし。〔社記〕



○

播磨國鹿兒郡平津莊靜石室生石子神と申すは人皇三十七代天萬豊日天皇の御夢に二神現はれまして我はこれ大巳貴少彦名神なり、播磨國鹿兒郡に吾石室あり、今是を祭れば天下泰平ならんと御告あり、よりて白雉辛亥九月十九日勅願にて千石千貫を寄附し給ふ、是によつて毎年九月十九日を祭日とす、この神領天正の頃までかつかつ殘れりしに庚辰の乱に悉く沒收せらる、今近郷四ヶ村合千石の地不淨汚穢を憚り三味墓地更になく祭田神主田馬扶持田等の田字又下馬札の場所など里民今に申傳へ侍る、是ぞ古の名跡ならむ、（中略）又當社より三十町許巽に當りて洗濱といふは大巳貴命天降の時に御足をすゝがせ給ふにより今洗大明神と祭れり、又四十町ばかり木村といふ所に泊大明神と祭れるも大巳貴命一夜やどらせ給ふによりての名也と、此社も當社よりの勸請と申し傳へたり、又當社より八町ほど艮に當り一の鳥居あり、古昔大巳貴命の乘らせ給へる神馬の爪をきらせ給ふとて此地を神爪村といふ、神馬の蹄跡は靜石室のほとり所々にあり、この故事によりて毎年三月三日十五日両日牛馬安全のため上下の馬場にて社家ども走馬の式あり。〔口傳〕

○播磨國靜窟略社記

抑播磨州、印南郡平津莊、生石子靜窟、（俗號石寶殿）蓋聞、大巳貴神少彦名神、太古天孫瓊々杵尊、未レ降二臨于葦原中國一、此二神戮レ力一レ心、以經二營天下一、諸神服二于其武功一、中國寢治平也、然及二天孫之降臨一也、大巳貴神隱二于出雲國一、少彦名神去二于淡島一、是讓二其功一也、爾後二神相共、游覽於天下一、來二于此處一少住焉、名其地曰二靜窟一矣、傳曰、當時二神造レ之、石室（所謂石寶殿也）方二丈六尺多許、棟梁柱礎、完乎成二宮室之狀一、而未レ遂レ功、故其形質未レ全、棟在レ西、礎在レ東矣、俗云此二神一夜間造焉、未レ竣レ事、天既明、乃棄二置之一也、所二彫礎一石屑者、投二去之一、今所レ謂高御位山也、往昔二神始降臨、故爲二山名一、巓有二奇岩一、俗曰二餓鬼首一、（去二當社一北方三拾町許、所二投送一之石礫在二于山腹一、而其形如レ魚、首下尾上也、俗昔是曰二鯛石砂一）仍塚内曾無二殘株一也、蓋奇哉、此山山腹在レ西、而懷レ東、尤以レ東、可二便次之處一、石殿棟者、向レ西傾聳、而莫二顚倒一、是何所以乎、寔知レ非二人事之工功一矣、今所レ拜石面則礎處、而直立則西面也、石室下邊有二小池一、去レ室可レ尺、而縈廻、大雨不レ溢、旱魃亦不レ乾、又上頭生二矮松三四株一、翠色可レ愛、此石室離二基石一如レ浮也乎、於戲昨日者、平石之面、而翌朝者、爲二奇崛之勢一焉、彼傳レ奇稱二於土俗一、此貽レ告託二於風聞一也、因淮二干奇崛之名一、永得二生石子之號一、（山下有二人家一、乃號二生石子村一、）或時神人、村主現告曰、造二營社壇一、可レ崇二二神一、云終而失給、因レ之石殿之前、結二搆社壇一、奉レ崇二二神一。

少彦名命一座　號二高御位大明神一（因レ投二送于石礫北山一故也）

大巳貴命一座　號二生石子大明神一（因二于此山石崛之名一故也）

共載在二于延喜式一也、蓋現二陰陽之相一給者乎哉、然両宮別別不レ可二奉拜一也、只二宮一光可二奉拜一也、末社等舊跡、山内曳二注連一處、有二數箇所一、（悉不レ記レ之、別書載レ之、）人皇三十七代孝德天皇御宇、白雉年中、寄二附千石千貫之錢穀一、供二祭祀一、而今亡、唯其地名存耳、鳥居者、（八町許）山東有二

街路側一、而庶人之所レ拜也、又有下當山麓南面之石上壇、稱二高座石一者上、是則二神、始所二天降一之處也、此石上、鳥獸之類不レ能レ居也、山下東有二小流一、曰二御手洗川一矣、此石室稱二靜窟一、其緣者、萬葉集第三

大汝少彦名乃將レ坐（おましけむ）、志都乃石室幾代將レ經（へむ）。

又坤山、山絕頂、有レ石半入二土中一、其形如レ船、故名二磐船一、夫二神降臨之船也、窟少彦名命者、扶桑暨王善神也、日本紀曰、高御產巢日神之御子、少名毘古那神、與二大國主神一、相並作二堅此國一、後者、其少名毘古那者、度二于常世國一也、是以普天人民、稟レ氣懷レ靈、何非レ得レ處、守二黎民疾病一給、兼護二牛馬疾疫一也、大已貴命者、（倭姫世記、則素盞嗚尊御子也、）五月蠅聲邪荒振鬼神等乎、神攘給比、平定摩志豆、爲二國家安泰天然福祐之神一也、又曰、夫大已貴命、少彦名命、戮レ力一レ心、經二營天下一、復爲顯二見蒼生及畜產一、則定二其療病之方一、又爲攘二鳥獸昆虫之災異一、則定二其禁厭之法一、是以百姓至レ今、咸蒙二恩賴一矣云々、是吾邦、始主二醫藥一大神也、此二神於二神代一、以レ武稱、猶撫育愛憐之情至深、人民無下不レ被二其恩澤一者上也、故貴賤道俗之敬信、逐レ月益盛也、夫二神者、天地之形象、表二不識之本源一、於二石寶殿一、示二堅固之儀一、蓋石棟傾レ西而不二成就一者、天道闕レ盈之理也、且除レ黑移レ赤、令レ矯レ邪、正直而爲レ不レ可レ上二心於棟一乎哉、然依深秘神慮難レ計、故白地不レ記レ之也、偏傾レ首運レ步、倫須レ有二虛往而實歸之思一矣、且修レ信讖レ功之類、盖レ仰二朝祈暮賽之眞一乎、嗚呼、穆々靈燈、照二人心之迷暗一、芻窕舞妓、應二神職之祭祀一矣、故自二往昔一已來、每歲正月上申日祭、是小祀也、（如有二三申一則用二第二一、俗呼謂二御猿祭一、）以九月十九日成二大祭一、春秋祭祀之儀式無レ怠、（中就九月大祭、振二神興一、奉レ臨二幸于山邊一、氏人隔年相二勤之一、又山北有レ號二御旅所一、）經二營小社舞臺等一、（九月從二十八日一、至二九日一、奉レ遷二幸于此所一也、）此御旅所之山、有二畠若干畝一、不レ拘二郡領一、社田也、（印形證文別在レ之、）當境南臨有二巨海一、漂荘而表二廣矛利物深妙一、北顧有二孤峰一、龍嵕而彰二神幽契之奇結一、永守二蒼生一、大凡、奇瑞物色數多、故悉難レ記二翰墨一矣、詩客騷士盍レ馳二思

干玆一乎、尙俟二祠壇興隆一也、然則謹可二信伏尊敬一者也、故載二梗概於甄錄一云爾。

右者舊記雖レ有レ之、卷軸爲二蟲蠹一、文字頗損壞也、依レ之神職等、逐年而憂二亡失一、頻欲二書寫一、故綴二遺漏一、補二闕略一、成二編集一、應レ需如レ斯耳。

明和六年、歲次己丑暮春、應レ需鴨山濱公美

○石寶殿略緣起

抑々播州印南郡生石子社石寶殿の由來を尋ぬるに神代の昔大已貴命天の岩船に乘り此山に止まり高御位大明神と號し一神は少彦名命生石子大明神と號す、二神御意を合せ五十餘丈の岩を切抜き石屑は一里北なる高御位山に投おくり一夜の間に二丈六尺の石の御殿をつくり二神鎭坐在せり、實に石は萬代堅固の姿を示し給ひ神心の實を以て萬民應護のかんしるし明か也、以往人皇三拾七代孝德天皇白雉年中靈夢の告ありしにより千石千貫の地を寄附し給ふ、神寶等數多ありしが其後乱世の爲に沒收せらる、末社の舊跡今に田の字になりて民間に遺れり、（○中略）此石西に傾き巔に靈松生繁りて自然の生氣を現はし地盤と相離れて浮きたるが如く廻りに水溜りて旱魃にも竭きず、是則ち神仙無窮の靈石也、誠に人工の所爲にあらざること疑ふべからず、神秘なればあからさまには記し難し、天道は滿つるをかくの理なれば唯汚濁を善心に移し邪曲を正直に爲し心に棟を上まじとの御誡と拜すべし、扨當山の景南を望めば巨海漂々として廣袤利物の深妙を表はし北を顧みれば孤峰峙ち峨々として二神幽契を給ひ永く蒼生を守り給ふ、靈瑞あらたなること記し難し、委くは本記にあり。〔播磨鑑〕

○祭禮

一例年正月御猿祭とて初申の日祓あり、申三つあれば中の申を祭日とす、遠近の諸人群集して最と賑々し。〔播磨鑑〕

一秋は九月十八九の兩日を祭日とす、當社は欽明天皇（一說崇神天皇）の十三年正月申の日に靈意感應により造營し平津莊伊保莊一帶の鎭守と崇め奉り九月申の日を以て祭典を行ひ奉りしが孝德天皇白

雉二年九月十九日勅願にて千石千貫を寄附し給ひしにより九月十九日を以て祭日と改む。

陰暦九月十八日には生石村當社御旅所より神輿二基、幣、鼻高、獅子、太皷、法螺貝、幟、弓、鐃、砲、鉾、刀、神職、警固の役員等御供して下道より本社に着し、神璽を神輿に遷し奉り、後前の行列にて上道より御旅所に渡御、一夜御泊、翌十九日前日同樣の順序にて本社に還御せらる。

神事は氏子各一个村づゝ毎年交互に之に當り、本社廣庭、同南門前、御旅所廣庭、生石村前、祝詞場にて神輿練を奉仕す。

○分靈

一秋田縣飽海郡平田村なる生石神社は成務天皇の十一年當社より分靈を勸請せしもの也といふ。

一風土記曰、生石明神(羽後國飽海郡平田村)は大名持少彦名を祭る、其山は平田鄉の勝地也、播州生石子の岩屋を模したるにや、境内に觀音堂あり、別當を延命寺といふ、凡そ此寺社の境内には奇石多し、麓の田畝にも奇石あり、寺號を延命寺と稱するは醫術の祖神なれば信仰の人を延命に守らせ給ふとの心にや、この山の草創千載に近し。〔地名辭書〕

一祭神は大巳貴命少彦名命の二柱にして生石村字大森山に鎭座す、當社の草創は十三石成務天皇の十一年生石村を開く節に大森山の奇石に播州石寶殿より神靈を勸請し其前に社殿を造營して產土生石神と崇め村名も之に從ふ、其後五拾四代仁明天皇の御宇吹浦村大物忌神社へ勅使下向の節生石神社略記を書上げ寶曆年中まで毎年三月二十三日近鄉社人相集まりて神樂を奏せり、盛祭也。〔羽後國生石子神社略記〕

○社領

一高御位大明神　大石子大明神

御供料新畑　壹段二畝拾五步　御除地

右は松平式部大輔樣より御旅所の邊にて御寄附被レ爲レ遊候、右御證文如何仕候哉　唯今は無二御座一候、其後御代々樣御書替御證文頂戴仕所持仕候。〔中筋組寺社明細帳〕

一印南郡生石大明神御供料新畑壹段二畝拾五步之事

松平式部大輔殿御代郡役人へ相斷宮山之內にて開發由先年遂二見分一候處　依レ無レ紛任二先例一除置者也。

天和二壬戌年二月　日　　沖　忠左衛門　花押

林　甚五左衛門　花押

生石大明神々主

一印南郡生石村生石大明神御供料宮山之內開發之新畑壹段二畝拾五步任二先規一役人証文之趣彌相違有間敷者也仍如件

天和三癸亥年二月十五日　　竹田新左衛門　花押

花村平太夫　花押

生石大明神々主

一本文同前

寬保二壬戌年正月九日　　安田作兵衛　花押

竹尾藤右衛門　花押

竹內四郎右衛門　花押

生石大明神々主

一本文同前

寬延二己巳年三月　日　　安井與五右衛門　花押

高谷次郎右衛門　花押

生石大明神々主

○

石寶殿の社人東村氏は神吉氏の弟なりしが天正七年三木攻の時神吉城を攻めんとて秀吉石の寶殿を陣所に貸し呉れよと使者を立てゝ申遣しけれども兄の城を攻むる陣所には貸さぬと申しければ秀吉大に憤り社堂を燒拂ひ所領を取上げけり。

當社々領は孝德天皇白雉年中に千石千貫の地を寄附し給ふといふ、生石村々塲守あり、布村左金吾、藤本七之進、村上重原、魚橋九左衛門などいふ家老侍等ありしが一戰にも及ばずして皆々逃落ちたり。

右所領の村々は生石村、島村、平津村、高畑村、六本松村、井之口村、岸村、神爪村、魚橋村右九个村高合て千百餘石也、右の內生石、島、神爪、高畑、此四个村は神前の百姓とて御供米を作る、其故に此村々に限り三味無レ之、他村にて燒候由、

右村々は今の氏子也。
社人東村氏は暫く身を隱せしが其後島村に居住して今も祠官職を相勤めたり。〔村翁夜話集〕

○

一當社の古鐘今美濃國赤坂の宿安樂寺にありといへり。〔巡覽圖會〕

一寺中（美濃國不破郡赤坂町安樂寺）の鐘は甚だ古くして其形世の常ならず、銘に

播州印南郡平津莊、生石權現撞鐘、願主小川備中入道沙彌玄助、奉行笠原入道金阿、神吉左京亮貞清、大工瀧野伊豆守宗友、應永二十六年己亥八月十二日、年行事永秀、

と見えたり、慶長乱の時人持來りて陣鐘にかけしといふ、甚だ重きものにして遠國より來る、誠に不思議といふべし、又一說に此鐘は大谷吉繼の陣中に殘しありしを關東方へ分捕り此寺へ寄附せしもの也といへり。〔地名辭書〕

一右に關し安樂寺に照會せしところ左の通り返照し來れり。〔播磨史談會誌〕

（前略）偖て御照會の當山什物陣鐘の義は高さ二尺四寸、口徑一尺七寸五分、重量約八十貫、銘に

播州印南郡平津莊生石社推鐘願主小河備中入道沙彌玄助奉行笠原入道金阿神吉左京亮貞清大工瀧野伊豆守宗友應永二十六年己亥八月十二日行事永秀

と有之候、拙寺傳來の古記錄によれば鐘は、關ヶ原戰役の砌西軍の將大谷吉隆の持來りしものにて吉隆戰歿候節家康公は敵將とは言ひながら實に善き大將也、軍略の特に秀でたる所、我軍の將ならずとも實に惜しむべき大將也、さらば分捕りせし西軍の陣鐘は當山に寄附し朝夕相用ひしめ永遠に吉隆及び戰亡死者のため追善の意を表はさしめんと仰せられて拙寺に寄附相成候ものに有之候、鐘は青さびにて純金混合の音聲あり、三里位は相響き候樣申傳候。

○

一本社の鳥居神爪村の東外れ往還の南側にあり、本社より十町許東にあたる。

額銘　一道神光千古揚
柱銘　華表維石　顯然高岌　碓乎不磨　千古雙立

延寶八庚申季孟春吉日
魚橋村神吉氏久太夫貞信謹立

この鳥居より又五六町許丑寅に當つて鳥居塲といへる所あり、今田地となれゝども祭禮の節はこの田にも注連を張る古例あり。〔播磨鑑〕

一高御位大明神御旅所　北池村
生石子石寶殿の祭禮には氏子より御迎ひの神輿此御旅所に參り候。〔村翁夜話集〕

○

一鹿兒嶋城主御社參の記事

一、薩摩國鹿兒嶋御城主松平豊後守樣御息女
寶曆二歲申二月五日當社へ御社參被爲遊、御初穗金子三百匹奉納被爲遊難有神納仕候、献上物三方にて緣記畫圖御守献上致、出向之儀拜殿之前迄烏帽子狩衣着用致罷出申、御手札之儀者石寶殿祠官東出羽と書記し差出申候、右神納被成候金子之請取御用人へ相渡申候。〔石寶殿舊記〕

一姫路御城主御社參の記事

一、金子二百疋　酒井雅樂頭樣
嘉永元年三月廿六日夜寺家町御泊にて木村友澤村米田新村米田村島村生石村御道順にて當社御參詣被遊、出向之儀者宗門御奉行豊田權右衛門樣鳥居先にて兩祠官供御仰被下候、本社前手桶差出置候處御手を洗ひあそばし兩本社にて神拜あり、夫より石寶殿一見、山上へ御登りあり、御下參之節拜殿の廣前に御休息、魚崎村地境へ先行下座仕夫より加茂神社へ社參あり、献上物圖畫緣記三方にて献り候。（○下略）〔石寶殿舊記〕

○

寛文年中姫路城主松平大和守源直矩侯神德に感じ奉納和歌二首

難波津に咲くや此花冬こもり
今は春へと咲くやこの花。
淺香山かけさへ見ゆる山の井の
あさくも人を思ふものかな。

右色紙は前關白太政大臣基熙公の御染筆也。
〔略社記、播磨鑑〕

寛文の頃十二歲許の少女當社に詣でゝ一首の和歌を詠めり。〔諸國里人談、古所名所考〕

たまに來て又來むことのかたければ

名殘おしこの石の御社。

播磨鑑は七歳の少女となし第一句をまれに來てと書きたり。

石の寶殿に詣てゝ　攝津魚崎　復齋　山本原藏信義

及ひなき神のむかしのことはさの

これもうちなる石のいはやか。

石の寶殿にてよめる　飯田武卿

うこきなき御代よろつよの寶とて

石のみやゐはつくりけらしも。

○

一石寶殿　印南郡平津莊生石村、靜窟ともいふ。

吉田注連下社家　平津莊高畑村　東　土佐

同　島　村　東村石見

祭神二座　高御位大明神　大巳貴命

生石子大明神　少彦名命

祭禮　九月十九日

例年正月御猿祭とて初申の日祓あり、遠近の諸人群集す、神輿二基、神式最嚴はし、申三つあれば中の申を祭日とす。

石寶殿の前に大明神の社檀あり、合殿造りにて八つ棟檜皮葺也、一段下に拜殿あり、竪七間横三間半山の麓より上り二町餘、石階也

唯一根元の大社也、山内廣し、御除地也

三町許北に御旅所あり、九月十八日より十九日まで兩神還幸あり、祭事此所にて行はる。

社檀　拜檀　舞殿　橋掛　樂屋　御輿屋

山上畑あり、各免許。〔智惠袋、播磨鑑〕

一孝德天皇白雉年中千石千貫の神領を賜はり攝社末社とも嚴重たりしに赤松別所等が動乱に頽廢して今は生石明神高御位明神二神を幣殿に鎭座するのみ也、神德並に起原不思議、神人の緣起といへるものにゆづりて爰に略す。〔巡覽圖會〕

一石寶殿　生石村　祠官　東　市正　東村筑前

祭神　少彦名命　大巳貴命

此寶殿　三間半に四間、棟へ二丈六尺

氏子　生石　魚橋　神爪　岸　平津　高畑　六本

松　井口新

高御位大神生石子大神　御供料一段二畝十五歩、

榊原公御寄進　其後代々城主御證文被二下置一候。

神爪村に石寶殿の鳥居有之候、右額銘一道神光萬古揚。〔村翁夜話集〕

○高御位神社　成井村

祭神　少彦名命　大巳貴命

神代の昔大巳貴命岩船に乘りて下り給ふ、大石子大明神と號す、一神は少彦名命高御位大明神と號す、二神御意を合せ陰陽の相を顯はし五十餘丈の岩を切ぬき石屑は高御位の峯に投おくり一夜の間に二丈六尺の神殿をつくり二神鎭座ましまします、實に萬代堅固の姿を示し給ひ神心の實を以て萬民應護の大みしるし也。

一峯相記細註に高御位大明神は印南郡志方莊の神社也、とあり、評を以ていふ時は志方莊は一里あまり北の莊也、然る所に本社より一里北に方りて高御位山といふあり、高山也、街道筋より北に見ゆ、此山の北の方は志方莊にして南は伊保莊也、此山へ寶殿の石こけらを持運びしとて山の巓より麓まで鯛しやりといふあり、鯛の尾は上首は下に石こけら現存す、此山大巳貴命降臨の所といふ、依て志方莊の神社といふ歟、往昔此社の領地も廣く志方の鄕中にも氏子ありと見ゆ、諸々にいぶかしきことも多し、委しくは緣起に見ゆたり、山内御免許。〔智惠袋、播磨鑑〕

按ふに高御位大神は播磨國神名帳大社二十四座の内に列せられ、又聞及の神式を集めたる書にも高御位の御祓くはりといふことあり、往昔大社なりしこと炳焉たり。

一高御位神社の御祭は三月二十日の夜と六月二十日の夜とに執行された、どちらも二十一日が當日である、六月二十日には神殿に燈明をあげ山の頂から麓まで掛行燈を燈した、村の者は夕方少し早く仕舞つて松明を用意して三々五々峯に上る、大抵揃ふのを待つて祈禱があり神酒の式事があつた、扨て御神燈を先登に手に手に松明を燈して太鼓をならし伊勢音頭をうたひながら下りて來た、麓の地藏堂まで來るとこゝで別れて銘々家に歸るのである、地藏堂は今湯口山極樂寺と稱へてゐるが爰は昔から高御位の遙拜所と言つてゐる、此火のために進路を見出したといふのであらう、こゝ四五

十年以前までは澤山の船頭がこの高御位山へ參つて來た、左うして什うした理由か此時には屹度おこせを持つてきたといふ。

生石子神社の御祭は九月十八九日であつたが此時には其氏子は宵宮の朝早く高御位山へ參詣する、是はお迎へに來るのだといふが夫にしては遲つて來なかつたのが可笑しい、凡て生石子祭には高御位の神は御客あしらひにしたのである。

尙此地方には男の子が生れると白い幟を生石子社へ女の子が生れると赤い幟を高御位社へ奉納する慣習が遺つてゐると云ふ。

現時は毎年陰暦三月二十一日六月二十一日の兩日だんご祭と稱し成井村民のみが祭禮を行ふのみ、夜分各自提灯を携へて登山し禮拜して下るを例とせり。

○

一高御位神社　祭神大巳貴命　　成井村

山上鎭座、俗此山を桶底山といふ。〔村翁夜話集〕

○天滿神社　　西井口村

祭神　菅原道眞

印南郡平津莊井口村に菅公の廟あり、御長六尺の靈像並に女體の尊像を安置し奉る、即ち御夫婦の御神也と申傳ふ、抑々此御靈像は此地に伊藤小八郎と言ふ三木別所家の旗本構居せしが三木落城の節此構居亦落亡し其跡今は農民の屋敷となれり、されば此小八郎常に菅神を崇尊し奉り本尊とす、滅亡の後野田叢の內に年月を經て勿體なくも埋れさせ給ふ所に、土俗草を刈りたるに鎌に掛りて左の御腕を切落し奉る、勿體なく悲しく思ひ抱き奉りて歸り匠に繼がしめしも繼れ給はず、せんかたなく其儘に安置し奉りしか其家遂に斷絕せり、夫より村の老農打寄り一間四面の小社を建て境內(二畝歩餘)に松の木を植る前非を悔ひ再び佛工に命じて彼御腕を繼がせしも繼ぎ奉ることを得ず、如何なる神慮の程といふことを知らず、然る處或夜村人の夢に衣冠正しき束帶の貴人頭上に立ち給ひ、我は是汝等が歎く處の正像也　我腕を切落せしこと全く疎忽の至りとは云ひながら不思議の事是非なし、さるに依て繼がんと歎く志神妙なり、然れども自今以後繼ぐとも繼がれじ、强て繼ぐこと勿れ、我心全く以て痛み歎くこと更になし、繼がれぬことも深き因緣あり、末世になり村中隣鄕の土民等邪曲を轉じて正直になし思ふこと叶ひ難きは俗情の有樣也と告給りて失せ給ひぬ、一度ならず彼是夢見ること兩三度、夢皆相同じ、村人難有思ひ供物神燈を怠らず崇尊し奉ること年久しきに依て無實の患或は怪病に於て信に祈れば其驗あらずといふ事なし、世に知る所の神の靈德日月の國土を照し給ふが如く信心の頭に宿りましまし人の邪曲をなげき給ふ、聖御の知豈愚人のさとり知るあらん。

菅公の由緣世擧げて知る所也、御父は菅原是善公にして道眞公と申奉り官右大臣に昇り給ひ本朝古今の大賢儒宗文筆の祖たりしが、延喜元年二月二十五日不幸の故ありて筑紫の大宰府に趣かせ給ひ遂に同三年二月二十五日彼地に薨じ給ふ、御年五十九、嗚呼命なる哉、爾後勅焚左遷宣旨本官に復し天滿大自在天神と勅號を下し給ふ、夫より一千年來の今に至り神德を仰ぎしたひ村里鄕黨廟なき所なし、人皆知る所也、今此村の廟永久神光りを仰がざらんや、思ふべし崇むべし、詳しきは本傳に見わたり、今萬分の一を載せて諸人の尊禮を勸むるといふ如此。

予此記を綴る事小社年月を經て朽ち且尊像を消失せ奉らんことを恐れ後世土俗の者の信心崇敬彌ま修覆等に心を寄せよと筆紙に載するもの也、神は人の敬ひに依て憐を垂れ給ひ人は神力によりて願をはたす、これ必然の理也、依之此記を綴りて後世に殘す物也、疎かに尊信なく却てあざけりを指狹むの輩は忽ち神罰の災忽然たるべし、崇み信ずべし。

干時寶曆九卯年二月　日

平津莊　平野庸修記

舛田莊

○村社　益氣神社　　升田村

祭神　泥土煮命

氏子　升田村　砂部村

當社の由緒は益氣物語に委しければ左に記す。

抑々平之宮熊野王子權現と申すは紀州に垂跡の時ふみの大臣を召し此國初發の時伊弉諾伊弉冊の二神の立たせ給ひし岩橋播磨國益氣山に在り、彼土

に分身の跡をたれんと宣ふ、神勅に任せ益氣山に社壇を建て權現を遷し奉る、又伊弉諾伊弉册の二神並天照皇大神をも勸請し奉り平、志方、名古瀬の三莊の百姓共是を崇敬し奉る、昔は此山杉檜の大木生茂り風すれのため火自ら起りて山燒亡す、此時熊野權現は今の中山に移し奉る、二尊の御社は池尻村平山に移して井磧明神井面明神と唱へ奉れり則ち印南七神の內也、神前に八間四方の出水あり、福井と申す、御手洗也、田地七八段程養ふ、今此邊をやばせといふは八十橋の前なる故いふか、此故氏子も方々へ離散す、されど二人のみ殘れり一人は八十橋の西南の下所に住居し窪田何某といひ一人は山の中程に居て田中某といふ、此後彼中山の宮を山角村に大社を造營して信崇し奉る、此時の氏子は平之莊益氣鄉十六个所、山角村、芝村、小野村、藥栗村、神木村、原村、陰山村、一本松村、小畑村、西山村、中村、里村、池尻村、益田村、同出河原、砂部村、以上十六个所の生神也、每年九月二十日より同二十一日祭禮神事夥し、

此時貧富に限らず歷々いふを上座に居し段々格式を改め酒盛あり。文祿三年甲午の九月祭禮にも十六个所の頭人參詣し皆々上下を着し鰐口打鳴らし御神前に向ひ九拜し扨て各々座に着き默禮を終り夫より神酒神盃を頂戴し四海波靜かに九獻の盃納まりける、此時益氣の人々進出で申しけるは、いかに平の面々益氣の中にも鄉士歷々もある所に每年下座に居ゑ給ふ、以來屹度座を改め我々が上座ぞと申す、平の面々申さるるは尤なる仰なれども益氣の人々は殺生を業とし給ふ、忝くも氏神は本地十一面觀世音菩薩にてあれば御邊の如き殺生者は何れも上座には穢はしと申さる、益氣の人々申しけるは夫れ日本は神國也、當社は忝くも天照皇太神の御子天忍穗耳尊にて在す、大神の弟素盞嗚尊は八岐大蛇とて八つの頭ある惡蛇を退治し其餘の惡魔惡神を亡ぼし日本を鎭め給ふ、又御子大巳貴命は種々の藥草を施し人間の病患を癒し五穀成就の守り神、此神も御親子共に惡魔を退治し給ふ、是を大黑神と崇め奉る、此神の御子事代主命は忠孝兼備、殊に八十萬神の將軍にて御親子共に武德を備へ給へば賣買利潤の神のみにあらず、此兩神は天子將軍公家武家町人百姓に至るまで信仰す、是を惠比須神と尊み奉る、此御神は元より殺生を好み給ふ、去るによつて今に至りて繪像木像何れも右の御手に釣竿を携へ左の脇に大なる鯛を狹み給ふ、定めて各々方にも尊敬し給ふなるべし、殺生忌給ふ方々は此神信仰は不相應し、但し欲心からの尊敬は神も非禮を請給はず、聖人顏する各々方も每日每夜諸々の虫けらの命を取給ふ、これも殺生、然れば何れも大惡人、上座にのさばり居らるゝは穢はし、勿體なし、早々末座へ下り給へと申しける、平の面々大に怒り、平の土地に足踏込みながら雜言吐くとは奇怪也、古來より定めたる座席を今改めんとは法外至極、甲が含利になるとも左うはならぬ、と言放ちければ其方にならねば此方にも堪忍ならぬ、もう是まで也、益氣の面々早々座を立たれよと、づつと立つて御殿に向ひ拜禮して七本立ちたる金の御幣を三本うやうやしく捧げ數多の人々前後を守護して御前を下り池尻さして急ぎける。

後押へに殘したる四人の强兵立つをそりや逃すなきやつめら一人なりとも人質とれと大勢どつと落重れば中の一人、やあずいさんなる蛆虫めら、別所小三郎長治の家臣武仲鬼彥兵衛とは某が事也、先年神吉城責の時三木の城より一騎當千に選まれ梶原入道冬庵と共に加勢に來り東國勢に渡り合ひしに戰半ばに賴定が家の子神吉藤太夫變心して民部大輔を討取り降參せしに依て軍敗れ冬庵は自害し柏原、中村、藤田等は討死せり、某は櫓より堀中へ飛込み水底に隱れ日の暮るゝを待ちて砂部村なる親元に立歸れり、某元來角力を好み鬼彥と異名し此近鄉に手に立つ者なかりしぞ、さあ留めて見よと仁王立に立たりけり、やあ廣言はく曲者め大勢懸れとつと寄るをかたはしつかんでひろひ投負投大腰首擲障泥合掌肩すかし矢倉さまたに打付飜付はり飛ばす、此勢に恐をなし皆々散々に逃げにける、其隙に益氣の面々平山へ懸上り先此幣を益田山に納めよと平山四郎兵衛平山より益田山に退き笠岩の下に納めけり、扨て平山にては兼て覺悟のことなれば前に大幕を打ち弓鎗鐵砲熊手飛口杯立並べしは陣の備に異ならず、磯野源太夫申さる

るは定めて大勢追懸來るべし、然し此方は大勢一時に出づべからず、强兵四五人宛かはるがはるに出で息のはづむくくむにのめらすべし、但し一人も殺害すべからず、殺しては後日の越度たるべし、某先年京都三十三間堂にて六十六間の矢數を射通し播州磯野源太夫と京近邊に譽を顯はせし弓勢、若し寄來らばおどしの爲に矢を放ち見せん、何れも左樣心得られよといへる所へ、案の如く屏風嶽の麓まで雲霞の如く追かけ來る、磯野すはやと弓を引き矢を射る、鐵砲の名人山脇九右衛門、十倉又右衛門、前川仁兵衛、鉄砲透間なく放つ音きびしければ追掛來りし人々云やう、あのやうな無謀爾無藥體に構ふなと皆々跡へ引取ける、益氣の面面大に喜びさあらば爰を引取らんとて益田山へぞ引にける、寔に是等は一人當千のつはものと謂つべしと末世其名殘しけり。

此時下鄉近村より平の宮喧嘩と聞き我も我もと懸付けし故數萬の人數に見わしと也、又前川助右衛門は其時分の莊屋也、大幕鑓を出す、舍弟前川仁兵衛より長刀二間あまた出す、十倉又右衛門より弓鉄砲を出す、都倉仁右衛門より丸に二引の紋の旗を指す、此時黄昏に及びしかば提燈松明星の如くかゞやきて唯白日の如くなりしといふ。

斯くて其年も暮れ明れば文祿四乙未の二月中になりぬれ共平の莊益氣の鄉に恐れしにや又分治せしを幸とや思はれけん、重て何の異乱もなかりければ益氣の面々大によろこび先づ神殿を造立す、來る三月二十一日遷宮と聞わければ氏子は言ふに及ばず、近鄉の貴賤老若男女引もならず參詣す、此時高橋次郎左衛門神職の儀を相勤む。

抑々高橋次郎左衛門の出所を尋ぬるに神木の城主高橋平左衛門尉何某の一類なりしが三木乱の時平左衛門尉も滅亡せしかば次郎左衛門も沒落の後浪人して益田村山脇與兵衛某が許にかくまはれ居られし也。

既に刻限になりしかば露拂紺の袴を着し二人宛二行に立ち先平山平太夫山脇三太夫山脇助太夫立烏帽子に布衣を着し御幣を目八ぶんに捧げ次に高橋桃色の直垂折烏帽子着し笏を持ち其次に四个所の頭人懸烏帽子素袍袴を着し刀を帶し其外の面々上下を着して供奉す、御神體を內陣に移し奉りさて九拜す、皆々頭を下げて拜禮し神前を下りけり、今度氏神分治につき勝利を得しことを祝し四个所より壇尻を飾り練來る、先砂部出河原一門に子供狂言讃岐八島の合戰をはじめ、次は當所升田子供狂言長門壇の浦の大軍、三番池尻子供鹽渡邊網羅生門鬼神退治、見物の貴賤餘念なく扨も扨も面白い讃岐八島の戰能登守の弓勢次信が胸板を射ぬかれ馬よりまつさかさまに落ちたるふびんさ、壇の浦箕尾善四郎と惡七兵衛景清がしころを曳きみほのやが首の骨もつよし、景清が臂の强さ又渡邊が羅生門にて鬼の腕を切落せし氣味のうまさ、今見るやうに思はるかと日も入相の鐘もろとも咄したらたら歸りけり、右の吉例とて每年祭禮には四个所寄合ひ同事をす、さるによつて升田の景清池尻の羅生門出河原の船軍と言傳へたり、其後寛永三年丙寅の九月上旬池尻村へ分治す、今安永六丁酉年に至り年數百五十二年になる、又其後寛永十七年庚辰九月上旬升田新村へ分治す、今安永六丁酉年まで百三十八年になる、三个所の宮神職高橋勘太夫と申す仁京都吉田殿神道傳授致し高橋和泉守と申す御印書頂戴、其子八十太夫繼目し高橋和泉守と申す、十四个年相勤、其次を勘太夫と申す、是亦繼目、高橋近江守と申す、十四个年相勤、病氣にて社務相勤まらず、彌三太夫甥次良兵衛則ち近江の兄也、假役にて寛延元年辰の五月まで十个年相務め病死す、麴谷清兵衛子(稚名金次郎)を次郎兵衛養子として神職相勤む、今の高橋喜太夫也、扨々此喜太夫は誠に神慮にも叶ふべき人也、住吉明神の御託宣に吾に神體なし、正直を神體とす、我に神德なし、慈悲を神德とす、我に神通なし、無欲を神通とす、此託宣の如く正直第一にして身の裝束古びたれども新しく拵へて客體を繕はず、位昇進の望もせず、當時は或は社坊と公事をいひ社人同士は格式を爭ひ座の上末を論じ邪欲の振舞ばかりなるに、此喜太夫は誠の神主ならんか。〔益氣物語〕

○

一若一王子權現　升田村　社人　高橋美濃

神靈　泥奢尊
氏子　升田村　砂部村。〔村翁夜話集〕

○村社　益氣神社　池尻村

祭神　泥土煮命　水波能賣神　大年神
氏子　池尻村
當社は寛永三年丙寅九月升田村益氣神社より分靈を勸請せしもの也。

○

一若一王子權現　池尻村
神靈　泥奢尊　氏子　池尻村。〔村翁夜話集〕

○村社　益氣神社　出河原村

祭神　益氣大神
氏子　出河原村
當社は寛永十七年庚辰九月升田村益氣神社より分靈を勸請せしもの也。

○

一若一王子七社大權現　升田新村　社人高橋美濃。〔村翁夜話集〕

神吉莊

○村社　八幡神社　宮前村

祭神　譽田別命
氏子　宮前村　鼎村　大國村　西村　中西村　神吉村　天下原村　砂部村
人皇百二代稱光天皇の應永三年大國村に一社を創建し神吉莊拾一个村の氏宮とす、應仁二年現今の地に社殿を移す、寛永九年十一月火を失して全部燒失、天和三年閏五月再建成就、即ち現時の本社とす。

上棟　八幡宮御神殿
天和三亥年正月　手斧初
同　年閏五月　普請成る
神吉村　次左衞門　久兵衞
天下原村　庄右衞門
世話人　宮前村　七兵衞
清水村　久太夫
下富木村　作太夫
大工　高砂町兵太夫　屋根葺　丹波國岡村勘兵衞

○妙見宮由來記

播磨國印南郡神吉村妙見山寶林寺中之坊の祀れる妙見大明神は人皇百二代稱光天皇の應永年中九月二十三日夜一天雲無く月光赫灼として輝きしが俄然天は雷霆の響くが如く地は震動して躍るに似たり、衆皆奇異の思をなし南を顧み北を眺め西を瞬み東を醸き或は天を仰ぎ地に伏し其驚愕名狀すべからず、夜將に曉けなんとする時東天亦赫々として暉り輝くこと電光の如し、其日正午の頃に至りて僧俗男女貴賤老少且行き且倒れ驚惶疑懼して恰も魂識を失し其耳を聾するが如きことあり、此時に當りて圭光山鞍馬寺の靈嶽より明星來現し給へり、之を窺ひ見んと欲する者東西より來りて市をなし殆んど巖岳の上下に滿てり、是よくよく異なる靈岳と謂ふべし、而して此光耀日を經時を重ぬるも消ゆることなく赫然滄海を照し普く碧天を輝せり、時に託宣ありて曰く躁ぎて蹶くこと勿れ吾は是天の明星の根本たる虛空藏大菩薩也と、即ち妙見大明神の本地は虛空藏大菩薩にましまして其位は峯のいや高きが如く其清きこと天の澄渡れる

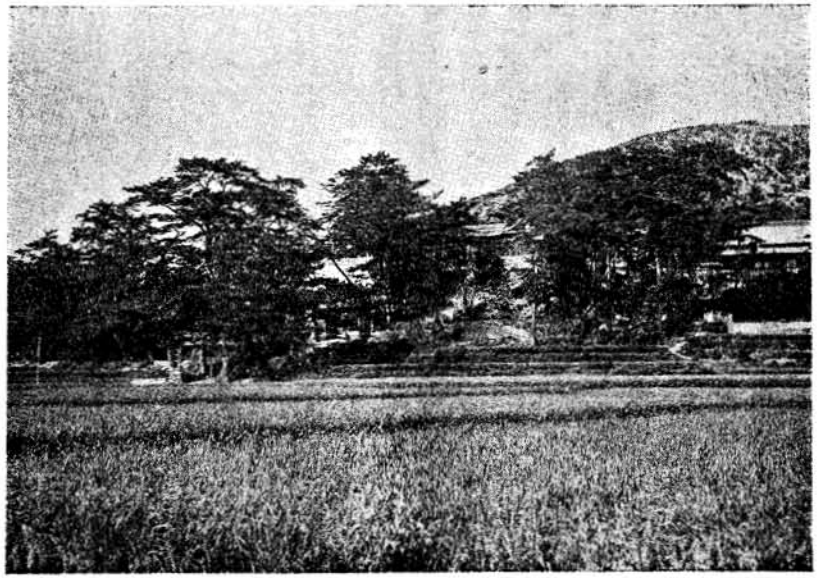

（神吉八幡神社）

に似たり、此菩薩の法性法身が和光垂跡を現はして此土に降臨し給ひ一切衆生を衛護して國土平安五穀成就家内安穏の利益を與へ給ひ以て一切衆生に佛の種子を下し如來の結縁を厚くせしめ給ふもの也、其慈悲廣大にして高く天を覆ひ普く虚空に滿ちみち給ふ、故に攝化の利益悉く天下四海に行渡れり、諒に知りぬ上古より正儀寡き靈場也、將來人皆之によりて念願すべし、爰に於て昔より献華を致し供物を捧げ五體を地に投じて恭敬禮拜する者多く亦四方より賓客輻輳して參拜の輩益々多きを加ふ、彌々不思議の至り也、然れば此靈地に參するものは宿昔の緣深くして亦將來の結緣淺からざる可し、此山碧草を生じ金砂を敷き山邊菓を拾ひ巖側薪を採るの樵夫牧童と雖も明神の密益を蒙り如來の緣種を結ばさる事なかる可し。

惟ふに今此地に在る圭光山鞍馬寺といへるは往昔何人の開き給ひしやを知らずと雖も毘沙門天の尊容と不動明王の形像とを彫刻せり、毘沙門天王は如來の法身界より福德神と現はれ給ひて貧窮無福の輩を救ひ如來の因緣を結ひ給ふ和光の垂跡也、不動明王は大日如來の化身にして降魔神と彰はれ給ひて災禍多き衆生を憐みて能く千災を除き萬禍を消して我等に轉迷開悟の因種を植付け給ふ尊容也、此岩跡の在る所を天下原村と號せり。

後大國村に鎭壇を建て薰香を燔き幣帛を捧げて尊崇恭敬す、謹嚴なる祭祀は古昔より年々絕ゆることなし、此地より北に當りて峨々たる高山あり、奇岩怪石高く聳ゑ青松碧樹其間に生ず、景勝眞に好みすべし、復此地に神社を搆へ之を上宮と稱し神吉部内十一邑の村民之を氏神として尊敬す、是より大國村の社を古宮と稱す、古昔より今に至るまで毎歳九月二十三日神職來りて祭儀を行ひ氏子村民參拜す、中に於て童子一人身體を淸め衣裝を正して古宮及び上宮に歷參するの儀式あり、又八幡宮を奉請して之を上宮に合祀し鎭守の神と崇め奉る、神明佛陀の靈感空しからず氏子村民年々に繁榮し歳々に發展せり、按ふに此山邊は織田信忠兵を搆へ陣を張りし古戰場也、信長記に神吉志方の間と記せしは即ち此所なるべし。

又上宮の東に藥師堂を建立するは藥師如來は東方瑠璃光の淨土にましまして具さには東方藥師瑠璃光如來と申し奉り一切衆生の衆病を消除し精神の煩悶を快癒し給ふを以て衆生に緣を結び遂に我等をして淨土の證果を得せしめ給ふ尊像なれば也、

又上宮の西に觀音堂を造營し奉るは觀音は具には大悲救世觀世音菩薩と稱し奉り其本國は西方極樂世界にましまし常に彌陀如來に侍坐し大悲をもつて世間の七難を消滅し衆生の三毒を除き端正美麗の男女子を產しめ給ふ、又三十三身を化現し給ひて世間を救濟して我等に緣種を結ばせ給ふ、是終に無上眞妙の解脫を得せしめ給ふ所以也、西方の菩薩なるが故に上宮の西に之を安置し奉る、又此地内に鐘樓を造營して鑑々之を撞き鳴らす所以は其響音これ佛陀の大悲招喚を表はし朝には衆生の迷夢を警醒し夕には我等の無常を悟らしめ給ふに出づ、よく〳〵内鑑の佛陀外應の神明相雙びて和光同塵の垂跡歷然として渴仰尊崇に餘あり。

抑々此山の東麓には大なる池あり、漫々として水を湛へ魚躍り龜遊ぶ、又東方に高山巖石の聳立するあり、飛禽遊棲し綠樹其間に茂生す、其麓には丹但兩州へ通するの大路あり、西北は山岳の間に村落を挾み、風景に富み南方には神吉民部大輔の城址あり、亦佛閣ありて常樂寺と號す、蓋此附近に於ける最古の寺院とす、此地を距る南方約一里にして往還通ず、其沿道に加古川米田等あり、尚延きて南すれば海岸に到る、海上眇漫として大船巨舶東西に來往し所謂瀨戸内海の景緻に接す、今此神社の山嶺より目を放てば脚下の萬景指顧に在り、北方に大山ありて中堂寺と號す、串橋左京太夫の古城址也。

抑々當社神宮氏子村落は神吉村天下原村大國村宮前村下富木村淸水村西脇村長慶村西村中西村磯部村の十一箇村也。

信にそれ當神社の由緒來歷複雜にして興味深趣なれども其記事今悉く散失して傳はらず、唯口碑を綴り輯めて茲に其大要を記註し置く耳。

延寶八庚申年八月　日　神宮寺

○社領

一妙見大明神社　除地　宮前村　社僧　寶林寺

社領五石、神吉村高の内にて引申候

右証文池田家より被下置候處寛永九年燒失、其後御証文無之候得共　御代々御城主神吉村高の內にて年々被下置候。〔村翁夜話集〕

一社領高五石　池田三左衛門様御寄附

則慶長十八癸丑年十月　射場友軒様御証文有之候處寛永九申年出火の際燒失仕候、然れ共御代々様御書替御証文被下置候、右社領神吉村大庄屋二郎兵衛田地の內に御座候に付同大庄屋より社納仕候右境內に新田畑七畝先年御斷申上新開仕則社僧作仕候。〔神吉組社寺明細帖〕

一慶長十八癸丑年十月姫路城主池田三左衛門輝政侯莊內神吉村本田の內高五石（納米二石五斗二升五合）社領として御寄附、其節奉行射場友軒殿の折紙有之しも寛永九壬申年失火の際燒失仕無之候然れ共池田家御時代は勿論播原式部大輔様御代にも尚引續き御寄進相成、其後領主酒井雅樂頭殿御時代まで相變らす先規の通り年々御下與相成候處明治維新以後遽減祿を以て遂に廢止せられ候。〔社寺明細帖〕

○祭禮

今より六百年の昔即應永三年九月二十三日大國村字村中に當社を創建し神吉莊の氏神として尊崇す後七十年を經て應仁二年八月現今の地に社殿を移し大國の地に御旅所を造營す、例祭には此御旅所に神輿渡御の式あり、舊幕時代には姫路藩主家臣二名を參列せしめて當社崇敬の誠を致せり、例祭日は神社創立以來九月二十三日なりしを明治三十六年以後十月十五日に改む、祭典は各村輪番にて勤む、明治二十年頃までは當番村は先づ舊曆八月朔日に村內の者一處に集合し神事に關する協議會を開き神幸式の頭人並に役割萬端を定む、頭人には大頭小頭の別あり、舊九月十三日王壇築として氏神を奉齋すべき神居を頭人の門前に菜草を盛り大榊を植ゑて作り奉告祭を行ふ、頭人は氏子を代表すべきものなれば王壇築きの當日より齋戒沐浴凶事に觸れず、其後四五年を經て改革あり、大頭を廢し小頭のみとなす、神幸式は當村の若者十七八名淺黃の襦袢に白晒木綿の手襁を脊にて菱形に結び常にちようさあ、ようさあ、の懸聲を四手に合せて神輿を左右に邊り奉る、其こと當番村は八月以降祭日まで月光明かなるの夜常に練習を重ぬる也例祭には村長氏子總代各村惣代當番村の役員全部禮服着用にて神幸式に奉仕す、左にその行列順を掲ぐべし。

先御先太鼓、次奉櫻花、次御鉾、次立傘、次臺笠、次御弓、次御太刀、次鐵砲、次神饌櫃、次白幣、次猿田彦、次猿田彦、次頭人、次警固、次金幣、次猿田彦、次四手、次神輿、次神職、次村長氏子惣代各村惣代警固、以下一般參拜者。

○

一妙見大明神　神吉莊宮前村の北の山に在り。

板倉伊賀守御証文社領五斛　山林御免許。

祭神　妙見大菩薩　別當　神宮寺（眞言宗）

祭禮　九月二十三日

頭人あり氏子村隔年勤之、神輿一基神式最賑し。

舞殿　拜殿　舞臺　橋掛　樂屋　門守殿　石鳥居

御旅所　大國村に在り、十町許未の方。

大國村の社にも舞臺ありて本社に散樂ある夜みやに此社にて二番勤之

社記曰、播州印南郡、神吉莊氏宮、妙見山寶林寺、妙見大明神者、人皇百有二代、稱光院御宇、應永年中、九月二十三日、於圭光山、而明星來影給、（干時有託、見干本紀、）則此處號天下原、爲表國土泰平擁護義、於大國村、建鎭壇、然自此所對北方、有高山、五色雲放光、從空中發大音、於此山鎭座趣示給、依之奉建立社檀、名上宮、大國村社號下宮、寺院甍配雖數多、歎哉、爲三木乱兵火悉焦土成、忝尊神而已在御給、社下家彌增信仰、奉再建御殿等、忝敬圍繞現前也、社領高頭五石、永代寄進、從姫府領守池田家時、慶長年中也、猶委由緣有本紀云爾。〔播磨鑑〕

一妙見大明神　神吉莊宮前村にあり、例祭九月十三日。〔巡覽圖會〕

平之莊

○鄉社　平之莊神社　山角村

祭神　品陀別神　大國主神　天照皇大神　素盞嗚尊　保食神　小守神　菅原道眞

氏子　山角村　養老村　里村　西山村　一本松新村　小畑村　神木村　上原村　中山新村　陰山村(磐)　藥栗村　小野村

當社の創建に就ては、一に後宇多天皇の建治元年報恩寺證貫上人の本郡中山新村熊野神社より若一王子權現の分靈を勸請せしもの也と云ひ、二に報恩寺創建の當時同寺の鎭守として紀州熊野宮より若一王子權現の分靈を勸請し來りしもの也と云へり、何れにするも報恩寺鎭守宮にして隨ひて平莊全村の鎭守たりしなり、後永正三年燒失せしことありしも其後建立現時の如し、舊幕の頃社領五石あり。

當社の祭禮は陰曆九月二十一日なりしも近年陽曆十月二十一日に改めたり、最初神官の祝詞あり、次に神輿の渡御あり、當番の村民之に供奉し金幣、白幣、鎗、鉾、刀等を捧持す、近年は餘興として宮角力浪花節淨瑠璃等を催せり、維新前までは祭祀は報恩寺の主る所なりしといふ。

○社寶

神祇官辭令書　一

明治二年五月二十八日社號改正辭令



（平之莊神社）

御神號　一

明治二年六月七日、有栖川宮幟仁親王御筆

絹地　縦四尺横一尺一寸

太刀　一

播磨國住藤原完重作、身長二尺七寸

明和七年八月舛田新村山脇文藏寄進

〔社寺寶物古器物古文書目錄〕

按、完重或宗重歟、古今鍛冶考云、宗重播磨刀匠、應永比之人、或云、生三于但馬白山一、關金重末流、稱三井上源次郎一、住三于坂本一、永正年間人也。〔矢內正夫附記〕

○

一若一王子權現　平之莊山角村

社領十三石四斗　別當　報恩寺兼帶

祭神　七座

祭禮　九月二十一日、神事嚴重也、氏子隔年勤レ之、

神輿一基

幣殿　拜殿　舞臺　橋掛　樂屋　鳥居。〔播磨鑑〕

一若一王子權現祠　報恩寺の東に在り、幣之莊の氏神にて報恩寺別當職兼帶、寶珠院。〔巡覽圖會〕

一若一王子權現社　山角村　別當　報恩寺寶珠院

神靈　泥奢尊

氏子　十三个村（○芝村中村が合して養老村と改めし外本文と同一なれば之を略す、）

當社初建立は建治元年報恩寺證貫上人の世後宇多天皇の勅命に依り中山若一王子權現を勸請し幣之莊村はじめ十三个村の氏子に致居候處永正三子年燒失、假殿の處池田公御代社領五石の御折紙被レ下其後慶安元年御朱印被レ下、後今の神殿造立相成候但御朱印は報恩寺領と合一、報恩寺權現に御座候。〔村翁夜話集〕

一山角村若一王子權現の御旅所は往昔二塚村念佛橋の由申傳ふ。〔村翁夜話集〕

○熊野神社　中山新村

祭神　熊野權現

當社の由緒は明治十八年淸書したりと云ふ舊錄を得たれば原文のまゝ左に揭ぐ。

抑當社は和銅元年九月三日曉天に御坐行ありし時樵夫三名採薪のため山行するに忽然として獨の鬼

神現はれ我は此木倉山に鎮座する熊野權現也、今よりして近村錢許を守護せんと告げ給ふ、樵夫統々乎として自宅に皈り此事を話すに里人却つて是を嘲笑せり、然れども神明慈愛切なれば則ち其夜毎戸殘らず同夢を感ぜしめ給ひしに里人初めて其眞說なるを知り感謝のあまり一小祠を建て祭式を營む、神德顯著にして別して安產の奇瑞牛馬の病苦平癒の効驗專らあるにより道の遠近を問はず崇敬して止まず、遂には當社へ遠路の村々申合せ近きに祭りて崇敬致さんと示談するに其意に任せ平の氏神となし山角村大江山へ御幣を移し分社して則ち幣の宮と號す、故に當村氏神は彼の幣之宮の根元と記錄にあれども舊記年久しきを經たり、故に今清書して記錄に殘し置くもの也。

明治十八年九月三日

○芝天滿宮　　山角村

祭神　菅原道眞

抑々當天滿宮の來歷を演ぬるに其昔人皇五十四代の聖主仁明帝の御宇承和十二丑年文章博士たりし菅原是善卿夫婦の間に一人の稚君降誕ましまし御寵愛限りなく能き乳母やあると四方に憧れ給ふ折節當村の醫師謙廣の娘きくのと申す者京都に僅なる因緣ありて上京致し藤原兼良卿の御許に宮仕せしが殊の外卿の御意に叶ひ數年恩澤を蒙りしが最早他に嫁ぐ比をひにもなりしため宮仕を辭して家に歸り二十五歲の時良緣を求め松田澤之丞とて有名の家にかしづき夫婦睦じく暮しけるが程なく孕となり月みちて玉のやうなる男子出生し掌中の玉と愛いつくしみしに不圖無常迅速の風に誘はれ此稚子早世せし故夫婦の愁傷大方ならず然るに又二月をへて彼夫なる人も世を去りしかば妻のうれひ限りなく今は世にあるともたのみなく共に泉下に赴かんと思ひしも止むる人のありて僅に月日を送りける折柄是善卿の乳母を憧れ給ふを或人の推擧せしに是善卿にも彼女の生立を糺されし處もと藤原卿に宮仕したる女にて賤しからず我子に乳を與ふるとも苦しかるまじとて早速催し給へば彼女も今は孤となり賴み少なき折節故媒人の意に任せ菅家に參殿致し御目見のわ上稚君に乳汁を差上げける、是を菅原道實卿と申す、後に天滿宮と仰がれ給ふは此若君なり、夫より此乳母道實卿八歲の頃まで守護まゐらせける、或時是善卿に申すは私卑賤の身にて勿體なくも若君に乳を差上げ數年御恩惠を蒙り候事冥加に叶ひ面目身にあまり候然るに稚君にも最早八歲に至らせ殊に御秀才の御性質なれば末賴母しく存奉り候私儀も何となう故鄕のなつかしく御暇を願ひ故鄕に歸りたく存候旨願ひければ御夫婦は勿論稚君にも殊の外名殘をおしませ給ひけれども又乳母の故鄕をしたふも宜なりとて其心に任せ數種の賜を下し御暇を下されけり、女は夫より故鄕なるこの柴村へ歸り家を作り安樂に居住致し時に上京菅家の安否を訪ひけるが、其後世去り時移り道實卿御俊才にましましける故　帝の御覺も芽出たく月に日に官位昇進せられ終に相丞より右府の位に昇らせけるに他の寵せらるゝをうらやむは差別なく道實卿は因のなすところにや左府時平の舌頭にかゝり無寃の罪を蒙り給ふ、終に延喜元酉年御年五十七歲にして筑紫太宰府へ左遷に處せられ住馴れし都を後に御船にて播磨路にさしかゝり給ふ、折節俄かに暴風逆浪甚しく既に御船も覆さんとする程にありしが漸く別府の濱に漕付け菅公弁に撿非使もろとも御上陸致されそれより尾上の邊を御一覽あり、ふと乳母の事を思ひ出され我が幼き時に乳を與へし者は當國加古川の邊なる柴村と言ふ所の者なりしが是より何程の行程ありやと尋ね給ふ、一里餘の行路なる由聞し召され頓になつかしくおぼしめし、最早程經て面會もせず殊に八十に近き年齡なればとても存在せりとは思はれねどもせめては彼が居所の跡なりとも訪ふて乳母の厚情を諭すべしと當村にまゐられ彼是問合せ給ふに實に奇緣の盡きざるにや彼乳母なほ存命して不思議にも對面せられける、菅公は更なり、乳母も菅の如く悅ぶこと限なく絕ゐて久しき御物語に此度無寃の難を得て筑紫へ左遷の一伍一什を御物語ありしかば乳母の悲歎大かたならず然りといへども公の法度是非に及ばず去りながら此乳母は旦夕をしれぬ命に候へもご君は未だ耳順にも足らぬ御年齡殊に無寃の事なれば遠からず宥めの御沙汰ありて御歸洛遊ばされ候事必定也、是も御厄難なりとてさまざまなぐさめ御饗應しけるに菅公にも殊の外御悅喜ましましけり去りながら何時までありとも名殘はつきじ、さりと

て再度面會の期はあるまじとて一首の歌を詠じ給ひ短冊に御染筆あつて乳母に與へられける、其御歌に

ながらへてありとも我は思はじな

逢見るそ社つきぬ奇縁そ。

斯くなん一首を遊ばされければ乳母の悦び限りなく夫より直に別を告げ御船の方へと急ぎ給ふ、乳母此短冊を菅公と思ひ日々大切になしけるが人命限ある事にて其翌年遂に死に去りける、嗣子もなければ終に絶家となり彼の短冊は村長の許に預り置きしが延喜三年菅公筑紫にて薨じ給ふ、御壽五十九、されども菅公無寃を深くいからせ給ひ終に一念怨鬼とならせ給ひて洛中に時ならぬ雷鳴あり、左府時平も其怨鬼に惱まされ宮中にも屢々凶變ありける故是全く道實公の怨靈の所爲なりと博士の占考に依りて御勅あり、菅公に赦免の上官位を與へられ京都北野に菅神の社を御造營ありければ靈恨も滿足せられしにや其後は靜謐となりしとかや、又其後數年を經て天曆九年北野の社に一夜の間に數千本の松生立ちしと、又天德三未年に同社に奉幣を納め、正曆四年には菅神に正一位太政大臣を贈り給ふ、其後菅神の社燒失せし時も帝の詔により御造營あり、又菅神には何彼と御奇瑞數多ありとて終に天滿大自在天神と御尊號を贈り給ひ、菅公に有緣の土地あらば尊容を信仰致すべしとの勅命ありし故諸國に尊敬せしとかや、既に當國にても別府幷に曾爾杯は世人の能く知る處、當村迄も斯く實緣のある事故彼乳母に與へられし短冊を以て御神體とし彼の乳母の住めりし古跡に天神の社を造營して當村の守護神と仰ぎ奉る、是に依て數百歲の今に至り當村へは落雷は勿論火災等のうれひなしと言傳へり。

長保元亥年三月三日認む

播磨國都染鄉柴村知事

莊官入江吉良右衛門代　秘出

此卷伊勢御坊師勘解由代大原德太夫病氣にて逗留之節當村山田作太夫依賴に云習候事

時に明德三申年霜月十六日認之。

今年南朝北朝御和睦に付世上一統欣悦之靄聲致候。

、本傳雖レ不レ審二眞贋一文中自存二巨レ舍之節一　又菅公名正史曰二道眞一本傳曰二道實一今按二公卿傳一道下闕字眞實二字不レ知二孰爲一レ是、云二長保元年三月三日認レ之一實距レ今九百有餘年前右記果爲二眞物一則貴重之史料也。〔矢內正夫附記〕

○八坂祇園社　一本松新村

祭神　祇園　但し御神體は無くして御幣のみ也。由緒詳かならず。

陰曆六月六日を以て祭禮を行ふ、從前は高砂なる眞言宗文覺院の住職によりて祭祀を行ひしが、近年に至り山角村平莊神社々主大西氏を聘せり。

都染莊

○村社　上之庄神社　井口村

祭神　天照大神　素盞嗚尊　大國主命　住吉大神　豊受大神　少彦名命　品陀別尊

當社の祭神は舊幕時代若一王子大權現の一座のみなりし由なるも、舊記の以て徵すべきものなし、唯馬場前の石の鳥居に

奉寄進若一王子大權現廣前

寬延三年庚午秋九月二十一日　託二別當實雄法印一新建焉云爾。

國包村畑新六郎長盛今住二于大坂一上中島長濱屋而奉二寄附一焉

とあり、又寬政三年辛亥日光山常樂寺繪圖面に

若一王子大權現

とあるによりて是を證するを得るのみ。

氏子　井口村　見土呂村　都染村　磐村（寺谷新）　白澤新村　國包村　船町村（加古郡）

別當神宮寺明王院代

世話人　都染村　稻岡孫右衞門　國包村　畑　多兵衛

とあるによりて知らる。

一祭禮は陰曆九月二十二十一の兩日なりしも現時は

陽暦十月二十二十一日に改めたり、神事は神官の祝詞に次ぎ神體（榊に白幣を懸けしもの）の渡御あり、當番の村民之に供奉して金幣、白幣、御弓、鉾等を奉持し鼻高の先導にて社殿より宮馬場前の御旅に渡る、此他獅子を舞ひ屋臺を邊る等のこと行はれしも屋臺を邊ることは日露戰役後廢絶したり、祭禮は各氏子毎年一ヶ村宛交代して是を行ふ、之を當番といへり。

一又數百年以前より御面懸と稱し此日能を催し賽者の觀覽に供したりしも明治十四五年の頃是も廢れたり、舊記によれば井坂村野口家代々この儀を司りしといふ。

○

一若一王子大權現　平之莊井口村

日光山常樂寺々領中社領兼帶

祭神　泥土煎尊　別當　神宮寺（眞言宗）

祭禮　九月二十一日

拜殿　舞殿　舞臺　樂屋　石鳥居

境内　東西百五十間南北百八十間

末社　天照大神宮　多門天　觀音堂二宇　行者堂一宇。〔播磨鑑〕

一若一王子大權現　井口村

常樂寺御朱印地　社領三石池田家寄附

神靈　泥煎尊　別當　常樂寺々中　神宮寺

氏子　七个村（○本文と同一なれば村名を略す）。〔村翁夜話集〕

○築山神社　國包村

祭神　武速素盞烏雄神　天照皇大神　豐受大神

國包村は加古川の川上にあり、洪水の節堤切れては何方へも通れ難し、此難を救はんがため畑新六郎なる者高さ四間餘の山を築けり、即ちこの山上に社殿を設け氏神社の遙拜所とす。寛治元年六月二十日のこと也、其後安政三年三月七日村中より社殿を再建せり。〔社寺明細帳〕

○市杵島神社　國包村

祭神　市杵島姫神　水波乃賣神

當社は畑平六當村に龜の井といふ新堰を開きし時該堰の守護神として文政七年八月一日を以て創建致候もの、其後嘉永六年六月右平六社殿再建仕候。〔社寺明細帖〕

志方莊

○鄕社　八幡神社　志方村

祭神　神功皇后　應神天皇　玉依比賣命

氏子　志方町　上富木村　投松村　西中村　西飯坂村。〔大宗村　東中村　東飯坂村　大澤村　細工所村　高畑村　岡村　廣尾村　野尻新田村　行常村　畑村　雜鄕新村。〕橫大路村　西山新村　成井村　下原村　永室村　西牧村　山中新村。〕大釜村　大釜新村　北野新村　清住新村（終四个村飾磨郡）

飾磨郡唐端新村ももと當社の氏子なりしが天和二年壬戌六月十五日當社より分靈を勸請して氏子を離れたり。〔村翁夜話集〕

村上天皇第七の皇子具平親王八世の孫從三位右近衞少將季房天永二年烏羽院の勅命を蒙り播磨の守護職となり始めて加古郡大內村に居住す、依て國內安全家運長久を祈禱せんが爲に隣郡志方莊內に就て勝地を相し宮殿を創建し山城國男山八幡宮より分靈を勸請す、（創祀の地今呼んで宮谷といひ當山を去る十餘町西北の山上に在り）明應元年楠橋左京亮觀音寺の地に城くや即ち同年八月十五日を以て神靈を當山に奉遷し崇敬先代に超ゑ莊嚴を極む、當山の地たるや往昔神功皇后三韓征伐の時龍舟を駐めて登山遠望あり、大に地形を賞讚し且當山の弓形を爲せるを御覽じ是戰勝の祥瑞なりと詔給へり、時に野鹿田間に群遊するに因て鹿田と詔給ふ、斯かる靈蹟なるを以て衆庶の尊敬最も厚く城廓の艮方鎭護の神と崇敬す、當社赤松並に楠橋氏の古城跡に接し南海響灘の眺望に富めり、慶長六年池田輝政船原町內に於て高五石を寄附し社領とす。

印南郡志方莊八幡社爲二社領一於二船原町之內一高領五石分被レ成二御寄進一候全可レ有二社納一候仍如レ件

慶長六年十一月二十七日

中村主殿介　花押

八幡社司中

右船原町とあるは志方東町のこと也。〔村翁夜



（志方八幡神社）

話集」

矢内正夫曰、本傳云、天永二年季房播磨守護城となるとゝ、按、公卿補任云、鳥羽天皇元永二年正月二十四日從四位上源雅兼爲二播磨權介一、此雅兼は具平親王の曾孫にして實に播磨赤松家の祖なり、賀古郡には具平親王の領地もありて世襲なりければ雅兼も其所に來り住みしならん、即大内村は皇子村の意か、此雅兼は本傳に見ゆる天永二年には年三十六也、然して季房は此人の四世の孫なれば年代合はず、全く元永を天永と誤り又季房は赤松氏を稱せし祖なれば始めて播磨に下りし雅兼を其人と錯傳せしこと明也。

○社記

百濟國餘璋王の第三子琳聖太子八歳の孫多々良藤根の三男茂信母を喪ひ哀慕の情止み難く二十五歳にして竊かに本國長門を出で六十餘州の佛神を巡拜せんと欲し但馬國氣多郡妙見山に至り參籠の夜神夢の中に告宣はく、播磨國印南郡鹿田莊は爾有緣の地にして冥福を修するに究竟の所也と、茂信直ちに神勅を奉じて當地に來り終に以て子孫居住の地となす、是に於て但馬國氣多郡妙見宮を鹿田莊に齊き祭り護生の神と崇む、本殿三社中尊妙見大明神左右天照皇大神八幡大武神也、其後六百有餘年を歴て志方城主櫛橋左京亮伊則神廟を當山に遷し以て城廓艮方の鎮護と爲す、此時改めて中尊を八幡大武神左右を天照皇大神妙見大明神となす也。

傳言、豊臣秀吉西討の時周防國富田保上野八幡宮の鐘を持歸りて當山に置く今吉廣村圓正寺の鐘是也。

慶長六辛丑池田輝政船原町内に於て高五石を以て社領となす、家臣中村主殿助花押、又櫛原式部太輔内殿を寄附す、彫文金碧最も美を盡すといふ、年記を闕く。

天保四癸巳年秋七月本殿及び鐘樓火を失す、爾來又左右を改めて本地阿彌陀如來となす、御長一尺八寸惠心僧都の作、厄神八幡即武内大臣、然りと雖も社僧毎に神殿に登り必ず先づ妙見大明神に禮し今に至て廢せず、尚飼羊を存す。

茂信草創の舊地今呼て宮谷といふ、民戸五六戸西飯坂村に屬す。

鹿田は往昔人家未だ全く開けず、時に野鹿群遊ぶ、故に鹿田と名づく、茂信神勅を奉じ志て當地に來る、又志方ともいふ、一曰神功皇后三韓征伐の時當山の弓形なるを叡覽し給ひ戰勝の祥也と宣ひ龍舟を留め山上に登る、時に野鹿田間に群遊ぶ、因て鹿田と勅す、龍舟の留る所を船原といふ、櫛橋伊則神功皇后着陣の舊地を以て且八幡武大神弓前の神を以て神廟を當山に奉遷す。

天保癸巳の災より十四年を越えて弘化第四丁亥又四月に至り神廟舊觀に復す、又十四年を越えて萬延元庚申冬十二月に至り鐘樓亦落成す、邑人永田司直覺深法印と議し一字一石大乘妙典一部を書寫し之を鐘樓の地中に埋め以て四野萬億及稊の豊饒を祈る。

當山再び災に罹る、（是より先能滿寺火あり、然れども年記を闕く、或は明和年中ともいふ、）舊記悉く亡ぶ、茲年萬延元庚申冬其梗概並に能滿寺世系を書す。

明星山能滿寺世系

權大僧都元覺法印　文祿四年乙未三月十五日
同　宥榮法印　慶長十七年壬子二月八日
同　宥儀法印　寛永十九年壬午五月九日
同　宥貫法印　慶安四年辛卯七月十四日
同　範英法印　元祿十五年壬午六月十四日
同　旭英法印　享保六年辛丑五月五日
同　大英法印　寶暦四年甲戌六月二十一日
同　秀尊法印　同　八年戊寅三月十日
同　長榮法印　明和九年壬辰十一月十五日
同　賢榮法印　享和元年辛酉七月三日
大阿闍梨祐榮上人　文化十三年丙子閏三月十六日
同　滿圓法師　文政三年庚辰五月十一日
同　臺雅上人　天保元年庚寅八月九日
同　即明上人　安政二年乙卯正月十八日
同　覺深上人

○

天正の昔豊臣秀吉中國征伐の時周防國富田保上野八幡宮の鐘を持歸りて當社に置く、其後貞享年中新鐘を鑄たりしにより此鐘は當郡吉廣村圓正寺に讓れり、新鐘の銘左の如し。

大日本播州印南郡志方鄕所ニ鎭座一正八幡宮剏建緣由不レ可ニ具記一先レ是貞享四年丁卯廟鐘既成挂ニ之簨簴一未レ幾聲沙神宮寺第二代住持々明院法印秀尊躬勠ニ衣資一再謀レ之京師敎業坊鳧氏添ニ銅若干斤一改鑄レ之鐘成之後秀尊价ニ干人一需ニ銘於山野一代而請レ之者予之識面也銘不レ應レ辞銘曰

西蜀之陽　有ニ八幡宮一　赫爾廟貌
闔鄕所レ崇　翳感顯著　如ニ曰破一レ蒙
塵々垂レ迹　空猶含レ空　曩現ニ馬城一
續遷ニ鵠峰一　桑國鎭護　無レ過ニ二宗一
向鑄ニ大鐘一　廟器全隆　聲沙尙矣
孰不ニ忡々一　頃命ニ鳧氏一　又添ニ金銅一
範模再就　殷々離レ鎔　以擊以鳴
韻合律同　洪音一發　禮樂在レ中
晩樓迎レ月　霜晨吼レ風　或醒ニ冥夢一
或讃ニ神功一　神佛無レ二　水波相融
請ニ銘於予一　流ニ之無窮一

寶永初元甲申冬十一月　日
天龍第一座古谿性琴謹識

治工洛陽三條金座
和田信濃大椽藤原國次

○社寶

後陽成院宸翰　一
縱一尺八寸五分横六寸七分
〔社寺寶物古器物古文書目錄〕

○

一八幡宮　志方莊　別當　神宮寺（眞言宗）
池田家證文社領五斛　山内松林除地
祭神　應神天皇
祭禮　八月十五日　散樂相撲等あり、廣前市をなす。

赤穗尾崎八幡宮、網干魚吹八幡宮、志方八幡宮、右三社大社にて氏子各二十餘鄕あり、共に祭禮八月十五日也。

拜殿　幣殿　舞臺　橋掛　樂屋　舞殿　鐘樓　門守殿。〔播磨鑑〕

一八幡宮　志方莊志方町村にあり、近村二十四个村の氏神也、宮社甚だ壯觀にして例祭九月十三日、散樂の能献上ある也。〔巡覽圖會〕

一八幡社　志方東町　別當　能福寺
社領高五石、池田家寄附
祭神　仲哀天皇　神功皇后　應神天皇
氏子　三十个村

西志方十二个村持荒神林、右に氏宮八幡宮末社男荒神女荒神と申す山二个所御座候、世俗婦人外方へ嫁入候節此荒神山の前を通り候へば不吉有之候由申傳候。〔村翁夜話集〕

一志方八幡宮は山林の中に鎭座し舊志方莊二十四个村の氏神たり。〔地名辞書〕

○白髭神社　山中新村

祭神　猿田彥命

紀元二千二百年代の末頃時の村民旱魃に苦しみ江州直島より勸請せしもの也といふ。

白髭神社、安政五年再建。〔社寺明細帖〕

○大歲神社　西牧村

祭神　大歲神　奥津比古神　奥津比賣神　迦具土神

もと當社は大歲神一座のみなりしが明治四十一年

七月二十二日新に後の三神を合祀せり。

由緒不ㇾ詳、文化七年八月再建。

右社地林、東畑切、西山中新村御林切、南下道切、北峰切、以上御除地、境内に松木九十五本あり、右社地の儀前々より御除地御證文無ニ御座一何の比より御除地に罷成候哉相知不ㇾ申候、由來由緒申傳等も御座なく、尤も燈明七五三張の儀は祭日に至り村中より順番に仕來申候。〔福井組社寺明細帳〕

○雪彦神社　高畑村

祭神　雪彦神

當社は牛馬安全のため慶應元丑年九月當國飾西郡加野神社より分靈を勸請して齋祀せしもの也。

佐土郷

○村社　白髭神社　佐土村

祭神　白髭大神

氏子　佐土村　佐土新村

天正元年別所長治大兵を率ゐて來り增位山に構居せし安藝法印を攻め寺堂を燒きしことあり、法印は黒田官兵衛の叔父なりければ衆徒悉く御着の城下なる佐土村に退く、當社はもと增位山の鎭守たりしが此時當地に移して奉祀せしもの也といふ、昔は村内字北出口に在りしが其後神威を瀆さんことを恐れ現在の大村山麓に移せしもの也、字御思案地は其遷宮の際御休憩申上げたる所也といふ、宮跡は今元宮と稱し田の中に森あり。

白髭の神はこゝにそいますらん　英保心俊
たゞす祭りをけふの神わさ。

一例祭は九月八九の両日、神事は屋臺を邀り獅子を舞ひたるも屋臺の方は今廢れたり、八日の朝頭人相會して定められたる献立により神酒を頒ち宴を張るの古例あり。

○

一播磨聞書曰、天正元年三木城主別所長治八百餘騎を率ゐて增位山に押寄せ寺堂を破却し財寶を奪ひ去る、衆徒二千餘人印南郡佐土郷に退く、此時白髭の社をも移しけるより佐土の氏宮今白髭なる由

其後姫路嵐山に移り虚無僧となりて居る、此故其地を虚無僧町といひしが後に增位町と改む、十四年許住居せしが後小寺家に依りて增位山に歸る。〔播磨鑑〕

一有明山構居（國衙莊增位山）　領主は安藝法印休無又地藏院ともいひ黒田官兵衛の弟也、天正元年小寺美濃守職隆增位地藏院と一所に籠城せり、○一本に曰、城主小寺氏天正元癸酉年八月十二日三木別所長治に攻落さる、此時增位山の寺僧三百餘人嵐山へ逃移る、天正十三年に歸山し安堵せりといふ。〔播磨鑑〕

一白髭大明神　在佐土村、三町許北の山也。

古へ增位山の鎭守たりしを後的形村と佐土村とに引移す、今現に在り、祭禮九月九日。〔播磨鑑〕

一白髭明神　按ふに此神は佛法守護を誓はれたる新羅明神を誤り傳へて變字したるものならん、元祭地の白國も風土記に見ゆる如く元は新羅國の義なり、此神の事は元亨釋書に、新羅明神者、天安二年圓珍師泛ㇾ舶自ㇾ唐皈、洋中忽有ニ老翁一現ニ船舷一曰、我是新羅國之神也、誓護ニ持師教法一とありて佛法の守護神なるが圓珍は歸京の後神教に從ひて比叡山なる山王神と共に滋賀郡園城寺に到り其北野に祭ると云ふ、增位山も當時よりの名刹なれば山王神を山麓に新羅神を山上に祭りしかと按はる、山王社は今現に山下の野里村に坐せり。〔矢内正夫私考〕

的形保

○鄉社　湊神社　的形村（小島）

祭神　素盞嗚命　大歳神

氏子　的形村

抑々當社の創建は事往古に屬するを以て詳かならざれども古老の口碑に據れば古昔鵜湊明神と稱し其神威殊に尊く坐しければ神功皇后三韓征伐の砌當鵜湊に御船を着け當社に參拜あらせられ征討の吉凶を卜し給はんとて親ら弓箭を取り射の技を試み給ひしに吉兆を得給ひしかば其緣に由りて村名を的形といひ社號を湊といふ。

其當時皇后の的を立て給ひしところは字小島の中

央なる一弧山にして其形突兀として高く平地を抜く、全部岩石よりなり特に人工を以て築き成したるが如し、今茲に仲哀天皇神功皇后並に譽田別命を奉祀す、年々の例祭には必ず當社より神輿行幸の式あり。

即ち國内神名帖を閲するに印南郡内湊明神あり、是當社の御事也、中葉改稱して大歳大明神と號せり、元和五年板倉伊賀守殿御寄進六石六斗の黒印狀にも印南郡大歳大明神と見えたり、明治維新の初め祭神調査の際素盞嗚命大歳大神の二柱鎮座のこと及び古來口碑の傳説を以て建言し由て古への社號に復し湊神社と改めたり。

一播州古所拾考に、的形は神功皇后麻生山御座の時異國御退治の御門出に射御の的ありし所、播陽古所歌寄集に「なかめやるその古への的形は神の門出のしるしとはしれ、とあるに由りて右由緒中神功皇后三韓御征伐の砌當鵜湊に御着船當社に御參拜あらせられ征討の吉凶を卜し給はんとて自ら弓箭を取り射の技を試み給ふと傳ふるの實證となすべし。

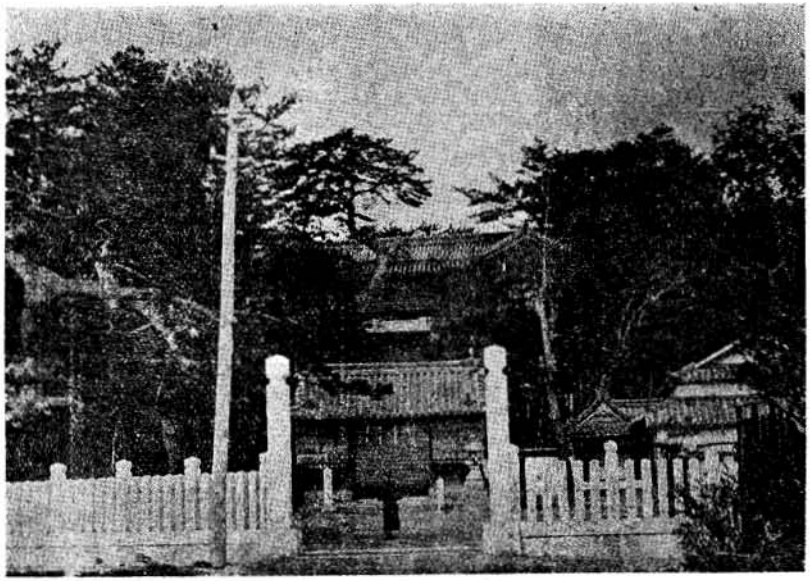

（的形湊神社）

一又播陽萬寶智惠袋所載印南郡三十三所觀音巡りの歌に、五番的形妙中山海岳寺、六番福泊茂里山福圓寺、七番的形松齢山神宮寺、八番的形清池院蓮臺寺と見えたり、即ちこの蓮臺寺こそ眞言宗にして當社の別當たりし也。

○祭禮

當社は往古鵜湊明神と號ひしに因み十一月中の卯の日を以て神祭を勤め來りしが中葉改めて九月十四五の兩日に行ふことゝなれり、現時なほ此日を改めず。

例祭神式行列次第

大眞榊　御供物箱附幟　御供物箱　金幣　鼻高
御儛弓二挺　金幣、鼻高、幟　天童馬　御先提燈吹抜　御先太鼓　獅子、幟、提燈（礒）　御簱二旒　御弓二挺　御鉾二本　長柄の御鎌二挺　御山刀二本　御毛鎗二本　御毛鎗二本　御烏毛二本　金幣二本　白幣二本　神輿二体　神官　獅子、幟、提燈（麓、假屋、鍋島、西苅屋、小島、地、北山河、南山河、岩鼻）流鏑馬　押太鼓

右了りて礒、麓、假屋、鍋島、西苅屋、小島、地、北山河、南山河、岩鼻の屋臺十臺順次之に續く。

古へは礒、假屋、鍋島、南山河の丹鶴ありしも、今は廢れたり。

神輿の奉輿、神具（但し神具の下に所名を括弧せるものを除く、）の捧持は礒以下岩鼻に至る拾个所毎年輪番交代に供奉勤行す。

舊幕時代は例祭には必ず宗門奉行代官御目附出張大庄屋參列せり。

○

一明和四年の社頭修覆記あり、左に掲く。

的形村大歳大明神社頭修覆之記

生土大歳大明神之殿宇　久不レ加二修覆一　近年爲二風雨一大破於レ是乎邑裏相謀今茲丁亥春發レ事使二諸工人勤一レ之棟梁之朽楹拄之蠹皆扳而新レ之屋上葺レ之以二檜皮一往昔檜皮中興以レ拊今復復レ昔而樽鳳經木之法制咸備神威干レ是益光民庶以レ之而修覆功成之日略記二其事一以揭二棟上一

明和四丁亥年九月吉日

印南郡的形村

謀主　邑長　井上長左衛門秀有

伍首　石原太郎左衛門安定
大工　松原村　傳四郎藤原國光
其後文政十三子年五月
當村庄屋　石原十郎左衛門
組頭　文三郎
同　治三郎
同　勘三郎
等本願主となり、松原村の大工藤戸宗左衛門及び姫路荒身町屋根師喜兵衛に命じて神殿の修補をなせり。

一大歳大明神　神靈素盞雄尊
境内六十間四方　御除地松林
本寺紀州高野山多聞院　別當　眞言宗　蓮臺寺
高野山より觸出し儀別當へ申遣し可ㇾ申事
右之處明治二巳年中御一新の廉を以て蓮臺寺別當職相離る。
本社一間四方　御拜三尺三間三方瓦葺
明治二巳年より　社家　小島元秀
○社領
一大歳社　氏子　的形村　別當　蓮臺寺
社領高六石六斗　板倉家御證文　右証文の宛蓮華院別當御房と有之候。〔村翁夜話集〕

一播磨國印南郡大歳大明神領六石六斗事　於ニ的形村之内一任當知行之旨被ニ寄附一訖彌領掌不ㇾ可ㇾ有ニ相違一之由所ㇾ被ニ仰下一也仍而執達如ㇾ件。
元和五巳未年九月二十四日
源朝臣伊賀守勝重　花押
蓮臺寺別當御房

一両寺社領如ニ前之一被ㇾ下候由小堀遠江樣下島市松樣より御狀參候間其心可ㇾ存候拜具
九月二十六日
古市十郎左衛門
竹下三郎太夫
大橋助兵衛
早野金右衛門
蓮華院
安養寺

一社領米割方
六石六斗　物成四石三斗八升三合七勺也
三石五升五合三勺　本社
一石三斗二升八合四勺　海岳寺

○八幡神社　的形村（小島）

祭神　仲哀天皇　神功皇后　應神天皇
的形村字小島の中央に突兀たる一孤山あり、全山岩石よりなり寔に人工を以て故らに築きなしたるが如く上に數十の松樹蒼々として千古の色を滴らし矚目絶佳風色掬すべし、景古へ神功皇后射の技を行はせ給ふの御時此地に的を立て給ひし村名起原の古蹟なれば祠を建てゝ祭るといふ。
一若宮八幡　的形村に在り、　別當　蓮臺寺
應神帝二歳の御神影を祭る。〔播磨鑑〕

○村社　福泊神社　福泊村

祭神　仲哀天皇　神功皇后　應神天皇　市杵島姫命
氏子　福泊村
抑々この福泊の里は神功皇后三韓御出征の御時暫し御陣を止めさせ給ひし地にして今に御陣山と呼べる地字遺れり、又皇后の御腰を懸け給ひし岩ありて是を御前岩とも御所岩ともいひ其近海を御前の濱といへり、當時皇后譽田別命を御懐胎ましまして御腹帶を遊ばされければ夫より里名を腹帶里と書きてふくとまりの里と呼べり、斯かる緣あれば里人皇后皇子及び仲哀天皇並に市杵島姫命の四柱を産土神と崇鎭し奉れり、然るに星移り物かはり里の名もいつの程にか福泊と改められたれど社名のみは古昔の御腹帶に因みて大帶の社といへり、即ち巡覽圖會、播磨輿地通志其他に福泊大帶神社とあるは當社の事也、乾元々年里の長者安藤平左衛門當社に祈誓を込め其神德の加護により此海濱二町餘を築出して塩濱となし始めて製塩の業を起す、爾來神社の御稜威とともに塩業も亦益々盛なりし也、又大永三年赤松の臣下のもの多勢淡路より福泊に着岸し本社に詣でゝ冥助を乞ひ本望を遂げしことあり、舊幕時代池田侯より神領として御寄進の山林田畑多々ありしが時の改變するは神の御上にも免れさせ給はぬにや斯かる由緒ある神社の神域も今は僅に二百四十有餘坪とぞなれりける。
毎年九月八日九日を以て祭日とせしが近年十月十五日に改めたり。
○

一腹帶　又大帶ともいふ、今福泊と書けり、皇后此處に御船を寄せ妊帶を爲し給ふ由、故に斯くいふ歟、又吹留といふ説あれども附會なるべし、則ち皇后を祭れる社あり、今辨財天と誤り傳ふ、皇后を祭れることうたがふ可からず。〔古蹟便覽〕

一辨財天社　在福泊村　別當　神宮寺

池田三左衛門輝政の代社領高一石寄附。〔播磨鑑〕

一福泊大帶祠　祭神神功皇后、息長帶ともいへばなるべし、土人辨財天と稱す。〔巡覽圖會〕

一辨財天社（福泊村）　社領高一石　池田家寄附

當村は往古禁裏領御百姓の由申傳ふ、故に社殿も京都より修繕相成居候。〔村翁夜話集〕

○天滿神社　的形村（地）

祭神　菅原道眞

的形村字地の人家を一町許離れたる北手に鬱茂たる一叢の松樹あり、此處に鎭座ましますを天滿神社とす、延喜元年正月菅公藤原時平の讒によりて不知火の筑紫へ左遷せられ給ふの時御船を此的形なる鵜湊に寄せ給ひ御上陸あり、此處にありし岩に憩はせ給ふ、後菅公密しく配地に身まかりければ、里人其德を追慕し人皇六十二代村上天皇の天曆元年丁未二月一體の御尊影を刻み即ち其岩上に奉安し祠を建て其靈を祀る、其後社殿朽頽に傾き改造せしこと數度に及べども其年月得て詳かならず、現時の社殿は元文二年二月石原六郎左衛門矩倫發頭となりて改築せしもの也、常に衆人の崇敬淺からず神德のいやちこなることと今も昔にかはりなく神前の松ここしへに綠の色を渝へざるべし、仰ぐべし尊むべし。

一天滿宮（的形村）　菅公此所に上り座し給ふといふ石あり、是を神體と崇む。〔播磨鑑〕

一的形天滿宮　村中にあり、菅公の休憩石也とて近世社を修造してかの石を神體とす。〔巡覽圖會〕

○住吉神社　的形村（磯）

祭神　上筒男命　中筒男命　底筒男命　神功皇后

此里人專ら舟楫を以て業とせるを以て海上守護の冥助を仰がんため鳥羽天皇の天永三年六月泉州堺の住吉明神より分靈を勸請して奉祠せし也。

一社頭に時雨の松と稱する奇松あり、夏季上の甲候に至れば松葉濕潤露の玉を宿し樹下一帶滴々地に雨垂を印す、驕陽赫々金を礫かすの日に若し此松下に立寄れば衣袂忽ちに濕ひて實に村雨に逢ふが如し、時雨の名寔に空しからず、土用を過ぎて又此事なし、不思議の靈木と謂ふべし。

一境內末社次の如し。

大海神社　祭神　豐玉彥神

龍神社　祭神　豐玉姬神

金刀毘羅神社　祭神　大物主神

大塩莊

○鄕社　天滿神社　大塩村

祭神　菅原道眞

氏子　大塩村　北脇村　西濱村　牛谷村　小林村

一時北宿村も當社の氏子なりしが後年分靈を勸請して氏子を離れたり。

延喜元年菅原道眞筑紫へ左遷の時高須の浦に船を寄せ伊保の湊より御上陸あり、普光寺に詣で一の寶鏡を靈前に奉り給へり、然るに壽永の頃兵乱打續きしかば寺僧其災を懼れ靈鏡を東方の小山に埋めしに果して兵火のため堂舍悉く灰燼となれり、後靈鏡を探るに其所在を失ひければ僧俗大に之を嘆き其邊りに神を建てゝ菅公の靈を鎭め天神山と稱せり、其後社を村內に遷せしが即ち今の本社也。

播磨鑑に天文二年大塩次郎崇祠す、神式嚴重也、と見わたり、即ち創建の時なるべし。

（附記）　文政八年三月十六日農夫小田十五郎といふ者倉庫の壁を塗らんとて天神山の土を穿ちしに圖らずも彼の靈鏡を掘出して今尙牛谷村蓮敎寺の重寶となれり、表面は腐蝕せりと雖も背面は更に朽ちず、千歲の古物にて其文字に秘妙の義理を含み蘊奧を究むること容易ならず、聖德太子六鏡の一にして三個は皇室に納まり二個は本願寺寶庫に藏まる、一說に漢朝の時代支那より來りしもの也といふ、靈鏡背面の文字左の如し。

古有聖人東王父西王母盡

高君宜官

飮玉食飢食棗長相保

陳是作境甚大好上有神守

及龍虎身有文章口銜鉅



〔大塩天満神社〕

○祭禮

一例祭は九月八日九日の両日とす。

八日

神饌物　牛谷村小林村頭人供御

一つ物神事及神饌物　大塩村東、西、より差出

一つ物の子供は神童と稱し例祭月朔日の朝より沐浴齋戒して祭禮の當日まで毎朝參拜す、祭典儀式の時神職は神殿内に於て一つ物神童と盃を交す。

九日

流鏑馬神事　北脇村より差出

古來以上の如く行ひ來りしが明治十三年改式して現時左の如く行へり。

社務所より神饌、唐櫃、及び給人、一つ物子供、神職等行列をなし練出し神殿に昇り入殿奏樂被式を修し齋主昇殿開扉し神饌を供し奉幣をなし次に齋主祝詞を奏し了りて便殿にて齋主一つ物小供と對盃し後神樂を奏し了りて撤饌閉扉。

一大塩神社別當玉樹山潮照寺法印千葉惠海が文化八年に認めし大塩神社毎年行事中に左の記事あり。

一毎日朝晩社參、普門品心經等讀誦。

一毎月朔日二十五日寅半刻社參、法華懺法讀誦。

一正月元日寅刻社參、法華懺法讀誦。

一同十七日　厩體、意趣は天下泰平國土安穩金輪聖王御願圓滿征夷大將軍御武運長久氏子繁榮除災與樂祈攸。

一同二十日　西濱村頭元にて大般若經卅卷轉讀。

一同廿四日　北脇村頭元にて大般若經卅卷轉讀。

一同二十五日卯半刻　大鹽村東の頭元にて大般若經三十卷轉讀。

同日日中　社頭にて大般若經三十卷轉讀。

同日未刻　大塩村西の頭元にて大般若經五十卷轉讀。

一九月八日九日祭禮

八日　小林村牛谷村當人社參。

御飯、初穗、御神酒献備。

精淨料理四品御膳献備。

九日寅刻　甘酒、赤飯献備。

同日辰刻　清淨料理四品御膳献備。

同日巳刻　一つ物社參

馬二匹に十歳許の子供を乘せしが文化の頃馬は相止め代りに子供を肩車にのせ申候。

お面掛は小林村樣太夫相勤候。

獅子神樂六つ、檀鶴六つ仕來り申候。

相撲取來り候。

流鏑馬は北脇村より相勤候

以上

○社領

一板倉伊賀守樣御證文高十石村高の内にて引け申證文左の如し。

播磨國印南郡大塩村天神領十石之事並社内竹林等任當知行之旨被レ寄二附之一訖彌領知不レ可レ有二相違一之由依レ仰執達如レ件

元和五己未年十月十二日

源朝臣伊賀守勝重

一高二石七斗七升一合　大塩村　潮照寺

慶安元子年松平下總守樣御代新開御改被レ遊右之高燈明料に御付被レ遊候則御證文の寫左の如し。

印南郡大塩村新畑高二石七斗七升一合天神林之内新開致候間　則天神燈明料に被レ成二寄附一可レ

有二社納一候自今以後者天神林之内少にても開申間鋪候並に松木一本にても爲レ伐申間敷候　堅制度可レ有者也

慶安元年子四月二十七日

林　與　助　　岸　彦太夫
日向六兵衛　　石原儀左衛門
市川七郎左衛門　　西田左平次
竹下三郎太夫
法泉坊
妙覺院
爾宣　太郎左衛門とのへ

一古宮新開　東西九十三間南北二十九間半　畑

右者板倉伊賀守樣御證文之内古宮林榊原式部大輔樣御代享保十五戌の年別當潮照寺より郡御奉行樣へ新開御願申上候處被レ成二仰付一間數相究則潮照寺に支配仕候右地德潮照寺へ社納仕候尤御證文は無二御座一候

一輪王寺宮樣より淸度書

播州印南郡大塩村天神社内法度

一於二神前一恒例の法樂天下安全の御祈禱可レ抽二精誠一付諸法事の導師並に祝言等是亦寶泉坊へ可レ令二勤役一事

一社頭の破損常々小損の時加修覆不レ及二破壞一樣可レ爲二修理一事

一拾石の社領並に山林竹木等板倉伊賀守　差出有レ之上は如二先例一別當寶泉坊悉皆可レ爲二支配一事

一天神社内の寶泉坊出入の儀　尤如二先規一不レ可レ有レ妨併し社僧の儀候間物忌令者可レ准二山門一自然日那令二死去一引導一者以二代僧一可レ役レ之若萬一無レ據仕合有レ之て自身遂二燒香一は一七日過候て神前へ可二罷出一事

一貳石七斗七升一合の新畑燈明料の儀每年貯置遂結鮮可レ加二社頭之修理一事

右依二輪王寺宮一品親王之仰一執達仍て如レ件

寛文三年癸卯八月十三日　　住心院　花押
圓覺院　花押

〔大塩組社寺明細帖〕

○

一天滿宮　大塩村にあり　　社家　中村主水

祭禮　九月九日　社領十石

一天神御腰掛岩　窪地一間半四方　村中持

右者菅丞相筑紫へ御下りの節御腰被レ爲レ掛候岩と申傳候。〔大塩村社寺明細帳〕

一大塩村に菅神腰掛石といふあり。〔播磨鑑〕

一同村中（○大塩村）に天神腰掛岩と申す岩有レ之、菅公の腰掛けられし岩也と申傳ふ。〔村翁夜話集〕

○村社　加茂神社　北宿村

祭神　別雷神

氏子　北宿村

昔牛谷村圓山の頂上に天滿神社ありて北宿、小林、牛谷、大塩の四个村は其氏子なりき、當時小林村は宮の鍵持たりしに某年例祭の當日大雨のため出水甚だしく川を渡ること難しかりしかば石に結びて鍵を前岸に投げ牛谷村の者に渡して祭禮を濟せり、是より牛谷村鍵持たり、後年北宿村は現今の社を建て石の鳥居を受取りて分離せり、是より北宿村の宮には門無く大塩村の宮には石の鳥居を建てずと言へり。

一說に小林村字加茂に社ありて大塩、北宿共にその氏子なりしか後年北宿村は現今の地に社を建て

攝社　拜殿　幣殿　舞臺　橋掛　樂屋　鐘樓堂

別當　天神山法泉寺　神子一人

天文二年二月大塩次郎崇祠す、神式嚴重也、

此村に菅神腰掛石といふあり。〔播磨鑑〕

一天滿宮　大塩村氏神　　別當　潮照寺

社領十石　板倉家御證文

外に二石七斗七升一合、慶安元年松平下總守樣御代新開、燈明料に御寄附、右證文に自今以後違犯有間敷松木一本にても爲レ伐間敷堅制度可レ有者也と有レ之、宛所は法泉坊妙覺院爾宣太郎左衛門ごのと有レ之候。〔村翁夜話集〕

○日笠天滿宮　　大塩村

祭神　菅原道眞

菅公日笠山に御登山の御時其一石上に御休憩あり。

於止登女乃久留美乃加羅爾多麻佐禮弖比加佐乃宇良乎女久留屋麻加良。

と詠ませ給ふ、即ち菅公腰掛石と唱へたりしを御神體として奉祀せしもの也。

○

石の鳥居を持歸りて分離したるもの也と言へり。

一祭禮は舊曆九月八九の両日にて節句祭也、神事は獅子を舞ひ屋臺、山車（だんぢり）等を出したるも今は獅子舞のみ遺れり、八日には朝八時頃より頭人裃を着して本殿に居並び神職祈禱を捧げて祝宴あり、献立儀式等甚だ嚴肅なりしも今はやゝ廢れて服裝の如きも羽織、袴となれり、九日を晝宮といひ午前十時頃より神事を行へり。

○村社　日吉神社　別所村

祭神　大山祇神

氏子　別所村

もと別所村の東に加茂大明神と號し大塩莊別所村北宿村小林村三个村の氏宮ありしが、應永の頃夫々分離して村々に神社を創建せり、此時別所村は今の地に一社を建て山王權現及び天照大神牛頭天王並に藥師如來を合祀し來りしが慶應四年戊辰正月世體一變天下御維新につき神佛の混淆せるを取分け從來の両部の稱號を廢し改祭すべき旨太政官より御布達ありしにより更に江州日吉神社より現時の祭神大山祇神の神靈を勸請し奉祀するに至れり、是則ち當社の緣由也。

一當村は雨神として有名也、氏村はいふまでもなく遠く他村よりも雨乞祈願のため來り詣づるもの多し。

一例祭は舊曆九月五六の両日にして里俗鱠祭と稱せり、四日には御奉旗建といひて御幣を出し惡魔祓を爲し神祭を始む、五日には早朝より頭人裃を着して拜殿に列座し神職神子一同お面懸の舞を奏し終りて酒宴を催す、馳走献立等古來よりの規定ありて儀式嚴重也、六日には午前十時頃より神事を行ふ、古へは獅子を舞ひ屋臺、山車を出したるも今は獅子舞のみ、獅子舞には十餘の種類あり、七日には再び御奉旗を爲し來年の當番を定めて例祭を了る、而して右祭禮は近年九月八九の節句祭に改めたり。

○當社御一新略記

印南郡大塩莊　福居村　福居新村

抑當両村に奉ㇾ崇神社と申は往古より御稱號山王大權現と申し勸請以來年々歲々其御利生を奉ㇾ仰候處干時慶應四年戊辰正月世體一變し天下復古王政御一新につき神佛混淆御所領被ニ仰出一從來両部の御稱號可ニ相改一御趣意につき此度日吉大神と御改稱被ニ仰付一舊來の御神像を左右へ奉ニ移座一別に御神體を中央に奉ニ勸請一候事

一、中央に此度奉納御神體の箱と申は姫路総社の神主上月五位殿より被ㇾ遣候事にて其節當社給仕役改て被ㇾ仰候魚崎村加茂の宮神主三木秋雄と申人より取扱被ㇾ致候事

一、本地堂と名附藥師如來安置の處右御所領の儀に付此際粟島大神勸請是も同斷の事

一、神祭の儀は古來神前供物精進潔齋の處是も御一新に付魚類可ㇾ供樣三木氏差圖に付相改候事

如ニ上件一者古來に致ニ相違一候段神慮如何と奉ニ恐入一候得共何分御一新の折柄に候得者御布告の通相守候て已此由爲ㇾ示ニ後代一書記置者也。

明治二己巳年九月記ㇾ之訖

但爲ニ謝禮一上月氏へ金貳百疋此銀切手百五十文目也又三木氏へ銀切手百目右両家へ遣候事。

○大年神社　北脇村

祭神　蛭子神　大年神　愛宕神

大年神は大年神社と號しもと字大年三一七番地境内二畝二十七歩の地に在りき、寛延四年七月の創立にして字寺前に御朱印地三畝二十八歩ありしを、明治十一年十一月字寺前二九九番地五畝十二歩の地を買入れ移轉再建せり、此移轉費は三畝二十八歩の御朱地を賣りて充てたり、明治四十一年四月二十七日村民の參詣に不便なるを以て現在の社に合祀したり。愛宕神は右大年神社の境内に末社として祀りしを大年神社同樣今の社に合祀せり。

以前は現在の地に惠美酒神社と稱し蛭子神を祭りし無格社の在りし也、現時は前記の諸神を合祀して大年神社と改稱せり。

以前の祭日は大年祭八月五日、愛宕祭六月二十三日、惠美酒祭六月九日なりしが、合祀後七月九日に改めたり。

○大歲神社　西濱村

祭神　大歳神　賽神　八街彦神八街媛神　岐神

大歳神は以前大歳神社と稱し西濱村字大歳前に祀れり、境内百七十坪を有し寛正二年清左衛門社人たり、賽神、八街彦神、八街媛神、岐神は以前賽神と稱し西濱村字峠山に祀り境内五十坪を有せり、明治四十二年一月村内戸數僅少にして二社を有し是が祭祀並に社殿の修繕に勘からざる經費を要するの故を以て大歳神社を賽神社に併合し大歳神社と改稱せり。

一以前の祭日は大歳神社六月十二日、賽神社六月十四日なりしも合祀後七月十二日に改めたり。

一古老の言傳に據るに古來西濱村に男子出生すれば毎年一人宛この大歳神社の境内に棲める何物かに奪はれ村民一同大に迷惑を感じたり、依て陰暦正月三日前年生れし男子を悉く連立ちて當社に參詣せしめ指にて鼻をつまみ泣かせて歸ることゝせしに其後此憂なしと、今猶ほ其遺風ありと云ふ。

附錄

○國内神名帖にあらはれたる印南郡の

神社

大社　二十四座の内　生石大神
高御位大神
小社　百五十座の内　河原明神
湊　明神　賀茂明神
伊屋明神　堰面明神
堰塞明神
深志野賀茂明神

○神社に奉納せられたる戰利品

明治二十七八年戰役及び同三十七八年戰役後陸軍大臣より本郡各神社へ奉納せられたる戰利兵器の種類及び個數左の如し。

縣社　天滿神社（曾根町）
山砲彈一　小銃一　親兵服一
右は明治二十七八年戰役に於ける戰利品にして
明治二十九年四月奉納。
二十八珊砲彈一
右は明治三十七八年戰役に於ける戰利品にして
明治四十年三月奉納。

陸軍大臣　寺内正毅　花押

○明治末年に於ける神饌幣帛料供進指定神社

縣社　天滿神社
明治四十三年三月指定　十月十三日幣帛料供進
鄉社　生石神社
明治四十五年三月指定　十月十八日幣帛料供進
同　八幡神社
同　四十五年三月指定　十月十五日幣帛料供進
同　平之庄神社
同　四十五年三月指定　十月二十日幣帛料供進
村社　八幡神社
同　四十五年三月指定　十月十五日幣帛料供進

（註）大塩村鄉社天滿神社は大正四年十月より的形村鄉社湊神社は大正四年十一月より神饌幣帛料供進指定神社となる。

○明治末年に於ける印南郡の神社

鄉社　湊　神　社（的形村）
連發歩兵銃一　十五珊砲彈一　六珊半砲彈一
方匙一　斧一
同　生石神社（阿彌陀村）
連發歩兵銃一　十五珊砲彈一　六珊半砲彈一
方匙一　斧一
同　八幡神社（志方村）
連發歩兵銃一　十五珊砲彈一　六珊半砲彈一
方匙一　斧一
同　平之庄神社（平莊村）
二十八珊砲彈一
村社　八幡神社（西神吉村）
砲彈四　方匙一
同　益氣神社（東神吉村の内出河原）
砲彈四　方匙一

○戰利兵器奉納ノ記

是レ明治三十七八年役戰利品ノ一ニシテ我カ勇武ナル軍人ノ熱血ヲ濺キ夭逴ヲ得タル記念物ナリ玆ニ謹テ之ヲ獻シ以テ報賽ノ微衷ヲ表シ尚皇運ノ隆昌ト國勢ノ發揚トヲ祈ル

縣社

曾根神社　曾根　神職　○曾根幾藏
祭神　天穗日命、菅原道眞、菅原公達
祭禮　十月十四日
（註）明治七年二月鄉社格加列、同十五年八月縣社格加列。

鄉社

湊神社　的形　神職　○神榮勇次
祭神　素盞嗚命　大歲神
祭禮　十月十五日
天滿神社　大塩　同　○中村豊顯
同　菅原道眞
同　十月十五日
生石神社　生石　同　喜多山　明
同　少彦名神　大穴牟遲神
同　十月十九日
八幡神社　志方　同　○間原生麿
同　應神天皇　玉依比賣命　神功皇后
同　十月十五日
平之庄神社　山角　同　○大西惣太郎
同　譽田別神　大國主神　天照皇大神　武速
素盞嗚尊　保食神　小守神　菅原道眞
同　十月二十一日
（註）五神社とも明治七年二月村社格加列。

村社

加茂神社　北宿　神職　喜多山　明
祭神　別雷神
祭禮　陰曆九月九日
日吉神社　別所　同　中村豊顯
同　大山祇神
同　陰曆九月九日
白髭神社　佐土　同　中村豊顯
同　白髭大神
同　陰曆九月九日
福泊神社　福泊　同　神榮勇次
同　市杵島姫命　仲哀天皇　神功皇后　應神
天皇
同　十月十五日
住吉神社　今市　同　曾根幾藏
同　表筒男命　中筒男命　底筒男命　神功皇后
同　十月十五日
大年神社　中島　同　曾根幾藏
同　大年神
同　十月十五日
益氣神社　出河原　同　喜多山　明
同　泥土煮命
同　十月二十一日
益氣神社　升田　同　喜多山　明
同　益氣大神
同　十月二十一日
益氣神社　池尻　同　大西惣太郎
同　泥土煮命　水波能賣神　大年神
同　十月二十一日
八幡神社　宮前　同　○喜多山　明
同　譽田別命
同　十月十五日
上莊神社　井口　同　生田見二
祭神　素盞嗚命　天照大神　大國主神　住吉大
神　豊受大神　少彦名神　品陀別尊
同　十月二十一日
（註）住吉神社（明治十五年五月）を除くの他は明治七年二月村社格加列

備考

神職の姓名の上なる○は其社附の神職なることを示す。

第三篇　寺　院

緒　言

我邦寺院の起源は極めて古し、日本書紀には欽明天皇の時百濟王佛像經論を獻し併せて讃佛の表を上りしこと見ゆて一般に佛教傳來の始となせども、扶桑略記には繼體天皇の時既に梁人司馬達等佛像を大和國に持ち來りて草堂に安置したりし事見ゆたり、されば其創始年代は遽に斷定し難し。

其宗派は奈良朝時代には三論、俱舍、成實、法相、華嚴、律の六宗行はれしも平安朝時代と爲りて傳教弘法の二大師出てゝ天台、眞言の二宗大に行はれたり、年を經て高倉天皇の時法然房源空淨土宗を立て尋て其弟子親鸞名家より出てゝ淨土眞宗を立てしが其前後に榮西、道元の二師は宋より歸りて臨濟宗曹洞宗を傳ふ禪宗是なり、既にして後深草天皇の時日蓮出てゝ法華宗を唱へ後宇多天皇の比一遍出てゝ時宗を唱へ傳へて今日に到れり、されば各地とも是等の宗派に屬する寺院相對立して或は自力信仰の淨土門に依りて世人に安心立命の地を與へ遷善改過の道に資すること淺からず。

寺院には國分寺あり、又古代には官寺、勅願寺、定額寺の格あり、本末の關係により總本寺、小本寺、無本寺、末寺抔稱し又祈禱所、菩提所、墳寺の名あり、本郡には二三の勅願所あり小本寺あり。

本郡最古の寺は印南山報恩寺にして屢々院宣を下され又敎書多し、其他日光山常樂寺、岩尾山大日寺、妙伸山海岳寺及び八家地藏等由緒極めて古しと云ふ遍照山時光寺は鎌倉時代の草創なれども後世郡中の名刹と爲れり。

法道仙人開基の法華山一乘寺は元亨釋書播磨鑑共に本郡に屬せるに今は加西郡に入る、法道は揖保郡矢田部村德道上人を謂ふ、俗名は辛矢田部米麿なり、元亨釋書に法道仙人と號し天竺の人なりとなせるは誇張に出つ、其年代は行基菩薩に前後したれば世に孝德天皇時代とせるは誤れり、本郡亦仙人開基の寺あり、故に附記す。

本郡の寺院頗る多し、今次を逐ひ由緒來歷を誌すこと左の如し。

曾根町

○濟浄山　臨川寺　　曾根町

宗派　臨濟宗妙心寺派　姫路慶雲寺末

本尊　十一面觀世音菩薩　木佛　盤珪國師作

文明三年二月僧大禪の開基。

○興禪山　圓通寺　　曾根町

宗派　臨濟宗妙心寺派　姫路慶雲寺末

本尊　十一面觀世音菩薩　木佛

當寺はもと慈眼堂(或は示現堂也とも云へり)と稱し曾根村地盤東北部字谷田に位置せし一大梵刹なり、中古荒廢に屬したるを通峰和尚寺堂を現今の地に移し圓通寺を開基す、時に延德元年八月にして和尚の示寂は翌二年霜月二十八日也、黒印十石あり、元和五年十月二十二日伊賀守勝重と記す、當寺は開基以來常に無住にして法會の如きも村中の負擔にかゝり同宗各寺相集まりて宗事を處理せり、斯かれば黒印の證書すら一時所在を失するに至れり。

播磨西國三十番　興禪山　圓通寺

名も高き松の木の間をながむれば

月もすゞしき圓通寺かな。

○寺領

一御黒印　拾石

内五石八斗三升二合　段別四反五畝十八歩

四石一斗六升八合　御他領

右は池田三左衛門樣當邑御知行所の砌御寄附被遊候、御役人中村主殿助判、其後元和五己未年板倉伊賀守樣より御證文頂戴仕候。〔扉原家舊記〕

○

一明治七年同村延命寺興球寺多福寺大破損につき當寺に併合す。〔社寺明細帳〕

○壽福山　桃源寺　　曾根町

宗派　臨濟宗妙心寺派　姫路慶雲寺末

本尊　釋迦如來

明應元亥年二月僧聞叟の開基。

明治八年隣接寶積寺大破により當寺に併合す。〔社寺明細帳〕

○

桃源寺の東側、即ち中筋村より曾根町に入る道の右手に東林寺といへる寺あり、此地の住山下家の一建立なりしといふ、維新の際廢寺となれり。

山下佐助　正春の次男なり、寛文九己酉年正月十四日誕生、十歳にして播磨國印南郡伊保莊曾根村禪宗桃源庵の住持全主の弟子となる、十一歳に落髪して名を自宣法師反全といふ、後東林寺を開山し桃院和尚と改む、寶暦二年五月二十五日遷化、行年八十四歳。〔山下家譜〕

○瑞雲山　龍澤寺　　曾根町

宗派　臨濟宗妙心寺派　姫路慶雲寺末

本尊　觀世音菩薩

當寺は天文二辰年の建立にして惟天和尚を請じて開山とす、爾來星霜を經るにつれ堂宇荒廢に歸せしところ正德三年當村柏室宗底上座堂宇を再興す。

明治九年九月住職死亡に付同年十二月より隣寺桃源寺へ兼務被申附候事。〔社寺明細帳〕

○平等山　傳法寺　　曾根町

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來　木佛立像

文祿二癸巳年僧智慶開基。

○佛生山　蓮華院　　曾根町

宗派　淨土宗西山派　禪林寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺は往古時光寺中にあり、天正年中兵火に罹り堂宇殘らず燒失す、其後慶長十一年時光寺住職立空慶觀上人を開山として當村に一寺を建立し蓮華院と名づけ時光寺末とす、文政十三年二月改めて客末寺となる、慶應二年七月先住哲空義覺上人堂宇を悉皆再建し現時に至る。〔社寺明細帳〕

○瓔珞山　光照寺　　曾根町

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來　立像

曾根村川八藏と申す者眞宗に歸依し剃髪して法名を空誓と稱し元和二年七月此所に道場を建立す、是より第四世圓重に至り延寶五年八月七日本山より木佛寺號を御免に相成り則ち光照寺と稱せり。〔社寺明細帳〕

○興福山　周德寺　　曾根町

宗派　臨濟宗妙心寺派　網干龍門寺末

本尊　觀世音菩薩　木佛

當寺は中古火災に罹り一時中絶の姿たりし形跡あるも舊記の徵すべきものなければ詳かならず、明曆三年五月當村河野十郎左衛門盤珪國師に皈依し同師を請じて當寺を再興し興福山周德寺と稱す、現時盤珪國師を以て當寺の開基とせり。

現住職の說に、當寺は網干に住みし盤珪和尚の隱居所として再興せしもの也といふ。

○差上げ申一札之事

當村周德庵者禪宗近江永源寺派にて御座候、致中絶住持も依無之宗門御改帳にも書載不申候得共當年村中より取立網干盤珪和尚庵主に仕候故御改帳に當年より書載申候、右周德庵田畑寺屋敷帳面にも御座候、近年中絶仕り候故爲御斷村中御領私領庄屋年寄判形仕差上申候

右之通少も相違無御座候　以上

貞享元年三月　日

曾禰村庄屋　吉右衛門　年寄　八左衛門

庄屋　七郎平衞　庄屋　善右衛門

年寄　七郎平衛　庄屋　伊七兵衛

年寄　勘太夫

小野長左衞門樣

○開山嗣證大法正眼國師盤珪琢大和尚（表）

師諱永琢、號盤珪、元祿三庚午二月二十一日東山院特賜佛智弘濟禪師之號、以元祿六癸酉九月三日示寂於龍門寺、元文五庚申年十二月二十六日今上皇帝嗣證大法正眼國師。（裏）

伊保村

○放光山　延壽寺　　伊保崎村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來　立像

當地の人與左衛門當宗に歸依し蓮如上人の御弟子となり法名を祐願と賜ふ、明應二年二月當地に一宇を建立す、即ち當寺也。〔社寺明細帳〕

○瞻蔔山　眞淨寺　伊保崎村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺は天文三年五月の創立にして開基を淨西といふ俗名を井村源左衛門といひし人也、其後第二世淨西に至りて本山より寺號西福寺を申受く、第四世慧敬住職中正德三年癸巳二月十九日越後國眞淨寺の虛坐を繼て眞淨寺と改めたり。〔社寺明細帳〕

清和天皇の皇胤六孫王經基に三子あり、長を滿仲次を滿政、季を滿季といふ、共に源姓を賜ひ攝津多田に居る、滿季より致公、致任、定俊、爲經、爲貞、爲房、實遠、景遠、景房、義盛、光清、實滿、遠清、をへて光茂に至る。

光茂奥彌左衛門と稱し東乱を避けて當地に來り奥村を以て姓とす、光茂の子太郎左衛門は邑の鄕士にして三木城主別所公より井村の姓を受く、當寺の開基源左衛門は實に太郎左衛門が子也。

源左衛門法名を淨西といひ本願寺第十世証如上人河内御發向の砌播州光源寺淨心と共に駈付け御味方申したり、當時頂戴せし証如宗主直筆の御文今尙存す、又本願寺第十一世如顯上人大阪籠城の時も右同前也、當時如顯宗主直筆の御文及び本願寺内道場の本尊聖德太子親彫彌陀如來の尊像を賞賜せらる、今當時内道場に安置せる尊像是也。

北河内大阪両役に井村源左衛門法名淨西の從軍せしこと山の霞、二水記、堅田妙誓日記、其他に見ゑたり。

當寺第四世を慧敬念爾といひ學德兼備の人也、本願寺當時の能化職光隆宗智空師より其後任候補の交渉一再に及ぶも受けず、終身帷を下し徒を敎ゆ、從學する者百數十人、村民今に其德を稱して談慧敬師に及ぶ每に能化樣といふ、然れども實は其職に居らざる也、地方の言傳に曰く、法華の四郎太夫(實名宇源次)同師の病を問ひ涙を揮ひて從來受敎の恩を謝し且永訣の辭をなすと、蓋し師の起たざるを知る也。

此時四郎太夫は士に化し二刀を佩び英姿凜然たりしといふ、智空師よりの交渉一再に及びし親書今なほ當寺の書畵帖に存せり。

第六世を智暹慈等といひ本願寺能化職たり、著書百冊を超ゆ、其幾許は刋行せり、世に一益二益の討論事蹟を傳ふるは此師也。

第八世慧燈露潤頗る内外の佛藉を研究す、然れども世に顯れず。

第九世智鳳洞達内外の佛典を研修し明治十一年本願寺の命に應じて同佛敎大學の餘乘敎授となる。

四世慧敬享保三年三月十三日寂、遺骸を荼毘に附し舍利許多を得、六世智暹明和五年五月十四日寂、遺骸を荼毘して舍利許多を得、九世智鳳明治十二年二月十八日寂、遺骸を荼毘して舍利數粒を得、共に當寺に保存せり。

○喜躍山　常念寺　伊保崎村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來　立像

後奈良天皇天文七年赤松左京太夫晴政の戰に敗るゝや其子若松丸乳母に連れられて當地に來り成長の後喜左衛門政義と號す、弘治二丁巳年入道して法名を淨西といひ俗家を改めて佛閣とす、當寺の開基是也、其後第四世慧性本堂を再建して現時に至る。〔社寺明細帳〕

○暉峻山　西秀寺　伊保崎村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來　立像

當地の人理右衛門と申す者本宗に歸依し、敎祐(慶長十四年十月九日逝)と改め、當地に西光庵と稱する淨土宗の一小坊ありしを取立て本堂及び庫裏を增建して一寺となす、西秀寺と稱へしは寛永元年甲子八月十五日のことにして第二世敎念の時也、境内方二十一間あり。

當寺第九世等空は赤穗郡相生光明寺より入りて住職す、才智衆に秀で又内外の典藉に詳し、當時本宗の宗意安心に異解者を生じ越前其最たり、本山人を派して之を糺すも服する色なし、即ち等空を

福井御坊輪番に任ず、等空異義者を御坊に召致し之を諭すも服せず、之を藩侯に具し寺社奉行の役所に於て諭すに初は服せざりしも諄々說いて漸く正意安心に服せしむることを得たり、其間門徒の輩竹槍幕旗を持して僧侶の後援をなし輪番を刺殺さゞれば止まざるの慨あり、而して等空は悠々事に處し萬難を排して其任務を終へたり、鯖江の異解者風を望みて忽ち降旗を翻せり、越前一國の安心を正義に復せしめたる其功沒すべからず、長男廓忍は本山勸學職に在り、出でゝ加古郡荒井明覺寺の嗣法となる、次男慶忍は漢學を善くし最も左傳に長じ左傳觜を著はす、此二人も亦人の敬慕する所たり、然れども其著書散逸して遺れるもの殆んど希也。

第十二世普瑞は美濃より來りて當寺の住職となる才識世に出でず、最も唱導に善し、明治初年太政官教部省を置き大中小の教院を設け神官僧侶共同以て教導の任に當らしむ、嘗て姫路船場本德寺に於て神官僧侶の模範說教を爲さしむるの時普瑞其選に預り講演せしに滿院の神官僧侶皆驚歎の聲を發せざるはなかりし、明治九年官薩隅二州の眞宗布教の禁を解きしに本山首として大洲鐵然普瑞等を派し開教の事に當らしむ、同十年私立學校徒暴動の事起り普瑞等を政府の間諜として獄に投じ日々の拷問其慘を極め暴徒の爲に殆んど殺されんとせしに會々柳原勅使の來鄙に賴り萬死に一生を得たり、爾來東南諸縣郡の布教を擔任し一二个年の間に寺院を興立すること十一院に及べり、現任地志布志金剛寺も亦其一也、而して力を民心の啓發民業の發展に致し中國四國近畿關東の良種子を移輸し毎年金剛寺に私設種子交換會を開催し以て地方を誘掖す、官其功勞を賞し明治二十五年藍綬章を賜ひ本山は二等上座の班席を賞す、日露の役起るや明治三十八年自資を以て義子光淨と共に千辛萬苦滿韓の野を跋涉し軍隊を慰問し士氣を鼓舞せり、官金盃一個を賜ひ其功を勞す、本山は袈裟を賞せり、本年七十有餘の老齡なるも尙鞭鑠として東奔西走以て民心の腐れるを醫し民業の未だ成らざるを終へしめんと力む、實に當寺中興の人と謂ふべき也。

○歡喜山　善行寺　　梅井村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

慶安四年玄正道場を建立す、木佛寺號は本山第十三世良如上人の御免也。〔社寺明細帳〕

○寶樹山　圓明寺　　梅井村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來

緣由不詳。

○觀音堂　　梅井村

本尊　觀世音菩薩

當寺はもと荒井村觀音寺の末寺なりき、同寺緣記に曰く。

當寺第二世善洞なる者當山の職を辭し村內に閑居す、後一宇を創設し眞宗本願寺に屬し明覺寺と號す、亦寬文中魚崎新村に一の草庵を設け不斷念佛を唱導し群集を化益す、享保十三年に至りて當寺住僧忍空祖閑該處に堂宇を建設し眞福寺と公稱し當寺の末寺とす、後年寺號を廢すと雖も其跡今なほ同村に現存せり。〔加古郡志〕

即ち寺號を廢稱するに及び寬保三年十一月泉屋彦九郎なる者(高須泉屋の祖)七左衞門傳兵衞其他の人々と相謀り靈驗あらたなる觀音佛を迎へ本尊として之を祀り現時に至るといふ、近年堂宇を修築し信者次第に加はれり。

○臨江山　正覺寺　　今市村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

今を距ること四百年の昔紀州藤白莊司鈴木三郎重政の弟重氏兵乱を避けて今市村に來り名を長太夫と稱す、其次男五郎左衞門高重なるもの佛門に入り本願寺第十二世准如法主に歸依し剃髮して慶順と稱す、念佛道場を其邸內に建立し辨道願る造詣するところあり、慶長八年四月十一日入寂せしを以て其子祐念道場を繼ぐ、祐念本山に願ひ道場を改めて寺とす、時に慶長十二年、爾來連綿として現時の住職法琛に

至り十二世を經たり。

○雁南山　玄長寺　　中島村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺の開基は敎海と稱す、明石郡大久保村光觸寺の出にして俗名を四郎左衞門といへり、長じて本村に來り本願寺證如上人に皈依し念佛道場を建營す、後慶長十四年己酉三月十四日本山より木佛寺號を頂戴せり。〔社寺明細帳〕

當寺は大永二年壬午僧宗順の開基也。〔地誌條目〕

○月見山　敎德寺　　中筋村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

慶長七寅年十一月十八日淨念の創立、明治十二年五月十七日願濟の上京都府下京區小路町に現存せし寺號を當寺に移轉せり。〔社寺明細帳〕

○光雲山　願正寺　　中筋村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

元龜天正の頃中筋村久里山城主に曾根藤四郎なる者あり、天正中秀吉のために落城せしかば元和七酉年同城址に一字を建立し一族の菩提所となせり、光雲庵と號し即願正寺の起因也、後村內船津家の西隣に寺を遷し光雲山元正寺と號せしが元祿十二年院主敎順に至り更に現今の地に寺を遷せり、是を當寺の中興とす、それより代を重ぬること茲に十一世、今より五代前の院主寺號を願正の字に改めたり。

米田村

○來迎山　西光寺　　米田村

宗派　淨土宗西山派　阿彌陀時光寺末

本尊　阿彌陀如來

當山は人皇九十一代後宇多天皇建治元年の草創にして開山は伊豫の地頭職川越四郎兵衞信義といふ武將也、信義常て妻妾嫉妬の競爭を見て安然家に在るに忍びず、妻子宮祿を捨て發心出家して遠く當國に來り時光寺の開山時光上人に歸依して剃髮染衣し遊向坊と名づく、後伊保崎村に一宇を建立し來迎山西光寺とす、今に西光寺溝といふ字遺れり、本尊阿彌陀如來は時光寺本尊海中より出現の前日海中より出現したまひし尊像也、中古故ありて今の地に移轉す、創建以來二十二世現住仁光和尙に至るまで法嗣連續す、本堂は明治二十四年十一月祝融の災に罹り同二十七年再築落成せしもの也。

○佛乘山　西蓮寺　　米田村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺文明の比までは天臺宗の庵室にして惠心僧都筆阿彌陀佛の畫像を安置せしが時の住職道正なる者本願寺第八世蓮如上人播州英賀浦に化導の節是に師依し天臺一心三觀の成り難く眞宗念佛の時機に相應せるを感得し改宗して其門末となる、其後天正五年本堂を修繕し西蓮寺と號し木佛本尊阿彌陀佛を安置す爾來世を累ぬること十二世也。

○天寶山　敎覺寺　　米田村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺は享祿元子年正月十五日の創立にして開基を了海といふ、俗名を別所中務尉といひ三木城主別所小三郎長治の一族也、了海五世の孫專了に至り宗主良如上人より木佛寺號を賜はる、實に正保三戌年四月のこと也、爾來敎覺寺と號す、第十一世廓然に至り衆生の淨財喜捨により天明二年現今の本堂を建立す、現住廓然は第十三世也。

寺寶として茶釜一個あり、もと別所の隱居と稱する方の有なりしが三木落城の際志方天神山城に遁れし北本今右衞門に傳ふ、今右衞門の子孫父祖の遺命により當寺に上りしもの也、茶釜は幾十星霜日夜煮沸の用に供すれども未だ修理を加へしことなし、古色芒然實に愛すべきものたり。

○寶城山　敎永寺　　米田村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

月日不詳大阪府丹南郡北村より敎永寺を本村へ移轉

の儀出願、同二十一年四月二日願意聞届、同二十五年三月五日移轉の旨届出。（郡統計臺帳）

○佛生山　善覺寺　　塩市村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來

天文三年三月四日了覺の開創、元治元年六月十日燒失、現時の本堂は其後の再建にかゝる。

藤原秀鄕の末孫秀次なる者眞宗に歸依し慧燈大師の弟子となり了覺と稱す、現住藤鄕了登は秀次十六世の孫なり。

○雲龍山　永德寺　　島村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺は慶長年中釋圓知の開基せし所也、當時は長福寺と稱せしも其後年月不詳今の名に改めたり。

凡て元祿の大洪水に緣起其他の舊記悉く流失せしため詳かなる緣由は知るに由なし。

○平等山　覺正寺　　神爪村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來　惠信僧都作

赤松圓心其家臣赤松山城へ已が庶子を養子に遣はし其家を繼續せしむる時最愛の松皮を證として之に附與す、其後嘉吉中明石盤坂の戰に武門を厭ひ戰地を脫して當地に來り降りて農夫となる、村の最西に居るを以て大西と呼び五郎左衛門と稱す、別家二あり一を五左衛門といひ一を惣兵衛といふ、然して本家五郎左衛門の四代目を大西五郎左衛門則一と稱せり此頃蓮如上人吳賀浦へ下向あり、化道盛なり、則一延德三年四月剃刀を受け其門弟となり法名を空珍と賜はる、空珍自宅を草庵とし本山より申受けし彌陀佛の畫像を本尊とす、今永正十四丁丑十二月と裏書せるもの即是也、其後第三世國秀に至り石山の戰起り本山の召呼に應じて軍に赴くこと拾二年、强信者なるを以て戰爭中常に開基受領の畫像を脊上に負ひて尊敬せりといふ、元和七年三月十二日本山より木像を賜ひ曩に一旦戰ひせる者再生して正を覺むるに至るといふ謂を以て覺正寺の號を授けらる、第四世を從三といふ、此時五間四面の本堂を建立す、此季代に至り二の末寺を創建せり、一を平津村福正寺といひ、二を米田村西蓮寺といふ、明治の初年まで尚當寺の統督する所たり、第八世敎忍の時梵鐘を鑄替へて今尚之を用ふ、第十世響忍に至り寬政六年より同十二年に至り七間四面の本堂を再建せり、現時の本堂即是也、爾來相傳へて第十四世現住眞哲に至る。

○松月山　福正寺　　平津村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

昔親鸞上人の御弟子に智門といへる人あり、智門も亦俗人にして通稱を浦邊左仲と申す、下野國宇都宮の人、大工を業とせり、佛心篤く家業の暇ある每に寺門に入りて法義を聽聞せり、時恰も高田專修寺御建立に際し氏も亦其普請に加はれり、時に親鸞上人關東御巡錫の砌り當寺に立寄り御敎化を垂る、佛心篤き氏は其御高德にいたく歸依し遂に御弟子となり親しく御敎化を享く、聖人も亦深く御慈愛をかけ給ひ法名（智門）を賜はる、智門御普請の殘木を頂戴し玆に一小庵を建て福正寺と名づく、以後代々其地に在りて敎化に勉めしがそが九代の曾孫智明に至り元龜二年顯如上人大阪御難題の由承り直に馳登り寸忠を勵みしが御和融の後紀州鷺の森に住す、其後播州印南郡平津村に來り法義相續せしに村中歸依する者多く遂に一小庵を結ぶに至る、里民是を五郎左衛門道場といへり、智明一子あり、隆圓坊と稱す、この世に至り木佛寺號を賜はる、是を播磨福正寺の開基とす、實に寬文四年のことゝす、元文四年乙未四月十八日第四世祐存に至り本堂祝融の災にあふ、現時の本堂は天明年間第六世惠山の時再建落成せしもの也。

此時の大工は神爪村柳兵太夫にして同後見人は赤穗の人長右衛門也、この柳家は代々社寺大工として名高く、彼の石寶殿の再建者も亦兵太夫の父なりといふ。

東神吉村

○法性山　常樂寺　　神吉村

宗派　淨土宗西山派　禪林寺末

本尊　阿彌陀如來　木像　安阿彌作

正慶二年二月播磨守赤松則村義兵を擧げ攝州摩耶山へ出陣の時皇祚延長武運長久のため其歸依する所の僧敎神上人に請じ印南郡中西村に法性山常樂寺と號する一宇を創建して禱願を修せしめ若干の寺領を寄附ありしも爾後赤松家の衰頽と時世の沿革とに因り烏有に屬す、尋で赤松支裔神吉城主歷代の菩提所となる、然るに天正六年七月神吉城主民部大輔賴定織田信忠の爲に亡さるゝや、其時常樂寺も同じく兵燹に罹り諸堂坊舍悉く燒亡す、住僧性泰神吉侯の遺骸を城跡に埋め其傍に一宇を構造し其冥福を弔ふ、今の常樂寺是也、慶長十八年十一月姬路城主池田輝政寺領を寄附す、家臣射場友軒の折紙あり、其後慶安元年八月十七日將軍家光より寺領十八石四斗を寄附せられしも明治維新の際上地せらる、現今の本堂は元祿五年の再建なり。

○播州印南郡神吉邑法性山常樂寺新鐘銘　並序

原夫當山之爲二創建一也舊矣、昔者、光嚴院御宇、正慶年中、有二傳空敎神上人一、明徹大和尙者一、曾有二感レ瑞之事一、因開二基於此地一、終綱二維于吾西本山報國光明一、先レ是、上人以レ德布二海內一、名振二朝野一、當二于開基時一、四來服從、天龍普備二佛閣僧房一、至二鐘樓淨廚一、不レ經レ年而卽成焉、已降到レ今、四百二十餘歲、曁二于天正年間一、遇二大檀那神吉侯之亡一焉、寺宇亦共罹二兵燹一、已爲二烏有一者數年矣、于時、世祖秀傲士挾復古之雄一、再興二寺宇於此城跡一、法輪威伏、莊嚴一新、加レ旃、當二于慶安之和尙世一、鳳詔賜二公田一。

柳營加二勝護一、蓋是福二資彼神吉侯及一族幽魂一也、以レ故三寶日加紹隆、終爲二西播之一巨刹一矣、爰乃祖雲空龍和尙、方風大振、攝利雲衆、鑄成二千鈞洪鐘一、繫之百尺高樓一、可レ謂亦非常之功一矣、已來凡七十有餘年、撞レ之久而破裂、斡沙門慨焉者、有レ年于茲一、余孤貧不二力足一、雖レ然、不レ忍レ坐二觀法衰之兆一、去歲寶曆癸酉、頓發二鴻願一、欲下募二緣於十方一、以爲中之再興上、自願不レ違、爲投二親財一者若干人、於レ是、今玆甲戌春、閏二月、招二姬城鳳氏某甲一、就二祇林之傍一、改鑄二銅鐘一口一、乃以レ新代レ古、所願廣布二法音于沙界一、徹窮後際、垂二休光一、遙使下群迷齊昇中樂國之金階上也、因作二之銘一、以祝二法運於無窮一云、銘曰。

八萬法藴　體是語聲　六八誓願　要在二稱名一　是維攖稚　德兼遐迎　喚應相在　擊則卽鳴　打二破昏夢一　導以二大明一　驚覺苦類　攝以二樂域一　劒林可レ扳　金蓮可レ生　耳根一觸　佛種頓成　三千刹海　梵音匌々　大哉功德　自在縱橫

南無阿彌陀佛

願以二此功德一、平等施二一切一、同發二菩提心一、往生二安樂國一。

寶曆四年甲戌春閏二月望日

法性山常樂敎寺現住

沙門　誠空宣靜焚香　謹誌

施主十方法界檀越等

芥田五郎右衛門藤原宗鄕

鳳氏姬路城住人

田中彦右衛門藤原重眞

○

一法性山常樂寺　神吉莊神吉村

御朱印寺領十八石四斗　境內御除地

淨土宗　京東山禪林寺末

本尊　阿彌陀如來

本堂　藥師堂　鈎鐘堂　門　鎭守社天滿宮

當寺元來淨土宗西山派にして人皇九十六代光嚴院の御宇圓光大師七世の法孫傳空大和尙諱は敎神明徹と號する者此寺を開創す、亦法福寺を開き常樂寺の聲明を確す、時に出日消月抄を著はす、遂に本山洛西報國山光明寺第十三世に住して終ふ、此寺往昔此村の西に在り、卽ち今の此境地は神吉民部太夫賴定の城跡にして天正六年沒落以後其菩提寺と爲し此に移すもの也、其後慶長十八年朋場友軒折紙を以て寺領十八石四斗を寄入す、是民部大輔の供養料に充つる也、復慶安元年八月十七日將軍家臺命を下し初めて右件の寺領許狀の御朱印を賜ふ、變ずる所なき也。

一兼帶地神吉莊中西村高野山慶妙寺　境內除地

往昔巨刹にして敎神上人の師淨照上人文和四年示寂の地也、今は唯礎石を一處に移屯す、又繞に藥

師堂一宇を構へ以て其跡を示すのみ、又其傍に阿伽井並に釋迦堂の跡ありて存す、蓋是慶妙寺の內也、敎神上人此寺の側につき常樂寺を開創す、時に門前淸泉ありて流出す、之を眞名井と名づけ今猶存す。

一兼帶地法福寺　境內除地、神吉村內に寺跡あり、是亦敎神上人の草創なり、今は纔に觀音堂一宇あり、以て其跡を示すのみ。

末寺三个寺あり。〔播磨鑑〕

一法性山常樂寺　淨土宗　神吉村

朱印地、本寺京都東山禪林寺西山光明寺

寺領高十八石四斗　神吉村の內

右地所之義は神吉民部大輔の古城跡、即天正六寅年七月落城以後寺地に相成、寺領之義は池田侯より御寄附、其後大猷院殿より御朱印拜領致居候。

〔村翁夜話集〕

○寺　領

一印南郡神吉常樂寺領高□十五石深屋敷三石四斗分

被成御歸遣候中村主殿助下札有之付我等折紙遣候來年之儀者御屆聞食御判可御遣與候爲其一筆如此

慶長十八年十一月十一日　友　軒　花押

常　樂　寺

一播磨國印南郡常樂寺領同郡神吉村之內十八石四斗事任先規寄附之證全可收納並寺中山林竹林諸役等免許如有來永不可有相違者也。

慶安元年八月十七日

家光朱印

一播磨國印南郡常樂寺領同郡神吉村之內十八石四斗事任慶安元年八月十七日先判之旨寄附之訖全可收納並寺中山林竹木諸役等免許如有來永不可有相違者也

貞享二年六月十一日

綱吉朱印

一播磨國印南郡常樂寺領同郡神吉村之內十八石四斗事並寺中山林竹林諸役等免許依當家先判之例永不可有相違者也

享保三年七月十一日

吉宗朱印

右の外

延享四年八月十一日　家重朱印

寶曆十二年八月十一日　家治朱印

天明八年九月十一日　家齊朱印

天保十年九月十一日　家慶朱印

安政二年九月十一日　家定朱印

萬延元年九月十一日　家茂朱印

等あれど全く吉宗の朱印狀と同文なれば省略に從へり。

○

一釋迦堂　境內　官有地二十坪

本尊　地藏菩薩　石造　會式七月二十四日

右は高野山慶妙寺七堂迦藍の一にして天正年間兵燹に罹る、境內より丑寅に堂田といふ田地あり、則ち釋迦堂のありし處也、又講衆ありて會式を營む、又田地三畝歩あり、其收益を式費に充つ、明治三十年頃曾根村の人某平生奈須與市宗高を信じ毎月七日攝津國須磨の邊りなる宗高の墓前に參詣せしに或夜夢想ありて曰く汝我を信して遠く此地に參詣するも我は病中播磨國神吉莊高野山慶妙寺に參籠して遂に落命せり、現今神吉村の西なる釋迦堂といふ處に火葬せらる、則ち彼の半折の石佛は已が像なれば自今彼處に參詣すべしとありて夢は覺めたり、依て翌日尋ね來りて夢想を喜びたりと云ふ、是より遠近の者是を聞傳へ毎月七日參詣する者多し念願は往生の時長病に罹らずといふにあり。〔神吉村雜囊錄〕

○白雲山　眞宗寺　神吉村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來　木像

當山は其昔傳敎大師入唐歸朝の砌高砂の沖に碇泊し北方山上に白雲棚延けるを見て直に步を山上に移し佛法有緣の地也と一宇を建立して白雲山信受院と號し臺敎弘通の道場とし給ふ、其後天正中羽柴秀吉中國征伐の際兵火に罹り一宇殘らず烏有に歸す、宗海法師本尊を供奉し魚橋村に潛居せり、唯今安置の本尊即ち是也、聖德太子の御作也と傳ふ、其後本願寺第十二世敎如上人播磨巡化の際眞宗に轉宗して寺號を今の名に改む、後宣如上人より影像を賜ひき、即ち宗海法師を當寺の開基とす、師は村上源氏にして

具平親王三十七世の後胤也、眞宗寺住職村上を姓とするは此所以也、宗海法師の舍弟落髮して第二代の住職となる、神吉城主民部太輔賴定公の叔父神吉久兵衛尉信常公は當寺の大檀那たり、此緣由を以て元和年中魚橋村より寺を今の地（即ち古城二の丸の址）に遷し五七の堂宇を建立し眞宗の敎法を弘通す、當寺門徒中神吉姓を稱する者多くは神吉久兵衛より出づ、宗海法師の嫡子釋照了第三代の住職となり琢如上人より祖師聖人達如上人聖德太子三國七高僧の影像を賜はる、此間寺內紛擾ありて過去帳整備せず、第四代釋了誓幼にして住職たり、後見釋順空曾根傳法寺住職釋了竟と相謀て自他を論せず緣故を以て過去帖を調製せりといふ、依て享保十六年以後は稍整備すと雖も其以前は甚だ不分明也。

當寺は往昔郡內魚橋村の山背に在り、俗に其地を眞宗寺谷といへり、元和元卯年六月時の僧宗海、寺を當村に移轉す、之を當寺の開基とす。〔地誌條目〕

○龍音山　明圓寺　　天下原村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺は元祿四未年閏八月僧元秀の開基也。

○音谷山　妙願寺　　升田村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

赤松の家臣佐伯右近將監公行由緣ありて書寫山にて得度し法名を善西といひ永正十三年七月十六日當地に一宇を建立して佐伯寺と稱し天臺宗を奉ず、其後本山第九世實如上人に歸依し改宗して眞宗となる、而して常西當玄を經て正玄に至り兵火のために灰燼となりしが正玄再興して佐伯西念寺と改號す、夫より常俊、慶存、存秀相續ぐ、正德三年十二月十八日本山第十四世寂如上人より寺號を妙願寺と改めらる、以來相續ぐこと十三代也。

○

一升田村妙願寺の本尊は右所載佐伯寺（○本書名跡篇に收めたり、）の本尊也、近世任官せられて（よまのひゐん也）右の西念寺に改む。〔播磨鑑〕

一升田村妙願寺はもと天臺宗にて益氣山佐伯寺といふ、赤松滿祐のために退轉す、其後一宇を建立して西念寺と名付く、今の妙願寺是也。

同寺釣鐘は天正年中兵乱の節取上げられ今三木郡久留美村慈眼寺に在り。〔村翁夜話集〕

○松林山　源通寺　　西井口村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺は貞享元年甲子三月道喜法師の開基、今の住職榮海はその十一世の孫也。〔社寺明細帖〕

抑々當寺本尊の濫觴を尋ぬるに人皇三十二代用明天皇第一の皇子聖德太子の御眞作にして紀州和歌の浦の家臣藤城六良左衛門尉の安心佛也、六良左衛門此尊像を負ひ奉り當國法花山へ參詣あり、志方莊畑村に居住す、是より十九代を經て藤城武兵衛尉に至り天正の合戰あり、武兵衛尉尊像を負奉りて備前國松浦といふ所に至るに又々合戰起り再び當國に逃歸る、敵兵追擊すること急にして既に刀を以て武兵衛尉を斬る、然るに武兵衛尉は別義なくして却つて其刀尊像の御肩を斬り御血流るゝこと泉の如し、故に一に身替りの本尊ともいひ今に御背に刀痕あり、武兵衛尉は其後再び畑村に歸りて居住せり、文祿四年乙未當寺中興寂導律師或夜夢らく其身金色にして黑衣をまとひ給ふ御僧來りて宣はく汝我を崇むべし一坐無移の實體は西方にありと雖も隨緣化物の權迹は志方莊畑村に栖めりと、寂導夢覺めて驚き未明より畑村に赴くに途中にて佛を負奉りし一人の翁に値ふ、老翁問て云く平津莊源通寺は何處なるぞ、住僧の云く即ち我也何の所用かあると、老翁の云く我は志方莊畑村に住する武兵衛といふ者也我家に數代安置し奉る尊像あり即ち聖德太子の御作也我家の化緣盡き給ふにや前後不思議の靈夢を感ずるにより今負ひ行き奉る也と、住僧笑を含みて云く我亦昨夜夢想を得たり依て今志方莊畑村に尊像を尋ね行く也と、既に兩夢符合せるを以て途中ながら尊像を禮し奉るに昨夜夢に拜し奉る尊容に少しも違はず、隨喜感歎互に靈夢を語りあひ兩人連立ちて當寺に歸る是より此尊像を當寺の本尊とす、其後明曆二年丙申住僧寂秀の世所以ありて繪島長樂寺の本尊と替

ることあり、是より毎夜両寺の住僧靈夢を感ず、當寺住僧の夢には急ぎ我を迎ひに來るべしと、又長樂寺の住僧の夢には急ぎ我を源通寺へ送るべし彼地は我が有緣の地也と、是を以て再び當寺に歸り給へり、其後住僧寂源に至り延寶六年戊午正月十五日の夜隣家より出火して本堂並に寺內殘らず燒失す、此時本尊の畫像をはじめ靈寶悉く燒失すと雖も此尊像のみは三町許も隔りたる松の上に飛去り給ひ光明ありて白日の如し、文祿四年當寺に御來現ありてより今享保十八年癸丑まで凡そ二百有餘年の星霜を歷れども儼然として明かなること是偏に濁惡邪見の衆生を憐み凡支の肉眼を隔てずして報佛無漏の光明を拜せしめ往生の信心を發起せしめ給ふ大悲の方便也、貴むべし信ずべし、誠に靈驗あらたなる尊像也、委しくは本緣起の如し。

干時享保十八癸丑年　　釋了照寂圓謹誌

平莊村

○印南山　報恩寺　　山角村

宗派　眞言宗　高野山寶城寺末

本尊　十一面觀世音菩薩

當寺は眞言宗高野山寶珠院末寺にして黑印十三石四斗四升三合を領し若一王子權現の別當たり、慈心の開基にして元明帝の和銅六年惣堂を草創す、當時の本尊は行基菩薩二十六歲の作にして藥師如來なり、（○中略）越ゑて建治元年後宇多天皇勅して再び精舍を起し印南山の號を賜ひ當寺證賢上人を御戒師として天下安全の祈禱を修せしめ給ふ、又中納言一貞を遣はし佛工運慶湛慶をして十一面觀世音菩薩及び四天王を刻ましめ本尊脇立を更に給ふ、山號の額は時の將軍足利義滿の筆に係る、又勅あり若一權現を勸請して守護神とす、後宇多、花園、後花園遺勅して御廟石を立て給ふ、里俗之を御所林といふ、後奈良天皇亦勅願し給ふ、永正二年兵火に罹り坊舍七十二宇珍寶と併せ一朝烏有に歸す、後奈良の天文二年に至り本堂伽藍再興の計あり、既に勸進帳官符等下賜せられしが當時兵亂相踵ぎ工起らずして止む、今あるものは規模小にして粗、唯昔時の壯嚴の面影を忍ぶのみ。〔播磨雜志〕



（平の莊報恩寺）

○

當寺に保存せる古文書次の如し。

一正和五年丙辰花園院御院宣。

播磨國印南莊、屛村內、中島田畠所被レ寄二附報恩寺一也、爲二御祈禱料一、所二永代可令一管領一者也、院宣如レ此、仍執達如レ件。

正和五年四月八日　　中納言經繼　花押

證賢上人御房

一文保元年丁巳花園院殺生禁斷の御院宣（寫）

播磨國印南莊、殺生禁斷所事去、德治之比、被レ下二院宣一畢、而背二嚴制一之旨、有二違越之輩一事實者、甚以不レ可レ然、偏依二一旦之嗜欲一、徒背二三寶之知見一、非二啻犯二殺生之罪一也、難レ遁二違勅之科一歟、奇也惟也、不レ可レ不二誡愼加一制禁一、宜レ令二遵行一之由、可レ被二傳仰一證賢上人一者、依二御氣意一、執達如レ件。

文保元年二月七日　　万里小路大納言家　宣

本光上人御前

一元德三年辛未鎌倉極樂寺俊海上人殺生禁斷の御書

當寺寺末、播磨國印南莊內、報恩寺領、殺生禁斷

事、被レ成下二綸旨一候、御與奪之樣、可レ有二申御沙汰一候、以此旨可レ有二御披露一候、恐惶謹言。

十月二十九日　　沙門俊海　花押

進上　御奉行所

一元弘三年癸酉將軍兵部卿親王御制札の案文(寫)

報恩寺、於下致二狼藉一勢等者上、可レ處二罪科一之狀、如レ件。

元弘三年十一月十八日　　源　朝臣　御判

一建武元年甲戌鎌倉一品兵部卿親王御教書

播磨國印南莊、屏村中島田畠、荒野事、爲二御祈禱料一、所二御寄附一于報恩寺一、後宇多院院宣、任嚴重之旨、領家被レ成下二御教書一畢者、中島分域四至、限レ河令二進退一、領掌有レ限、地子所當米等、永可下令二管領一給上、但於二無主荒野之下地一、右一圓不輸、可レ被二領作一者也、莊家宜承知、勿令二違失一、仍狀如レ件。

建武元年六月八日　　預所僧淵禪（祥海）　花押

謹上　報恩寺長老御房

一同三年丙子將軍御教書案文(寫)

祈禱事、可レ被レ致二精誠一之狀、如レ件。

建武三年八月九日　　御判

報　恩　寺

一曆應三年庚辰征夷大將軍尊氏公御制札案文(寫)

將軍家御祈禱所、播磨國印南莊內、於二報恩寺一、甲乙人等、不レ可レ致二乱入狼籍一若、於レ有二違乱之輩一者、被レ注二進名字一、可レ處二罪科一者也。

曆應三年七月　日　　沙彌　在判

一康永二年癸未赤松義則殺生禁斷の御書(寫)

播磨國印南莊內、報恩寺領、殺生禁斷事、任二後宇多院御院宣一、御嚴重之旨乎、都染、畋田、加納、西條、北條限上者井嶽、下者賀古川流、禁制處、竝中島田畠荒野之事、四至東者限レ川、縱雖レ爲二他領一、於二荒野下地一者、可レ被二領作一之由、承知之狀、如レ件。

康永二年五月二十日　　義　則　在判

報恩寺方丈

一觀應三年壬辰中御所義詮公御教書按文(寫)

當寺領事、不レ可レ有二相違一之狀、如レ件。

觀應三年三月九日　　御　判

報恩寺長老

一永德二年壬戌將軍義滿公御教書案文(寫)

播磨國報恩寺領、任安堵等之旨、可レ全二寺家知行一之狀、如レ件。

永德二年十一月九日

當寺長老

一應永十八年辛卯將軍義量公御教書按文(寫)

當寺領事、不レ可レ有二相違一之狀、如レ件。

應永十八年八月六日

一無年號五月六日赤松圓心御自筆の御書、幷に權律師より七代の間諸役免除の御書九通あり。

鎌倉一品兵部卿親王征夷大將軍御教書の添書

當寺領者、御安堵、御教書、加二拜見一候畢、殊以目出度候、此上者、更不レ可レ有二相違一候、恐惶謹言。

五月六日　　沙彌圓心　花押

謹上　報恩寺長老御前

赤松圓心三男播津守則祐從公方の御教書御添狀

當寺領、不レ可レ有二相違一由事、御教書拜見候畢、可從二其旨一候、恐々謹言。

觀應三年六月十四日　　權律師　花押

報恩寺長老

征夷大將軍足利義滿御教書、圓心より三代目赤松兵部少輔義資の添狀

當寺領事、任二去年十一月九日、安堵御教書旨一、可レ被レ令二知行一、如レ件。

永德三年六月十五日　　兵部少輔

從公方御四代の御教書、赤松義資二弟滿政の添狀

播磨國印南莊、報恩寺、寺領事、任二建武觀應永德應永御下知旨一、諸名田職以下、於レ當二知行命一者、不レ可レ有二相違一候、彌可レ被レ抽二祈禱一候、恐々謹言。

十二月二十八日　　滿政　花押

當寺長老

當寺諸公事、令二免除一候、□此旨可レ被二存知一候也、恐々謹言。

五月晦日　　政則　花押

報恩寺住持

從公方四代の任御教書、圓心六代の末葉赤松兵部少輔義村の御添狀

播磨國印南莊、報恩寺、寺領事、任二建武、觀應、

永德、應永、文明御下知候旨」、諸名田職以下、林尾江中島保惣領分、國衙□重牢名等、當ニ知行」事、永不レ可レ有ニ相違」、殊以可レ被レ抽ニ祈禱之精誠」候、恐々謹言。

永正十八年正月十二日　　性　因　花押

報恩寺長老

從公方御四代之任御敎書、圓心より七代赤松左京太夫政村の添狀。

播磨國印南莊、報恩寺、寺領事、任ニ建武、觀應、永德、應永、御下知旨」、諸名田職以下、於下當ニ知行」分上者、永不レ可レ有ニ相違」候、殊心可レ被レ抽ニ祈禱精誠」候、恐惶謹言。

七月十八日　　政　村　花押

當寺長老

從公方御四代之任御敎書、圓心より八代赤松出羽守義祐の添狀。

播磨國印南莊、報恩寺、寺領事、任ニ建武、觀應、永德、應永、御下知旨」、諸名田職以下、於下當ニ知行」分上者、永不レ可レ有ニ相違」候、別而可レ被レ抽ニ懇祈」者也、恐惶謹言。

十一月七日　　義　祐　花押

當寺長老

當寺諸公事、令ニ免除」訖、此旨可レ有ニ存知」候也、恐惶謹言。

七月十八日　　政　村　花押

報恩寺住持

一永正十七年庚辰、清實、朝親、則高三人の判形高殺生禁斷の折紙。

賀古川之流、平、都染、益田、三箇之內、殺生禁斷之處、塞レ築背ニ制法」之族在哉、爲ニ事實」也、言語道斷之次第也、所詮於ニ張本人」也、可レ被レ處ニ嚴科」候條、可レ□ニ交各注進」之由候也、仍執達如レ件。

永正十七年八月二十二日　　清　實　花押

朝　親　花押

則　高　花押

一天文十九年辛卯太閤秀吉公の御內生駒修理亮門前の淵寺邊殺生禁斷の折紙。

殺　生　禁　斷

月　日

一右の外慶安元年戊子八月十七日征夷大將軍家光公の御朱印ありしも今は紛失してなし。

○

一文明二年庚戌報恩寺第七世利海大德平之莊村の辻堂幷に小社等勸請す。

一永正二年乙丑報恩寺惣堂坊舍幷に鎭守若一王子の社頭悉く燒失す。

一天文二年癸巳後奈良院御宇年頭十錄禁裏へ奏聞ありて本堂伽藍再興の勸進帳幷に官符等を下し賜ふと雖も天下兵乱故空敷止みぬ、其勸進帳の卷物一軸官符今にあり、勸進帳は公夏公の御手跡也。

一寬永二十年癸未報恩寺本堂建立、住持高須願主は當寺眞榮本願は加東郡新部村源慶。

一正保四年丁亥鐘樓成就、本願當寺眞榮。

○寺寶

一本尊十一面觀音　坐像　運慶濕慶両作　一

一花園院御院宣　中納言前越前守筆　一

一同　萬里小路大納言家宣房筆　一

一鎌倉極樂寺俊海報恩寺殺生禁斷証文　一

一鎌倉一品兵部卿親王征夷大將軍御敎書　一

少納言預所僧禪海筆

一鎌倉一品兵部卿親王征夷大將軍御敎書添狀　一

一將軍家御新禱所書物　一

一後宇多院御院宣書物寫　義則筆　一

一後宇多上皇勅願奉新禱寶祚安寧靈場書物　一

一殺生禁斷に付御出張清實朝親則高書物寫　一

一建治聖帝勅願之靈場書物　一

一後宇多上皇御時鹿苑院より印南山の額を賜はる書物寫　一

一赤松攝津守則祐從公方の御敎書添狀　一

一赤松兵部少輔義資之添狀　一

一赤松義資二弟蒲政之添狀　一

一赤松兵部左京少輔政則之添狀　一

松泉院殿政則御判也

一赤松兵部少輔義村禪光殿了堂性因之添狀　一

一赤松左京大夫政村之添狀　一

一赤松出羽守義祐之添狀　一

一赤松左京大夫政村性熙御判狀　一

一秀吉公より命に依り一天海靜謐國土泰平の御新禱被仰候制札　一

一與正菩薩托鉢用鉄鉢　高野山より下賜　一
一家次長刀　一

○

一印南山報恩寺　眞言宗　在平之莊山角村
黒印寺領　十三石四斗
若一王子權現　別當職兼帶　大聖院歸命院
本尊　藥師如來
開山　慈心上人　和銅二年
文明天皇御宇此寺を如意と改む、又長壽ともいふ、
癸丑年報恩寺惣堂建立。
境内に辨財天の小祠あり、前に池あり、池中に岩あり、證賢石と名づく、禁中より賜ひし無双の寶石也、本堂の右方に五重の石の塔あり、二間四方に高さ三尺許、築池廻り石垣にして眞中に塔あり、無類の塔にして甚だ古し。
寺記曰
後宇多院御宇建治元乙亥年勅諚あり、報恩寺證賢上人を御戒師になされ天下安全の御祈禱を仰付らる、是時本尊を十一面觀音に改む、脇立四天王なり、佛師は運慶湛慶の両作也、印南山の山號を初めて賜はる、山號額鹿園院(義滿公)の筆也、平之莊大宮若一王子權現をば則印南山報恩寺の鎭守に定め社務職たり、平之莊内の氏宮氏寺此に定まり莊内あがめ奉る。
建治年中御祈禱領所の院宣並に殺生禁斷の御院宣有之と雖も去る永正二年に燒失す、建治元乙亥年より延寶七己未年まで四百十六年。〔播磨鑑〕
一印南山報恩寺　眞言宗　山角村　若一王子別當
寺領高十三石四斗四升三合
内五石　若一王子社領
同境内に後宇多院花園帝後花園帝の御石塔有之、證賢池、但池中に證賢石と唱ふる石有之、後宇多帝より賜ふ所と申傳ふ。
同寺中　寶珠院　金剛院　蓮華院　地藏院　羽禪院。〔村翁夜話集〕

○壽命山　地藏寺　池尻村
宗派　曹洞宗　姫路景福寺末
本尊　地藏菩薩
抑々當山に安置し奉る地藏願王大菩薩は今を去ること六百九十一年鎌倉右大將源頼朝公靈夢を蒙り給ふに由つて信仰坐し產の艱み水難火災を除き給ふ誓願の尊像也、恭しく其由來を尋ね奉るに元暦元年源平軍乱の砌安徳天皇筑紫太宰府へ御遷行ありしに尾形三郎維義攻寄せければ主上を始め遙しく御船に移り給ふ、此時門脇中納言平教盛の子律師忠快なるもの供奉の中に在りしが御坐船に乘損じ已に水中に溺んといとも危き折柄一人の僧忽然と現はれ、左の手を以て忠快律師が右の手を援り助けて舟に乘せ給へり舟は漕出し彼の僧は陸に在り、名をも聞あへず隔て行くまゝ何人とも知らず只有難きことに思ひありしに、平家の軍利あらずして文治元年安徳帝を始め奉り平家の一門盡く西海の波濤に赴き給ひ二十餘歳の榮華一朝の夢と消去り終に源氏一統の世となりける也、其砌律師忠快は生捕られ飛彈の國へと配所定まりしに、不思議なる哉、頼朝公文治元年五月或夜の夢に錫杖を衝きたる一人の美僧枕邊に立給ひ、忠快律師は年比我を頼みしにより西海の危難を救へり、我左の手を折けり、尚此上も忠快を不便と存ずるにより宜しく頼むべし、又我を信ずるものは產及び水火災難を除かんと告げさせ給ふにより、感嘆に堪へず急に忠快律師を召寄せ靈夜の物語ありしに、去ればに候愚僧兼て地藏菩薩を信じ今も猶携へ奉れりと取出し、夢の物語に初めて菩薩の靈驗を知り且嘆じ其有難さ肝に銘じ一座共に感涙を流せりとぞ、是に因て頼朝公深く地藏菩薩を信じ給ひ遂に忠快律師が念持佛たる彼の地藏菩薩を乞ひ受け信心ありしと也、其後下河邊莊司行平播磨の守護となり下向の砌右の尊像を拜領し乃ち印南郡幣の莊池尻の里に府を作り傍に一宇の寺を建立ありて壽命山地藏寺と號し本尊は稀代の靈像なれば國中大いに信仰ありしと也其後人皇八十五代後堀河帝嘉祿二年大洪水にて諸堂悉く漂流す、然るに百一代後小松天皇康應元年佐伯公重此地に住し給ふに此川の水面夜々光明を放つを望み網を下し水底を探りしに地藏菩薩の尊像を得たり、是乃ち古への莊司行平安置の本尊也、因て公重奇異の思に堪ねず、一宇を再建ありて玉溪和尚を住僧となし供養淺からず、相續いて尊敬ありしが、中頃如何なる仔細にやありけん、尊像美嚢郡久留美村慈眼寺に移り給ひしを其寺の住僧二三の間夢想に告げ

て曰く我は當寺に住む者ならず早く地藏寺へ返す可しと住僧驚き恐れて直ちに當寺に返し奉れり、玉溪和尚より十世を經て景福寺然空和尚を勸請して開山とし明治八年に至り殆んど四百年に及ぶ、其本尊靈驗あらたなるを以て草創以來秘佛たりしを今般結緣のため廳裁を蒙り開帳し奉る。

一蓮苗禪師、飾西郡葛野村の產、印南郡池尻村地藏禪寺の住職たり、又同郡小畑村に移りて一寺を建立し地藏寺にて寂す、詩文章に達者也。〔播磨鑑〕

○

一明治二十一年六月十二日許可、神木村東林寺を池尻村地藏寺に併合す。〔郡統計臺帳〕

東林寺は曹洞宗にして姬路景福寺末、享保六年六月二十六日文禮大和尚の開創也。〔社寺明細帳〕

○安清山　長樂寺　　小畑村

宗派　曹洞宗　姬路景福寺末

本尊　十一面觀世音菩薩　木佛坐像

當寺は和銅以來報恩寺の奥の院なりき、人皇九十代後宇多天皇の建治元年乙亥中納言一貞卿を勅使として佛工運慶湛慶を下し十一面觀世音菩薩三體を彫刻せしめ給ふ、當時の先作を勸請して當寺の本尊とす、世俗今にこゝろみの觀音といへるは此儀による、一體は因緣ありて弓削氏の自佛として安置せり、本寺は歷代の勅願所にして坊舍すべて七十二院ありしが後醍醐天皇の比兵火にあひて燒亡せしも當寺は幸にして其難を免るゝことを得たり、其後寬文元年宗龍和尚當寺を中興し禪門に改宗して今日に至る、その長樂寺の改稱せしは天正年間のこと也。

○平松山　稱專寺　　小畑村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

享保九甲辰年僧信了の開創。

上莊村

○日光山　常樂寺　　井ノ口村

宗派　眞言宗　無量壽院末

本尊　藥師如來

大化年中法道仙人孝德天皇の勅願により當寺を開創す。

一條天皇の正曆元年春二月叡山東塔院の宿住永順法師來りて當山の嗣祖となる。

康和二年堀河天皇當寺に行幸あり、即ち嘉承二年崩御の日を以て御追福のため法華會を執行すること今に連綿す。

伏見天皇永仁二年日光山の稱號を賜ふ。

後二條天皇嘉元四年山中四至殺生禁斷の勅制を賜ふ

明德年中僧觀西來りて當寺を再興す。

後小松天皇應永十三年三月水田五十町並に山林四至殺生勅禁の官符を賜ふ。

天正中兵火に罹り堂閣院宇一時に燒失し官符緣起悉く亡ふ。

慶長中池田輝政黑印十二石扶與。

慶安元年德川家光より朱印狀舊の如く賜はる。

○寺　記

播州印南郡都染庄、日光山常樂寺、袖ニ一軸ニ來曰、此之我捿遲山院之記也、本緣起者、昔日天正中、罹ニ冠火一、烏有成去、時之住持、緣起之往復、其

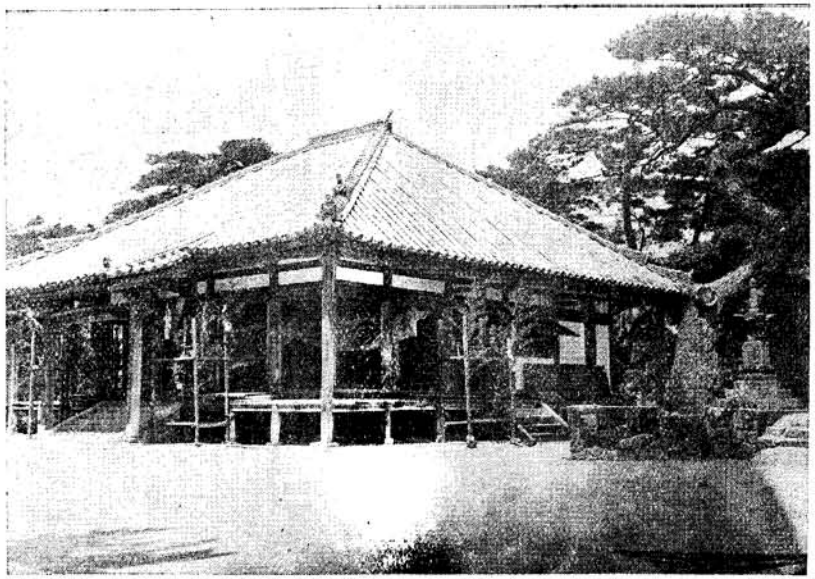

〔日光山常樂寺〕

歎下日迂月消轉中泯其由來上、粗書貽二厥首尾一、本尊十二神中、秘二子之神之體一、然先師丁レ受二住職一、依二靈夢一出レ之傳レ予、其文麁鄙孟浪、更無二次第之取了一、竊擁得二梗槩一、由致雖レ有二貴重一、傳レ手甚膚淺、譬髣髴畫二虎之不一レ成還成レ狗、敢請舒二筆鋒一、爲レ我刪二一軸一、永陽二山陰德位一、普流二芳於四方一、予越惠二後世一之意、甚嘉二懇到一爲レ之右レ筆、補レ焉。

越考二當山之所緣起一、昔人皇三十六代、丁二孝德天皇統一御於宇內一天竺之法道仙人、遊二化此地一、奉二天皇之詔一、拓レ土掃レ制之勝場、大化五年之創建也、然法道仙人者、耆闍崛山之持明仙、壽量無邊、民族生來、不レ聞二東域一、佛世在二鷲臺南崖之塔一、受二法花流布之佛勅一、奉行二十方刹一五百仙之隨一也、一旦仙人運二神通力一、偏歷十方刹一、適我方日域之草木、漸見レ含二二三之藥性一、乘二願力一、來二格播州八朶之峰一、轉二法花一乘之妙輪一、大化五年六月、上不豫、方術云拱手去、宣二左僕射阿倍倉內一、勅言、仙人懷二靈寶一、來哀二我窮民一、實陋邦之幸也、朕今離レ勞レ痾、願垂二慈救一、道入而加持、沈痾不レ勞レ檄而瘳、天日不レ由レ鉢而皈、天皇大悅、禮遇云甚渥、於レ是、道法澤泛レ天潤、百僚共稱二頂受止一レ宮七日、皈二播之舊居一、帝勅曰、法師照臨、弘道爲レ祚、宜隨レ所遊唱、肆仙人於本朝之中、偏歷贖相喻誘之跡惟夥、先於二當國之中一、排二卅三勝之扉一、顯二大悲圓通之應以一、時當山爲二一步一來、越多聞天、現形語曰、大仙依二此地一轉二妙法一、我百由旬中、扶輪護二國土一、故仙人以二此福地一爲二卅三之椎輪一、寺既在二都染一、水淩二蜀之江波一、境伴二竺之施場一、而福者百備之稱也、又水有レ利二於百物一、地德含レ之、握二感通一、以謂二水福道場一、本尊者觀世音、不レ加二一輪一、不レ減二一輪一、住二蓮華界會之三昧一、自レ玆遊二四方一、排二各八扉一、以二明年秋九月一、諸山合輪兩、於是、仙人運通分身、同日同時向二而爲卅三之靈場一、講經供養了、此年上行幸、藍輿歷二當寺一、帝取爲二官寺一、領二可都染一庄一、本尊之感應、効驗之通傳、別記庋レ之自レ爾世爲二天子一、除二祚災一、佛法流傳之勝區也。

越明二當寺變化之窟窿一、自二草創之日一、坊宇次第褒餐、漸至二六十區餘宇一、又堂社者、所謂本堂、護摩堂、五智塔、釋迦堂、彌陀堂、文殊堂、行者堂、天滿天神、或有二鎭守垂跡之神一、奧之院、妙見大菩薩、祇園牛頭天王、法道仙人堂、此外小堂、瑣々末社、緣起之往復、不レ可二勝記一、年中一々於二堂社一、臨時之祭會、恒例之行事、鼎新條畷、記錄別置、方下六十六代之帝、正曆元年春二月上、叡山東塔院宿住、永順法師來、爲二當山之嗣祖一、偏奉二大悲之像一、事甚虔誠也、二年三月之始、一夕夢、黑衣之老僧、來語曰、爾何忘レ奉二藥師一、醫王護レ爾、未二捨離一、欲レ期二二利一、勿二敢遺一、宜下揚二東鏡一攝中西鏡上、順覺圓レ夢、先東鏡者、東方藥師之鏡智、是發心因門之位、亦西鏡者、西方觀音之妙智、是菩提果門之位、量是知レ示下供二藥師觀音之二尊一、成中行因得果之二法上、於レ是、昔信持二叡山根本中堂之影像一尊、加二本堂之千手一、恭敬修練、倍二前事一、又一夕夢、僧來威儀嚴肅、語曰、爾信至念至、供二二尊一甚好、陰陽不レ犯、曰二之常一、福惠潤レ身、曰二之樂一、此是藥師與二觀音一、相感之三味、可以改二寺號一、衆生稱名者、功德甚深矣、順以奏レ宮、帝感可、賜二改號於常樂寺一。

越七十三代帝堀河院、宸感尤深二佛乘一、遊所々靈

蹤一、康和中、遊二此山一曰、我若取レ殂、祭レ此修二追善一、後嘉承二年以二七月十九日一登遐、即就二此塲一、建二淨墳一、每歲以二此日一、修二追福一、至レ于今爲二恒例一、爾後七十七代帝、丁二保元之始一、天下大逆亂、天驕滿レ邦、害二人奪レ產、雖レ有二封戶一、民逐電、賦歛不レ稅、樵蘇不レ貢、寺院閒爾三十年、無二僧司一レ香、無二人補一レ闕、甍檐差脫、棟梁壞落、入二元曆之淸世一、天下徐九合、雖レ然、諸州若干寺塔、未レ及二公方之沙汰一、越謂二明監法師一者、智德高行兼顯者也、來雖レ悲二廢絕一、卒不レ可二繼奧一、相二地於西河原之陜壤一、誅レ茅安二本尊一、苦行奉事、祈二溫古一、以二明年文治之初一、丁二賴朝委二國務一、告訴帶二許文一、巡二叩天下之文武一、刺史納レ領、信士捧レ供、掌殿指堂合十、隆復之日得二三五一、肆尋二舊院之儀式一、備紹二法容之墜緒一、臨時不レ退、長日不レ斷、恒例之色、無レ變、森奧无レ滅二前日一、又弘安之比叡山之僧法師長豪、一時之有驗也、來司二當山之寺務一、弘安帝渥遇、此時衆星合住、馳以二行光射二斗牛之墟一、帝取爲二官寺一、賜二封戶及度者一、又太子立踐祚、號二伏見院一、睿信愈異レ佗、永仁二年

之春、長豪夢有二寶宿之僧一、告云、後丘有二虛地一名二寶壺一、以レ尊安レ之、王畿四海、滅二衆病一、欲レ知二此地一、日光射レ丘、豪不レ耐二感激一、白二之帝一、帝感而可二移修一、故移二今之靈場一、賜二日光之目一、後二條立、嘉元四年、賜二山中四至一、殺生禁斷之勅制一、越九十五代、至二後醍醐一、從二元弘之年一、四海大擾亂、万民無レ地レ措二手足一、僧徒撲逐電、再作二黃葉前朝之寺一、後可二六十年一、明德年中、僧觀西來、入二曉風殘月一、見二禿丁一、有二數輩伏一起傾轉之膺下一、西越落レ泪、策二知新一有レ年、終應永十三年三月、達二事於天聽一、賜二納田五十町、幷山林之四至、殺生勅禁之官符一、寺院堂社返二衰影一者一二、猶未二復能一半輪一、其後百五代之帝丁二資治一、永正之中正亂不レ撥、數代作二戰國之雄地一、此時凶賊溢二寺院一、堂閣院宇一時燒、官符緣起悉亡、仰叩失レ手、實天正之三木亂也、其後至二慶長之比一、備播作三州之國司、姬路城主、丁二池田三左衛門尉輝政爲二管領一、三州之內、由來古蹟、賜二領地一者惟夥、然慶安之初、板倉周防守奏レ之、大將軍家光公、以二八月十七日一、賜二寺領寄附之狀一、此時當寺丁二其一一、日光山寺領山林等、戴二永代寄附之御朱印一者也。

○寺寶現

寬政三辛亥二月常樂寺の繪圖面によるに左の如く記載せられたり。

酒井雅樂頭殿領分播磨國印南郡都染莊井口村

同國加古郡野副村無量壽院末

古義眞言宗　日光山常樂寺

御朱印高十五石幷山林竹木共、內配當

四石二斗　常樂寺分

二石二斗　寺中　池之坊分

一石四斗　同　東之坊分

二石八斗　同　多聞坊分

一石四斗　同　西之坊分

三石　社僧　神宮寺分

○報恩寺常樂寺口上書之事

印南郡加東郡之境目井之明神、寺谷峠、岩倉峠、栗の木峠、平之莊神吉之莊境目なへ山地藏各五个所の傍示之內、井之明神、寺谷峠二个所は常樂寺より毎年九月九日に傍示を指申候、岩倉峠栗の木峠なへ山地藏の三个所は報恩寺より毎年九月九日に傍示を指申候。

後宇多院花園院報恩寺常樂寺御祈禱領所に被レ爲二仰付候に付、往古よりの傍示境目其時彌々改り、平都染升田三个之莊境目傍示を指、莊の內殺生禁斷の地に相極り両寺より御祈禱仕候、就レ夫報恩寺鎭守平之莊大宮の社務より任二先規一毎年九月九日に傍示を指申候、並常樂寺鎭守都染之莊氏宮の社務より任先規毎年九月九日に傍示を指申候。

報恩寺両院御院宣並に三个之莊內殺生禁斷の御敎書御座候、常樂寺の院宣御敎書は中興常樂寺炎燒仕候而證文は無御無候、但し緣起には委細御座候、以上。〔播磨鑑〕

○

一日光山常樂寺　眞言宗　　平之莊井之口村

加古郡野添村遍照山高禪寺末　黑印寺領十五石

境內　東西百七十間南北百八十間

本堂　本尊　藥師如來坐像六尺　傳敎大師の作

脇士　日天月天十二神將　　弘法大師の作

阿彌陀如來　長五尺　春日の作

行者堂　鎭守(天滿宮)　釣鐘堂　石の塔(九重、高さ三間二尺幅三尺二寸四分)奧の院(權現)

寺中　大聖院　歸命院。〔播磨鑑〕

一日光山常樂寺　眞言宗　　井之口村

朱印地　本寺野添村無量壽院

寺領高十五石、內三石若王子領、御朱印文言に常樂寺とのみ有之。

同寺中　大聖院　歸命院(池之坊)　神宮寺(若一王子別當)〔村翁夜話集〕

○播州印南郡湯之口村辻の安樂寺略緣起

夫當地開闢は往昔人皇四十二代文武天皇の御宇大寶元年に何國ともなく翁牛頭天王を守護し此所に來り榊木の本に入り給ふ、其節此地は草庵の御社栗の林の內にあり、然る所元來靈地の事に有之に付永く此地に鎭座あり、彼の翁思召は此所に置て地祭り富貴の御祈禱可行と不淺の勳言住御座あり氏子少々にて牛頭天王の宮を建立致し申處彌々國土安全富貴五穀成就を祈り奉る、人民息災牛馬等に至るまで堅國守護□の淺し成事餘尊に勝れ永く所々へ奏聞なる事限りなし、即ち牛頭天王の宮を

鎭主と奉尊し御稜を守護し人民の尊ることこと當國他國に隱れ無し、然る處に其後人皇七十四代鳥羽院の御宇の時堀河院第二の皇孫當地へ御幸あり、何樣此處靈地なりと宣言あり、偏に佛法修行を利益せんと立像の阿彌陀如來並に二十五の菩薩を御建立、則ち靈地殿と堂伽藍となし寺號を安樂寺となり永く富貴致し毎年地祭り御祈禱勤禮あり、則ち牛至の守り是に曰く彼の御稜の穗を牛至の杖と致し以て四つに割是に牛至を乘せ安樂寺牛至寶印と號し毎年東岸加古梅元の江へ阿彌陀如來二十五の菩薩を來迎ねり供有之候處に嘉錄元年八月二日の洪水に大川此岸下へ切込差流れ其節より來迎中絕致し申候、其後天正年號に三木乱の節此邊殘らず焰燒致し候て其後は往昔よりの古跡印ばかりを申傳ふる也。

○敎泉寺　國包村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末
本尊　阿彌陀如來　立像

天正八庚辰年三月當地の人釋玄德の開創。

○河上山　長慶寺　藥栗村

宗派　曹洞宗　姬路景福寺末
本尊　釋迦牟尼如來　木像
背に行基作と記したれど不詳。

正保二年固雲淨堅居士(俗名岡田長太夫)の開創。

今藥栗村の南に寺屋敷と稱する地字遺れり、寺はもと此地に在りしが度々の水害に怖れて後年今の地に遷りしもの也といふ、以前は賀祥山と稱したり、寺號長慶に對しての名か。

東志方村

○中道山　安樂寺　細工所村

宗派　淨土宗西山派　禪林寺末
本尊　阿彌陀如來

抑々當山は眞言密敎千有餘年を經たる靈場也、其蓋觴を尋ぬるに人皇五十一代平城天皇の御宇大同元年八月弘法大師歸朝の砌遙に當山頂を瞰み是則ち佛法東漸の靈地也と登山あり是誠に大日遍照の本國應化利生の門を開くべき所也とて人皇五十二代嵯峨天皇御宇弘仁二年大師の御弟子眞然坊勅詔を蒙り大日如來を彫刻し師命を請て中道山麓に一宇を創建し佛閣悉く全備し山陽中道の大寺とす、故に本光山中道寺と號せり。

人皇九十五代後醍醐天皇の御時國主赤松入道圓心の四男禪正少弼氏則志方莊を采地に賜はりしかば中道寺の佛堂を山麓に移し一城の權與とす、即ち原地を拓き假堂を建て本尊諸佛を是に安置す、是往古中道寺の原由也。

然るに永德三年九月二日氏則東播清水寺に於て一族百三十七人とともに自殺せり、此時當寺菩提寺なるを以て本光院殿天嶽大居士と謚し赤松家の追悼を卒ふ、已後五十年ごとに忌辰を追修せり、靈牌今に現存す、爾來城主もなく有德の僧も住せず星霜幾年を過ぎければ古き苔路を塞ぎ秋の草門を閉ぢ瓦に松生ひて垣に葛這ひ掛れり。

然るに文安中孝橋上野介繁廣古城を造營して是に居住するに及び當寺亦古へに復するの色ありしが享德三年五月繁廣終焉、次の城主孝橋和泉守政賴に至り高野山明遍の法流寶尊空信の內に道心深く世に譽あるを知り善智識に迎へ一宇を再興し住持とす、數々消ねんとする法燈を挑け絕ねんとする古跡を興せし故に是を當寺の開基とす、永正十五寅年の創建也、同十七年空信春日明神を山上に勸請して當寺の鎭守とせり。

大永七年十二月和泉守政賴桂川にて三好海雲と戰ひ討死す、其男修理介秀光も天文十八年六月三好長慶と攝州三宅に戰ひて討死す、次孝橋新五郎秀時に至り賊徒のため落城して佐用郡に退去す、是時當寺兵燹に罹り住持本尊大日如來を護持して近村に退轉すといふ。

永祿二年五月志方の城主櫛橋左京進秀則淨敎信仰の心厚く京師黑谷より梅道瑞岌上人を迎へ中道寺の古跡を再興して是に住持たらしむ、是時眞言宗を革めて淨土宗となし、已前の本尊大日如來を脇檀に安置し櫛橋左京進の念持佛慈覺大師の御作御長一尺五寸七分なる阿彌陀如來を本尊とす、次の城主櫛橋左京進伊家。(伊則の誤か)十二石の佛餉田を寄進す、天正九年十月二十八日上人保命六十二歲にて入寂、是則

ち中興の開山也、
其後澤空舜激上人庫裏、客殿、大門等を建立し元祿九年丙子十一月八日入寂、爾來年代不易念佛三昧の道場となり淨土の敎門傳燈の法派を濫さず今に連綿せり。〔社寺明細帳、寺記〕

○境內四堂　〔社寺明細帳〕
大日堂（本尊大日如來）　元祿十一年最初の本尊なりし大日如來の脇檀に安置せしを是に安置す。
觀音堂（本尊觀音）　元祿二年の創建、檀徒先亡の靈牌を安置する道場也。
庚申堂（本尊靑面金剛）　創建年時不詳、昔時より庚申講と稱し講を結び申の日を以て五穀豊作を祈念するの慣習遺れり。
十王堂（本尊地藏菩薩）　元祿三年二月の創建にして澤空是を再建せり。

○

一中道山安樂寺　志方莊細工所村
淨土宗西山派　京都東山禪林寺末
本尊　阿彌陀如來　善逝　慈覺大師作
始號二無量壽院一眞言宗也、境內山林竹木免許。
開山實存空信僧都、後柏原院永正十五年戊寅創立、中興開山、梅道瑞岌上人、永祿年中、志方城主櫛橋左京進秀則歸崇也。
淨宗再建之時請二瑞岌一爲二住持一、革二眞言一成二淨土宗一、始改二號安樂寺一。
鎭守春日大明神、是永正十七年庚辰勸請、則社在千中道子山上大松下、爲二當寺鎭守一、乃空信所二勸請一也。
相傳云、今中道子山上古城、往昔赤松氏則爲二居城一、氏則於二中道子山麓一建二立一宇一、安二置大日尊一、（今大日小堂是也、）爲二菩提所一、名二中堂寺一、（或中道寺、）至德兵亂後、住持退轉、殿堂荒廢空信造二建之一矣、因爲二開山一、空信以先年紀奠考。〔播磨鑑〕

一中道山安樂寺　東志方莊細工所村に在り、淨土宗西山派、初は無量壽院といへり、本尊阿彌陀如來、開山實存空信僧都、中興梅道瑞岌上人、永祿年中志方の城主櫛橋左京進秀則再建、中興より眞言となる、院內に赤松上總介の墓あり。〔巡覽圖會〕

一細工所村淨土宗安樂寺はもと眞言宗にて無量壽院といふ、當寺鎭守春日の社はもと中道子山上大松の下に在りしを落城の後村內に移すといふ。〔村翁夜話集〕

○滿祐山　圓福寺　高畑村

宗派　淨土宗西山派　禪林寺末
本尊　阿彌陀如來
當寺は人皇百一代後小松天皇の應永四年村上天皇の後胤赤松次郎從五位下左京太夫滿祐の創立にして當時は境內方二町あり、香花燈明の資として若干の寺領及び山林を賜はる、第一世を月空順戒上人といひ慈覺大師自刻の阿彌陀如來を迎へて本尊とす、爾後回祿に罹りしも赤松の枝葉沒落のため小堂を設けたるのみ、其後は鎭西を奉じ修驗に移り來住の僧侶によりて一定することなし、慶長中一空歷道上人來住するに及び轉じて淨土宗に入る、同十八年冬十二月伊田豊後守寺領三石を寄附せり、今唯其證ありて其田處を失ふ、滿祐侯行年六十九歲にして逝けり、法號を慈德院殿性具圓福大居士といひしに因り當寺を滿祐山圓福寺慈德院と號す。

○

滿祐山圓福寺　志方莊高畑村にあり、寺中滿祐の墓あり、法名圓福寺殿滿祐性具大居士と寶篋院塔に刻せり、塔前の闕迦に供ずる水溜は赤松播磨守則景の男櫛田八郎有景が石棺の蓋なり、法名圓福寺殿にて建保年中の人也、志方の領主知行八千石、又寄附狀あり、其文義始末の書法古質見るべし。
印南郡之內高畑村爲二寺領一高三石輝政以來被レ成二御寄進一候由今以別儀有間敷候かしく。
慶長十八年　八田豊後守允　花押
圓福寺　〔巡覽圖會〕

○月輪山　圓照寺　廣尾村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末
本尊　阿彌陀如來　立像
當寺は原兵庫頭重元入道順正の開基にして嘉吉元年辛酉四月朔日の創立也。
兵庫頭の墓は當村の東南五町餘の畑中に在り。

○安養山　極樂寺　大澤村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末
本尊　阿彌陀如來
當寺の開基智高は本願寺第十一世顯如上人の直弟なり、其源を尋ぬるに天正の比佐藤次信の末孫に新右衛門信高といへる武士あり、當國神東郡田中里に足を止めたりしが文珠菩薩の御告により石山本願寺顯如上人佛敵織田信長と戰ひ甚だ難儀の由を知り急ぎ彼地へはせ上り上人に御味方致せしに上人いたく御喜びあり、則ち聞其名號信心歡喜至心一念の御理、極惡深重の御和讃、又末代無智の御文を以て御勸めあり、五百體の尊像を下さる、信高喜び心魂に徹し軍中常に尊像を背負ひて戰ひき、其後上人信長と御和睦あり、信高驚の森に御座をかへ給ふ時にも、又驚の森にて信長に攻められ給ふ時にも御供せり、斯かる程に信長都にて明智に亡ぼされたりとの報至り寄手の武者達散々に逃歸りければ、大善智識をはじめ御味方の人々甚く喜び各々國に歸りければ、當寺の開基信高も上人の御劍刀を頂き去名を智高と改めて右の尊像を御供致し歸國するに、如何なる前世の宿緣やに此里に足を留めて當處の男女老若に彌陀他力の本願高祖上人の御勸化、顯如上人の御勸め等を傳へけるに末世相應の法なれば聞く人皆隨喜せずといふことなし、是より當地極樂山安養寺の廢址を再興し念佛道場を建立して御供申せし尊像を本尊に敬ひ奉る、時に天正十四年丙戌也、其後享保六年丁丑冬十月當寺第六世圓敎に至り本山より木佛寺號を頂戴し安養山極樂寺と稱せり。

○藥師堂　東中村

宗派　淨土宗
本尊　藥師如來
當堂の開創は詳かならず、今東中村に藥師池と稱する溜池あり、堂は以前此地に在りしもの也といふ、白巖洞水和尙は寬政の比の中興にして現時の堂宇は當時の建立に係る、もとは神吉常樂寺の末寺なりしが、現時は安樂寺末となれり、本尊藥師は木佛にして春日の作なりと傳ふ。
創立年月不詳なれども往古より村中持にて、明和五子年四月古堂破損せしにつき再建せし由口碑に傳へ候、尤も寬延三午年の明細帳にも

藥師堂　二間四方境內東西三十間南北卅二間、
本尊長八寸、木佛、春日の作と申傳候。
と記載有之候、然る所御改正の上明治五年より境內六畝二十九步外一畝十步大歲社境內都合八畝九步除地に相成、其餘は上地官林に編入相成候。〔社寺明細帳〕

志方村

○護法山　福正寺　　志方町

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末
本尊　阿彌陀如來　立像　康雲作
天文十三年甲辰四月十四日僧敎西の開創。

○寶池山　西蓮寺　　志方町

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末
本尊　阿彌陀如來　立像
元和元年同町笹倉惣左衛門が長男釋善海の開創。

○寶積山　觀音寺　　志方町

宗派　曹洞宗　姬路景福寺末
本尊　十一面觀音　木像立像　傳法道仙人作
創立延寶二甲寅年二月、開山秀山。〔社寺明細帖〕

○寺記

當寺開基、寶積院殿、秀算萬善居士、乃前志方城主、櫛橋左京亮伊則也、曾領知之曰、相二攸天神山一、（世傳平治年中、觀請北野神廟、）築レ城而麾然以備二要害一、惟時文明十三年辛丑歲也、抑然井枯水之、遂就市易城、（即今觀音寺是也、）實明應元壬子歲也、抑居士英雄忠臣也、興レ國治レ家、播備作三州、重二聲價一、守レ節正レ義、武家揚二賢譽一、豈將二美譽一堪レ點二出一毫端一、世壽長久七十九歲、而文龜辛丑三月二十五日逝去、長子伊家父績二遺職一、仕二赤松府君一、無レ不レ盡レ爲レ臣之道一振二威郡領一、施二德萬民一、天文十辛丑歲、不レ意遇レ疾病逝、行年六十五歲、法名曰悅道義觀、玆時嫡男伊定、十五歲也、家臣好田大炊助、令二執權一、父遺跡績、干レ時天正乱起、伊定率性自雄、不レ屬二幕下一、織田信長公、命二秀吉一攻レ之、此時城中楯籠者、過半遇二大疫一、然交レ鋒雖二相戰一、以レ寡不レ及レ對レ衆、

伊定思以二一人鬻一、助二萬人命一、故屈二義兵一、遂講レ和、隨二小寺官兵衛尉孝隆一、陣二西國一、（櫛橋孫葉、於レ今有二此家一、）天正八庚辰七月既望、敗績城潰矣、天正丁亥頃、寶岸珍公者、自二薩文福昌一來、偶爾歷二觀斯古城跡一、乃瞰二古塔沒二蒿中一、徐知二居士墳塔一（存在於今、塔西北方二町、山外大殿墓、有喪禮場所、）慨然誅二卉茅一、營二禪刹一居レ之、實知二居士一乎、曰篤信二佛乘一、創二建精藍山宇寶積寺一、命二地福一、今移レ彼易レ此、改二地福一、呼二觀音一、亘古寺之殿裏、安二於大悲像一、（則萬善居士之守本尊、法道仙人之作也）今寺亦奉二請之一矣、慶長六辛丑歲、大守池田輝政公、此古城尋二來由一、訴二昔年事一、令二寺主永知一、非二但除二賜城址一、兼田畦數畝、以充二香火費一、故崇二居士一、而爲開基者也、干時、元和二丙辰年、秋八月既望誌焉、前住薗室叟春芳。

○

一寶積山觀音寺　禪宗　在志方莊志方東町

中村圭殿助證文　寺領一石

本尊　觀音薩埵

本堂　客殿といふ　釣鐘堂　門

當寺之地者櫛橋左京亮伊則之城地也、天正五年落城之後此寺玆移也。〔播磨鑑〕

一寶積山觀音寺　曹洞宗　志方東町

寺領高一石　東町高之內

右境內の義は櫛橋左京亮の古城跡、天正六寅年落城の後寺地と相成、其後池田樣御時代御證文被二下置一候。〔村翁夜話集〕

○鶴林山　安養寺　上富木村

宗派　臨濟宗妙心寺派　網干龍門寺末

本尊　阿彌陀如來

創立年代不詳、延寶三乙卯年內海助太夫佛心に歸依して宗悅居士と名を改め當山を再興す。

○松龍山　金正寺　投松村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

永祿十年十一月二日建立、仙周開基。

西志方村

○醫王山　佛性寺　下原村

宗派　臨濟宗妙心寺派　網干龍門寺末

本尊　藥師如來　木佛

當寺は寬保二年壬戌正月網干龍門寺の住職盤珪國師の再興に係る、古へは眞言宗を奉じ字藤池の地にありて三木別所の支城に隣接せり、今に垣の木、堀の內、城の上、天主等の名稱を存す、後天正の兵燹に罹り堂塔寺寶悉く燒失せしを寬保中現今の地に再興せしもの也。

當寺の本尊藥師如來は行基僧正の眞作と傳へらるも村內謹みて本尊佛生來として若干の水田を寄進如何にして當山の有となりしやは詳かならざれどせり。

○大藤山　長樂寺　永室村

宗派　淨土宗西山派　禪林寺末

本尊　地藏菩薩

抑々當寺は人皇四十三代元明帝の和銅六年慈心上人の開基にして、往昔は眞言秘密の道場たりき、其後第八十代高倉天皇の治承二年十一月建禮門院德子臨產の故を以て詔して輕囚を免じ平相國淨海入道をして嚴島祠に祈願し諸國の神佛に祈禱なさしむるも更に其功なし、然るに丹州老坂の地藏尊は女人平產の靈驗あらたなるより世に子安地藏尊と稱し奉れる由聞し召し御勅使を以て參籠三七日祈願し給ふに靈驗空しからず、同日滿する夜何の憂惱もなく玉の如き皇子安產あり、是第一皇子にして安德天皇に座す也帝喜悅のあまり淨海入道に命じて六十六體の地藏尊を彫刻せしめ是を六十六个國に安置し給ふ、即ち當寺の本尊は其隨一に在して已後永く安產の勅願所たりし也、然るに正親町天皇の天正六年羽柴秀吉織田信長の命を受けて中國平定の時神吉民部大輔賴定を打平げんとせし、時當寺の住職藤玄といへる上人强弓の聞え高かりしが遙に神吉の方に向ひ秀吉公の軍中に矢を射けるに矢の前に谷の銘ありしかば秀吉谷といへる地あるを知り數百の兵を率ゐて來り攻む、上人强力なれば直に梵鐘を負ひ大藤山頂に鳴らし群

衆を待ちたり、此時鐘を山裏なる大蛇の棲むと言へる蛇が池に埋めたり、今に至りて助永池中の鐘と號け夏季旱續きて農家困難の時多人數此蛇が池の梵鐘を掘出さば忽ち降雨ありと言傳へり。

此寺天正の兵乱に伽藍悉く兵火に燒失せりと雖も本尊子安地藏の靈驗著しきに依り寶永三年專空念敎法師地方の信徒と協力し現今の地に本堂並に書院を新築し淨土宗西山派に改め不斷念佛の道場とせしかば總本山禪林寺第六十三世誠空義諦上人尊如大和尚は當寺に隱居せらるゝに至れり、隱居の書院幷に本堂等今尚存せり。

爾來星霜年歷るに從ひ彌々頽敗を來せしかば時の住職第十六世東空俊旭上人信徒に議りて現今の書院阿彌陀堂鐘樓堂庫裡を改築し大いに本堂を修繕せり。

○

一印南郡に平相國日本六十六體の佛の內、此所に納め今に現存す。〔古所拾考〕

一大藤山長樂寺　志方莊在助永村北の山

淨土宗　但常樂寺兼帶、拾道心者の住職也。

本尊　地藏菩薩

人皇四十三代、元明帝御宇、和銅年間、慈心上人所ニ創基一也、印南山報恩寺開祖亦此人也、後至ニ高倉帝御世一、安德帝託昭時、相國平公命レ工、彫ニ刻地藏尊六十六軀一、每州安ニ一尊一、而今此寺本尊亦其一也、天正之乱兵火所災、佛殿僧房化爲ニ烏有一矣、寬文之初、道流念敎者（道心者也）再興ニ其廢一、建ニ常行佛念道場一、聚ニ數道侶一、分衛ニ莊內一、勤行不レ怠、遂佛殿齋庫漸備、至レ今將盛者也、是故寬文年後、以ニ淨土西山派一爲レ宗、境內山林竹木免除。〔播磨鑑〕

一大藤山長樂寺　志方莊助永村北の山にあり、淨土宗、本尊地藏尊、開基慈心上人、高倉帝の御時託胎祈のため相國淸盛地藏六十六軀を刻ませて國每に一尊を安置す、今此寺の本尊其一也、靈應有て安德帝降誕在せしとぃへり。〔巡覽圖會〕

一助永村長樂寺の地藏尊は平相國六十六軀の地藏の尊像を彫刻して一國ごとに一體づゝ安置す、此寺の本尊則ち是也とぃふ。〔村翁夜話集〕

一治承二年十一月十二日、高倉帝中宮、平德子（淸盛女）御產成畢（玉海　源平盛衰記）、初中宮有レ身、帝遣ニ使於四十一社、

七十四寺一、召ニ入僧及陰陽博士於禁中一、以祈ニ產安一（山槐記、盛衰記）、刻ニ六十六軀地藏尊像一、安ニ置日本六十六箇國一、其一軀、在ニ播磨國府宿分院一、此院、是歲天臺宗、歯玄實相房之所ニ開基一也（願入寺、緣起）、

印南郡志云、同郡志方大藤山長樂寺有地藏尊六十六軀之一也。〔稿本播磨編年史〕

○佛光山　稱德寺　西牧村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺の創立は詳ならずと雖も文明十八年以前なるは明か也。

人皇六十二代村上天皇第七の皇子具平親王十二世の後胤正四位下赤松次郎左衛門尉播磨守則村七世の孫赤穗郡感狀山城主兵部少輔七條刑部村政の次男村上源左衛門義長といへる者薙髮して道因と號し助永村天臺門佛光山永照院主に從ふ、後明應中蓮如法主に歸依し六字の名號を賜はり法名を法船と改め一字を建立して是を安置す、年九十九にして卒せり。

元和六年庚申八月十四日第三世法圓に至り本山宣如法主より木佛を賜はり稱念寺と號す、寬永三年西牧村に移轉す。

寶永二年乙酉正月二十八日第七世正慧に至り稱德寺と改め再び現地に移轉せり、爾來連綿として現時に至る、前住祐存は法船十五世の孫也。〔村上家譜〕

○湯口山　極樂寺　成井村

本尊　地藏菩薩

古語に曰く信あれば必ず德ありと、かるが故に信は人の根元にして須臾も等閑になすべからず、其祖先を輝し其子孫をして繁昌ならしむるは淨て信心堅固の德によるなるべし、因茲釋伽ともに信の信たる道を尊み敎諭し給へり、されば播磨國鹿多莊鴫居村極樂寺に安置し奉る子安地藏尊の由來を尋ね奉るに往昔村裡に一人の信者ありて其婦人產に腦み苦痛に堪ねかね今は醫術も施すに處なく殆んど死に向はんとする折柄、彼の主（あるじ）が枕邊に夢となくうつゝとなく一人の僧來りて曰く、汝日頃信心堅固の心に愛で產婦の一命を救ふべし、我は是夢想國師なり、と見しまゝに夢は覺めぬ、斯くて程なく妻は安產し母子とも

聊か障ることなければ奇異の思をなし益々信心隨喜の志を發し此地藏尊にぬかづき奉れば彼の夢に告げ給ふ國師に露たがはず、茲に於て辱くも此地藏尊は夢想國師の御作なることを知り茲に一字を建立し世に鳴居村子安地藏尊と稱へ奉る、今に於て請願は素より產婦のいたづきを救はせ給ふこと擧げて數ふべからず。

現時の堂宇は慶應二丙寅年二月の改修也。

古老の言傳によれば當寺はもと高御位神社の遙拜所たりしに後世地藏を安置したるもの也といふ。

一說谷の地藏は古く此地藏尊の分身也といへれど詳かならず。

○獅子吼山　妙正寺　　橫大路村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來　立像

明應九年當寺開基正心本願寺第八世蓮如上人に皈依出家す、時に六字の尊號一幅並に法名を頂きて歸國す、當地に道場を建立し蓮光坊と稱す、第五世正心に至て本願寺第十二世准如上人より木佛寺號を御免許ありて蓮光寺と號す、夫より九代目の住職正惠に至り正德三年癸巳正月十三日本山へ妙正寺と改號を願ひ則ち第十四世寂如上人より御許可ありて自後妙正寺と稱す。〔社寺明細帳〕

當寺第四世正心石山の戰に加はり大阪本願寺に味方し拔群の功あり、法の守護者として特に感狀を賜はる、現時當寺に傳はれる高さ寸餘の尊像は當時正心が守り本尊として甲中に藏せし所のもの、或時混戰中正に敵の刺す所となりしも不思議にも九死に一生を得たり、歸陣の後甲中を撿せしに本尊なる木像に槍創あり、出血淋漓たりしといふ。

第十世正知は本願寺寂如上人と血緣あり、(即ち寂如上人の侍女孕みて當寺に下り產む所也といふ、)長ずるに及びて顯悟、遂に禁官を拜せり、故に勅許權律師法橋正知と稱す、元文四年八月歿、以來相傳へて十四世官許權律師清雲院釋正儀まで代々禁官を拜せり。

現時の境內は土地一段高所を占め老松叢立頗る優邃也、此地もと城址にして維新の當時までは松樹尙多く存せり、今境內に存する松は當時用材として價値なき程の小樹なりしため幸に濫伐を免かれしもの也、而して竹籔背後に林立して自ら後備をなせり。

今の稻岡工場の邊りは其濠堤の西端なりしものゝ如し。

○當寺開基年時の事

當寺開基蓮光坊正心は明應九庚申年五月三日八十五歲にて入寂、又八十三歲とも。

志方の正心鹿間の淨信姬路の淨覺、この三人は同學の人にて本山第八世蓮如上人に歸依致し江州長濱邊御化導の時同所へ參詣して同日同刻に入門、剃髮の式有之、則ち席上六字の名號を御染筆右三人へ一幅づゝ師弟契約の印として被下候、唯今當寺にて師弟契約の名號と相唱へ傳來致候、尤も本願寺聖人より御代々相傳の御法義右三人へ口授有之、各自有難領受して退出、歸國の後在々所々無異義致弘通候と申事に候。

志方の正心は　蓮光坊即當寺開基

姬路の淨覺は　姬路光源寺開基

鹿間の淨信は　たゞ鹿間とのみ有之何寺の開基やら相知不申候。

またもし光源寺世代の內に淨信と稱へ候人たとひ有之候ても別人にて可有之年歷時代相違に候、淨信は鹿間の了覺寺と申す寺の開基にやと申す人も有之候得共難相知候、淨覺は光源寺開基に相違無之候、尤も當國の外寺にも蓮如上人直門の人も有之候得共右三人は其時代の老體とみゐ當國にて蓮門の三老と申傳へ候。

右揭寺開基正心の實子正心(蓮光坊第二世)より本山第九世實如上人へ御願ひ申上候處御眞筆にて左の通り御裏書き被遊候。

釋實如　御花押

明應九年庚申五月三日　正心　願主　正心

右御影像當寺開基佛と申して今に致安置候。

○寺號改號次第の事

當寺は開基蓮光坊正心より蓮光坊と號せしが其後蓮光寺と改め又妙正寺と改號致候、妙正寺と申す寺號詳さには豐後妙正寺と五字のやう相見へ候、妙正寺と改號致候は揭寺五代巳前勅許權律師法橋

正知本山へ御願申上候處寂如御門主より正德三癸巳年二月御免許、本山御坊官下間少進殿執達に候右改號の義正德四甲午年十一月二十三日御地頭御役所に御斷り申上候處同月二十八日御呼出し有之御奉行

菱田喜兵衛殿　　神部茜平殿

改號の義無別條之旨御許容有之候、猶又蓮光寺と申す寺號を他へ讓り用ひ申させまじき旨の一札差上候と當寺記錄に相見へ候。

○釣鐘幷太皷之事

附當寺開基年時幷寺號改號次第之事

當寺釣鐘幷太皷往昔より法益に相用ひ來り候處拙寺幷且越中前代より三通りに申傳候。

一說には豊臣秀吉公未だ羽柴秀吉と申す御時織田信長公御下知にて一順不致申候向々御征伐被成候其頃當國三木城と御一戰に相成、右に付野口神吉志方等之諸城御攻め被成候由、其砌り信長公御枝族方御出陣被成

信忠卿は神吉山の上に御陣

信雄卿は志方の東の方山上に御陣

御軍師羽柴秀吉殿は横大路村西南の山上に御陣此時信孝卿は神吉の城を滅して直に志方の城へ平地より御向ひ被成候由、神吉の城亡びて引續て志方の城落城に相成り候由。

右は信長記播州古城記太閤眞顯記等にも有之候由、近くは國史畧にも粗ぼ相見へ候。

此時飯坂助永横大路其外近邊の諸城も同時に落城致し候と申す事に候、右何れも其跡とて今に有之候得共別して右の大將方の御陣の跡とて今に三个所は塲どりして石を小高く積み松などを伐り取り不申其儘有之候、尤も彼の横大路山の御陣前にて御陣太皷を御打ち被成候塲とて今に村人も太皷岩と申傳へ候、右の大將方、時に急に志方の城を御攻め被成候由にて御軍師羽柴秀吉御手勢の

先陣は　直に志方に向ひ

二陣は　蓮光坊境内

三陣は　横大路山の上へ御本陣

右により前々より世間に相傳はり候軍談の書にも秀吉いかつて蓮光坊まですゝむと又は秀吉すゝんで蓮光坊に被陣とも相見へ候。

右神吉志方飯坂助永等の諸城同時に致落城近邊致平定候、御陣拂ひ被成候砌り御軍師より御上意によりて御陣鐘幷御陣太皷を其儘蓮光坊へ被納置候由申傳候。

一說には羽柴秀吉殿中國毛利家と御戰爭に相成毛利の城未だ落着致さざるに御主將信長公京都本能寺の御旅館において明智光秀致叛逆のため被遊御自害候事中國の戰場へ相聞ゑ羽柴殿大に愕かれ毛利家と御和睦早々御陣拂ひ被成御歸京に相成候、御引取り俄の事ゆへ中國在陣の諸將一騎駈けにて附隨ひ御退陣の行裝も不調姫路志方三木有馬通り御通行、大將方は當蓮光坊本堂に御泊りに相成り其の餘諸軍勢の人々は志方の在家に所々御泊りに有之候由、又姫路加古川明石通り通行の方も有之候由、其時住持老體ながら甲斐々々しく御足洗ひの湯などわかし申上候所大將方御意不斜奇特の心得方と被思召御持隨ひの御陣鐘幷御陣太皷を其儘まで老僧に被下被納置候とも申傳候。

其頃は姫路より志方三木有馬通の方京都の本道の樣子に相見へ候、今に此道所々に一里塚と申すもの殘り候、姫路より加古川明石通りの道も本より有之候得共大坂御城幷姫路御城裝麗に御落成の頃道直しなど有之廣く本道と相成候樣子に相聞へ候。

一說には秀吉公朝鮮征伐の御時肥前の國より御歸京の砌り御從軍の方々は多くは舟にて海上御引取り秀吉公御附の諸將方は陸地を中國筋御通行の由にて姫路志方三木有馬通り又は加古川明石兵庫通り、右志方通り御通行の大將方當坊本堂に御泊りに相成候よし、右御陣鐘幷御陣太皷當地まで御持ち添ひにて御供奉被成候處秀吉公前年當坊へ御入りの時の事共被思召御上意によりて其儘當坊へ被納置候とも申傳へ候。

右御陣鐘は周防國富田保上野八幡宮の鐘に御座候よし、右鐘の銘左之通り。

周防國富田保　　願主　朝日道重延

上野八幡宮　　次采女允生　六十二歲

明應七戊午年四月廿三日　　勸進　阿闍利看椿

大工　大和相秀

諸行無常　是生滅法

生滅滅已　寂滅爲樂

右拙寺釣鐘幷太皷に付三說の申傳へは往昔より當寺緣起にも有之當寺代々申し傳へ候得共餘程と年數を過ぎ候事ゆへ何にも委細難相分候、乍併何分にも秀吉公より御由來は有之候事に相見え候て拙寺並且越中其外近邊他宗之人々舊き家の人までも聞傳へ候口實に御座候。

其後右由來も有之候ことゝて正光より本山へ御願申上候て准如御門主より元和四戊午年霜月二十五日當寺本尊の木佛と一度に蓮光坊を蓮光寺と御免許相成候、本山御家司職横田內膳正殿執達、

其後右釣鐘幷太皷拙寺に法益として相用ひ候處本山寂如御門主の御時右拙寺に秀吉公御陣鐘其儘御納め置に相成候由來も有之候由申傳候に付拙寺六代已前正慧本山へ御願ひ申上候處御役人衆何歟と御聞糺しに相成候上御門主へ被申上候處御門主におゐても右當寺釣鐘傳來之緣起など被爲成御聞召秀吉公御入り之砌の事ども被爲思召御同樣に奇特之心得方と被ゝ爲ニ思召一候由にて　別して御門跡御手許之被ゝ顯ニ御印一候て梵鐘御免許に相成候、則ち本山御家司職上原兵庫殿執達に御座候。

右釣鐘之義は御寺法の表にては容易には御免許無之物拘と相聞へ候。

右元祿三年より五六年前貞享の頃にや志方鄕中の氏神他山に有之候處參詣人の勝手惡敷候由にて今の地へ引移し候、其後神祭の禮式有之右當寺の古鐘を釣鐘拵へ候型に暫く借哭れ候樣申參り則ち同所へ相借し申候、無程釣鐘拵へ申候て右古鐘は其儘當寺へ相返し申候、其後右相拵へ候釣鐘聲韻不宜候樣鄕中の人々一統に申候由にて寶永の頃八幡宮神宮寺又致ニ鑄換一候と申事に候。

右之通り志方氏神の社より古鐘相返り申候後本之通り當寺法益に相用ひ致傳來候處近頃拙寺先々住職勅許權律師法橋正惠の時代寶曆八戊寅年三月二十七日拙寺釣鐘致鑄替候。

右により傳來の古鐘も其儘當寺に納め有之候處當寺末印南郡吉廣村圓照寺（本は當寺隱居所と申傳候）同寺無住に相成申候に付拙寺先々住正惠の時琳果と申す僧に正惠より正の一字を附屬し法名を正巖と相改めさせ致入寺候て同寺に住寺致相續候其後同寺にも釣鐘拵へ度よしに付右同寺に釣鐘拵候まで暫く借くれ候樣申參り則ち同寺は拙寺の末寺にて殊に其砌り問栖の義に御座候ゆへ暫く同寺へ相借し正巖持歸り法益に相用候、右の古鐘同寺ゟ持歸り申候てより八九十年ばかりに相成り候と申事に候。

右之通り寶曆年中當寺に釣鐘鑄替致候事ゆへ右の古鐘は當寺におゐては不用の品の樣に御座候得共當寺にては秀吉公よりの御由來も有之候に付是迄にも外寺に候得ば取戻し本之通り當寺に納め置き可申事に御座候得共圓照寺は當寺末にて殊に以ての問拘之義に御座候ゆへ其儘に相成居候。

○當寺太皷傳來の事

秀吉公より當寺釣鐘と同時の由來有之候由申傳候太皷、當寺庫門の上矢倉の內に致傳來候處、大破に及び元祿十丁丑年七月二十二日張替へ致候。

其後破れ候砌りは時々張替へ致し、寶曆九己卯年と天明五乙巳年と天保九戊戌年と右張替へ致す每に太皷の內に年號幷工匠の者の姓名相記し有之候尤門上の矢倉も太皷の由來より有之樣申傳へ候。

西神吉村

○妓樂山　南宗寺　　鼎　村

宗派　眞宗本願寺派　姬路光源寺末

本尊　阿彌陀如來　佛師法橋淨慶作

當寺は天文十九年庚戌四月の草創にして釋敎順の開基なり、此敎順はもと內藤隼人正と申し武勇の達人也、天文十九年證如上人に歸依し法名を敎順と賜はる、寬文二年壬寅六月八日第四世敎俊眞如上人より木佛寺號を頂戴す、元祿五年壬申五月第五世敎詳寂如上人より太子高僧の御影を頂戴す、明和六年己丑第八世敎山法如上人より蓮如上人濕如上人の御影を頂戴す、同天明五年乙巳十一月法如上人より御繪傳を頂戴す、寬政九年丁巳第十世敎祐本堂を再建す、文政三年庚辰第十一世敎受庫裡を再建す、當寺はもと橫大路村妙正寺末なりしが明治十年姬路光源寺直末となれり。

離　末　願

兵庫縣播磨國印南郡鼎村南宗寺儀拙寺門徒に御座

候處此度雙方相談之上永代離末致遣し候、依レ之以來御直末御取扱奉ニ願上一候、尤以後故障筋決て無ニ御座一候間　願之通御聞屆被ニ成下一候はゞ難レ有奉レ存候、以上

明治十年七月十九日

兵庫縣印南郡横大路村妙正寺住職　鹿田正義

二等執事　香川葆光殿

○本覺山　妙信寺　鼎村

宗派　顯本法華宗　妙滿寺末

本尊　妙法大曼荼羅

當寺は明治十六年舊姫路藩士小林日至大僧正の開創する所也。

一明治十年頃當地に堀内武平外二三の法華信徒あり姫路より篤信家小林日至師を招聘して月並法話會を開き能く信行を練る、所謂固まり法華の氣焰高く荐りに有志を勸誘す、此地元來至つて法華信者の尠なき所なりしが一たび實驗せしもの日蓮の現實的教義に閲合する人性の曙光は抑ふへからず、

皈入者數十戸に至り漸く會堂の必要を促す、明治十二年其筋の認下を得て說教所を設立し益々熱心に布教す、此に於て乎信徒の勢力大いに加はり遂に一寺を創立するに至れり、以來小林日至住職となり二代吉田日梓、三代上田智量、四代山本通辨をへて現住高田日暢に至る。

一明治十一年十月十五日御聽許の上同年十二月三日内務省へ屆濟の上地方信徒の請願に任せ日蓮宗妙滿寺派の說教所を設置す、〔社寺明細帳〕其後明治十六年十月二十四日同說教所を寺院となすの件許可、同十八年十月建物落成妙信寺と號す。〔郡統計臺帳〕

○青龍山　眞福寺　宮前村

宗派　曹洞宗通幻派　越前永平寺末

本尊　藥師如來　木佛坐像

當寺は姫路船場景福寺第十五世哲岑羊察禪師當國美囊郡與呂木村自性院行化の砌道を印南郡に取り神吉莊に滯在中靈夢に感じ造營し給ふ所也。

當寺は往昔より眞福寺と稱へ本村字小山と申す境上に在りしを時の住僧哲岑和尙承應元辰年三月現今の地に寺を移す、目今之を當寺の開基とせり。〔社寺明細帳〕○寺記によれば哲岑和尙の當寺を建立せしは寛永三年丙寅六月のこと也、和尙の示寂は寛永十年甲戌三月朔日也といへば寺記の說正しかるべきか。

禪師はそれより小畑の長樂寺、池尻の地藏寺、藥栗の長慶寺等數多の寺院を建立し又廢寺を再興せられしが寛永十年八十八歲の高齡を以て丹波六つ瀨景福寺に遷化せらる、姫路景福寺、丹波景福寺、岡山景福寺、鳥取景福寺、此四個寺を日本四景福寺と唱へて宗内の崇敬する所たり。

當山開祖、哲岑羊察和尙、姓藤氏、攝州尼崎人、幼出家登具、後聞ニ景福寺十四代然室禪師、道風高尙一、往禮謁、侍ニ巾瓶一多年、終董ニ後席一、即永平道元禪師六世法孫也、法燈輝十有餘歲、應ニ諸方招請一、轉ニ法輪一、當國美囊郡行化道程、神吉莊宿一夜、感ニ靈夢一、眞福寺創立、晚年、丹波六瀨領主、阿部豊後守良連公、歸ニ依和尙一、荒廢景福寺興隆、即終棲地、應世八十八、法臘七十九歲、寛永甲戌三月朔日遷化、闍維收レ骨、塔ニ姫府瑞松山景福寺山後一、有語錄、傳干世矣。

時承應三年春　法孫弟子、肇山禪海誌。

後嘉永三年庫院より火を失し舊堂悉く燒失したり、當時の住僧利山存貞和尙開基となりて弘化元年正月現今の本堂を再建し現時に至る。

○聖德山　常福寺　大國村

宗派　淨土宗西山派　禪林寺末

本尊　阿彌陀如來　傳聖德太子作

當寺は神吉村常樂寺の末寺として寛文三年見空萬應上人の創立にかゝる、當時は一草庵なりしが元文年間第四世法空門隆上人の代に至り現今の堂宇を建立して代々法燈を繼承するに至れり。

一當寺の本尊は聖德太子の作にして神吉民部太夫の守本尊なりしといふ、本來は中西村高井山景明寺に安置しありしを年代不詳當時に移し奉りしもの也、今片目に落涙の跡あり、昔民部太夫に一人の甥ありしが民部と意あはず常に反抗せしかば民部何時かは無きものにせんと思へど果さず、或時足

袋の紐を結ばしめ足下に躓りしを抜打に斬捨てたり、本尊の落涙は是時に始まると傳ふ。

○寶國山　正岸寺　　岸　村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺は蘆屋道滿屋敷の舊域にあり、元天臺宗なりしも蓮如上人當國巡化の時本宗を改め眞宗に歸し東西分派の時は本派本願寺の末寺なりしも、姫路城主榊原氏の勸誘と本寺に對する不滿とを以て大谷派に屬し宣如上人に歸依したるものなり。

正岸寺第八世了界師は寛政七年に寂す、師號を香雪庵と稱し大谷派學頭香樹院德龍師の高足にして學內外に通じ就中眞宗の宗學に精通せり、又唱導に妙を得たり、當時赤穗城下萬福寺嗣一蓮院秀存師と名を齊うし播州大谷派に於ける雙璧と稱せられ西に秀存あり東に了界ありとて派の內外を問はず皆之れに推服せりと云ふ、正岸寺の後董となりて後專ら後進を敎育せり、其の門に遊ぶもの常に二三十人在學せしと云ふ、されば今に至るまで近在にては岸の御所化衆とて老人の口に遺れり。

第九世了隨師は曾根村傳法寺に生れ幼にして顯悟十七歲にして南都に遊び後高倉學寮に學ぶ、正岸寺了界の後繼として入寺す、學內外に通し殊に性相學に精通せり、養父の業を襲き講學を事とし常に四五十人の所化在學せりと云ふ。

○高峯山　正念寺　　辻　村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

永祿初年辻村の人正久なる者鋭意布敎に力め村の東南谷川橋附近の地に草庵を結ぶ、寺屋敷とて塚樣のもの今尙存せり、然るに此地水害に遭ふこと連年にして損害甚だしかりしかば村民相諮り現時の山麓に寺を移せり、此時六株とて六人組は大いに活動せりといふ、爾後代々村內の年長者をして寺を守らしめしが職にあること久しからずして死し之が葬送に莫大の費用を要せしかば文化初年現住谷川氏の祖先をして永代の寺守たらしめて現今に至れり。

永祿五年戊壬十二月僧正久の開基。〔地誌條目〕

阿彌陀村

○遍照山　時光寺　　阿彌陀村

宗派　淨土宗西山派　禪林寺末

本尊　阿彌陀如來

建長元年二月十五日開山時光坊の信願により本尊阿彌陀如來を海中より引上げ曾根村に一宇を創建し時光寺と名づく、本尊時に放光の瑞ありて後嵯峨上皇の叡聞に達し建長六年三月院使を立てさせられ勅願寺とし北原の地十餘町を賜はる、文永十年六月十五日現今の地に移轉す、延元年間兵燹に罹り堂宇燒燼せしも曆應四年足利尊氏命を下して再建し且佛供料として犬子丸の地一百町を寄附せらる、其後天正の兵亂に堂宇悉く燒失し且寺產を失ふ、慶長六年領主池田三左衛門尉より本郡中筋村の內にて十石並に境內の地一町餘歩を寄附し同九年本郡新池村の內にて亦十石併せて二十石の寺領を下賜し、同十三年十月十五日現在の本堂を再建す、慶長十八年十二月十三日伊場友軒より右二拾石永世寄附の證を下す、慶安元年八月十七日德川將軍より朱印證を賜ひ、天保三年八月本山より小本寺格に改む。



時光寺（本堂と大佛）

○寺記

夫當寺は人皇八十八代後嵯峨上皇勅願の靈場にし

て開山は時光上人也、抑々上人の由來を尋ぬるに人皇五十六代清和天皇第六の皇子貞純親王の後裔多田滿仲九代の末孫源經家卿と申す、經家卿常に生死無常の遁れ難く菩提涅槃に賴みあることを念ひ、遂に天福元年癸巳三月十五日將軍の家を出でて攝州武庫川橋の邊りなる淨橋寺に到り西山澄空上人に謁し奉り剃髮してその御弟子となり時光坊と申し厚念に心を凝し給ふ、終に衆生利益の爲め師に暇を乞ひ山海斗藪の聖となり當地に來り伊保崎心光寺に入室し給ひぬ、今網堂といふ所即ち是也、時に上人生身の彌陀如來を拜せんとの誓を發して、曾根の黑岩とて海に出でたる山あり、此所の盤石を座として百日定座の大願を發し三部經を讀誦し名號を稱念し晝夜更に臥せず、如此黑岩の前に七十餘日を送り給ふ、其證據として黑岩に佛の尊形きざみて今にあり、時に忽ち漁翁來り曰く、是より南に一つの島あり、蓑島といふ、海上を去ること七十餘町、昔より更に人の住むことなし、但一の明神まします、靈瑞あらた也と、上人告に任せ彼島に行給ひ殊更に此三七日は斷食精進して

巖嶼の上に立ち無二の懇念を發し給ふ、旣に百日を隔てなんとする夜西方より寺僧香湯の衣を着し五色の雲に乘し眉間より光を放ち示して曰く、汝が志信實の生身の如來を拜せんと思はゞ北の岡曾禰に歸り東は高砂阿閇二見西は福泊妻鹿飾磨津この浦々を網を引給はゞ必ず如來を得べしと、告畢りて忽然と失給ひぬ、上人告に任せ網を以て引給へば一體には上り給はで或所にては御頭を引上奉り或所にては御足を引上奉る、斯く浦々より引上奉るを指合せ給へば御長三尺三寸の彌陀如來來迎の尊體とならせ給ふ、泥土少しも乱れず繼目も更に見わず、生身を見奉る如くなる木佛の如來也、但し右の御手ばかり上り給はず、重ねて網を引給へば又高僧に示して曰く、右の手を殘し置くことは海中の魚鱗廻船の衆生を救はん爲也と、此故に右の御手は今になし、曾根の浦より御頭上り給ふ故に此所を御頭濱と名付く、其外時光寺屋敷時光寺釜屋等いへる地あり、且又曾禰の天神は當寺の鎭守となり給ふ、故に每年九月十四日の祭禮の節には百二十膳の御供の內二膳は當寺の如來へ今に供へ奉る、然のみならず歸法信佛の思をなさしめんと正月の松年末等の祝膳も莊內の中に之を制止して世上の風儀にたがへり、如此證跡今に遺れり、建長元年己酉二月十五日曾根天神林の西に精舍を建立し如來を安置し奉る、堂供養の時本尊の眉間より金色の光を放ちて宿の南を照し給ふ、光の止まりし所を見るに高原の勝境也、是偏へに此如來の一切衆生有緣の地なりとて文永十年六月十五日彼の天神の西より此地に移し奉る、此故上人北原といふ在名を改め阿彌陀が宿と名付く、是により御詠歌に

一すしに賴むはかりそ後の世の
　阿彌陀か宿をたとる旅ひと。

誠に是如來の本意に叶へること明けし、右は略緣起也。

近代寬永二十年二月十五日巳刻より本尊の御目左の御眸より光明を放ち給ふ、右は同月十八日まで、同午刻より白毫の上下より光明あり、同二十三日巳刻より左の御ほさきより光明あり、翌年正月五日まで御鼻の左の脇より放光あり、同正月六日より左のほさきの光明分明なり、すべて正月十日までであり、放光の時は金箔をちらする如し、寬永二十年より當年まで五十五年になる。

元祿十一戊子年二月二十六日

（附記）

信濃國善光寺如來と當山の本尊とは一體分身と申奉ることは天正の昔攝州兵庫の浦に田寺勘解由といへる一向專修の行者あり、每年寒暑を厭はず善光寺へ參籠せしが或時通夜念佛せし折柄化僧檀上に顯はれ勘解由に告げて曰く、汝衰老の身として遙々の遠路を凌ぎ來ること殊勝也、汝が隣國播磨國時光寺は當山同轍の彌陀なれば是より後は彼寺に參るべし、全く汝が老苦を助け信心堅固ならしめんための佛勅也と告畢りて消失せ給ふ、是正に彌陀御化身の御告なりと頓て當山に詣て來りしが折ふし院主は佛殿の扉を閉ぢ東國に旅立ちし後なりければ容易に本尊を拜み奉ること叶はず、詮方なく御厨子の前に涕泣し心におもへらく、此寺に參ることは佛勅によりてなり、然るに今本尊を拜

し奉ることの叶はざるは吾罪障の未だ亡びざる也とて彌々稱名怠りなく唱へてすごすごと歸らんとするに人なき御堂に物音し檀上より異香薫じければ奇異のおもひをなし願みるに佛殿の扉左右に開き本尊の眉間より攝取の光明を放ちて勘解由を照し給へり、勘解由感涙膽に銘じ渇仰の涙禁じがたく益々本願にもとづき奉り終に慶長四年己亥四月二十六日決定往生滿足せり、勘解由在世の中百萬遍を成就し珠數一連を當山へ納め又善光寺如來より申し受くる所の證據の名號は兵庫西宮内町長傳寺六遍講本尊として今なほ顯然たり、此事世上に隱れなく兵庫或は明石の浦より聞傳へ數多の同行を誘ひ我も我もと參籠し程なく六遍講又は時光寺講を結び今に相續して年々絶ゆることなし、誠に生者必滅の有樣なれば誰か百年の榮ゑを持つものあらん、唯願ふべきは彌陀無二の御本願攝取不捨の御誓ひにすがり行住坐臥に仰ぎ信ずべし。

右の外

播磨鑑に載せたる　開山時光上人略傳

智惠袋に載せたる　遍照山時光寺繪詞

等あれど事實にさしたる相違を認めざれば省略に附せり。

○寺　領

一一筆申入候然者播州印南郡之内阿彌陀宿村之時光寺領二十石之内十石中筋村十石新池村より取被成候處今度其許御領分に相渡り申帖面之内新池村に時光寺領書付無之に付時光寺被罷上理被申候寺社領之帳面に先年より寺領無紛候間右新池村之内より三左衛門殿檢地高十石時光寺可有御渡候爲替地神東郡山田村之内にて相渡申候即御代官伊丹理右衛門所へも右之通申遣候恐々謹言

霜月十九日　　小堀遠江守　花押

山田久彌樣。

一印南郡之内中筋村池田村時光寺領同郡別所村安養寺領の義御代官衆より被押置寺納不仕迷惑之由坊主被申越候先日も以書狀申入候出入之義は以來算用可申候間當事務無違儀寺納被仕候樣に可被仰付候恐々謹言

霜月二十九日　　村上三右衛門　花押

小堀遠江　花押

松下河内樣

河合内藏介樣。

一印南郡阿彌陀之宿時光寺領高二十石並山林竹木如先々被成御寄進候時光寺之儀者他異靈地なるにより被成御寄進候條可有之納者也。

慶長十八年十二月三日　　伊友軒　花押

時光寺。

一播磨國印南郡阿彌陀宿村時光寺領同郡中筋村内十石新池村内十石合二十石事任先規寄附之訖全可收納並山林竹木諸役等免除之如有來永不可有相違者也仍如件。

慶安元年八月十七日

家光朱印。

右の外

貞享二年六月十一日　綱吉朱印

享保三年七月十一日　吉宗朱印

延享四年八月十一日　家重朱印

寶曆十二年八月十一日　家治朱印

天明八年九月十一日　家齊朱印

天保十年九月十一日　家慶朱印

等あれど全く家光の朱印狀と同文なれば之を省略せり。

○

明治四十一年八月十五日、境内に大佛像を建設せり、臺石に刻せる由緒次の如し。

大佛由緒

大佛造立之基礎、遠因二干保存講員一、初明治維新之際、寺社田祿、都爲二上地遞減之制一、當山亦不レ得レ遵二其制一、有二邑人松本利平氏一、勞二思於化城之護持一、與二住職祥空師一、戮レ力創二起保存講會一、廣募二法資於衆緣一、就二第一回基業一、其後、松本利三郎氏、亦抱二本會振張之志一、有二第二回之擧一、前後相承知、所レ有レ記、然而當二次回唱導之時一、國家不幸、與二露國一構レ難、皇師百萬、遠轉二鬪干異域一、雖二所レ向連捷和議終成一、將士爲殞レ命者數萬、慘莫レ大焉、於レ是、利三郎氏、與二俊明師一議、欲下造二立一大廬舍那佛像於山内一、永修二死者冥福一、併祈二鎭護國家之威德一、以存二本會記念干不朽一上、先謀二諸邑人岡本彌四郎、梶原嘉七郎、及各村檀徒總代、世

話人等諸氏ニ、得ニ其賛同一、更通ニ旨於初會發起人一、求ニ其協助一、逐歷ニ說四近二十四村一、得ニ同志四十餘人一、以ニ明治三十八年十一月二十六日一、擧ニ發起會一、鑄レ佛之議始決矣、爾來當事者、日夜奔走、竭ニ力於講員募集一、熱誠動レ人、勝因所レ感、道俗響應、喜ニ捐淨財一者萬餘人、古鏡金銀銅、用料聚者、實九百有餘貫、施設已整、今茲明治三十九年五月二十三日、起ニ工於踏鞴式一、鎔冶累月、至ニ十一月一而成、乃以ニ四十年五月十五日一、行ニ開眼供養式一、以落ニ勝事一、恭惟佛德無邊、普濟ニ衆生一、況於ニ精忠殉國之士一乎、千秋功烈、記傳ニ於靈像一、英魂有レ所レ感、後人記ニ其德一偉哉造佛之功、大哉衆緣之力、伏願慧日、永耀ニ于東海之天一、威德圓滿、長利ニ益群生一、信受ニ記文之輩一、喜ニ法緣不一レ徒、輒不レ自揆一、錄ニ其由來一如レ此。

干時、明治四十一年八月十五日、

聖來山七十五主　大僧正範空　撰

○世系

時光上人　眞空上人　圓慈上人　顯空上人　如空上人　一空上人　善榮上人　義空上人

乘運上人　性忍上人　汝空上人　空傳上人

甚恂上人　鎭昭上人　宥鑒上人　惠貢上人

惠旭上人　壽珍上人　智山上人　惠空上人

光澤上人　立空上人　顯立上人　光空上人

洗空上人　南空上人　蓮空上人　龍空上人

靜空上人　啓空上人　道空上人　香空上人

不　詳　相空上人　泰空上人　智空上人

至空上人　玄空上人　祥空上人　英空上人

○寺寶

一本尊緣起　二

一遍照山時光寺繪詞　二

一時光上人略傳　一

寶曆十四年二月總本山禪林寺愚亮撰並に書

一彌陀佛畫像　圓光大師筆　一

一觀音畫像　光子內親王筆　一

一觀經曼陀羅像　一

一彌陀名號　時光上人筆　一

一同　幡隨意白道上人筆　一

一同　南空上人筆　一

一祖師法話　同　三

一高經　同　八

一消息　圓光大師筆　一

一當寺領折紙　伊友軒　一

一同　小堀遠江守　一

一同　小堀遠江守村上三右衛門　一

一當寺領証　九

慶安元年八月十七日德川家光公以下代々の印書

一和歌百首　飛井二樂殿筆　一

明應七年十月十一日出題親王家百首の和歌

一色紙　京極黃門定家卿筆　一

一本堂扁額　一

一開山堂扁額　僧大鵬筆　一

一本門扁額　一

一本堂棟札　一

一本門棟札　一

一鏡　銘天下一　一

一梵　鐘　一

一名號石　時光上人手刻　一

一鉦　子　一

一鐃　子　一

一鏡　一

一鉢　大小　二

〔社寺寶物古器物古文書目錄〕

○

一時光寺　阿彌陀村　寺領二十石

後深草院建長元己酉年、時光上人の開基。〔事始經歷考〕

一遍照山時光寺　淨土宗　伊保莊阿彌陀宿村の少し南に在り、朱印寺領二十斛

本尊阿彌陀如來　海中より出現

末寺十箇寺　別書にあり。

往昔塔頭五箇寺あり、今寺跡なし。〔播磨鑑〕

古所歌寄　神吉民部

時々に光もたへにあらたなる

實にもあみだの宿る寺かな。

一遍照山時光寺　淨土宗　西阿彌陀村

當寺は後嵯峨院御勅願の靈場也、開山を時光上人といひ清和天皇第六の皇子貞純親王の後裔多田滿仲九代の末孫經家なり、天福元年癸子三月十五日

京都西山信空上人の弟子となり時光坊と申す、本尊は海中より曳上げける彌陀の尊像也、建長二年曾根村天神林の西に精舎を建て右の彌陀を安置し其後文永十年今の寺院を建立して移る、寺領は足利尊氏暦應四年十月寺中山林竹木犬子丸の高百餘町寄附の處池田輝政公御城主の時御改に相成寺中山林並に中筋村十石慶長六年より被下置、新池村の内十石は同九年御寄進に相成、其後慶安元年大猷院殿より御朱印頂戴致候。〔村翁夜話集〕

一遍照山時光寺　伊保莊西阿彌陀村にあり、淨土宗西山派。

人皇八十七代後嵯峨院勅願所にして本尊阿彌陀如來、開基時光上人也、上人俗姓は多田滿仲九代の孫源經賴卿なり、天福元年三月十五日武庫川の邊り淨橋寺西山上人の弟子となり時光坊と號け漸々高德となれり、感德の阿彌陀を祀りて建長元年曾根の社の西に精舍を建て後文永十年六月十五日今の時光寺に移し尚旅客結緣のためとて北原を阿彌陀宿と改む、近村に時光寺屋敷、時光寺釜屋等の名あり、曾根天神は當寺の鎭守とす、莊内正月の松飾禁じて今にしかり。〔巡覽圖會〕

開山堂には上人の木像を納む、額は黃檗大鵬の筆也、本尊阿彌陀の片手なきことは緣起に委し。〔巡覽圖會〕

一時光寺　驛の南なる田間にあり、阿彌陀堂とも稱す、文永十年時光上人創建、（時光は淨土宗西山上人の弟子）初め曾根濱に在りともいふ、今も曾根天神を鎭守とす。〔地名辭書〕

○岩尾山　大日寺　阿彌陀村

宗派　淨土宗西山派　時光寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺は天平の創立にして往古は播磨國分寺の東院たりし也、則ち同寺の舊記に。

聖武天皇當國の國分寺を當寺に定め給ふ、（中略）南大門は本堂より二十町下の三野の二階堂是也、本尊藥師如來　長廻樓あり、奥の院は八重畑の長谷、本尊觀音也、東院は阿彌陀の宿大日山是也、本尊大日藥師二尊也、西院は市府にあり、本尊藥師如來也。

と見ゐたり、其後度々の兵火に罹り漸次衰頽して殆んど廢絕に至らんとせし折柄慶長中益三大德（寬文七年十一月四日寂）淨土宗に轉じ國分寺を離れて時光寺末となり堂宇を再興し舊來の大日如來を本尊に安置せり、元和五年閏十月板倉伊賀守殿黒印を以て本郡いの子丸の地一反並に山林竹木を寄附せられ永世の寺領とす、以來淨土宗西山派として現時の住職まで二十世を經たり。

○

一岩尾山大日寺　淨土宗　在西阿彌陀宿村

板倉侯證文　寺領二石

此寺往昔眞言宗にて牛堂山の東院にして本尊大日如來也、兵乱の世諸寺院炎燒し大破にに及ぶの時當寺も破壞し其後時光寺の末寺となる。

此寺に古き五輪あり、年號左の如し。

曆應五年三月九日敬白。〔播磨鑑〕

一岩尾山大日寺　西阿彌陀の宿にあり、本尊大日如來、眞言宗、昔は國分寺の東院也、兵火に亡びて後再建あり、時光寺の末となる、此寺荒廢の時の事にや、別所長治の幕下陰山左近寓居せしとぞ、是を大日山の構といふ。〔巡覽圖會〕

○紫雲山　光明寺　阿彌陀村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來

文明二年庚寅淨哲の開基。

○佛光山　不斷寺　阿彌陀村

宗派　淨土宗　智恩院末

本尊　觀世音菩薩

天和二年厭譽の開基。

○安養山　地藏院　阿彌陀村

宗派　淨土宗　智恩院末

本尊　阿彌陀如來　坐像長二尺四寸　慈覺大師の作

一寬文三年癸卯八月惠譽上人創立

貞享元年八月專譽門室開基。

一元祿十二年第四世專譽察源現在の本堂を新築す、

明和五年第八世隨譽即門梵鐘堂を新築す、

文久三年五月第十四世隱譽典證二王門を新築す、

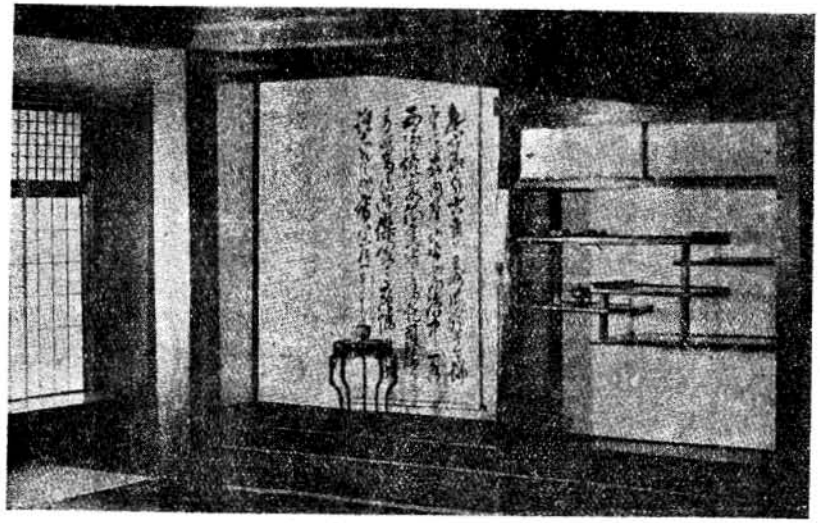

（明治天皇御小息所）

一第十七世弘譽眞艮に至り明治十八年八月明治天皇山陽道御巡幸に際し御行在所となり奉迎仰付らる此時金壹萬正御下賜、建札及び御卓料御厠並に家屋に附着せる疊表等の營繕物は當寺へ拜受、此際筋壁となる、國道よりの通路は此時開きしものにして路傍の松樹八株は當時の記念樹たり。

巡第六八七號（朱書）

播磨國印南阿彌陀村　地藏院

今般御通輦の際設置相成候御小休所建札壹枚下賜相成候條鄭重に保存すべし。

右相達し候事

明治十八年八月二十二日

兵庫縣令　内海忠誨

郡第七六三號（朱書）

阿彌陀村　地藏院

本年八月御巡幸の節御小休所に屬する御料卓子御厠及家屋に附着せる疊表等の營繕物は家主へ下賜相成候旨被達候條此旨傳達候事

明治十八年十二月　日

印南郡役所

一明治二十一年一切經を購求し經堂を新築す。

同三十四年本堂大修繕、屋根替す。

同三十六年梵鐘堂を再建す。

○

一寛文七年阿彌陀村地藏院はじまる、時光寺後住の義につき壇中論壇に及び則ち地藏堂を取立てゝ分る、同十二年の智恩院役者書出にあり。〔船津家舊記〕

○無染山　正蓮寺　　魚橋村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來

開基法順は足利將軍源朝臣義政公の家臣高谷主馬頭貞俊として智勇兼備の剛士なり、貞俊老年に及び長子主稅之助忠俊に家督を讓り寛正の頃末子民丸（後に六郎信俊と號す）を具して母の故郷なる播磨國印南郡原村（後の魚橋村）に閑居す、文明元年の春不思議の靈告を得て洛陽に登り蓮如上人に仕へ剃髮して法名を法順と改む、文明三年春上人より六字の名號を乞ひ受け播陽原村に歸り東北屏風谷に於て白雲山眞宗寺を再興し有緣の道俗を敎化す。

白雲山眞宗寺のこと。

これより前凡そ六百年の昔貞觀の頃傳敎大師の法弟比叡山第二世の貫主慈覺大師勅許を蒙り入唐し志願滿足して皈朝し給ふ時當國塩崎の浦に船を止め遙に東方を望むに白雲濛々として奇瑞の相あり、即ちこの白雲を慕ひ此地（魚橋村屏風谷）を探るに山相恰も屏風を立てし如く松柏茂り榮え水聲靜に響きて佛法有緣の靈山圓宗相應の瑞境なりければ大師喜び皈山して天聽に達し此地に佛閣を造營す、落成の後法弟圓寂に附屬せしめ大師自ら雕刻せる阿彌陀如來の尊像と同じく書寫し給ふ金剛經一部其他數多の經卷論釋を授く、圓寂即ち此精舍に移り法華一乘の眞宗を弘通し白雲山眞宗寺と稱す、後橫川谷源信僧都の法弟滿賢法師當山に來住して普く一乘圓融の妙法を傳ふ、滿賢法師の實父左馬頭源滿仲も亦當山に皈依して二千余貫の寺領を寄附す、滿賢又西南の峰に於て壯麗なる寶塔を立て傳來の金剛經及ひ一切の經卷論釋を收め金剛有緣山經王堂と號す、（後人略して金剛山とも有緣山とも云ふ）尙一山の衆徒各々自院を搆

へて（十輪院安樂院正蓮院是也）繁榮すること書寫法華の両山にならべり、然るに星霜稍積りて聖道自力の法水流を止め剩へ國家麻の如く乱れて寺領を失ひ堂舍風雨に犯され日々夜々破壞に及び後中道寺山合戰の頃金剛峰の寶塔兵火にかゝり爾來殆ど廢院の姿となれり。

無染山正蓮寺と改稱のこと

開基法順は白雲山眞宗寺を再興して此處の屛風谷にあり、明應元年四月半頃齡八十一歳を一期として念佛往生の本懷を遂げたり、是より前其子民丸又蓮如上人の法弟となり剃髮して法俊と號し法順の後を相繼して屛風谷の精舍にあり、明應九年の秋鴻羽山の南に佛閣屋宇を移し因緣により（因緣は同院所藏の緣起書に詳し）無染山正蓮寺と改稱し本廟（實如上人の在世）に告て免許を蒙り屛風谷の古跡には一片の小庵を殘せり、爾來門侶當院に尊歸し漸次各坊舍を草創して數个所に住し其末裔相續して二十余箇寺に及ぶ、（大塩明泉寺中筋願正寺神爪覺正寺米田敎覺寺升田正安寺篠原善照寺北山常泉寺等是也）法俊の長子俊岸は金剛山安樂寺を草創す、法俊近鄕の門侶を分ちて是に附屬せしめしが後ち各一寺を搆ふ（島村永德寺岸村正岸寺六本松源通寺小松原應順寺曾根傳法寺等是也）三男了俊は屛風谷の庵室ありしが門侶の請に任せ神吉の莊名小路に一宇を移し舊號を用ゐて眞宗寺と號す、四男は阿彌陀宿に草宇を設く、光明寺の開基是なり。

當院炎燒再建及び改派のこと。

天正六年寺務覺圓の時羽柴秀吉織田信長公の命により當國名小路の城を攻むるや當寺の本堂兵火に罹り寶物悉く燒失せしが蓮如上人眞筆の名號のみ不思議に此炎燒を免がる、依て草堂を假立し名號を檀上に安置す、後明曆萬治の頃四方門派の厚情を得て堂宇の再建をなす、即ち今の本堂是也、本院元來西本願寺派に屬せしが寛文八年冬姫路光源寺と數年に渡り爭論の事あり、遂に東本廟に歸參し四幅の緣起並に顯如上人の眞影を賜はる、此時末派寺院の共に東派に歸するもの神吉眞宗寺阿彌陀光明寺米田敎覺寺中筋村道塲是也、他は西派に殘留す。

中筋村道塲は今の福泉寺のことなり、其後敎覺寺は西派に歸入す。

○金剛山　安樂寺　　魚橋村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺の開基常金曾て本宗に歸依し佛に仕へて年あり其後寛永元年甲子に至り本願寺宣如法主より安樂寺の寺號を賜へり。〔社寺明細帳〕

前郡志、創立文安年中開基常金と見えたり。

別所村

○西來山　安養寺　　別所村

宗派　曹洞宗　姫路景福寺末

本尊　阿彌陀如來

播州印南郡、西來山安養禪寺、經始千數百歳、先曾觀邑乘所載、創基既踰千年矣、負古誰其、闍黎法師、學瑜伽、習台觀、都付鴻荒、中竺翁老祖、自湖上來、駐錫臨衆、革講肆、爲禪席、唱濟北宗、從即爲開山禪師、至今復幾百年、赤松知本國日、別法禪師住茲、赤松屢扣禪理、深入智地、奉寺爲功德院、歳々納百石百貫、幇助齊盂、殿堂方丈、三門厨庫盡備、聖壽、東林、性印、實際諸院、櫛比環峙、鄕隣下院、秉心幹事當山、豊亨莫如是時矣、當天正文祿間、小寺官兵衛尉、據御着城、相躡爲墳寺、計田產舊額、照單如故、無何、山河鼓譟、英雄逐鹿、小寺耀武、力不振、鋒摧城陷、寺亦罹兵燹、殘僧四散、寺門墟焉、自後池田輝政公、管家荒尾志州居士、克繼前修、殿堂仆而復起、聞之、使君免租五石、藏經山上、爲山神、俗此謂經塚、四至定位、常住以固、鑿池蓄水、爲灌田之用、自慶長六年、迄元和五年、歳斂無爽、本年板倉伊賀守勝重公、奉前源大君之命、賜花判明帖、從是遞代、田園申書無爭侵者、丁荒尾氏興復間、宗風轉屬洞宗、隷姫府景福寺、爲住持者、始老僧堯山、其弟子長屋、相繼掌焉、干時、寺產因事、沒干官、長屋不遑啓處、訴官數回、官吏果依準本領復本、自後拮据自勞、夷山開田、墾闢極地勢矣、收齊粥贏、殿宇一新、言長屋之功不一、而足可謂中興祖矣、然安養命寺者、由堂中安無量壽聖像、傳說、此

像安阿彌之妙刻、揚靈孔熾、無二時不一レ應二精求一、西來以名レ山者、蓋起二干宗途沿革一、曰或復表下樂邦眞儀來上レ自レ西矣、舊來寺出二靈丹貼一、銘曰二魂元丹一、一曰、個藥阿彌陀佛靈既、一曰、竺祖南遊時非レ得二干天台一、定是徑山、按此丹素奚落レ自二仙家一、金液丹譯、遂來、修練法、漏二脫塵世一、兎轉一變、簽二題於醫門方書一、不レ出二常套一、不レ在二常套一、冥權造化、傳爲二奇劑一、亦是一副常住也、或曰、醫藥非僧家所宜、況販レ貨開レ交乎、謂有レ是哉、干法開所レ謂、明二六度一、以除二四魔之病一、調二九候一、以療二風寒之疾一、自利利他、不二亦可一乎、又龐元英談藪、載下徑山長老傳中治二蛇傷一之藥上急陞レ座、以レ方告二諸人一、此皆博愛度生一端也、發レ貨兌レ銀、非則非也、雖レ然、今世寺院子母、取レ息給二衆食一句二當若干官田一、輸租如二編戶一、終日垢面而爲二生計一、甚者、至下於做二會子一、做二放債一、恬不レ介レ意、不上レ爲レ醜矣、輓近弊風、釋氏鄙猥、天下皆爾、總以レ是爲レ利者、可レ謂二蠢貨髡賊一可レ憎焉、又曰頭瘀昏運、沈痼纏綿者、假二借發心一學二佛焉、能勇爲低頭禮拜、何以不レ慵二看經座禪一、一貼良方、頓瘳二百疾一、健旺之身、清凉之心、趨レ法易レ趨、修レ禪易レ修、出二干大醫王之法施一、身前身後両全者乎、此寺以二古昔偉典一、視二今日貽一、厥堂宇締構、田產莊園十一也、塔院故址、幷係戶籍、名色尙在、其餘盛事、皆漏二於搜羅一、緝二大故一、有レ據記二其一二一。

元祿二己巳曆十月十八日、　竺信梅峰　識

此記臨南寺に在りし時出來せり、當今當寺にある筆は萬林和尙の代筆也、御名のところ五字梅祖翁の直書也。

○寺　領

一慶長五年荒尾志摩守御飯依にて高五石黑印地として永代寄附せらる、荒尾家國替につき元和五年板倉伊賀守勝重公より寺領五石幷山林竹木等永代黑印地として寄附せらる、本文左の如し。

播磨國印南郡大塩庄別所村之內安養寺領五石之事並に山林竹木等任當知行之旨被二寄附之一訖彌領掌不レ可レ有二相違一之由所レ被二仰下一也　仍執達如レ件。

元和五年己未十月十二日

伊賀守源朝臣勝重　花押

一寺領五石、板倉家より證文有之。（○證文の寫略す）

右慶長年中池田侯家老荒尾志摩殿位牌所として寺領山林御免除の處元和二年備前へ御引越、其後志摩殿願を以て板倉家御證文に相成候。〔村翁夜話集〕

○寺　記　一

抑當山の濫觴を尋ぬるに人皇四十五代聖武天皇天平九丁丑年勅願の草創にして、本尊阿彌陀如來は唐土天臺山の靈木を以て行基菩薩一刀三禮に彫刻したまふ尊像也、一切衆生悉皆成佛極樂世界安養淨土へ導き給ふとて山號を西來山といひ寺號を安養寺と稱す、則ち行基菩薩の暫く住みたまひし大伽藍也、其後天慶の亂源平の合戰にも恙なく寺領許多あり、人皇九十九代後醍醐天皇の元亨二年赤松入道圓心小寺相摸守賴季大塩次郎範景等志願を發し京都建仁寺の開山千光國師の御弟子竺翁禪師を請し參禪の師とせり、この禪師は入唐して天臺經山を編參し四種三蜜の棟梁たり、一夏當寺本尊に祈願をなし彌陀の本願は極樂世界へ導き給ふ願望なれかし世慾に澆季に及び人民心惴みて今生を恥らん事を是とせり、希は大慈大悲の如來なれば世上願望納受し給へと、祈誓の至願空しからず、一夜阿彌陀如來枕上に立たせ給ひて爾の願叶へんと手づから靈藥を煉らせ給ひ藥品を口授して竺翁禪師の手にのせ給ふ、禪師掌中の冷なるに夢さめて猶靈藥を忘るるを恐れ指を喰切つて枕に記し曙に至り讀經し奉らんと本尊を拜し奉れば左の御手に靈藥堆く溢れ右の御指より藥滴り異光薰し渡れり、是より世人に施し見るに其功あらずといふ事なし、今の魂元丹是なり、其後人皇百三代後花園院御宇嘉吉元年當國の太守赤松大膳太夫入道性具滿祐逆心の時大塩那小寺加賀守職治大塩刑部次郎討死す、同七日山田乱入の兵火に當山悉く燒失せり、寺僧は本尊記錄を携へ遙に逃れ隱れたり、回祿の跡なれば春秋徒に過行き古き苔路を塞ぐ秋の草門を閉ぢ死に松生て垣に蔦這ひむしれり、其後人皇百四代後土御門院御宇文明元年赤松從三位左京太夫政則播備作三州を領し置塩山に新城を築きし比別法圓光國師に歸依し當山に住職せしめ百石百貫の寺領を寄附し佛殿方丈客殿庫裡僧坊鐘樓浴室

大門をはじめ塔司八員、即ち紫雲院挙壽庵東林坊實際院性印堂朝陽軒延福寺其外鎮守末社山王の社等殘らず御建立あり、由々敷大伽藍となる、人皇百六代後奈良天皇御宇天文十二年帝御不例の事あり、當山の靈藥あらたなる事叡聞に達し勅詔ありてそを奉るに御腦忽ち御全快あり、此故に住持星置和尚紫衣を賜はる、同十三年大壇那大壚刑部少輔秀範祖母追福のため當山に於て法事供養あり、人皇百七代正親町天皇の御宇、天正五年羽柴筑前守秀吉織田信長の命を受けて播州に下り御着城主小寺加賀守則職を亡さんとす、當山の衆徒多くは赤松小寺の一族なれば是をも亡さんと企つ、僧侶兵粮を御着に運び共に籠城して多く討死せり、此時當寺兵火のため堂塔僧坊悉く燒失して諸堂寺跡今は田畠の字に遺れり、不測なるかな本尊は猛火の中を飛去り遙の山上に遷座したまふ、爾來は蘚生茂て虎狼野干の栖となるの所に堯山和尚として有德の智識ありて柴の庵を結び本尊を安置し寂寞たる苔の扉を閉ぢ消なんとする法燈を排げ絶なんとする慧命を繼ぎしかば德不孤必有隣、池田輝政公

當國の大守として慶長五年入部の後長臣荒尾志摩守隆重公此邊御巡見の時寺跡廣々たる礎を御覽あり堯山和尚を召されて寺記等御尋ありければ然々の由答へしに荒尾公御感篤くありて御歸城の後輝政公へ御物語あり、是より度々堯山和尚を城中に請し御法問あり、干時輝政公志摩守殿へ御意ありて安養寺一跡先規の如く再建し且別所村を以て佛餉料となすべき由仰出さる、此時堯山申しけるは亂世の後屢太平に歸すと雖も國費多く人民窮せり願くば小寺一宇を御建立あり永く寺號を失はざれば拙僧が願足れりと、禪心無慾の旨彌歸依あつて再建の後五石永代寄附の御黒印下され又當村代官屋敷を以て庫裡方丈等御造營あり、誠に此荒尾志摩守隆重公は當寺中興の大壇那なり、又池田輝政公四十二歳の時御齒一枚抜かせたまひければ志摩殿を以て當寺舍利塔に納給ひて五輪の石塔一基御建立あり、其後元和三年七月十一日荒尾志摩守隆重公御壽五十七歳にして備前國岡山城に逝去あり、堯山岡山の城へ御請待ありしこと度々なり、御嫡男嵩就公志摩守に轉し給ひ御内室御夫婦とも

父祖の志を繼ぎ給ひ御歸依淺からず、其後堯山遷化、長屋和尚の代大門石垣等造營せるを御覽して御喜悦の餘り白銀五十枚御一門方より同三十枚御寄附あり、荒尾家代々御信心の誓願によりて當山千有餘年の靈驗を失はずとなり、故に今上皇帝玉壽萬歳征夷將軍池田荒尾両家御子孫繁昌武運長久祈禱怠りなく毎朝執行せしむる者也。

文化二丙寅年二月吉日

○寺記　二

一紫雲竺翁禪師は齊家の時の開山也、京建仁寺世牌に有之候由申傳候、此時は寺塔司分八个庵有之候由、則百石百貫の寺領地と口傳申候、此竺翁の時本尊の夢想を受け魂元丹の處方始り今に如此に候。

一池田三左衛門樣姫路城を始て築き被成候時荒尾志摩殿は御家老にて則伯父也、今の福居村古へ別所村といひし時知行所にて候、折々在所より御入被成候て寺地御覽被成候、是は御着落城煙燒以後にて候、本尊土堂に御座被成寺も無之候、去故志摩殿より三間四面の瓦堂建立被成候て本尊を安置被致候、則村の内に代官の家有之候、代官引負仕切腹致す由にて此家曳なほし方丈に致候。

一其後堯山僧淨心居士の御意に入り高五石村の内にて被下候、姫路より備前より御國替被成、元和三年御逝去被遊候、其後姫路は本多美濃守樣御取被成候、元和五年京都にて志摩殿御世話にて板倉伊賀守樣御證文頂戴仕候。

一當寺もと齊家にて洞家に成り候は堯山の時、其後姫路本多甲斐守樣御菩提所久昌寺御所替之節末寺十五个寺景福寺より御所置被成候、其節安養寺も十五个寺の内にて御座候、然室和尚の時と相聞候。

一松平下總守樣姫路御入城の節十八萬石之内十一石六斗不足有之候に付當寺五石と的形村宮寺蓮華院六石六斗以上十一石六斗姫路へ取上られ一年分の物成り御取被成候、其時伏見小堀遠江守樣下島市兵衛樣御仕置人に付長屋蓮華院と度々伏見より參り御訴訟願上候、御両人御相談の上にて右の仔細御聞届被遊候て御立被成寺へ右之通被下候、御禮ともに七度伏見より參り候、七百三十石餘内寺高五石引て相濟候、則替地は加西郡下里村にて相渡り候、御禮に罷登候時一年の物成り被仰付則下里村より

百姓牛にのせ參候、的形宮寺當寺ゟ相渡し候、其時伏見の御手代は伊丹理右衛門殿と申候、長屋當寺に大分の功有レ之候。

一其後長屋寺建立致され候は萬治三年にて候、是祐心志摩殿紀州ゟ御通り被成、寺ゟ御立寄遊され普請御覽被成候て中々喜悅遊され候、國元にて候はゞ材木可致合力よし御意被成、則國元より爲二御奉加一銀子五十枚御一門中共に持たせ送り下され候、其後御禮の使僧遣し申候、亦使僧の禮狀參候、此狀は寺に所持仕候、志摩殿江戸往來の節は御宿本まで住持罷出候、則使者にて銀子一枚拜領仕候、四代の間同前に候。

長屋の時寺建立、本尊臺座御光釋迦如來鎭守堂寺中石垣、本田地等の居り二反餘の新田出來候、總て村高七百三十石餘有レ之候。

一靈寅の代に寺の內造作、門惣側石垣、觀音達摩(此達摩尊今妙泉寺にあり)其外上葺、庫裡再々奧迄の普請、新田二反餘亦は位牌田等も數々出來候、池新田二反餘出來の時大庄屋治右衞門姬路太守本多中務樣御役人中ゟ被申上御合點の上にて則両村百姓被レ爲下致二加判一置上可レ然と被二仰付一両村中被レ爲レ致二加判一寺に有レ之候。

一靈寅住持に成候時因州は恕心居士の時姬路太守松平大和守樣御取被成候、御牌所に孝顯寺分策和尙本寺景福寺月潤和尙御相談にて因州ゟ御狀被レ致候、安養寺長屋遷化にて御座候、師匠長屋より梅峯和尙寺ゟ相渡し智識に罷成候間御守護ゟ諸宗共に御赦免地は年禮相勤候間智識にて相勤候得者御家之御威光にて御座候由書狀にて被二仰出一候、尤恕心志摩殿も成程能樣に被二思召一候得共靈寅如在に不レ被二思召一候故末々は兎に角も此度は長屋弟子靈寅儀に候得者後住申付可然と被仰候、則返狀又は因州景福寺彌峯和尙より二通參候、夫故後住靈寅ゟ本寺より被申付候、霜月二十二日に御公儀ゟ御屆披露仕相濟候、其時月潤和尙より二通の狀自分に有之候ても役に立申事無之候、其方に有之候へば後々のために能樣に候間其方ゟ遣し候と被仰拙僧ゟ下され候、志摩恕心樣彌峯和尙二通の返狀當寺に所持致候、住持交代の時は因州志摩殿ゟ得內意を其上にて本寺ゟ申上げ御公儀ゟ御斷申上住持相濟申事に候、靈寅儀は祐心居士の時より罷出御懇意に御座候、恕心居士の時彌々御懇意に御座候、姬路本寺十六代月潤和尙の時御城守松平大和守樣の時より靈寅三十六年住寺仕寶永五年戊子二月朔日に隱居仕候、右の返狀本寺月潤より給り候處に十八代奧印和尙御取上被成候、此儀心外に候得共本寺の事にも候へば是非無之候、(此書狀奧印代本寺ゟ被二取上一大震和尙代に至り慈愛之心不淺當寺ゟ令レ納於今而在之、)彌峯和尙の返狀は當寺に有レ之候、東岳後住の願因州景福寺萬林方より志摩殿在江戸にて家老衆今枝新左衞門小谷助兵衞方より書狀參り其返事此方へ參り干レ今所持致候、本寺より志摩殿ゟ爲レ屆書狀可レ遣儀に候へ共此方より內證可二申入一由申相留候、則書狀にて相留候下書有レ之候、靈寅もとは祖林と申候、本寺より志摩殿ゟ御狀參候は靈寅入院の時月潤和尙より被レ遣候事計にて候、兼ては此方より御案內申事にて候、居村の旦那より後住誰と申者を居ゟ申度と本候ゟ願致事に候、因州へは寺より斷いたし候。

○寺寶

一本尊阿彌陀佛坐像　行基菩薩刻　一
一釋迦牟尼佛出山之圖　兆殿司筆　一

〔社寺寶物古器物古文書目錄〕

○

一西來山安養寺　禪宗　在福居村
板倉侯證文　寺領五斛　境內山林免除
本尊　阿彌陀如來
本堂　首寮　鎭守　釣鐘　門
往昔牛堂山國分寺の墓所也、寺家末寺等十六个寺あり。〔播磨鑑〕

○眞妙山　寶際院　別所村

宗派　曹洞宗　別所安養寺末
本尊　觀世音菩薩

當院の創立は詳かならざれども開山東岳禪旦和尙の沒日は元文五年十一月五日なること今同院に存する石碑によりて知ることを得、もと安養寺住職隱居の草庵として建てたるもの、當時は八町步餘の所有田ありし由也、現時は同末寺として尼僧之を守れり、現今の堂宇は明治四十二年に再建せしもの也。

○龍華山　寶量寺　　別所村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

永祿四年の頃當村の人小林忠藏と申す者本願寺第十世顯如上人に歸依し出家して一軸の佛像を賜はり、念佛道場を取結ぶ、其後寶永七寅年十二月當寺玄智に至り本山より寺號を頂戴し遂に此地に一宇を建立す。〔社寺明細帳〕

○正覺山　佛心寺　　小林村

宗派　淨土宗　阿彌陀時光寺末

本尊　阿彌陀如來　俊長坊兆玄の作

此寺昔は阿彌陀堂といひしが兒島範長の戰死せし以來里俗武士寺と稱へ來りしを何時の頃よりか佛心寺と書くに至れりといふ、阿彌陀堂の名今地字に遺れり、明治九年廢寺となりしまゝ現時尙住職なし。

一當寺に左の舊記ありしといふ。〔前郡志〕

抑當寺緣由尋、其發遠哉、夫往古戰乱之時、備後三郎向二戰場一、由二敗軍一是地而自害、是時、三郎有二六人忠臣一、是臣下　君菩提吊奉、體石棺埋、石碑立、後是地一町北、當同自害、誠當堂三郎菩提所也、又近年迄、由來弁三郎筆迹、六人筆等有レ之、盜人其由聞、夜間來盜歸、其行方不レ知、六人家名實名如レ左。

森川兵部大輔　光政
松江勝左衛門尉　安秀
大垣彌刑部　元賴
伊藤刑部大輔　貞次
山原政之尉　範左
奥田右次郎　安房

天明元丑年六月改之　當寺中興　致空宗精

一なほ當寺の境內に古き五輪と大いなる石棺とありて里民今に歲の禱には右石棺と石棺より殆んど一町北に當る地とに供物をなし來る慣習あり。

一本尊の傍に祀れる石地藏はその昔當寺の傍なる四つ堂に祀りしものにて靈驗著るしく來り詣づるもの多し、總身僅に八寸の座像也。

○八王山　眞禪寺　　北宿村

宗派　臨濟宗妙心寺派　妙心寺末

本尊　觀世音菩薩

天正十八年僧呑鶴といふ者本村西北隅の地に一宇の草庵を建て禮拜誦經の道場とす、是當寺の濫觴也、後正保慶安の頃京都妙心寺開山無相大師十三世の法孫天岑禪理和尙國主の暴政を避けて阿波より來り草庵を改めて禪刹とし八王山眞禪寺と號し妙心寺の末寺とす、當寺の基礎こゝに至りて確立せり。

降て貞享中暴風雨のため堂宇悉皆破壞し一旦中絕の姿となりしも元祿の初年無相大師十五世の遠孫大鳳知悅禪師京都より來りて更に現今の地を相し伽藍を再興す、姬路の家臣服部直光の一建立也といふ、爾來時に興廢ありしと雖も法脈連綿として今日に至る。

社寺明細帳、寬永元丑年四月創立、開山天岑と朱書せり。

○天川山　福乘寺　　佐土村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺は往古天川道場と稱し播磨國眞宗三道場の一にして明石郡以西儉東郡市川以東の門末を支配せり、後故ありて廢滅の體に成行きしを文明十六年に至り了順再興す、了順は人皇六十二代村上天皇の後胤高田李頭の孫信房といひし人、武功によりて嘉吉の頃當國蔭山の城主となる、故に姓を改めて蔭山と稱す、而して信房の末孫蔭山善太郎といひし人眞言宗の行人なりしが行法の修し難きを知り易行の要路を求めんとて本願寺第八世蓮如法主に謁ゐ他人攝生の法門を聞信し念佛門に入り薙髮して僧となり天川道場に入る、此時蓮如法主より本覺寺了順と裏書せる阿彌陀の畫像を下附せられたり、實に是文明十六年三月なりき、依て了順を以て中興の開基とし天川道場を本覺寺と改稱す、其後實如法主より本尊阿彌陀の木佛を下附せられ尋で顯如法主よりも宗祖聖人の眞影を下附せられ盛に弘教し來りしを、慶長年中池田三左衛門尉輝政播備作の三國を領し姬路に居城せし比本願寺教如法主家老職下間按察使と怨恨を生じ終に領內の門末に命じて轉派せしむ、(此時龜山本德寺住職教圓西派に轉せり、)當寺第三世明順本尊並宗祖の眞影を供奉し但馬國出石町に逃行き彼地に佛閣を造

り本覺寺と稱す、夫より中瀨村に一宇當國三木東城町に一宇同郡に一宇を立て又當寺を興し都合五个所を兼帶住持せしが元和四年當郡福泊村養泉寺より專順なる者を迎へて當本覺寺主とす、然れども本尊釋に出石へ持行きて當寺になかりしかば元和九年四月宣如法主更に寺號を福乘寺と改め木佛を下附せらる夫より以來二百七十餘年法脈相續す、安政元寅年冬十一月地大に震動し古堂悉く破壞して更に用をなさず、是に於て本堂再建を企て檀徒淨財を投じ材木を求め境內に堆積しありしに類火に遭ふて用材又々烏有に歸す、續で造營に罹らんとせしも當時は廢佛毀釋の徒四方に蜂起し人心を惑亂せしため其機を得ず遷延明治六年に至る、是に於て當時の住職敎淳佛祖の雨露に曝され信徒聞法の席なきを憂ひ大に檀信徒を勵まし更に淨財を募り再建に着手す、是實に明治七年一月のことなり、而して翌八年三月に至り成功す、則ち現今の本堂是也。

○寺寶

一文明以前より傳來の阿彌陀畫像　一

一文明十六年蓮如法主より了順に賜はりしもの　一

一釋迦佛畫像　兆殿司筆　一

一十六羅漢畫像　兆殿司筆　一

一如意輪觀世音性空上人對座の畫像磚磨法昭筆　一

〔社寺寶物古器物古文書目錄〕

的形村

○妙仲山　海岳寺　的形村（麓）

宗派　臨濟宗妙心寺派　姬路慶雲寺末

本尊　地藏菩薩

抑々當山は千有餘年の昔人皇四十五代聖武天皇御宇天平年中行基菩薩草創の靈場にして妙仲山海岳寺と號す、今其由來を演ぬるに古昔菩薩下化衆生の錫杖を曳て豊葦原を遍歷し給ふ折節此地を過り當泊山に登り給ひて窟に淸淨寂默の佳境佛法有緣の地なるを知召し南の磯邊なる岩屋に錫杖を留め岩を斷みて數多の尊像を刻み給ふ、八家地藏尊も其一也、遠鄕近里の人々其德行を感じ七堂伽藍を建立して御製作の地藏尊を安置し奉る、則今の尊像是也、其時此處にて四方を眺望し給ひ獵漁りのみを職とせるを憐み給

ひて未來末世の衆生を救はんとて塩濱を築き、塩焚釜を石と灰とにて造り奇々妙々なる凡人の及ばざる處の製法を敎へ給ふ、是行基菩薩の賜もの也、仰ぐべし崇むべし、

然るに六百年已前兵乱蜂の如く起り已に回祿に罹り其後紀州由良興國寺法燈國師の御弟子無及禪師と申す聖僧來給ひて當寺を再營し給ふ、當時は每々由良へ御通行相成りしが如く三月十七日終に海に入定し給ふ、其時海水左右に別れて恰も平地を行き給ふか如し、諸人其神通自由なるを見奉りて感涙袖を浸すといふ者なし、遠近の人々七日七夜此寺に籠りけるに既に滿つる夜半是より北なる當山鎭守大歲大明神の社僧の枕上に立たせ給ひて宣ふ樣每年三月十七日前後七日の間天曇り雨降り海鳴ることあらば我此山に來れりと思ふべしと、果して其遺言の如し、是誠に佛祖の讖なれば然もあるべき事也、不思議なる御事ども哉。

又是より南に當つて風呂屋の井戶と申すあり、古昔七堂伽藍の一宇なりしが今は古跡となりぬ、然れども淸水滿々と湛へ諸人の渴を助くる也、同じく菩薩始めて錫杖を留め給ふ處を行基ヶ鼻と申せり。是より南に當て萬燈堂の迹あり、昔伽藍の一宇並に萬燈の松とて大樹ありしが其影日の出入に隨ひ西は鹿間東は高砂の浦を覆ふて塩濱の障りなりければ切去りて今は名のみ殘れり。

只今御厨子の中に安置し奉る當山本尊願海利益の御事は擧て筆紙に盡しがたし、有緣の輩この尊像を一度拜し奉れば現當二世の大願望一として成就せずといふことなし、信心の輩近う寄つて拜禮を遂げられませう。

天保三壬辰年四月　日　東榮寫之

○

一妙仲山海岳寺　眞言宗　在的形村

本尊　地藏觀音　二尊　共に行基の作

開基　無及和尙　法灯國師の弟子

當寺往昔行基菩薩の暫く住居せし所とかや、的形の川口に行基の鼻行基の脇などいふ所あるは此所謂なるべし、又伽藍の石すゑとて大石多くあり、又浴室の跡あり、今畑となり風呂屋と字す、風呂屋の淸水あり。

三月十七日毎年法會あり、此前後十四个日の内此沖甚だ鳴る、俗是を開山日和と稱してつゝしみ來れり。〔播磨鑑〕

行基が鼻　泊山の南端也、行基僧正の初めて錫を止め給ひし所也といへり。

風呂屋の井戸　海岳寺の南磯に越ゆる路の傍にあり、古昔海岳寺七堂伽藍の一なる浴室の井なりしと傳ふ、徑二尺許、山上に位置すれども常に清水を泛へ如何に旱る共涸るゝことなし。

一妙仲山海岳寺　的形村にあり、開基行基也、舊は伽藍にて今海濱に礎石あり、浴室田の字に殘りて風呂屋といふ、又清水あり、南の山の端を行基の鼻といふ、毎年三月十七日法會あり。〔巡覽圖會〕

○虎谷山　善正寺　的形村（相生）

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

赤松則祐の次男出羽守義祐眞宗に歸依し本願寺第八世蓮如上人の弟子となり棄武剃髪して法名を善正といひ文明二年本尊及び六字名號を賜はりて當寺を建立す、爾來連綿として八世齊賢に至り十四世を經たり、委しくは俗姓系統にあり。〔社寺明細帳〕

右明細帳本文には法名淨圓と載せたれども、朱書に善正とあり、地誌節目、印南郡志、的形村志何れも開基善正と註したれば、本書亦善正に從ふことゝせり、明應五年の創立也。

○蓮如上人御木像緣起

抑々檀上御厨子の内に崇敬し奉る尊像は蓮如上人五十八歳の御姿也、今此由來を窺ひ奉るに文明二年越前吉崎に五个年御逗留のうち處々御經廻あらせられ超世弘願の要法を弘通し給ひ同國阿彌陀高善寺大破に及べるを御再建あり、水間十个村の御堂となし御弟子敎光坊宗空を住職とし給ふ、其後吉崎へ御歸りの砌宗空深く御別を惜みせめては御形見なりとひたすら願ひければ上人も御名殘おしく思召し自ら此尊像を御彫刻遊ばして敎光坊へ下し賜はりける、其後尊像は代々越前水間高善寺の重寶たりしが此度不可思議の宿緣により當寺へ相讓あり、永く當寺の靈寶とならせ給ふ、然れば上人御在世の御姿は三百有餘年の昔鳥邊野の烟と立のぼらせ給ふと雖も衆生不便の御意は此尊像にとゞまり迷ひに迷へる惡人女人を哀れみ給ひて百里に近き越前より當寺に入らせ給ひ生れおくれし我々有緣の衆生御濟度の御姿なれば正眞の御姿に直々御對面のおもひして稱名諸共に御大切に拜禮を遂げられませう。

文化十四丁丑年春三月　日　瞽賢謹誌

○梅月山　尊光寺　的形村（地）

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來　木佛立像

大永四年了山開基、元祿中正圓中興、本山より木佛を下附せらる、寶曆十一年貞山本堂を再建す。

當村醫師了山本願寺第九世實如上人の弟子となり大永四申年六月四日本尊を賜はり當地に道場を開創せり。〔社寺明細帖〕

○大法山　常念寺　的形村（山河）

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來　木佛立像　佛師唐雲作

一、天文二年辛寅草創、則ち御長一尺餘の彌陀の繪像を賜はり今に傳ふ、御裏書は證如上人の御印也。〔社寺明細帖〕

明治十五年の地誌節目にも天文二寅年創立僧敎證開基と見ゐたり、然れども同年は癸巳にして辛寅にあらず、干支か年號か何れかに誤寫あるべしと按はるれど詳かならず、的形村志には、天正十六年創立、釋敎證（赤松末孫藤井八良太夫敎房）開基、と見ゐたり、或はこの說正しかるべき歟、次に見ゆる第四世までの平均、甲は四十三年にして乙は二十九年也、一世四十三年はあまりに永すぐるやう覺ゆ、鐘銘亦天正の開創とせり。

一、寶永中第四世釋賢知中興。

於二此代一、木佛寺號、並高僧、太子、聖人、善智識御影、國綵袈裟蒙二御免一、可レ謂二大功一矣。

一、享保二十年乙卯五月十二日第七世釋祐哲の世梵鐘を建つ、鐘銘左の如し。

播陽印南郡、的形之庄常念寺者、洛陽大谷之門葉、專修念佛道場、而天正年中、敎證沙彌草創也、開基以來、未レ備二梵鐘一、現住祐哲、深發二志願一、募二

諸有緣」、夫鐘者法場儀器、一鳴之處、諸佛來集、諸天擁護、忽識「時光遷流」、而此辨「佛事」、而稱「佛號」、法音普徹、而福不レ可レ量之德者乎云レ爾、銘曰。

音飜有頂天　響達滄溟底
浮世元變遷　心靜敎朗月
晨厭「離塵緣」　昏欣「求淨土」
耳根長皓然　圓通最勝器

干レ時享保二十天乙卯晩稔日

住持　沙彌祐哲　敬誌

○龜齡山　顯正寺　的形村（小島）

宗派　眞宗本願派寺　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來　木佛立像　唐雲作

當地の住藤四良太夫本山第十世證如上人に皈依し法名を道證といふ、天文三年甲午一軸の畫像を頂戴して鄉里に歸り念佛道場を取結ぶ、其後寬文二年壬寅九月二十三日第四世寶順に至り本山第十四世寂如上人より木佛寺號を頂戴し遂に一寺を建立す、第九世喚言博學にして高德其名全國にかくれなし、現時の本堂は天保十四年癸卯喚言の再建にかゝる。

○正的山　圓光寺　的形村（小島）

宗派　日蓮宗本隆寺派　本隆寺末

本尊　釋迦如來

往昔小島に圓光庵と稱し圓光大師の舊跡たる一草庵ありて圓光坊日淵といへる坊すみき、屢々京都に遊學する內偶々法華宗の僧日修法印（中山權大納言親通卿の一子日眞上人日蓮宗本隆寺派を開く、日修法印は其七世の孫也、今は本妙法華宗と稱す、）の敎化を受け遂に淨土宗を捨てゝ法華に改宗し本村に歸りて法筵を開く、時に村豪井上長左衛門を始め感化を受くる者尠からず、天正十二年相圖りて一宇を建立す、則ち當寺の起原とす。

開基日淵の示寂は元和元年也。

現存の堂宇は其後の改築にして當寺十三世慶成院日達上人（寬政二庚戌年七月十五日寂）は中興の開基なれば本堂の再建は當代なるべし。

寶曆十四年三月十五日開祖日淵坊に對し本寺二十四世本義院日應上人より上人號を贈られたり。

○靈龜山　萬寶寺　的形村（地）

宗派　臨濟宗妙心寺派　妙心寺末

本尊　釋迦如來

當寺は安永四年十一月南室隣大和尙の創立也、當時は萬寶庵と稱してさゝやかなる觀音堂なりき、其後寂源和尙中興、和尙の入寂は天和二年壬戌也、元祿九年丙子鐵心和尙地中村家（現時は礒に移れり）より入りて住職となり本堂を建立して靈龜山萬寶寺の號を受く、當寺もと姬路慶雲寺末なりしが嘉永七年離末して京都妙心寺の直末となれり。

○離末一札之事

一印南郡大塩組的形村臨濟宗萬寶寺儀是迄拙寺末に有之候處右寺先代寂源和尙拙寺先代南室大和尙の法繼相續被致先代より離末願望御座候處及延引罷在候然るに此度京都妙心寺直末に罷成度旨同門中取持を以て被相願候間任其意致候段相違無之爲後日證一札仍而如件。

嘉永七甲寅年六月　日

姬路大野町構　慶雲寺

的形村萬寶寺

○寶明院　的形村（山河）

宗派　眞言宗醍醐派

本尊　不動明王

創建年月不詳、寬永五年順道中興。〔社寺明細帖〕

○龍古山　養泉寺　福泊村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來　木佛立像

泉州堺の醫師養泉といひし人本山第八世蓮如上人に歸依して出家し明應八年五月十八日本山第九世實如上人より一軸の佛像を賜はり道場を取結び當寺の開基となる、天文六年二月三日第二世養安に至り本山第十世證如上人より木佛寺號を拜受し遂に一寺を創立す、○社寺明細帳、明應八年養泉開基、寬保二年順誓再建、と朱書せり。

當寺は大谷派の播磨に於ける六坊常住と稱せらるゝ大寺中常住の一にして妻鹿敎念寺、御着德證寺、姬路光蓮寺、高長光瑞寺、片島南正寺等と等位の

寺也、本願寺よりも特別の取扱を受けたり、嘗ても本德寺稚子（御連枝とならせらるべき身分の御方）繼母にかゝられし時當寺へ預けらるゝこと三个年に及べり、現存せる衝立練屏は當時本德寺の命によりて造營せるもの也。

當寺第十一世師堅法師は明治五年入寂せり、在世中弘法の傍茶道の師匠として又各種の唐樂をよくせらるゝ人として世人の追慕する所たり、本村民は勿論的形大瓢八木邊りの人にして師に學べるもの甚だ多しといふ。

○寺寶

一蓮如上人鷹の羽六字の名號　一
一十字の尊號　蓮如上人九歲の御染筆　一
一六字の名號　中御門中將宗行卿筆　一
一大般若經版木　八家地藏の所屬たりしもの

〔社寺寶物古器物古文書目錄〕

○茂里山　慶玉軒　福泊村

宗派　臨濟宗相國寺派
本尊　釋迦牟尼佛

當寺往昔は茂里山福圓寺と稱し行基菩薩の開基にして七堂伽藍を有せしが、中比數度の兵火に燒失し唯僅かに觀音堂一宇を餘すのみにて明治初年に至るまで全く廢寺の姿となり確乎たる管理者なかりしが、京都本山相國寺管長荻野獨園師地方順化の際此地に來り荒蕪の裡に埋沒するを嘆き即ち行基の遺跡を繼ぎ自ら若干金を投じて之が復興を謀る、村民德望を慕ひ來て服役し拮据經營廢寺を修復し草芥を開墾し遂に一寺を再興し爾來京都相國寺布敎別院を以て是が稱となすに至れり、其後徹應禪師獨園禪師の後を承けて來住し杉原春窓禪師是に次ぎ浴室及び隱寮（西國三十三个所の觀音を合祀す、）を建立す、其後石川覺道禪師萬山禪師森祖敎禪師を經て明治四十五年の春蓬州禪師を迎へ現今に至る。

慶玉軒は明應年間普明國師の法孫圓鑑梵相の創立足利義政公簾中妙善院一品慶山尼公の牌所、明治十八年十一月京都より當地に移轉す。〔郡統計臺帳〕

北濱村

○臥龍山　西法寺　北脇村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末
本尊　阿彌陀如來

當地の人山元佐左衛門尉安軌京都御本廟に詣で剃髮染衣して證如上人より法名（釋祐證）を頂戴し村里に歸りて念佛道場を結び實如上人の十字名號を本尊となし報謝を相續す、時に永正十一年甲戌三月十五日也、是を當寺の第一世とす、元和七年辛酉五月二十一日第四世釋祐西に至り御本尊木佛を申受け寺號を西法寺と賜ふ、第八世釋智鳳に至り本堂並に庫裏を再建し、第九世釋智俊に至り境內を擴張して、現住第十三世德淨に至る。

○金剛山　西信寺　西濱村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末
本尊　阿彌陀如來

當寺はもと福泊村にあり、養老中の創建にして行基菩薩の開基也といふ。昔時は金剛山壽福寺と稱し眞言宗を奉せり。

貞治中北脇村椿城主大瓢治郎景範の庶子剃髮して釋西信と稱し當寺に入りて眞宗に歸依す。

天文三年寺を西濱村字寺屋敷に移轉す。

元祿三年釋季閑現今の地に堂宇を新築して西信寺と改め眞宗大谷派に屬す。

天保九年閏四月火災に罹り本門を除くの他本堂庫裏悉く烏有に歸す。

明治四十一年九月官許を得て本堂の再建に着手し大正二年七月六日入佛式を執行せり。

○藤井山　西岸寺　西濱村

宗派　淨土宗西山派　禪林寺末
本尊　阿彌陀如來

當寺は慶長元年光空宗甫の創建せしもの、當時は阿彌陀宿時光寺末にして極めて微々たるものなりき、其後尾張長老本堂を再建し隆道和尙（嘉永六年九月二十五日寂）に至り庫裏を改築し現時に至る。

免許書

印南郡西濱邑　西岸寺

右今般依願永世可爲當山客末寺者也

天保四年巳三月　　時光寺現住　準山識

○長谷山　妙泉寺　　牛谷村

宗派　曹洞宗　姫路景福寺末

本尊　千手觀世音菩薩

往古德道上人大和國長谷の里にて靈木を得、佛師に命じて十一面觀世音を彫らしめ一宇を建立して是を安置す、今の大和國長谷寺の觀世音是也、此時上人靈木の餘材を以て自ら千手觀音の像を作り播磨國大塩莊牛谷村に來りて伽藍を建立し普光寺と稱す、其後延喜元年道眞公左遷の時伊保の湊より御上陸當寺に詣でゝ大悲の御相を拜し一の寶鏡を靈前に奉り給へり、然るに壽永の比兵乱打續きければ住僧其災を懼れて本尊を葛籠に納め西山の麓に蔽ひ彼靈鏡は東方の小山に埋めしが果して兵火のため堂舍僧坊悉く灰燼となりき、後靈鏡を探るに其所を得ざりき、其後護魔塚の西菅公假殿の跡に庵室を結びて彼の本尊を安置し普光庵といへり、後文明の頃元の普光寺經堂の跡に移りて妙典庵と號す、當時は臨濟宗を奉せしが慶長中曹洞宗に改め元文四年十一月二十一日姫路景福寺より東嶽和尚を請して當寺中興の開山とし庵號を改めて妙泉寺と號す、現時は住職なし。

文政八年三月十六日農夫小田十五郎倉庫の壁を塗らんとて天神山の土を穿ちしに圖らずも彼の靈鏡を掘出し今尚存して同村蓮敎寺の重寶たり。

○牛谷山　蓮敎寺　　牛谷村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來

當寺は文明七年九月二十日村井西善の開基に係る、嘉吉の昔赤松滿祐將軍義敎公を弑して播州城の山城に敗るゝや其臣村井左衞門尉忠政は逃れて越前に走れり、文明五年の春忠政吉崎の禪室に詣でゝ蓮如上人に謁せしに上人は選擇本願の佛意を演べて在家往生の宗義を示し給へり、忠政是を聽聞して切りに渴仰の念を發し直に髻を剪りて佛門に入る、上人其志の篤きを察し六字の名號を授け法名を西善と命じて弟子となし給へり、西善當地に來りて一宇を建立し文明七年九月二十日初めて寺號蓮敎寺を稱するに至れり、是を當寺の起原とす、大永三年冬嗣子專西本山に詣でゝ詳に此旨を述べしに法主實如上人西善の誠を賞して即ち本尊を專西に下し給ひき。

牛谷村蓮敎寺に秀吉の茶碗、赤松義則の鎧等あり。

〔里翁說〕

○印南郡蓮敎寺略緣起

爰に拜し奉る方便法身の尊形は當寺開基の本尊にして即ち實如上人の御判也、往昔永正七年御免を蒙り安置する處、去る元龜三年霜月十五日の夜火災ありて淨土眞宗の草堂忽ち一時の煙となり佛具聖經等殘らず燒失す、翌日諸人集りて泪をながし別て御本尊の燒失を悲しむの處に境內大木の梢にかゝりて御本尊火難を免れ給ふ、諸人渴仰肝に銘じ不日に道場を建立し右の尊形を安置するの處に又慶長年中に盜人の爲に奪はれ尋ね求むといへども御行方知れず、是によつて重ねて御本山へ御願ひ申上げ御本尊を安置す、不思議なる哉、彼の昔の御本尊阿波國德島にうつり彼の地において信心の同行是を求めて供養尊重し奉る、奇なる哉、彼の家の主、現ともなく聲の聞ゆること我播磨の國に歸らんと宣ふこと每夜に及ぶ、奇異の思いふべからず、內佛をひらき御本尊を改むる處に御裏書に播州印南郡大塩庄牛谷村西善とあり、扨は此御佛の仰なりとさとり此ほど拜し奉る御影名殘おしくはおもひながら佛勅なれば力及ばず、船を催して順風に帆を揚げ忽ち此國に着岸し西善が道場を尋ね來り二度當寺へ歸らせ給ふ、つら〳〵思ふに火災は是我等が瞋意の煩惱にたとへ盜賊はこれ貪欲の水なれば貪瞋二河の御示したがふ所なく水火の難をのがれ給ひしも、貪瞋具足の我等が往生淨土の安心誠に無欲□□の御威德をあらはし給ふか、又金剛不壞の覺體ゆへか、御尊形□りなし、仍に安置す、渴仰敬慕して拜禮あるべし。

寶曆四甲戌三月　日

印南郡牛谷村　蓮敎寺　謹誌

〔播陽萬寶智惠袋〕

大塩村

○大梅山　清勝寺　　大塩村

宗派　臨濟宗妙心寺派　妙心寺末

本尊　釋迦牟尼佛

當寺は季明禪師の開基にして應永二年四月十五日の創立也、延喜中道眞公筑紫御左遷の砌當地の清淨勝地なるを御覽じ佛法有緣の靈地なりとて一宇の草庵を御建立あり、御寶前に梅樹御手植ありて大梅山と稱せらる。

其後永年荒廢遷滅しけるを應永二年後小松天皇の御代將軍義持の近臣正直戰亂を避けて高野山に登り剃髮染衣して僧名を顯正と稱し眞言秘密の法を修め同宗律師阿闍梨となりしも直指人心見性成佛の宗に歸せんと禪宗本山たる江州永源寺に至り禪道辨學倦むことなくして廓然大悟す、天皇其德を嘉し季明禪師の勅號を賜ふ、禪師自利々他のため回國巡化の砌當地に來り彼の菅公の遺跡に堂宇を建立し大梅山清勝寺と名づく、是を當寺の起原とす。

播磨西國三十一番　大梅山　清勝寺

春風に大梅山の花咲きて
　鶯の音を聞く清勝寺かな。

○雲龍山　西光寺　大塩村

宗派　淨土宗西山派　禪林寺末

本尊　阿彌陀如來　木佛立像　行基菩薩の作

當寺は流祖西山善慧國師の遺弟惠空慈道和上の開基也、和上は淡路の人、幼年より本山法主の徒弟となり特命により淡路西光寺に住職す、後天文中布敎のため當地に來り當寺を創む、即ち天正三亥年三月十五日本寺より山號を賜はり雲龍山西光寺と稱せり。

○寺寶

一藥師如來木佛坐像　慈覺大師作　一
一大聖不動明王坐像　弘法大師筆　一
一法然上人六字名號　一
一蓮に水鳥　馬定筆　對

〔社寺寶物古器物古文書目錄〕

外に西光寺と記せし額面あり、こは大勳位九條道孝公の御染筆にして特に公の寄進に係る、別に添書あり。

○祐光山　妙經寺　大塩村

宗派　日蓮宗　本國寺末

本尊　釋迦牟尼佛

天正の頃三木別所の家臣三木某なる者三木落城の砌城内に安置しありし宗祖日蓮上人の木像一軀を奉じ敵中より逃れて當村に來り近藤某が宅に滯留す、日夜信仰を勤めし結果終に近藤某本願人となりて當地に祖師堂を建つ、後慶長六年に至り自ら開基となり當時播磨東郡御着村法華寺の住職たりし眞如院日如聖人を開山とし道場を建立して大乘山法華寺と稱す、後正德年中近藤家の當寺を相續するに及び山號寺號を改めて祐光山妙經寺と稱す、前記慶長六年を以て京都本國寺末となれり。

一祖師日蓮大菩薩の木像は正德五未年の春美濃郡三木莊日蓮宗本要寺より只今の本堂とともに當寺に迎へ候もの、其時の本願人は當寺檀徒近藤長右衛門の先祖酒屋與左衛門夫婦と申候、本要寺開基摩訶一院日印上人の御作にして一木三體の祖師と申候。〔社寺明細帳〕

一法華寺（御着村）　天正中高照院日登といふ僧侶宗旨弘通の砌當地に來り衆人の歸依によりて一宇を建立し號けて大乘山法華寺と號す、是當寺の創立也、後慶長中眞如院日如といふ僧印南郡大塩村の法華寺より當寺に轉住しをりし所姬路上寺町開地につき領主より移轉申付けらる、されど事故ありて住持日如のみ轉住して更に一宇を創建し號して法華寺と稱す、是より世人播磨の三法華寺と呼びなせり、されど大塩村の法華寺は元祿中本堂再建の時山號寺號とも發起人の請願によりて祐光山妙經寺と改めたり、云々。〔稿本飾磨志料〕

○光澤山　明泉寺　大塩村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來　木佛立像

當寺大永二年までは天臺宗を奉じ大養寺と稱せり、祐心住持の砌本願寺第九世實如法主に皈依し改宗して弟子となる、其後元和七年四月二十九日第三世安西に至り木佛寺號を賜はり遂に一宇を建立して明泉寺と號せり。〔社寺明細帳〕

○壽林山　圓龍寺　大塩村

宗派　眞宗本願寺派　西本願寺末

本尊　阿彌陀如來　木佛立像

當寺は寛文二壬寅年五月僧吟海の開基也、此時本願寺より木佛寺號を賜はり壽林山圓龍寺と稱せり。〔社寺明細帳〕

寛文二年五月傍西郡龜山村より此地に寺を移して創立せしもの也といへり。

○懇光山　養源寺　　大墟村

宗派　眞宗大谷派　東本願寺末

本尊　阿彌陀如來　木佛立像

當寺は正保三年の比までは一の道場なりしが眞昭院の西派掛所龜山本德寺より東派掛所姫路本德寺へ歸參の節開基了善御供致せしに依り其功として寛文九年七月本願寺第五世琢如法主より木佛寺號を賜はり一宇を再建して養源寺と稱せり。〔社寺明細帳〕

附　錄

○印南郡三十三所觀音巡御詠歌

一　番　曾根觀音堂

觀すれは浮世のひかさ海山の
和くる光はさそな蓮葉の

清き心はおほろ夜の月。

九　番　西濱　藤井山西岸寺

急けたゝ浮世の中は假の宿
西の岸こそわか栖ひなれ。

十　番　大墟　大梅山清勝寺

野を過きてまねれは心清勝寺
浮世の塵をはらふ谷風。

十一番　牛谷　長谷山妙泉寺

谷越にて坂を下れは妙泉寺
たへなる清水前に流るゝ。

十二番　小林　正覺山佛心寺

浮世かなまよふ限りは皆衆生
さとれはもとの佛心そかし。

十三番　福居　西來山安養寺

立寄りて座禪の床にやすらへは
安養界の心こそすれ。

十四番　北宿　八王山眞禪寺

面白や眞如の月はおのつから
座禪の窓にうかむなりけり。

松ふく風も法の聲々。

二　番　同　興禪山圓通寺

六塵のすみかなれとも圓通寺
眞如の月はくもらさりけり。

三　番　大墟　清光山實相院

實相の院に詣てゝなかむれは
花も紅葉もみのりなるらん。

四　番　同　雲龍山西光寺

一すしにちかひをたのむ海士小舟
西の光のさすにまかせて。

五　番　的形　妙中山海岳寺

海岳寺のほれは汗は蒼海の
浪の嵐や涼しかるらん。

六　番　福泊　茂理山福圓寺

福はたゝ願ふ心にあるうみの
圓にうかふ法の月かけ。

七　番　同　松齡山神宮寺

松風も波かとそきく神さひて
千歳の齡のふる宮寺。

八　番　的形　清池山蓬臺寺

十五番　阿彌陀　佛光山不斷寺

あひかたき御法にあふや今更に
不斷わすれしこの寺の恩。

十六番　同　正法庵

邪の心のきりやはれぬらん
正しき法の寺の松風。

十七番　大國　聖德山常福寺

常にたゝ心にかけよ法の道
これより外に□□福はなし。

十八番　神吉　法性山常樂寺

よしやたゝ苦海を越えて常樂の
弘誓の船にはやくのるへし。

十九番　志方　寶積山觀音寺

樣々にまよふ姿も觀音寺
ちかいの内にこもらぬはなし。

二十番　谷　大藤山長樂寺

長き夜の眠はなめぬ谷水の
流にあへは樂となりぬる。

二十一番　高畑　滿祐山圓福寺

圓なる月の光は世のかゝみ

うかむ心に福や來らん。

二十二番　細工所　中道山安樂寺

折々は浮世の業を觀念し
　安樂世界の身ともならはや。

二十三番　平小畑　安清山長樂寺

はるはると參れは心長樂寺
　生死長夜の夢はさめけり。

二十四番　山角　印南山報恩寺

後の世を助け給へや報恩寺
　まゐる心を家つとにして。

二十五番　池尻　壽命山地藏寺

六の地を同しく藏す大菩薩
　導きたまへ二世安樂に。

二十六番　加古川　佛頂山稱名寺

觀音の御名をとなふる人は皆
　諸々の苦をはなれこそすれ。

二十七番　木村如意寺

實相は如意珠の如し皆人の
　心まとかに身も圓くなれ。

二十八番　稻屋福田寺

ありかたや天か下みな三寶の
　福をかうむる田寺なりけり。

二十九番　同　地　福　寺

朝日さす光かかやく古寺は
　五穀も常に地ふくならまし。

三十番　友澤福田寺

三寶の恩をおもへは父母と
　貧人をすくふ福田寺なり。

三十一番　米田　來迎山西光寺

西の空かたむく月はさしもくさ
　光をたれて迎へ導く。

三十二番　魚崎新　眞福寺

眞實の理を觀すれは諸々の
　福來る□□この寺そかし。

三十三番　阿彌陀　遍照山時光寺

本よりも遍く照らす西の空
　阿彌陀の宿の時の光そ。

諸願成就廻向の添歌

諸願みち無量壽佛のみくにに
　笈弦すくや心さやけき。

右者正德二壬辰年秋九月頃遍照山時光寺第二十六世南空上人見山和尙の巡禮し始め給ふもの也。

干時寬延二己巳龍集七月二十四日

沙門　法空隨道謹令開板之者也

○村翁夜話集にあらはれたる印南郡の寺院

阿彌陀村

時光寺　淨土　京都東山禪林寺末　朱印地
大日寺　同　西山光明寺末　除地
○阿彌陀寺　同　阿彌陀宿時光寺末　除地
○正法庵　同　同　除地
不斷寺　同　京都智恩院末　除地
地藏院　同　同　年貢地
正蓮寺　眞宗　京都東本願寺末　同
光明寺　同　魚橋村正蓮寺末　同
安樂寺　同　京都東本願寺末　同

別所村

安養寺　曹洞　姬路景福寺末　除地
實際院　同　福居村安養寺末　同
眞禪寺　臨濟　京都妙心寺末　同
○金輪寺　同　北宿村眞禪寺末　同
○光性寺　同　同　同
佛心寺　淨土　阿彌陀宿時光寺末　除地
福乘寺　眞宗　船場本德寺末　同
寶量寺　同　姬路光源寺末　年貢地

的形村

○蓮臺寺　眞言　高野山多聞院末　除地
○神宮寺　同　金剛三昧院末　同
海岳寺　臨濟　姬路慶雲寺末　除地
萬寶寺　同　京都妙心寺末　年貢地
○福圓寺　同　新莊村臨濟寺末　同
善正寺　眞宗　龜山本德寺末　同
尊光寺　同　同　同
常念寺　同　姬路光源寺末　同
顯證寺　同　龍野光善寺末　同
養泉寺　同　龜山本德寺末　同
圓光寺　法華　京都本隆寺末　同
寶明院　修驗　京都醍醐三寶院末　同

北濱村

妙泉寺	曹洞	姫路景福寺末	年貢地
西岸寺	淨土	阿彌陀宿時光寺末	同
蓮敎寺	眞宗	姫路光源寺末	同
西法寺	同	同	同
西信寺	同	船場本德寺末	同

大塩村

○潮照寺	天臺	比叡山延曆寺行光院末	除地
○實相院	同	大塩村潮照寺末	年貢地
清勝寺	臨濟	姫路慶雲寺末	年貢地
西光寺	淨土	京都東山禪林寺末	除地
明泉寺	眞宗	姫路光源寺末	年貢地
圓龍寺	同	龜山本德寺末	同
養源寺	同	京都東本願寺末	同
妙經寺	法華	京都本國寺末	同

伊保村

○眞福寺	淨土	荒井村觀音寺末	年貢地
○藥護寺	同	阿彌陀宿時光寺末	同
延壽寺	眞宗	姫路光源寺末	同
眞淨寺	同	同	同
常念寺	同	船場本德寺末	同

善行寺	同	姫路光源寺末	同
願正寺	同	同	同
西秀寺	同	同	同
圓明寺	同	船場本德寺末	同
○福泉寺	同	魚橋村正蓮寺末	同

米田村

西光寺	淨土	阿彌陀宿時光寺末	年貢地
○神宮寺	同	同	同
覺正寺	眞宗	姫路光源寺末	同
西蓮寺	同	神爪村覺正寺末	同
福正寺	同	同	同
敎覺寺	同	龜山本德寺末	同
善覺寺	同	京都東本願寺末	同
永德寺	同	船場本德寺末	除地

東神吉村

常樂寺	淨土	京都東山禪林寺末	朱印地
妙願寺	眞宗	姫路光源寺末	除地
源通寺	同	魚橋村安樂寺末	年貢地
明圓寺	同	京都東本願寺末	同

西神吉村

○寶林寺	眞言	山角村報恩寺末	除地
眞福寺	曹洞	姫路景福寺末	年貢地
常福寺	淨土	神吉村常樂寺末	同
南宗寺	眞宗	横大路村妙正寺末	同
正念寺	同	龜山本德寺末	同
正岸寺	同	魚橋村安樂寺末	同

西志方村

佛生寺	臨濟	網干濱田龍門寺末	除地
長樂寺	淨土	京都東山禪林寺末	同
妙正寺	眞宗	姫路光源寺末	年貢地
稱德寺	同	京都東本願寺末	同

志方村

觀音寺	曹洞	姫路景福寺末	除地
安養寺	臨濟	網干濱田龍門寺末	年貢地
金正寺	眞宗	久□山源正寺末	同
西蓮寺	同	京都東本願寺末	同
○快藏院	修驗	多可郡糀屋村快智院末同	

平莊村

報恩寺	眞言	高野山	朱印地
長樂寺	曹洞	姫路景福寺末	除地

地藏寺	同	同	同
○東林寺	同	同	同

上莊村

常樂寺	眞言	野添村無量壽院末	朱印地
○法道寺	同	同	除地
長慶寺	曹洞	姫路景福寺末	同
法泉寺	臨濟	姫路慶雲寺末	同
○法樂寺	同	同	同
敎泉寺	眞宗	京天使突扳金輪寺末	年貢地

曾根村

圓通寺	禪宗	臨川寺	禪宗
桃源寺	同	周德寺	同
龍澤寺	同	○東林寺	同
○寶積寺	同	○多福寺	同
○延命寺	同	○興林寺	同
○江西寺	天臺		

東志方村

安樂寺	淨土	圓福寺	淨土
○蓮成院	同		

備考

一加古川方面は省略に附したり。

一〇印は現時(明治の末年)廢寺となれるもの也。

○寺院に奉納せられたる戰利品

曾根町　臨川寺　砲彈　四個
同　圓通寺　同　四個
同　桃源寺　同　四個
同　龍澤寺　同　四個
同　蓮華院　同　四個
同　光照寺　同　四個
同　周德寺　同　四個
同　傳法寺　同　四個
阿彌陀村　時光寺　同　四個
東神吉村　常樂寺　同　四個
同　眞宗寺　同　四個
同　明圓寺　同　四個
同　妙願寺　同　四個
志方村　福正寺　同　四個
同　西蓮寺　同　四個
同　觀音寺　同　四個
同　金正寺　同　四個
東志方村　極樂寺　同　四個
同　圓福寺　同　四個
同　圓照寺　同　四個

○戰利兵器奉納記

是レ明治三十七八年役戰利品ノ一ニシテ我勇武ナル軍人ノ熱血ヲ濺キ大捷ヲ得タル記念物ナリ茲ニ謹テ之ヲ獻シ以テ報賽ノ微衷ヲ表シ尙皇運ノ隆昌ト國勢ノ發揚トヲ祈ル。

明治四十年三月　日

陸軍大臣　寺內正毅

廢寺

○八家地藏

本尊　地藏菩薩
脇立　矜羯羅童子　剩多伽童子
併祀　不動尊　巽角地藏尊

創立の事蹟は邈焉として正鵠を得難し、記錄及び口碑に傳ふる處によれば養老の比海中より大龜石像を脊負ひ岩上に上げたり、當時行基菩薩泊山に伽藍を建立しけるが來りて石像を開眼せりといふ。

爾來幾多の星霜を經て福泊村に松齡山神宮寺を建立して本尊觀世音菩薩脇立藥師如來を祀りて地藏の遙拜所とす。

藩幕時代藩主酒井雅樂頭の姫君深く歸依して壯麗なる便室を建設せしも破壞して跡を留めず、本堂神宮寺も亦無住となりて廢絕す。

其後明治の初年までは福泊村の支配たりしが同九年に至り神佛判明の際養泉寺に屬せしめ同寺住職の兼帶する所となる、遠近より來り詣づる者甚だ多し、もと地藏の傍に砲臺の設ありて陸軍省の所轄に屬せしが明治十六年已來再三の暴風怒濤のため全く破壞せられ引て地藏の境內も亦崩壞して大に其形を變せり。

或記に曰、福泊村の前海に入ること一町許に石體の地藏います、世に行基の作る所と申す也、地藏菩薩はいちはやく牟尼の遺敎をうけ功利の附屬に顯れり、二佛中間の大導師三聖執務の諸體なりとかや、如何なる誓ひましましてや此荒磯に跡垂れまして潮風にみがかれ雨露にうたれておはしけるならん、夷も地藏も共に八家といふ名ありて夷は木庭の前にありて地藏は福泊にあり、其名いぶかしくて或る古老に尋ねけるに、八家は古村にて千歲に及ぶ、木場福泊は近き在所なれば神佛に近けれと昔をよばふなりけりとなむ、按ふに木場福泊を近き在所とは言ひ難し、神功皇后の時よりの名なり、他に所以あるべし。〔播磨鑑〕

今福泊の澳に地藏堂あり、昔は木庭に在りし故に八家の地藏といふ、正安四年安藤逵性福泊に大石を疊み島を築き港となし時港口の活計且地藏は船玉神に德を賚しくすといふ意にや移されたり、大永年赤松の臣下のもの多勢淡路より福泊に着岸し地藏に詣でゝ冥助を乞ひ本望を遂げしともいふ。

〔木庭記〕

地藏はもと木庭より福泊へ越ゆる道の邊りに在りしと言へり、今其址に袖もぎ地藏を祀るといふ、即ち八家は木庭の莊號也、一說に、八家地藏は即ち八個地藏の謂にして播磨灘沿岸に八个の地藏を安置せりしより起れる名なれども此地藏

最も著明なるを以て其名を專有せる也、等いへれど附會の說たるを免れず。

八家の地藏は長さ五尺餘の石像にして後光に少し缺あり、雨露の覆なく汀の石垣に顯然として南向に坐し給ふ、この尊像は石を好み給ふとて山海の奇石又は小石等を獻じて願をかくること夥し。〔巡覽圖會〕

播磨鑑にも、此地藏は小兒を憐み疱瘡を易く守らせ給ふとて彼尊像の邊りなる小石をかりて持て歸り後に數を添へて詣で返す習はしあり、と註したり。

福泊村海石山地藏尊の天蓋、渡り六尺かけ目十貫買十兩、文政九年丙戌三月建立す。〔姫路御領內古事錄〕

○心光寺　佐土村

一永祿三年二月二十日佐土村梨原寺斧初、三蓮社主□住持す、飾磨光明寺光□導師となりて六月八日遷佛供養、六間四方佛堂、方町半の垣構すといふ。〔巡行聞書、步行古所記、古處跡略說〕

一同（○佐土村）梨原辻堂に三十年以前まで塩那踊念佛と申すことあり、今は絕たり、文應二年七月六日文賢法師といふ僧の始めし由、此僧何處の者とも知らず。〔播磨故事考〕

梨原寺　佐土村にあり、淨土宗、每年七月六日塩那踊といふあり、文應二年文賢法師の始めしとぞ。〔巡覽圖會〕

一心光寺來歷云、永祿四年三月八日印南郡佐土村梨原寺僧泰純諍論に及ぶ、近隣大塩次郎左衛門、增田長兵衛、原小五郎、志水伴內以下數十輩寺族たり、破却風□す、是によつて寺の緣人近邊頭人深志野政所並三好七郎左衛門、八杉吉太郎、阿部次郎太夫、渡邊、岡村、永濱等是を防ぐ、依て別所家の下知として長井志方の兩構和平、陪僧泰純逃退すと。〔播州古處跡略說〕

一御着小寺殿は眞言宗也、則ち牛堂山の末寺佐土村心光寺の旦那也、美濃守殿官兵衛殿法名は牛堂山より附進し申す由、（今心光寺屋敷といふあり、又井戶あり、）

小寺美濃守職隆法名

心光院殿滿譽宗圓大禪定門
天正十三乙酉年八月二十二日

同　御內室法名
心光本願性譽溪翁長壽大姉
永祿二乙未年十一月二十八日

心光寺位牌には前濃州大守滿譽心光宗圓大居士とあり。〔里翁說〕

一御着小寺氏は眞言宗にて佐土心光寺の旦那也、寺はもと國分寺の末寺なりしが後淨土宗となる、今姫路坂田町心光寺是也、〔播磨鑑〕

一實貞山心光寺　姫路下寺町
淨土宗西山派　京都禪林寺末
本尊　阿彌陀如來　長け三尺　聖德太子作
世に傳ふ牛堂山七堂の時の本尊也、彼の堂破壞の後當寺に安置したりとかや。
當寺往昔は印南郡佐土村に在り、小寺美濃守職隆の菩提所なる故隨身して當城下に移る、後陽成院の御宇慶長三戊申年三蓮社心譽上人の開基也。
心光寺殿滿譽宗圓大居士
心光寺殿性譽溪翁長壽大姉

夫妻の位牌今にあり、香花供養怠ることなし。〔播磨鑑〕

一黑田氏の墓は御着城趾にあり、黑田職隆の內室及び職隆の父重隆の墓標也、もと佐土村梨原寺及び心光寺に葬りありしを天正十五年此地に改葬したる也、其石棺の蓋石に左の文字を刻せり。

黑田美濃守職隆內室明石備前守正風女　永祿二己未年十一月二十八日卒火葬佐土梨原寺天正十五丁亥年五月二十三日改葬天川廓內法號心光寺本願性譽溪翁長壽大姉

恭譽誌

黑田下野守重隆　永祿七甲子年二月六日卒享年五十七火葬佐土心光寺天正十五丁亥年五月二十三日改葬天川廓內法號善岩宗卜大禪定門

恭譽誌

梨原寺は心光寺と改稱する以前の稱なりといへり〔稿本飾磨志料〕

○白矢藥師　中筋村

中筋村字池の尻に白矢藥師といふ小堂あり、この堂

の後の山裾に温泉の湧出せし湯壺の跡あり、今は絶ねたり、いつの頃といふこと知れず、則ち此小堂を藥護寺といふ、此本尊は中筋構主曾根藤四郎義宗の守佛にして古へ温泉湧出せし時の藥師也といへり、靈驗あらたかにして諸人の尊信厚く參詣常に絶ゆることなし。〔播磨鑑〕

當寺の本尊は藥師如來の坐像御長六寸五分の黃金佛なりしか天保の頃盜難に罹り行衛知れず、御脇立十二神立像今に在り。

○

一白矢藥師　中筋村の東池尻村にあり、藥護寺といふ、淨土宗也、昔此地に温泉湧出して其湯壺といへる跡あり、藥師はその守りなるべし、白矢の義詳かならず。〔巡覽圖會〕

一中筋村の東に池の尻といふ出在家あり、此處にしろや藥師といふ小堂あり、此堂のある山裾に温泉の湧出せし湯壺の跡あり、今は絶たり、則此小堂を藥護寺といふ、此本尊は中筋の構主曾根藤四郎義宗（三木別所の幕下）の守り佛といふ。〔村翁夜話集〕

○播州印南郡伊保莊中筋村白矢の由來

並に山本一統の事

一人皇六十二代村上天皇四代の後胤村上武藏守源政則の末孫遠江守源則賴の嫡子曾根藤四郎則宗曾根鄉久里山に城を築く、是より曾根と名乘る、曾根上總助義則其二男赤松爲介源則重の嫡子滿壽丸源秋範元龜二年未の九月より久里山に居城す、並に志方神吉三木別所其外所々に分地す、久里山城は秀吉公に攻められ堀尾茂介の手に落城す、此時滿壽丸は二歲にして母公は山本大納言殿御女也、家來磯部小治郎山中小源太森本主馬主從五人作州落合に走り世を忍ぶ。

一天正元年酉の正月亂治まり主從五人連にて先祖建立の荒山の麓なる藥師庵室に尋ね來る、此時庵の東山の根に小石を集めて礫塲作りの小家を營み此道の荒地を開き家來三人の手に養はる。

一天正七年卯の三月四位少將羽柴筑前守平秀吉公姫路に御移りあり、同九年巳の四月飾磨の城を姫路へ引給ふ、此頃西は大日山久里山の前より北池魚橋の邊りまで東は荒山高壺山の前より辰山を引廻り北の方岸の前まで一帶の入海にてありしを秀吉公御公夫にて增田衛門丞を奉行に仰付られ增田山に小家を建て出張御普請に御掛りあり、此頃までは時光寺は日笠山續きの小島にありし也、此普請に就て時光寺は久里山へ引かせ給ふ。

一西川は西山の裾より日笠山と小島の間を切通し西川續き堤小島まで、小島より辰ヶ鼻まで搦留堤を築き又東は辰山より增田まで堤を築きて此內皆田地となる、此時牛谷村は西山の牛谷より引き中筋は西山の中道と申す所より今の地に引く、曾根は日笠山根より西川の東堤へ引き魚崎は加茂山の裾より出る。

一右普請の時家來三人の者役に取られ人廻しを相勤む、此時奉行增田殿此三人の者を呼出して尋ねらるゝには、其方共は本よりの百姓共とは相見にず、工夫といひ人の遣ひ樣といひ諸人に勝れたり、其次第を語れ、とありけるに、森本主馬事の次第を逐一に語りける、奉行增田殿より秀吉公へ言上するに秀吉公よりの御仰せには一度敵對せし者なれども今民家に落ちて農作をなし主人を養ふ忠臣なれば荒山辰山の見通しより高坪山大岩の見通しまで五町四方滿壽丸に御赦免あり、鄉士大官格に仰付らる。

一其後秀吉公天下の主とならせられ天正十一年に大阪の城を築き給ふ、其跡姫路備前浮田中納言秀家公御預りに相成、文祿元年辰の二月秀吉公朝鮮征伐の御思召立ち浮田公より御召あり、此時、滿壽丸は二十四歲山本主稅と稱す、主從四人とも御呼出しなされけれども山中小源太は死し磯部小次郎は老病にて臥し森本主馬一人相殘りし由を言上す殘る二人朝鮮の御供被仰付、山本主稅介は朝鮮にて討死、森本主馬は肥前にて病死、其後浮田家斷絕す、山本主稅の妻は磯部小次郎が娘にて是に男子有之、多見麿と申し此時三歲也、後に山本長之進則ち濃家百姓の始也。

一其後姫路へは池田勝入齋殿御在城に相成、此頃までは高砂は海中の高洲にて少し漁師の住みし處也荒井小松原砂濱芦原にてありしところ池田公の御普請にて荒井は搦濱になり瀧の川筋を上部邊より加古川へ高砂洲濱の東へ切通し高砂に堀川を掘へ

一城を築給ふの御積りにて高砂の地を築き給ふ、荒井塩濱は播磨塩濱の始め也、今に大阪より相場狀に荒井塩と書乘せ來るは此故也。

一今荒山と申すは元此山の頂に久里山城主の沖見の茶屋と申す一構の家形ありし也、御船にて久里山より此荒山へ御遊山ありし所也、是も打落されてあれ山と相成る、此までは此山を沖見山と申す、あれ山となりては荒山と申來る、堀尾茂介此山を本陣として攻めたる故あれ山と申すとあり、元荒山の西手魚の橋邊は入江の深沼にて田地にならず、則ち池にして置きて新田の用水池に成す、此池は池田公の時代には殺生禁斷の池にて池番に穢多を置きしが芝の始也。

一此頃池田公御代官と地論を致し地頭の權威に押付られ五町四面の御免地も八石六斗の小物成に相成り鄕士代官格も取上られ平の百姓に落入りしは歎かはしき事也、高附になりてより身上も衰へ山の新田前の田地も賣ちらし又は新宅へ分與へて糀を百姓間の商賣として世を渡り來る、尙委しき書物家屋敷殘りなく燒失、安政二年までに四度火難に會ひ馬具は勿論武具に至るまで皆燒失致候、此故に今に白矢に家敷と申すは無之候、又其後彼大池も土砂に埋り田地となり用水は上部より引く樣に相成候。

○網　堂　　伊保崎村

字東にあり、小堂の中に石佛一個を置きたり、時光上人初學の時入室せし伊保崎心光寺の舊跡也といふ網堂といふは上人の阿彌陀の尊像を曳上げし網を此地に埋めし故也といへり。

あみ堂は阿彌陀堂の略なるべし、心光寺は佐土村に在りし寺にて此の地の寺は眞光寺と稱へし也、時光寺の緣起誤れり。〔井村智宗師談〕

○

一網堂　魚崎村に石佛の殘りて跡あり、是は時光寺上人初學の寺也、爰に阿彌陀を網に曳上げしといふ、時光寺の緣起に付ていへり。〔巡覽圖會〕

一地藏堂　但塔石あり。建長元年二月十五日時光寺本尊海中より引揚げ候節其網を埋め候個所の由申傳候。〔社寺明細帳〕

○藥師堂　　米田村

本尊　藥師如來

本寺はもと神宮寺と稱し、その庵主は神佛混合の當時內宮天神社の祭祀を掌れり。

一當藥師に朔日三平といふ古例あり。

每年正月朔日三日に御前に於て御禱の式を行ひ神籔を卜し當年の禱主を定む、但しこは居村に出產せし長男女に限る、男兒は朔日の禱主にして神酒神饌を內宮に進獻し女兒は三日の禱主にして鏡餠くつ餠などを藥師如來に供する定め也。

一今寺內に竹柏樹の大木あり、周圍　尺、一切截伐を禁じ一朶の枯葉の生ずるを見て疫癘流行の兆となし大に之を畏怖せり。

一現時の藥師堂は寶曆中の改築にかゝる、從來は二三の寶物ありしも今は散佚して緣由の徵すべきものすらなし、○蓋し社寺明細帳に

藥師堂　米田村西光寺番

本尊　藥師如來　法道仙人自念の尊像也。

當寺は貞觀八年の創建也、開山花扇法師、前立の藥師と申すは筑紫國東の海中より出現の如來也、其後此尊像を船に乘せ京師へ赴く途中伊保の湊に泊りけるに其夜の夢に是より北に當りて米田村と申す所、此地に我一體分身の藥師如來あり、我此地に至りて衆生を利益せんと、即ち御告によりて米田へ迎へ奉る、本堂の藥師即ち是也。

と見ゆるはこの藥師なるべし。

○米堕山藥師如來略緣起

抑々御厨子の內に安置し奉る本尊藥師如來は法花山開基法道仙人自念の尊像也、此地の衆生に緣ありつて乳無き女に乳を與へ又はやり病いろ〳〵の病難を救ひ給ふとの御靈驗也、尙現世安隱後生善處になさしめ給ふとの御誓願也、夫白雉元年の頃法花山より此小畑の濱へ鐵鉢を飛ばし通行の船に御修行遊ばされ候時葛丸といへる船人これは官家の年貢なりとて一粒も施さず、鉢空しく歸るに隨ふて船中の米白鷺の如く虛空につらなり法花山に至る、船人驚きしたがひ行き仙人に喫さかなしめば、汝慳貪邪見の心を捨て佛法に趣くなれば右の米か

へし與ふべしと宣へば、米悉く元の船にかへれり、其時一俵我念誦佛の藥師如來に供物として殘し置くべしとて留め給ふ所則ち米塚大明神と申す舊跡也、夫より米塚村と號す、今は米田村と改むる也、一度拜し奉る輩は惡事災難諸病を遁れ尚有緣の人々は如來の御感德愼しんで懈怠無く信心あるべしとしかいふ。

干時安政四丁巳年二月再版

○當山內藥師如來略緣起

仰々內藥師如來と崇め奉るは昔筑紫國釋迦牟島の東の海上より御出現の靈像也、其後人皇五十六代清和天皇貞觀八年春三月此尊像再建のため船に乘せ奉り都に赴きし折節此沖にて風波の難にあひ伊保の湊へ船を入れ小畑の濱につなぎし時靈像船主へ夢中に告て宣く我此所に跡をたれて衆生に緣あり汝は本國へ歸れとあれば、夢さめて後船人御佛にわかれ奉らんことを悲み進み出船しければ靈像大盤石の如くして船少しも動くこと能はず、船頭かなしみながら自ら此如來を程近き籔の內に置奉り船主は順風にまかせ歸りけり、又尊像より近隣

の者へ靈夢に依て是より未申にあたりて淸水落來る谷あり、數多の田圃を守護し此處にしばらく安置すべしと、今墟市山に舊跡あり、其後天和二年秋八月八日の夜曉頃に是より十餘町を過ぎ米田村と申す處に我が一體分身の像あり、此地に至つて共に利益を衆生に與へんとの靈夢也、今內藥師如來と申奉るは此尊像也、貧窮無福の者は福壽圓滿をあたへ惡惡無善者は善根を生せしめ現當二世の衆生を救ひ給ふ、故に此地出現の尊像也、則ち與福藥師と申奉る、厚く信心の輩は懈怠なく拜禮これあるべきもの也。

干時安政四丁巳年三月再板。

○佐伯寺　　升田村

字西脇にあり、里俗堂屋敷といへり、今一段二畝歩許の廣さあれども以前は今少し大なりし由なり、明治の初年までは數箇の大礎石存りし由なるも其後碎きて用水溝の普請に利用せりといふ、今一隅に一箇の五輪と一箇の小祠とを置けり、祠內に祀れる阿彌陀像は前年この土中より掘出せしもの也といふ、佐伯寺のことは益氣物語に詳しければ左にそを轉載すべし。

○益氣山佐伯寺退轉之事

此鄕に益氣山佐伯寺と申す伽藍あり、其草創詳ならざれども、人皇九十四代花園院の御宇延慶年中と申傳へたり、天臺宗にして七堂伽藍の大寺也、然るに人皇第百二代後花園院嘉吉年中播備作守護職赤松左京太夫滿祐山名持豊と合戰に及ぶ、此時當寺の住侶滿祐に組し軍陣の謀計をなす、持豊是を聞き大に怒り先づ佐伯寺を破却すべしとて軍兵を差向け風上より火を放ちければ堂塔一宇も殘らず回祿したり、斯の如き大寺なれば種々靈寶記錄等ありしならんも此時寶藏共に燒失したれば儘かなる記錄なし。

不思議なる哉、其時煙の中より本尊阿彌陀如來二王の左の玉眼に乘じ八十橋の峯の巖に光明赫々として立給ふ、西念寺の住侶見奉り非喜の淚を流し袈裟に包み奉りて歸り靈現あらたなる尊像也、殊に吾等が寺の本尊は五百御尺の畫像なれば幸に木佛願望の折柄也、とて本尊に崇め奉りたり、夫より段々繁榮し當時近鄕に勝れたる寺ゆゑ本堂の再建あり、數百年不退の道場也。

兵亂の砌軍用の爲に取退けん、當寺の鐘今三木郡久留美邑慈眼寺に現存せり、彼寺の記錄には三木古城主別所長治追討の節秀吉公より賜之とあれども、佐伯寺の退轉は康應年中にして三木陣は天正八年也、凡そ百九十餘年を隔てたり、鐘銘に曰く。

播州印南郡益田村佐伯寺鐘

大檀那
沙彌道佛　爲二二親一云々
沙彌圓性　爲二二親幷比丘尼淨空一
大助成人
眞　如
合力人
沙彌覺禪　尼法性　尼無心　僧唯覺
尼了念　沙彌覺一　右衛門尉佐伯基治
尼明性　沙彌敎阿　尼明了
左衛門尉佐伯氏信　左衛門尉佐伯秀眞
佐伯氏有　夜叉女　僧信覺
右兵衛尉佐伯家任　佐伯信朝　長景信

結緣衆

左兵衛尉平重成　沙彌道念　沙彌西蓮
僧覺眼　沙彌道圓　藤原氏女
左近衛將監藤原吉信　藤原家幸　佐伯宗依

右爲二一紙半錢與助成之輩出離生死願證菩提一也

延慶二己酉四月二十四日　大工　伊豆　宗友

人皇九十四代花園院の延慶二己酉より今安永六丁酉まで既に四百六十九年になる也。

如斯施主皆官名也、按ふに佐伯寺は格別の靈場なる事疑なし、其舊跡堂屋鋪と號し今にあり。〔益氣物語〕

按、佐伯寺と謂へるは佐伯氏人の菩提寺なる可し、三代實錄に仁和三年七月十七日播磨國印南郡人散位從五位下佐伯直是繼改二本居一貫二附山城國葛野郡一とある　此佐伯直こそ此地の産ならめと思はる、此佐伯氏は針間別の裔なれど上代に於ける播磨國の名族にて隨ひて其氏寺の盛なりしも理なり。〔矢内正夫附記〕

○

一益氣山佐伯寺　天臺宗　寺跡今妙願寺の地なり、慈覺大師の開基、應永中山名氏清に與し赤松滿祐のために亡ぶ、其時寺領百石ありしといふ、此時大師作の阿彌陀如來二王の玉眼に乘り八十岩橋の上に光明を放ちて立ちたり、此導を以て其後一宇を建立して淨土眞宗に改め西念寺と名づく、其後又天正の乱に釣鐘は合戰のため押領せられて今三木郡久留美村慈眼寺といふにある由也。〔播磨鑑〕

一益氣山佐伯寺蹟　開基慈眼大師。

此寺の鐘天正の乱に奪はれ今三木郡久留美莊慈眼寺にあり、年號延慶二年四月二十七日鑄む。〔巡覽圖會〕

○慶明寺　中西村

中西村に藥師堂五間四面の除地あり、右境内往古は高野山明慶寺と申す寺の古跡也と言傳へり。〔村翁夜話集〕

此藥師堂は村の東外れにあり、その前庭には二十尺内外の高さ十三塔の他に、數個の礎石あり、入口の地藏の前なる方一間許の自然石には徑二尺四寸深さ六寸五分の凹あり、藥師の前なるは徑一尺八寸の凸あり、共に柱を立てしもの也、礎石は右の他に尚數個あれども位置變更したれば本堂の大さは知るに由なし、地字を堂垣内といへり。

明慶寺は播磨鑑に慶妙寺と註せり、神吉村常樂寺の兼帶地とす、○現時の常樂寺より正西四町半の所とす。

一常樂寺兼帶地　神吉莊中西村　高野山慶妙寺境内除地

往昔巨刹而敎神上人(○常樂寺之開創者)之師淨照上人文和四年示寂之地也、今者唯其礎石移二屯於一處一、又纔構二藥師堂一宇一、以示二其跡一爾、又其側有二阿迦井竝釋迦堂跡一而存焉、蓋是慶妙寺之内也、敎神上人就二此寺側一開二創常樂寺一、干レ時門前有二清泉一流出名二之眞井一、今猶存。〔播磨鑑〕

第四篇　名跡

曾根町

○曾根松

曾根松は印南郡曾根村天滿宮境内に在り、樹齡百三十餘年と云ふ、今其傳說を繹ぬるに延喜の昔菅原道眞時平の讒言に遇ひ筑紫國に左遷せらる、途すがら播磨國伊保の湊に船繫して四方を眺めけるに東は明石の迫門より西は室津の沖までも見わ渡り南海の連山は青螺の如く雲烟模糊の間に横はり行きかふ白帆は胡蝶の戲るゝかと疑はる、餘りの長閑けさに菅公感に堪へず手づから小松を植わ謂て曰く我に罪なくば榮わよと、果せる哉公の高潔は世の認むる所となり遂に正一位天滿宮と崇敬せられ此松も彌が上に榮わ天正の頃には幹の太さは一丈八尺枝は十間餘も蔓延せりと、其後寛政の秋に至り遂に枯れ現存のものは天明の頃母樹の下に生じたる二代目のもの也といふ、

有栖川宮正仁親王御詠

榮わよと植わやおきけん今もなほ
その世のまゝの神垣の松。

〔大日本老樹名木誌〕

○曾禰靈松の由來

掛まくも賢き天滿天神の栽へ給ひし播磨なる曾禰の神松の千年の後も限り知られぬまで彌榮わに榮わ靈にくすしき由來を尋ぬるにそのかみ延喜の御代菅丞相藤原時平等の潛慝により筑紫に左遷せられ給ひける途すがら播磨國印南郡伊保の湊に御船をつけ日笠山に登らせて四方を眺め給ひけるに東は明石の迫門より此方高砂尾上の鐘もあらしにさそふ聲近く西は室津の沖までも見わわたり四國の山もほの見わて往きかふ船はさながら胡蝶の如く無雙の風景いはむ方なし、菅公感に堪へず、御手づから小松を植わ我に罪なくば榮わよとのたまひけり、果せる哉無實の罪消わ菅公の御德は日々に著れ終に正一位天滿天神と崇められ給ふ、彼の海邊に植わ給ひける小松も彌增しに繁茂しけり、さればある人天神の御威德に感じ御社を營み奉りけるがやがて產土神と崇められ四季の祭禮やむ時なし。

さて御手植の松は彌々蔓延り天正の頃には幹の太さ一丈八尺高さ一丈夫より抄まで一丈三尺戌亥の枝は八間許南の枝は八間餘西の枝は十間餘もはびこり其下蔭は露ももらさず茂りあひけり、秀吉公の御時社頭兵火の災にかゝりける、西北の枝燒け其痛みにて次の枝三四本も枯れにしかども又蔓延りて天正の前にもこわ未申より丑寅へは二十間餘戌亥より辰巳へは十間許となれり、其樹の樣は奇異にして幹はさながら龍蛇の蟠るが如く枝葉は地を離るゝ三四尺にして虎豹のかけるが如し、畫工の筆にも及び難くぞ見わたりける、去るに天明三年の春の頃丑寅の大枝に痛みつき同五年の秋其枝終に枯れけり、其後辰巳の枝も精氣漸くうすくなりけるが惜い哉寛政十年の秋靈松終に全く枯れ果てたり、斯かる靈松にしあればところの人永く世々に殘し示さむとて挾殿を造りて之を齊き祭りぬ。

然るに此老樹の未だ枯れざる前天明元年の春其樹のもとに自ら實生の樹出來て生立つこともいと早く爰に明治二十八年まで百十年餘りにして既に千歲を經たる姿となり太さ三圍にあまり高さ三丈許り未申の方より丑寅の方へ二十間東西十七間の間に枝葉茂り合へり、是まさしく天神の愛で護り給ひし松にこそあれ、殊に天神の御誓をこめ給ひしことなれば幾千代の後までも御神の誠を示さんとにや、親樹のまゝのふりを現はせり、稜威の驗世にも稀なりといふべし。〔社記〕

○曾根の松の記　〔扶桑殘葉集〕

萬づの木草を見るに一たびしげり榮ふると見るも程なく落葉となり枯葉となれり、唯松のみひとり常磐也、こゝに播磨國曾禰といへる處に一つの木あり、むかし延喜のころほひ菅君西府に趣き給ひし時手づから植わ給へりと、まことに枝の樣も世のつねならず、千歲の翠とことはにして木深くしげれり、されば此木のもとに社をかまへ菅神をいはへり、彼の里人この老木の今より後は風雪にたねざらんことを思ひて落葉を拾ひあつめ青き糸を

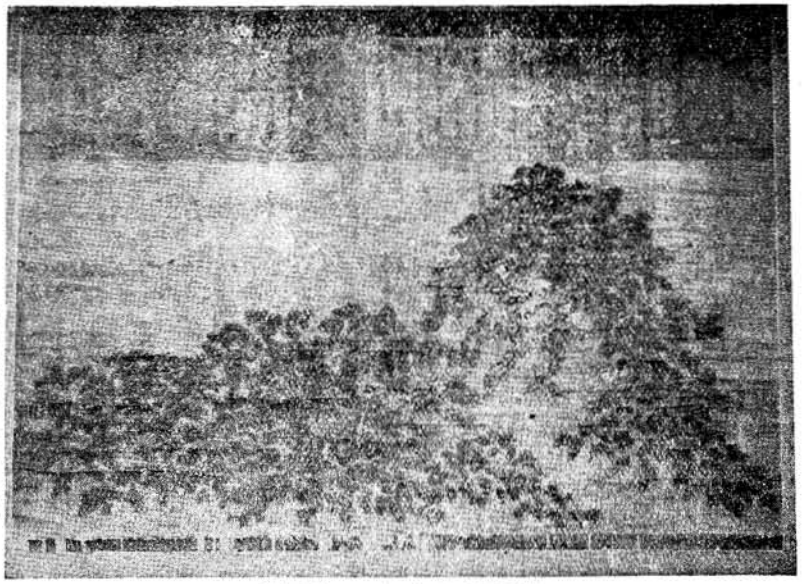

（紙谷章治氏所藏）

曾根之松（初代の靈松）

まきて枝にほごこし色をかたごりなして曼珠院の宮に奉りしに作りなしたる松の姿天工の造化もかくやと見ゆる樣なれば彼の老木も此神の自ら植ゑ給ひしこと國民の口すさびにのみ存りてそのしるしなくてはとて此松に卑詞をくはふべき由宮より御所望ありしかごも拙なき言の葉に千歲のみさをを汚さんもいかゞとやすらひしに年月も積りしかば左のみはいなみ難くこゝろざしの片はしをあらはし侍るるもかたはらいたきにこそ。

寶永第四仲春下院　　亞塊通躬

○播州曾根松詠歌記事〔扶桑殘葉集〕

播州印南郡日笠の浦曾根崎菅廟の前の古松は傳へていふそのかみ相承菅公手づから植ゑ給ひしなりと、そは一松氏の記に詳にして形象は繪圖にそなはれり、卑境邊土の人々といへどもその靈樹たるを知らざることなし、況や詩客歌仙の好で名跡をたづね勝景をしたふものをや、然るに世々の撰集家々の私草にもその名を顯はしてこれを詠せる歌あるを聞かず、またいぶかしからずや、是をもて詞官式部少輔菅原孝繼の老年河野天祐、入江宗怡、蔭山道休、本庄道鑑など常に之を憂へ思ひて彼の松の折れたる枝落ちたる葉を集めて河野是をかの松の十が一の形を作りて此社を沙汰させ給ふ曼珠院宮應法親王に見せ奉りて願ひしかば宮げにもと思召して時の歌仙たる中院の大納言通躬卿にたのませ給ふ、卿もわが詞をもて末の世のためしとせんをいかゞと辭しおぼしけれどもしきりにしひさせ給ふ、社司村老の喜びいはんかたなし、されど猶詠歌のあらざることをうらみてひたすらに願ひてやまず、折ふし宮かくれさせ給へばいひよるべきたよりもあらで十年ばかり過ぎぬ、されど厚き志の絕にすして彼の卿に來り仕ふる某にたよりてわりなく頼み奉りければ卿もその志の久しくおとろへざることを感じ思してうけひき給ひぬ、さらば此木の年ふりたるを見せ奉りなんとて社のすみ拜殿の上などをこゝかしこ尋ねければ天正某の年大風に折れたる枝の又兵火に燒失せたる殘りを二つ三つとり出しぬ、七百年をふりにし木の折れたるより又百年にも餘りぬれば朽果てたると見ゆるところを削りもてゆく程に內はあぶらつきて沈などのやうにてその堅きこと石の如し、このまゝにて見せ奉りなんはとて件の天祐巧なる翁にて蛤のかたを刻りつけ硯となして又靈松の傍にある高松と名づけて同じ比にもや植ゑられけんと思ふばかりの木の皮を蓋として是をまゐらす、卿これを珍しくおぼしてやがて院に奉らせ給へば叡感斜ならで新大納言の御局より奉書下りて褒め仰せけるもやんごとなき、斯くて猶いさましければ竹園相府より月卿雲客まで斯の道に名を得たまふ限りは勸進せさせ給ひみづからの御歌を合せて二十首になりぬ、歌はおの〳〵院の御撰びを賜はせ給ひぬ、卿これに跋を加へて一卷となし孝繼召のぼせて當社に奉納せさせ給ふ、時に正德五年二月二十五日也、こゝに於て社司村老の淺からぬ願もみちて埋れたる松の枝さへ雲居高くのぼりて此木のたぐひなきこと千歲の後までも證歌あまた傳はりぬれば御神もいかばかりよろこびおぼすらんと覺ゆる、されば此御神の古へ日笠の浦をめぐる山からとよませ給ひけるもそのかみ太宰の遷にこゝにやすらひ給ひけるとかや、彼の木の枝の殘れるが猶

二つありければその一つを硯のかたちまどかにゐりて又此卿にまゐらせ今一つはすこし小さけれど硯となし蛤の形わりて希賢に贈らる、希賢これを笹山源君の五十の賀に壽きしさゝげぬ、そのはしつかた殘れるが猶三寸ばかりありしを是も棄つべきにあらずとて香合とし木の皮の蓋添へてそのかはりにとて又是を贈られしを我家の寶物としとめおきけるも亦喜ばしからずや、希賢年比此卿にまゐり馴侍れば此のことのはじめをはりをよく知りぬべし、又雲の上人の稱號官階は田舍人の得しらぬことも多かれば委しく書きつけて贈るべきよし四老の乞ひのぞめるも淺からぬおもき寶をさへにてければあながちにも辭み難くてそらおそろしけれど後の巧なる筆にて書きつらぬべき人の案にもやならんとあらましを誌して暫らく是をおくり傳はるならし。

正徳六年丙申五月二十五日

洛陽　三輪希賢善藏　謹記

○社頭の松

大宰帥正仁親王

榮へよと植ゑやおきけむ今もなを
その世のまゝの神垣のまつ。

従一位通誠

いまはその植へて幾世そこの神の
宮居にちかくたてる松か枝。

權大納言惟通

神垣の松は常磐の色見せて
名高きかけそ世々にふりせぬ。

正二位通躬

かきてしれ松の言の葉あつむるは
こゝの宮居もあふく心を。

權中納言輝光

神垣に老木の松のふかみどり
いく十かへりのはなもさくらむ。

權中納言有藤

瑞垣に植ゑおく松のそのむかし
おもひ出てゝや神もめつらむ。

參議公長

一もとに千枝の翠の榮ゑよと
神も植へけむそねさきの松。

正三位通夏

この神の宮居しめたる廣前に
枝さしおほふ松も木ふかき。

右兵衛督爲信

あまみつる神のめくみは世々をふる
松にも見ゐてかけさかふらし。

従三位實岑

時わかぬみさほを神の心にて
植へしもしるきみつかきの松。

従三位爲久

宮どころしむへきかけとかねてより
植へけむ松に神やちきりし。

左近中將雅季

年經たる松こそしらめ神垣に
植へしも今は遠きむかしを。

右近中將公福

植へおきてこゝに榮ふる神垣の
松はちとせののちもふりせし。

少納言總長

神垣にそれとはいはても名にたてる
ひと木の松のさかへ久しき。

少納言爲範

吾かたのむ神のみ垣の松か枝や
彌榮へ行くみとりをも見む。

左近中將重孝

まもりますこの神垣にしけりあひて
葉かへぬ松のかけそさかふる。

右近中將公野

一しほの翠もふかし神垣の
松は幾世の春にさかへて。

右近中將實積

瑞籬の松も久しきみとりにて
ときはかきはにたちさかふらし。

右兵衛佐資時

いつとなき翠も春に色そひて
今そさかふる神かきの松。

右中辨光榮

かけたかみ久しき世々に仰ききて
松も名たたる神のみつかき。

往昔菅神西淤也、所二茂憩一次宿一之地、其民必無レ不下

慕二其德一、而建レ祠以祀上レ之矣、播州曾禰村所レ祀、乃其一也、祠前有二蟠松一、傳言菅神所二手栽一也、鄉民至二千今一、以爲二之甘棠一、尊敬不レ怠、地之勝也、松之靈也、則擧レ世所二偏知一、而未レ有下搢紳歌仙之賦二詠之一者上、蓋有レ之而或不レ傳耳、祝氏村翁以爲二一大缺事一、常憂レ之、僕亦竊仰二威德者一、今聞レ之、不レ勝二感情一、仍爲賦二蜂腰一首一、既又請下竹園相府已下巧二詠歌一者、十有九人之吟上、々成而各自手書焉、合爲二一卷一、以附二菅原孝繼一、庋奉二諸祠前一、恭惟以下神德感中靈襟上、既尙二詠歌一、有下幸經二乙夜覽一者上焉、僕等之浴二神澤一亦不レ淺、今伏願、靈松之壽、永與二廟宇一共及二無窮一、

正德五乙未仲春下澣　　持進通躬　謹書

○松研記

有下人道二山陽而來者上、必誇二曾禰松一云レ奇、其偃蹇拏攫、可レ蔭二數十畝一、蓋千年古物也、過每欲二往觀一而未レ果、向有二靑衿之士踵二門通レ謁者一、問二其名居一則田中榮許、家二于播之曾禰一焉、問二其家一則冐レ樹而居焉、問二其樹一則狀與レ年、猶二夫人之有一也、問二其誰所一レ植則云、昔者延喜中、丞相菅公、貶二于大宰一、路出二於此一、蓋其所二手栽一、後人慕二其遺德一、勿レ剪勿レ伐、必恭敬止、故如レ此其壽且蔓衍也、遂構二行祠一、尸祝而徂豆之、以祀レ公焉、榮許寓二學都下一有レ年矣、質慤而才茂、既還而書來、副以二一本研一、則云此夫松也、余族叔天祐翁、曾與祠官式部少輔菅孝繼、及邑耆老澤永其華翁、素有二巧思一、乃收二其枯叡斷蔕一、結束摸レ狀、啟二艮應親王一、請二朝紳歌頌一、王薨其事中寢、又獲二枯拼干拜亭藻井上一、則天正中、被二火爨一、且風折之所レ餘、亦其旁枝也、質膩如レ水、沈牢比レ石、因雕成レ研、旁刻二介蟲象一、因二源亞相通躬卿一再申、請二前亞相一、奉レ進二上皇宮一、上皇悅豫、大被二賞異一、內舍人傳二宣命一、王公以下、當時名卿、製和歌凡二十首、以レ文飾二其事一、裝爲二一卷一、正德五年二月、納二之本祠一、又以二餘材一、造二此研一、願レ記二其由一、爲寄二一冊一、檢レ之則先輩叙錄已詳、固不レ竢レ贅、加以二冗懶一、久稽二其議一、近又促而不レ眞、曰翁齒且邵詩文成、因叙二其事一以還レ之云。

右松研記一篇、伊藤東涯先生之作、祠官曾根氏之所レ藏也、有レ故散失、然其篇首五行、猶存二先生之手筆一、請レ余續書焉、先生君子人也、雖レ愧貂續一、亦余所レ幸也、遂書。

天保戊戌七月　　摩島長弘識

○

我邦俗菅靈を以て翰墨の神と爲し敬虔懈らず、肥後藩碩學秋山定政曾て曾根菅廟に詣て、公手植の松を觀て感賞し措かず、排律を賦して神前に捧す、其後賴山陽、鹽田隨齋、簸崎小竹、梁田星巖、貫名海屋、藤森弘庵、桑原騭蜂等の諸大家皆同しく之を詠し、就中同韻を步する者多し、珍重以て尙ふるなきなり、今其卷詩を此に揭く。

△靈松詩卷

播州曾根偃松、云是菅公左遷時所二手栽一、實八百年物也、癸酉春適觀レ之、因賦。

菅相祠堂古　孤松久已貞　蟠根餘二手澤一　偃蓋感二精誠一　地屬印南郡　年傳昌泰名　後凋憐二黛色一　遺愛慕二風聲一　鶴影樓仍密　龍鱗老更生　渡塘仙鼎鍊　材使帝家成　應レ等二甘棠思一　何論二嘉樹榮一　悠々八百歲　不レ朽託二文明一

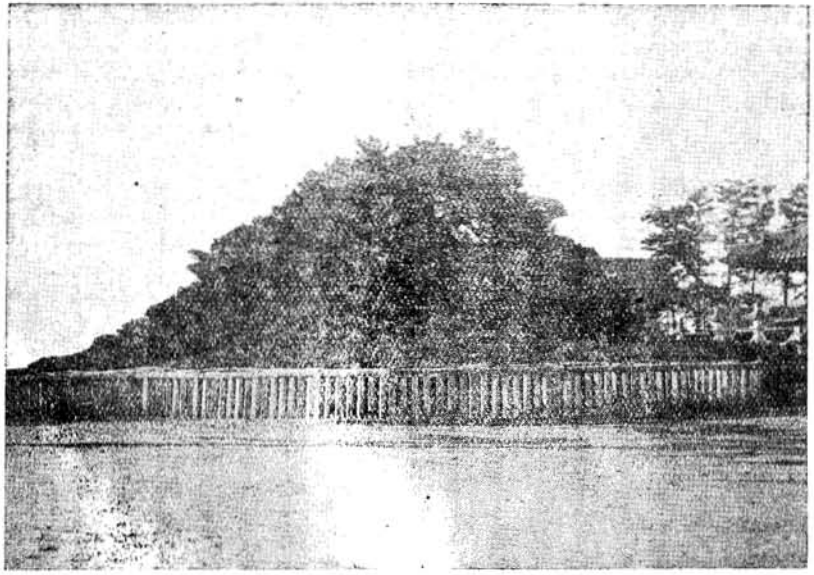

曾根之松（二代の靈松）

用二秋玉山之韻一、爲二菅廟司祝曾禰梅園一。

菅祠松樹老　手澤憶二忠貞一　鬱屈後ゝ霄質
軫困貫ゝ日誠　召棠堪ゝ比ゝ美　蜀栢足ゝ齊ゝ名
大盖無二天翼一　翔濤震ゝ地聲　赤心期ゝ效ゝ死
素節豈偸ゝ生　梁棟難ゝ爲ゝ用　廟堂誰棄ゝ成
終然千載茂　却勝一朝盛　雨露長涵洽
神靈奉二聖明一

天保九年戊晩夏初七、書二於江戸邸舍之東軒一、

隨齊　塘田華』

△古松詩卷

曩時秋玉山、過二斯處一賽二斯廟一。有二咏ゝ松詩一、松者所ゝ謂曾根松也、爾後賴山陽亦過二于此一、賽二于此一、請二其詩一、步二其韻一、次有二塘田氏一、皆錄以納二神前一、邑人橋本豊信、請二近歲諸有名一咏ゝ之、漸積爲ゝ卷、裝以獻焉、志在下仰二神威一弘中靈松上、使二僕記一ゝ事、僕不ゝ敏何能、固可ゝ辭也、又顧今不ゝ聽二此請一、後無ゝ由ゝ納二辭於神前一、章句之不ゝ朽、寔可ゝ耻也、若夫誠信神知ゝ之、豈容二默止一哉、遂錄、慶應丁卯季冬穀旦。

浪速　後學　牛門田子麗　敬書』

右曾根庶所ゝ藏、玉山先生題ゝ松詩、原本已失二所在一、久矣、傳寫者獨存、邑人某請ゝ襄淨書、襄瞻二仰公一固也、而於二先生之詩一執鞭欣慕、代二其書腕千百餘年後一、眞可ゝ喜也、但未ゝ知地下有ゝ知、能許下以二醜字一書中美製上否也。

後學　賴　襄　敬識』

印南郡裏丞相廟
樹植不ゝ言擎ゝ天德　手栽二松樹一託二忠貞一
撫ゝ汝盤桓顧二北闕一　假仰猶存捧ゝ日誠
擎ゝ空夭矯亢龍狀　三宿何嫌濡滯名
千載寃魂化二琥珀一　逆ゝ風瞭唳老鶴聲
惟偉鐵幹空自存　不ゝ論由孽歷復生
支撐曾益扳擢意　四如相業虛禰ゝ成
作ゝ詩愧無二杜陵句一　蟠屈甘輸滋募榮
文政八年、歲在二乙酉一孟冬、過謁二曾根菅公廟一、觀二秋山玉山先生題詩一、途上步二其韻一、比ゝ至二魚磯一成之、化ゝ排爲ゝ古拘攣也。

藝國　後學　賴　襄　併書』

寄二題曾禰靈松一、之是菅公西遷時所二手栽一、爲ゝ慕二菅公德一　來觀松幹貞　盤根懷二苦節一
流波表二丹誠一　一辱二當年愛一　長傳二勝地名一
向ゝ京懸二日影一　近ゝ海和二濤聲一　翠色全無ゝ悶
蒼髯尚若ゝ生　行人瞻仰久　騷客咏詩成
遷謫靈雖ゝ隔　尊崇木共榮　梅花千里外
相與助二神明一

曾根菅廟古松、秋玉山先生有二題詩一、次二其韻一

辛亥夏五月　　浪華　筱崎弼』

鬱葎喬松逼ゝ天清　萬人仰ゝ面認二忠貞一　丞相立ゝ
朝與ゝ松等　高擎二天日一推二丹誠一　何料左遷亡二
西海一　得兆造物忌二美名一　留二得髯龍一空閱ゝ世
霜風颯々起二濤聲一　君不見紫宸障子畫二賢聖一
又不ゝ見寒夜脫二御衣一思二蒼生一　仁明如許臣
輔翊　可ゝ惜一朝評構成　松乎松乎公手植　澤
及二子孫一枝葉榮　嗚嗟松乎今尚護二遺廟一　赫々
靈威千古明

播州曾根、菅公廟古松、是昌泰年間、公左遷路次所二手植一者、秋玉山有二排律一、亡友賴子成步二其韻一作二古詩一、余所二用賦一、此時辛亥孟冬也。

星巖眞逸梁緯薰沐拜草』

菅神所二手栽一孤根盤結大江傍　遺愛千年亦一場
鴻爪曾沈點二泥土一　鬣鱗何厭擺二氷霜一　擎ゝ
天有ゝ力空擎擾　據ゝ地無ゝ陰不老蒼　爲貞木中
仙子骨　正應二悠邈護二祠堂一

辛亥小陽春　　貫名苞薰沐拜題』

寄題曾根古松鄉人某氏囑

聖蹟喬松立二海沂一　長欽老綠帶二恩輝一
龍鱗菅感賞二温樹一　雲髮或想如二衛妃一
獨夜清風揮二玉露一　千秋餘律入二瑤徽一
筑西殘月應二相及一　莫ゝ羨花神天外飛

嘉永辛亥吉月　　平安　島規

想當ゝ乙ゝ憐粗率誤ゝ筆請恕』

印南郡裏曾根里　老松一樹占二孤貞一
道是菅公手栽物　行客抵ゝ今仰二忠誠一
夭矯髯龍撝ゝ雲起　遭遇大賢傳二其名一
悠々九百餘年翠　天風和出波濤聲
憶見相公左遷日　曾無二怨尤一点生一
眷々尚植棟梁材　期此他日或大成
果然遺澤在二四海一　德與二松樹一年々榮

嗟公靈無レ處不レ祠　殊有二此地一託二神明一
曾根菅廟古松、云是公手栽、秋玉山有二排律一、
賴山陽、梁星巖諸先生、步二其韻一作二古詩一、
參亦倣レ顰、以應二某氏之需一、嘉永癸丑仲冬
鷲峯逸人桑原忱拜題』

古松行

曾根祠畔千尺松　翠色鬱屈穹蟠二蒼穹一　霜糞雪
糞摧不レ得　剛風吹濤戰二鮮龍一　霜雪然暴風然
盛　松兮一何勁　挺然有レ似二君子節一　正氣貞
操見二本性一　君不レ見菅公當年補袞勳　蓑斐忽
成貝錦紋　一朝浮雲蔽二白日一　謫去未レ忘聖明
君　精誠貫レ日無二尤悔一　手栽二此松一表レ不レ改
千秋緬想拜レ衣心　彷徨清陰疑二神在一

江戸　藤森大雅』

靈籟清蕭鳴二佩環一　菅公欲レ觀鎮西山
青天碧海來何在　錦纜牙檣去不レ還
遺愛永存千歲後　孤根屹立萬松間
儼然祠廟臨二青浦一　拜淚行人跪二虧斑一

詠二古松一傳云公所二手植一

八十翁　山樵翰拜具』

幾人來賽事從容
千歲舊操枯止レ貌
綠朶綠陰偃枕レ石
累代祠司能護處

詠二靈松一

正四位下　縣主重龍』

○

擧世咸知松貞直
當公之遷西海日
聖賢自古多艱難
英靈今尙在此樹
鬱律參天三千尺
歲之乙亥仲春月
松亦及時逾見榮
終古乾坤日月明

播州曾根菅公廟松實公所手植也、秋玉山曾有
五排題詩、後賴山陽梁星巖用其韻各作七古、
今玆乙亥之春棟宇再修有臨時祭典、余適來遭
此擧、亦步其韻賦此篇　岡本黃石』

○

播州曾根は高砂より程近し、菅丞相因緣の地ゆゑ
神德靈威永冇レ松
百季新栽榮繼レ蹤
一株一蓋坦爲レ峰
詳觀精勢古蟠龍

天滿宮を祭れり、宮居の前に年ふるき松の木あり、まことに龍蛇のごとく横さまに臥廣がりて千年の古色あり、其むかし菅公筑紫へ御配流の時暫此地にあらせたまひ御手づから松を植置かせたまひけるに其後年々に繁茂して其松今に存在するといふ誠に松は諸木に勝れ齡長くめでたきものと世にいひならはすもことはりなり、されど老木のゆゑにや身木に朽入りて枯れんとすること度々なるを神主歎き身木の朽たるうつほの中に煤古く附たる麥藁を入れて是を燒て療治を加ふるに其しるしありて枯れんとする枝葉再び蘇生り翠の色恙なし、此如なること近年度々なれども其たびに療治をくはへて今猶めで度榮ゆ、諸木とも藥灸など治方多き中に松は川芎を煎じて根に度々灌げば枯れんとするもの再びよみがへるといふ、又常々鐘乳石を細末して根に埋めば其松よく榮ゆとなり、蘇鐵は鐵を根元に入れ身木にも金釘を多く打てば甚榮ゆるが如く諸木とも夫に相應せる藥種有べし、灸は何の木にもよくきく物也、煤附たる古き麥わらを燒たるも大なる灸をしたる理なるべし、曾根松などは千年の古木なれば何卒して長く榮ゆる樣に願敷もの也。〔永井一孝校訂西遊記〕

○　曾根神廟十二景詩歌

曾根靈松　大學頭藤原信篤

曾聞北野長松茂　誰識靈根此地彰
前年無レ辜寸心赤　後凋有レ約四時蒼
清風同操孔明栢　惠化流レ譽召伯棠
壽色千年君子德　神威爲寵又爲光

日笠夕照　翼々齋主林忽士偉甫

日笠雲收風力輕　晴潮涵影晚潮平
夕陽雖レ好未レ明レ罪　唯表丹心一寸誠

洲中清泉　退省竪林慈士彌甫

些彼洲中泉水深　遺風千載闇清音
晴波一勺如明鏡　照破忠臣未死心

家島雲霞　耐軒田績

爲レ財爲レ屋是神通　遠望幾家萬木中
分得雲霞三島色　一般却白一般紅

前島漁舟　易侯庵森哲

波撼二金花一風景分　漁舟得レ所代二耕耘一
春潮帶レ雨海牛喘　罷釣歸來孤島雲

響灘晴嵐　翠松堂田強

灘上雲煙望不レ窮　多端詩料寸眸中
潮聲一道送二殘雨一　天末青山十里風

江南秋月　渡邊通艸

月照二瑤宮一仰二德輝一　江南夜靜氣霏微
欲下將二清影一比中疎影上　難レ奈梅花千里飛

時光晩鐘　讀陽文學菊地武雅

時光古刹挂二殘陽一　日々鐘聲報二下堂一
曾根松風吹不レ絶　春容引レ響到二黃昏一

的形夜雨　東溪田子書

暗雨風寒不レ堪レ情　行基緣底托二佳名一
溫泉濺沫知多少　變化瀟々一夜聲

連浦歸帆　覜山羽儀父

晩風吹レ艇速二於飛一　四望金華帶二夕暉一
乍遠棹歌還乍近　波搖帆影衝レ潮歸

鹽竈夜煙　桂山貞長

斥鹵煎レ潮傍海邊　砂汀月暗五更船
風吹鹽竈夜將レ曙　散作二漁翁楚竹煙一

北山暮雪　一色範通艸

菅氏吟情鐘二筆端一　瀧々嶺暗朔風寒
夜半千樹枯槎發　莫レ倣梅花落盡看

右十二景詩不レ限レ是而遠近縮素文人之詠吟爲二數軸一今撮二其一二一而記レ之也。

曾根靈松　姬路惣社宮守左近

引き植ゑしその根も久し神松を
ときは堅盤に誰もあふかん。

日笠夕照　攝泉界西蓮

さしてしるあすもうらゝと天傳ふ
日笠の山は夕ほてりして。

洲中清泉　攝泉界大好

沖津洲の中に泉は流れても
水の心はかはりやはする。

家島雲霞　杉岡氏宗閑

海原や雲も霞も晴るゝ日に
見にて間近き海士の家島。

前島漁舟　書寫山一雨

あかす見る名殘ありとも白波に
島かくれ行く海士のつり舟。

響灘晴嵐　大阪住貞性尼

雲はらふ磯山あらし追手にて
響の灘を渡るふなひと。

江南秋月　三木氏長宣

見わたせは南の海に月さえて
波の花さく秋の夜の空。

時光晩鐘　尾崎文節

故寺のその時々に光りさす
佛のみかけかねの聲々。

的形夜雨　丹羽光辰

故郷を思ひつゝけて夜の雨の
夢し結ははつまと語らむ。

連浦歸帆　河野氏

浦々に所せまきまて行く船も
おのかさま〳〵梶のとりとり。

鹽竈夜煙　笠原佐伯氏

行きくれて鹽たく小屋寢もやらて
煙も白きものとこそ見れ。

北山暮雪　曾根村吉光

旅の空さひしと北をふりさけて
見れは高岑に雪の夕風。

右十二景の和歌是のみならず、數多卷をなす、今其一を載せて餘は省く。〔播磨鑑〕

○檜笠山　檜笠の浦

檜笠山は黑岩の上にて曾根より大鹽へ越ゆる嶺也、絕景八十岩橋に似たり、山下多く鹽濱ありてまことに繪にかけるが如し、此山の下を檜笠の浦といふ。〔巡覽圖會〕

萬葉集　人丸

印南野は往過きたぬし天つたふ
日笠の浦に波立てる見ゆ。

堀川百首　顯季

天つたふ時雨に袖もぬれにけり
日笠の浦をさして來つれと。

○檜笠御墓

檜笠山の頂に羨塚あり、里俗經塚といふ、大なる栗石を以て周圍を築き中に長さ二尺巾五六寸厚さ一寸五分內外の板石を疊みて作りし棺ありて刀劒數口を置けり、明治の初年心なき者ども高貴の墳墓とは知らでこを發掘したりしは實に口惜しき限りなり、尙

陪塚四五ありて今に其形を存せり、推古紀十一年七月の條下に見ゆる舍人姫王の御墓は是也といふ、考證左の如し。

○檜笠岡御墳墓考

日本紀推古帝御世の條に

十年春二月己酉の朔來目皇子をもて新羅を擊つ將軍と爲す、十一年春二月癸酉の朔丙子來目皇子筑紫に薨ませり、又四月壬申の朔更に來目皇子の兄當麻皇子を以て征新羅將軍と爲す、秋七月辛丑の朔癸卯當麻皇子難波より發船、丙午當麻皇子播磨に到る、時に從へりし妻舍人姫王赤石に薨せぬ、仍りて赤石の檜笠岡の上に葬る、乃ち當麻皇子返りて遂に征討す。

此當麻皇子は用明帝の御子にして聖德太子の異母弟に當り、妃舍人姫王は欽明帝第七の皇女也。

又舍人姫王を葬れる檜笠岡は紀に明石とありて播磨鑑には赤石浦の稍西なる岸崎なりと見ゆれど、

萬葉集卷七人麿の歌に

印南野は往過ぎぬらし天傳ふ

日笠の浦に波立てる見ゆ。

とありて同集の一云に

思賀麻江はこぎすきぬらし天傳ふ

日笠の浦に波立てる見ゆ。

とも見ゆれば日笠浦は飾磨江の東、印南野の西なること明か也、今按ふに印南郡曾根村の西に檜笠岡あり、其邊一帶の海を檜笠浦と呼べり、されば紀の檜笠岡は決く此處にて上代は此邊までを明石と汎稱したりしこと愈々明か也、今岡上に經塚、夫婦石あり、姫王の御塚なるべし、明治の初年高貴の墳墓なるを知らでそを發きけるに所謂葬塚にして棟石の棺あり、刀劒數口出でしとぞ、高貴の塚に經塚の名あるが多し、經卷を納めつる爲か、京人を葬れば京塚の意か聽かならず。〔兵庫敎育矢內正夫氏論文採意〕

○黑　岩

日笠山の麓に汀へ出でたる岩あり、色黑きゆへ名とす、時光上人淨戒趺坐の所なりといへり、石面十三佛の像を彫りて物古りたり、今傍に住吉の祠を置けり。〔巡覽圖會〕

明治三十五六の兩年に亘り曾根村中谷與七郎、この黑岩の附近二段歩餘の地を開き松櫻を植ゑ込み西國三十三所の觀音を安置せり。

伊保村

○伊保湊

今の洗川の川口千鳥橋附近一帶の入江をいひしなるべし。

新續古今　　後鳥羽院

大かたは鹽ひもさひしあまのとや

伊保の湊の秋の夜の月。

同　　大江嘉言

ふかき夜に寢覺めてきけは播磨潟

いほの湊に千鳥なくなり。

現在六帖　　大僧正慈圓

誰もさそ物なかなしき友千鳥

伊保の湊に鳴きすたくなり。

和歌名寄

しかま津に鴨の聲こそ聞ゆなれ

伊保の湊に鶴や鳴くらん。

同　　登蓮法師

藻鹽燒くいほの湊に苫朽ちて

波路晴れせぬ五月雨の空。

同

過行きて思ふに物の悲しきは

いほ山なりと聞くになるべし。

○木綿崎浦

木綿崎浦は播磨鑑に高砂浦の別名の如く記せごも甚た疑はし、案に伊保山南を伊保崎といひ其邊の海を伊保崎浦といひしを訛りて文字まで變りしならむ。〔矢內正夫私考〕

山家集　　西　行

立ち渡る浦風いかに寒からむ

千鳥むれゐる木綿崎の浦。

○梅の井

梅井村の南三町許戎神社の西にあり、一に不增不減の清水とも言へり、方一丈許至つて淺き水溜りなり、

潮の中なれども此清水のみは眞水也、里人茶の水に汲みて用ふ、深く掘さらゆれば却つて水質惡しくなるといふ、延喜の昔菅公此地に船を寄せ給ひし時水を求め給へば自然に湧出でたる井也といへり。

夫木集　道雪

いつとてもかはらさりとて里人のためしも同し水そこの月。〔播磨鑑〕

井は戎神社の西十四五間の所にあり、附近の鹽田が新田に作られし際石垣を築かれて今は四尺に六尺許の大さにすぼめられたり、而して周圍には方三間の芝地を存せり、深さ四尺許、前年井を掘浚へしに其東南隅に一石一字の經文小壺に入れて埋められたりといふ、今は藻草生ひたれども石垣を築かるゝまでは甚だ清水にて鹽田稼等喜びてこを飲みしといふ、茶の水は勿論梅井高須の豆腐の水は必ず此井の水を用ひしと也。

梅の井といへるは菅公筑紫に赴かるるの時伊保の湊に御上陸あり、村民飲用水に困難するを聞召し老翁に教へて井を掘らしめ給ひしに即ち清水湧出せり、菅公自ら梅の枝を持ちて御姿を此井に寫し給ひしに因り梅の井と號くといふ。

○

一不增不減水　魚崎新邑にあり、菅公左遷の時此處にて不思議を得給ふ由、淺き井也。〔事始經歷考〕

一高須清水　印南郡魚崎新村。〔古處跡略說〕

一梅の井　一名不減不增の水といふ、魚崎の前高須村戎神社の傍らに在り、菅公の遺跡なりともいへり。〔巡覽圖會〕

一魚崎新村鹽濱の外に清水あり、方一丈許の水溜り也、至つて淺く村方より茶の水に汲み用ふ、深く掘さらふれば水質惡しくなるといふ、里俗是を梅が井といへり。〔村翁夜話集〕

○渚の井

伊保崎村にあり、清水湧出して四時涸るゝことなし民家汲みて飲用水に用ゆ。〔巡覽圖會〕

此井徑四尺許、伊保崎村字加茂條なる眞淨寺の西に在り、加茂條とは加茂の社以前此地に在りしより起れる名也、里俗道眞公西下の折伊保の湊より御上陸あり、加茂の社に參詣の節社前なる此水にて手水をつかひ給ひし也といへり、當時此地は伊保の湊の一角なりければ渚の名あり、今に其味しほからく井水は潮の滿干によりて增減ありといへり。

○石の寶殿

石の寶殿は阿彌陀村に屬すれども說明の便宜上こゝに於て述ぶることゝせり。

生石村の後の山腹にあり、三面斷崖を以て圍まれたる中に石殿を置く、石殿は大凡に社殿の形に作りたるを入口を上にして西に倒せしもの、基底方三間半基底より棟まで四間半の大さあり、四圍に水を湛へたれば一見池中に泛べるに似たり、古色蒼然實に太古の遺跡とす、陸前鹽竈神社の鹽竈、日向霧島山の天逆鉾とともに我國の三奇と稱せられ、又播磨四箇名所の一とす。

名所見たけりや播州へござれ
石の寶殿會根の松、〔俚謠〕

○

石寶殿　靜石室と稱す、生石子村の後の山腰にあり、石殿を以て神體とす、大さ二丈三尺四方高さ二丈六尺、すべて社殿の形に作りたるを横に倒したる也、故に屋根も土臺も横さまになりて拜する人は寶殿の底に面す、此地は近國の名物龍山石を產する所にして寶殿も一箇五十餘丈の石山の中を切抜きて造り其所に倒したるまゝに置かるゝ也、土臺と屋根との中間は四方ともに切かけて狹く上になりたる處には自ら土壤留りて窪ければ也、一或曰、石室の制作におひては異ることなし、今にも工備をだに重ねたらんにはしか作ることも安かるべし、唯横に倒したるのみは奇也、その義考ふるに由なし。

一筑後國上妻郡人形が原といふ所は石の人形あるが故に後世其名ありといふ、其石人の傍に石殿三間のものありて此靜が窟に似たり、又神爪上妻の名も相似たり。

一又一說に生石の名は此所の石山に就ての義なるべし、故に此宮は其石の神を祀るの心か、尤も生石は古への地名なるが故萬葉の生石村主とも

ふは此處の人なるべし。

一又靜が窟とよみたるは此山の奥に奇なる石室あり、若しや億計天皇の御一名を生石尊とも申せば此邊りにもかくれましませし事もありけるにや。

一又紀州三穗の石室の歌に就て伊勢宇治人考に、石見國人云、其國邑智郡岩屋村に大なる石室あり、古老相傳へて大巳貴少彦名の二神の住み給へる所にて即ち靜が石室と申す古名也、といへり、是濱田より二十里許邊鄙なり、何れが是なるぞ、尙考ふべし。〔巡覽圖會〕

○

大國里　土中々　所ニ以號ニ大國一者、百姓之家多居レ此、故曰ニ大國一、此里有レ山、名曰ニ伊保山一、所以(號伊保者)、帶中日子命乎坐ニ於神一而、息長帶日女命、率ニ石作連一來而、求ニ讃伎國羽若石一也、自レ彼度賜、未レ定ニ御盧一之時、大來見顯、(故)曰ニ美保山一、山西有レ原、名曰ニ池之原一、原中有レ池、故曰ニ池之原一、原南有ニ作石一、形如レ屋、長二丈、廣一丈五尺、高亦如レ之、名號ニ大石一、(一)傳云、聖德王御世、弓削大連所レ造之石也。〔播磨風土記〕

一大國里　和名抄印南郡大國鄉(於保久爾)

大國里は今の米田伊保曾根阿彌陀の諸村に當るべし、大國といふ大字は西神吉村に屬すれど古への鄉域は專ら龍山の四周を指せるならん、即ち本郡南部に於ける大邑なりし也。〔地名辭書〕

一伊保山　生石神社の西南なる高峰をいふ、標高一一三米、龍山は其東南に連れる別峰也。

一帶中日子命は仲哀天皇、息長帶日女命は神功皇后を申す、又弓削大連は大連物部守屋なり。

一乎坐ニ於神一　不レ詳、疑有ニ脫誤一、又按、坐ニ於神一、蓋猶レ云ニ天皇晏駕一、而神靈見存、因謂ニ美保山一、即御盧山也、伊保亦庵也、御盧蓋謂ニ殯殿一也。〔栗田寬註〕

坐ニ於神一は殯宮に在すをいふ　萬葉二弓削皇子薨時の歌に久方乃天宮爾神隨神等座者云々。〔敷田年治註〕

一石作連　火明命六世孫建眞利根命之後也、垂仁天皇御世、奉爲ニ皇后日葉酢媛命一、作ニ石棺一獻レ之、仍賜ニ姓石作大連公一也。〔姓氏錄〕

一池之原　今阿彌陀村大字に北池南池あり、是なり。

一大石　里俗今石の寶殿と稱せり。

○

印南郡生石村に在り、大名持命少彦名命を祭る、國內神名帳大社高御位大神生石子大神と見ゆたり

風土記據れば

印南郡池之原南、有ニ作石一、形如レ屋、長二丈、廣一丈五尺、高亦如レ之、名號ニ大石一、傳云、聖德王御世、弓削大連所レ造之石也。

と見ゆ、此弓削大連物部守屋は天火明命の裔にして後には聖德太子に滅され其一族は四散し其田莊一萬町は悉く四天王寺に納まりし由なるが、稱德御世景雲年中播磨國飾磨郡に四天王寺の水田二百五十町ありしこと清和御世貞觀年中其裔飾磨郡人陰陽師弓削是雄と言へるがありて後には外從五位下陰陽權頭播磨權少目に進みしこと等あるに考ふれば守屋の田莊は播磨國に多かりて是雄は事變の時田莊の緣にて此國に逃れし一統の後裔なるべし守屋は國神大名持命の後裔なれば神敵を排除するは理にて石寶殿は國神鎭護の爲に作りしなるべし、されば聖德太子が程近き賀古郡に精舍を營み給ひしも其故ありぬべく刀田山緣起に太子が守屋を亡さむ祈願を籠め給ひし由見ゆたるは實に穿てりと覺ゆ、此石寶殿が功を竣へずして棄てあるを察すれば恐くは太子の爲に亡されしに由らむ、其附近を神爪といへるは神鎭にして國神鎭護の意に出づ、萬葉集卷五好去好來歌神豆麻利を略解に眞淵は神集也、室云、神鎭也、云々、と說きたるを按ふべし。

然るに寶殿の緣起には

大名持命少彦名命の所造にして其石屑は悉く北手一里の高御位山に捨てらる、將に功を竣へむとする時阿賀神叛乱を企てければ諸神を驚の神詰村に集めて謀議し給ふ、故に神詰村といふ、今の神爪村是也、後世崇神御世十三年正月御社を奉造し、孝德御世白雉五年勅して神田一千石を賜はりしが戰國の時其領を失ひぬ。

とあり、當時は佛法最盛の際なれば風土記にも守

屋の所造たるを明言せずして爲に種々の異説を生じたるならむ、高御位大神生石子大神は後世他より遷し祀りしなるべし。

大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代將經

此は萬葉集生石村主眞人の歌也、孝謙紀天平勝寶二年正月十六日乙巳正六位上大石村主眞人に外從五位下を授けたる記事を載せたり、此年は守屋滅亡後百六十五年風土記選進後四十年を經たり、按に守屋は此國開拓の神大汝命少彦名命を鎭祭せむと欲してこの石を作りしなるべし。〔稿本播磨編年史〕

○石寶殿の研究

滑川友市

我國名所中奇なる處多きが中に人工的奇物として最者の研究を要すべきは播州の石寶殿である。石寶殿と稱する所我國に多くあるが概ね石の辛櫃で播州のそれの如く巨大に又古代の奇物ではない、播州の寶殿は山陽線寶殿驛の西南十町餘のところ印南郡生石村の山腹にあるので、一山岩山である所から方二丈許の祠を横たへたやうな形に造り上げ、それを起し上げたらば立派な石造の祠殿になるのを起し上げず横たへたまゝであるやうな形をしてゐる、そして其底も幾分か人工を加へてあつて、寶殿の四方に堀がある、丁度水上に石殿が横に浮いて居るやうに見ゐる、竿をさして見ると底から向ふまでさし通すことが出來る、其部分だけ人工を加へてある。

斯樣な奇妙なものを何の必要あつて何に用ふる考で細工したものであらう歟、播州名所を巡覽する者は必ず杖を此處に曳いて其奇を賞嘆する、此有名な我が地方の一名所の由緣が分らぬのは甚だ遺憾である、少しばかり自分の研究を述べて諸賢の御高評を仰ぎたいと思ふ。

（一）研究すべき寶殿の緣起

この寶殿は今生石神社の神殿（神體と言つてもよからう）とも言ふべきものになつてゐる、神社の緣起には。

昔大穴牟遲神少毘古那神天津日神の勅を受け給ひて國造營座しし時此所に假宮を造りて暫し座々し共に議り給ひて石寶殿を造り其石屑を一里北なる高御座山に捨てさせ給ひぬ、然るに未だ造營竟へ給はざる折しも天佐久賣來り二神に告げて今此山の麓に軍起さむと謀れる阿賀神といふ神ありと奏せり、二神此言を聞食して麓の里に出でましまし神等を集へ給ひ阿賀神を平げ終る、天下を造營竟へ給ひぬ。

とあつて萬葉集第三にある生石村主の

大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代將經

の歌は此所であると言ふてゐる、然しこの萬葉集の歌は石見國靜の窟であつて此所でない事は既に學者の定說がある、生石神社の緣起は多分この萬葉集の歌によつたものであらう、大汝少彦名の御殿に造られた石寶殿は斯樣な形のものでなく靜の窟の樣に立派な横穴でなければならぬ、萬葉集の靜窟が播磨の寶殿でないのは勿論又神社の緣起に見ゆる如く大穴牟遲少毘古那二神の造作といふことも勿論信用出來ない。

（二）風土記の大石

播磨風土記印南郡大國里の條に

池之原南有二作石一、形如レ屋、長二丈、廣一丈五尺、高亦如レ之、名號曰二大石一、傳云、聖德王御世、弓削大連所レ造之石也。

とある、此風土記に見ゆる大石は今いふ石寶殿なるとこ明かで村を生石村といひ社を又生石神社といふも即ち大石の義である、現今調べた寸尺は基底方二丈一尺基底より棟へ二丈六尺許あつて風土記の記文と大同小異である。

聖德王の御世佛敎が盛んに行はれ攝津には四天王寺播磨には鶴林寺斑鳩寺等の大伽藍が建築せられたので其反對に弓削連が此處に一大神殿を造つたものであらうといふ一說がある、風土記の記文からいふと甚だ適合した說である、弓削連は姓氏錄弓削宿禰神饒速日命の後と見ゐ、天孫本紀十四世孫（尾輿連子）物部守屋大連公亦曰弓削大連とあるに因つて守屋であることが推定される、すると此說は甚だ信ずべきであるがそれ程佛敎と戰うて人民に敬神の心を養成しやうとするならば石寶殿等を作るのは兒戲に類することで今少し宏大な神社を諸國に經營して盛に佛敎と對戰しなければならぬ、而も工未成にして打棄てゝおく等のことは

守屋が對佛敎の策としてはあまり徹々たるやり方である、予は決して此說を信ずることは出來ぬ。

(三)寶殿は殯殿の未成品か

坪井博士は早くも石寶殿を見て家屋模造石棺の一種とし八木考古學者は又壽藏の類ならんと說いてゐる、これ最も予の意に近いものである。

今石寶殿の南に伊保村といふ村がある、伊保山といふ山がある、昔は石寶殿附近一帶伊保山と號したので、播磨風土記に

大國里、此里有レ山、名曰二伊保山一、所二以號一伊保一者、帶中日子命乎坐レ於レ神而、息長帶日女命、率二石作連一來而、求二讃伎國羽若石一也、自レ彼度賜、未レ定二御廬一之時、人來見顯、故曰二美保山一。

又大日本史國郡志にも

伊保山　仲哀天皇を此處に殯す、伊保廬和訓相通ず。

と見えてゐる。

神功皇后仲哀天皇の殯を收めて歸朝の時赤石に靡坂忍熊二王の要して反亂すると聞かさせ給ひ、即ち此處に殯宮を御作りになつて一時此處に殯して戰はれた、何分忍熊王は難波建振熊等を將軍として居るので戰何時濟むとも分らぬので假に伊保山に殯し奉り此處に本殯殿を作り奉るべく工を急がるゝ程に思ふたよりも早く平定したので工半ばにして不用になつた、即ちこれが寶殿である。

試に生石神社の緣起、大巳貴少彦名を息長帶日賣命石作連とし假宮を殯宮とし惡神を磨坂忍熊皇子とすれば頗る當を得た緣起となるのである。

此邊の山一帶は岩山であるから今も石工が住んで居る如く昔も亦石作連の住地であつたことは石寶殿附近の山上に石棺等が多くあることから見るも明かである、況して寶殿の工作は石作連が諸國に造れる石棺の細工と同じである、殯殿に就ての考證は事長くなるから今はこれで筆を擱き以て諸賢の高評を俟つものである。〔皇典講究雜誌〕

矢內正夫云、萬葉集の靜窟の歌は播磨の寶殿に非ずと此說に見ゆれど僻說なる可し、風土記生石大夫、上大夫、上野大夫の名並に大石の號、國內神名帳生名子大神の號、姓氏錄及坂上系譜大石村主の名に按すれば、眞人は播磨國人にして

其歌は石寶殿を詠みたる者たる事は毫も疑を容るべき餘地なし、本居豐穎大人も此宮の石柱に眞人の古歌を題書せられある位なれば今の國學者にて相疑ふ者は一人も無かるべし、偶々大人の曾祖宣長翁が百五十年前に石見國なりと見られしは單に他の古歌に考へて播磨國に此村、此窟、此氏人あるが知れさりし謂はゞ寡聞の結果なりと見る可し、又風土記に神后が伊保山に御廬を作らんとして石作連大來をして讃岐國羽若石を求めしめ、神后未だ其場所を定め給はざる時大來參り着きて適地を見

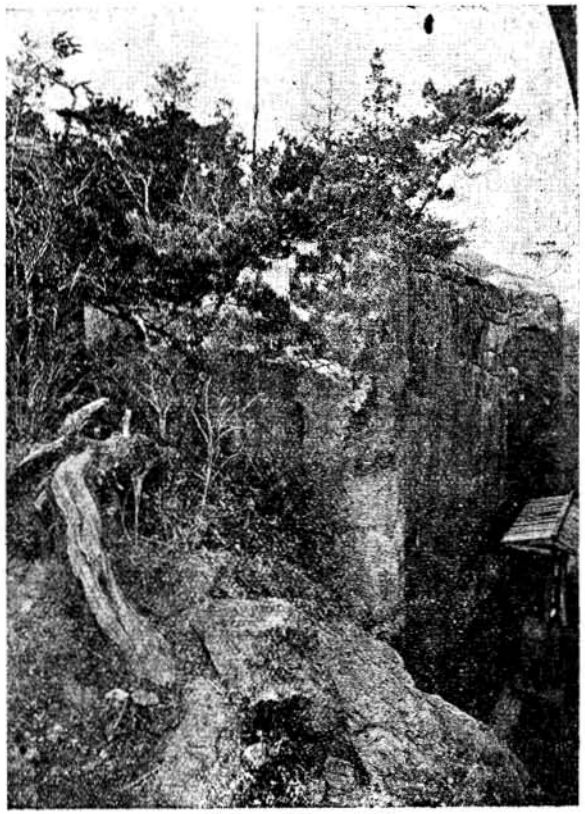

（石寶殿）

顯はしたりとれども、正史に據れば此時天皇は筑紫橿日宮にて崩し武內宿禰后命を奉して無火殯殿を穴門豐浦宮に營みしこと明かなれば伊保山の事頗る疑はし、磨坂王は皇位を繼がむとして忍熊王と共に既に明石に御陵を營み給ひしこと史に明なれば此御陵廬作り給へるも決く二王なるべし、それを土人は二王の遺業たるを忘みて神后とし傳へ、風土記亦口碑を直書したるにてあらんか、而して御廬は今の伊保山上の磐船なるべし、若し寶殿を家屋形石棺の一種なりとすれば亦明石御陵に用ゐる爲

めに二王の作り給へるものならん乎。

○

明治四十二年四月此地に陸軍參謀演習の行はれし際　今上陛下には當時東宮殿下にておはせしが同月十二日當寶殿山に行啓遊ばされたり、社殿の傍なる記念碑は當時の光榮を永遠に記念せんがため其後建設せしもの也。

東宮殿下には參謀旅行演習御實視のため十二日午前八時十五分舞子御駐泊所御出門同二十四分舞子驛御發車、九時十五分寶殿驛御着、奥參謀長松石統裁以下各專習員及び堀江印南山田加古兩郡長地方官公吏郡村名譽職員等多數の奉迎を受けさせ給ひ村木太夫以下の供奉員を隨へ御料馬タツヅに召させられ三根憲兵隊長の御先驅にて當日の統裁部たる生石山に向はせ給ふ、沿道には千載一遇のこの機會に殿下の英姿を拜せんものと數千の老幼は御通路に堵列し近村各小學校兒童は南面に整列して奉迎せり。

殿下には青々たる麥圃の間を御馬を進められ各小學校兒童に擧手の御會釋を賜ひつゝ島村を經て九時三十分寶殿山麓に御着、生石神社鳥居の附近に御下馬御徒歩にて石段を御登攀し給ひ同社拜殿にて地圖を披かせ奥參謀長松石統裁とともに帥兵運用の戰術を御研究遊ばし廳て御休憩所に充てたる同社々務所に入らせ給ふ。

社務所は寶殿山の中腹に在り、南方龍山の櫻花は殿下を奉迎したらんが如く今を盛りと咲き競ひ一天碧瑠璃を漲したる中天には告天子頻德の歌を囀る、東北一帶中播の平野は指眸一呼の間にあり。

殿下には連日の行啓にも聊かの御疲勞をも感せさせ給はず、益々御勇健に石塊巍峨たる山地を右に左に御運動遊ばされ御休憩所に入らせられたる後も扈從の各武官に種々御下問あり。

斯くて御少憩の後更に高砂行啓仰出され午前十時二十分生石神社御下山、印南郡伊保村を經て千鳥橋を渡らせ給ひ加古郡荒井村より高砂町に入らせ給ふ。〔神戸新聞〕

○天磐船

石寶殿の後伊保山の頂にあり、長さ九尺、横四尺、厚さ一尺四五寸、一石にて蒲鉾形に作り二方に四個の把手あり、淺く中を彫りたり、よき細工也、古代の石棺の蓋なるべし、里俗石船といへり。〔巡覽圖會〕

此山頂坤有レ石、半入二土中一、其形如レ船、故名二磐船一、昔大巳貴神少彦名神乘來給云、又山麓南面之石上疊有、曰二高坐石一、此則二神始而所二天降一也、此石上鳥獸不レ能レ居也。〔生石社略記〕

今按此石船即石作連大來所レ作之仲哀天皇御廬之石棺也歟。〔矢内正夫私考〕

○觀濤處

生石神社の南なる加茂山の山腹にあり、高さ三間半幅十三間の巨巖に觀濤處の三大字を刻し永根伍石翁の跋文を置く、三大字は各字方六尺あり、姫路の儒臣永根文峰十九歳の書也、跋文とともに藩老河合寸翁の上石に係る、岩頭に立ちて南望れすば伊保、曾根、大塩の民家を隔てゝ播磨灘を瞰下し西南遠く家島群島の水上に浮ぶを見る、誠に觀濤の名に背かず、且春季は櫻花の爛漫たるあり、石の寶殿に賽する旅客は必ず足を此地に運ぶといふ、跋文左の如し。

右觀濤處三大字、亡兒奕孫遺墨、乙未之秋、官游、自携刻二之干姫路東南加茂山厓一、丙申之春、工告レ竣、昔在歐陽永叔跋二顔魯公湖州石柱記一、有レ言視二其大書深刻或托二於山厓一、其用意未下管不上レ爲二無窮計一也、今竊擬レ之矣、惟願風雨不レ剝鬼神護持焉、初是字特蒙二公之鉅賞一、後輦二仁壽大夫一、遂得レ上レ石吏發二幽光一、豈不二亦榮幸一乎、兒字亦大、一字文峰、享和壬戌生二于江戸一、嘗好二讀書一、兼并二翰墨一、作二是字一、時年十又九、後三十二而逝、未レ幾孫男鶴年亦夭、噫今我猶老矣、姑勉二哀痛一、題二于餘石一。

天保七年三月　　伍石七十二叟永根鉉

○

觀濤處、在二白龍山（一名加茂山）南面一、峰頂石壁高二丈、横五丈、題二觀濤處三大字、及小文數十字一、大字徑六尺、深一尺、小字徑六七寸、深三四寸宛如レ立二一大屏風一、壁前餘地平坦、足二以設一大宴會一也、下瞰則讀阿連岳、五劒八島小豆棒瀬丹

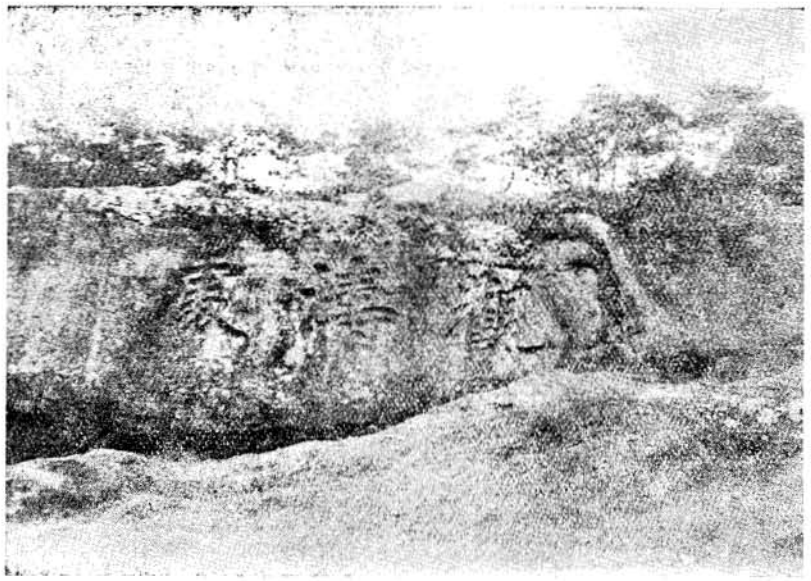

（觀濤處三大字）

鹿炮烙馬鞍諸島、歴々在二指掌間一、眞絶勝也、天保中、姫路侯臣河合寸翁、擲レ貨以興二此鉅功一也、山下有レ碑、其文曰。

文峰先生、諱奕孫、字亦大、姓永根氏、文峰其號、享和壬戌生二于江戸一、嘗讀書餘暇、恒好二筆札一、是碑大字、徑各六尺許、先生作時、年十又九、後三十二而沒、何天不レ假レ年耶、悲夫、乙未之秋、先生家君官遊、乃携二是字一、刻二之加茂山厓一、其刻以二今茲丙申春一而成、若有下過二山下一問二是字一者上、則見二此石標一、當レ知二其處一。

天保七年春三月　　波部秀璋識

龍峰直下海蒼茫　　石壁大書峰一方
俗客何知寸翁志　　風流偉業冠二山陽一

〔播磨風土詩〕

○

永根伍石翁父子の傳、世に流布せる傳記の類一も載する所あらず、今下に其の逸傳を示さん。

永根伍石は初め北條氷齋といふ、後姓を永根と改む、明和二年乙酉二月八日東奥盛岡に生る、諱鉉、字元鼎號伍石、一に無佛稱尊といふ、通稱勇八郎、江戸下谷仲御徒町に住す、初め叔父高橋玉川に從ひて句讀を受け後江戸に出でゝ自ら學びたるものゝ如し、玉川は名を元吉、字を文中と稱し、京師に游び香川黄中に和歌を學び大典禪師等と交り後江戸に住し俠儒を以て知られたる人也、伍石は儒學に秀で書篆刻に巧也、好古の癖あり、桂川國瑞と親交あり、當時關西の名太夫と稱せられし姫路藩老河合寸翁とも交誼を結びしが如し、觀濤處の跋文及び寸翁主壽像の題文其一班を察するに足る、天保九年戊戌七月二十日江戸に歿す、享年七十四芝金地院に葬る、著書若干、就中集古墨帖、大清三朝事略最も著はる、二書共に北條姓を稱せし時の作也、集古墨帖は寛政六年成り本朝列聖の御書及び縉紳緇流の五六百年代より一千年代に及ぶ間の書名ありし人々の筆蹟を蒐錄せるものにして、其の上梓に關しては叔父高橋玉川の資を捐てゝ之を慫慂し以て贊襄を全うしたるもの也、大清三朝事略は寛政十一年刊す、德川時代唯一の清朝史也、この書元來伍石邨山芝塢の合著にして二氏が三朝實錄二百十八卷を剪截し元明史略に續け十八史略と連絡して支那史を通串せしめたるもの也。

永根文峰は伍石の男、名奕孫、字亦大、通稱卯八郎といふ、享和二年壬戌江戸に生る、讀書を好み翰墨に巧なり、姫路藩の儒臣となる、天保四年癸巳三月二十九日父に先ちて沒す、享年三十二、法諡謙道義讓居士といふ、芝金地院に葬る、子女少くも一男二女ありしが如し。〔龜田次郎氏談〕

○龍山

伊保山の東南に連接する一丘にして標高九三米、眺望甚だ廣し、此山全く花崗石より成り、其の石材は各種の用材に供せらるゝを以て古へより是を採伐し各地に搬出すること多く本郡特産物の一たり、號して龍山石といふ。

龍山石　石の寶殿の邊りは皆この石質にして鑿穿昔より今に至る、多くは石砌溝渠の垣に充て細長く切りて麓の小川より海船に積み四方に貨賣する也、是慶長以來也といへり、麓の塩市村に石工あり、此山の西は魚崎、東は塩市にて其南の尾崎に龍が端といひて龍頭に似たる岩あり、故に龍山と

いふ也、即古への海涯也。〔巡覽圖會〕

○龍岩　龍が鼻

米田村より五町許西に當つて龍山あり、慶長年間石工此山より石を切り諸國へ送り出すに至り遂に民人の家業となりたり、此山の麓巽に當り川中へ突出でたる大なる岩あり、形龍の頭をあげたるが如きを以て之を龍岩と稱し其地を龍か鼻とも號せり、其後河流のため自然に土中に埋沒し久しく見るを得ざりしが明治三十年洪水の際此川の土砂を押流し再び現出するに至れり。

○

一此龍山慶長年中の頃より石を切出し諸國へ運送し民人の家業とす、又此山の麓巽に川中へ指出でたる大なる岩あり、是を龍岩と號す、形龍の頭を指出でたるが如し、おそろしげなる岩也、俗呼で此處を龍が鼻と號す。〔播磨鑑〕

一龍山の南尾崎に龍が端といひて龍頭に似たる岩あり、故に龍山といふ也、即ち古への海涯也。〔巡覽圖會〕

○飛鉢塚

法華山の開基法道仙人は靈鷲山仙苑五百持明仙の其一也、壽命無量にして十方世界に遊行し神力自在也、身に添ふものは千手大悲の銅像寶鉢のみにて諸州に供米を乞へり、故に空鉢上人とも稱す、海中往來の船に米を乞ふがために常にかの鉢を生石子の宮の西南の石上に置けり、今魚崎の飛鉢塚これなり。〔巡覽圖會〕

此塚加茂神社より生石神社に詣づる路の左手なる松林中にあり、仙人の鐵鉢を置きし塚なりと傳へ後年眞淨寺智城法師の主唱により法道仙人空鉢塚と刻せる石を置きたり、播磨鑑に

龍山の嶺に小高き塚あり、鉢塚といふ、里俗法道仙人の法華山より投給ひし鉢の落止まりし所也といへり。

と註せるは本書魚崎構址として擧げたる本丸を指せるなるべし、今鹽市村の上に鉢岩と稱せる巨岩あり、仙人が岩上に置きし鉢の岩に化せしもの也と傳ふ、巡覽圖會の所謂高座石をいへるにや、盌

鉢のこと後述米塚のところに擧げたり。

高座石　仙人これに座して船中に米を乞ひしとぞ。〔巡覽圖會〕

○仁科白谷の墓

今市村正覺寺の境内に在り、白谷は江戸の儒者にして名は幹、字は禮宗、源藏と稱す、備前の人、老子解、莊子解、三備詩選、明浦詩集、白谷文集等の著あり、弘化二年五月此地に客死せり、年五十五。〔人名辭書、墓石〕

○鈴木法琛

予が鄉里播州印南郡今市村は戸數僅かに百ばかりの在所なるが昔より鈴木長左衛門、入江十郎、伊藤長次郎などいへる豪家ありて其家々の人達は文藝、武技に心を寄するもの多く文人、墨客、武士、俳人等の來遊するもの年中間斷なく花鳥風月の興、詩歌管絃の遊、また戰鞠、擊劍、騎馬、圍碁、謠曲の枝術に至るまで各その嗜む所に隨ひ文政、天保の頃より萬延、文久の末に至るまで太平皷腹の世と共に武陵桃源の小仙鄉に逍遙せり、故に儒者國學者にして此小仙鄉に來遊せしもの予の生れぬ以前にては篠原小竹、賴山陽、仁科白谷、廣瀨旭莊、野々口隆正その魁たるものにして、予の幼少時より弱冠の頃には河野鉄兜、藤井竹外、澁澤青淵、長三洲、堤靜齋、田野村直入、紀井錦原、岡崎憶山等來遊し此等の人々の中には予は親しく其馨咳に接し談話を交へ詩文の添削を乞ひ經史の講義などをも聽きたる方もあることなれば靜かに當年を回顧すれば今昔の感に堪へざるものあり。

さて予が生れぬ以前に來遊せし人の中に仁科白谷先生といふは西遊の途次今市に足を留め鈴木長左衛門の裏二階と稱する川に面せる得月樓上にて日々放吟豪飲し興來れば筆を揮ひ倦み去れば枕を呼ぶの有樣にてありしに突然卒中症にて昏倒し竟に歸らぬ黃泉の客となり予の目下住職せる正覺寺といふ寺は鈴木長左衛門の先祖高政といへる人の創建にて鈴木家の近隣なるより村民相集りて此正覺寺に葬り屍骸を境内の一隅に瘞め其上に小さき墓を建てゝ表面に仁科白谷先生墓と刻せり、實に弘

化二乙巳年にて先生享年五十五、今玆大正元年よりは六十八年以前の事にして此墓今猶現存せり、先生の歿後十七回忌の頃までは先生の郷里なる備中より門人知友などゝ展墓のため來る人もありて予が幼少の時門人等尋ね來りて佛事を修し亡家君と茶菓を共にしつゝ詩を賦しなどせるを幼少なる予は側にありて其談話を聞きたりしことをおぼろげに記憶せり、されど今は家君も逝きて已に三十年、村内の父老も黄泉に入りて今の戸主たる人などは其事を知るものなければ來遊せし人は誰にて何といふ詩を作りしやは知るに由なく唯某氏の記せし小箋の詩の結句に故踏長途學祭來とありしを記憶し居るのみ、予が十歳の時にやありけん、僧天章が先生莫逆の友となりて遥々墓を尋ね來り詩を賦して之を靈前に手向られたしとて家君に示し懇に回向し歸りしことあり、此事は天章遺詠の集中に殘れるものを見れば明かなるが其時の詩は

奠白谷先生墓

永訣悠々十七春　播南風物屬何人
此行不是爲山水　擬掃白翁墳下塵

といふ、由來天章と先生とは餘程親密なりしものと見ゆ先生の十三回忌に詠せし詩や先生の芙蓉百律の後に題すといふ詩などは天章の遺詠の中にあり、天章と先生とは共に京都に住し先生は東山に棲遲し其居る所の樓を雙峰といひ天章と詩筒數々往來せしことも遺詠の中に散見せり、先生は賴山陽、靡島松南と並び稱せられ三太郎といひしこと今に今市村民の口碑に殘れり、十數年前志賀矧川先生のものせし冊子の中に先生の芙蓉百律中の一律を載せ小傳を附し、播州加古郡今市村に客死すと記してありしやに覺ふ、加古郡とあるは印南郡の誤聞なるべし、

因に先生の死去せし得月樓といふは篠崎小竹來遊の時宋人蘇麟の近レ水樓臺先得レ月といふ句より取りて命名せしもの、其記は今猶彼海防僧の名を博せし防州遠崎妙延寺清狂道人月性の編纂せし今世名家文鈔の第一卷に出づ、則ち播之今市在二麗川一西南一鈴木周卿世家焉　といふ冒頭の文章是也。

右儒者の墳墓保存といふことより不圖思ひ出したることを記して貴紙に投ず、萬一にして先生の事蹟につき江湖識者の敎を乞はゞ幸甚なるのみならず先生を世に公にするの資を得るものと謂つべき也。〔鷺城新聞〕

予曩年鈴木家の往事を聞く、又家に小竹先生の一幅を藏す、近レ水樓臺先得レ月、向レ陽卉木易レ逢レ春と云ふ蘇麟の對句に世普知二前句一而不レ及二後句一故書之の註筆あり、人に向陽の花木たらむを勸むるは予の志に非ざれども先生の學文墨蹟は常に景慕する所なれば今本傳を讀みて得月樓記に及び懷昔の念油然として起り來る、便ち爲めに特に得月樓記一篇を加錄し置くと云爾。〔矢内正夫附記〕

○得月樓記　篠崎小竹先生

播之今市在二麗川西南一、麗川岐流爲二瀉川一、近レ海而有レ洲、民戸數百、望レ之莽蒼、今市也、鈴木周卿世家焉、以二豪富一聞、其先世築レ石起レ樓、高且敞、下臨二清流一、名曰二得月一、蓋取二諸宋人蘇麟詩句一、近レ水樓臺先得レ月也、丙戌之冬、余往遊焉、與二主人一飲二酒樓上一、樓西南面、自二洋中諸島一、至二播備遠邇諸山一、一顧眺可レ盡、然其東南壁而不レ牖、無レ由二眺望一、則雖レ近二於水一、不レ可二先得一レ月也、余異レ之、問二其所一以得一レ名、主人亦惑焉、請レ余爲二之說一、無レ說則更名焉、既醉而寢、夜半夢驚、窓明如レ晝、開而瞰レ之、沙白樹蒼、四顧凄然、而缺月一輪、印二水之中央一矣、乃蹶然呼二起主人一曰、嗚呼、是非下子之先世所上以名二此樓一也耶、子亦知二得レ月與レ取レ月之別一乎、取者得二之有意一也、得者取二之無意一也、余視二世人之作レ樓、宇必南向、仰レ面回レ頭、以候二月出一、皆取レ月耳、而何待二乎水一也、水者月之所レ映也、月出二於東一、必映二水於西一、乃無レ意而得レ月者、則此樓是也已、赤水之遺珠、智者索而不レ得、明者索而弗レ得、象罔索而得レ之、其得失亦在二有意與二無意一也、故此樓之得レ月、亦象罔類也、以レ此推レ之、人之於二富貴利達一、其心不二亦當一レ如レ此乎、吾聞蘇麟恨二已之不遇一、乃獻二此詩於范文正公一、雖レ爲二公所一レ憫、恐非下知二此意一者上、子之先世其有レ達二於此一乎、稼穡廢著、能殖二其產一、固與二麟之不遇一異、而其所下以遺二子孫一、使中守而不上レ失者、營築向背之間、命レ名取レ義、亦有レ不下與二麟之詩意一同上、而深意存焉、豈可レ更哉

主人悦、乃爲二之記一。〔今世名家文鈔〕

○辨財堤

古昔南北丹波川の激烈を受けて水害を蒙ること尠からず、仍て元祿の時舊領主大久保出羽守殿所轄中に市丸又四郎とて天性仁德の代官あつて屢々本村の水害を受くるを目撃慨歎せられ　此所に辨財天、稻荷社を安置し樹竹苗を植ゑ繁茂仕候、夫より水害を逃れ候に付市丸碑銘廟を建立仕候。〔社寺明細帳〕

○播磨國印南郡中島邑廟竹銘幷序

誠者、所下以感二人心一通中神明上也、故民化二於有一レ誠、鬼神享二於有一レ誠、大哉誠也、人苟不レ誠、則不レ可レ得二匹夫匹婦之心一、而誠之至、則桑林興レ雨、衡山開レ雲、亦何足レ怪、前市丸君高重、曾令二播之中島邑一、天性勤儉、奉レ上不レ怠、接レ下以レ公、其於二民事一、莫レ不二苦心勞力一、或定二封彊一、或修二河防一、凡爲二民害一者、勤除レ之、是以訴者平賦者均、鄉閭安靜、頌聲載レ路、前レ此、此地亟有二風波之患一、君因立二一叢祠一、安二辨財天一、欲二以爲一鎭護一、亦親以レ筐植二其傍一、祝曰、祠若榮、枯竹其再生乎、既而枝葉暢茂、鬱然成レ叢、殆不レ減二淇澳萬竿一、渭川千畝一、嗚呼、若二君之誠一、不二特及一レ人、而又將レ通二神明一耶、是豈尋常哉、與二萊公竹一、可レ謂二同日之談一矣、君既沒、鄉民追二思遺澤一、號二其林一曰二市丸林一、請二令嗣伊信一、新立二小碑一、因記二其事一、以傳二將來一云、銘曰。

鬱彼綠竹　使二人起一レ恭　長梢勿レ伐
清陰堪レ容　儲凉九夏　抽節三冬
吁思レ有レ斐　猗々更濃

享保六年辛丑初夏日

米田村

○米塚

米田内宮の森の南にあり、昔法道仙人法華山より飛鉢を行ひし時米一俵落止まりし所也、委細元享釋書に見わたり。〔播磨鑑〕

大化元年船師藤井官租を載せて南海を過ぐ、法道仙人法華山に在り、鉢を飛ばして供を乞ふ、藤井曰く御厨の精粻也、私情に遑あらずと、鉢便ち飛去る、是に於てか船中の群米鉢に隨ひて飛運し去ることなほ雁陣の山中に入るが如し、藤井大に驚き奔りて庵所に到り悔謝して憐を乞ふ、法道笑ひて諾す、言已りて群米前の如く飛歸る、其石千石遺失あることなし、只々其一俵印南川の上りに落つ、此より此地富人多し、里俗米墮村と號し又米田村と曰ふ。〔元享釋書譯出〕

物語の奇とはいへ御厨の年貢を私に與へざるは藤井が直也、其直をみだすは法道邪術の妖人といふべし、強て法道がなすべき所爲にはあらざるべし、後世凡僧の妄言惡むべし、空鉢といひ飛鉢といふは雲水の僧の遊行するをいふ也、文義に錫鉢飛空といふことあり、右物語の奇事は宇治拾遺にも見わたり。〔巡覽圖會〕

○彌兵衛塔

米田村米田橋の西傍に在り、寛文中米田新田開發竣成の時姫路藩士加藤彌兵衛檢視役として此村に來る此人出發の際其久訓ゆるに人は一代名は末代の意を以てす、彌兵衛村民をして夜に乘じて畦畔を擴げしめ翌日ゆるく丈量し了り、飯途昇の中に自殺を遂げて君公に其罪を謝したりといふ、村人之を德とし碑を立てゝ永く是を記念せり、明治四十五年堤防改修の際現今の地に移せしも以前は是より一町許も下手にありし也、彌兵衛塔樣と言へり、碑表左の如し。

寛　文　三　年
八扈通源常達居士俗名加藤彌兵衛
四　月　日

○觀月碑

米田橋の西袂彌兵衛塔の傍にあり、砂部村喜多順庵、發句師青羅、玉屑、梧葊等と相謀り此堤に觀月亭を營みて仲秋の清遊に耽り又往來する人々の休憩所に充てし所と云ふ。

碑表

獅噸と呼ばるる翁ははやうより萬のさわを具へてかしこきみやひをなりけり、今八十歲あまりになんなり給ひぬる、かねてよりなき跡の碑はよの常にかへし道の邊に石二つ三つすゑて月を見また往來の人の休處にせはやと人にも語はれ

つるを、おのれも其中の一人にて、その事なりぬるよし聊かしるす。　喜多公綺

碑側

大空に障るよの霜月の不二　玉屑
すすしさや月をもてなす河柳　一葉
酒呑はたゝの月夜も月見かな　其龍
ほとゝきす影をうつすや水の月　琴糸
花もよし月にまたこん八十の河　松鶴
雨はれの若葉に散るや月の影　霞村
よにさはる心のくまもなかりけり
月にうかるるおのか身なれは　喜多起主
いつまても絶ねす流るゝこの川の
堤にのこるきみか言の葉　政智
何もよし月ほとゝきす人かよる
月によきこの川のなかめかな　即笑庵獅噸

今かたへに往來の人の腰かけて休むに恰好なる石を据付け、觀月腰掛石と題せり。

○用明天皇御腰掛石

神爪村の西外れ往還の北溝の上に松樹四五本生ひたるかきあげあり、此根の石を里俗用明天皇の御腰掛石と言へり。〔諸所隨筆、播磨鑑〕

播磨鑑は、不審、後人之を正せ、と附註せり。

○寶殿の一の華表

神爪村の東端に石寶殿の一の鳥居あり、傍に燈籠二つありて上に老松の翳せるを見るべし、延寶中神吉久太夫の奉納せしもの也。

久太夫は當村の莊屋にして莊屋仲間にて有力の人なりき、一年城崎に入湯せしに優遇をうけて幕の湯にあり、偶姫路藩主榊原式部守の來れるに會ふ、久太夫飲酒せし折のことゝて應答甚だ無禮なりければ甚く式部の怒を買ひて一家斷絶の悲運に陷らんとす、久太夫翌朝初めて此事を知り大に恥ぢ入り直に歸村して氏神生石神社に參籠しけるに遂に此難を免るゝことを得たりとぞ、即ち此時願開のために奉納せしとの鳥居なりといへり。

○印南川

此川は今加古川と稱す、播磨國第一の大河にして源を丹波國なる氷上郡神樂村多紀郡福住村二方より發し此二郡及び播磨國多可、美嚢、加東、加西四郡の總水を集めて加古郡高砂町尾上村の間より海に入る、幹流の延長十八里三十三町、通船十五里半に達す、支流は播磨國のみにても廣谷、美嚢、東條、三草、萬願寺宇仁、野間、曇、萬勝寺、山田、櫻谷、廣島、杉原、門柳、細谷、谷、金城、志方、權現の諸川ありて延長六十五里に及び分派には洗川あり、今日もこのさまなれば樹木の繁茂せりし神代の水勢は頗る雄大にして氷岡附近にては印南郡益氣村より遠く東西に擴がりて東印南野一帶より西美保山に至るまでが其流域なりしこと明か也、されば流沙の量亦大にして印南平野の大半は其爲に作られしなるべく、其衝面なる今の高砂尾上地方は流砂著しく推積して島形を成しければ世に高砂之丘上と呼ばれし也、此丘の名に高雄、栂尾、槇尾、松尾、箕尾など雄、尾とあるは總て丘の意なり、風土記を案するに印南別嬢が隱れ給ひし南毘都麻島は此高砂丘なるべく高宮とあるも流沙より成りし高地ならむ、後年此別嬢が高島に薨じ給ひければ氷岡に葬らむとて印南川を度りし由見ゆれば其頃此川の一派は氷岡高宮の間を流れてしこと明かにして高宮は今の砂部村の附近なりしなるべし、其頃上宮太子は水田を賀古驛附近に開き給ひし由なれば築港の事も行はれて此川は主に今の印南郡方位に流るゝことゝなれり、後醍醐御世延元元年新田義貞が赤松則村を赤穗郡白旗山に攻むる時往返共に此川に遮られて數日を費し特に還軍の際は霖雨に川漲りて河西に背水の陣を張ること二日なりしと言へり、播磨鑑に加古川は慶安承應の頃までは一面の大河にて西は今の船頭村益田新村などいふ在所なかりし時川中に瀬ありて往來の渡は船も二渡りにて甚だ難儀なりし處に萬治元年の比に至りて姫路大守榊原忠次大堤を西に築くことあれば此川が今日のさまに成りしは近く二百五十年前のこと也、乃ち賀古驛より二派に別れて一は西なる洗川を爲し一は高砂と尾上との間を通じて海に注けり、されば尾上高砂の區分は此時にして當時高砂港は淺海泊舟の便乏しかりしが後文化五年姫路藩主酒井忠道の時大風水あり、港形甚く損しければ土人工樂松右衛門なる者衆の請に依りて修築し翌年工を竣へたり、此高砂港の開くまで鹿子水門

水兒船瀨など史に見ゆるは今の賀古川驛邊なるべし、とのことなるが應神紀に日向諸縣君其女髮長媛を伴ひて鹿子水門に參りし由見ゆ續紀に延曆八年十二月八日美囊郡大領正六位下韓鍛冶首廣富獻稻六萬束於水兒船瀨授從五位下、同十年十月六日大初位下出雲臣人麻呂獻稻於水兒船瀨授外從五位下と見ゆるは此泊にして修港の難かしかりしを証すべし、此稻六万束は米三千石に當れり。〔稿本播磨編年史〕

○片山

神爪の後の丘也、義貞兵庫に退くとき二日間逗留ありしは此丘なりといふ。

○新田殿兵庫に引かるゝ事

新田左中將義貞は備前美作の勢共を待調へん爲に賀古川の西なる岡に陣を取つて二日までぞ逗留し給ひける、時節五月雨の降りつゞいて河の水增りければ、跡より敵の懸る事もこそ候へ先總大將又宗徒の人々許りは舟にて向うへ御渡り候へかしと諸人口々に申しけれども、義貞さる事やあるべき渡さぬ先に敵懸りたらば中々引くべき方無くして死を輕んぜんに便あり、されば韓信が水を背にして陣を張りしは此なり、軍勢を渡しはてゝ義貞後に渡る共何の痛かあるべきとて、先つ馬弱なる軍勢手負ひたる者共を漸々にぞ渡されける、去る程に水一夜に落ちて備前美作の勢馳進りければ、馬筏を組んで六萬餘騎同時に川をぞ渡されける、是までは西國勢共馳參じて十萬騎に餘りたりしが、將軍兄弟上洛し給ふ由を聞きて何の間にか落失せにけん、五月十三日。（二十三日の誤か）左中將兵庫着給ひける時は其勢僅に二萬騎にも足らざりけり。〔太平記〕

○七騎塚

正平五年塩治判官高貞高師直が讒言に依て京都より本國出雲へ落行くを京勢其跡を追來り此地にて相闘ふ、塩冶が郎等主を討せじと此堤に引止まり防ぎ戰ひ遂に討死す、其七騎の塚加古川渡の西岸に在り。〔事始經歷考〕

七騎の塚はその後流失して今存れるは僅に一塚のみ、今路傍に七騎の碑あり、幕儒古賀精里の撰文を刻せり。

○七騎塚表

塩谷高貞被レ纔、潜走二私邑於出雲一也、弟四郎告二發之一、是以爲二追兵所一レ及、弟六郎從至二播州加古川驛一、見二勢急一、與二親從六人一反闘而死、高貞是以獲レ達二出雲一、遂自殺、時人痩二六郎等屍於驛傍一、號曰二七騎塚一、今年癸酉、邑人山田政敬等謀糺レ財立レ石標二識之一、問二文於余一、按二紀載一、方二後醍醐帝之反一レ正、高貞歸順、出下於不上レ得レ已、帝嚴二宮人一賜レ之、蓋欲レ收二其心一也、然不レ旋レ踵而叛、降二足利氏一、忽以二宮人故一、遂二奇禍一、致二滅亡一、若レ有二天道一焉、獨六郎爲レ兄、義從爲レ主、捍禦殞レ身、與二高貞及四郎所一レ爲、相二爲薰蕕一、有二足レ悲者一、事距レ今四百年而塚猶可レ認、因成レ斯擧一、良有レ以也。

文化十一年三月

古賀樸撰



（七騎塚）

碑陰記曰

七騎、爲二塩谷六郎一、木村玄信、木村源吾、淵名七郎、眞島兵衛、山中四郎、平田十郎左衛門一、塚在二加古川西堤西田畝間一、各相去、或六七歩、或十歩、或二十歩、寶延己巳七月洪水、一塚流亡、今存者六、卑木生焉、土人不二肯犁及一云、余過二加古川驛一、々人中谷敬直、山田

政敬、與レ余爲レ舊、出二示古賀博士七騎塚文一、且索二碑蔭記二其姓名一、因併書レ之。

文化癸酉夏四月　　藝州　賴惟完識

○塩冶高貞

塩冶高貞は出雲の人にして隱岐守佐々木義滿か玄孫也、父貞清は左衛門尉檢非違使となり始めて塩冶を以て氏となしたり、高貞檢非違使となり從五位下に叙し出雲守護に補せらる、（中略）初め帝宮人を高貞に賜ひしが尊氏が執事高師直其姿色あるを見て數之を挑めども從はざれば遂に高貞を殺して之を奪はんと欲し誣ふるに謀叛を以てせしかば高貞免るゝこと能はざるを計り國に據りて拒がんと欲して其の族三十餘人を率ゐ伴りて遊獵する爲(まゝ)して曉に乘じて出で別に八幡六郎某、山城守宗村等二十餘人をして妻孥を護らしめ皆間道より奔りて出雲に還りしに高貞が弟貞泰之を師直に告げたれば師直即ち尊氏に告げて桃井直常、大平義尚、山名時氏及び子師義を遣はし道を分ちて之を追はしむ、直常、義尚急に馳せて其の妻孥に播磨の陰山に及びたれば六郎等子女を民屋に匿して還り鬪ひ數十人を殺傷せしに直常等が兵士競ひ至りて之を圍む、衆に令して曰く高貞を獲と雖も而も其の婦を失はゞ執事の意に非ざる也と、六郎之を聞き宗村をして先高貞が妻子を殺さしめ伴りて高貞と稱し衆と拒ぎ戰ふこと數刻、乃ち火を民家に放ち相偕に自殺す、直常等焚骸を視て以て高貞信に(まこと)死せりとなして引き還る、時氏、師義高貞を追ひて山碕に至りしに一人あり、後より呼びて曰く吾は執事の使也、卿等宜しく暫く留るべしと、衆轡を按じて待ちしに、復呼びて曰く吾疾く走せて喘ぐこと甚し、卿等來りて命を聞けと、時氏父子馬を下り數騎を遣はして之を問はしむれば、其の人笑ひて曰く、吾實は塩冶氏の兵來海五郎なり、適外に在りしを以て主に從ふことを得ざりしが今來りて此に死し以て地下に報ぜんと欲するのみと、直に進みて奮鬪し數人を傷けて自殺す、是に由りて高貞逸し去ることを得たり、日暮時氏湊川に宿りたりしに師義特に十二騎と夜を冒して之を追ひて黎明播磨の賀古川に及びければ高貞が弟六郎自ら高貞と稱して左右六人を率ゐ還り戰ひて死す、師義復進みしに高貞が弟某三人を率ゐて亦死しければ高貞遂に脫れて出雲に還る、明日時氏等至り國中に令して曰く高貞謀叛せり能く之を殺さんものは破格に之を賞せんと、是に於て親族心を離し之を殺さんことを謀る、高貞從騎を散遣して要害の地を檢せしめ獨木村兼綱と佐々布山に走りしが宍道鄕に至る比ひ一卒あり來りて小君既に追兵の爲に殺されたりと告げ言ひ終りて自殺す、高貞乃ち罵りて曰く老革師直我必ず汝に報いんと腹を割きて死す、兼綱其の首を斬りて之を土中に瘞め亦腹を潰して高貞が骸を抱きて死せるを、時氏が兵其足跡を認め高貞が首を獲て之を京師に傳へたり云々。〔大日本史釋出〕

○

（前略）一夜馬の足を休めてこそ追はめとて山名伊豆守湊河にぞとゞまりける、其時生年十四歲になりける子息右衛門佐氣早なる若者共を呼扱いて宣ひけるは北ぐる敵は跡を恐れて夜を日に繼いで逃げ下る、我等は馬勞れて徒に明くるを待つ、斯樣にては此敵を追攻めて討つといふ事あるべからず、馬强からん人々は我に同じ給へ、豆州には知らせ奉らで今夜此敵を追攻めて道にて討留めんと云ひもはてず馬引寄せて乘り給へば小林以下の侍共十二騎我も我もと同じて夜中に追つてぞ馳行きける、湊川より賀古河までは十六里の道を一夜に打つて夜もはやほのぼのと明けければ遠方人の袖見ゆる、河瀨の霧の絕間より向うの方を見渡しければ旅人とは覺ぬ騎馬の客三十騎許り馬の足しづかに聞ゑて我先きにと馬を早めて行く人あり、すはや是こそ塩冶よと見ければ右衛門佐川緣に馬を懸居ゑてあの馬を早められ候ふ人々は塩冶殿と見奉るは僻目か、將軍を敵に思ひ我等を追手に受けて何くまでか落ちられぬべき、蹈留まつて尋常に討死して此長河の流に名を殘され候へかしと言を懸けられて、判官が舍弟塩冶六郎若黨共に向つて申しけるは某は此にて先づ討死すべし、御邊達は細路のつまりに防矢射て廷尉を落し奉れ、一度に討死することあるべからずと無からん跡の事までも委しく是を相謀つて主從七騎引返す、右衛門佐の兵十二騎一度に河へ打入つて纔を雙べて渡せば

鹽冶が舍弟七騎向ひの岸に鏃をそろへ散々に射る右衛門佐が冑の吹返し射向の袖に矢三筋受けて岸の上に颯と駈上れば鹽冶六郎扳合つて懸違ひ懸違ひ時移る程こそ切合ひたれ、小林左京亮鹽冶に切つて落されて已に討たれんと見わければ右衛門佐馳寄つて當の敵を切つて落す、殘り六騎の者共思ひ思ひに討死しければ其首を路次に切懸けて時刻を移さず追つて行く、此間に鹽冶又五十町許り落延びたりけれ共郎等共が乘つたる馬疲れて更にはたらかざりければ道に乘捨て歩跣にて相從ふ、右は本道を落得じとや思ひけん、御着宿より道を替へて小鹽山へぞ懸りける。〔太平記〕

○

二十五日は加古川に入りて先づ川の右岸なる七騎の碑を訪ふ、碑は橋の下手なる河岸のいといぶせき大師堂の前に在り、鹽谷高貞纔に過うて出雲に徒りし時に追撃せられしを、弟の六郎及び從兵六騎取て歸して打死せし間に高貞は出雲にのがれし也、高貞は叛服常なき賊臣なれども其の身代として打死したる七騎は忠烈なり、文は古賀精里書は

賴春水、加古川の稱名寺には大莊屋中谷政敬が、七騎追弔の爲に加古川の小石に法華經を一字一石に書いて埋め塔ありて、其緣故を山陽撰並に書せるもあり、立寄りて善を掃ひぬ、姫路はいと熱かりしが今日は空曇りてやゝ涼し。

天四〔大阪朝日新聞〕

東神吉村

○眞名井の清水

神吉村の西端に方り道の南に在り、清水常に溢れて人の益用となる。〔巡覽圖會〕

神もよく幸吹く風ににきてとめ

眞の水を井に殘しつゝ。〔播磨鑑〕

此清水徑三尺許、水甚だ汚れたり、用水にもかかるといふ。

石井眞名井兩井の間に龜井の清水といふあり、道路の擴張せられし際井は埋められて其敷地になりたれども今尚石垣の間より南に流れ混々として盡くることなし、非常の冷水にて里俗下流に魚すま

すといへり、普通の井水よりも一升につき五十目許も輕しといふ。

○毘沙門岩

天下原村の北四町許の山麓にあり、自然の岩に毘沙門天の佛體を彫刻す、長さ五尺許、頗る古物と見ゆ、往昔毘沙門天此處に天下り給ひし故村名も天下原といふといへり、昔は一寺ありて鞍馬寺と稱せしが天正中燒失す、今長十間橫十五間の寺跡遺れり。〔播磨鑑〕

○

一鞍馬寺址　長十間橫十五間、村より四町北の方、自然と岩に毘沙門の佛體長五尺許あり、毘沙門天此所に天下り給ふ故天下原といふ由、堂は天正年中燒失す。〔古所拾考〕

一鞍馬寺址　神吉莊天下原より四町北の山手に長さ十五間橫十間の跡あり。〔巡覽圖會〕

一毘沙門岩　天下原村の北の山下にあり、自然石の面に毘沙門不動を彫刻す、古物とは見わたり。〔巡覽圖會〕

○益田堤

加古川は古名を氷川と云ふ、源を丹波國氷上多紀兩郡に發し諸流を合せて大河となり高砂港より海に入る、古へは今の船頭村舛田新村などいふ在所あらず一面の大河にて平常は二流に分れ雨降れば則ち渺漠たる一大洪河となり往來甚だ難儀なりしが萬治元年に至り姫路城主榊原式部大輔忠次公大に土工を起し十五萬石の領民を以て大堤を西に築かせ給ふ、是を益田堤といふ、無双の大普請也、其後元祿十六年癸未八月十八日大雨降つゞき洪水汎濫して堤七八町許も打崩れ在々に水溢れ家を流し人を傷け牛馬を失ふこと夥しかりしが、間もなく修復したり。〔風土記、播磨鑑〕

○益田堤物語

抑々印南郡鹿兒川と申すは水上丹波津の國や山城都の愛宕山谷々數多流れ來て益氣の鄕に跡舊き伊弉諾伊弉册の二神出現坐しゝ時高天原に坐して此秋津州を產まんとて滄溟に曲所も天の瓊矛を投下す其浮橋の東詰日岡の山の西下に落合ひ一つにあ

つまりて波高砂や尾上越西國への大川や然るにいつの比よりか益田の前より二瀬となり平津船元鹿兒川の十町許が其間に船渡し二つあり大風大雨洪水に往還難儀するのみか神吉も渦に大國や神爪生石山も川石の寶殿水流る魚崎曾根の松が枝の桴となるは幾度か翠も泥に混乱すされども迺間靜謐なる時の御守護榊原某侯と申せしは文武の政道まめやかに禹王の流を繼給ふ明君にて安危は此事と深く御歎き大老中老行人諸家中のこらず召出され我鹿兒川に三慮あり先づ第一には西國の大小名を初めとして往來旅人早飛脚天下の公用急げども僅の間に二渡少々水の高きにも二里の淀のありと聞く益田の前より船元の西川横に大堰を築き渡り一所に極めなば萬世の動功是ならん偖又風雨洪水に水下數个村の村々は田畑粒毛堀□り人家財寶流亡し過分の水損是ある由其難救はん是二つ三つには益田の河原より米噌の下に至るまで新田新畑開發し農民耕作勵まさば國家豊饒の基ならん面々如何にと仰ある滿座の家中一同に頭を低れて感じ入り暫らく物も言はざりしが頁ありて申上ぐるやう這は

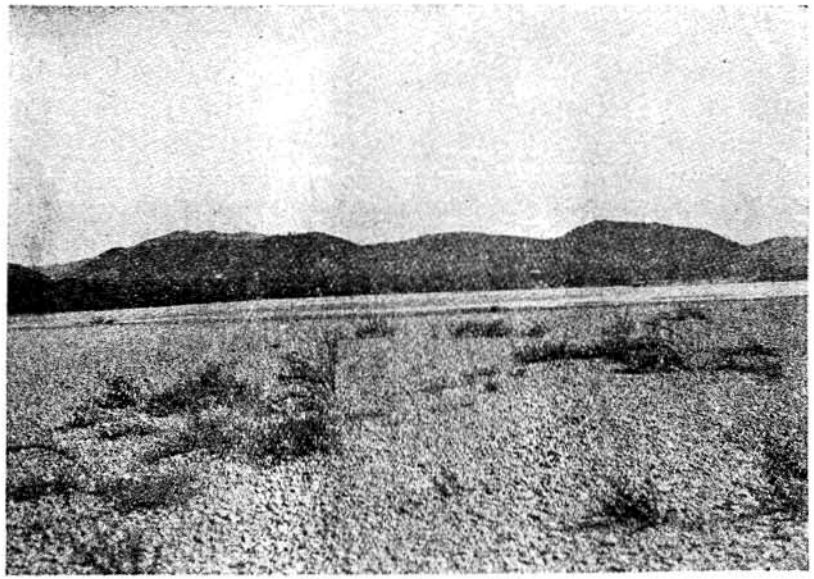

（堤　田　增）

有難き御智謀哉御意の趣先以て公儀へ對して御忠節國土萬民安堵のため殊更天下泰平に治まる御代の御奉公何かは是に勝るべき善は急ぐに如くはなし早々起工仕らんと御受申して御前を立つ先づ其頃は萬治元年戊戌の土固め水無月中に御評定二十七所の大庄屋其組下へ觸をなし四百三十餘个村の小庄屋年寄承り高に應じて人足割同き七月十六日吉事始に究れば七夕盆の祭もせず土俵簀鍬鋤簾笠繩袢用意する、粮は小米や麥飯に早稻大唐の穗首苅燒米蒸米與那袋荷負かたげて行程に雲霞の如く集れば大に廣き河原にも馬の通ふ道もなき、第一益田の麓より同新村の地内まで十二町が其間は取分け大事の場所なれば堤も太くたくましく根置の廣さ十八間高さ三間三尺に馬踏の幅が八間也川の水際石垣に牛□蛇籠鳩の杭栗石山土丈走り裏表つく疊芝堅生草の生茂り八千代動かぬ山在所八組に仰付けらるゝ、山崎川邊八反田御舘畑組粟生瀧野都染組にぞ極りける、夫より船頭米噌まで殘る組々受取て乙巳八月上旬には頗切も積りしに暴に震動雷電し車軸の如き雨降りて洪水漂泊夥しく餘所に益田の大堤一夜の内に潰崩れ元の野原となりければ奉行代官諸役人肝を消してぞ退給ふ、庄屋小庄屋組頭人夫をつれてかづ〳〵の命拾ふて歸りしが其儘城下へ馳參り御祈詔申上ぐるやう御奉行中御□の如く元來大川のことなれば是を堰留め申すこと爭か叶ひ申すべき重ねて仰付らるれば領分中の百姓は皆々絶果申すべし是非差置かれ下されば有難く存奉らんと恐入つてぞ言上す、又河東の願には大野中津河原村皆古への川筋にて水損西と同事也然るに西は強くなり東の堤弱くては唯苟且の藝水にて東許が切損じ寺家町加古川分岸寺御泊川へ流るべし先づ此度の御普請を五六分程になし置かれ向後毎年春秋に両方共に少々づゝませ築當上げ繕を年々仰付くれば塵も積りて山となる此上北海切徹し如何なる大河となるとても川除大破の患なく上下壽き申すべし憚ながら此趣御披露願奉ると畏れ入つてぞ呈しける、上よりの仰には孰れも一理の申分尤至極に思へども自餘の願は後日の沙汰斯程の大事思立ち假令領内困窮し知行家督を失ふとも顧みはせし覺悟せよと唯今までの人足に倍

々增して足らざれば宗旨帳面相改め水呑高なし村散在歳十五より六十まで殘らず共に出すべし異議に及ぶものあらば早追放との御意なれば御伺は返されず御受を申し立出でゝ口說ここそあはれなれ、嗚呼勿體なの御普請に秋の天窓を加古川や節季の未進益田山八十の岩橋岩に腰流れて業の檝の宮所も家も出河原や行末何と新村ぞ船頭馬形零落ちて平に津ぶるゝ小百姓身の皮剝て濟されば米田を質に鹽市で辛き所帶を島村や瀨たけ諸居龍が鼻五明の功に名を流し借錢の淵にしづみつゝいつか浮瀨のあるべきと私言けるも理や、さて普請場に行きぬれば役人衆も數益田斗概に似たる鼻搦と杖棒鞭に速繩や油斷をすれば打擲き隱醸者繪られて終日河原に干附られ絕入日暈を呼ぶもあり河原芝原宿にして石塊壞の枕ゆく冷や痲氣の持病出て頭らぬ病人は日徭を雇ひ人代立て其日の役を仕舞ふ也、一時腹や腰痛み按摩でなほることも數しらず作病雜りと見ゐにける、後れ町場のある組は松明燃て夜普請にかゝる棚して働ゆへ流石の川もせき留り三十日も足曳の山鳥の尾の長堤結構成就したりけり餘のことに或百姓積りて見たる十露盤は高百石に八人掛一日一萬二千人両度の普請五十日人數合して六十萬、此飯米を一人に一升二合平にして七千二百石と置く、其外役人附々の僕小者や晝飯持一萬石は入るとかや、草靴一人三足宛三錢價の算用が銀にて九十貫目也、夫に茶煙草上戸衆味噌鹽薪の入用は數限りなき費也、然れば殿樣御機嫌克く御祝儀褒美と思召し夫食御借免下り節季仕廻も正月の餅相應に搗きければ百姓大に悦びて斯かる御慈悲の殿樣へ冥加も知らで最前に訴言を申せしは迷惑至極に候へども此上からは百姓に御免下され候ひて御知行針間の國の守御封命益田の堤程長久願奉る。

平莊村

○八十の岩橋

池尻村の南にあり、風土記云。

益氣里、有ㇾ山名曰ニ升形山一、以ㇾ石作ニ升與ニ乎氣一、故曰ニ升形山一、有ニ石橋一、傳云、上古之時、此橋至ㇾ天、八十人衆上下往來、故曰ニ八十橋一。

古事記傳に、播磨風土記曰、賀古郡益氣里有ニ石橋一云々と引けるも此事を指す、神社考には八十橋者二神及八十神之降迹也と援引したり、夫木集に

雪ふれはあまの羽衣白妙に
　風さわたる八十の岩橋。

と詠じたり、賀古郡日岡と水を隔てゝ相望み升田の民家の背なる一丘とす、岩石嶙峩たれども左のみ驚異すべき景象にもあらず、平莊村の磐村山にも一群の岩石あり。〔地名辭書〕

○

一八十の岩橋は神代の時八十二神降臨の地、神つくる處也、一說少彦名命大名持命と御心を合せ造り給ふ所ともいふ、播磨風土記に見ゆる文也。〔府中記〕

一舛田八十の岩橋　道路の北方、山の麓より嶺まで自然の階段。〔諸所隨筆〕

一八十の岩橋　池尻村(三町西)舛田村(五町西)立合伊弉諾伊弉册尊此山に御鎭座の由、麓より峰まで自然の石階あり。〔續古所拾考〕

一八十の岩階　私曰日本紀神代紀に八十橋とあり、八十二神降臨の由を記せり、今八十の岩橋といふ、舛田村に岩上自然疊の如くなる石階あり、當國の奇物なり。〔事始經歷考〕

一八十の岩橋　日本紀神代抄又播磨風土記に八十の岩橋あり、天より八十二神降臨の由を記せり、風土記には賀古郡益氣里に橋ありと記せり、依て按ふに印南郡益田村に有之也、岩山に自然に累々として石階あり、今に傳へて八十の岩橋といふ。〔古所名所考〕

一舛田村に八十二神降臨の八十の岩橋あり、一說少名彦命大名持命と心を合せ造り給ふ所といふ、風土記に見ゐたり。〔里翁說〕

一八十の岩橋　舛田莊在舛田村東の山往古伊弉諾伊弉册此山に鎭座の由、麓より峰までに自然と石階あり、池尻村と舛田村との間にある山也、日本書紀神代抄又播磨風土記に八十橋とあり、天より八十二神降臨の由を記せり、風土記には賀古郡益氣里に橋ありと記せり、依之今按ふに印南郡益田村に有之也、又一說少彦名命大己貴命

御心を合せ造り給ふところといふ、風土記に見えたり。〔播磨鑑〕

一升田村池尻村の境山に八十岩橋といふあり、往古より古書には益田村とあり、池尻の古老に問ふに池尻の地所といふ、一の石山にして麓より自然に石階の如くになり中央に至りて其形絶えたり、亦上に少しばかり其形あり、峰に到ては悉く巖石なり、往古神人幸臨の時此處に登りしといふ。〔村翁夜話集〕

一八十岩階　加古川より七八町川上升田村にあり、羅山神社考曰、播磨風土記に八十岩橋は陰陽二神及び八十二神の降跡也、然れば丹波播磨共に橋あり、云々。

此岩橋は山の麓東より西南にむかひ登ること二町餘にして一山一石おのづから峰巒として疊みたる石階あり、故に八十のいははしといふ、近郷の名にも神木幣の莊天が原神吉の里等あり、神吉に眞名井の跡あり、目にふれ耳に聞く所神緣淺からず、又石頭に踞りて回顧するに淡路島は辰巳にあたつて蓬瀛にひとしく麻耶山の秋月高御坐の晴嵐に心

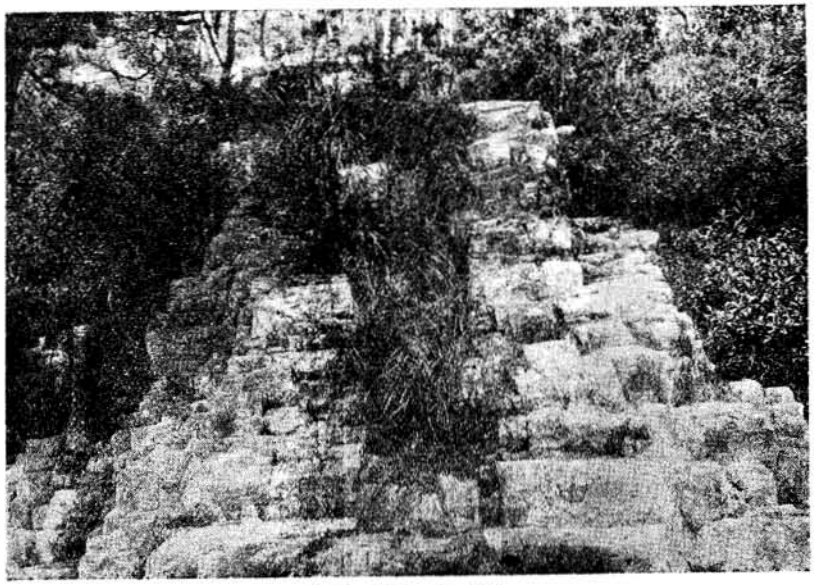

（八十之岩階）

の塵をも吹はらひ高砂の遠帆尾上の松原には風人のたましゐを銷すべし、漁火もしほ火のゑならぬあはれどもは眼乳のめぐるには足らずして播陽勝景の巨魁たるべし。

右姫路總社瀨川氏八景の文の意を採る。〔巡覽圖會〕

一八十岩橋

名所拾錄　國分寺講師惠慶法師

幾世々の限りしらしな昔より
絶えすぬかつく八十の岩橋。

夫木集　前大納言顯朝

雪降れは天の羽衣しろたへに
風さへわたる八十の岩はし。

一八十岩はし　八十岩はしは增田近邊に有之由、播磨の名所と人の物語致し候よりかく致し候、字あまりはもとより有體なれば也。〔名所筆海〕

涼しさや八十の岩はし一つづゝに　十　摩
月は空八十の岩はしわたる風　曉松子

一八十岩階

言是神工示異勳　全山刻石疊階分
圓錐奇狀高千尺　匹似埃州大古墳」
刻石創山仙蹟開　苔階千尺碧崔嵬
上頭宜掛三窺天鏡一　用作二人間星學臺一」

〔播陽風土詩〕

○八十岩橋の記

八十の岩橋は播磨國印南郡益氣鄉にあり、この國の風土を記せるに伊弉諾伊弉册の二尊八十二神とともに天降り給ふ跡にしあれば八十の岩階といふと、此山自ら靜巒として疊みたる石階あり、ところの言傳へには其かみ二柱の御神このところに臨み國をもとめさせ給ふ、故に天の浮橋ともいふとぞ、兼俱神代卷抄に天の浮橋は丹後國天の橋立播磨國八十の岩橋と註せり、天の浮橋とは造化陰陽の通ひ路にしてかたちあるに非ず、さるを表はしていふにや。

抑々この岩橋は山の麓東より西南にむかひ登ること二町餘にて、石頭に踞して瞻臨するに、淡路島は巽にあたりてわならす心を蓬瀛に遊ばしめ雲ほく見なさるゝ、摩耶山の峰には秋の月のくまなきに瀲々波を遂にかろからめやと思ひやらるる、

高御位山の晴嵐には心の塵をも吹拂ふべし、さてや高砂の遠帆は天際をしのぎ尾上の松原の夜雨には風人の魂をぬらすとやいはまし、松に千歳の祝あれば船に無常の迅速を知る也、彼の後九條內府も『湧き出つる室の泊のあけほのは雲にはなるゝ高砂の松、と贈き、權少僧都は『松に吹く嵐の音も高砂の浦路しくるゝ秋の夕暮、と吟じたり、曾根崎の夕照に青林綠野を染めなし鹽市の工人石を穿つは伐木丁々の景にたぐへて山さらにかすかに印南野に落つる雁かねは誰にか秋の淋しみを殘して八陣の古法に英雄の昔を忍ぶ、刀田の晩鐘は加古の河波にひゞき雲烟に低れて旅人の足をはやめさせ渡守の蓑笠は雨をよび麓にとほる川水は明鐘をさしはさみ粉虹を落すの詠もかくやと引のぼる高瀨船は最上のいな舟も餘所ならず、鵜つかふ頃の漁火には神供の清きをよろこぶ、人あらばかたへには殺生のあさましきをいとひて世の哀れを添ふるあるべし、大野里日向社河をへだてゝ清々しく明石の浦近き神出山は掌に入る如し、又此邊りに名ある幣の莊天が原神吉の里には古へ名井の古跡をつたへたる等目にふれ耳に聞くこと神緣淺からざることにあり、もとより神代を忍ぶ身にして爰に來り社の塵をはらひ心の水を清めて往古のたふときを親にするやとすゝ路に時をうつしぬ、八景十二景の妙なる眺は其眺むる人のながめにあるべし、實に萬代をふる雪の景勝は前亞相顯朝卿

雪ふれは天の羽衣白妙の
　風さへわたる八十の岩階。

と詠め給へばいふも更なり。

今眼孔の及びしまゝを短き筆のすさびなればひかへもあらんには後來の人たゞ稽古懷舊の心よせして補を加ふることを希ふといふ事爾り。

時に延享三の年五山翁登段の日是を記す。

姬路總社神官　瀨川遠江守源廣敬

千早振神代なからの跡なれや
　塵なき苔の八十の岩はし。

〔播陽萬寶智惠袋〕

○馬の背、馬つなぎ、馬盥

岩階山の頂に馬の背、馬つなぎ、馬盥（うまたらひ）等あり、岩の形馬の脊に似たれば馬の背といふ、又其の邊りに方一尺深さ一寸許の凹みありて形盥に似たれば馬だらひといへり、又其傍に小穴相並て內通せるあり、親指人差指の兩指を以て其內へ通し爪を合せて輪をなすばかり也、是を馬つなぎといふ、何れもその形に因りて名づけたり。〔村翁夜話集〕

馬の背馬つなぎ馬盥今も存れり、馬だらひは風土記見ゆる升（ます）に相當すべきか、平氣（へいけ）は今ありや否や。

○八十原

岩階山の麓の流れをいふ、則ち加古川の上也、眼下に通船綠道の通ひ等與あり。〔巡覽圖會〕

浦上村宗

筏士のわたりくらふる世の中は
　おきのるわさか八十の川なみ。

○三光石

八十橋の邊りに三光石といふあり、日月星の形並に文字を彫刻せり、此岩に船綱のすれ跡あり、村翁傳說に昔の川筋此處より下三筋に分れ、今の農家の前は元の川筋也といへり、此三光石の所は今の川面よりは餘程土地高く、綱すれの義審かならず。〔村翁夜話集〕

此岩今綱づれの石と稱し平山の麓なる溝の東にあり、日月星の三光は漸くにしてそれらしきものを見たれ共文字は遂に見わきがたき、餘程の巨岩にて二尺許の頭を路傍に出せり、略三角形をなし八尺に六尺に六尺の大さあり、綱すれの跡は其側面に明かに認むることを得、一說に日岡より岩階山の麓に船渡しせし時其船綱を懸けし岩にて綱すれの跡は其表にあるがそれ也ともいへり。

○

一壇上ヶ嶽の前は大河、幾尋ともなき淵也、今は埋りて田地となれり、塔ヶ嶺といふは古塔に似たる大なる岩道の邊に突出でたりしを、其後旅人の障りなりとて數多の石工を集め切りしと也、山上に經塚あり、馬場前に杖突松あり、名木也、右の方に壇上岩といふ岩あり、上に日月星の形あり、平の宮喧嘩爭亂の時平山平太夫の御幣を立てしは此岩上也。〔益氣物語〕

一綱すれの石につき池尻村門野辰次郎氏所有の短冊に

ひきのほる川は世々にかはれとも
　名は朽ちやらぬ綱すれの石。
　　梅　曉

といふが有之候、詠人梅曉は何處の人なりしや其傳を詳にせず候。〔平莊村報告〕

○寶盛の五輪塔

平山村益氣神社の北に大なる五輪あり、里人別當寶盛の碑石也と傳へて、毎年六月には近村の者この碑前に集まり、馬上の寶盛を藁にて作り御祈禱をなし鐘太皷を打鳴らして之を岩階山の麓に送り爰より川に流して虫送りをなす、此時の唄

寶盛樣のお下りじや、萬づの虫やお供せい。

○寶盛屋敷

播州にて或僧の夢に、我は寶盛也、我屋敷に錢を埋め置きたり、朽ち去らんこと悲しと告げたり、此事語り廣めて越前へ聞ゆ國主の耳に立ち、惟しき事なれども自然ありもやすらん、屋敷を掘らせて見よと仰せけり、花輪何某といふ人奉行にて掘らせけるに蓋も無き甕一つ掘出しけり、錢は腐りて土の如し、鑄物師に下され鑄の中に入れよと仰付けられたり、寶盛屋敷はこんこく七箇處の内に乙坂村といふ處也、樋口村の雙び平山の上也、元和の末の事也、云々。〔因果物語〕

○辨天池

池尻村又兵衛新田にあり、四面山を環らし東の方纔かに溪路をなす、周圍約千間面積約十町歩、常に清水を湛ゆ、池尻村の灌漑養水池にして如何なる旱天にも未だ曾て枯れしことなしといふ。

この池常に野鴨群集するを以て舊幕時代西山村の人運上金を納めて獵せしが明治二十五年十一月二十八日禁獵池となれり、金風凉しく立つ頃幾千の野鴨水面所せきまで浮遊するの狀、郡内名勝の一奇觀たり、故に一名鴨池とも稱す。

池の東北隅に松樹鬱蒼たる島ありて辨財天を祀る、此島は即ち古墳にして今猶宏壯なる壙穴を存す、里人稚兒が窟と稱せり。

○兒が窟

池尻村に在り、鴨池の緣也、戸口一間半高さ五尺に滿たず、内は地下りに行くこと三間許にして横二間奥へ四間高さ一間許に廣くなりて左右天井とも皆大石を以て甃みたり、是上にいにへる如く上古の墓也、入りて見るべし、里俗兒が窟といへり。〔巡覽圖會〕

からうと塚兒が石窖（奥行八間横二間）　右の唐櫃穴の口に在りしを往昔楠原式部大輔樣姫路御在城の御時鷹狩に御出駕遊ばされ穴くらの口なる石の唐櫃を御覽ありて能き泉水と御懇望あり、數多の人夫を懸け大八車に載せて志方の境捻松峠まで引付られしが平の地境にて動かず今に彼峠にありといふ、蓋は穴ぐらの口に遺れり。〔益氣物語〕

○兒が窟

福原譜次郎

兒が窟の古墳は印南郡平莊村の内池尻村字又兵衛新田にあり、四圍皆山にして西方に孤立せる一奇峰あり、一つ山といふ、一つ山前と稱する所に大なる池あり、池の北端に翁鬱たる森あり、森中一

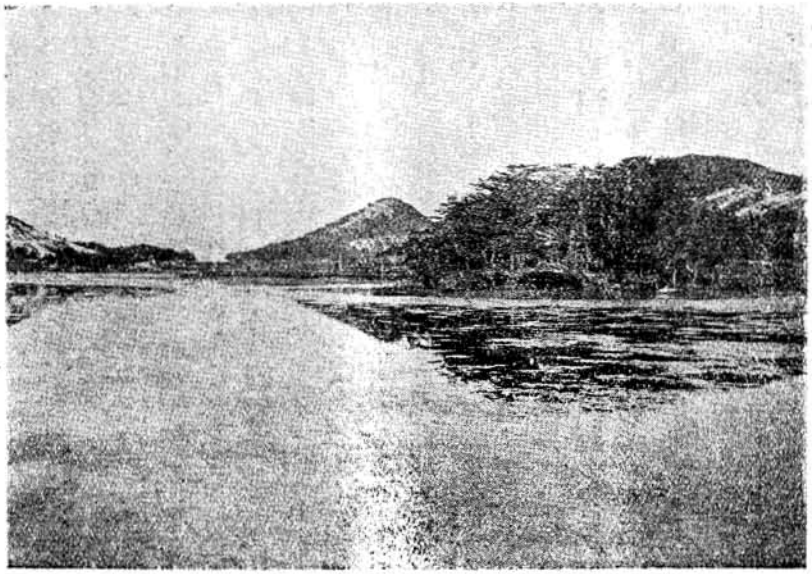

（又兵衛辨天池）

祠ありて辨財天を祀る、此祠は又兵衞新田數戸の民の生土神として祀れる所也、池は禁獵區にして數百の鴨群を成して浮び頗る壯觀を極む、兒が窟と稱する大古墳は此辨祠の下に在りて墳口正南に面し嚴然なる窖の狀態也。

（一）古墳の構造

規摸の雄大なること此地方に於ける白眉なるのみならず、構造の精緻なること他に多く其比を見ず、石は此地特産の龍山石を以て積みたり、羨道の幅五尺四寸奥行二十四尺、玄室の幅八尺八寸奥行二十尺七寸、玄室の高さ十四尺あり、玄室と羨道との境は左右何れも一尺七寸あり、されば入口より奥壁までは正に四十四尺七寸あり、以て其雄大なるものたるを知らるゝ也、殊に此古墳に於ける構造の如何に精巧なる技術者の手に成りたるやは彫大なる岩石を自在に運搬し来りて之を積み而して千歳後の今日までに幾多の天變地異に遭遇せしことあるも尺度に一寸の差を見ず、天井石の並べ方に少しの間隙だも生じ居らざるため他の古墳の礦穴の如く埋れたる狀態なし、此古墳の如く正しき

尺度を保ち完全に存在せるものは古代技術の妙として大切に保存法を講じたきもの也。

（二）古墳の原形

今この古墳の現狀を見るに、石槨の底と上部とは十四尺の高さあり、而して外部を繞れる池の水面より古墳の内部は遙に下れり、故に墳内に泥濘充ちて水田の如き狀態也、今一二町を離れて此古墳を眺むるに墳の三分の二は池にして一部分のみ水田となれり、されど此水田たるや新しく築きたる田面にして墳の原形は正しく環湟を有せし大圓墳たりしこと疑ふべき餘地なき也、此地方の新田開拓の時代は未だ研究せざれども古代は一望の曠野にして所謂「あがた」なりしなる可し、後代に於て新田の開拓せらるゝや貯水池の必要よりして此古墳の環湟を利用し更に擴大して堤防を築けるより水面はより以上の高さとなりて現今の如く墳の底部が水面以下となりたる也、又墳外の三分一の水田は環湟の舊堤防の土を以て埋めたる水田なるべし、而して祀れる辨天祠は環湟中の古墳が恰も島嶼の狀たりしより奉祀せしものと覺ぼし。

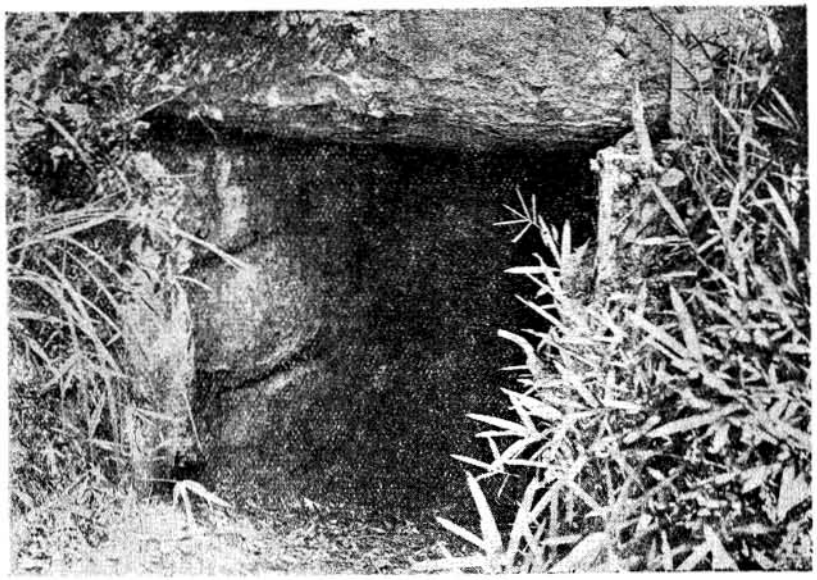

（窟ヶ兒）

（三）大石棺

以上の如き雄大なる石礦内には更に精巧なる大石棺ありし也、然るを何者の狡奴ぞ、此石棺を礦外に引出し棺蓋のみ池中に放擲し棺身は遠く投松峠に運び行けりと、今此棺蓋より推すに棺身は例の掘抜き式にして頗る多くの人工を要したる見事なるものなりしならん、傳ふるものゝ曰く、昔姫路の城主榊原式部大輔の時此池を築き、其當時墳の南部を壞ち偶々石棺の安置せる樣を具狀せしに、其石を城中に致せとの命にて多くの人力を費したるも殆んど徒勞に屬したりと、愚蒙の一擧永く國史の研究資料を失ひたるのみならず、墳土に拭ふ可からざる恥辱を與へたりといふべし、後人痛く鑑戒を加へざる可からず。

幸に殘れる棺蓋に就て見るに、屋根形にして前後と左右に六個の突起あり、底部長七尺六寸五分幅四尺七寸五分、上部長五尺五寸幅二尺三寸五分、斜面高さ二尺あり、突起六個の内南の一角は缺損せり、突起の斜面高さ七寸五分幅一尺三寸厚さ六寸にして、石槨の尺度に差違なきが如く此五個の

突起何れも毫釐の差なく出來をる手法の工は實に驚くの外なし、棺蓋の裏は一尺一寸の椽あれば棺身の内法は五尺四寸五分にして幅二尺五寸五分となる也、蓋し石棺は内部に木棺を納るゝものなれば、棺の内法より推せば此古墳の主はさまで長身の方にあらざることも知らる、兒が窟と言ひしは何等か緣由の存するにあらじか。〔大阪毎日新聞〕

○兒が窟の古墳に就きて

矢内正夫

予は印南郡兒窟の古墳に關する福原譜次郎氏の實見談を流讀したれば玆に予が年來の所信を簡單に披瀝せんとす。

一、古墳の所在地は上代の所謂益氣里にして風土記に、大帶日子命御宅を此村に造る、故れ宅村と曰ふ、とあれば、益氣は神龜三年制にて宅を二字に改めし也、後世訓讀して益田、升田抔とせしは固より原意を謬れり。

二、景行帝既に印南別嬢を皇后として久しく高宮に坐し城宮田に坐し賀古松原宮に坐しゝことは風土記に明かなるが此時益氣里も御宅即ち御料倉を造り給ひし程なれば地方は一帶に開拓せられたりしこと明か也。

三、風土記賀古郡驛家里あり、即ち賀古驛にして河海の今程に變遷せざりし上代は此驛は氷丘の麓邊りに在りしかと按はる、されば益氣里は其西に當れるなるが、風土記に據れば印南別嬢の掃床に仕へ奉れる出雲臣比須良比賣あり、此姫は別嬢を帝に媒し奉りし息長命に給はりしが、其墓は賀古驛の西に在る由見わたり、風土記全篇中に墓のことの見わたるは此比須良比賣墓、但馬國造阿胡尼命墓、武内足尼出雲墓、賀茂國造根比賣墓等にして造たりし人々の墓の莊嚴なりしことを推知し得べく、特に此墓は帝の寵渥かりし別嬢の宮仕へ即ち造なれば其墓も極めて丁重に築かれしなるべきが、今福原氏の實見談を見るに兒窟の古墳は恰も上代賀古驛の西に在りて規摸頗る宏大なれば決く姫の墓なるべしと予は按ふなり、なほ石棺の狹小にして身長五尺に充たざるを思へば此信念をして益々深からしむるものあり。

四、予は亦印南郡神爪の稱に就て比須良比賣の采地即ち侍女田が約りけるに非じかと思ひしことあり、されど餘りに漠たる說なれば唯附言し置くのみ、因みに一言すべきは風土記に、揖保郡越部里神阜、出雲國阿菩大神大倭國畝火、香山、耳梨三山相鬪ふと聞き諫止せんと欲して上り來ましゝ時、此處に到り乃ち鬪止みぬと聞してその乘れる所の船を覆せて之に坐しき、故れ神阜と號ふ、とあるを、萬葉集略解の著者橘千蔭大人は阜を集と謬り見て神集と爲し、天智帝三山の歌の末句に伊奈美國はらとあるに考へて神爪の地となせるは採るに足らず、又石の寶殿の緣起には神爪を神詰となしたるその解見ゆれど如何にや。〔大阪毎日新聞〕

○化粧岩

池尻村又兵衛新田なる辨天池の對岸にあり、辨財天の化粧岩也といふ。

又兵衛新田の西に柳峠といふあり、昔辨財天兒と化し池の汀の石上に現じ給ひしこと折々あり、田の水入彦衛門といふ人拜せしことありと言傳ふ、されば池尻の神の池、平の權現池、同出水池この三个所の池は如何なる旱魃にも池水盡きずと也。〔益氣物語〕

○腰掛岩

柳峠なる岩屋の北にあり、腰を掛くるに程よき石なり、是も古への人器なるべし。里俗源義經の腰掛岩なりと言へり。〔巡覽圖會、古跡便覽〕

此岩又兵衛新田より天下原に通ずる裏道の谷合にあり、里人腰掛盤と稱し秀吉が神吉城を攻むる時兵を此谷に休め自らは此盤上に腰掛けて息ひし處也といへり、此岩を弄へば其家に病ありと言ひて弄はず、此岩に腰掛くれば吸付けらるゝと言へり。是より更に一町許上りたる北の山に八疊岩といふあり、それより東北の山頂に屏風岩といへる奇巖あり。

上莊村

○井の口の清水

都染の郷に井の口の清水とて今に遺る、名水と聞し召され此水にて京衣を染め御製を下されける、故に今に都染と申傳へり、いつの御時にや、御製

播磨なる井の口の清水なかりせは
　都の衣をいかて染めまし。〔府中記〕

この清水井坂水池の下なる蓮池の傍に在り、自然の水溜にて三尺に五尺許、二尺内外の深さあり、名所拾錄、古處拾考、村名故事記、事始經歷考、古所名所考、播磨鑑、巡覽圖會悉く染衣の故事を元明帝の和銅年中のことゝせり。

後年赤松義村この清水を播磨十水の一に加へてより名所として名高く、維新の當時まで井口姓を稱する清水守この傍に住居したりしといふ。

當國十水の事は名水にとんだる事に候へば其村長心を付け猥りに汲取らせまじき事也、水守に日毎一桝の扶助米を賜はり年毎に十俵をとらせ三人宛可申付者也

文龜三年二月　日　　志水甲斐守　判

十水所構主中〔古所蹟略説〕

此地方にては毎年正月の若水はすべてこの井の水を用ひしといふ。

○

一都染

あひにあふ井の口の清水なかりせは
　都の衣をいかて染めまし。

是より都染郷といふ、昔元明帝都より絹を此清水にてすゝぎ初めしより名とす、此清水の處を井口村といふ。〔名所拾錄〕

一井口村清水　一間四方深さ二尺、村より七町西

元明天皇の御宇和銅年中洛中の藍の色惡しき故此水藍によしとて占ひ都へ汲上す、藍に合すれば藍の色直る、夫より此所を都染と改名。〔古所拾考〕

一都染の井（印南郡堤の莊）　井の口の清水ともいふ

元明天皇の御宇和銅年中堤の在名を改めて都染とす、清水の流を水泥といひしを今見土呂村といふ、清水の村を今井の口村といへり。

あひにあふ井の口の清水なかりせは
　都の衣をいかて染めなん。

此御製によりて都染の號あり、則ち村名とす。〔古所名所考、播磨鑑〕

一都染井　播磨十水の内、井の口の清水といふ、井の口村に在り、元明天皇和銅年中天子の御衣を染めし由、此處在名改名して都染とす、清水の流を水泥といふ、今見土呂と書けり。〔事始經歷考〕

一都染の井　井口村に在りて井口の清水ともいふ、十水の内也、自然石の井筒に圍へり、元明帝の御衣を染めしともいへり、清水の下流を水泥といふ。〔巡覽圖會〕

○土骨碎

是この莊中の山野に生ずる產物にして他には希也、和名いしだいことひて採るに時なし、これ石鐘乳の土中に生ずるもの也、江州目川、山州西山三鈷寺等にはありといへり。〔巡覽圖會〕

○

一土骨碎　化學書一名石筍、和名石羅蔔、即炭酸石灰精液、凝二結土中一者也、其生二巖穴中一者、名曰二鐘乳石一、印南郡平之莊山野多生レ之、他處無レ之、江州目川、城州西山三鈷寺等、亦有焉、

石歟筍歟筍歟石　天敎二異物生二此鄉一
土中精液相凝結　便作二琅玕玉幾莖一
〔播陽風土詩〕

一土山は井口村の東北方にあり、十五間の嶽也、銅隱結は周圍白色の粘土中に頭を出す、約一間上に同質の厚さ四寸のものあり、又本品を燒けば赤色に變ず。〔見土呂村大西氏報〕

一土骨碎は即ち鐘乳石の山厓の土中に生ずるもの也南方の名山に多く是あり、人亦掘りて石山と爲して之を貨り玩に充つ、其土鐘乳たることを知らざる也。〔和漢三才圖會〕

一土骨碎　くだいし、狐のこまくら、狐のらうそく（越中）　狐のまくら（筑後）

土中に生じて細長く小さき鐘乳の如し、大なるは指の如し、小なるは筆管の如し、淡黃色、又國によりて黑色を帶ぶるものあり、其質重疊し密にして柔に碎け易きもの眞也、其質粗にして堅く碎け難きものは下品也、城州稻荷山八幡山に多し、其他諸國にもありて其形狀一ならず、或は長く或は

圓く或は両段にして葫蘆の形の如く或は枝ありて樹の如し、或は人形の如く或は卵の如し、或は甘藷の如し、皆内空にして黄粉あり、又黄粉脱して孔の通りたるもあり、故に細長なるものを管いしといふ、又形長大にして内實する者あり、此を長いも石、いしだいこん、角の化石といふ、皆其形の似たるに因て名づく。〔本草綱目啓蒙〕

一拜啓、御示の標本は『高師小僧』と申し三河渥美郡二川驛の西なる高師村の砂質泥土の地質學上新時代の層中に産し申候、即ち土殷孽の事に御座候、小生數年前之に關し地學雜誌に登載せし記事あり、以後は吾人社會にては專ら『高師小僧』の名稱を用ひ候、生因は木根の腐敗のため植物質の酸を生じ地中を循環する水中硫酸鐵、其酸のために還元され後に酸化して木根を取圍み附着したる褐鐵鑛と存候。

大正二年十月十八日　　小藤文次郎

右は播磨史談會が三上博士の紹介により井口村に産する土殷孽の二三を東京理科大學教授小藤博士の許に送り說明を求めし折の回答也。

○國包の築山

國包村は往昔嘉祿元年八月の大洪水以後現時の位置に移住せしもの也、爾來每回の浸水に人畜の死傷するもの擧けて數ふべからず、殊に暗夜に際しては老幼婦女の狼狽困厄言語に絶す、加ふるに累年の水害にて近鄉の飢饉亦甚し、時人長濱屋新六郎之を坐視するに忍びず、如何ともして此等災厄を救はんとし決然立つて自ら千萬金を抛ち萬治元年國包村の中央に一大高丘を築きたり、當時この勞役に服したる貧民は以て口糊の資を免れたりといふ、爾來村民の一朝出水の厄に遇ひ此丘に上りて避難せしこと亦幾回なるを知らず、丘は横十一間縱二十間高さ一丈、周圍に石垣を巡せり、後年丘上に社殿を設け氏神社の遙拜に便せり、名づけて築山神社といふ、明治二十四年三月四方有志の寄附によりて社殿の新築周圍石垣の修繕正面石階及び鳥居の新設を了し以て今日に及べり。

長濱屋新六郎の裔に畑幸之助氏あり、當時事情ありて大阪に出で商業を營み大に富裕となり以て故鄉に錦を飾れり、今なほ長濱屋といふ。

○

一國包村築山の事　大守の命を蒙り田地を費し高き山を築く、此村川端なる故洪水の難をのがれん爲に如此築かれたる也、委しくは別書に記す、今略して載せず、寶曆六年のこと也。〔播磨鑑〕

一國包村の中央三木街道の南に在り、長さ二十間、横十一間、高さ一丈、四方石垣あり、寶曆六年三月大阪中の島長濱屋新六郎といふ者姫路地頭へ願出て永代土地を買受け人夫を以て築上げし也、國包は加古川の川上にて洪水の節堤切れては何方へも遁れ難く此難を救はんが爲に築きし也、此長濱屋といふは國包村の産にて大阪に出で出世せし人也。〔村翁夜話集〕

東志方村

○法道仙人投木の松

大澤村字投松に在り、法道仙人法華開創の時其地の稚松を此地に投送りしが根を下して榮えし也といふ、其後益々茂りて枝葉四方に擴がりしも近年甚く衰へたれば今は堂を建てゝ其幹を保存せり。

行末のしるしはかりに殘るへき
　松さへいたく老ひにけるかな。

一法道仙人投木の松は印南郡東志方村投松なる大師堂の前に在り、樹高八尺、地上五尺の周圍一丈五尺あり、樹齡一千二百餘年を算す、傳說によれば人皇三十七代孝德天皇白雉元年法道仙人加西郡法華山に移るの時此地を過ぎて植ゑたるものなりといふ。〔大日本老樹名木誌〕

矢内正夫云、法道仙人は元亨釋書には天竺の人にて震旦を經て日本に渡るとあれども是は何か爲にする放言にして實は此國揖保郡矢田部村に生れたる俗名辛矢田部米麿、道名德道上人の事也、行基菩薩に師事し大和長谷寺を瘞め又國に歸りて四十九箇寺を興せり、加西郡の普光寺奥鎌倉道場に定す、天平前後の人なれば白雉年代よりは百年後れたり。

○駒の爪

大澤村字駒か爪なる北條縣道の郡界の東に在り、方二尺五寸許の石にして一隅に馬の蹄のあとあり、法道仙人の駒の蹄跡なりといふ、其孔常に水を泛へ如何に旱るとも涸れずといへり。

この馬蹄石は當地の他に尚二个所あり、一は大澤本村より法華山に至る間道中谷の中央なる路の東に、一は畑村より法華山に至る路の南に在り、共に同形の石にして亦同樣の口碑を遺せり。

○腰掛岩　手跡石

大澤村字札馬の西の山頂に倚子の形したる一坪許の岩あり、法道仙人の腰掛けて伽藍建立の靈地を見極めし岩也と傳ふ。

此腰掛山の麓札馬より二三町を隔てたる新池の南に手跡石といふあり、石の面に掌の跡二個を印せり、法道仙人の手をつきし所也といふ。

手跡石といふは其の實石棺の蓋石にして二尺五寸に四尺許の大さあり、半ば土に埋めて田の畔に立てられたり。

○大澤の清水

志方大澤村に在り、十水の外也、清水常に溢れ炎夏の候には需め來る人特に多しといふ。〔巡覽圖會〕

井は大澤村字蕪ヶ谷にあり、上に路ありて口は東に開けり、三尺に四尺の大さあり、深さ三尺許、四周に石垣を築きたり、非常の清水にて蕪ヶ谷全村の飲用水たり、里俗法道仙人の掘りしもの也といへり、霖雨にもにごらず旱りにも涸れずといふ。

○媛ヶ塚

畑村より飾磨郡小原村に通ずる媛が峠の池の邊りに媛ヶ塚といふあり、上に地藏を置けり、俗呼で子切地藏といふ、純友惡逆の時與黨の者ども國々の惡徒を寄集めける、時に法華山にも袈裟太郎といふ賊ありて此手に屬す、明石の人つぶて平井の鬼が子佐用の人なし等皆此頃の盜賊也この袈裟が子孫にもありねども法華山の麓にこの頃農夫の盜賊あり、或日日暮れて追劍に出てをりしに彼方より歩み來る年若き女あり、己が娘にて他へ嫁づけるが今日里歸りせんとて來るものとも知らず後よりしのびより首掻き落し初めて己が娘なるに驚き逃失せしを村人憐に思ひてこの地に葬り地藏尊を安置せしものなりといふ。〔古所傳聞志〕

純友が徒黨を聚めしとき播磨法華山なる袈裟太郎にも使せしこと前太平記に見わたり、今法華山の麓なる畑村に殿垣內といへる部落あり、太郎は此地に住みしならんか、殿垣內といひ媛ヶ塚といひ斯かる名稱の存れるより考ふれば太郎の一族は餘程の豪族なりしやに按はる、世が少しく亂るれば直に掠奪の行はれしは當時一般の風習なりし也。

○法花山仁王門址

仁王門は法花西の口、俗に建石といふ四つ角の南谷川の東北にありしを、土地開墾につき其礎石を四五十歩許北池の下に遷し舊跡として今に存せり。

此ところ嘗て別所小寺和睦につき酒盛ありし地也と法花山地藏院所藏の書類に見わたり。

○

別所小寺間和睦之儀に付て永祿五壬戌十一月九日より至當院被レ成二御座一十二月朔日に於二大門一小寺別所同明石方參會して上樣へ御禮被申訖、其時御宿申すにより御書如レ此調被下者也、後日に可レ被二存知一者也。」

當院先住以來買地所之事雖レ行二佔脚一於二闕所一不レ可レ有二相違一全寺務可レ被二專祈禱一精誠一者也　恐々謹言

十一月二十八日　　義祐　花押

地藏院永嚴」

永祿五壬戌年十一月九日赤松左京大夫義祐公當院へ御出、小寺別所幷明石方等申合置壇城へ責寄申由其聞有之、嚴御咄御擁い申上、三木明石へ罷越致二入魂一、則三木明石より御越西口仁王門礎に御腰掛當院より義祐公奉レ守罷出自身酌取り御和睦御盃有レ之、各御退去、依レ之置壇城へ十二月朔日御歸城御送申上る、右爲二御褒美一此御書被成下候事。

尼子御氏へ御書替願出候節、一山惣中へ被二下置一候樣願上候處、尤に御聞屆法花山衆徒中と御書付被二下置一候事。

地藏院永嚴爲後代書之」

皇神山は法花山の西に高くそびふ、法道仙人開山の當時牛頭天王出現して除災役に當ると誓はれたる舊跡なり。

大日之森は法花山の西総門外にあり、元大日堂のありし所にして今尚小堂存せり。

六萬の墓は大日堂より西南數歩の地にあり、無縁僧の墓地なり。

○飯坂の清水

東飯坂村の東外れにあり、幅一間長さ一間半深さ一間餘ありて清水常に溢れ出づ、非常の良水なれば村民こぞりて飲用水に供せり、里俗法道仙人法華開創の砌汲上げし靈水にしていかなる旱魃にも涸るゝことなしといへり。

○志方鑛泉

志方鑛泉は又藥師湯ともいふ、東中村字塩田に在り、明治十九年十月二十日兵庫縣衛生課長谷基一氏出張分拆試驗の結果内海知事より分拆書及び醫治効用書下附せられ明治二十年三月二十九日許可を得て開浴したりしが近年廢浴せり、弱亞爾加里性塩泉にして其分拆表及び醫治効用左の如し。

分拆表

格魯兒加爾叟母	三、四八二〇
格魯兒那篤僧母	三、二六〇三
格魯兒加僧母	僅　微
格魯兒麻屈湟矢亞　重炭酸曹達	
重炭酸石灰　重炭酸亞酸化鐵	以上各僅量
硅酸　燐酸　有機物　遊離炭酸	以上各痕跡

以上の成蹟によれば弱亞爾加里性塩泉なり。

醫治効用

飲用すれば消食不良、酸敗、常習便秘等に宜し。温浴として用ふれば腺病、慢性僂麻質、痺、皮膚衰弱、慢性皮膚病、神經麻痺、子宮加荅兒、腟加荅兒等に宜し。

一飲用法、通常水呑コップ一二抔、毎朝空心數回に分吸すべし。

一浴用法、温度は華氏檢温器百十度を超ゆるべからず、入浴は毎日一二回毎回十五分を以て適度とす。

○赤松滿祐の墓

志方莊高畑村滿祐山圓福寺に滿祐の墓あり、法名圓福寺殿滿祐性具大居士と寶篋院塔に刻せり、塔前の閼迦を供する水溜は赤松播磨守則景の男櫛田八郎有景が石棺の蓋也、法名圓福寺殿にて建保年中の人なり、志方の領主知行八千石。〔巡覽圖會〕

○

赤松從五位下左京大夫源滿祐は人皇六十三代村上天皇の皇子具平親王十九世の後裔播磨守正四位下赤松則村入道圓心の二男彈正大弼律師則祐の嫡男也、從四位下兵部少輔義村の嫡男叉義村嫡家にあらずと雖も本家赤松光範養ふて其家を嗣がしむ、足利將軍義教公に仕へて播備作三州の守護職となる、武事に達し傍ら和歌を好み亦書を能くす、嫡家貞範の孫貞村之を妬み將軍に讒し其職を奪はむと欲す、滿祐自ら之を察し本城白幡山に退き入道して性具と號す、城の山城に移りて住す、然りと雖も將軍尚聽かず、其采邑を削らんと欲す、滿祐大に憤りを發し遂に京師に入る、嘉吉元年辛酉六月(〇七月二十四日の誤り歟)將軍義教公を室町殿中に弑し播州に歸り謀反す、同十月將軍家一族籏下諸將滿祐を伐つ、軍破れて十月十日城山の城に自殺せり、其時志方中道子城主則繁將軍方にありと雖も從兄弟の故を以て藉りて滿祐の首級を奪ひ密かに高畠村元小利庵地の裏に埋葬す、行年六十九歳、法名慈德院殿性具大居士、後此を淨土宗の一寺となし滿祐山圓福寺と號す、慈德院の古墳今に存せり。〔圓福寺舊記〕

○大塩鑛泉

大塩鑛泉は廣尾村字山の谷に在り、明治二十年縣衛生課の分拆試驗により塩類泉質の鑛泉なりと決定したり、其節分析書及び醫治効用書を得たるも未だ開浴せず。

志方村

○愛宕山の石槨

西飯坂村愛宕神社の東北三四町のところに古墳あ

り、長三間半、巾廣き所にて六尺狹きも四尺、周圍に石を疊みたり、深さ六尺あり、蓋石は取除かれたりしも巨巖を用ひし由にて多年露出せしと也、明治四十三年五月村民之を發掘せしに人骨等は絶ねてなくして徑六寸許の鏡一個、曲玉、管玉、土器等數個を發見せりといふ。

夫より東北二町及び一町を隔てゝ亦一個宛の古墳あり、皆同時の發掘に係る、何れも同一形にして南面せり。

最後のものより西北三町許の下方即ち山麓より僅々一町のところに亦二個の古墳あり、十四五間の間隔を保つ、明治四十三年七月之を發掘せり、何れも蓋石は既に取除かれ、最初に着手せしものの如き僅に外槨三方の一部分を存せしのみ、按ふに風雨多年終に蓋石の露出せしより取除かれて尙上部三四尺の土砂流失せしものならん歟、鍬鶴嘴等にて掘下るに凡そ三尺にして既に下底に達す、此槨内にて土器七個を發見せしが何れも序列正しく傍には小石を措きて土器を支へたり、而して土器の存在するや必ず黑色の粘土を用ひて固着せしめ容易に掘出す能はざらしむ、他の一槨は稍完全なるものなりしが土砂を掘下ること四尺許にして三個の石棺あり、長四尺巾二尺五寸許、その一個よりは人骨を發見せしも他の二個中には何物をも見ず、土器は破片を合すれば凡十七個を掘出せり、何れも最下底に在りて序列正しく黑色の土にて埋められたり、この兩槨にて發見せし土器は六種にして大略別圖の如し。



○天神山の古墳について

播磨史談會員　小西孝四郎

古墳は太古より奈良朝の終り頃までに築造せられたるものにして古きは二千餘年新しきも一千有餘年以前に築造せられたるもの也。

天神山の古墳は西飯坂村天神山の山頂にあり、山頂は海抜一二三米にして山頂にも確かに古墳ありたりと想像せらるれど同古墳は破壞せられて城塞の石垣にや用ひられたるならん。

此山は赤松律師圓心の四男氏範の遺跡と傳ふ、氏範彈正少弼といひ元弘の亂に戰功あり、足利叛逆の後尙忠誠を南方に致し元中三年九月足利義滿と戰ひ子息氏春家則春秀等ことごとく自害を遂げ一族郎從百三十餘人難に殉せり、按ふに足利義滿の命に違ひて戰ひしことはひそかに志を宮方に參らせし故と見ねたり、恐らくは山頂の古墳は南北朝時代頃に破壞せられたるなるべし。

其山脈は山頂より西北に向つて延きその頂に併列して東南より西北に向つて五六の古墳あり、其内三個の古墳は既に發掘せられて唯石槨土石の散在せるを見る、然してその形式は皆何れも一樣なりし、予の實見せるは第四第五の兩古墳の發掘にして此兩古墳は稍々山頂より下りて下方の頗に因て築造せられありたり。

其古墳は雨に洗はれて概ね石體を露出する事甚しきを見れば荒廢の時期最も久しかりしを示せり、其外部には埴輪樹物の存在せし形迹なく槨室單純也、其遺物に就て見るに比較的單純にして概ね土器の數種と一鏡一玉(前に發掘せられたりと聞く)などを出し唐風を受けたりと思はるゝもの絶ねて無し。

第五の古墳に就ては確に石棺の存在せるものあり內に人骨の存在を見たり、其石棺は薄平なる自然

石を以て四面包圍して作りたるものにして三個の室に分ち各室各一の人骨を納めしもの丶如く斯かる形式の石棺は予の未だ聞かざる所也。

其前方の二室に在りし人骨は腐朽して殆んど其人骨ありしや否やを識別するに苦しむ程なりしも、其最も奥に存在せし人骨は明瞭に頭蓋骨大髓骨上臂骨其他骨を識別し得たり、恐らく此石槨内には同時に數人合葬せられたるものなるべし。

古墳の方向は西南々の方向に面し石棺は石槨の右方(向つて左方)半部を占む　副葬品は多く左方(向つて右方)に存在せり。

此地方に關する舊記を取調べたれども、風土記には一も記載なく、倭名鈔にも亦印南郡の村名を記さず、殆んど手の附け處なし。

古墳發掘物中鏡に鈴を附せる鈴鏡あり、(予は實見せず)或人は此鈴鏡を以て漢の舞鏡ならんと言はるゝも彼地の古器中には未だ是と等しき者を發見せず、去れば韓地に入りて其製起りしもの歟、或は我國の製作にかゝるにや、我國には斯かる類頗る多く四鈴五鈴より六鈴に至るの例往々これあり、何れも珍しき古鏡也、曲玉小玉の類も一二個出でたりと聞けど予は實見せず。

上記の事實を綜合して考察するに該古墳は古墳中に在りても比較的古期の者に屬し、古墳を

第一期　神武天皇以前
第二期　神武天皇より推古帝まで
第三期　推古帝より奈良朝の末まで

に區別する時は、該古墳は山頭にあり、遺物に唐物を交へず、副葬品比較的單純なるよりして第一期若くは第二期の初期に屬する古墳にして、該古墳は一族を順次葬りたるものにして、推定するに該地方に勢力ありし豪族の古墳ならんと考ふるの外他に材料を有せず、其年代は千二百年乃至千四五百年以前のものなるべし。

西志方村

○男荒神　女荒神

山中新村より飾磨郡唐端新村に通ずる一里許の路を荒神谷といふ、山中新村より十八町許進みたる郡界附近の山の狹まりたる所に志方八幡宮の末社あり、男荒神女荒神といふ、里人外方へ嫁入の節此間を通れば必ず不吉のことありとて通行を避くるもの多し。〔村翁夜話集〕

此荒神今は山中新なる白髭社に合祀せり、

○里人を惜しまるる氏神

飾磨地方の有力なる言傳の一つに、家島の者を嫁にすると尋ねると、それは家島の氏神樣が島の人を惜しまれるからだといふ、では此方から嫁入つた者はと問返すと、それは構はぬと言つた、先年加印地方を旅行した時にも是と同じ樣な話を聞いたことがある、即ち印南郡の志方から飾磨郡の唐端新へ出づる荒神谷の眞中に男荒神女荒神と言つて小さな祠が二つある、志方八幡宮の末社で、八幡樣が土地の人を惜しまるるところから、西から志方へ來るものは什うもないが、志方から西へ出づる者は女は男荒神、男は女荒神の後を通つて此前を通ることを避けた、左うして祠の東西十町許の間は如何に嬉しい嫁入でも謠一つうたはれない、杖も出來ない、まるで大罪でも犯した者のやうにすごすご通るのだといふ事であつた。〔播磨民報「中播地方の言傳」〕

○

天正中西園寺宣久海陸記云、二十六日室を乘船してあがまで行く、(中略)阿伽より三木まで十一里其路に六神荒神といふ所あり、山賊あり、三日前に山伏喧嘩して雙方相果す、以の外の氣遣なる惡所也。〔地名辭書〕

○助永池中の鐘

助永村の用水溜池の底に鐘埋れり、是長樂寺の古鐘也といふ、常に水上に錆浮び出づるのみにて見ゆることなし、たまたま旱水拂底の時は人掘りて龍頭を現はすに必ず雨ふるといへり。〔巡覽圖會〕

此池大藤山の裏にあり、山崩れのため今は全く埋りて一面の砂原となりたれども蛇ヶ池といひて一町歩許の廣さありしといふ、明治の末年六十を算へし人の話にその若き時旱の際には鐘掘りと稱し村より人足を出して之を掘らしめしといふ、旱魃

の時に池浚するを鐘掘するてふ俗言あり、池は其昔行基菩薩の普請に成りしも多しと云へば鐘を其底に埋め置く風俗ありしやも知れず。

西神吉村

○石井の清水

中西村の路傍に在り、方三尺許の石に直徑一尺二寸の穴を穿ちて井の上に置けり、故に石井清水の稱あり、清水溢れて流るゝこと晝夜を分たず、近鄉の名物となる、昔侯伯汲みて茶の水に用ひたりといふ。〔巡覽圖會〕

○道滿屋敷

岸村に道滿屋敷といふあり、今は民居となれり、道滿法師は有名なる占卜師にして即ち當村の産也、今に道滿の封じたる井戸遺れり、佐用郡に道滿の塚ありといふ。〔播磨鑑〕

陰陽師蘆屋道滿は天文博士阿部晴明と同時代の人にして時々晴明の門に出入し其妻李花に通じて金烏玉兎集てふ秘書を剽みけるが或時太政大臣藤原道長を呪ひて晴明のために發かれ播磨に逐はる、一時は佐用郡仁方村に住みしが後年儀磨郡三宅村に移りしもの〻如し。〔姫路名勝誌〕

岸村の道滿屋敷は同村正岸寺の東にあり、五畝歩許、十數年以前までは淺き堀遺りしといふ、其前なる一段低き畑中に道滿井戸と稱するありしが近年是も埋められたり。

道滿の一つ火は地方に名高き口碑の一つなり、毎夜十二時過になれば此道滿屋敷より赤き火の玉あらはれ岸村の前なる湯溝を傳ひて天下原村なる苔の地藏に至りて消ゆるといふ、是は毎夜のことにて今に、道滿火が通つたら夜中の九つといふ語呂遺れり。

○長慶の温泉址

昔長慶村に温泉湧出せしことあり、年を經ずして斷絶す、今其跡田地となり藥師の小堂を置けり、近年村内へ引く也。〔播磨鑑〕

今長慶村より辻村に通ずる法華谷川橋の東たもとに鑛氣田と稱する八畝歩許の水田あり、其北の田を藥師といへり、温泉は此鑛氣田に湧出せし也、或年乞食等宿りて火元心元なきより本尊を村内に遷し祀るといへり。

○

一藥師堂（長慶村）　右は村より西川縁に御座候處、乞食宿り火元等無二心元一奉レ存候に付御願申上村之内明屋敷へ引取申候、右年貢毎年村中として上納仕候。〔中筋組社寺明細帖〕

一藥師堂元屋敷（長慶村）　右境内の南御田地の頭に長八間横一間四尺の堀御座候、古への湯壺の跡と申傳候。〔中筋組社寺明細帖〕

一長慶村の内に有之藥師堂の元屋敷と申す所長八間横一間四尺の堀有レ之、湯壺の跡と申傳へ候。〔村翁夜話集〕

阿彌陀村

○範長の墳墓

阿彌陀村大日寺の境内に曆應五年二月の銘ある古き五輪あり、延元々年此地に戰死せし兒島備後守範長の墳墓なりとて明治十九年二月其筋より公認せられたり。

○公認手續關係書類

△

兵庫縣

其縣下故兒島範長へ別紙之通特旨ヲ以テ贈位宣下相成候條達方可取計此旨相達候事

明治十六年八月六日

太政大臣　三條實美

△墳墓之義に付上申

過般故兒島範長贈位々記御送致相成候處抑々範長の墓碑管下印南郡北宿村に存在の分は頗る曖昧（舊姫路藩士及び舊大莊屋等の口述に據る）のもの有之、然るに同郡阿彌陀村大日寺境内に曆應年號の彫刻のある五輪塚あり、是眞正のもの也と古老の口碑に傳存候へ共舊記等其證憑とすべきものは無之、又同寺を距る凡そ四五町許の山麓に七つ塚と稱する七箇の古墳あり、或は是也とも傳說す、然れども孰れも事實不明瞭に付其証左專ら搜索中

に付追て委詳具申可致候へ共右捜索中該位記は當分當廳に保存致置可然哉此段及御稟議候也

明治十六年九月十四日　　内務卿宛　縣令發

△

兵社甲第四五六號

本年九月十四日付庶甲一四九七號を以て故兒島範長位記墳墓捜索中當分縣廳に於て保存之義内務卿へ御開申相成候に付書面其儘太政官へ進達相成候處別紙朱書之通指令相成候條此段申入候也

明治十六年十二月十二日　　森岡縣令宛　内務書記官發

上申の趣は縣廳に於て保存可爲致事

明治十六年十一月廿七日。（別紙朱書）

△

飾東郡白濱村　澤田藤七治

右別紙之通願出候處該兒島範長墳墓之儀は印南郡阿彌陀村大日寺境内の五輪塔たる事は古史に徵し實地に考査して稍確實たるの見込も相付候に付右考證の儀郡長より具申すべき筈に有之、然に別紙は考證するに必竟一家の私書にして且其事實たる信據難致廉も不尠候間旁左案御指令相成可然哉、

書面願之趣追て檢査すへき筋も可有之に付便宜保存可致事

△上　申

延元の役に兒島範長氏賊軍に抗し屢戰數回終に其兵を亡し本村に至り自殺せられたるは我邦の史乘に顯著なるのみならず世人の能く博知する所也、然り而して其事蹟たる則我阿彌陀村の大日寺に於て一石塔の依然存するありと雖も空しく數百歳の星霜を經過すること實に遺憾に堪へざるは言を竢たず、去ながら時勢の然らしむるや今日に至り幸に明治の聖朝に遭遇し古來勤王の士は各墳墓の地に據り追賞あらせられ同氏に於ても贈位を蒙られしことを傳承し吾輩等積年腦間に温蓄するところ將に同氏の忠魂を予慰し其功勳を永遠に輝すべき時機を得たるを感佩し即該地に就き官廳の御所置もこれある儀と渇望せしところ爾來何等の御令示を受くるに至らず、故ら本年の如きは延元の戰死より五百五十秋を回歴し既に楠公社に於ても

祭祀の盛擧あるに就ては吾輩等一層追慕の衷情を惹起し敢て措く能はず、仰願くは上陳の事情速に嘉納あつて古墳墓地御實査御認定の上允可を蒙り汎く公衆に告げ予祭美典を執行し忠死の實蹟を萬古に昭々たらしめんことを期し潜越の罪を顧みず連署を以て此段具申仕候也

明治十八年七月三十日

兵庫縣印南郡阿彌陀村

黒田耕一郎

外八名

兵庫縣令内海忠勝殿

△

本郡阿彌陀村民より差出したる兒島範長墳墓地に係る上申書に對し社第三四五號を以て重ねて御照會の趣了知則別紙再申書及ひ古書類抜萃繪圖面等差出候に付更に別紙之通副申候條可然御取計相成度此段及御回答候也

明治十八年十一月十三日

縣廳庶務課宛　郡役所發

一再　申

私等謹で再び上申する所の要旨は曩に奉呈せし兒島氏の墳墓地御認定之儀別紙書面のみにては其詳細を盡さゞるにより右參考となる可き古史類兵書等の抜萃を添へ可差出旨を以て一先下戻相成候に付即太平記播陽智惠袋播磨名所巡覽圖會等にあらはれたる記事を摘寫し左に陳呈仕候也

兒島範長氏の戰死の地たる我阿彌陀なるは本朝古史已に明記せるより世人の國家を思ふものにして苟も史乘を繙くものは本村を往來し此墳墓地を過ぐる時は同氏の忠魂を追慕し此に詣つて旅を止むるもの往々これありしこと古老より傳聞する所にして近世賴山陽の如きも阿彌陀古驛を過ぎて兒島範長の事を懐ふと題して詩を吟せり、古今の人皆克く暗知せしは毫も誣ふ可からずして自然に時勢の至らんとするも私等が最も怠るものゝ如し、既に延元の闘戰に於て忠臣義士の名聲を同ふしたる楠公及び新田名和の諸氏の如き各其戰死の地に於て赫々たる社廟を建設し其光輝照々として天下に普及するに獨り兒島氏に於ては維新以還最早十有八歳の久しきに至るも其事蹟は古刹の境隅に寥

々たる儘にして未だ楠公其他の諸氏の如き美典盛祀に遇ふを得ざるは則ち私等の緩慢に因るものと云はざるを得んや、殊に閣下は敦厚なる御念慮ありて私等が嚮の上申に猶詳悉すべき旨を以て下附せられしは信じて疑はざる也、以上述ぶる所は村老の口碑に存したると我國史乘に載するところを詳明し全く兒島氏の戰沒地及び墳墓に相違なきを確乎ならしめ以て別紙上申の旨趣を速に御許納あらんことを偏に仰ぎ候也

明治十八年十一月　日

内海縣令宛　黒田耕一郎外八名

一資料

〔大日本史〕

延元元年丙子夏四月十八日甲午備後守兒島範長及び子高德兵を備前の熊山に擧げ脇屋義助と約し船坂を攻めて之を抜く、義助進みて三石城を圍み江田行義進みて奈義、能仙、菩提寺の三城を圍み式部大輔大江田氏經進みて福山城に據る、二十六日甲辰足利尊氏兵を率ゐて東上す、五月十六日辛酉足利直義福山城を陷れ大江田氏經退き走る、十八日癸亥脇屋義助三石の圍を解く、二十日乙丑兒島範長赤松則村が兵と播磨に戰ひて之に死す、（日は毛利家本に據る、本書に十日に作れり、）二十三日戊辰新田義貞白旗の圍を解き退きて兵庫に屯したれば楠正成に詔して赴き援けしむ、（太平記、日は金勝院本に據る、本書に十三日に作れり、）

〔太平記〕

和田備後守範長子息三郎高德佐々木の一黨が船よりあがる由を聞きて是を防がん爲に西川尻に陣を取りて居たりけるが、福山已に落されぬと聞けければ三石の勢と成合はんが爲に九日の夜に入つて三石へぞ馳着きける、爰にて人に尋ぬれば脇屋殿は早宵に播磨へ引かせ給ひて候也と申しける間さては船坂をば通り得じとて先日搦手へ廻りたりし三石の南の山路をたどりたどり終夜越えて佐越の浦へぞ出でたりける、夜未だ深かりければ此儘少しの逗留もなくて打ちて通らば新田殿には安く追着き奉るべかりけるを、子息高德が先の軍に負けたりける創未だ癒ねざりけるが馬に振れけるに依つて目昏れ肝消えて馬にもたまらざりける間佐越の邊に相知りたる僧ありけるを尋ね出して預置きける程に時刻押移りければ五月の短夜明けにけり、去る程に此道より落人の通りけると聞いて赤松入道三百餘騎を差遣はして那波邊にてぞ待たせける、備後守僅に八十三騎にて大道へと志して打ちける處に赤松が勢とある山陰に寄合つて落人と見るは誰人ぞ、命おしくば弓をはづし物具脱ぎて降人に來れと詞をぞかけたりける、備後守是を聞きてからからと打笑ひ聞きも習はぬ言哉、降人になるべくば筑紫より將軍の樣々の御敎書を成してすかされし時こそ成らんずれ、それをだに引きさきて火にくべたりし範長が御邊達に向つて降人にならんところぞ申すまじけれ、物具欲しくばいで取らせんといふ儘、八十三騎の者共三百餘騎の中へ喚いて懸入り敵十一騎切て落し二十三騎に手負はせ大勢の圍を破つて濱路を東へぞ落行きける、赤松が勢案内者なりければ驅散らされながら前へ馳過ぎて落人の通るぞ打留め物具はげと近隣傍莊にぞ觸れたりける、是に依て其邊二三里が間に野伏共二三千人出合つて此の山陰彼の田の畷に立渡りて散々に射ける間備後守の若黨共主を落さんが爲に進んでは懸破り引下つては討死し那波より阿彌陀の宿の邊まで十八度まで戰つて落ちける間打殘されたる者今は僅に主從六騎になりにける、備後守或辻堂の前にて馬を控へ若黨共に向つて申しけるはあはれ一族共だに打連れたりせば播磨の國中をば安く蹴散して通りべかりつるを、方々手わけに向けられて一族一所に居らざりつれば力なく範長討たるべき時刻の到來しける也、今は遁るべしとも覺ねば最後の念佛を閑かに唱へて腹を切らんと思ふぞ、其程敵の近付かぬ樣に防げとて馬より飛んで下り辻堂の中へ走入り本尊に向ひ手を合せ念佛高聲に二三百遍が程唱へて腹一文字に掻切りて其刀を口にくはへてうつぶしになりてぞ伏したりける、其後若黨四人相つゞきて自害しけるに備後守がいとこに和田四郎範家といひける者暫く思案しけるは敵をば一人にても減したるこそ後々までの忠なれ、追手の敵若し赤松が一族子供にてやあるらん、さもあらば引組んで差違へんずるものをと思ひて刀を扱いて逆手に拳り胄を枕に

して自害したる體に見せてぞ伏したりける、此へ追手に懸りける赤松が勢の大將には宇野彌左衛門次郎重氏とて和田が親類なりける、まさしきに辻堂の庭へ馳來つて自害したる敵の首を取らんとて是を見るに袖に着けたる笠符皆下黒の絞也、重氏抜きたる太刀を抛つてあら淺猿しや誰やらんと思ひたれば兒島和田今木の人々にてありけるぞや、此人達と疾く知るならば命に替へても助くべかりつるものをと悲しみ泪を流して立ちたりける、和田四郎此聲を聞きて範家此にありとてがばと起きたれば重氏肝をつぶしながら立寄りてこは如何にとぞ悦びける、ゝて和田四郎をば同道して助けおき備後守をば葬禮懇に取沙汰して遺骨を故郷へぞ送りける、さても八十三騎は討たれて範家一人助かりける運命の程こそ不思議なれ。

〔播陽里翁説〕

○印南郡北宿村道の少し北に六騎武者といふ處あり、建武三年備後三郎高徳は官軍に屬すと雖も不運にして敗北す、殘黨の一族に今木大富和田松崎などはじめ二十七騎赤穗郡那波の浦手に忍び落ちけるを那波の城主宇野彌三郎左衛門尉重氏早々聞付け手勢五十騎ばかりにて跡をしたふて追掛くれば伊保莊にて追付ける、二十七騎の者ども大方討たれたゝ六騎となる、此者共今は遁れ難しとて阿彌陀が宿の辻堂に駈入り腹切つて死しけるとも也、此六騎の内に備後守といふは高徳が親也。

○阿彌陀か宿大日寺に古き五輪あり、文字あり。

右の方、曆應五季三月九日敬白、月日少し見にがたし兼ぬ、三月九日か。

左の方、唐講衆等、其の文字多く見にがたし考ふるに是備後守の石塔か、建武三年より七年の後に當る、追て考ふべし。

〔播州名所巡覽圖會〕

○岩尾山大日寺（西阿彌陀の宿にあり）本尊大日如來、眞言宗、昔は國分寺の東院也、兵火に亡びて後再建あり、時光寺の末となる、此寺荒廢の時の事にや、別所長治の幕下陰山左近寓居せしとぞ、是を大日山の構といふ。

○五輪塔　年號曆應五年三月也、外に四字あり、刻字明かならず、衆等の二字許見にたり、若是兒島備後守範長の墓なるか、建武三年此地に自害の事太平記に見にたり、尚下の六騎武者の條に見合すべし。

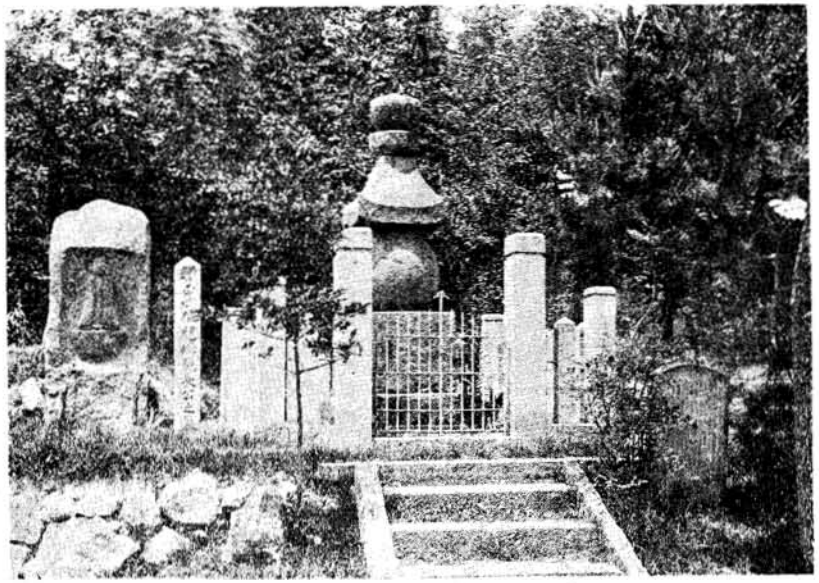

（大日寺兒島範長公之墳墓）

○六騎武者塚（豆崎村の西驛道の傍にあり、里俗噎噦塚といふ、）延元元年足利尊氏九州より責上りし時脇屋義助播磨へ引かれしに兒島備後守範長子息三郎高徳三石の南の山路を夜もすがら越にて坂越の浦へ出づ、脇屋殿に追付かんとせしが高徳さきの軍に疲を蒙りたるが目くらくなりてければ相知れる僧に預け置き濱邊を打過ぎけるを赤松が兵路を遮りければ討破り那波より阿彌陀が宿までに十八度戰ひ主從六騎に討なされ辻堂に入て自害しけり、赤松が勢の大勢宇野彌左衛門次郎重氏といふ者葬禮して遺骨を故郷へ送りし事太平記に見にたり、播磨記に備後三郎高徳の墓といふは誤り也。

〔山陽詩鈔〕

阿彌陀驛址備後守兒島範長死義之處也。

天子之詔手翻覆　將軍之敎邱山重
手裂二敎書一禦二虎威一　備後老守眞忠勇
抜レ刀剖レ腹出二熱腸一　老脚肯接狐鼠踵

熊山東望鹿子河　廢驛猶喚阿彌陀
自有二兒郎期一范蠡一　報レ吳有レ志復蹉跎
成敗何可レ論二俊傑一　助レ盜分レ利終如何
誰將二大筆一旌二此老一　豊碑高照山陽道

△備後守兒島範長墳墓の義に付副申

本郡阿彌陀村黒田耕一郎外八名より故兒島備後守墳墓之義に付伺ひ上申書差出候處應務課より照會之次第も有之猶又別紙古書類抜萃差出候に付篤と照考候處太平記に阿彌陀が宿の邊まで云々とあり又辻堂の中へ走入り云々とあり、右は即墳墓の在る所阿彌陀村大日寺に相違なかるべし、該寺は天平年間の創立なれども屢々兵火に罹り構造の矮小なる辻堂と均しきものなれば辻堂と記しあるも又疑ふべきに非ず、又播陽智惠袋に伊保莊にて追付ける云々とあり、今墳墓の所在は舊西阿彌陀村にて伊保莊の西端に接しあれば當時備後守は赤松の兵宇野重氏等のため追撃せらるゝ處全く此村にある亦疑ふべき筋無之、且此墳墓は五輪塔にして碑面に曆應五年三月云々とあり、曆應五年は南朝與國三年に當り即ち備後守戰死後七年也、然るに曆應は北朝の年號なれば備後守のため一應疑を容るゝものあれども當時足利家の最も盛なる時にして當播磨國は其寵臣赤松圓心の領地なれば備後守の遺臣と雖も其忌諱に觸れん事を怖れ枉げて北朝の年號を用ひし趣は千今古老の口碑に傳ふる所に有之、尤も右に關する古記類該寺に有之候處爾來兵火に罹り悉皆烏有に歸したる由今其書類迚は無之候得共其口碑に傳ふる所と其墳墓の形況に據る時は備後守の墳墓たる可疑廉無之相考候、唯可疑は太平記所載の記事と齟齬する点にして即那波城主宇野重氏備後守の遺骨を故郷へ送る云々とあり、果して此事實あらしめば其郷里たる備前國兒島邊に其墳墓存在すべき筈なるに戰死後五百年間忠臣烈士の舊跡遺墳等累々彰明せざるなし、而して著明なる備後守舊里にして未だ聞く所にあらざれば太平記所載の記事こそ最も疑ふべし、且宇野重氏は備後守同郷親屬にして赤松家の配下に屬し備後守を追撃し備後守戰死後に至り其同親屬たるを了知し陰に是を保護したる事顯然たれば是を郷里に送るとあるも其實該地に葬り殊更に備後守の姓名を陰匿し年號月日等のみを誌したるものなるやも知るべからず、要するに此一点のみ太平記と符合せずと雖も今其實蹟により之を徴する時は前條の通り相違有之間敷相考候條村民願之通り墳墓公認相成候樣仕度此段副申候也

明治十八年十一月十三日

内海縣令宛　下田郡長發

△兒島範長墳墓地の義に付稟申

故兒島範長贈位宣下の義に付去る明治十六年九月十四日付庶甲第一四九七號を以て及上申、爾來專ら墳墓所在地探究候處、縣下印南郡阿彌陀村黒田耕一郎外八名並に飾東郡白濱村澤田藤七治より別紙書類寫の通り願出候に付照査候處、右藤七治より差出候舊記の如き紙巻は稍々舊時の觀を存し候へども書體墨氣等に於ては決して康永年間の物とは難認且他に徴憑すべき事蹟も無之畢竟誤謬を相傳へたる一家の遺書たるに過ざるものと存候、依て猶照考候處太平記所載阿彌陀が宿の邊り云々又辻堂に入る云々とあるは黒田耕一郎等の上申する處即墳墓所在地阿彌陀村大日寺に相違無之と被存候、該寺は天平年間の創立にして構造矮小實に辻堂に均しき一小刹に有之候趣太平記中辻堂と記載あるも深く疑ふべきに非ず、且播陽智惠袋に伊保莊にて追付云々と記載有之、阿彌陀村は即ち伊保莊の西端に當るを以て其地たるや又疑ふべからず、且右墳墓は五輪塔にして碑面曆應五年三月と有之、其南朝の年號を刻せざるものは當時足利家の威勢最も盛なる時にして其寵臣赤松圓心播磨國を所領するを以て建碑者其忌諱に觸るゝを恐れ枉げて北朝の年號を用ひ猶殊更に其姓名を陰匿したる趣千今古老の口碑に傳ふる處に有之、右に關する舊記等は該寺に保管有之候處爾來兵燹に罹り今日證徴すべき書類は無之候へ共、右の如く史乘と口碑の傳ふる處に徴する時は右五輪塔は即ち備後守の墳墓たるは不可疑に付此際公認可致と存候得共爲念別紙書類寫相添一應及稟申候也。

追て本文認定候上は位記宣下の義は縣官出張墳墓に向ひ告祭可致見込に候得共其宣旨は該寺住職へ保管可爲致哉又は有志者に於て既に公認の日を待ち社宇建設の計畫も有之趣に付追て落成

の上神官に保管爲致可然哉併て仰御指揮候也。

明治十九年一月二十一日

内務大臣宛　縣知事發

書面伺之通

但宣旨は該寺住職へ保管爲致告祭は執行に不及義と心得べし。

明治十九年二月十日

内務大臣伯爵　山縣有朋

△

印南郡役所

其郡阿彌陀村大日寺境内五輪塔ヲ以テ兒島範長ノ墳墓ト定メ贈位宣旨該寺へ交付候條此旨心得ヘシ

右相達候事

知事名

△

印南郡阿彌陀村　大日寺

其寺境内ナル五輪塔ヲ以テ兒島範長ノ墳墓ト定ム

右相達候事

明治十九年二月十六日

縣知事名

△

印南郡阿彌陀村　大日寺

故兒島範長贈位宣旨別紙交付候事

兵庫縣

△御請書

故兒島範長

贈從四位

太政大臣從一位大勳位　三條實美奉

御璽　明治十六年八月六日

右謹て御請候也

明治十九年二月二十日

兵庫縣印南郡阿彌陀村大日寺受持

同所時光寺住職大僧都　多田祥空

△兒島範長墳墓地を公認し贈位宣下

傳達濟に付上申

兒島範長墳墓地之義曩に上申之末本月十日記御指令により縣下播磨國印南郡阿彌陀村大日寺境内五輪塔を以て右範長の墳墓と公認し兼て御達に依り當縣に於て保管罷在候贈位宣下本月十八日該寺へ交付候條此段上申候也

明治十九年二月十九日

内務大臣宛　知事發

○贈從四位故備後守兒島範長公墳墓碑記

明治中興、百度一新、古今忠烈之士、皆有ニ贈位之典一焉、其十六年八月六日、故備後守、兒島範長公、以ニ特旨一贈ニ從四位一、又其十九年二月十八日、兵庫縣廳、命ニ播州印南郡阿彌陀大日寺一、以ニ其境内所レ存五輪塔一、定爲ニ公之墳墓一、因併付ニ贈位之宣書一、於レ是乎、公之大節益著、而數百年末ニ確知一之墳墓亦一定、公之忠魂永有レ所ニ憑依一焉、不ニ亦盛一乎、謹案、公本姓三宅氏、諱範長、備前人、居ニ其兒島一、故稱ニ兒島氏一、蓋公與ニ子備後三郎高德一、夙憂ニ王家之式微一、竊有ニ興復之志一、非ニ一日一也、後醍醐帝之狩ニ笠置一也、公父子慨然欲ニ赴援一、聞ニ笠置陷一不レ果、既而帝遷ニ隱岐一、時元弘二年也、明年帝出ニ隱岐一、依ニ伯耆名和氏一、以ニ船上山一爲ニ行在一、公父子乃赴ニ行在一、官軍益振、車駕遂發ニ船上山一、還ニ京師一、明年乃爲ニ建武元年一、而中興之業、公父子與有レ力焉、三年足利尊氏、與ニ弟直義一西走ニ筑紫一、赤松則村應レ之、新田義貞圍ニ播州白旗城一、曠日彌久未レ能レ下也、尊氏將ニ水軍一、直義將ニ陸軍一、水陸並進向ニ京師一、公父子起ニ兵於備後熊山一、與ニ脇屋義助一策應、且戰且走、赤松氏兵追レ之、高德創劇、公託ニ之於僧寺一、與ニ追兵二十八戰一、及ニ播州阿彌陀驛一、悉亡ニ其兵一、所レ餘僅五人、公與レ伏及死焉、所レ謂大日寺境内、今所レ存五輪塔、其所レ刻文字、歷應五年三月九日、敬白、一結講衆等、十五字僅可レ見而已、歷應乃北朝光明帝年號、其五年則帝之康永紀元、而南朝後村上帝興國三年也、距ニ公戰死一僅六年、時結ニ講社一者、或爲レ公立ニ此塔一、亦未レ可レ知、此官之所ニ以凡此塔爲ニ公之墳墓一者歟、抑忠烈之事、古今人心之所レ同ニ感奮一、故其人在ニ夷狄一、猶足ニ以興ニ起人心一、矧在ニ吾神州一者乎、何不ニ感奮興起一乎哉、本郡有志諸氏、欲下立ニ一大碑石於其五輪塔畔一、表中章公之精忠大義於天下萬世上也、使ニ雲記ニ其概一、雲亦本州之民、而深欽ニ此擧之爲ニ義擧一也、乃不ニ自揣一、謹爲レ之記云。

明治二十七年四月上澣

龜山雲平　謹撰

○兒島範長

兒島範長は備前の人也、姓は三宅、和田備後守と稱す、延元元年新田義貞弟脇屋義助を遣はして船坂を攻めしむ、久しうして下らず、範長子高德と兵を熊山に起して之に應ず、敵三千人を出して來り攻む、範長宗族十餘騎と之に當る、高德傷を蒙りて幾んど死せんとす、範長之を激して曰く在昔鎌倉景政は敵の爲に射られて其目に中れる矢を拔かざること三日、遂に射て己を傷くる者を殺すと、汝いま小傷にして乃ち委頓すること是の如し、若し何ぞ大事を濟すを得んやと、高德乃ち蘇息して言て曰く、速に馬に扶上せしめよ、出て以て戰を決せんと、範長謂らく其れ濟ふべしと、餘兵十餘騎を以て突進す、敵その寡を測らず、戰はずして退く、官軍賴りて以て遂に船坂を拔くを得たり、尋て範長高德と飽浦信胤の兵の尊氏に從ふて東する者を拒かんと欲し出て西川尻に陣す、敵福山城を陷ると聞き脇屋義助に會せんと欲す、義助已に退く、乃ち夜に乘じ險を踰えて佐古志浦に到る、高德の創益々劇し、範長之を識る所の僧に託して行く、天既に曙く、赤松則村の兵を出して險隘を要するに遭ふ、呼びて言ふ、亡卒速に甲を釋て降るべしと、範長笑て曰く、前に足利尊氏書を以て我を誘ふこと百端、皆壞して火に投ず、今豈汝に隨て降らんや、汝衣甲を得んと欲せば當に相與ふべきのみと、乃ち八拾三人を以て圍を破て東出す、敵村落に傳呼して亡卒過ぐと報ず、民兵數千人回集して之を射る、範長行々戰ふこと十八合、士卒死傷して止々六人を存するのみ、範長曰く我をして族を擧げて來らしめば當に蹂躙して過ぐべきに、今事此に至る、是我が死するの日也と、遂に腹を割き刀を銜みて死す、明治十六年八月從四位を贈らる。〔釋文大日本史〕

此の時義貞義助恰も賀古川にあり、範長之を知らず、終に其死を決するに至る、後楠木正成之を聞き哀悼して措かざりしといふ。〔中村德五郎著兒島高德〕

因に記す、兒島範長は新羅王子天日槍王の後裔にして其正系は子爵三宅康寧即舊參州田原藩主なり、故に後年範長位階陞叙の時其位記は三宅子爵家に傳達せられたり。

○涙池

大日寺の後の池を里俗なみだ池といふ、その故は此處より東へ廻れば姫路城の見わずなるを以て名殘を惜みて斯くいふ也と、一說なみだ池は阿彌陀池の誤なるべしとも言へり。〔村翁夜話集〕

按に阿彌陀池と云ふを偶々城の見わずなれば涙池と振り言へるのみ、誤にはあらずぞかし。

○一里塚

阿彌陀池の西方五町豆崎の西外れにあり、往還の両側に小さき堠を築きて上に松樹を植ゆ、德川時代參勤交代の行はれし時築きしもの也といふ。

一里塚は往時道路往還に一里程の標として毎一里に築きし塚、樹を其上に植うるを常とせり、往古は毎三十里に一驛を置くの制度ありて旅行者に其經過せし里程を知らしむる利ありしが、未だ以て一里づゝの里標となす考にはあらざりき、彼の吾妻鏡に載する奥州の藤原氏が白河より率土濱に至る二十一日の行程に一里毎に笠卒都婆を建てし如き蓋し後世一里塚築造の考の權輿なるべし、織田信長の時三十六町を一里とし近畿諸國に一里塚を造りたりといふ、江戸開府後德川幕府は慶長九年二月に東海東山等の諸街道を修理し始めて一里塚を築かしめたり、即ち江戸日本橋を本とし七道に亘りて三十六町毎に築き塚上に榎を植ゑて里程標となしたり、爾來諸國に引續き築造せしかど年代を經るに隨ひて又廢絕したれど、今尙現存するもあり。〔日本百科大辭典〕

豆崎の一里塚は寛延二年七月酒井雅樂守忠恭上州厩橋より姫路入城の際、領内の里正を引見せし所也といへり。

○鷹の巢掛

地德村の北なる山腹に在り、天然の亙岩にして、高さ三間方四間許、人家の如き形をなせり、舊幕時代この巖石の凹所に鷹の巢を作りしことあり、里俗今に鷹の巢掛と稱せり。

此岩と相並びて夫婦岩と稱する二個の亙岩あり、人々の辨當するに屈竟の岩也。

一巢鷹有無のこと御尋ね有之候はゞ福居組西阿彌陀村の村山に近年隼の巢を懸くること御座候、其他は承り不申候と答可申候。〔御巡見様御答手控〕

其昔姫路侯の御鷹逃げ來りて此石の窪所に巢を作る、故に名つく。〔土人傳說〕

一阿彌陀村地內鷹巢山に夫婦岩あり。〔里翁說〕

○高御位山

一に高御坐に作る、阿彌陀志方の兩鄉に跨る、峻巓突兀、州の東邊に屹立す、東明石郡より西此境に至るまで凡そ八里餘、沃野平坦、一の坂路なし、而して此に至りて始めて此山あり、土俗稱して播磨富士と曰ふ。〔播磨風土詩〕

一山上に奇巖怪石甚だ多し、一の門二の門御丸等曲折我々、太古神座の遺跡疑ふべくもあらず、但し城跡の名のやうにもある也。〔巡覽圖會〕

一里俗の傳に高御位山上に石屑多きは寶殿制作の時爰に送り來りしもの也といへり、石屑いかなる重寶にかあらん、今は捨所さへまごひぬ、其上昔は生石子の山下波濤の渚なりしものを、誠に神慮はかるべからず。〔巡覽圖會〕

一今山上に神祠あり、是石寶殿に祭る所の一座高座明神の坐す祠也、例祭九月十九日、神輿一基山上より守り奉れば同じく生石子より是を麓に迎へ高座山と寶殿山との間神幸の館舍に一夜相並べて鎭め奉る。〔播陽風土詩〕

○但馬守

長尾新村の西の谷奥に但馬守といふ字あり、一の谷の城の陷りし時平家の將但馬守平經正の逃匿したる所也といへり。

○

加印第一の高山海抜一千尺を有する高御位山の南麓に長尾新といふ部落があつて其處の一字に但馬守といふがある、長尾新の西の谷の奥深く在るのがそれで今は殆んど十戸を數へるばかりになつてゐる、此處の起原に就て土地の人は斯んな面白い物語を敎へて呉れた。

壽永の戰に一の谷の城が陷るに及んで平氏の一門は多く海に浮んで遁れたが修理大夫經盛（清盛の弟）の御子但馬守平經正卿はつひ船に乘遲れて仕方なく五六の從士と駒を早めて濱邊を西に遁れたが追兵急で何うしても遁れきれない、とうとう魚橋村の西外れから道をかはしてこの山奥にもぐりこみ去る木の陰で腹かき切つて亡くなつたと言ふ、今に此部落の後の山腹には小さいながらも經政神社といふがあり、且經正の着けてゐたといふ鎧を藏する家もある。

是は里翁說に、阿彌陀村の地內に能登守といふ處あり、古へ能登守といふ侍此處の橋下にて敵に隱るゝといふ、とあるに相當する。

ところが源平盛衰記を調べると話は全く違つてゐる、經正は途中でもう殺されてしまつてゐるのである、左うして家來は一人もつれて居ない。

但馬守經正は太夫敦盛の兄也、赤地錦の直垂に鎧は態と着けざりけり、身を輕くして落ち給はん料にや、小具足ばかり長覆輪の太刀を帶き黃骆馬に乘り侍一人も具し給はず、大藏谷へ向けて落ち給ふ、是は武藏國の住人城四郎高家といふ者也、こゝに落ち給ふは平家の公達と見奉る、返し合せて組み給へやと申し懸けて追ふて行く經正きつと見返して逃ぐるには非ず、已を嫌ふ也とて馬を早む、高家腹を立てゝあななさけなき詞哉、軍の習は上下を嫌はず向ふ敵に組むは法也、其義ならば虜にして恥を見せよ、打てや者共とて主從三騎鞭をあげて追つてかゝる、今は叶はじと思ひ給ひければ馬より飛下り腹掻切りて臥し給ひけり、高家落合ひ首を捕つて見ればたぶさに物を結びつけたり、命終りて人に是を問ひければ梵字の光明眞言也、其の眞言の奥に從ひ朝敵となつて頸を渡さるゝとも此眞言をば必ずたぶさに結付けらるべしと書かれたる、哀にぞ覺ゆける。

夫にしても但馬守といひ經政神社といふ名の存してゐる以上何等かそこに因緣がなくては叶はぬ、按ふに是は經正の從士の或者が此谷奥に世を避けて主君の遺骨を葬り菩提を吊つたと言ふのではなからう歟、行手を急ぐので委しい研究は後日のことにする。〔鷺城新聞「加印一瞥」〕

○平經政

和歌に工に善く琵琶を彈ず、少小にして仁和寺に入り守覺法親王に給事す、親王甚だ之を眷愛し其の愛する所の琵琶の青山と名けたるを賜ふ、朝に仕へて皇后宮亮但馬守となり正四位下に進む、帝の西狩するに及び琵琶を贐して仁和寺に詣り親王に謁し數曲を彈じて別を叙するに聽くもの涕を隕さざるなし、彈じ罷みて琵琶を親王に還して曰く此の器は昔日賜ひし所也、常に寶愛して身を終へんと欲したれども今將に遠く別れんとす、身西海に殁せば此の器も亦隨ひて亡せなん、是を以て奉還す、異日亂平ぎて再び奉謁することを得ば請ふ復之を賜へと、親王泣を垂れて答ふること能はず、經正遂に和歌を作りて辭し去りぬ、壽永三年一谷城陷り走りて大藏谷を過ぎしに敵兵莊高家大に呼びて曰く敵を見て走るは豈に平家の公達に非ずや、來りて我と死を決せよと、經正回顧して曰く敢て走るに非ず、爾は我が偶に非ずと、高家怒りて急に之に迫る、經正免るべからざるを度り馬より下り刀を引きて自ら潰腹して死せり、子あり、甫めて六歲、平氏族滅せるとき六條河原に斬られたり。〔大日本史譯出〕

○淺から池

魚橋村の西より北池南池兩村の間をへて中筋村の東方に及びし大池をあさがら池と言へり、水淺き沼の謂也、即ち風土記大國里の條に見ゆる池之原の地にして魚橋村なる原ヶ谷、阿彌陀村なる字北原はその遺稱なるべし。

今の法華谷川は當時魚橋の南より此池に流込みたるものにして村の西外れなる海老山の麓は其注入口なりしと言へり、池の南端は今の池尻附近なりしなるべし、地方の口碑によれば池尻村の西なる芝村は此池が禁獵なりし比、池番人として置かれしもの也といふ。

魚崎曾根の一帶に新田の開發せらるゝに及び池水は其用水に利用せられたりしが、一年其堰口つまりて甚だ難儀せしことあり、當時芝村に浪居せし岩村某此を抜き呉れければ維新の際に至るまで中筋、魚崎、曾根の各村の用水掛りの田より毎秋一田地毎に稻藁まくり束一把宛を贈るの慣習遺れり。

今魚橋村海老山の麓より阿彌陀村の裏をすぎ大日池の北堤より豆崎に通ぜる古道（ふるみち）は當時の往還にして現時の往還は淺がら池開發以後の開通なるべし。

町村舊記にも述べし如く池は慶長年中姫路藩主池田侯の手によりて開發せられたるにて北池南池の開村は當時のことなるべし、大庄屋船津家の舊記に

南池村北池村は元新池村と申し三左衛門樣御代慶長丁巳年始まる、後寛永十三子年本多美濃守樣御代兩村に分る、萬治中の書類にあり。

と見えたり。

名所筆海、播磨鑑そねに名のみし松の春、不二、とあり、播磨鑑に、印南郡にありといへど所在不明、と載せたる播磨池はこの播磨淺がら池を謂ひたるにや。

現在六帖　　讀人しらず

とひこもる播磨の池のみきはには
ひけはね絶ゆれ我やはたゆる。

名所今昔集　　富　春

弓のかけはりまの池にすむかひも
出つるはいるのしるしなりけり。

○道滿井戸

阿彌陀村の南一町許にあり、非常の清水にて如何なる旱天にも涸るゝことなし、此附近千軒餘の飲料とす、里俗道滿祈ひの水也といへり。〔巡覽圖會〕

この井今せいめい井戸と呼べり、里人阿彌陀の南時光寺の東に在りし栗山城の用水井なりしによりせいめいは生命の謂なるべしと言へり、○編者按ふにせいめいは晴明にてあるべし、陰陽師阿部晴明は陰陽師蘆屋道滿の師匠なれば也。

阿彌陀中筋の地方は一帶に水質惡ければ今に此水を飲料に供する者多し、井は阿彌陀の南中筋に通ずる道の東に在りて徑三間深さ十間あり、淋雨の際と雖も決して濁ることなしといふ。

○

一筑臺　道滿井戸の南一町許にあり、方六間、高さ七尺餘、畑の中に兀として立てり、近年其上面の四隅より大石四つ掘出せり、是古への鐘樓ならんり、即ち此邊り昔國分寺の境內四十九院の廢地也といへり。〔巡覽圖會〕

別所村

○六騎塚

六騎塚俗に喧嘩塚といふ、北宿村なる往還の北側にあり、大なる櫟の古木の下に二畝歩許の臺地ありて石疊敷きたる中央九坪の中に備後守兒島君墓と表記し、嘉永三庚戌年五月十九日左和田清左衛門範一と裏記せる總長十尺許の一大石碑を立つ、而してその後に二個の古佛を置きその中間に小なる標石を立てゝ一石一字の文を刻せり、範長戰死の地は大日寺に非ずしてこの六騎塚なるべしといふ。

阿彌陀驛址備後守兒島範長

死、義之處也　　山　陽

天子之詔手翻覆　將軍之敎邱山重
手裂二敎書一禦二虎威一　備後老守眞忠勇
抜レ刀剖レ腹出二熱腸一　老脚肯接二狐鼠踵一
熊山東望二鹿子河一　慶驛猶喚二阿彌陀一
自有二兒郎期一范蠡　報レ吳有レ志復蹉跎
成敗何可レ論二俊傑一　助レ盜分レ利終如何

誰將二大筆一旌二此老一　豊碑高照山陽道

○備後守兒島範長墓所並に自害地考　　庭山武正

兒島範長ぬしの墓所は本國印南郡北宿村の官道の北側にありて俗に六騎塚とも喧嘩地藏とも稱へる實に夫に相違あるまじき也、そは增補里翁說（寶曆八年天川友親著）に

北宿村道の少し北に六騎武者といふ處あり、建武三年備後三郎高德は官軍に屬すといへども不運にして敗北す、殘黨の一族に今木、大富、和田、松崎などをはじめ二十七騎赤穗郡那波の浦手を忍び落ちけるを、那波の城主宇野彌三郎左衛門尉重氏早くも聞付け手勢五十騎許にて跡をしたふて追かくれば伊保の莊にて追付きける、二十七騎の者ども大方討たれ唯六騎となる、此者ども今は遁れ難しとて阿彌陀が宿の辻堂に駈入り腹切て死しけると也、此六騎の內に備後守といふは高德が親也。

といひ、播磨鑑（寶曆十二年平野庸修著）に

北宿村の南に一丈許も高き寺跡あり、（往還の南側也）此處を壇といふ、往昔國分寺四十九所の內の跡也、今に布目の古瓦此處にあり、近代此四方の隅より大石四つ出づ、是往昔の鐘樓堂の跡也といふ。

此壇の北（則ち往還の北駒寄の側也）に六騎武者といふ塚あり、建武三年備後三郎高德は官軍に屬すといへども不運にして敗北す、（○中略）阿彌陀が宿の辻堂に駈込み腹切つて死しけると也、此六騎が中に備後守といふは高德が親也、（按に高德入道は太平記三十卷後まで存命せり、然れば備後守範長阿彌陀が宿にて自害したるといふを取紛せるならん）今此塚に石佛一體松木一本あり、是を六騎武者と言傳へ俗呼で喧嘩佛といふ、今に礫にても打てば忽ち其友達同志何事もなきに俄に喧嘩するといふ、現證僞ならずとかや、近年志の人ありて一石一字の法華經を書寫し此處に埋む。



（六騎塚）

といひ、又古跡便覽（寬延三年加藤敬直著）に

備後三郎墓、私曰福井村に辻堂の跡あり、此處にて自害せし由。

等言へるにて知らる、但し便覽に福井村といへるは北宿村の西方に隣れる處にて地理の違へるには

非ず、又備後三郎と記せるも範長主を誤れるにて播磨鑑に辨へたる如し、こゝに或人の説に北宿村の六騎塚にはあらず、其東方に隣れる阿彌陀村大日寺なる古碑を實に夫が墓なるといへる、抑々如何なる確證ありていへるにかいぶかし、右に引ける里翁説また播陽萬綱目等に

阿彌陀宿大日寺に古き五輪あり、文字左の通、

（右）暦應五季三月九日敬白

月日少し見わ兼ぬ、三月九日か

（左）庶譜衆等

左の文字何とも見わがたし。

考ふるに是備前守の石塔なるか、建武三年より七年の後に當る、追て考ふべし。

と記し、姫路志に

岩尾山大日寺　淨土宗、本寺は時光寺、西阿彌陀宿村、伊賀守板倉侯證文式部大輔松平侯の添狀あり、寺領一石八斗、昔は眞言宗にて牛堂山の東院にして本尊大日如來也、兵亂に炎上し其後時光寺の末寺となる。

此寺に古き五輪あり、文字左の如し。

（右）暦應五年□月□日敬白。

月日見わわかず、三月九日に似たり。

（左）□□□□

左の文字分明ならず、庶譜衆等の字に似たり、

考ふるに備前守（兒島高德の父）の塔なるか、

といへる説はあれど、此は太平記に阿彌陀宿の辻堂とあると暦應の年號の古きとによりて記者のおしあてに考へ記せるなればうけはりて證據とすべきに非ず、猶言はゞ里翁説に

同郡小林村佛心寺の地内に大きなる古き五輪あり、近比此處より石の櫃を掘出す、太刀冠などありといふ、考ふるに太平記に備後三郎の親那波より阿彌陀宿まで六騎の武者と落來り此邊にて自害す、今往還端に六騎武者とて石の地藏の塚あり、此等の塚也、小林村の石の櫃は備後三郎の親の塚なるか。

等記せり、是にても實に古老の傳ありといふに非ず、大日寺の方正しと訣めたるにも非ざること明か也、六騎塚の故事は然る類ならず、元より古老の傳ありて其を取りて記せる上に今現に除地とし

てあるもおほろげならず聞ゆるをや、太平記の阿彌陀宿の辻堂とあるにいさゝか叶はぬに似たれど大方土地のすがたは或は廣く或は狹く或は西に遷り或は東に變るなど久しきを經る程には如何樣にも沿革るものなれば今の阿彌陀村の名につきて其處と限りてかたくなに訣むべきに非ざるべし、又北宿といふ名をおもふに阿彌陀宿の北宿なりけんも知るべからず、然れば今一つの確證なき限りは或人の説に隨ひがたくなんおぼゆる。

○誤れる範長の墳墓

南朝の忠臣兒島範長の墳墓は印南郡阿彌陀村大日寺の境内なる五輪塔也とし明治十九年一月二十一日兵庫縣令内海忠勝より内務省へ上申の結果同年二月十日附を以て同墳墓を公認せられたり。

明治四十四年の夏予は增田御用掛（○千信）に扈從して印南郡に存する範長の墓につき其檢覈を遂げたるが其節内務大臣より公認せられたる大日堂の石塔は全く範長の墳墓にあらずして同郡別所村字北宿なる六騎塚を以て範長の墳墓として的確なるを知るに至れり、（中略）考證次の如し。

一、第一本墳墓の根本資料たるべき太平記の本文には辻堂の内へ走入り本尊に向ひて手を合せ念佛二三百遍が程唱へて腹一文字に掻切り其刀を口に噛へて覆になりてぞ臥せたりけるとあり、大日寺は東西七十五町南北六十町を有せしといふ播磨國分寺の東院なりし也、如何で辻堂の如き倭少なるものならんや。

二、殊に其五輪塔の地輪には北朝の年號を刻みたり、飽くまで南朝のために盡したる範長の墳墓に北朝の年號あるは甚だ怪しむべし、範長の戰死後世を忍びてまでも故郷ならぬ此地に斯かる一丈餘の大石塔を築くの要如何であらん、地輪左方にある文字を精査せよ、古書講衆の二字の外見わずとあるもよくよく精究せば一結講衆作寺とあり、これ範長の戰時此寺兵燹の見舞ふところとなりしより其後再建したる時の記念塔なるは明か也、斯かる分明の大五輪を指して誰か範長の墳墓とすべき。

三、右に反し北宿村のものは然らず、古來より其塚を六騎塚といひ其地字を崩れ堂といへり、辻

堂の崩れ堂たるや言を俟たざるべし、今備後守兒島範長之墓と大書せる石碑の後に二個の古佛像あり、古色蒼然範長戰死以前の古物也、古への辻堂に在りしものなるべし、里俗是を喧嘩地藏と稱せり、普通名もなき者が爭鬪したりとて如何で喧嘩の名の遺る筈のあるべき、尙又此村に和田姓を稱する家あり、即ち太平記に見ゆる和田四郎範家の後也と傳へたり、今石佛像の傍に一小碑ありて

延元元年五月十九日、吾系祖、兒島備後守範長、主從六人、討ニ死于此地一、□□之文中、駿府白隱和尙、爲ニ進善一、來ニ于當村一、五十日間、讀ニ誦法華經一千部一、且書ニ之一石一字一、而□以立ニ其標石一云、大來妙典一碑是也、今玆嘉永三年庚戌五月、別營ニ鎭守範長君之祠堂之次一、一石一字之石顆、並共有レ之、標石改ニ□□功德永世一云レ爾、和田範一誌

願主　當村　淨　惠

と誌せり、古くより範長が此地に討死せしといふ言傳のありしを知る、右數個の資料によりて裏面には嘉永三庚戌年五月十九日左和田清左衛門範一建之とあり、

今この建碑の由來につきて記さんに今の北宿村に於ける所謂範長の墓は嘉永三年五月十九日時の北宿村吏左和田範一其の愈々久しくして愈々所在の煙滅を虞れ人にも德懼せられ自らも奮起して終に官に請ひ一巨碑を建てたる也、範一の家は當時六騎中の一人たる和田範家の後裔と稱し、傳ふる所によれば範家の支族分れて北宿一村をなし道の右に居るものを右和田と稱し左なるを則ち左和田と稱したる也、

而して當時姬路藩には河合寸翁あり、翁は豫てより範長の建墓を敎育上史蹟保存上必要なりとし必ず之を建立せんとせしが其の頃北宿村に左和田範一のあることを知り居たれば自ら手を下すよりは當時六騎の者の子孫たる左和田氏に爲さしむる事の得策にして且順序なりとし早速使をたてゝ同氏を呼寄せたり、時に左和田氏は村方三郎右衛門と同道にて寸翁の學問所たる仁壽山に出頭し種々談合の上建墓に取掛かることゝせり。

も此地が範長の墳墓の地なるは明かなる也。

四、論者は太平記に見ゆる阿彌陀が宿の邊りの一句を以て云々するならんもこは、今日の停車場の名稱に就て考ふれば直に明瞭すべし、即ち平津にあるものを寶殿といひ、阿彌陀にあるものを曾根といひ、和久に在るものを網干といひ、正條に在るものを龍野と稱せるに非ずや、それに北宿は阿彌陀が宿の北宿也との言傳あり、且又本文にも明かに阿彌陀が宿の邊りと明記せるには非ずや。

五、尙又太平記には遺骨を鄕里へ送りし由記したれどもこは胴をば此地に埋め首のみを鄕里に送りしものなるべし、此こと當時戰死せし諸將士の例に徵して明か也、彼地には未だに範長の墳墓と傳ふるものなしといふ。〔鷺城新聞滑川友市氏論文採意〕

○備後守兒島君墓　建碑次第

別所村の內北宿村國道の北側にあり、兒島範長主從六騎の塚也と言傳ふれどもこれも今は塚と認むべきものなく一大碑石ありて表面には備後守兒島君墓、

然るに左和田家にては或事情のため此墓のことは其儘となりて建立の運に至らざりき、是に於て河合家よりも度々督促し又協議したるも亦其儘となりたり、斯かる有樣なれば河合家にても出來得る限り便利を計る事となし下田重次郎、菅野猪助をつかはして左和田家に協議せしめ萬一左和田家にて墓石の詮議つきかぬる時は河合家に西光寺野より取寄せたる石材あるを以て之を範長の墓石として左和田家に賜はることゝなれり。

依りて左和田家にても寸翁の厚意を謝し近日中に是非取掛ることゝなせしも亦々或事情のために建立すること能はず、斯くして三年すぎ四年すぎ文政は暮れ天保も去りて弘化となれり、此年社領見分との觸込にて藤本騰一郎、安積三右衛門の兩名北宿村に至り又も左和田氏に面して建墓のことをすゝめたり、是に於て左和田家にても相談の上願書を差出すこゝとなれり、その願書次の如し

奉願上願書之事

當村地內往還之傍に自往古御座候六騎武者之塚と申傳御除地にて古墓御座候處往昔兒島備後守

範長主從六人討死の場所と言傳居候處此度處々之施主人より塚石相建申度由申來候　右之趣於二村方一も故障之儀無二御座一候間石碑相立申度奉二願上一候何卒右願之通被レ爲二仰付一被二下置一候はゞ難レ有奉レ存候　已上

弘化三年午閏五月　日

西牧組北宿村　惣代惣四郎
熊右衛門
組頭治左衛門
惣左衛門
庄屋澤田清左衛門

右之通奉二願上一候

大庄屋　内海三之助
後見　黒田民助

宗門御奉行所
道方御奉行所
中新井奎右衛門樣

御役所

斯くして願書は差出したれども建設に着手するにつきては多少の費用を要するを以て大庄屋は由來建碑のことにつきては先例もあり又備後守は聞かし忠臣なるを以て費用の幾分は御代官に願ふ方得策ならんとの事にて早速出願に及びしに代官は御儉約の折柄とて聽許されず、又々建立のことは其儘となれり。

其後嘉永二年四月範一は村方役人の資格を以て大坂御番所へ出頭の序江戸の某氏に邂逅し備前國に今尚其子孫のあること及び其の子孫に相談することの必要なるを聞き四月十一日備前に出發せり、然れども其子孫にあふこと能はざりき。

斯くするうち建墓の事につき藩主御聽許の旨宗門奉行より申渡しありたるを以て棹石も播州御影に註文し建設の事は着々進行し棹石も阿等の滯りなく例の六騎塚の邊りに到着し嘉永二年酉の二月より愈々工事に着手する事となれり、而して嘉永三年四月五日藩吏十人許藩用を兼ねて來り澤田家に一泊し翌六日早朝目下普請中の六騎武者塚を一覽せり、此時澤田氏は偶然備後守の子孫たる兒島氏に邂逅し自ら多年の心願等につき種々說明し且自ら備前に下りし事等逐一話し兒島氏も亦路傍の對面、且は祖先の威靈が今に播陽の地に一縷の輝を放ちつゝあるを拜し澤田氏の努力の程を厚く感謝したり。

斯の如くにして一切の準備整ひたるを以て範一は長澤小太夫氏に碑銘の執筆を依頼したるに長澤氏は備前に於て同樣の墓碑の存在するや否やを確むる必要あることを澤田氏に告げたり、依りて澤田氏は早速備前に出發し兒島惣次郎氏に面談し尋ねしも存在するや否や不明なりしを以て後日兒島氏より通知することゝして澤田氏は歸國したり、斯くて四月十九日次の如き書狀到着したり。

以二御手紙一申入候過日は途中初而得二御意一候、（〇中略）御咄有レ之候　和田範長石碑之儀相尋候處備前國中には無レ之候間左樣御承知可レ被レ下候此度御目論見有レ之段致二感心一候　先者右之段得二御意一如レ此御座候　恐惶謹言

四月十九日　　兒島惣治郎　花押

澤田清左衛門樣

右の外兒島氏は同國丸山曹源寺和尚の手跡及び勢州松平越中守樣御藩中河上太夫の筆也といふ備後守兒島君墓と書きたるもの二葉を送り來りしが何れも石碑面と不調和のため已むを得ず取止めとなし、更に長澤小太夫氏に申入れ且右の書面をも示して、執筆を乞ひたるものが即ち備後守兒島君墓にして窪に見事なるものなりき。

其後清左衛門範一は、別に辻川なる三木愼三郎氏に碑銘を乞ひて彫り込むことゝせしも、得果さざりき。

要するに範長の墓は斯の如き徑路の上に成立ちたるもの也。〔鷺城新聞〕

〇

北宿村の村民に清右衞門と申す者あり、和田氏の末裔なる由にて村方の者を語らひ嘉永二酉年備後守範長の墓石を建立しける、猶碑銘を彫刻せんと正三位有功公、同說光公に賴みける、然るに清左衛門果して和田氏の子孫たること證とすべき古書なし、是によつて公より彫刻を許されず、空しくなりぬ。〔村翁夜話集〕

むかし兒島範長は南朝に從ひ奉りしが播磨國印南郡北宿村といふ里にて敵の爲に一族

共に悉く討たれたりしを其子孫たる左和田範一こたび其所に碑をものして其志いとねむごろ也、此範長が忠死のくだりは書に見ねたれば誰しも知る所なれど猶萬代に朽ちざらんことをおもへるなるべし、此まめなる志をめでゝよみてつかはし侍りける。

正三位　有功

かくはしき名をもろともにたつるかな
吉野の花のあとにしのひて。

むかし備前國三宅三郎が孫なる兒島範長は南朝に召されて忠勤人に勝れ武勇他に異なりけり、然はあれど運盡き播磨國印南郡北宿てふ處に一族とも六騎戰死すとなん、其子孫左和田範一ぬしに至るまで五百年今なほ此處にすみ侍れど萬代の後に至り先祖の忠死の地を人しらずなりなんことゝ本意なきことなめればとて新に碑を建て末の世まで忠勇の名を知らしめんとする子孫孝業つくせりといふべし、或人その事よしを予に語りければ予もまた範一が志のまめなるをめでゝよみつかはしける。

正三位　說光

ものゝふのほまれをしるす石ふみを
建つるいさほも世にたくひなき。

因云、有功は村上源氏千種有功卿の事にて、安政元年八月二十八日五十九にて薨去、歌人也、一派の風を立つ、又說光は日野家の支流北小路說光卿の事にて、安政三年七月八日四十五にて薨去、新清和院別當たり、共に非參議正三位に至る。

○佛心寺の石棺

小林村佛心寺の境內に古き五輪塔あり、里俗多田滿仲の石塔也と言傳ふ、この五輪の四五間東に農田道の土手あり、昔より佛心寺の鎭守と傳へて每歲年頭には此所に膳を供ふ、延享元年の頃里人この土手より石棺、石箱、小瓶等を掘出す、石棺は高さ二尺、長さ四尺、巾二尺餘の大いさありて蓋に反あり、內に人骨を納めたり、石箱は方一尺五寸高さ一尺許ありて蓋は印籠蓋の如し、內には細かき砂をつめ骨片打交れり、小瓶は高さ五寸許ありて內に鍍金せし鍔の如きものあり、この三つは吸合ふて埋められたり、然るに其の夏牛疫流行して村中の飼牛十二正の內八正まで死せり、是必ず石櫃發掘の祟なりとて石棺をば以前の如く埋め時光寺の僧を招きて讀經供養せり。〔里翁說〕

里人考曰、此石塔古への松崎備前守の石塔歟、多田滿仲の石塔也と言傳ふれども左にあらず、但し阿彌陀宿時光上人は滿仲の子孫なれば此石塔は上人の建立ならん歟、〔里翁說〕○建立なれば斯く言ひしならん歟の誤寫なるべき歟、明治三十年里人相謀りてこの櫃を開きしに棺中何物をも存せず一の文字も見當らざりしといふ。

○墳

北宿村六騎武者塚の西南往還の南に一丈許高き寺跡あり、此處を墳といふ、往昔國分寺四十九所の內の跡なり、近年この西方の隅より大石四個掘出せり、これ昔の鐘樓堂の跡ならんといふ、今にこの邊り布目の古瓦地中に埋りあり。〔播磨鑑〕

墳の地字小林村にも遺れり、國分寺の盛時聖坊（ひじり）といへる一院の建ちたりし由口碑に傳ふ、舊幕時代までは此の墳の一部に猫塚といへる塚がありし由にて石は其塚上に在りしもの也といふ、小林村佛心寺の境內にも石棺あり、此邊りに古墳にても在りしならん歟、今は塚も石も取去られたり。

○藥師

佐土村の艮の方に藥師といふところあり、是は國分寺七佛藥師の內の堂跡なるべし、今三つ塚とて岩穴塚の三つ在る邊り也。〔里翁說〕

播陽萬寶智惠袋所收の十六郡寺院略記によれば七佛藥師は林堂藥師、庄藥師、佐土藥師、三野藥師、坂藥師、市府藥師及び本堂藥師の七つをいふと見ねたり、而して牛堂山假名書緣起には又佐土の理性寺の本尊も亦藥師也とあれば藥師は即ち理性寺の址にてもあらん歟。

○床鍋山

福居村の後の山に床鍋といふ所あり、岩石手を合す

が如し、茲に鷹の巣を結ぶといふ。〔里翁説〕

こは巡覧圖會に

鷹巣山　高御位の西の山つゞきにて岩壁人の通ふところに非す、峰の松が枝に巣を結ぶこと毎年にあり、國主偶々爰に鷹をとれり、これ唐端新村の南也、桶底山ともいふ。

と言へるに相當す、然れども鷹巣山と桶居山とを相混じたるは非也、鷹巣は桶居の東南に連れる別峰にして標高二四〇米、別所の東北佐土新村の東に位置す、里俗今鷹取山と稱せり、床鍋山一に鎭巌山とも書きしといふ。

○桶居山

佐土新村の北にあり、極めて險難の岩山なり、古へ播磨武藏といへる兵術家此山にて天狗に兵法を習ふといふ。〔里翁説〕

○大村

古へ今の佐土村の裏に家數多き在所ありて北の山麓まで續きたるを大村といふ、此所に姫路野里村の鑄物師芥田五郎右衛門の先祖住みしといへり、今に山麓の田地の中より鐵屑出づることあり。〔播磨鑑〕

古所歌寄　　赤松貞範

大村の里は民のみにきはしく
　蹈鞴の煙今ものこして。

○春日

大塩と佐土との境に春日といふ所あり、此地古昔春日の湊として湊なりしといふ、〔里翁説〕百石餘の田地也、御着城主小寺氏の娘春日姫大塩城主大塩氏に嫁ぐ時右は小寺氏の領地なりしも化粧田として大塩氏へ遣はせしと也。〔播磨鑑〕

春日は天川以西御着山脈以東の田の總稱也、この田は飛地編入の際西濱村の地域に屬したれどもそれまでは殆んど全部大塩村の持なりしといふ、今この一部に沖田といふあり。

○引入れ谷

御着辰己の方山の南に引入れ谷といふ所あり、秀吉公御着城攻の時一旦敗走して此所へ軍勢を引入れしは古語を辨へざる説にて或は居待の轉若くは今來なるべし。

忍熊王　姓氏錄に忍熊別皇子と見ゆ、忍熊の地を別け賜はれる故に此名ある歟、此忍熊村は飾磨郡市之郷村の舊名にて同村には忍熊森、忍熊川などの名遺れり、此王の母は稻日別嬢の子彦人大兄王の女大中姫にして姫は印南に住み給ひしなれば王も亦同地に成長し給ひしこと明かなるが、後に飾磨郡忍熊の地に移りて忍熊王と稱し奉りしならむ歟、而して王を養ひ奉りしは當時の針間國の領主御諸別命なるべく此命は王の從兄弟也。〔稿本播磨編年史〕

○纓の松

湊神社の境内に在り、一に平松ともいへり、往昔この邊りは一帶の入江にて漁船纓を此松につなぎしより此名ありといふ。

今圓光寺の南なる谷の邊りに雜魚塲といへる所あり、往昔は此附近も一帶の入江にして、雜魚塲は其海岸也、魚市をなせし所也といふ。

谷といふ、其附近に又秀吉公陣屋の跡あり。〔里翁説〕

この谷今勢切谷とも息入谷とも言へり、大鳥村の北にして瀧のある邊り也、的形村圖によれば大鳥の南なる威負谷の一部にも引入谷の名見ゆたり、昔はこの谷にも斯かる言傳の遺りしにや。

因に言ふ、北山河より西濱に通ずる藤井坂の南に馬隱し山といふあり、秀吉の馬を隱せし所也といふ、此時のことにや、袋の如く谷の盤回せる有樣まことに馬を伏するに恰好の谷也。

的形村

○いまき谷

的形村大鳥より山河へ越す西の谷をいまき谷といふ、播磨鑑に、此谷は昔仲哀天皇の御子忍熊王といへるが神功皇后、譽田皇子を討奉らんとて皇后の御凱陣を此谷に待たせられしが、其日に至り畏れて東に退き給ふよりて威負谷といふべきを、里俗誤りていまき谷と稱へたる也と見ゆ、いまきを威負とせる

○泊　山

源平爭亂の時平家の一族一の谷より遁れ來て此山に船を泊めしより此名ありといふ、居ること數日にして源軍の襲ふところとなり屋島浦へ遁れ去りたる由傳ふ、古書に神后の故事に引けるは惡し、採るべからず。

神功皇后風波により御座船を此浦に寄せ給ひ、此山に御泊りあり、仍て此名ありといふ、此邊より福泊まで皇后の靈跡多し。〔古跡便覽〕

○媼が懷

泊山の南方行基が鼻に近き所に石室あり、數人を容るゝに足る、即ち古墳の一にして媼が懷はその石槨を謂へる也、間口一間奥行二間許の大さありて口は南に開く、里俗其昔武烈帝の時火の雨降るべしとの流言行はれし際造りしもの也といへり。

○楯　山

的形の內麓村の東なる大石也、立岩ともいへり、神功皇后弓馬御試の岩也といふ。〔事始經歷考〕

播磨古跡探索記に、皇后的形保福泊山瀨早川より射術を試み給ひし由申傳ふ、瀨早川は妻鹿村瀨川のことなるべし、楯岩は此時の古跡也、と附註せり、然れども楯岩は山の東腹にして妻鹿福泊は山の西也、地勢あはざれば、此說採るべからず。

○空賴坊

磯村の上なる泊山の山腹にあり、古き銀杏樹の下に方形に土塀を繞らし中に高さ六尺許なる五輪一基を置く、權大僧都空賴貞譽師（寬延十一年七月二十二日寂）を葬りし塚也といふ、師は當村麓の人にして今海岳寺に其遺物を存せり、當時日本にて三人の山法師なりしとぞ。

今此地を踏めばボン〳〵と怪しき響す、里人空賴坊の寶を埋めし地也といへり、尙この境內に入りて小便し又樹枝を折る等のことをなせば必ず病に罹るといふ。

一的形村に山伏塚一个所あり、空賴と申す山伏の墓の由、海岳寺持。〔村翁夜話集〕

○的形八景

八幡宮に詣でてよく見れば山の形は龜に似て松岩上に生ひ榮ねしは神木の印なるべし、小島の在所輪になりて雁の遊ぶにさも似たり、東に高き山川山入日の景の賑はしく南は海邊晴しかの千船も波に浮びつゝ地引の網を引く聲はもろ肌ぬぎし山立の獵師の聲ぞかるがると嵐にしづむ地の寺の入相の聲雁の聲近江八景外ならずと月の狂歌に筆初めて山々谷々坂の名を歌仙の數々順記せしむ。

小島秋月

あか坂や小島山てる月かけは
須磨外ならぬ的形の里。

地村晚鐘

地おろしは大日山の峰よりも
木の葉ちりしく入相の聲。

山河晴嵐

北山河峰より上の空はれて
嵐につれる芦の穗の綿。

岩鼻夕照

岩鼻の松は入日に猶見にて
山河遲き夕暮の宿。

磯麓歸帆

磯むかふくたりの船の帆印は
麓にかへるはまの追風。

鍋島落雁

海の上越ゆて灘手に先ちかき
棹田に雁のおちる鍋島。

沖村暮雪

さし捨の舟に雪つむ沖むらの
汐の煙はよさりともなし。

刈屋夜雨

よる晴るゝ雨の名たてる西風を
海にさたする西刈屋かな。〔所景詩歌〕

○歌仙順記

色かへぬ松の小島や宮めくり、赤坂に牛の尾ふりぬかつら影、地の鐘を山鳥は夜の長からん、彌谷の景いしくれに美なりけり、さくら田も昔あつたか木瓜の花、眉形にきし春ぬきぬ北山河、七楯の思ひに霞む藤井哉、ぬしはなれ馬隱し谷閑居鳥、

朝かけに南山河の風涼し、岩鼻やきり立のぼる松の雪、船出してやはり詠めん磯の月、冬待ちし風呂屋の井戸か泊山、楯岩のまとの鷲ぞ射場始、沖むらや忍びかへしの濱千鳥、鍋島の水ぬるみけり日の匂ひ、汐干には行基が鼻も乾べし、粧坂花にかよはん化くらべ、奥谷やからんとくらき入梅あがり、佐保ひろき風薫るらん西かまや、那古山へ三个月ちかし雁□□、早稲晩稲いつれ今年の勝負谷、高坪や印南野の灘の野の錦、胼は石原谷に切れにけり、師舞坂はしる師走の法師かな、丸山や雉子の聲々かとゝしく、讀たりな詠歌谷かはつちの筆、青々と苗代青し麥の池、田の疇に麥の落穗やからす谷、狐尾におもひも、よらす晝の月、うら寒し狼谷の松のこゑ、紅岩や野山をいろに引入谷、雪降に來る人はなきいまき哉、清水が鼻へ後らん氷はし、改谷や御□高々畑隣、野遊は花の餘りか見立山、大鳥の轜はさぞ一つ家。

寶暦二壬申九月　　石原氏反魂堂一雨

○假粧坂

福泊村より的形村相生へ越ゆる坂を里俗けはい坂といへり、けはいは即ち假粧にして昔福泊の辨財天が的形の湊明神に嫁がるゝ時化粧をこらし給ひし坂也といふ、然るに其後所以ありて辨財天は不縁となり的形より歸らるゝことあり、今に嫁入の時此坂を通れば必ず不吉のことありと傳へて、路もなき福圓寺の後に避けて越ゆるといふ。

○掠奪婚の遺風か

福泊から的形へ越ゆる坂を假粧坂といふ、嫁入の時此坂を越ゆると其縁は屹度續かないと言つて大抵の者はこゝを通らない、其故は其福泊の辨財天が的形の大歳神の許へ嫁がるゝ時此坂の表で大變なお假粧をして往かれたのに僅か一年經つか經たない内離縁されてしまつた、辨財天は非常の御立腹で其後は一人の娘も此處を通しては的形へやらないと仰つたから夫で縁が續かないのだといふ、而し牛谷から大塩へ越ゆる馬坂にも國分寺から御着へ出る宮山と藤塚との間にも其他澤山の土地にも同じやうな言傳や慣習の遺つてゐることを思ふと是は他にもつと深い理由のあることではなから

うか、按ふに是は二山の間の通路を非常に重要視した往古の慣習の遺つたもので、嫁入の際などにこゝを避くるのは往古の掠奪婚などが多く斯ういふ處で行はれたからの事では無からう歟、もつと澤山の實例を集めてみたい。〔播磨民報『中播地方の言傳』〕

○八家地藏

八家地藏は福泊村の南海岸にありて西に小赤壁の勝地を控へ前島家島は寸眸の内にあり、白帆點々としてその間を往來するなど風景さながら一幅の畫の如し、地藏の由來は詳細寺院篇に載せたれば茲には二三の詩歌を記さん。

或人詣而戲賦狂韻備一笑

石佛元來西域崖　何時出現此濱蹕
堪レ寒凌レ暑招二人恤一　戴レ雲踏レ塩振二佛恩一
羸落臺邊多二酒食一　破幞笠簑少二衣褌一
大夫顰レ額矣蚩影　兒女低レ頭念願喧
暫望二北山一催二逸興一　靜願二南海一洗二癡魂一
好是欣然清絶景　唯依歌醉到二黄昏一

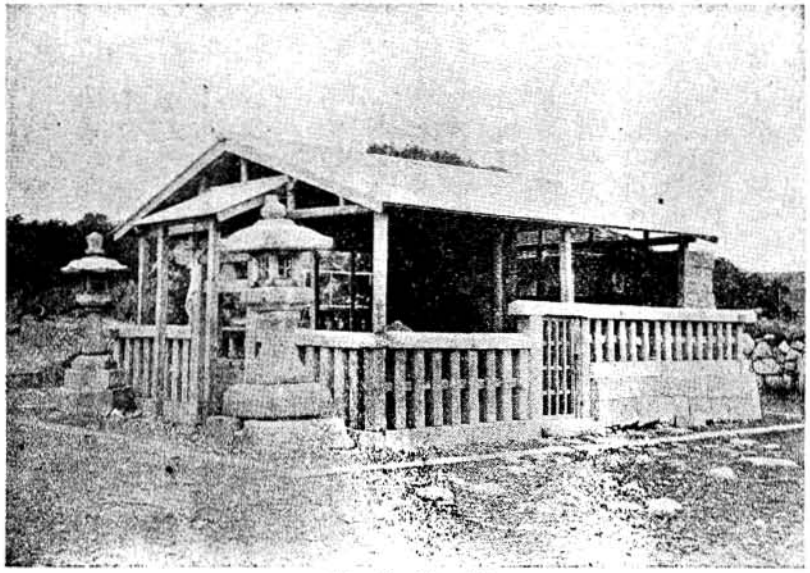

〔八家地藏〕

幾はるやこゝに行基がいし細工

又何某次ゝ之賦意

可ゝ恤海頭老石佛　天高軀健匠成ゝ仁
有ゝ山有ゝ水爲ゝ何樂　千歳貧居福泊濱

同四句各用二笠字一

曾訝彌陀頂笠像　況斯半笠地藏尊
若非二曲笠靈運意一　無ゝ笠難ゝ參極樂門

いつの比よりか石笠半われたり、石工是を歎き手を盡してつぎ奉れどもわかれ給ひぬ、所以あるべし。

福泊汀渚安二置石佛地藏一、高五尺、無二堂宇一、沐ゝ風浴ゝ雨、業已歷二千有餘歳一、即是行基菩薩所ゝ建二干七里碇泊場中一也、愚俗多携二一拳石一獻ゝ之、而新二安產一云。

橫河鉉甫

崩沙亂石塞二灣前一　古佛長存不ゝ泊ゝ船
兀二坐蜃樓雨裡一　頑然面目閱二千年一

○福泊の臺場

舊幕の末年攘夷説の盛なりし時姫路藩は幕命を奉じ此地に砲臺を築きしことあり、その詳細次の如し。

一、起原

安政年間姫路藩主酒井侯幕命により外敵に供ふるため現城北練兵場の西南隅なる山麓に於て大小砲を鑄造せしめ、姫路、室津、飾磨、福泊、高砂、古宮の六箇所に臺場を設置せり、福泊の臺場は即ち其の一也。

二、構造

八家地藏の東手に十間許を基底として南へ半圓形に土地を劃し石垣を高く築きその上に大砲三門を備付けたり、主砲は二間半の長さを有し、重量百二十貫許、六貫目の砲丸に百二十匁の火藥をつめたり、翼砲は重量百貫目許ありて四貫目の砲丸を用ひたり、着彈巨離は二十五町内外なりしといふ、十五人の砲手を用ひたり、燈籠寺山の南麓に火藥庫を置き其の頂に遠眼鏡を掛けたり。

三、沿革

其後の沿革は詳かならざれども明治の新政とともに大砲其他を收められたるが如し、石垣は明治十年以來漸々海波の襲來に會ひて崩壞し、現時は殆んど地盤の原形をも止めず、火藥庫はなほ現存すれども大破に及べり、遠眼鏡臺は數年前取壞たれて今は無し。

○燈籠寺山

福泊の西の岳をいふ、乾元元年安東平左衛門入道蓮性福泊に港を築き此岳の上に燈火を挑しに因り此名ありといふ。〔木庭記〕

○小赤壁

八家地藏の西の山を燈籠寺山といふ、奇岩怪石海に臨みて屹立し老松その間に蟠屈し波濤空洞に激し壯巖として恰も咆哮の聲をなす、其景致恰も漢土の赤壁に似たらんとて小赤壁の名あり、山麓東部の一帶は砂濱をなし海水浴に適するを以て夏季來り遊ぶ者多し、赤壁海水浴場と稱せり。

○袖捥地藏

福泊より八家へ越ゆる道の邊りに地藏堂といふ所あり、今福泊の濱にある地藏昔愛にありしを正安四年に遷されしとか、今愛に袖もぎ地藏といふあり、奇異なる像也、源俊頼の歌にも見えたり。〔木庭記〕

○袖もぎさま

印南郡福泊村の西に袖もぎ地藏といふがある、飾磨郡御着村の北にも同じ名の地藏がある、共に石棺の蓋石の內側に刻んだ地藏で路傍に立つてゐる、地方では此地藏の前で躓き倒れると片袖をもぎとつて納めて歸らなければ必ず凶事があると言つてゐる、播陽萬寶智惠袋所收のめさまし草には袖もぎ地藏は執心深き女の念といふ語が見える、昔から左樣な言傳のあつたものと思はれる。〔播磨民報『中播地方の言傳』〕

北濱村

○藤井

大盤的形の邊りを藤井浦といふ、西濱村に藤井といふあり。〔古所名所考、播磨鑑〕

立寄りて折る枝も長き藤井とは
誰か名つけけん昔こひしき。

長きよの藤の長枝のあとゝめて
　いまもかはらぬ井の水の月。

萬葉集　　山部赤人

八隅知之、吾大王乃、神隨、高所知流、稻見野能、大海乃原笑、荒妙、藤井乃浦爾、鮪釣等、海人船散動、塩焼等、人會左波爾有、浦乎吉美、宇倍毛釣者爲、濱乎吉美、諾毛塩燒、蟻往來、御覽母知師、清白濱。

藤井は北山河より西濱へ越ゆる藤井坂を東へ下りた右手十間許のところに在る、方一間ばかりの大きな井戸で、深さは一丈許、底は一面の大きな岩で清水は西の岩間よりふき出てゐる、西濱、大塩の一帶は井戸はあるが皆塩氣がさすので飲用水には出來ない、西濱の百三十戸は勿論大塩の西の方も此水を汲んでゐる、水が少し宛より出ないので少し遲く行くと當らないから遠い所の者は夜の十二時頃から汲取りに來るのである、今は立派な井筒も出來、周圍九坪ばかりが間は石を疊んで綺麗に漆喰が出來てゐる、西の方に一段高く方三尺高さ三尺許に石を積上げてゐるのはこゝに松原八幡宮の分靈を勸請してゐたのだといふ。

一此村に岩井あり昔、松原の八幡大神此浦より上らせ給ふ時に岡田八郎四郎太夫といふ者に此井を與へ給ふと言傳ふる也。〔播磨鑑〕

○藤井之記

西濱村井神氏の祖先、船乘を業としが、或時某所に船を着け、用を終へて歸路につかんとせしに、海邊に一貴人顯はれ、其船に余を乘せよとありしにより、此船は歸るものなり、何處へお越し遊ばさるゝにやと尋ねたるに、何處にてもよし、其方の歸る所まで乘せ行け、とありけるにより、船へ乘せ參らせて西濱村へ歸りけり、其夜は今の西濱村の北端を少し隔りたる小さき森のある所に一泊遊ばさる、翌日船頭に向ひて、余は此處に永住せんと思ひたれど、地勢余の永住に適せず、故に更に地を相して住せんため汝と別れん、今後一夜に千本の松生せし所あらば、其處に余の住めりと思へ、別れに臨み汝の余を此處まで船に乘せ來りし勞に報ひんため、何なりと望みあらば申せ、叶へさせん、とありけるにより、君は誰樣にてありけるか、御名を承りたし、と申せしに、余は八幡大神なり、と申されける、然らば一の望みを叶へて給はりたし、當村は井水皆塩氣を含みて飲料に適せず、ために村民一同困りをれり、願くは村民の爲めに良き飲料水をたまはりたし、と願ひしに、然らば此處に井を掘るべし、との指圖によりて掘りし井が即ち今の藤の井なり、其後間もなく今の飾磨郡松原村八幡宮の在る所に、一夜に千本の松を生ぜり、よりてその地を千本松原と稱せしを、今は單に松原と稱せり、其後、其地に八幡宮を建てたり、同社へ供ふる水は、もと西濱村の藤井より汲みて供へしが、今は東山村の水を供ふることゝせり、然れば東山村の井も藤井と名付けたりといふ、なほ西濱村藤井の傍にも、八幡宮を祀れり、その貴人を乘せ歸りし船頭の家は、世々井神氏を稱し來れり。

按、元亨釋書印南郡法華山法道仙人傳に船師藤井の名見ゆ、因あるか。

大塩村

○塩崎浦

一に潮の浦ともいふ、大塩村の海岸なり。〔古所名所考〕○大塩村の舊名を汐崎村といへり。

山家集　　西行

こたひ引く網のうけ繩よりくめり
　うきしわさする塩さきの浦。

家集　　伊勢

塩の浦あいつもあはす歎くらん
　人のうへこそ我身なりけり。

堀川百首の歌の中に『大塩やあはちの瀬戸の吹わけに上り下りのかたほなるらん、といへる歌あり、又一說に『大しほやあはちのせとあり、大塩の方ならば此所をいふべきか。〔播磨鑑〕

○伊屋谷

大塩村の北に伊屋谷といふ所あり、古へ伊屋神社とて明神いませし由申傳ふ、何時の頃のことなるか詳●

かならず。〔播磨鑑、村翁夜話集〕

本文に東とあるは北の誤り也、神社記印南郡伊屋明神あり、即ちこの社の舊地なるべし、今も地字に遺れり。

補　遺

○不斷寺の石窟

阿彌陀村の北側に不斷堂といふ小院あり、又不斷寺ともいふ、此寺の裏に大なる石窟あり、古の作也、此岩屋にて太平記の亂の時桃井播磨守一族と共に切腹せし由也。〔古所記〕

此石槨、九尺に十五尺の大さありて南に口を開けり、羨道十數尺、口四尺許、約二間の高さありて塚上に眞竹叢生せり、中に納められたる石棺は見當らざれども附近なる地藏院にある棺身はそれらしく餘程に念入りの細工なりしやう記憶す、桃井播磨守の傳は未だ詳かにせず。

○楯　岩

曾禰の西、山の南に楯岩といふ岩あり、神功皇后の楯をならべ給ふ地也といへり。〔古所記〕

今立石と稱す、曾根より大塩に超ゆる檜笠山の南端也。今此麓の字を楯塲といへり、楯岩と稱する岩的形村字麓より字礒に超ゆる泊山の一部にも遺れり、傳も相似たり、參照すべし。

第五篇　古城

緒　言

城は兵亂の時其地の領主が自ら守り敵を禦ぐ爲めに築く所にして其來歷は極めて古けれども、播磨國にて始めての城廓は恐くは赤松貞範が元弘二年勤王の爲めに築きし姫路城なるべし。

赤松圓心南帝に叛き足利尊氏に屬して播磨守護職と爲るや、其族悉く北朝に從ひしに、子氏範は圓心歿して諸兄と睦しからず、獨歸順して行宮を護る、正平十五年夏畠山國清來り攻めし時、護良親王の子陸良親王を奉して力戰せしが、親王勢に乘じて叛し氏範身に數創を被りて播磨國に還る、本郡天神山城は氏範の居なれば此際に築きしならむかと思はる、是即本郡城砦の創始なる可し。

嘉吉元年九月十日播備作三州守護赤松滿祐白旗城に亡び、但因伯三州守護山名持豊代りて播磨國を領するに及び各地に城砦を設けし由なれども、本郡地方は明かならず。

應仁元年五月赤松政則細川勝元の命に依り姫路城に入り尋て置鹽城を築き、播備作三州の太守と爲りて其家を再興するに及びて、一族及び功臣を各地に分封し、世を經て城主たる者三十六家を算し、主家の勢力は殆ど地に委しければ、政則の曾孫則房は父義祐と共に夙に織田信長に屬せり、當時東播八郡は其族別所家之を惣領して三木城に居り、本郡は其部下に屬し、神吉志方諸城已下小砦多し。

天正五年三月四日信長播磨國を部將羽柴秀吉に賜ひて西國を企つ、秀吉始めて國に入る、姫路城主黒田孝高豫て秀吉と約する所あり、乃ち東道の主と爲り斡旋頗る至れりければ國中反抗の風なし、翌年二月二十三日秀吉再びに國入り、加古川城主糟谷武則の言を容れて書寫山に本陣を置き、各城主を招き之を歸順を誓はしむ、三木城主別所長治の族其門地を恃み秀吉の下に立つを屑とせず、信長の自ら來らざるに嫌焉して竊に款を毛利家に通し防戰を謀るに至る、本郡諸城亦之に從ふ、秀吉其背信を怒れども急に攻

め難きを知り先づ西播毛利軍を征す、時に京軍來り援く、乃ち部將をして京軍と共に神吉城を攻めしむ、七月十六日城陷る、尋て八月十日志方城降る、是に於て郡中悉く秀吉の命に服す。

本郡城趾の存する者、城廓八所攝居十六所、今左に之を列記す。

城　郭

○中道子山城

志方莊岡村中道子山上にあり、孝橋新五郎繁廣の築くところ、孝橋家累代の居城なりしが第四世秀光に至り退轉せり。

○

一志方中道子山城主　佐用上野介繁廣、其子孝橋新五郎繁景、其子同新五郎政賴、其子同修理亮秀光、其子同新五郎秀時。〔播州諸城交替連綿記〕

一播磨國印南郡志方莊中道子城

至德中赤松圓心四男氏則始築之

享德中則繁嫡男繁廣（孝橋新五郎號上野介）住之、明應中繁廣嫡男繁景（新五郎號修理亮）住之。大永中繁景嫡男政賴（赤松孫太郎和泉守）住之。天文中政賴男秀光（號修理亮）時代落城。〔志方莊古城圖附註〕

一中道子城　城赤松義則末流孝橋上野介新五郎繁廣築之、大永中繁廣惡三浦上村宗不義而伐之、而享祿中移二當城一、子彥次郎政景、次郎景賴、秀光四世相續居之、天正中落城。〔播州古城記〕

一中道子城（志方莊岡村）　城主は赤松新五郎繁廣、後に上總介となる、此人の築かれし城也、其父刑部則繁は嘉吉年中加西郡善坊山の城主也、中道子も中絕して又應仁年中赤松政則當國に入給ふ時則繁忠義を盡し此所を賜はり其長男彥次郎政景其次に次郎景賴、其子彥次郎秀光まで相續せしが天正の頃退轉す。〔播陽古城記〕

一中道子山城　城主は赤松新五郎上總介繁廣築き給ふ所也、繁廣の父は刑部少輔則繁と號し嘉吉年中加西郡善坊師山に城主たりしが、嘉吉の亂より中絕す、後應仁年中赤松政則當國を領せし時忠義を盡し此城を賜はり長男彥次郎政景、次男次郎景賴其次彥四郎秀光まで相續し天正の頃退轉す。〔古城軍記、播磨鑑〕

此城落城の時城主の子の二歲になるを乳母が介抱して丹波國に立越し赤井忠右衛門といふ人にかゝりて成人し後元服して志方六之助といふ。〔播磨鑑〕

一中道子山城址　志方莊岡村にあり、赤松新五郎繁廣の居城也、數代相續きて天正の頃退轉す、峰甚だ廣し、今も燒米地にしきて絕えず。〔巡覽圖會〕

古城記、播磨鑑、巡覽圖會悉く當城を天正の退轉とす、殊に古城軍記は、天正中羽柴秀吉のために斷絕すといひ、地方の口碑にも、秀吉が此城を攻めし時城主は山一面に簀を敷きて敵軍の攻上るを苦しめしが、敵兵の側面より火を放ちしため城に火の移りて當城は陷落せし也、と傳へ、播磨鑑にも、乳母が城主の子を抱きて丹波に走りし由註せり、巡覽圖會にも見ゆる如く今なほ頂上の城址より燒米出づ、以上の諸說に按ふるに當城の退轉は大系譜に註せる如く而く平穩な

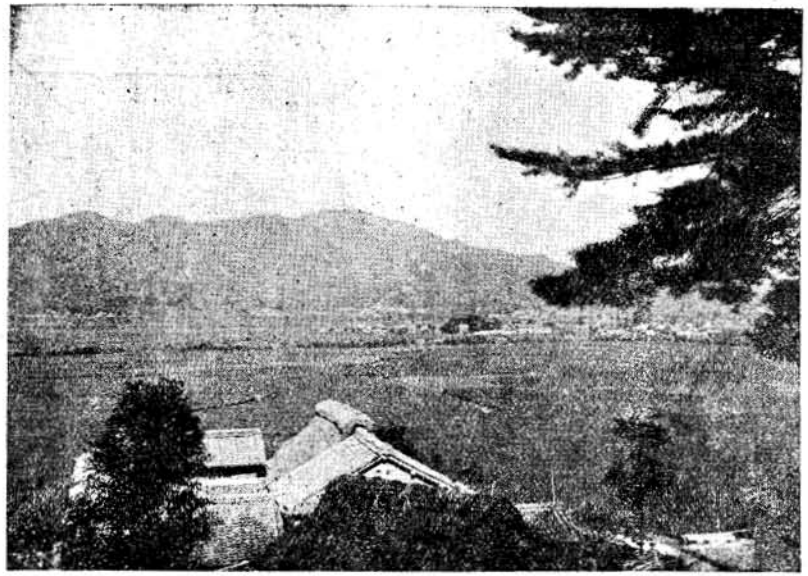

〔大宗村ヨリ中道山ヲ望ム〕

らざりし也、然れども秀光を天正の頃の人となすは非也。

○中道山城門

加西郡法花山一乘寺學園院にあり、元赤松氏の居城志方中道山の城門を移したるものなりと言ふ、高さ約一間半、巾一間許、用材は槻と思しく古色蒼然當時を偲ぶに足る。

○

一繁　廣　應永二十二年生

孝橋新五郎と稱す、實は赤松滿政の子三郎滿直なり、則繁子なし、祖父義則の命により養ふて子とし名を改めて孝橋新五郎繁廣といふ、初め飾西郡加谷鄉内前之莊宮野に居る、後加古郡尾上莊宗佐城主佐用修理判官則政亦養ふて子と爲し以て其女を之に妻はす、故に又佐用上野介と號す、印南郡中道子の城主たり、采地は印南郡加古郡及び明石郡安引莊等也、享德三年甲戌正月二十五日卒す、壽四十、要崩寺正堅慈仙大居士と謚す。

一繁　景　永享八年生

繁廣の子也、新五郎修理亮と稱す、印南郡志方中道子に城主たり、有馬出羽守則友其女を以て之に妻はす、(享德二年則友の娘二十五歲新五郎繁景十八歲に嫁入る、)備前播磨両國の凶徒を伐ちて功あり、明德三年四月重ねて摂西郡岩見莊を賜ひ其忠功を賞すと也、明應五年九月二十九日卒す、壽六十一、正通宗守岡大禪定門と謚す。

一政　賴　文明十四年生

繁景の子也、新五郎和泉守と號す、印南郡志方中道子に城主たり、大永七年十二月三好長基入道海雲阿波より泉の堺に進み京を伐つ、細川武藏守高國之を桂川に逆へ大に之と戰ふ、政賴高國に從ひ卒に戰死す、壽五十、正湛雲濱大居士と謚す。

一秀　光　永正三年生

政賴の子也、新五郎修理亮と號す、印南郡中道子に城主たり、天文十八年六月三好筑前守長慶細川右京太夫晴元を摂津三宅城に伐つ、秀光此時晴元に屬し討死す、壽四十四、經良寺治主雅仁居士と謚す。

一秀　時　大永七年生

秀光の子也、新五郎修理亮と號す、印南郡中道子に城主たり、秀光戰死の後佐用郡上月西の莊淺瀬山の城に住す、後亦摂西郡中島村に移り元龜二年五月二十七日四十五歲にして卒す、寶雲院殿慈澤爲淋大禪定門と謚す。〔赤松大系譜〕

○天神山城

城主は赤松彈正少弼氏範、永德の頃の人、武勇あり、其後其子孫次郎氏春此城を守りしが正德三年父と共に播州清水寺に討死す。〔播州諸城交替連綿記〕

飯坂村天神山(標高一一三米)の頂なる愛宕祠の境内は其城址にして今尚當時の石垣を存す、此城本丸方二十間、二の丸は本丸の西につゞきて一段低く東西十間餘、外に小丸二個所あり、總廻四町、磴道二百間許ありしといふ。〔播磨鑑、其他〕

此城後に氏範の子家則の居城となりしも水手不自由なるため志方の町へ城を引く、其後天正年中志方城主櫛橋左京亮伊則の舍弟秀尙此地に構居し赤羽の城と稱せしが神吉城攻の時秀吉のために落亡せり。

○



〔法華山一乘寺赤松城古門〕

一城主は赤松彈正少弼氏範赤松圓心の四男、幼年より大力量の人也、建武の軍に一族と立別れ只一人宮方となり始終心を變せず、忠戰を致し永德の頃山名氏清大軍を以て南方を攻む、此時大塔宮王子逆心を起して共に南朝を責給ふ、氏範今は聖運天に叶はざることを思ひ敗軍の一族と共に本國に歸り加東郡清水に於て長男刑部少輔氏春次男家則一族郎等百三十七人至德三年九月二日悉く腹切て屍は九原の苔に埋め名を千歲の後に殘しけり。〔播陽古城記〕

今加東郡清水寺丹波坂の南なる沙彌道成、同性松、同祇勝、同松景、同道雄とあるは氏範父子五名の墓表也。〔古城沿革誌〕

一城主は赤松圓心が四男彈正少弼氏範、氏範幼年より大力量ありて武勇人に超ゑたり、元弘の亂に主上の勅命を蒙り官軍に屬して忠誠をはこぶ、赤松の一族多くは足利將軍に隨へども氏範ひとり無二の心を變せず、京北白川の合戰には長山遠江守といふ大剛の勇士氏範に打てかゝるを氏範大力を以て長山が打物を奪ひ、つゞいて桔梗伊庭蒲生其外

究竟の兵百餘騎を打取り武名を戰場にとゞろかしける、其後永德の頃山名氏清大軍を發し南朝を破らんと企つ、數度の戰鬪に官軍も討負け大塔宮の皇子も返心の思をなし南朝を攻給ふ、氏範世の形勢を考へ南朝の聖運も時に至らず雜兵のために命をすつるも口惜かるべしとて、敗軍の一族と共に本國に歸り當城を棄て加東郡清水寺に戰ひ討負け長男刑部少輔氏春次男家則一族郎等百三十七人と共に至德三年九月二日腹掻切て失にけり、屍は苔に埋むとも名は千歲に輝きける。〔古城軍記〕

一天神山城址は赤松氏範の遺跡とす、氏範は律師圓心の四男にして彈正少弼といひ元弘の亂に戰功あり、足利叛逆の後も猶忠誠を南方に致せしにや、元中三年一家主從非命の死を遂ぐ、南山巡狩錄に元中三年九月赤松氏範足利家に叛きて播磨國清水といふ所に戰ひしが終に討手の勢にうちまけ子息氏春家則春秀など悉く自害をとぐ、と記し、赤松系圖播磨志には赤松初め義滿に叛きて同國印南郡天神山の城にこもり終に義滿の討手と戰ひて敗れ一族郎從百三十七人自害を遂ぐ、と記せり、按ふに赤松が義滿の命にたがひしことはひそかに志を宮方に寄せまゐらせし故と見ゆたり。〔地名辭書〕

南朝にては正平七年の秋行宮を河內の天野金剛寺に移されしが十四年の冬又檜尾觀心寺に遷さる、二條師基の子敎基關白職を襲ぐ、十五年三月畠山國淸等河內に攻入り天野を燒き堂塔烏有に歸す、又南方の留守將軍宮（大塔の宮の子にて一說興良親王ともいふ）何思立たれけん赤松則村の弟氏範と共に叛きて足利に附き賀名生の邸宅を燒きければ南軍は山谷にすら安んぜず、已にして形勢一變南帝住吉浦に至り神主津守氏を行在と爲し經營したまふ、惟ふに吉野朝廷の山中に編安したるは軍事上南風競はざるに是因る、地理上の不善なるが爲に競はざるにあらざるべし。〔倒叙日本史〕

○

一氏則　天德二年生

赤松又四郎、彈正少弼、印南郡志方莊天神山に築城して之に住す、采地は播州の內並に攝州中島有馬兩郡備前馬屋鄉同吉屋鄉等也、多力にして百餘人力あり、終始南朝に仕ふ、無二の心父兄の反して志を將軍に通ずるに及びても盱盱れず、彌々忠憤を勵み、南朝之を嘉して桐の御紋を勅許し兼て攝州三田城北山福島城に主たらしむ、至德三年丙寅九月二日播州淸水寺に於て父子並に家臣百三十四人討死す、歲五十七、本光院道成天祐大居士と謚す。〔赤松大系譜〕

一赤松氏範　姓は源氏、則村の子也、人と爲り勇悍にして膂力あり、彈正少弼と爲る、父歿して諸兄と睦ましからず、因て南朝に歸順す、攝津中島及び有馬、備前馬屋鄉を賜ふて食邑と爲す、正平八年中納言藤原隆俊に從ひて足利義詮を京師に攻む、義詮の兵敗れて走る、氏範己が軍を抽んでて追ひて北白河に至る、敵兵長山賴基勇を恃み轡を緩めて徐ろに退く、氏範騎を馳せて之に及ぶ、賴基馬を旋らし大斧を擧げ奮つて氏範を擊つ、氏範身を側だて少しく郤きて其の柯を攬り折して之を奪ふ、賴基懼れて退き去る、氏範奪ふ所の斧を執り追うて走る者を擊殺すること甚多し、十年山名時氏足利直冬に從て復た足利義詮を神南に攻む、足

利尊氏の東寺に逼るや氏範桃井高常と出でゝ戰ふ、利あらずして退く、敵後を躡んで之を攻む、氏範の從士小牧五郎左衛門傷を被りて歩むこと能はず、氏範將に扶けて去らんとす、直冬之を麾て敵を防がしむ、氏範乃ち小牧を門内に擲け力戰して敵を郤く、斬殺算なし、十五年畠山國淸來りて行在を犯す、氏範十八鄉の兵に將として護長の子隆良親王に從ひて之を禦ぐ、既にして反して足利氏に附す、後村上帝前關白師基を遣はして之を討たしむ、十八鄉の兵戰はずして敗走し殘兵幾ばくもなし、氏範曰く危きを見て去るは義にあらずと、二十五騎を率ゐて師基と戰ふこと一晝夜、身數創を被むり力盡きて降る、尋で播磨に還る、二十四年兵を中島に起す、足利義滿氏範の兄則祐光範を遣はして之を敗らしむ、氏範天王寺に走る、元中三年播磨淸水に戰ひて敗れ子氏春、家則、祐春、秀則及び從兵百餘人と皆自殺す、年五十七、家士伊藤民部、今村五郎、少子乙若丸を扶けて薩摩に走る。〔大日本史〕

松壽丸　氏春の子也、至德三年十一歲の時伊藤次郎、島津三郎之に供奉し薩摩に下向す、此時十八歲の若子も同じく九州に下向せり。〔赤松大系譜〕

○志方城

志方城は櫛橋氏の祖孫三郎家則の據る所、爾來祐則春則、通則、尙則、秀則相次で城主たりしが、秀則の子伊則に至り別所長治に通じて此城に籠りしかば天正六年羽柴秀吉の攻むるところとなり同年八月遂に落亡せり、櫛橋氏は赤松則景の子八郎有景を家祖とす。

一志方觀音寺山城主

志方孫三郎家則（櫛橋氏祖）　至德三年加東郡淸水寺に於て父子一同自害

其子櫛橋左京亮祐則

其子同　左京亮春則

其子同　忠三郎通則

其子同　左京亮尙則　永正の頃、赤松政村の從士。

其子同　左京亮秀則　天文年中、武功あり。

其子同　左京亮伊則　天正の頃、秀吉のために落亡す。〔播州諸城交替連綿記〕

一志方の古城址は意地打山といふより五町許東の方也、志方莊志方東町にありて東西六十間南北五十三間、今に要害土手の趾あり、落城の後觀音寺といふ禪寺を此處に移せしを以て古城の址今同寺の境内となる。〔播磨鑑〕

○

一家　則　延文元年生

志方孫三郎と稱す、天神山の城主赤松氏範の子なり、始め義則に屬して北朝に仕ふ、後義滿に反きて播州印南郡志方城に歸り、至德三年父氏範以下一族とともに加東郡淸水寺に自殺す、歲三十一、法名桂巖義昌居士。

一祐　則　永德元年生

家則の子也、櫛橋左京亮と稱す、應永の頃義則に附從して志方城主となり志方莊を領す、志方の近鄉に於て松下領三百貫の采地あり、嘉吉年中赤松滿祐城の山籠城の宗從八十八人の內也、其城に討死す、歲六十一。

一春　則　應永二十三年生

祐則の子也、櫛橋左京亮と稱す、父祐則武功甚だ多し、春則を以て志方の城主とす、明德二年二條大宮に戰ひて武功あり、康正元年九月赤松民部少輔敎康に從ひ勢州若木谷に討死す、歲四十一、

一通　則　享德元年生

春則の子也、櫛橋左京亮と稱す、政則赤松家再興の時武功多し、志方の城に在りて政所目代たり、文明元年赤松三位置壘築城の時通則近從として功あり、文明三年卒す、歲五十二。

一尙　則　延德元年生

通則の子也、櫛橋左京亮と稱す、志方城主たり、永正八年船岡に戰功あり、此時衣笠討手として尙則に從ふ、秋津宮內亦武功多し、政村之を稱して播陽萬世地下幷知誠我國風標天隅也と曰へり、書寫山將仙堂過去帖に見ゆ、天文三年八月二十五日揖東郡朝日山に戰ふて死す、歲四十六、法名岱岩春淋大居士。

一秀　則　永正十七年生

尙則の子也、櫛橋左京亮と稱す、志方の城主たり、天文中秀則別所爲輔に附從して戰功太だ多し、別

所之を訴ふ、即ち寶劔一通を賜ふ、三宅氏曾て占卜を傳授す、秀則爲に能く八罫を了得す、處々戰場の要謀たり、元龜元年卒す、歳四十八。

一伊　則　天文十七年生

秀則の子也、櫛橋左京亮と號す、志方の城主にして別所長治の幕下也、天正七年秀吉の軍兵志方の城を攻むるに及び伊則勇氣を落し八月十日郎黨に胃を持たせ遂に降人となる、時に歳三十二。〔赤松大系譜〕

○

一志方城　城主は櫛橋左京亮伊則、是も長治の一族、志方の領主、一千餘騎にて三木と同月に籠城す、寄手惣大將北畠中將信雄、後陣羽柴筑前守、長岡兵部大輔、七千餘騎、稻麻竹葦の如く圍み攻む、左京能く防ぎ守りしかども多勢に無勢、不叶、八月十二日降參す、落去。〔播陽古城記〕

一志方城　城主は櫛橋左京亮伊則、是も長治の一族、志方莊を領し三木と同時に楯籠る、一族には宇野、上月、別所、魚住、柏原、大澤をはじめとし一千餘騎、寄手の大將羽柴秀吉は七千五百餘騎を率ゐ天正六年七月二十日書寫坂元を出陣し志方莊横大路村に陣を取る、總大將北畠中將信雄、後陣には長岡兵部大輔控へたり、斯くて両大將の軍勢近邊に滿ちみちて志方の城を取卷き鬨を吐と揚げければ城兵門を押開きて切て出で入亂れてぞ戰ひける、されど寄手は大勢にして新手を入替へ々々へ攻立てければ城兵防ぎ兼ね賴み切つたる神出中村をはじめとし將卒數多討たれけり、大將伊則勇氣を落し逐に胃を脫ぎて郎黨に持たせ降人になつてぞ出にける、時に天正七年八月十日也。〔播磨鑑、古城軍記〕

○

一永祿十一年(孝高二十三歳)十二月三日寅の刻、子息長政姫路の城に生る、童名を松壽丸と名づく、是より前孝高播州志方の城主櫛橋豊後守伊定の息女を娶る、(櫛橋左京進は孝高内室の弟也、)當年十六歳、長政は其生める所也。〔黒田家譜〕

一如水の夫人は播州志方の城主櫛橋豊後守伊定の息女也、天文二十二年癸丑年誕生、如水より若きこと七歳、容儀人にすぐれてうるはし、十六歳にて長政を生み給ふ、慶長五年の秋四十八歳の時大阪より亂をのがれて中津川に下り其後筑前に移り給ふ、夫人五十二歳の時如水逝去し給へり、如水在世の時より早く尼となり給ふ、照福院然譽浩榮と號す、老後に江戸へ行て住み給ひしが、夫人七十一歳の時長政逝去し給て後又筑前へ下り福岡城内本丸の西に宅ありて住み給ふ、寛永四年八月二十六日に身まかり給ひける、行年七十五歳、圓應寺に葬る。〔黒田家譜〕

一上月の城主上月十郎景貞は赤松の氏族にて其妻女は櫛橋豊後守の息女、孝高内室の姉なれば孝高の相婿也。〔黒田家譜〕

○井口城

城は井口村字井坂に在り、領主は志方孫次郎家全、志方城主志方家則の二男也、始めて此地に城きて居住す、井口氏の祖にして明德二年の戰に武功あり、其子井口傳右衛門家基此城を次ぎ應仁山名の戰に度々力戰に及ぶ、家基の子兵庫助家繁舊領を繼ぎて當城を守り大永の戰に武功を顯はせしが、後年揖西郡浦上莊榮の城に移りて退轉す、其後天正の頃には志方の幕下伊藤小八郎當地に構居せしが退轉の時を詳かにせず。〔播州諸城交替連綿記、其他〕

嘉吉元年赤松滿祐將軍義敎公を弑して揖西郡城の山城に楯籠りし時馳集りし將士の中に

印南郡井口城主　井口源三兵衛春盛

同　郡都染城主　伊東河内守廣秋

の名赤松盛衰記に見わたり、而して播磨鑑には

井坂構主　伊藤大隅守時貞

と見わ、別所氏諸精靈正忌日回向錄と表記せる美嚢郡別所村法界寺の舊記には

井口城主　依藤小八郎

と見わたり、按ふに伊藤氏は井口氏の幕下にて早くよりこの近傍に構居せしが主將井口氏の揖西郡榮の城に移るに及び入りて主城をも守護せしものならん歟。

今井坂村上莊神社の馬塲の東南二町餘のところに本丸と稱する四段歩許の耕地あり、此地約五間の高さありて堤上松樹一群をなせり、又丘下一帶の地を城の下と稱し、小谷を隔てたる東方の高地を

城ヶ端と稱せり、又本丸より正北二町餘のところに射場といへる所あり、本丸附近の耕田中に一小濠ありて古への城壕なりと傳ふ、又上莊神社の後方約七町を距てたる井坂山頂に八つ塚なるものありて古老の言傳に古の武士を葬りたるもの也といへり、明治の初年此塚より鎗刀等の破片出でしことありしといふ、この井坂山は數年前砂防工事のために掘崩されたるも隆起せる塚の面影今なほ五つを數へ得べし。

○赤羽城

城主は志方修理亮秀尚、志方の城主櫛橋伊則の舍弟也、天正七年（○六年の誤か）神吉城攻の時秀吉のために落亡す、今此城山の峰に愛宕の小祠をおく、松山御除地也。〔播州諸城交替連綿記〕

秀　尚　　天文二十一年生

幼名を尚兼といひ後志方伊勢守と號す、印南郡西飯坂村赤羽の城主たり、天正七年二十八歳にして武功を顯はし、慶長五年四十九歳にして卒す、法名を笑翁威慶居士といへり。〔赤松大系譜〕

○神吉城

城は神吉村に在り、神吉氏累代の據る所なりしが天正中民部少輔賴定別所氏に通じて此城に籠りしかば同六年六月織田氏の攻むるところとなり同年七月十六日遂に落城せり。

城は東西五十七間南北四十三間の廣さあり、神吉村常樂寺の境内は其本丸の在りし地にして二の丸の址は今田地となれり。〔播磨鑑〕

○神吉眞名井城主

一神吉式部元賴　　其子同伯耆守光貞

其子同但馬守經久　　其子同民部太郎久賴

其子同下野守賴則　　其子同兵衛佐賴資

其子同下野守賴氏　　其子同民部少輔賴定

以上八代相續し天正七年（○七年は六年の誤）落亡。〔播州諸城交替連綿記〕

元賴始め範直といひ神出式部たり、神出左衛門尉範次の男にして應安二年に生る、長じて印南郡神吉の城主となり改めて神吉氏と爲す、明德二年十二月山名時氏內野合戰の時武功あり。〔赤松大系譜〕

一應仁元年赤松政村播州討入の時明石郡神出城に主たりし赤松五位判官治部少輔の嫡孫神出式部太輔元盛なる者先陣の戰功により大老職に任じ神吉莊一萬餘石を領す、依て文明元年當城を築き之に移る、是より莊名を以て神吉氏を稱す、其歷代左の如し。

第一代　神出式部大輔元盛

文明元年より文龜三年まで

第二代　神吉民部丞元賴

文龜三年より永正二年まで

第三代　神吉左馬頭重光

永正二年より天文十二年まで

第四代　神吉中務少輔賴經

天文十二年より元龜元年まで

第五代　神吉下野守民部少輔信烈

元龜元年より天正三年まで

第六代　神吉民部太輔賴定

天正三年より同六年まで

〔神吉村雜囊錄〕

神吉城の創置に關し赤松大系譜の說くところと神吉系譜の說く所と約七十五年の相違あり、世代に於ても一は八代とし一は六代とす、他に確證なし、今兩說を記して後の研究を俟つ、智惠袋所收の神吉系譜は元賴々定間を十五世となせるも採る可からず。

○神吉氏系譜

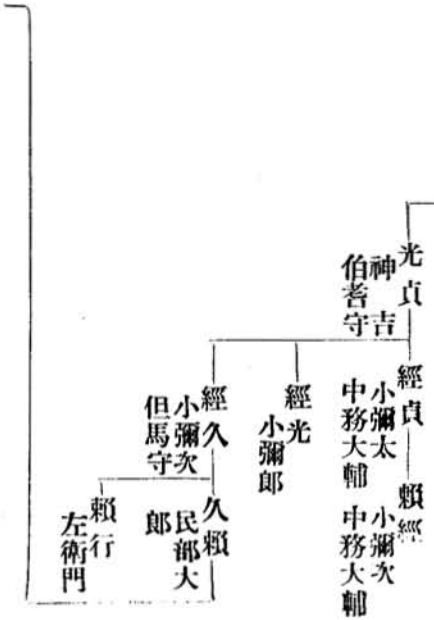

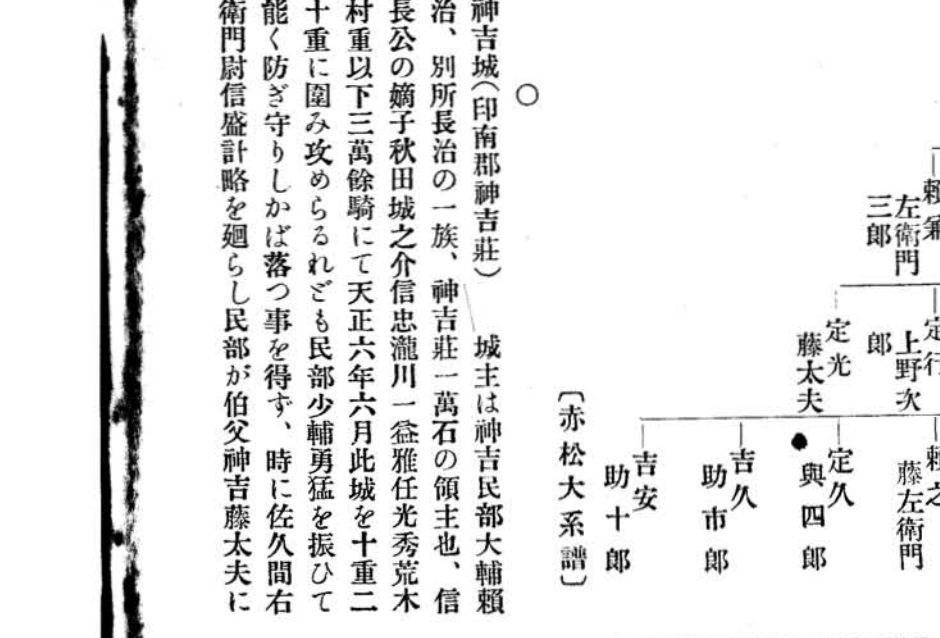

〔赤松大系譜〕

○

一神吉城（印南郡神吉莊）　城主は神吉民部大輔賴治、別所長治の一族、神吉莊一萬石の領主也、信長公の嫡子秋田城之介信忠瀧川一益雅任光秀荒木村重以下三萬餘騎にて天正六年六月此城を十重二十重に圍み攻めらるれども民部少輔勇猛を振ひて能く防ぎ守りしかば落つ事を得ず、時に佐久間右衛門尉信盛計略を廻らし民部が伯父神吉藤太夫に反り忠させ藤太夫則ち佐野傳右衛門を以て神吉民部をたばかり討たせ殘黨敗北して落城す。〔播陽古城記〕

一神吉城（印南郡神吉莊神吉村）　城主は神吉民部少輔賴治、別所長治の一族、神吉莊一萬石餘の領主也、秀吉の確執により一族軍兵を集め楯籠り給ふ、中にも宇野別所佐用小寺を大手の大將と定め守らせらる、三木よりの加勢柏原二郎小寺主馬介長谷川權太夫梶原道庵を始として都合一千餘騎、秀吉此由を聞給ひ直に信長公へ飛脚を以て申されけるは別所長治叛逆を企て東播の武士悉く楯籠り候と通じければ信長公許容ありて嫡子秋田城之助信忠公を大將として瀧川惟任荒木筒井等の武士を添へられ三萬餘騎、天正六年六月二十六日神吉の城に押寄せ十重二十重に取卷いて鬨を吐とぞ揚げにける、城の中にも兼て設けしことなれば門を開いて切て出で爰を詮度と戰ひける、されども寄手は大勢也、荒手を入替へ入替へ攻立てければ城兵防ぎ兼ねて門内へ引退く、民部少輔是を見て甲斐なき武士の形勢哉、我一戰をなして出で人に目を覺させんといふまゝに重代の太刀菊一文字を引提けて門外へ出向給へば宇野神出大村梶原跡につゞき大勢の中に割て入り西より東北より南向ふ敵をば弓手に切付け妻手に薙伏せ散々に切廻る、片時が間に敵三十餘騎を切落し殘る敵を東西へ追散らし閑々と城内に入りけるを天晴大剛の大將哉と寄手も一同に感じける、其後軍止み事なく月を重ね日を送り城中は堅固也、寄手の侍佐久間右衛門佐信盛計策を以て伯父神吉藤太夫方へ使を遣はし降人となり給へ仔細あるまじき旨副田小十郎佐野傳右衛門を以て密談しける、神吉藤太夫即座に返心して神吉民部をたばかりて佐野傳右衛門に討たせける、是によつて皆々力を落し軍兵共敗北して同年七月十六日落城に及びける、藤太夫は命を助かり備前國へ立退き其子孫大阪へ立越し備前屋と名のり商人となる。〔古城軍記、播磨鑑〕

一神吉の城址　神吉村に在り、今常樂寺といへる寺を建てたり、十年ばかり以前住僧城主の石碑を建つ、吊文あり、別所長治の一族民部太夫賴治の居城にして一萬石餘の領主也、天正六年に亡ぶ。〔巡覽圖會〕

神吉民部大輔賴定墓

播磨州神吉侯、民部大輔賴定、諡號捨往院殿、徹空順性大居士者、天曆皇崩、赤松枝葉、世領二此地一、撫黎庶一也久矣、然至二天正六歲戊寅一、命運此窮、秋七月十六日、終家臣一族共同斃焉、愛其親族、住二于此地一、成二比隣一者、各傷二朝露一、顧二之蒼天一、陟二岵瞻望一、風木凄然而乃與レ衆相議謂經二營華藏之寶界莊嚴樂國之金臺一、以爲二尊神一之開二覺眼一、遊二遙三昧一、飛神通遊遊二戲法界之緣一則可也乎、即遂二盡レ心戮レ力、移二道塲於此城跡一、建二塔婆於彼堂上一、以拜答禮謝、以祭奠供養、而所レ祈下請二尊神之影臨垂一、復護中愛愍享徹志上也、孝情於戲至哉、爾來大凡二百年干、玆、雖二物換星移一、而所二恭敬一不レ忽焉、雖レ然未レ有下勒二其碑石一鏤二彼徽號一以增中光祖宗上也、不二是缺一、今玆其苗裔相共努力、成二斯盛事一、以祈レ保二家門富寧一、且欲レ使二後昆瞻仰以追慕一者爾、佛經讀報四恩曰、三世諸佛、淸淨業因、儒敎以謂、五孝之用、則別而百行之源、不二殊慤一哉、

即今斯擧也、可レ謂二至誠盡矣一、余幹二事干玆一、因爲作二其銘一曰。

公奉二天帝一　曾降二大空一　託二生皇裔一　鎭二撫西戎一　文體二賢聖一　武震二英雄一　蒼生優化　朝廷賞レ忠　維麟維鳳　非レ羆非レ熊　所レ稱二西伯一　好レ歌二南風一　時羅二狂將一　略レ地相攻　仰鑑二命數一　俯察二窮通一　不レ尤不レ怨　藏レ才韜レ弓　登レ殿開レ戶　殺レ身即レ終　甘棠莫レ翦　枝條日叢　碑銘諱刻　紀事重崇　百穀滿レ地　千秋年豐　萬家後人　此棟益隆

苗裔中敬立レ之

岩安永第四歲次乙未孟秋十六日

當山現住　法空宣海　謹識

○神吉志賀多の落敗

去程に織田城之助信忠卿は上月の城陷り將士勝久幸盛生害の由聞しめされ惟任、瀧川、佐久間等が秀吉を拒みて上月を退陣させしと心つき山中が討死を深く後悔し給ひ何となう秀吉に對し面目なきりけるを電光の如く打振つて切廻る程こそあれ、この太刀蔭に向ひし者堅甲鐵冑も其用なくはらりはらりと斬られけり、梶原入道冬庵も老年なれど大力大兵又の徑五尺許の大長刀水車の如く振廻し向ふ者を切つて落し烈しき猛勇左右なく近よる者もなし、入道は件の長刀を郎黨に持たせ大手を擴げて駈巡り手先に當る兵を摑んでは投付け投付け心の儘に働きける、されども寄手は目に餘る大軍なれば新手を以て討つ程に城方三百餘人討死し、くり引に引入れんとす、筑前守秀吉此體を見て旗本を急に進め此敵を追入て付入にせよ者共、とて采配打ふり下知をなせば蜂須賀、中村、堀尾、脇坂、加藤、福島、片桐、糟谷、鎗押取つて突立て突立て土橋半に追詰めしが城中より鐵砲の筒先を揃へはらはらと打出せば先に進みし軍卒共將棊倒しに討たれける、脇坂甚內味方の氣怯れせんことを察し眞先に進み大音にて爰を恐れて退かばいつか城に乘入るべき一番乘は我也、と呼ばはり捨てゝ馳登るに鐵砲一つ脇坂が左の膝口に中りければ從者の肩に手を懸けて無二無三に乘入り大手の外構を打

有樣におはしけるが今は何がな秀吉の手助をなして彼が不快を解かんものとて七月三日下知を傳へ總勢を以て神吉志賀多の両城に押寄せ息をも繼がず攻められける、神吉の城には神吉民部少輔、梶原十右衛門入道冬庵、中村壹岐守、長谷川權太夫、小寺主馬介、藤田東治、梶原治部右衛門などいへる一人當千の勇士一千餘人楯籠り寄手の大軍を事ともせず鐵砲を飛ばし大木大石をまろばしかけ手痛く防ぎ支ふれば寄手忽ち手負死人數を知らず、攻め倦んでぞ見ゐにける、其夜羽柴筑前守秀吉士卒に命じ近鄉の叢を多く斬らせ竹束を夥しく拵へ是を先に押立て圍を作つて攻登れば此頃西國に未だ竹束を用ふることなかりしかば城兵半ば是を怪しみ猶豫して見ゐけれどもはや寄手近々押寄せ來れば鐵砲を雨より繁く打出すに彼の竹束にて是を防ぎ城際まで寄せたりけり、城將神吉民部少輔是を見て扨は弓鐵砲も功なき哉、さらば切つて出で追散らすべしとて逞兵勝つて五百餘騎城戶を開きどつと喚いて駈出でたり、此民部少輔は聞ゆる勇力なりければ重代の太刀菊一文字則宗二尺九寸あ

破れり、寄手續いて押入り押入り勢に乘じて本丸を攻むること甚だ急也、城主民部少輔が叔父神吉藤太夫といふ者心變じて民部少輔を欺き討て首を携へ織田の陣へ降參す、大將討たれぬれば殘兵いかでか悚ふべき、梶原入道を始とし中村、長谷川等の勇士悉く討つて出で思ふ程戰ひて皆討死をしてければ神吉の城は落ちたりける、彼の大將を欺き殺せし神吉藤太夫聽病不義の賊也とて甲冑を劍取り裸にて追拂ひぬ、扨て此勢に志賀多の城を攻めよとて總軍一度に進みければ城主櫛橋左京進一戰にも及ばずして城を開いて退散す、斯く両城ともに落着しぬれば是より三木の城へ取掛り四方を圍み攻めたりけれども此城無雙の要害にして不當の勇士數多籠城せし程に更に落つべき氣色なし。

〔太閤記〕

○神吉落城

附梶原道庵入道武勇最後の事

去る程に信忠卿神吉の城を攻めらるべしとて北畠殿及び惟任長秀を以て志方の城を押へさせ同二十三日神吉の城を取圍まる、神戶三七信孝足輕と先

陣を爭ひ眞先に進んで働き給ふ、城兵も鐵砲をつるべ打に打立てしかば四方の堀に飛入りたる寄手三百餘人見る中に討たれて少し堀際を逃げて漂ひたり、時に神吉追手の櫓に上り扉を殘らず開かせて年の比二十八九と見ゆたるが卯の花威の鎧を着甲を脫いで小姓に持たせ皆紅の扇を發き大音揚けて當城の大將神吉民部少輔といふ者也、快く討死して信忠に當城を渡すべしと兜鍪を取て着忍びの緒をしめながら櫓より飛下り城戸を開かせ突て出て還兵二百餘騎を前後に立て城戸際に付けたる寄手一千餘騎を一町あまり追退け味方を顧れば五十騎許に討なさる、神吉も戰ひ疲れ引入らんとする處を秀吉下知して付入にせよと采配を振らるれば早り雄の者共込入らんと進みしを民部少輔馬より飛下り神吉重代の備前菊一文字則宗二尺九寸ありけるを打振て走りかかり火を散して相戰ふ、寄手の多勢取籠めて既に危く見ゆけるを城兵百騎許突出で少し塲所を押開くとぞ見ゆし、神吉を打連れ城中へぞ引入りける、寄手は勢を入代へ入代へ攻めける程に難なく外際の塀一重をぞ破りける、

翌二十四日には竹木を伐取らせ竹把を作らせて曳々聲を出して攻寄せたり、其比までは中國に竹束といふことを知らずして珍しき術ぞと案に相違し見ゆたりけり、時に二の丸の橋板をはねはづし行桁ばかり殘し置きたるに橋詰に六尺有餘の大男星白の兜鍪を着黑革威の腹卷に三尺餘の大身の長刀を提げ鎌倉權五郎景政が後胤梶原十右衛門尉入道道庵とて三木の城より一騎當千と撰ばれ加勢としてに來りたり、東國の人々に手並を見せんといふまゝに橋の行桁を走り渡るを東國勢五六騎打てかゝる、入道からからと打笑ひやさしや者共手並を見せんと長刀の石突取延べ八方透さず敵三人堀の中へ切落し一騎に手負はせ一騎と引組み押伏せて首を取り行桁を靜々と立返り暫く息つぎ控へたり、同じく三木よりの加勢に柏原治郎右衛門、長谷川權太夫、小寺主馬助、中村壹岐、道庵入道が渡りしを手本とし行桁を走り渡つて相戰ふ、此の如く日々戰ひ送りける處に同き七月十五日の夜瀧川左近將監一益惟任五郎左衛門尉長秀城の東の丸へ乘込めば翌十六日荒木攝津守村重中の丸へ乘入る西の丸を守りし神吉藤太夫は民部少輔が叔父なりけるが渠が反忠によつて民部少輔驀し出され終に佐久間が家人副田小十郎、佐野傳右衛門が爲めに討れぬ、梶原入道は只二騎に討なされ己が役所に走返り櫓の四方に火をかけ腹掻破り猛火の中に飛入つて譽を後代にぞ殘しける、入道は十三歳の時父が敵備前の荻原與市といふ大剛の者を組討にせし程の勇士なり、藤太夫は一命を助かり志方の城へ逃入つて世の嘲哢にぞ落にける、それより志方の城へ押寄せられしかば城主櫛橋左京亮降を乞ひ城を開渡して逃亡す、それより三木に押寄せられ二三个所向ひ城を構へさせ平山の附城に羽柴筑前守を入れ置かれ羽林信忠卿は信雄、信孝、信包以下の諸將と共に同き八月十六日京都に飯陣し給ひけり。〔中國太平記〕

○神吉の城攻

去程に中國の守護毛利右馬頭輝元へ長治より使者を以て播州軍立のさま委細に註進して加勢を乞はれける、依之小早川左衛門佐隆景吉川駿河守元春兩大將に三萬餘騎を差添へ備州作州の境に陣を取る、都よりは信長卿嫡子織田城之介信忠三萬餘騎にて播州表に出で在々所々に陣を取り毛利家の軍勢近付かば一戰を遂げんと欲す、また毛利家の兩大將評議に數日を送る、然る處に別所の徐黨神吉に楯籠るを蹴散して中國の敵に氣を失せんと思ひ軍兵を打寄せ四方八面に尺寸の地も殘さず打圍み螺鐘を鳴らし攻鼓を打ち透間なく鯨波を擧げ堀際まで攻寄せ攻寄せ已に城内へ飛入らんとする所を城中より究竟の射手を汰へ鐵砲を入違へ打立て射立てける程に四方の堀に飛入りける若武者ども三百餘人打たれければ後に續く東國勢うちしらまされ少し堀際に押くつろぐる處に寄手の諸大將下知して足輕どもを方々へ遣はし竹木を切寄せ能き程に束ね各々押立て押立て大手城戸口まで責寄る、其比まで中國に竹把といふこと無かりしかば不思議の手たて哉と案に相違して城中色めき立てしかば寄手是に利を得ていよいよ透間なく攻寄る、斯かる所に大手の矢倉の扉殘らず開かせ年來二十八九の男卯の花威の鎧着て甲をば卸て童に持たせ皆紅の扇開いて大音上げて名乘りけるは當城の大將

神吉民部少輔といふ者也、別所小三郎に頼まれ今日當城に於て討死すべし、同じく死する道にても天下の大將信忠の眼前にて花やかなる軍して剛臆の程見せて死せんこと武士たる者の本望也、いで見參申さん、と甲を取つて着忍の緒をしめながら櫓より下りて大手の城戸を開かせ究竟の兵二百餘騎前後左右に隨ひ面も振らず切て出で大勢の中へ破て入り懸つ返しつ暫が程攻戰ふ、木戸際につきたる敵一千餘騎を一町許追靡け味方を見れば僅に五十騎許に打なされ閑々と引きけるを秀吉下知して爰ぞ利を得るところとて敵に添ふて門の内へ付入にこみ入るを民部少輔門外にて馬より飛下り神吉重代の打物備前菊一文字則宗二尺九寸ありけるを右の小脇に引そばめ押入り敵に走せかかり當るを幸に打廻しける、此勢に辟易して逃る者をば追付け神吉民部といふ者と名乘かけ名乘かけ切て廻る、大方此切先に向ふ者討たれずといふこと無し、東國勢中に取籠まれて既に討死と見わし所に城中より是を見て大將討たすな續けやとて百騎ばかり駈出で打てかかりけるに敵少し塲所を押開くと見

わし時民部を打連れ門の内へ引入りけるを大勢の敵ども喚き叫んで込入り込入り攻めける間遂に外構一重打破らる、斯かる處に二の丸の引橋の板をはね外し行桁ばかり殘したる橋詰に六尺餘の男昔甲を猪頭に着黒皮威の腹卷に三尺餘の大長刀を提げて高聲に名乘りけるは鎌倉權五郎景政が末葉梶原平右衞門入道冬庵といふ者也、三木の城より一騎當千に選まれ加勢に來る、近國の者は某が手並は知り候へども東國の武者は今日始めての見參なり、寄せて手並を見よとて橋の行桁を走渡る東國勢目にかけ我打とらんと五六騎打連れ冬庵に打てかかる、道庵からからと打笑ひやさしき人々哉いで物見せんとて長刀の石突とりのべ八方透さず切廻り敵三人堀の中へ切はめ一騎には深手を負はせける、殘る一騎と引組んで首をかき落し左の手に提げ橋の行桁閑に渡り本の陣に歸り暫く息を繼ぎける、敵味方是を見て譽めぬ人はなし其後梶原があとにつゞき三木の加勢の内小寺主馬助、梶原治郎右衞門、中村壹岐、長谷川權太夫、藤田藤三冬庵が渡りたるを手本として敵味方行桁を走渡り走

渡り戰ひける、或は討死するもあり或は引組んで堀底へ落つるもあり、橋上の合戰半ばなりける處に城主民部が同名家の子神吉藤太夫一命を助け給はらば民部を討つて御味方に參るべしと申しければ信忠卿仔細あるまじと宣ふ、何ごかたばかりけん手もなく民部が首を持ち信忠卿へ奉る、藤太夫がため民部は甥也、一家の惣領也、前代未聞のこと也、民部討たれてより役所々々に亂れ入り四方八面に追散らす、梶原冬庵は軍半ばなるにきたなき味方の有樣哉とて手の者三十人左右に隨ひ打入り敵にこゝかしこにて寄合ひ戰ひけるが郎等次第に討たれ主從三騎になりければ雜兵の手にかゝらんよりはと我役所に走歸り櫓の四方に火を放ち自害して煙の中へ飛入り名を末代に殘しけり、此冬庵十三の年親の敵備前の國の住人萩原與市とて大力の剛者を組打に打取りしより以來度々の高名數を知らず、無双の勇士と信忠も感ぜらる、去程に信忠卿神吉にて討ちし首ども實檢あり、則ち三木へ押寄せらる、其邊順見あつて即時に落城なり難しと思ひ給ふにや、二三里が間に向城二三个所付

けさせ此表仕置あつて秀吉に下知して上洛あり、秀吉は平山の峰に居城を拵へ三木を守る。〔別所長治記〕

○神吉城主神吉民部少輔賴定合戰の事

去る程に東國勢加古郡野口の城を攻めける間別所小三郎長治より中國の守護毛利右馬頭輝元方へ使者を以て申されけるは、織田信長卿の嫡子秋田城之助信忠卿三萬餘騎にて三木の城を攻むべしとて羽柴筑前守秀吉先づ手勢許にて三木の城の要害所を見廻り野口の城をぞ攻めにける、後陣も播磨路に亂れ入つてありける、等委細注進して加勢を乞はる、依之小早川左衞門佐隆景吉川駿河守元春両大將に三萬餘騎を差添へて備前播磨美作の境なる三ツ石に着陣す、秀吉野口の城を攻落し加古川加須屋の城に入つて軍勢の疲を休め在々所々に陣を取り毛利家の軍勢近付けば一戰を遂げんと欲す、又毛利家の両大將は評議に數日を送る、然るに別所の餘黨神吉に楯籠るを蹴散し毛利が勢に氣を失せんと思ひ同城に寄押せ四方八面に尺寸の地もな

く螺鐘を鳴らし攻鼓を打て取掛る、時に三木より加勢として小寺主馬介、柏原治部右衛門、中村壹岐守、長谷川權太夫、藤田藤次、梶原道庵等を先として數十人差越さる、神吉には設樂式部少輔有宗、備前次郎定久、妻鹿三郎五郎重久、室田與八郎兼右、荒井喜太郎氏家、吉田喜次郎吉久、村井六左衞門尉宗長是等宗徒の兵也、民部少輔に隨身の兵九十七人、騎兵六百騎、足輕千百六十二人、都合千八百五十九人敵と同じく鯨波の聲をぞ合はせける、寄手の大勢堀際まで攻寄せ既に飛入らんとする處を城中より究竟の射手數百人を汰へ鐵砲數百挺射掛打掛しける程に四方の堀に飛入りける寄手ども三百餘人討たれければ東國勢是に少しひるみ堀際を押くつろぐる處を寄手諸大將の下知として足輕を方々へ遣はし竹木を切集め把ねて面々押立て押立て大手の木戸口にぞ寄りたりけり、夫まで中國に竹把といふことなし、城中不思議の手立やと案に相違したりける。

扨て其日も暮に及びければ城主民部少輔より寄手の大將信忠卿へ使者を以て申されけるは、頃日中數个度の合戰に戰死する者數を知らず、明日は幸に七月十五日なれば戰死の者のため且は士卒の疲勞を休めんため一日の休息ある間敷やとあり、信忠卿も尤もと申されて其日は軍止みにけり、十五日には敵陣より味方の諸軍勢を慰問せんとて高櫓を架し少き者共を選び拍子を揃へ歌を謠ひ風流の躍を二三時許ぞしたりける、大將民部も權花一日の榮を得たる心地すれば頓て味噌二十桶生鯛二十尾を敵陣へ饋て謝禮を宣られたり。

其夜大將民部藤左衞門賴之を召し仰せけるは、我運命も今日明日と覺えたり、少水の魚の遁るゝ方なく屠所の羊の歩む思ひ、生者必滅は此世の習ひとはいひながら攻めて利を得る敵もあり攻められて亡ぶる味方の運命こそ哀しけれ、等かきくどき鎧の袖をぞぬらしける、扨て申さるゝは、弟助一郎、助十郎は東西不辨の幼年なるを是にて命を失せんこと餘にほいなきぞ、此者だにも命長らへ侍らば父兄の菩提をも吊ひ申さん、且天命ならば運を開くこともあるべし、兎も角も其方の計ひにて今夜中に何方へなりと身を隱さんや、とありければ、賴之頓て両人を伴ひ暇乞をぞ申されける、會者定離は世の常なれども哀しきは生きて別るるより哀しきはなしと聞ゆれば民部の心底こそたとひなき、賴之遂に両人を相伴ひ僧に城中を遁れ出で隣村なる益田の民家に往きいと念比に介抱を賴みおき急ぎ城中にぞ歸りける、田中といふ所なれば神吉に飯つても其姓を田中といへり。

明れば十六日敵味方ともに軍ぞ始めける、大將民部其日の出立は白あやの下着に卵の花威の鎧白檀磨の膝當て金作りの太刀を帶び三枚甲を童に持たせけり、扨て大手の戸を殘らず開かせ皆紅の扇を開き大音上げて、村上源氏の末葉城主神吉民部少輔賴定といふ者也、別所小三郎長治に賴まれて當城に楯籠る、今日天下の大將信忠卿の眼前にて大勢と花やかに軍し剛臆の程見せて討死せんこと武士たる者の本意也、と呼はり甲を取て打かつぎしのびの緒をしめながら櫓より飛下り馬引寄せてゆらりと打乘り究竟の兵二百餘騎に前後左右を護られ追ひつ返しつ暫しの程ぞ戰ひける、木戸際に攻付けたる一千餘騎の大勢を十町許追靡け敵三百餘騎をぞ討たりけり、此時味方の者僅に五十騎許に打なされければ閑々と引く所を秀吉幣打振つて、爰ぞ利を得るところぞ、敵の引退くに付いて門内に入れよ、と下知すれば我も我もと付込みたり、賴定門外にて馬より飛下り神吉重代の打物備前の菊一文字則宗二尺九寸ありけるを打振り込入る敵の中へ走り入り當るを幸にはらりはらりとないだりけり、此勢に敵大勢と雖も左右へはつと逃ける、賴定猶も切て廻る、頓て猛勢の中に取籠まれ既にあやうく見えければ城内のもの大將を討たすな續け者共とて三百餘騎駈出でゝ敵を四方へ追拂ひ賴定を引包み城内にぞ入りにける、敵の大勢猶も續いて呼び叫び攻入り攻めける間遂に外構一重をぞ打破らる、味方二の丸の橋板を引はなち行桁ばかりぞ殘りける、橋詰には六尺有餘の大の男昔甲を猪首に着黑革威の腹卷に三尺八寸の太刀を帶び二尺八寸のうち刀十文字に指すまゝに四尺餘の大長刀を打振つて行桁を打渡り高聲に名乘りけるは、鎌倉權五郎景政二十五代の末葉當國の住人梶原重右衛門尉入道して道庵といふ者也、三木の城

より一騎當千に選まれ加勢に駈來る、近國の者は手並の程を知らん、東國の武士は音にもや聞きつらん、寄せよ、手並を見せん、とて控へける、東國勢目にかけにつくき法師の廣高言や、我討取らんと五六騎打連れて我先にと打つて掛かるを道庵物々しやと長刀にかいのせて先に進みし少武者三騎堀の中にぞ投入れける、一人は深手を負ふて引きにけり、今一人引組んで目より高く指上げ大地に打付け首ひつ提げて行桁をひらりひらりと飛渡り城内にぞ入りにける、敵も味方も一度にどつとぞ譽めにけり、未だどよみの其内三木の加勢の中小寺主馬之助、柏原治郎右衛門、中村壹岐守、長谷川權太夫、藤田藤二など數百人道庵が渡りたるを手本として敵味方行桁を走渡り飛越へ飛越へ大勢にもみ合ける、或は討死するもあり或は引組んで堀底へ落つるもあり、爰を最後と戰ひけり。

軍半ばなりける處に城主賴定同姓家の子神吉藤太夫定光一命を助け給はば民部が首取つて渡し申すべしと矢文を以て通じければ信忠卿仔細あるまじき由申されける、皆人是を知らず、藤太夫民部に

申しけるは、今日の軍の體を見るに味方に勝利を得難し、一と先落給へと、民部長治へ一命を掛けて賴まれし上は落人となり何國にか身を置かん、秀吉軍配を見るにとても味方の勝べしとは思はれず、一刻も早く切腹して士卒の命を助けはやと申さる、藤太夫尤もいみじくも申されける御詞哉、然らば切腹候へ、御首を某へ賜はり如何なる寺にも葬り後世菩提を吊ふべし、と實しやかに申しければ如何やうにもと仰あり、三枝道碩を招きて、某唯今切腹せん、介錯賴存るぞ、と年來馴染み給ふ重代の菊一文字をぞ渡し給ふ、賴定今年二十九歳、腹十文字に切りけるをすかさず首を打落す、近習外樣に至るまで落涙せざるはなかりき、時に天正七年七月十六日也、藤太夫工みしことなれば御首を給はり唐あやの肌着の袖をひき切つて押包み裏門より逃出で民部の首を信忠卿へ奉る、此民部は藤太夫が甥也、總領也、無情にも敵の方へ奉りしは前代未聞の事ども也。

民部亡びては城に籠れる軍勢三木の城へ參るもあり、皆々散々にぞなりにける、梶原道庵是を見て

きたなき味方の有樣こそ口惜しけれ、某三木を出でし上は引は返さじ、武士の心はやたけにはやれども味方散々になる上は今は叶はじ、最後の軍して名を萬天に上げん、とて手の者三十人左右に引具し敵の大勢に分つて入り蜘手かく繩十文字爰を最後と戰ひけり、半時許の其内に百五十人許も切伏せしかばさしもの東國勢も四方へはつと逃たりけり、味方を見れば主從三人、今は是までぞ雜兵の手にかゝらんよりはとて城内に走入り櫓々に火を掛させ其身は門櫓にかけ登り鎧甲を脫捨て大音上げ、道庵が最後の軍覺つらん、某十三歳にて親の敵備前の國の住人萩原與市といふ大力の剛の者を組伏せ首取つてより以來軍に逢ふこと三十五度なるに一度も不覺を取らず、年積つて七十歳、腹切る樣を見置け、とて十文字に切破り炎の内へ飛入り名を末代に殘しけり、敵の大勢是を見て切たり切たりいやいやとつと勝鬨を上げ陣所々々に引きにけり、信忠卿も天晴無双の勇士哉と感ぜられけり、賴定重代備前國菊一文字則宗の名刀は今に三枝家に傳へてありとぞ、所領の高は或は二萬石餘と傳へたり、家紋は二重龜甲に桐の頭又丸の内に橘也といふ。〔播陽萬寶智惠袋〕

一吉久　幼名助市郎　元龜元年に生る

天正六年七月十六日九歳にて出城、後名を五郎太夫といひ、慶安二己丑年十二月十八日八十歳にて死す、法名諦譽宗慶居士。

一吉安　幼名助十良　天正元年に生る

天正六年六歳にて出城、後名を總太夫といひ、寛文四甲辰年六月二十七日九十二歳にて死す、法名授法宗安居士。〔赤松大系譜〕

○

神吉賴定は彦八郎民部太輔賴治、實は信烈の弟、母は別所加賀守村治の女也、天文二十年生、天正三乙亥年奈幸子を領す、智勇の將也、天正の始織田信長羽柴秀吉をして播州を討たしむ、當時播州は別所小三郎長治赤松上總助則房と國を分つて其半を領す、故に兩主皆信長の命を怨む、是に依て別所長治旗下の諸士を會して籠城す、光枝小太郎晴重、矢田太郎左衛門時宗を使し賴定に謂て曰く今度の一條別所と同心し一方を防んと、賴定則ち

諸し神吉信常を人質として三木城に送る、時に信常十三歳也、荒木木太郎氏家、吉田喜次郎吉次守護の役人として是に從ひ主從十二人三木城に籠る、三木よりの與力は長谷川權太夫、柏原治郎右衞門、小寺主馬助、黒田若狹、上幣刑部、横山十夫、中村壹岐守、藤田藤次、伊藤小八郎、磯野十平次、梶原十右衞門入道冬庵景治を始め一千七百餘騎也、之に依て織田中將信忠卿羽柴秀吉の勇士三萬餘騎を率ひて之を圍む、天正六寅六月二十七日より七月十六日に至り合戰未だ雌雄を決せず、時に賴定の叔父總領藤太夫貞光敵方の佐久間氏に内通し賴定の首を斬りて降る、是を以て落城に及ぶ、在城四年二十九歳也、捨往院殿徹空順性大居士と謚す、時に與方は黒田官兵衛の女なりしが敵の中を長刀を以て切拔け魚橋に落延び身を忍ぶ、次て天正八辰正月三木城主長治弟友之治忠三人切腹、是に依て一族長從助命せらる、此時信常は家臣に扶けられ魚橋に身を忍び中國平均の後奈幸子に歸れり。〔神吉系譜〕

持高一千餘石云々。

又一說、賴定の弟二人、乳母とともに舛田村の田中といふ處に落延び、後神吉村に歸り血統をつぐ、是則ち大莊屋五郎大夫の祖父也、云々。

〔神吉村雜嚢錄〕

○神吉籠城人數

民部弟
藤左衞門弟
下野弟
上野弟

神吉民部少輔賴定
同　藤左衞門賴之
同　與四郎定久
同　上野次郎定行
同　藤太夫定光
同　久太夫
同　彌十郎定則
三枝右馬助忠直
同　小太郎忠基
落合喜兵衞定之
重村但馬守光春求馬と云
木村源之允時光
同　出羽次郎熙久
荒木加賀守家行衞門と云
土屋三河三郎定次

軍奉行

弓大將足輕五十人
弓大將五十人頭
姫路大將與力五十人
侍大將五十人頭
弓大將三十人頭

鐵砲大將五十人頭
同

野尻將監時義
野中但馬守道氏數馬と云
松木彦次郎重景
松井權左衞門家之織衞得平伊勢守未衞と云
同　織居未定
錦織加賀之助高吉
土岐伊與入宗末伊豫守
山井源太左衞門綱吉
山田玄番頭家氏
織井越中三郎賴春
河野肥富秋守
上月定右衞門永成
神崎直右衞門宗兼
天野五郎兵衞賴行
中村源八郎爲宗
三枝道碩
小野與市有景
中野與兵衞文氏
加古源次郎宗好

侍大將二百人頭
侍大將二百人與　未衞弟
紫母衣衆
同
同
同
同
同
黒母衣衆
同
同
同
旗奉行
同

姫路口大將
與力十五人同心三十人

侍大將七十九人頭
同　三十人頭
弓大將三十人頭
弓大將足輕四十人頭
足輕五十人頭
鐵砲大將五十人頭
同　四十人頭
同

水野八郎太信光
上田阿波守高則阿波太郎と云
藤原與次郎則重
前田志須摩爲利下野守
播磨五郎左衞門定久
與鹿之允家則
瀧尾志摩守熙兼平馬と云
十河内藏助家村
御着牧之允氏行
重谷丹三郎包久丹下と云
桐山三郎平兼治
村上伊織善家
高橋源五郎永房
宇喜多出雲信任
宇野新平則國
小寺勢次郎治光
同　仲之丞勝光
賴尾彦太郎兼國
宇野源右衞門則吉
赤松源三郎則景

弓大將二百人頭

足輕九十人頭

曾根式部次郎重行
小田切彌刑部兼之
三木半外家成
八尾采女國香
山下源八郎香野
山本五郎左衞門照元
志方馬之助氏武
小枝定右衞門家久
明石伊左衞門通家
魚住助五郎直忠
清水勘左衞門通久
山腰伊與五郎重家
中根左衞門次郎治之
同　次郎兵衞久吉
井上彌平太義則
中井織部兼光
和田刑部少輔光門
和氣次郎助清則
梶原源兵衞時之

寄合組四十人頭

寄合組五十人頭

寄合組七十人頭

同

同

鑓奉行

同

北條右膳時香

吉田喜次郎吉久
村井六左衞門宗長

三木家加勢

小寺主馬助
柏原次部右衞門
中村壹岐
長谷川權太夫
藤田藤次
梶原道庵
〔播陽萬寶智惠袋〕

○三木役

播州三木の城主は別所長治にして其先赤松圓心より出づ、圓心の孫敎範始て氏を別所と稱し世々赤松に屬す、文明中別所則治か赤松政則の中興を輔けし以來播磨の東部八郡を領し威を近隣に振へり、天正三年以來織田に服屬し、五年十月秀吉西征して未だ數旬ならざるに速に播磨を平定するを得しは長治與りて力ありしが、六年二月其再征の日に及び秀吉の一言忽ち長治等を激し遂に相反目するに至れり。

弓大將五十人與

山內刑部左衞門義通
片桐伊勢之助貞久
三浦三郎二郎義久
朝倉三郎兵衞久兼
朝木助右衞門時重
粟鹿將監忠房右門と云
芥川三郎左衞門直躬
田代左中近平
安藤太郎右衞門憲治
喜多野八百次郎晴通
吉川兵馬家定
菊地次郎左衞門武正
小山八郎助家久
澁川下野守久成傳聞介と云
斯波左衞門之丞次家
設樂式部少輔有宗
備前次郎定久
妻鹿三郎五郎重久
室田與八郎兼右
荒井喜太郎氏家

寄合組三十人頭

侍大將七十人頭

侍大將三十人頭

六年二月二十三日秀吉兵七千五百人を率ゐて再び播磨に入り加古川城（城主は別所の士糟谷武則）に館す、國內の將士爭ふて來り候す、長治叔父別所賀相老臣三宅治忠をして代り謁せしむ、秀吉西征の策を問ふ、治忠娓々數千言を以て答ふ、秀吉其說を固陋なりと爲し用ひず、曰く卿等の任は先鋒なり、唯々力戰して可なり、籌略の如きは予自ら處置ありと、二人憤懣して歸り織田に背き毛利に屬すべきを勸む、長治之に從ひ急に部下に檄し反抗の守備を修め（信長に對しては毛利に備ふる爲と稱し其許諾を得て城壘を修築す）命を毛利に遞く、其所屬の城左の如し。

志方城　三木より約四里
神吉城　同約四里
高砂城　同約五里
野口城　同約三里半
梶原景行　兵數未詳
長井四郎左衞門　同　上

以上三木城の西方

淡河城　同約三里
淡河定範　兵三百六十餘

右　三木城の東方

端谷城同約二里　衣笠範景　兵數未詳

右　三木城の南方

秀吉之を聽き別所重棟（豊地城主○賀相の弟、長治の叔父）を召して之を詰る、重棟他志なきを誓ふ、乃ち之をして長治を諭さしむ、長治聽かず。

三月六日秀吉書寫山に移り二十八日別所の領地に放火し四月三日野口城を攻めて之を降し將に着々諸城を攻陷して三木に逼らんと欲せしに忽ち上月城の事あり、姑く之を中止せり。

五月信長兵三萬を發し信忠を其將とし三木巳下諸城監視のため播磨に派す、朔日信忠京師を發し六日大窪に到りて牙營を置き他の諸隊（北畠信雄、神戸信孝、織田信包、長岡藤孝、佐久間信盛、蜂屋賴隆、氏家直重、安藤範俊、稻葉長通等）をして加古川驛附近に陣し以て神吉、志方、高砂等の諸城に對せしむ。

六月十六日信長監使八人（長谷川秀一、菅谷長賴等）を發し神吉城の攻撃に臨ましむ。

二十六日秀吉巳下諸將上月より書寫山に向へり、二十七日瀧川一益等（秀吉は獨り但馬に入る）信忠に加古川驛に會し神吉城（東西五十七間南北四十三間）の攻撃に着手す、其部署左の如し。

攻撃隊

瀧川一益、稻葉長通、蜂屋賴隆、筒井順慶、武藤舜秀、惟任光秀、安藤範俊、氏家直重、荒木村重、等

豫備隊

織田信忠、（神戸信孝、林通勝、長岡藤孝、佐久間信盛等之に屬す）神吉東北方高地即ち神吉志方の中間に位置す

志方城監視隊

北畠信雄志方城附近　惟住長秀神吉西方高地

攻撃隊即日旁近村落に放火して城壁に逼り雲梯にして防禦工事を破壞す、信孝も戰線に加はり奮闘す、城兵防戰克く勉め東軍死傷多し、信忠乃ち戰闘を中止し翌二十八日志方城兵來援の虞なきを認め長秀を攻撃隊に編入し之を城の東部に、一益を東南部に、信包を南部に向はしむ。

爾來諸隊晝夜攻撃し或は城に接して墻壁を築き又は望樓を設け砲を發し樓櫓を火く、城將力屈し降を請ふ、信忠許さず。

二十九日信長命を傳へ織田信澄等を明石兵庫間及び明石高砂間の地に置き海路より敵に交通する者を遮斷せしむ、信忠又林通勝等を之に增派し交番警備せしむ。

七月十五日夜瀧川惟任の隊突撃して神吉城の東之丸を占領し、十六日進んで中之丸に逼る、（後遂に天守閣を火く）荒木の隊は同時に西之丸を攻撃せしが、此口の將神吉則春（長則の叔父）降を請ひ城主長則を誘出す、佐久間の士長則を斬り城遂に陷る。

信忠更に進んで志方城（東西六十間南北五十三間）を圍み（日子未詳）四面より攻撃す、城兵力拒禦守する二旬餘、遂に支へず、八月十日城將治家質を納れ城を開く。

神吉志方は三木の所屬中最も有力なる城なりしに今皆東軍の手に落ちたり、信忠乃ち全軍を以て直に三木城を攻めんと欲し、兩城の守備を秀吉に命す、下略。〔日本戰史『中國役』〕

○脇坂安治の戰功

天正六年戊寅播磨國の別所小三郎長治三木の城に楯籠る時秀吉信長の命を受て大軍を率し彼城を攻給ふ時金の山道の出しに白き輪違の紋付たる赤き母衣あり、秀吉此母衣を諸士に示し望みあらば賜はらんと宣ふ時安治（○脇坂）進み出で御母衣をば汚す間敷とて申請、則ち其母衣を掛け三木の城にて鑓を合せ顏を取る、秀吉御感ありて向後輪違を汝が家の紋にすべしと仰らるゝに依て赤き旗に白き輪違を脇坂の紋にす、此時同國神吉の城主神吉民部（○神吉長則）別所と心を合せ三木へ加勢しければ秀吉亦神吉の城を取卷攻給ふ、安治大手の木戸口まで攻寄せける、壁下にして鐵砲にて甲を打れ立所にして眼昏らみ地に倒れぬ、宇野傳十郎（後に因幡守と曰ふ）安治を引立助て退かんとしける に安治起上りて是程の手負にて退ん事最と口惜しかる可しとて暫く息を休めて一番に大手の口より乘入りぬ、傳十郎も安治に續きて乘入りけり、是を初めとして多勢一度に押破り終に其城をも責落しけり。〔藩鑑引續武家閑談武家事紀〕

○福島正則の戰功

天正六年五月十七日(○六月二十七日)秀吉圍播州神吉而一戰然以城兵嚴拒之不得急抜之時秀吉侍童福島市松正則(今按後號左衛門大夫領安藝備後兩國武譽達于天下)十八歲魁戰初得顯一級(今按世傳是正則初戰也)然數回競忍餓渴之際同列强士卒來奪之去正則憤激再馳干敵執首而歸贏苦休憩之暇奸士又盜之正則怒悔之餘不覺濺勇涙其僕星野氏(今按正則領二州之後與七千石號星野越後)勵諫曰惜之何甚是小志也遂進之又駈干敵軍提首一級献秀吉告其故秀吉甚賞之賜感書以榮之。〔新撰豊臣實錄〕

○

神吉村神吉五郎太夫は民部太輔賴定の末流也、天正六年七月十六日賴定戰死落亡の節弟助市郎吉久九歲なりしが乳母と共に升田村に逃隱、其後天正十午年秀吉公の免許を蒙り民人となる、同家所持の品左の如し。

神吉莊內二十六石之事御先へ田中之藤左衛門不可有相違可被申聞恐々

十一月二十日　別所村治　花押』

神吉莊內平六之事對角田源正左衛門村治別所之筋同不可背異議也同狀如件

永祿十年十二月三日　安治　花押

田中村藤左衛門男』

禁制　秀吉　朱印

播州印南郡の內　かんき村　七个所

まこかた村　七个村

一當手之軍勢甲乙人等濫妨狼籍之事

一放火之事

一竹木伐採矢砲以下相放事

右條々違犯之輩速に可處嚴科者也

城々留守居』

一瓦口　瓦藤甚左衛門　森　仁藏　吉松彌三郎

田中小十郎　森三右衛門

一草履　御次高廻り　舟藤與三藏

一羽黑三郎殿　伊藤千之介

右番所無曲即可被相勤者也

八月二十九日　秀吉　朱印』

落城の節に所持

一片又鑓　一　一短刀　一

一鞍　骨　一　一横笛　一

構居

○福泊構居

領主は長尾新頭次通朝、英賀三木の一族にして文明九年五月二十日此地に卒す。〔播磨鑑〕

通朝は長尾氏の祖にして飾西郡英賀の城主三木通重の舍弟也。〔三木家系〕

○的形構居

領主は長尾新十郎重朝、福泊の城主新頭次通朝の甥なり。〔播磨鑑〕

法花山本古城記には、的形城、佐々木藏人居住す、長治の幕下たり、姫路城下和泉町に居住する佐々木氏は此子孫也、而も嫡流と聞及ぶ、と見にたり。

圓光寺の西南峰を赤坂山といふ、構居は此山峰に位置せし由にて今に石垣の一部遺れり。

小島村に圓光寺といふ寺あり、昔此山に大名住みし由、赤坂の城といふ。〔里翁說〕

〔村翁夜話集〕

今山脚に古き墓地ありて中に五輪一基を置けり、これ即ち城主の墓也と言ひ、富田家代々之を守りし來れり。

○北脇城

城主は大塩次郎景範、嫡男刑部介景光は文和年中赤松則祐に從ひ神南合戰に武功あり、天正の頃には大塩次郎左衞門、同小六とて別所の幕下となり忠戰の功あり、三木の亂より退轉す。〔播陽古城記、古城軍記、播磨鑑〕

法花山本古城記には、城主は大塩次郎景範、延久の比山名時氏赤松家と合戰の時高名ありし人也、長子は刑部介景元といふ、天正の比は大塩次郎左衞門其子小六といひ長治の幕下たり。故に三木の城に籠城すといふ、とあり。

城址今畑となる、間數知れず堀の形二箇所あり、田地の用水に用ゆ、〔播磨鑑〕○北脇村西法寺の境內は其城址にして村の東北隅に位置せし用水池は當時の外濠の址也といふ、此濠近年耕地整理のために埋められて水田となれり。

○別所構居

領主は大塩半左衛門尉、三木別所の家臣にして天正の亂に退轉す。〔古城軍記〕

城主大塩半左衛門は北脇の城主と一族也、此子孫手野村大莊屋相勤むといふ。〔法花山本古城記〕

今別所村日吉神社の馬場先に一反五畝歩許の廣さある古墳あり、構居はこの丘の西南に位置せしにて今に構居の地字遺れり、大歳祠の前より實際院の西を南に流れたる溝を里俗構居の溝と稱す。

城の趾殘らず田地となり形見にず、福居新村より一町許西の方。〔播磨鑑〕

播磨鑑に載せたる御着落城記に、印南郡寺田構主大塩半左衛門と見ゆるも亦この構居とす、寺田とは別所新の舊名也、構居が別所の東南別所新の西北に位置せしより斯く註したるもの歟。

法花山本古城記に福井村より五六町東道ばたより南にあたり少し高き所にありと註せるは名跡篇小林村壇を指せるやう按はる、採るべからず、

播陽古城記に

福井城　印南郡大塩莊福居村

城主は糟谷助右衛門（後號内膳）志津嶽七本鎗の一人也、天正五年秀吉公當國入部の時先づ糟居が舘に入り休足あり、書寫山に上り給ふ、糟谷は以前より播州福井莊を領し別所の幕下なりしが元來秀吉公の恩を被りし人なれば則ち秀吉公御出馬に從ひ忠眞を盡せり、位牌今に稱名寺にあり、法號を澄月宗光大禪定門といへり。

と見ゆるは加古川城の誤なるべし、糟谷が加古川に構居せしことは太閤記、別所記、古城軍記其他に散見し殆んど異説あることなし、前郡志亦

別所南の構居　僊西郡英賀の城主三木左衛門通武嘉吉年中當所に關を居へらる、通武は赤松の幕下にて天正八年子孫其城に楯籠り秀吉に攻められて討死せり。

別所北の構居　永祿年中毛利源五左衛門尉此地に居住す、其後元龜天正の頃には糟谷助右衛門尉内膳之に居る、内膳は別所長治の幕下也。

と記したれど其出所を詳にせず。

御着落城のことは當城及び其附近に關する記事甚だ多ければ左に其一節を轉載すべし。

○御着合戰記

信長公は五畿内御敵なく治められければ毛利を御退治なさるべしとて木下藤吉郎を羽柴筑前守になされ播州一圓を賜はり中國十六个國の官領職になされ備前浮田敗亡無内と仰出され急ぎ播州へ遣はされけり、先づ三木郡三木城主別所小三郎宗粟郡長水の城主宇野下總守其外毛利一味の侍ども己が居城に楯籠る、黒田は松千代丸を信長公へ人質に遣はし置きたれば此事隱して他に知らさず、國内の諸士共は向後信長へ歸服し給はんやとすすむと雖も別所宇野を始め小身なる國人に至るまで毛利に靡き同心なし、又秀吉府中にありて別所宇野等へ味方の相談申入れらると雖も承引せず、小寺と黒田は不和になり黒田は彌々信長に一味す、御着の城主小寺加賀守政職も毛利一味別所と一族なれば秀吉御着の城も攻めらるべき由沙汰あり、政職幕下の武士家臣共を集め申されけるは最前より黒田が信長方をすゝむと雖も毛利の志淺からざる故信長へ降參せんこと本意に非す、又やみやみと城を攻め落されんも口惜し、此上は秀吉と一戰を遂げばやと致し今信長勢强しと雖も心をかはることなく表裏者といはれんも本意に非す、皆々一決して籠城にぞ極りけり。

天正六年御着志方魚住此等の城同時に攻給ふ、仍て三木郡細川中村の城主岡村孫太夫秀治は別所小寺の一族なる故從士ども御着に加勢す、籠城の人々は城の大將小寺加賀守政職子息孫助両名、近邊の從士には長濱河内、小寺孫四郎、原小五郎、大塩半左衛門、渡邊彌三郎、奥山源太夫、川本彌太郎、加納善七、淺田庄七、安積助九郎、多田庄七郎、田中孫太郎、以下宗徒の士、小寺の家臣には井上喜右衛門、板場某、永井某、齋藤九助、大野甚平、尾崎甚太夫、以下雜兵大凡一千餘騎立籠る、寄手の大將羽柴筑前守、諸士には蜂須賀彦右衛門家政、淺尾、谷、堀尾以下凡そ一萬餘騎、御着の辰巳なる樋山に陣をとる、先づ印南郡別所村（今福居村といふ）安養寺の諸堂寺中郷邑を放火す、安養寺の宗徒も御着に一味せし故燒拂はれけり、然るところ御着に押寄せ閧を咄とぞ擧げにける、

大手の大將小寺孫助、岡村孫太夫、其外長濱河内、小寺孫四郎、原小五郎、大鹽半左衞門、渡邊彌三郎以下の人々、兼て覺悟のことなれば對陣し鐵砲矢軍互に挑み向ふて射放ちけり、御着方の精兵城内より見澄して弓鐵砲つるべうちに打ちければ押手の大勢手負ところを城方の諸將堀をわたつて戰ひし今ぞ勝利をうるところと一同に火花を散らして相戰ふ、城兵は追つめ追つめ面も振らずなぎたりけり、寄手は今日を限りの軍ならずと秀吉馬にむち打ちはせ退き辰巳の方へ引取り須臾刻息を休めけり、此時より此谷を引入谷と名付けたり。

中にも原小五郎は名譽の射手にて羽柴の瓢箪印に當る、秀吉矢をとらせ見給ふに原小五郎と姓名を書付けたる矢多くあり、寄手の人々弓勢を譽めにけり。

然れども秀吉の大勢此城を落さずしておくべきかと最前の恥を雪げと新手を入替へ入替へ大筒石火矢透間もなく打掛け攻立つれば寄手は多勢なれば今は防ぎ難く見えければ城將政職城を開き飾西郡英賀に退き給ふにより諸大將をはじめ諸士皆々退散し落城す、そのまゝ乘取つて蜂須賀彦右衞門に預けられ其後岡村孫太夫は前非をくひて降參す、秀吉許容あつて即ち城内に住し蜂須賀とともに城を預かる、岡村は後秀吉公より當城地屋敷を拜領しけり、原小五郎は其後秀吉公よりお尋ありけれども前度敵對のこと恐れて相果てたる由申上げ隱れて出でずと言傳へたり。〔黑田傳記〕

○佐土構居

領主は清水小左衞門久勝、英保の郎從にして天正の初年此地に居住す。〔赤松大系譜〕

久勝は妻鹿孫次郎貞祐八世の孫也、祖父吉春はじめて姓清水を稱せり。

○阿彌陀構居

領主は蔭山權之助忠滋、嘉吉の頃此地に居住す。〔赤松大系譜〕

播磨鑑には、阿彌陀構居は嘉吉の頃赤松の幕下河野十郎右衞門居住す、とみえたり。

城趾は時光寺の前なる筑臺といへる邊りが夫なるべし。

○大日山構居

領主は蔭山右近清道、天正の頃の人、三木別所の幕下也。〔播陽古城記、古城軍記、播磨鑑〕

阿彌陀村の西端に大日寺あり、構居は此地に在りし也、巡覽圖會云。

此寺昔は國分寺の東院也、兵火に亡びて再建あり、時光寺の末寺となる、此寺荒廢の時の事にや、別所長治の幕下蔭山左近寓居せしとぞ。

赤松大系譜に據れば、清道は忠滋の曾孫にして五郎右衞門と稱す、天正の頃魚橋に構居し神吉の家禮たり、三木別所に附從して同城落城の後退居す、嫡男善太夫は慶長の頃福泊に浪居せりといへり、附記して備考とす。

○中筋構居

領主は曾根藤四郎義宗、別所長治の幕下にして天正の頃の人也。〔播陽古城記、古城軍記、播磨鑑〕

法花山本古城記の本文には領主は曾根藤市郎、時代儀に知れず、屋敷跡今にある也、と註し、文和四年神南合戰に高名ありし人也、と附註せり。

曾根藤市郎殿屋敷跡

東方(南北)　五十二間
南方(東西)　八十五間　總廻り
西方(南北)　五十間　二百八十四間
北方(東西)　九十七間

天正八年落城

右は輝政公の御代御檢地、本高へ入る、今其跡、本丸、門前垣内、大馬場、小馬場等の字となりて遺る。〔船津家舊記〕

一宗光　勘五郎重太夫　法名壽樂院諫察常信居士

印南郡白矢の城主曾根藤四郎好則は家臣新九郎の舍兄につき宗光其地に引越す、好則は別所小三郎長治の幕下なりしに依り天正八年正月三木城に討死す、宗光是より氏を船津と改めて士民となる。〔船津系譜〕

一人皇六十二代村上天皇四代の後胤村上武藏守源收則の末孫遠江守源則賴の嫡子藤四郎則宗曾根鄉久里山に城を築く、是より曾根と名乘る、曾根上總

助義則の二男赤松爲介源則重の嫡子滿壽丸源秋範は元龜二年辛未九月より久里山に居住す、其後久里山の城は秀吉公に攻められ堀尾茂介の手に落城せり。〔白矢藥師由來記〕

一伊保莊は昔曾根藤四郎の領せし所也。〔里翁說、播磨鑑〕

前郡志、城は時光寺の東なる字櫟山に在りしもの丶如し、と註したれど當らず、白矢の城は中筋村字池の尻なる白矢藥師の地に在りし也、船津家の舊記なる本丸、門前垣內、大馬場、小馬場の字皆藥師の附近にあり、久里山といふ藥師の後の山を言ひしか、白矢藥師の由來記には附會の說多し、悉くは信ずべからず。

○魚崎構居

領主は位田長兵衛、天正の頃の人、志方櫛橋の幕下なり。〔播陽古城記、古城軍記、播磨鑑〕

龍山の最南峰標高九二米の地を里俗本丸と呼べり、蓋構居は此頂に位置せしもの歟、主城の在りしと思はるゝ處三間許高く方六間の廣さあり、その四周は甚だ廣くして大凡に圓形をなせり、壘上に立ちて東を望めば加印の平野一眸の下に在り、誠に要害の地と謂ふべし。

法花山本古城記、此子孫今に魚崎にありといふ、と附記せり。

○米田構居

領主は宇野左衛門祐清、其子新太郎爲助、退轉の時詳かならず。〔播磨鑑〕

播磨鑑の一本には三木の幕下とあれども當らず、赤松大系譜に據れば、宇野左衛門太郎宗清(祐清は誤ならん、宇野家の系譜には祐清なる者なし、)は赤松賴範六世の孫にして印南郡米田の城主、元德元年五十歲にて卒す、法名松雲寺圓月祐濡大居士とあり、護良親王の令旨を奉じて義兵を播磨苔繩山に擧げし則村入道圓心も賴範六世の孫なれば宗清は鎌倉時代終期の人也。

○平津構居

領主は詳かならず。

今平津村字高畑の西南部に其趾遺れり、約三段歩の廣さありて周圍に二間巾の堀回れり、近年本陣趾を崩して水田となし堀の一部を埋めたり。

領主に關し前郡志には、衣笠一郎右衛門の構居址也との傳說あり、と註したれどその出所を詳にせず、赤松大系譜によれば季則の末孫に成澄なる者ありて

石原三郎成澄　平津左膳と稱す、紋三つ杉、志方の家人也。

と註せり、即ち石原氏の構居址なるべき歟、成澄の姪(弟澄門の子)に雪女なる者あり、米田大膳則親に嫁したり。

○井口構居

領主は伊藤小八郎、天正の頃の人、志方櫛橋の幕下なり。〔播陽古城記、古城軍記、播磨鑑〕

本丸方二十六間、二の丸長二十七間橫二十一間、本丸の西へ續く、今本丸二の丸とも百姓の居屋敷となる。〔播磨鑑〕

播磨諸城交替連綿記伊藤の構居を都染の井口とせり、播陽古城記平井鄕井口村と註し、播磨鑑平津莊井口村と註せり、寬文印知集平津井口を平井口村と註したれば古城記播磨鑑ともに伊藤の構居を平津井口になせし也、同村に就て調査するに舊記地字共に確證なし、然れ共なほ省くべからず、本書両所に收めおくこと丶せり。

天正中秀吉の神吉城攻には陣を六本松に構へし由にて今に村外れに小屋の後と稱する地字遺れり。

○成井構居

領主は詳かならず。〔播磨鑑〕

長五十間橫四十三間、今殘らず田地となる。〔鑑〕

○助永構居

領主は詳かならず。

播陽古城記云、櫛橋左京亮が枝流か。

古城軍記云、櫛橋左京丞の幕下と言傳ふ。

播磨鑑云、櫛橋左京亮の枝城といへり。

當城は櫛橋左京亮の枝城といふ、又別所家の居給ふともいふ、天正年中に滅亡すと也。〔法花

山本古城記」

今構村の東部に城屋敷と稱する一段高き屋敷趾あり、構居は此地に在りしもの也といふ、即ち礒野氏の宅地及び其西方一帶がそれにて約一段歩の廣さあり、以前は甚だ大きかりし由にて播磨鑑には東西五十七間南北三十間の要害、殘らず田地居屋敷となる、土手堀形あり、と註せり、堀は今三四坪程しか遺らず、殆んど全部田になりて堀田といへり、城屋敷の東に射場、其又東に的場といへる地字あり、當時射御の稽古をなせし處也といふ、長谷川氏の井戸は城内の飲用水なりしとの言傳遺れり。

○神木構居

領主は高橋源左衛門、天正の頃の人、志方櫛橋の幕下也。〔播陽古城記〕

古城軍記播磨鑑ともに平左衛門に作れり。

構居は村より二町許南にありて長さ三十間横二十八間「播磨鑑」南面は一帶の崖にて里俗それを構居の岸と稱せり。

今村の北に古碑石一基あり、之は領主高橋氏の墓石ならんとて毎年陰暦七月二十七日には此地に大日祭を行ひ角力をなせり、之を團子角力といふ、又御禱の時には必ず此墓に參拜して後着座するの慣例ありといふ。

法花山本古城記、高橋平左衛門の子孫同郡平莊小野村の百姓新兵衛といふ人也と附記せり。

○髻構居

領主不詳、三木別所の幕下なりしといふ。〔播磨鑑〕

たぶさ山は白澤新村に在り、構居は此山に在りし由傳ふれど其位置を詳にせず。

○國包構居

領主は加古源右衛門右京美宗、天正の頃この地を守る、別所長治宗徒の士也。

附錄

○

嘉吉元年赤松滿祐將軍義敎を弑し西洞院の亭に火をかけ播磨國に歸りし時走せ集りし將士の中印南郡の諸城主左の如し。

大日山城主　尾上大藏雅茂
中筋城主　柏原伊豆守豊忠
魚崎城主　和木田兵庫介綱忠
神吉城主　神吉伊賀守盛治
志方城主　櫛橋左近太夫則員
中道子城主　志方彈正左衛門顯茂
神木城主　竹中彌五郎敎秀
都染城主　伊東河内守廣秋
井口城主　井口源三兵衛尉春盛

第六篇　人物

古人

○稻日大郎姬命　稻日若郎姬命

稻日大郎姬命は丸部臣比古沙弟の女にして賀古氷丘に住める吉備若武彦命の外姪也、景行帝二十年三月三日立ちて皇后と爲り櫛角別王、大碓皇子、小碓尊を生む、五十二年五月四日崩ず。

稻日若郎姬命は大郎姬命の妹也、景行帝納れて妃と爲す、妃纔正當時に秀づ、初帝命を要らんと欲し賀茂郡山直祖息長命を媒と爲し妃の所に行幸す、妃驚き畏みて海島に遁る、帝竟めて伴ひ還り勅して曰く此島朕が愛妻隱みありきと、仍りて島を印南島と名づく、印南の稱是より起るといふ、還りて印南六繼村に到り始めて密事を成し給ふ、故に六繼と號す、後浪響島聲甚だ譁しきを以て高宮に遷り給ふ、妃眞若王、彦人大兄王を生む、後賀古松原宮に薨ず、其屍大風に漂ひ氷川に沒す、帝大に悲み給ひ其後氷川の年魚を進めず、妃の御墓は氷丘の上に在り、唯匣と褶とを葬る、世に褶墓と謂ふ、今の稻日大郎媛命陵は或は若郎姬命の御墓ならんか、妃の侍女を比須良比賣といふ、出雲臣にして後賜ひて息長命の妃と爲る、加古驛の西に葬る、今の池尻村兒が窟は女の塚ならんといふ。〔古事記、日本書紀、風土記〕

印南の名因は諸說あれども隱の義にして景行帝の勅に起りしこと疑ふべきなし、同書に又入浪の說見ゆれども後人の竄入なるべし。

○他田熊千

熊千は私部局取等の遠祖なり、嘗て酒瓶を馬尻に着けて家地を求め行きけるに其瓶印南郡の一村にて落ちければ其所を瓶落村と號す、後世訛りて神吉村と爲るといふ。〔播磨風土記〕

○大石村眞人

眞人は印南郡生石村の村主なり、天平勝寶二年正月十六日正六位上より外從五位下に昇叙せられ大夫に列す、歌を善くす、嘗て靜窟を詠じて曰く。

大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代將經

此歌萬葉集に收められて、世に傳唱せらる。〔續日本紀、萬葉集〕

○佐伯直諸成

諸成は針間別佐伯直稻背入彦命の裔にして蓋印南郡人なり、光仁天皇天應元年春正月朔日大初位下より外從五位下に陞叙せらる、稻米を造船瀨所に進獻せるを以てなり、船瀨は賀古泊ならむ。〔續日本紀〕

○佐伯直是繼

是繼は印南郡人にして針間別佐伯直祖稻背入彦命の裔也、散位從五位下に叙せらる、仁和三年七月十七日本居を山城國葛野郡に移す。〔三代實錄〕

○浦田臣山人

山人は嵯峨天皇の時印南郡權少領に任じ外從五位下に叙す、弘仁三年正月二十六日特に節會入京を聽さる。〔嵯峨天皇紀〕

曾根町

○山下正壽

山下正壽は幼名を松太郎といひ長じて俊治と改む、その事蹟は時光寺內に存する墓碑銘に詳か也、即ち左に揭ぐ。

是俊常君之墓也、君姓山下、諱正壽、號俊常、其先出自二因州之士族一、曾祖父宗立君、有レ故致仕、來二于播州曾禰邑一業レ醫焉、祖父玄隆及考立庵君襲二箕裘一、立庵君蚤世而無レ嗣、其母養二外孫入江氏之子一以爲レ嗣、是即俊常君也、君長遊二于京師一、受二業於一二後藤梅庵先生之門一、旣歸而繼二先業一、無レ幾而祖母卒、心喪三年不レ食二魚肉一、不レ交二宴會一、其謹愼篤行大率若レ斯矣、今茲安永二年、諸國疫癘偏行、吾邑亦嬰二此病一者許多也、邑醫皆患レ之、君獨無レ恙、病家悉賴レ君而求レ療焉、是以日夜奔走干診脈一、拮二据干調藥一、形神疲憊、且感二邪氣一亦愈深也、六月二十八日、罹二此病一、湯藥無レ驗、七

月十三日終歿、干レ時行年五十五、葬二于邑北時光寺一、予略識二其世系行事一以傳二諸不朽一云爾。

安永二年癸巳□月　日

本莊仲連　謹識

○

幼名松太郎、享保四年二月朔日誕生、十九歳の春上京して醫業を學ぶ、後藤椿庵先生の弟子となり醫學相續、名を改めて俊治といふ、寶曆五年十月因州鳥取に行き山下家の先祖の石碑を拜して六日許逗留、其時鳥取家中山下家の好身中へ始めて對面す、妻は曾根村古門庄右衛門の娘、俗名すが、享和三年癸亥十月十一日卒、歳七十、法名を白窓道雲比丘尼と號ふ、安永二年癸亥七月十三日行年五十五歳にして卒す、法名本立道成居士。〔山下家譜〕

○蔭山道勳

蔭山道勳は曾根村の人也、享保十九年九月二十三日に生る、季子たるの故を以て夙に生業を分ち家を興し廣斥の地を開發して鹽を製し四方に鬻ぎて家甚だ富む、人爲り儉樸にして身に華衣を着けず厨に兼味なし、人に接する温順和平、亦詩書を好み古典數笈を蓄へ務めて實踐を求む、故に人の一小善を聞くも必ず之を賞揚す、其子弟を戒むるや亦慈にして法あり、文學の士其鄉を過ぐるものあらば意を加へて優遇し或は舍を授けて酒食を供す、久うして衰へず、其意鄉黨の子弟をして學に就かしめんが爲也といふ、天明六年正月元日歿す、年五十三。

○蔭山道勳之墓

播州曾根著姓蔭山枕山子、遺焉損レ舘舍レ藏、喪初畢、其子嘉彰二十里外修レ狀速二墓銘一、予元繼謹按レ狀、君諱素行字左橘姓蔭山氏、枕山其別號也、考諱富則字某、配入江氏、生二五男七女一、君蓋其季子也、考以上其世系之所出、則家有二譜牒一、不レ具二于此一君夙分二生業一起レ家、乃緣二彼廣斥之濱一、煮レ海取レ鹽普鬻二於四方一有二權計一而禁二私煮一者是國家重利、所レ謂天產也、其原資固裕然性素儉樸孝友、寬厚、自勵身無二華衣一厨無二兼味一、故與二里巷人一處以二温順和平一爲レ本、人亦樂二與レ之相親一焉、愛惠之所レ至、端介有レ守而毫無二矯激之行一矣、適有以レ急難二來告一者上、靡レ不二曲レ意周恤一レ之、聞二人之一小善一亦必爲レ之奬掖、竊喜二詩書之教一、家蓄二古書數笈、務求二實踐一、故禦侮之親無レ間焉、其戒二三子一亦慈而有レ法、遵下文行之士過二其鄉一者上則加レ意優二禮之一或授レ舍而飲二食之一雖レ久不レ衰、其意將下以率二鄉黨之子弟一就上レ學焉已、嗟乎、厥人品心術精微、處レ難罄迷姑撫仰二企於生平一者爲二墓表一、享保甲寅九月二十三日生、天明丙午正月元日死、距生五十三歳、三男五女皆山本氏出也、長乃嘉彰字守介、次儀德字桂藏、次久米松、一女適二高砂松島氏一生二孫男二人而後死、續以二其姉一亦死、三女在二于家一、嘉彰能承二遵庭訓一有二父風一殯殮綴杖準二酌古禮一墓封二於西村時光寺側一、系レ之以レ銘、銘曰

崇此封樹　攸此深宮　有斐君子　歸二藏此中一　恕人儉レ已　長慕二其衷一

明和六年丙午十月

同郡　僊樓　奥田元繼　誌

○張海田中愿仲

田中愿仲、名は榮信、號は張海、播磨の醫にして吉益東洞の門人也、業成り來りて大阪に居る、畑惟和の斥醫斷を著はすや其書初めて出つ、愿仲隨て之を反駁し辨斥醫斷を著す、其產蓐、陰陽、醫意、癰疔、金瘡の諸論皆東洞の未だ言はざる所、愿仲正に之を闡發す、師門に功ありと謂ふべし、著書辨斥醫斷の外長沙證彙、傷寒論逢原等あり。〔皇國名醫傳、人名辭書〕

○

吉益東洞翁、醫斷一篇を著して一家の言をなし傷寒論を以て學となし扁鵲を以て歸となし症に隨て方を處するを以て規矩となして素靈八十一難陰陽五行補虛益氣の說を排擠せしより疾醫の道萬世の下炳焉たり、然れども其論從來の醫弊を矯むるに切にして却て粗梗武斷の失なきこと能はず、京都の醫官畑惟和見て以て異端となし、斥醫斷を著はして翁の說を非議す、田中張海之を駁し、辨斥醫斷を著はす、其產蓐、陰陽、醫意等の說は翁の未だ言はざる所、其他瘍疔、金瘡を治するが如き大に當時外科者流の爲す所に異にして張海實に

之を闡發す、吏部郎中菅原善斷甞て之を稱して曰く、青は藍より出でて藍より青く氷は水之を爲して水よりも寒し、今子に於て之を見ると。

張海名は榮信字は愚仲、字を以て行はる、姓は田中氏、曾根村の人也、幼にして父松齋に從ひて學を修め稍長ずるに及びて吉益東洞復古の說を唱へて其名天下に噪しきを聞き單身京都に出でて其門に入り辛苦努力傷寒、金匱二經を顚攻すること多年、古醫の術頗る蘊奧は究む、乃ち鄉に歸りて業を開き其名遠近に馳せ四方の病客其門に輻湊す、後季子榮忠及び門弟數人を率ゐて浪華に出で其甞て試むる所を弘め全治の効を奏すること尠からず、聲譽日に加はり從遊するもの四方より至り乃ち尊て張海先生と稱す、寛政四年壬子十一月十六日病みて浪華客館に歿す、年六十一。

張海性率直坦易人と交はるに貴賤を分たず、病者を遇すること懇切を旨とし門人を敎ふること諄々として毫も倦むことなし、其自ら肖像に題する詩に

旅寒窮陰燈影寒　疾ヽ醫方術樂ニ瓢箪一
放曠奇士泣ニ途極一　反復人情奈ニ路難一
冀北幾年期ニ伯顧一　豐城何日遇ニ雷着一
壯心來去皆堪ヽ笑　箕踞空歌伏櫪嘆」
年々爲ヽ客滯ニ三津一　況復今春遇ニ誕辰一
雪讓衰容双白鬢　梅呿瘦骨半紅脣
齡同ニ伯玉一不ヽ能ヽ化　志學ニ越人一難ヽ得ヽ眞
小子誤比千歲樹　願將ニ貞節一護ニ此身一」

と、亦以て其意氣を思ふべし。

張海著はす所辨斥醫斷の他に溫古堂醫譚、長沙證彙、傷寒論淺原、引經斷、古醫語纂要などあり。〔中外醫事新報〕

○入江樵風

入江樵風は曾根村の人、名は重房、通稱は淸兵衞、幼時龜潮と號し、中ろ泥中に改め後に樵風と號す、幼より文學を嗜み長じて和漢の學に通じ俳諧を善くし頗る多藝也、十六の時國を出でゝ諸方に歷遊し交遊の士甚だ多し、其別邸を醉古堂と稱す、當時の俳人文士多く來りて寓す、漢學者には仁科白谷俳人には士朗、風薰、月居、蒼虬、梅室等其重なるもの也、嘉永元年十二月五日病みて歿す、年五十七、著す所雞口集及び句集あり。

雞口集は文集にして上下二卷に分れ上卷十六題下卷十八題、何れも和文を以て綴り文意高潔にして字句秀麗なり。

病　中

寒空やだいだい赤き廻りかご。
澁柿の色づく夜なり今日の月。

辭　世

月一つ我身一つや野路のゆき。

今曾根神社の境內に樵風の句碑あり。

枯れてなほ千とせの花や曾根の松。

と刻せり。

樵風の著に曾子あり、仁科白谷の所校にして世に印行せらる。

○龜田五一郎豐信

龜田豐信、字は子明、通稱五一郎、爲風と號す、曾根村の人也、文化十年十二月十三日を以て生る、舊橋本屋佐助と謂ふ、幕末の際播磨一橋領の財政整理に與ありて功あり、後慶應元年領主其臣御勘定組頭澁澤篤太夫(○今の澁澤榮一男)を遣はして領地の制度を革むるや之と共に力を盡して治績大に擧れり、領主一橋茂榮公嘉賞斜ならず、特に龜田の苗字を賜ひ帶刀を許され幷せて金品詠歌を賚ふ、其歌に曰く

播磨潟其名も高き曾根の松
　かはらぬ色を見するうれしさ。

明治二年藩籍封還の際亦功あり、翌年領主物を賜ひて之を賞す、天資豪放果敢にして文事を愛し業餘十七言を弄し書畵茶道圍碁劍道を嗜み交際甚だ廣く篠崎小竹、廣瀨淡窓、同旭莊を初とし當時文人雅客にして其門を叩かざるは無かりきと云ふ、就中深交ありしは田能村直入畵伯なり、畵伯は文武に通じ特に南畵を以て天下に鳴れるの人なり、其他現時朝野の顯官名士にして曾て氏と相交り中には氏の庇陰を蒙りし者尠からずと云ふ、又夙に生業に志し安政五年新に曾根濱鹽田の南端約二十七町歩を開き兼て天川の一部を改修して曾根天滿宮前の荒地を開墾せるが如きは事蹟の顯著なる者なり、其公共事業に對するや明治五年擧けられて飾磨縣第七大區第六小區戶長

となり、同年縣地租改正に參し、同十二年兵庫縣會創設の際選ばれて議員と爲り其他の偉功尠からず、其民間事件につきては同十一二年の頃家島漁場問題に關し之を圓滑に解決す、島民之を德とし社殿を營み今に祀を絕たずと云ふ、又美嚢宍粟二郡に於ける山林に係る紛爭を調停和解して後患を遺さず、加之夙に山陽鐵道敷設の急務なるを察し其創意者と爲り專心之が畫策に努めしが起工に先ちて世を逝りしは惜むべし、森岡昌純深く氏を信じ嘗て評して曰く彼の贈略は實に後藤象次郎に肖たりと、昌純は飾磨縣權令と爲り尋て兵庫縣令たりし人なり、明治十七年五月三日病みて大阪の客舍に歿す、年七十二、遠邇其死を聞き痛惜せざる者無く超へて數日遺骸を鄉里に葬る、朝野の名士葬儀に列し未曾有の盛儀なりしと云ふ。

年賀

ひと還してたのもしや初曆

七十歲の時我像を寫させて。

また杖は心につきて古稀の春。

○碑文

古人曰世亂而后治、家貧而后富、人苦而后樂、天時生二此人一、以レ之翁即其人也、翁姓龜田、名豐信、字子明、稱五一郎、號爲風、濫謚釋宗敎禪定、播磨國印南郡曾根人、業兼二農商一、代能雜雜天保三年妻同國加古郡中野橋本氏、生二男、翁舊姓橋本、稱佐助、後改レ之乃分其稱、兄稱二佐一郎一、弟稱二助次郎一、翁性豪放俠提、餘暇嗜二十七言一及二書畫一喫茶圍碁擊劒角力一交際頗廣、名鳴二遠近一、嘗開二墟田數百町一、以附二諸人一、又起二數棟一兒孫壬レ之、明治元年官賞二其功一、余一千六百戶長兼二兩郡學校撿當及郡地券締一、功成後辭レ之、養二老於臨江亭一、鱸レ自山林田圃皆爲二其有一、儘遊二諸州一、以樂二風月一、當時官員僧隱黑客農商、有レ事必謀、皆得レ達二其情一、實可レ謂二智仁兼備一矣、今玆明治十七歲次甲申第五月二日病沒、壽七十二、余舊交善、能識二其履歷一、兒孫立レ石乞二余銘一因撰並題二石面一、銘曰

智似二臥龍一　倫レ間連歌　心輕二榮枯一
老設二棋園一　名列二大家一　橋本中興
勇如二五虎一　乘レ興話レ武　身嘗二甘苦一
歲月還如二過瀨水一　進修唯似二逆風船一
不レ疑一々我生拙　何恨人々又有レ天
奸效二庭梅先領一レ暖　樹前聊題試毫篇

一代を隔てゝ第六世の住僧を智遲といふ、元祿十五年十月に生る、天質秀整にして力學博綜、最も內典に精し、嘗て書を龍谷に講じて先哲未有の論を發きしことあり、又姬路藩主酒井侯のために掟消息を進講せり、著はす所、樹心錄、法身議、答賓問、競走篇、續競走篇等あり、本尊義は邪敎を駁擊せし故を以て本願寺より命じて絕版せしめたりといふ、明和五年寂、享年六十七。

○

一惠敎法師　印南郡魚崎村の產、同村眞淨寺の住持、碩學の名世上に鳴る。〔播磨鑑〕

一釋念爾　初名存秀、字慧敬、本姓井村、幼而住持眞淨寺、嘗隨侍南都僧淸慶者、精研內典、旣歸而從學日多、適會龍谷辟、辭而不就焉、後侍讀龜山法主、性朴質醇行、每過父母門、則雖夜必禮焉、不以冥々惰其行者蓋如此、卒時年六十九、享保戊戌、三月十三日也。〔辭壞吟餘〕

少耕二菜圃一　壽上二仙譜一　龜田大祖

文人　直入山樵田癡幷書

伊保村

○井村念爾　同智遲

井村念爾は伊保崎村眞淨寺第四世の住職也、慶安三年二月を以て生る、寬文二年十三歲にして剃髮し同五年京都に上り當時の名僧に就きて講學年あり、又南都の僧淸慶に從ひて內典を精破す、學成り籠山考槃院の師範に擧げられ一宇を賜はる、播摠但丹地方より來り學ぶもの甚だ多く學識德望一世に高し、人と爲り質朴醇厚にして父母の門を過ぐる每に夜と雖も必ず禮せりといふ、又眞宗は開祖親鸞の敎旨により妻帶を許せしが念爾は終生妻を娶らざりき、現存の本堂、庫裏、鐘樓悉く念爾の德により檀徒の力を假らずして建立せしものなりといふ、享保三年三月寂、壽六十九。

甲戌新正書懷　　念爾

江村幾度此經レ年　一事無レ成猶悵然

一釋智暹　字慈等、號遊心齋、本姓井村、住持眞淨寺、天質秀整、力學博綜、尤參究內典、會其眞詮、嘗講書龍谷、乃發先哲未有之論、破千古未決之疑、於是名聲鬱勃起海內矣、既而敎授龜山法主、明和五年五月十四日卒、年六十七、所著、樹心錄、流情記、及法身議、並行于世。〔僻壤吟餘〕

一智暹は播州魚崎眞淨寺の住僧にして當時の鴻匠なり、智德一世を風靡す、然るに學解に就いて霖師の所立を難じ一己の見識を立つ、之に由て數々本山に召されて糾繩を蒙る、其頃叢林の諸龍象と數番の對決往復の次第傳へて遺策にあり、其傳未だ詳かならず。〔人名辭書〕

一敎行信證文類樹心錄（十卷）の著者智暹師は播磨國印南郡伊保村眞淨寺の先代にして元祿十五年の生誕也、若霖師（能化第三代）に師事して令名あり、寶曆の頃論註及び五敎章を學林に講ず、漢文聖典校刻の志あり、既に本典の校訂を了りしも故障ありて之を果さず、世擧げて之を遺憾とす、本尊義其他につきて法霖師と其見を異にし學林派と合はず、之を以て一方に僻處し終身著述講法を以て任とす、明和五年五月十四日示寂す、享年六十七、遊心齋の號あり、著述多しと雖も從來校刻せられたるは、愚禿鈔樹心錄、二門偈流情記、淨土眞宗本尊義（後刪修して略述法身義と改題す）、の三部のみ。〔敎行信證文類樹心錄解題〕

一智暹は播磨魚崎眞淨寺の住持也、遊心齋と號す、汝岱に就きて業を受け二巖寬水等と學友たり、諸部に該通す、寶曆の初め學費にて論註五章敎等を講し義敎と共に譽を馳す、時に能化職缺くこと久し、大衆義敎を立てんと欲し或は智暹を立てんと欲す、而して義敎に歸するもの稍多し、義敎遂に能化の任命を受く、是より智暹一方に僻處して法化を務となす、門戶繁盛して英才に乏しからず、明和元年本尊義を著し暗に日溪の義を彈ず、大衆憤激し本山に討論して本尊義の版を毀つ、後題を易へ文を修し改刻流布す、明和五年五月十四日寂す、壽七十九、著作大敎正義錄四卷、本典校本六卷、阿彌陀經展持鈔九卷、選擇集瀉瓶鈔十卷、本典樹心錄九卷、二卷鈔樹心錄四卷、二門偈流情記三卷、御文解十四卷、略述法身義一卷、或問篇一卷、高僧和讚正說六卷、正像末和讚正說十二卷、本尊義一卷、本尊義斥謬答釋一卷あり。〔日本佛家人名辭書〕

○井村圭省

印南郡魚崎村の產、俗名を源左衛門といふ、大阪に住し筆藝の門弟多し。〔播磨鑑〕

○濱田宗貞

寶曆の頃伊保崎村に濱田宗貞といふ人あり、多能にして通せざる所なし、殊に揷花の技その奧妙を極め名聲嘖々として當時比儔するものなし、好事者悉く其門に集まる、宗貞また深く拒まず諄々として誨へたりといふ。〔僻壤吟餘〕

○高谷廷贊

高谷廷贊は伊保崎村の人也、字は艮佐、高洲と號す、業を伊藤東涯の門に肆び頗る造詣する所あり、人と爲り端嚴雄偉にして文書富贍、最も書を善くし一時推して領袖となす、士を愛し交を重んずるを以て高名の士常に其家に躓るといふ、明和二年九月歿す、年四十八。〔僻壤吟餘〕

奉哭蛻嵓先生　廷贊

西風七月送二悲傷一　赤浦霧隔天一方
報道神僊辭レ世去　已乘二白雲一入二帝鄉一
憶昔人間留二鳧舃一　武夷山色似二華陽一
讀書五車鳴二東海一　帶劍紫氣動二南昌一
交遊如レ雲執二牛耳一　芝蘭郁々薰二詞場一
槭藻如レ華春嬋妍　何慣風塵稱二李王一
卜夢久期王佐器　彩毫時弄漢仙郎
一自赤城映二霞色一　總知此地有二文章一
誰懸孤榻龍門客　包荒容レ我笑二楚狂一
豈謂客星江湖去　釣臺空餘白雲長
揮レ麈談レ玄德機杜　視聽髣髴奈二存亡一
度レ關青牛跡何處　千里窈窕逕二芬芳一
大藩元自栖鸞澤　今日一鑑失二輝光一
日晴鐵枥雲冉々　珠沈海門波湯々
曉霧淡島翠嵐亂　缺月權寺池水凉
瘴霧尙餘薤上露　蕭々悲風吹二白楊一
白楊薤露吹不レ盡　移爲二墓畔永夜霜一

、對レ月暗醉東閣夜　孤笛聲悲忽斷腸
去年君遭婦娥妬　今年婦娥照二幽堂一
樓上遺篇墨未レ乾　使三我涕淚滿二衣裳一

自註曰、去年中秋、先生遊二於醉翁一、有赤浦秋光應レ妬レ我、山中別有二一婦娥一之句、故及レ此。

○孝婦きち

孝婦きちは伊保崎村の人にて某に嫁す、時は姑老いて明を失ひ起居必ず人による、きち之に事へて愛敬慰安至らざるなし、後一子を產し夫早く世を去りければきちは盲姑と孩兒とを其手に養護せざるべからず、然るに其家固より貧にして依るなし、きち孀居自ら守りて能く困苦に忍ぶ、父母その年尙若くして困苦此の如きを見て他に再緣せんことを勸む、きち肯せずして曰く二夫に事ふるは人の恥づる所也、且姑を捨つるに忍びんや、孝養は固より妾が任也とて固く辭して聽かず、是より飢寒常に其身を侵せごも夙に起き夜半に寢ね四六時中身骨を碎きて渝らず、以て歡を姑の膝下に呈し、飮食必ず問ひ好むあれば喜びて之を調へ進む、且理髮浴洗より細事に至るまで心を罄して奉事すること十年一日の如し、姑深く其孝心を喜び常に涙を流して人に語りければ心なき人までも皆泣きて感嘆せざるものなし、事遂に官に聞え明和七年の春藩廳特に米酒を賜ひて其孝貞を賞したりといふ。〔僻壤吟餘〕

○高谷德彰

高谷德彰、字主善、龍洋と號す、魚崎村の人也、講經の餘暇僻壤吟餘を著はせり。

○僻壤吟餘跋

我伊保之地、假二燻燁於風人韻士之經歷一而顯者久矣、人麻呂印南野歌旣見二千萬葉集一、其後、慈鎭登蓬屬而和レ之、爾來寥々無レ聞、降及二延寶丁巳一、悅山禪師始以レ詩顯レ之、自レ玆而還四方名彦比レ肩接レ踵而唱和甚多、嗚呼天之生レ人有下若二龍洋山人一者上而出焉、講經之暇、金石雜收錄以藏二于家一、余與二子寵一、乃强而出レ之、然是固一時戲作、豈足レ知二山人一乎、唯是庶幾假二四方名彦之燻燁一而顯者、亦如二人麻呂印南野歌一云爾。

皆安永七年戊戌二月　日

○船津宗範同宗恒

船津宗範、字は規甫、橘齊と號し與惣太夫と稱す、中筋村の人也、家世々大里正となる、規甫夙に詩名あり、父の職を襲ぎ觸元役となる、性剛直にして同役中に敬重せらる、文政元年壽七十歲にして病みて歿す。〔僻壤吟餘〕

遊時光寺賞月　宗範

閒說香臺月色淸　相携登眺梵王城
遠公許レ酒歡殊滿　龍女捧レ珠宵尙明
綉苑棲烏飛有レ影　金天冷露落無レ聲
可レ憐今夜園浮客　逸興乘レ秋坐二五更一

宗恒は宗範の子也、父の職を襲ぎて大里正觸元役となる、人と爲り至孝にして漢學に通じ文藥に富む、職務に忠實にして深く意を人民の休戚に用ひしかば部內能く治まり屢々藩主より褒賞を賜はりたり、文政三年七月歿す、左にその文章を揭ぐ、

夫父母之年不レ可レ不レ知也、一則以喜、一則以懼、是孔夫子之聖謨也、余家父年甫六十矣、誕辰實當二明歲冬十月一、而待二二月鶯花之候一、縟設二慶筵一欲レ獻二班舞於膝下一焉、然非二高官有德之人一、而徒求二壽章於四方諸大家一者非レ僭即妄也、寧止乎、我心之不レ定有レ日二于此一、一日父執僧顯道者、過二莿舍一、余就詢レ之、師曰、我與二足下之大人一爲二緇素之交一有レ年焉、審二其爲一レ人、直而剛也、直者敬之所レ存也、剛者毅之所レ基也、內直則外方也、於二其勤一レ業則固矣、所謂敬義立德不レ孤者、寔大人有焉、然世人未レ知レ之可レ惜也、今幸値二耳順之年一、請二壽賀於四方一則使二大人德行揚二四方一者、豈豈不可乎、余於レ是志決矣、爰以請レ之、伏願四方諸彦、爲レ僕賦二詩文若國詞俳諧等一以惠レ之、即糊二于壁間一以耀二壽席一、則何賜如レ之、嗚呼一喜一懼、蓋爲二孝養萬一云爾、家父名宗範、字規甫、號橘齊。

文化四龍集丁卯冬十月　日

男　船津宗恒　頓首謹乞

○本莊九郎太夫

本莊九郎太夫は中筋村の富豪なり、世人呼びて金九

郎太夫といふ、時光寺正堂の手水鉢、曾根天満宮なる花崗石の手水鉢、阿彌陀村地藏院の佛殿は一己の私財を以て寄進したるもの也といへり。

○陣幕島之助

陣幕島之助は伊保崎村の人なり、初め彦藏と稱す、體軀肥大にして力飽くまで強く、二十二歳の時相撲道に入り高見山と號す、累進して幕の中に加はり一時名聲四方に遍し、時の藩主酒井忠道侯厚く寵遇し屢々内謁に侍せしめたり、時に文化年中也、後に陣幕島之助と改め三役に進み、文政十二年病みて死す。

○大内基

寛政年中に生る、魚崎村に住す、皆川淇園先生の門に學び令名あり、門人多かりしといふ、龍ヶ鼻なる金時井堰の碑文は此人の撰也、又俳句を好み前川活舍と號せり、弘化中同志と謀り加茂神社の傍に芭蕉塚を營む、その表に刻せる

花咲て七日鶴見る麓かな。

の句は芭蕉翁の作にして、其門弟梅室の筆也、周圍の玉垣には同志の俳句を刻せり。

○金時宗五郎　中村五郎右衞門

金時宗五郎は伊保崎村の人也、文化年間大に旱し邑民日夜奔走して僅に涓滴を得るのみ、宗五郎頗る氣慨あり、獨り川上に立ちて嘆じて曰く、嗚呼此滾々たる水徒らに海底のものとなる惜い哉と、自ら其資を損てゝ衆に諭し力を戮せて堤を鑿ち水を行る、之を金時井堰といふ、然れどもその水の及ぶ處甚だ廣からず。

天保中里正中村五郎右衞門なるものあり、土地の高卑と水勢の緩急とを測り村民に諭して曰く、平津の河水を龍山の下に導き此處に水筧を設け南流數百歩金時井堰に達せしむれば用水の及ぶ所廣からんと、議定まりて官の允を得、天保二年工事に着手し三たび月を閲して竣功を告ぐ。

後安政四年村民二人の功を思ひ文を撰し石に刻して伊保崎村字龍ヶ鼻に建つ、碑文左の如し。

○魚崎及魚崎新村新渠記

魚崎、及魚崎新村之地、田漁迂遠、且有二數村一而扼二其上流一、旱則設レ防遏レ水焉、故苗悉槁、然其由來舊矣、無二能救者一、文化年間大旱、邑民日夜奔走、僅獲二涓滴一、是時邑人宗五郎者、頗有二氣慨一、獨立二川上一歎曰、惜哉此滾々、徒爲二海底一者也、自捐二其貲一、諭レ衆、戮レ力而鑿レ堤、行レ水則苗始蘇矣、然其處レ及、唯數百頃、費用不レ給而止、天保中、前里正五郎右衛門、測二土地高卑、水勢之緩急一、與レ衆議曰、導二平津縣水一、而致二諸龍山之下一、而設二木筧一、南流數百歩達二于前鑿堤處一則水之所レ及廣矣、議定而請二之于官一、得レ允、天保辛卯歳、大用二役徒一、三閲月功畢、於レ是、潤遍二萬畝一、嘉穀繁茂、其績甚著、今玆安政四年、邑人共謀、劉二二人之功於石一、令二余記一、余也老矣、且拙二文辭一、然與二二子一同村、聞二其功一熟矣、因不レ辭而記。

安政四年丁巳季春

大内基撰　渡部璋書

○中村五郎左衞門　同惣造

中村五郎左衛門は印南郡伊保崎村の人也、世々農業を營み本村の里正たり、性仁厚忠實にして最も殖産興業の術に精し、常に村民の慕ふ所となる、領主亦之を信任す、文政二年飢饉に際し氏は率先米穀を惠與し且人に勸めて其餘貯を醸出せしめ以て貧民を救助し以て纔かに其災を免るゝことを得たり、然れども連年凶旱にして秋收する所地租及び其他の費用を償ふに足らず、窮民年一年より多し、氏憂慮措く能はず、一日龍山に登り水利を起すの必要を感じ文政四年三月領主の允許を得て起工す、爰に於て被害者は其賃資に依りて纔かに飢餓を免かるゝことを得たりと雖も本村は少しく旱燥に遂へば養水忽ち枯渇するの恐れあり、氏地勢を點檢し水利の途を審むるや久し、天保二年に至り方案漸く成る、便ち同年十一月許可を得て村民と力を協せ奮發其功を起し遂に所々に新溝を掘り初めて旱害を免るゝことを得たり、此溝線たるや一方は本郡法華谷川の支流にして一方は龍山の麓なり、共に岩石突出し開鑿困難を極めしも遂に爰に至りしは全く氏が熱血の賜ものと謂ふべし、天保十二年十一月病みて歿す、村民哀慕すること甚し、安政年間龍山の下に碑を建て其功績を後に

傳へたり。

五郎左衞門の長子を惣造といふ、家を嗣ぎて里正たり、同十四年領主特典を以て苗字帶刀を許す、萬延元年三月伊保崎村の南字高須岸に附寄洲あり、氏又私金を投じて之を開拓し耕地となさんとす、而して堤防漸く成らんとし不幸にして病歿す。

今二氏の盡力に成りし工事は左の如し。

印南郡塩市村字ごんご

一溝渠開鑿　延長三百七十九間幅一間半

一天保二年十一月起工、同四年三月成功

一資金壹千貳百両

印南郡伊保崎村字高須

一海岸附寄洲開墾反別二十一町歩

一堤防七百六十間

一萬延元年五月着手、文久元年八月周圍堤防落成

一資金壹萬貳千両。〔播磨之友〕

○伊藤長次郎

伊藤長次郎は今市村の人也、天保八年其郷に生る、幼名を恒次郎といふ、父長次郎に三男あり、長を長三郎といひ仲を勝次郎といふ、末は即ち恒次郎也、兄長三郎早世し勝次郎家を嗣ぐ、勝次郎人と爲り風流を好み身を韻事に委ね家政を顧みず、家道稍々衰ふ、程なく勝次郎病死せしかば恒次郎乃ち家名を襲ぎ名を長次郎と改む。

長次郎性質沈毅にして果斷に富み先見の明あり、今市村は元一橋家の領地なりしが、氏の奉公他に超ゑければ安政四年苗字帶刀を許され同心格五人扶持を賜はり、慶應二年一橋藩出張所の取締筆頭勤務を命ぜられ更に五人扶持を賜はる、明治十三年選ばれて縣會議員となり、同二十二年町村制の實施せらるゝや伊保村長に推選せらる、明治十一年自ら巨額の資を投じ有志の協賛を得て姫路第三十八國立銀行を創立し、其副頭取となり尋て頭取となる、明治十九年山陽鐵道敷設の議起るや率先して其發起人となり、會社組織の後常議員となりて畫策する所勘からず、明治二十一年神榮株式會社を創立して絹糸の輸出業を營み其社長となる、明治二十三年伊保村に酒造會社を創立し、其後神戸熟皮會社を再興し斡旋最も勉む、又盛んに運輸爲替貸金業を營み各地に支店を設けて本店と氣脈を通じ莫大の利益を占め、晩年國稅納額九千一百餘圓に及べり、蓋し長次郎の商略毫も違はず常に機先を制せしによる、嘗て神戸港繁華區域の擴張を豫想し下山手通附近の田圃六萬坪を買收せしに後果して樞要の地となりしが如き是也。

長次郎又貧孤を救ひ力を公益に竭す、歳末には數多の貧民に米穀を施與し、大旱水難ある毎に夥多の米麥を出して貧民を救助するを例とす、明治二十一年金五千圓を献じて神戸市新道の開鑿費を助け、又壹萬貳千圓を献じて海防費を賛す、朝廷其功を旌し從六位に叙す。

長次郎商界紛々の中に身を處くと雖も學を好み詩を嗜み儒者文人と交りて風月を友とし世俗の輩が勢門權家に出入して自ら喜ぶを見て心窃に之を鄙み未だ曾て其風を趁はず、又深く佛敎を信じ同志と謀りて宗敎の團體を組織し興仁會と稱し自ら會長と爲りて畫策する所其宜きに適ひ庶多有益の事業相行はるゝに至しと云ふ、明治二十八年九月十日病みて卒す、年五十九。

園中有小室、未命名、家人呼之曰茶室、

戲賦。

亭小時々好ゝ容ゝ膝　滿園花氣入ゝ窓香
妻兒莫三漫呼二茶室一　此是三餘讀書房
露滴松梢晝亦凉　馴ゝ人幽鳥近二書房一
滿庭花卉風吹過　凡上三旬不ゝ熟ゝ香

米田村

○宮本伊織

伊織は宮本武藏の養子、米田村の産なり、父を其兵衛といひ元は三木侍なりしか別所落城の後米田村に來り伊織を生む、伊織十二歳の時外に出でゝ魚を釣り居たりしに天狗におかされ加古川邊まで連行かれしを何處ともなく白衣の化人飛來りて彼の袖取て引もどし本の米田村に伴ひ歸りて行方しれず失せ給ひぬ、其片袖は近代まで彼の緣家に持ち傳へありしといふ、今は紛失してなし、時に赤石の城主小笠原家に宮本武藏といふ天下無双の兵術者を召抱へられ客分にてありしが、伊織十六歳の時其家に召使はれしに器量勝れたる故武藏養ひて子と爲せり、後主家豊

前小倉に所替にて從ひ下りける、時に島原一揆蜂起の節戰場に出でゝ大功あり、其賞として三千石を賜はる、始は無役なりしが後には家老職となれり、子孫ゆかりの者米田村にあり、其後伊織氏宮たるにより泊大明神の社頭拜殿舞殿舞臺門守等悉く建立せり、即石燈籠に作事の奉行人等銘彫現然なり、便ち泊の古宮を米田村に曳取り建立せられ内宮と號す、泊には堂上家の歌仙三十六枚其外珍品數多寄附せらる、後年に至るまで其子孫小倉より江戸往來の節は泊社へ社參ありしと也、伊織の母は加東郡垂井莊宮脇村の人也、依て伊織も久しく宮脇村に居たりといふ。

〔播磨鑑、村翁夜話集〕

○

宮本武藏は正保二年五月十九日肥後熊本城下に歿し承應三年四月十九日伊織其碑石を小倉城下に建つ、武藝小傳に出でたる其碑文を左に揭ぐ。

宮本武藏墓志

兵法天下無雙播州赤松末流新免武藏玄言二天居士碑　正保二乙酉年五月十九日於肥後國熊本卒干時承應三甲子年四月十九日孝子謹建焉臨機應變者莫將之達道也講武習兵者軍旅之用事也　遊心文武之門舞於手兵術之場而逞名譽人者其誰也　播州英產赤松之末葉新免後裔武藏玄言號二天想夫天資贍達不拘細行蓋其人乎爲二刀兵法之元祖也　父新免號無二爲十手家武藏受家業朝鑽暮研思惟考素灼知下十手利倍于一刀甚以夥上矣雖然十手非常用器二刀是腰間之具乃以二刀爲十手之理其德無違故改十手爲二刀之家誠舞劒之精選也或飛眞劒或投木戟北者走者不能逃避其勢恰如發强弩百發百中養由無踰于斯也夫惟得兵術於手彰勇巧於身方年十三始到播州新當流與有馬喜兵衛者進而決雌雄忽得勝利十六歲春到但馬國有下大力量兵術人名秋山者上又決勝負反掌之間打殺其人芳聲滿街後到京師有扶桑第一兵術吉岡者請決雌雄彼家嗣淸十郎於洛外蓮臺野爭龍虎之威雖決勝負觸木刀之一擊吉岡倒臥于眼前而息絕預依有一擊之諾輔弼於命根矣彼門生等助乘板上去藥治溫治而漸復遂弃兵術薙髮畢然後吉岡傳七郎又出洛外一決雌雄傳七袖五尺餘木刀一來武藏臨其機一奪彼木刀一擊之伏地立所死吉岡門生含寃密語曰以兵術好非所可敵對運籌於帷幄而吉岡又七郎寄事兵術會干洛外下松邊彼門生數百人以兵杖弓矢忽欲害之武藏平日有知機之才察非義之働竊謂吾門生云儞等爲傍人速退縱怨敵成群成隊於吾視之如浮雲何恐之有四散下衆敵上似走狗之追猛獸震威而皈洛陽人僉感嘆之勇勢知謀以一人敵萬人者實兵家之妙法也先是吉岡代々爲公方師範有扶桑第一兵法術者之號當干靈陽院義昭公時召新免無二與吉岡令兵術決勝負限以三度吉岡一度雙利新免兩度決勝於此令新免無二賜日下無雙兵法術者之號故武藏到洛陽與吉岡數度決勝負遂吉岡兵法家泯絕矣爰有兵術達人名巖流與彼求雌雄流云以眞劒請決雌雄武藏對曰儞揮白刃而盡其妙吾提木戟而顯此秘堅結漆約長門與豊前際海中有嶋謂船島兩雄同時相會巖流手三尺餘之白刃來不顧命盡術武藏以木刀之一擊殺之電光猶遲故俗呼船島謂巖流島凡從十三壯年迄兵術勝負六十餘塲無一不勝且定云不打敵眉八字之間不取勝每不違其約矣自古決兵術雌雄人其算數不知幾千萬雖然於夷洛向英雄豪傑前打殺人今古不知其名武藏屬一人耳兵術威名遍四夷其譽不絕古老口所銘令人肝誠奇哉妙哉力量雄玄異干他武藏常言兵術手熟心得一毫無私則恐於戰塲領大軍又治國豈難矣豊臣太閤孌臣石田治部少輔謀叛之時或於攝州大阪秀賴公兵亂之時武藏勇功佳名縱有海之口溪舌寧說盡簡略不記之加旃無不通禮樂射御書數文況小藝功業殆無爲而無不爲者歟蓋大丈夫之一體也於肥之後州卒時自書於天仰實相圓滿之兵法逝去不絕字以言爲遺像焉故孝子立碑以傳不朽令後人見鳴呼偉哉

宮本伊織立石

○糟谷武政

糟谷武政は武則の弟也、父を武貞といふ、武政加古川に生れ長じて豊臣秀賴に仕ふ、大阪落城の後鄉里に歸り加古川中洲の向島に移りて土地を開發す、即

ち今の船頭村の始なり、武政の子孫は世々船頭村の莊屋となり川吏を命せられたりといふ。

○平野庸修

平野庸修は平津村の人也、幼より和漢の學を好み、螢雪の勞を積むこと多年、廣く舊史を渉る、又天文地理に志をよせ大阪に遊びて數學を研究し頗る造詣する所あり、夙に播州志を編纂せんとの志を起し暇勉從事すること十數年、遂に寶暦十二年を以て播磨鑑十六卷を著はせり、此書は播磨十六郡の神社佛閣名所舊蹟山川島嶼城塞都邑の起原沿革より政事宗教産業偉人の事蹟に至るまで悉く是を網羅せり、播磨志に關する著書甚だ尠からずと雖も其博捜網羅の點に至りては本書を以て第一とす、引用書極めて乏しき當時に於て著者獨力を以て斯の大作を成せる苦心察するに餘りあり、今に至りても尚播磨志を研究するもの本書を以て唯一の參考書と爲すと云ふ、播磨史上に貢献する所亦偉大なりといふべし、本書久しく寫本を以て世に傳はりしが明治四十二年播磨史談會是を刊行せり、庸修が篤學の士なることは推して知るべきなるが其傳記太た詳かならず、遺憾なる哉。

○

播磨鑑　寫本　十六卷　平野庸修

播磨の地誌也、第一卷の最初に、建置、形勝、郡名、城地、神社、寺院、舊跡、古城、氏族、人物、土産、風俗の十二門に分ちて其の略目を示し、二卷以下飾東飾西、明石、加古、印南、揖東揖西、赤穗、佐用、宍粟、多可、美嚢、加東、加西、神東、神西の各郡に入り、郡名、城廓、神社、佛閣、名所舊蹟、古城構居の各項につき詳說せり、第十六卷は附錄として拾遺事項を掲載す、寶暦十二年壬午の自序、泉溟の序、同十三年清田訥齋、明和元年甲申三浦元禮の序、同二年草加親賢の序、及び自跋、井村菊水の跋などあり。

平野庸修は印南郡平津村の人にして養甫と字し一才市郎と稱せり。〔國書解題、播磨鑑〕

○

地誌播磨鑑自序

夫宇宙の間萬物以形者此皆圖書に模して古蹟來由を知る事書史を著し、古を今に見ること年暦へだたると雖も居ながら思を慰む、本邦神代の知らざるも倭姫世記日本紀舊事記古事記等ありて是が手規となり唐土の三皇五帝より以降聖賢の作事も書史あつて手範となり西域の經論又々然り、豈萬物以て然らんや、三國ともに同じ、抑播磨州の神社佛閣名所古蹟等古歌に詠せしことはり延寶年間に姫府の醫士大守の命を奉じて巡見し普く之を記して秘藏せしを見るに見聞の不及もあり神社佛閣古蹟等に於て洩れたるも多くありき、且又近代に行はれし三才圖會にも亦詳に不載之、依て予老末の今まで年々これを歎き舊蹟の未だ載せざるを增補し神社佛閣の殘れるを集め後代に記し置かば見ん人頭をうなだれんかしと思はる、古老秘藏の書記等を乞ひ求め遠方の便を以て尋ね探り見聞の及ぶ所を採り合せ老人の志を繼しめ是を大にせまほしと加へ集めて全部とすれども之に限る事ならず、此餘の殘れる事ども多かめれどあゝ國廣ふしてつまみ得ず、後人の補ひを待つ、去に依て古實者の集め置かれし傳書の

播州名所記　姫路の醫士生田道的著

播州年暦記　加東郡粟生の住後藤基邑著

播　州　考　佐用郡佐用の住岡田光個編集

等の書並に古城跡記等一々〔〕ねて此書のみを見てくだくだしからん事をまねかん、是を以て一部一部を分ち各後へに載せたり、又名ありて所の聞かならぬもあれば附錄として書のせ又奇談珍語人物土産の類までことごとく記す、猶も後の君子まめやかにせよと請ふ、されば此書は皆予が鄙陋俟志の萬難今の風土記といはむも憚りありと思へど一人の賢士云へらく我志をつがむも本意ならず願くは梓に上せて後代にうつさば好事文人の便ともならんと勇み悦びぬ、古跡の由を知るは書史に著はして今に見ることにあらずや、予豈令聞名譽を求むるあらんや、實に後來其名跡の湮滅せんことを思ふ、依て是を思へば萬有餘里を弛せて此播磨國の廣く大ひに絶域の中の絶域ならん事をや、今此書首に播磨の始名郡名を著はし且郡内の高並に城下構居の知行高を載たる事也、然ども國内廣く小儀に圖する事不詳、たゞ大略を書加へて策冠す、昔神功皇后の御船を泊まし八幡の垂跡菅公の跡を殘し給ひ花山後醍醐の帝の鳳輦をうながし給ひ又

神龜年中印南野の行幸其外高智碩德の名僧儒學武林の名高き人々まで皆此譽をあらはす、皆國の勝堺ならずや、捨て措くことを思へば歎かはしと和風慶雲の至ることを思ふて集めんには如かじ、實に日月星辰の天にかゝりて墜ちず約して〔　〕に答ふると云ふにあらねど概袖にして見ば土地案内の一助ならん哉、故に短吾を逃ぶること左の如し、是を題名して地誌播磨鑑と謂ふ、然共差誤亦多からん、後の君子我非なるを改め正し給へかしと希ふのみ。

干時寶曆十二壬午年仲秋

播州鹿兒西邊散人平野庸修自序之

○加藤重左衛門

加藤重左衛門は揖市村の莊屋也、家業を大切に勤め朝暮の身の行ひのよきこと言はんすべ知らず、常に積善を好み貴人の志を持ちたる善き人也、嘉永三年より次四年亥年春餓年にて米穀の價甚だ高く村民困窮するもの甚だ多し、重左衛門深く憐みて麥三十俵あまり村民に賑恤せしかば藩主感賞しやがて二字を許さる、是に於て又赤のむし飯を數多むして村中かまど毎に澤山におくり友だちは他處にまれ親屬に至るまでそこはか贈りけるを、加古川稱名寺惠觀大に喜び其故よしを歌によみて加藤におくり其文章は宇都宮大潔筆を加へたり、重左衛門常に誇らず、家業に心をくだき善法をたくみ家政に勵む、依て富みて大善を施すは生ながらの福神也。〔播磨奇人傳〕

○孝子　平吉

平吉の傳は墓誌銘に詳かなれば、左にそを轉載すべし。

播州印南郡廐川西有二小邑一焉、曰二米田一、有二孝子一焉、曰二平吉一、平吉魚崎新邑作藏子、幼養レ於二本邑彌三郎一、奉事如二所生一、閭鄉稱レ孝、歲丙寅大雨、廐川暴漲溢レ於二米田一、孝子急負レ父走出、復走歸負二其母一而遁、時夜、猛雨烈風乘レ之、翻二盧舍一、扳二樹木一、蕩爲レ江、有二呼吸一而孝子恬若レ不二聞見一、既而孝子愁然謂二父母一曰、雖二今日輒救一爺孃一也、不レ知二明日何術以養一焉、願家猶有二鬻粟餘鈔一、水未レ及焉、兒請走矣、固止レ之、不レ可曰不レ救二干饑一、猶レ不レ救二干水一、水且レ及焉兒疾走矣、言訖無レ蹤、天明水退而孝子不二復還一、唯遺二其屍於僦棟一仆二枕中一矣、年僅二十、悲夫、寔慶應二年八月七日云、抑若孝、而罹二若慘一、豈可レ默也耶、今玆本藩民政局白二于廳一、追二旌其孝一、庶二石於其瘞屍所一寔可レ謂二盛事一矣、嗚呼平吉今値二斯盛事一、厥孝與レ石弗レ泯二沒於千載一焉、則百慘曷足レ道也耶、又聞二其風一者胥與起、曰、藩澤深哉、廐川淺哉。

明治三年歲在庚午冬十月

姬路　生田周行　撰文

○尾形東園

尾形東園は尾張藩士なり、晩年船頭村に居住し、加古川町稱名寺に其碑あり、今碑文揭げて其略傳を世に知らしむ。

○尾形先生之碑

君姓尾形、諱孟恭、字子章、通稱一藏、秋水、東園、鶯羽、學山、皆其號、又號二梅花小隱一、故尾張藩士也、幼聰敏長而學二于藩儒秦滄浪先生之門一、十八歲有レ故出レ國歷二遊諸州一、二十四歲寓二于和州芳野一、下レ帷授レ徒有レ年、既復去而漫遊、三十五歲住二播州加西郡廣原村一、娶二鄉豪族大野氏女一、因遷二于加東郡大門邨一、又敎二生徒一、明治二年三月妻大野氏歿、翌年移二居于印南郡船頭村一、邨人糟谷氏等厚遇レ之、乃復開レ塾、從遊者日多、又娶二明石士族鷺塚氏女一、君以二十年十月十日一歿、享年六十有三、葬二船頭村一、建二碑于加古川稱名寺一、君學兼二經史一、最精二周易及左氏傳一、又通二悉曇學一、有レ所レ著、未レ脫レ稿而歿、書尸二祝右軍一、亦善二篆刻一云、嗚呼君雖レ無二赫々之行一、其所レ居人敬愛之一、乃可レ知レ爲二君子人一也。

明治十三年十月八日　船山草塲廉　撰

○川鍋つる

米田村の內米田村の人なり、明治四十年一月四日兵庫縣知事より其善行を表彰せらる。

兵庫縣印南郡米田村　川鍋つる

天資溫良貞淑明治十八年三月廣吉に嫁してより以來未だ曾て其意に悖戻せしことあらず、日夕內職

に精勵し家計を助くると雖も家族七名の多きを數ふるが故に炊煙の擧らさる日も亦た鮮しとせす、加ふるに老母いそ七十五の高齡を保ち明治十五年以來病に罹り四肢其用を失ひ起臥自由ならさるも看護孝養を怠らす二十有余年の久しき一日の如し、其間二男二女を鞠育し常に貧窶に苦しむと雖も温顔以て老母に接し其嗜む物あれは己の食を廢するも必す之を求めて老母に供し其喜を見て自ら快とするか如き或は其心願を察して夜間人の定まるを待ち風雨寒暑を厭はす負ふて村内の四寺に歷拜せしむるか如き到底常人の爲し能はさる所なり、是を以て貞婦孝女の名聲は遠近に喧傳し聞くもの感泣せさるなく其志行の風敎に資すること頗る大なるものあり、洵に奇特とす、依て爲其賞金金六圓下賜候事

明治四十年一月四日

兵庫知事從三位勳二等　服部一三

東神吉村

○神吉自迪

神吉自迪は神吉村の人、醫師也、初め京都に住し又大阪に寓居す、後在所に於て歿せり。〔播磨鑑〕

自迪は通稱を市左衛門といひ、神吉常樂寺の境内に墓あり、碑文左の如し。

○神吉自迪清嚮墓

府君諱清嚮、字默齋、世神吉邑人、故以二神吉一爲レ氏、乃神吉城主、民部少輔信烈之嫡玄孫、久兵衛信常嫡曾孫、惣兵衛信重之嫡孫、市左衛門依信之嫡子、母亦神吉氏也、寛永辛巳三月二日生二于神吉一、延寶辛酉四月二十四日死二於姬路一、因葬二此所一、及系レ之銘、銘曰

氣和志剛　外方內直　嘗辨二才理一　常修二道德一　作二聖賢謨一　遊二程朱門一　周知勉行　斯之神魂

自迪が藩主の病を醫したる功により姬路藩より山林を拜領せしこと神吉村明細帳に見えたり。

松平大和守樣御代

延寶九酉年　矢川門兵衛樣、樋口喜三右衛門樣御代

○山脇卷石

卷石は益田新村の產、益洲と號す、權中納言從二位石山師香卿の家醫と爲りて在所に居し眼の治療に奇功を奏せしとて其名世上に高し。〔播磨鑑〕

卷石は山脇九兵衛の子にして幼名を元竹と申す、成長の後京都典藥頭保正院浦野道央の門人となる、後京都石山中納言家の家醫となり山脇卷石と號せり、此仁儒道を全く行はれしこと皆人の知る所也、仁心厚く貧窮の者病患の時は藥を施し道路を修め父母に孝養を盡しけり、子に臥し寅に起て學問をし博く十三經に涉る、亦醫の奥儀をさぐり本道外療を兼備す、君子不以紺緅飾とやら身に衣服を撰ばす紙布の羽織蘭の編笠を着て徘徊す、されども其德他國に聞ゑ凡二十七个國よりも眼病人來れり、田舍には比類なき名醫也、卷石の名は中庸に今夫山一卷石之多及其廣大卉木生之禽獸居之寶藏興焉是より撰出せり、寶曆五乙亥十二月十八日行年七十九歲にして命終る、法諡して釋卷石と謂ふ。〔益氣物語〕

門樣御證文

一請林　一个所　松木林　市左衛門

但大池之東南北八十八間東西三十九間此段別一町一反四畝十二步、走溝上東西二十四間南北十八間此段別一段四畝十二步、反別〆一町二反八畝二十四步、神吉組宮前村地內大池之東同走溝より西の方、東は道切境塚あり、北は志方境塚まで、南は宮前村古新田を限り西は大池之端まで、此運上銀六匁四分。

（註）境塚は莊の境に築きし塚也、尙境石といふに等し、境石の一例は伊保平津兩莊の境なる字魚橋の西端にありしといふ、この事名跡篇に入るゝ筈なりしも便宜上こゝに註す。

○神吉文說

神吉文說は神吉村の人にして庄左衛門といひ寶永中の人也、五段の碁を打ち當時京阪地方に於て勝つ人無かりしといふ。

文說が碁客として有名なりしこと播磨鑑にも見えたり。

○金川甚左衞門

金川甚左衞門は天下原村の人也、家世々木綿商を營めり、當時播州木綿は皆大阪に賣込みしが其需要地は大阪に非すして實は晒木綿と爲りて江戸に送らるゝなり、甚左衛門大阪商人に其利益を壟斷せらるゝを慨し江戸に直輸出をなさんと欲し焦心苦慮百方畫策して當時の姫路藩家老河合寸翁に謀り播州木綿一手買占の約を整へ現今の加古川下手の河原に木綿晒場を設け悉く此處にて晒上げ玉川晒と稱し江戸に支店を設けて廣く販賣せり、此に於て播州木綿は其價を增し隨て產出額を增し延いて姫路藩の通用をも宜しくなしたり、領主其功を賞し苗字帶刀を許す、其後雲州藩の家老藩の切手の通用振はざるを嘆き河合惣兵衛に謀る、惣兵衛甚左衛門を推薦す、依りて領內の木綿を悉く藩に買上げ後商人に拂下げを爲すべきことを献策し自ら其一手拂下を受け大阪積を爲せり。

甚左衛門幼にして書を好む、十歲の時高砂に行きて學ぶ、或時風の字を書して善くせず、二週間風の乁のみを習ひ清書せしに師賞して我が書より遙に優れりと言ひたりとぞ、十三歲の時歸りて弟子を集め書方を授く。

晚年佛を信ず、嘗て姫路船場本德寺の會計紊亂せしことあり、甚左衛門往きて整理せりといふ、又俳諧を好み玉川と號せり。

○金澤九郎兵衛

金澤九郎兵衛は砂部村の人にて市場屋九郎兵衛と稱せり、文政の頃加東郡市場村近藤龜藏を金主と爲し高砂町市場屋嘉兵衛と力を合せ二十餘年を費して加古郡池田新田を開發せり、又本郡的形村の塩田及び飾磨郡廣畑村鶴場新田の開發にも力を致せり、藩主其功を嘉し奉行金原長澤両名の苗字をとり金澤の姓を賜ひたり。

○喜多順庵

喜多順庵は砂部村の人にして松籟と號し後松隱と改む、少くして醫術を好み長じて京師後藤艮山の門に遊ぶ、又外科術を修めんと欲し長崎に行きて楢林吉雄に從ひ刻苦力學すること二年に及び術大に進み歸りて業を鄉里に開く、治を乞ふ者門前市をなす、屢々姫路侯明石侯の疾を診して名聲遠近に嘖々たり、老後茶技を速水宗曄に學び深く其技を嗜む、年七十五にして病みて歿す、時に天保十年也。

子順庵父順庵に嗣ぎて醫を業とし亦屢々姫路侯明石侯及び龜山本德寺門主の病を診し父子共に苗字帶刀を許され四人扶持を賜はる、順庵諸家の奇法を得て治療に名を得たり、其患者に接するや常に懇切にして注意至らざるなく大病人に對しては我身を顧みずして力を致し高價藥をも惜まず用ひて肯て價を貪らず、故に妙功を奏すること多かりしと云ふ、又歌を好み號を公綺といふ、島岡眞心、鷺塚珍、古谷士子、水野直躬、野々口隆正を友として古學に志し讀むところは新古今、詞花集、金葉集の風をむねとし面白きふし多し、又茶を樂しみ茶杓をけづりて人に施す、梅の木松の木にて製りたるもありて實に神工の巧あり、發句師青蘿、玉屑、梧莽等と胥謀りて米田堤に觀月所を營み石碑を建てゝ清遊に資せしことあり、實に風流の人也、喘をするに可笑しき所は我身先づ笑ひて大聲にて喜べりしとぞ、安政二年逝く。

（附記）子順庵の傳は播磨奇人傳に據る。

○奇童千代松

千代松は增田新田出抔村の大工平兵衛の悴なり、安政二年四月二十一日出生、此童子眼に瞳三つあり、雙眼にて六瞳なり、容貌おひたち健やかにして勝れて達者に見れど何となく鮮やかにして麗はし、手掌に縱筋多く指のまたに入る、足の裏に菱の紋三つ、大に常體の童に異れり、身態も三四歲位に見れて力強くて温順なりしかば其聞れ其所彼所に名高く時の役人詳に姫路侯に聞れ上ければ侯哀れに思召されて二人扶持を下されしといふ、平兵衛は生國尾張の大工某の子也、故ありて此處に來り住居せし也、母は姫路在北井手村彌左衛門の娘なりしが夫婦となりて此子を產む、千代松足の裏に千歲となりし龜の甲の模樣自然に筋となる、四方八方より見物に來るもの多かりしが惜むべし、夭死しけり。〔播磨奇人傳〕

○長谷川龜次郎

長谷川龜次郎の傳は東神吉村の內西井之口村學校跡に建てられたる旌德碑に詳かなれば左に其全文を轉載すべし。

長谷川龜次郎君、爲レ人豪邁不羈、而識見之高、胸襟之濶、非二尋常商家所一レ企及一、故其所レ爲之事、無下一不レ屬二于率先一者上、今試列二擧其實歷一、明治初年、航海權總爲二英國專有一、君有レ慨二于此一、獨力製二滊船一、名曰二安洋丸一、以復二我航海權一、當時天下商業屬二會社組織一者、寥々無レ聞、君銳意奮進、糾二合有志一、創二立物產會社一、以謀二商業發達一、君特感二教育不一レ振、投二千金一、新二築井之口村學校一、當時縣下學校、概代二用人家一、一無二可レ觀者一、君擧頓改二其面目一、爾來滊船增加、會社競興學校新築、固雖二氣運之使一レ然、亦無レ不レ基二于君率先一焉、維新前、献二金數十枚於舊姬路藩主酒井侯一、其他輸二掌于公事一、機敏莫レ不二立辨一、藩主感賞不レ措、擢二君大莊屋並一、列二其班一、後進準二藩士一云、君晚年一意歸二依佛門一、設二說教場於高砂町一、一則防二禦外教浸淫一、一則陶二冶同胞心靈一、要レ之無レ論二有形無形一、君率先之功、不二獨止二于當時一、施垂二永遠一者多矣、天若假二君年一、其志業將レ不レ止二于此一、嗚呼、悲哉、明治二十三年一月二十三日、罹レ病溘焉辭レ世、享年五十有二、佛謚曰二釋淨修一、頃者鄉黨相謀、建二一大隆碑一、徵二予文一、予與二君交善、不レ堪二今昔之感一、不レ辭二不文一、記二其事業最著者一、以傳二于不朽一云。

明治三十七年六月上浣

從二位勳二等子爵品川公題字

福原謙七謹撰　　愛石環亭書

尙左の信書は當時の狀況を知り且つ本人の面影を偲ぶに足るを以て之を掲ぐ。

一月十七日出之御狀十八日專長寺に相達し拜見仕候、仰之通り夫々承引、不子儀も實に心掛候得共何分に多用に付延引仕候、則大工共段々引合仕候所極々大金入用に付困入候へ共今日開化に至候間飾磨縣之第一之西洋造之取扱致事故不子心配可仕候、先々近村人氣宜敷候はゞ相樂可申候、明後日は大工共を連て歸宅仕萬々相談可仕候。

大工共私共方にて木材可仕候、井之口へ引取之上は直に組立可申、人足多分有之候共入用無之候、近村贊成者へ實意相談有之度候。

先づ凡見込大阪西洋造一通に致候へば貴地造方にて千二百両之見込入用相心得可申候。

我一生涯の井之口村に於て殘置候事故心配可仕候、皆々樣も相成丈御心添御願被下度候。

實に今日開化に至り候事故飾磨縣第一井之口村取建方可仕候はゞ天龜之御咏方と相心得候也。

大日本三年先きにては目をさまし晝中に提灯を此迄はとぼした事同事也、先は取急ぎ酒之上にて御免。

一月十九日夜十一時　　長谷川盛實

幸一郎樣

甚之助樣

熊五郎樣　上

○田淵恒太郎

田淵翁は天保元年六月朔印南郡神吉村に生る、父名雄紀母名は多計神吉氏の出也、翁少小より讀書を嗜む、後志を醫學に屬し笈を負て諸州に遊ぶ、前後凡そ十餘年、到る處老醫に就き其秘を叩き其術を學び斑々として鬒め頗る得る所あり、歸りて父祖の業を繼ぐ、尋で命せられて姬路領內醫學寮學頭となる、時に明治元年也、爾來銳意諸生を誘掖敎導す、功果頗る擧る、三年に至り姬路民政局は姓を稱せしめ刀を佩ぶることを許す、又下すに銀若干を以てす、蓋當時の異例也、時人以て榮となす、明治六年學區取締を命せられ九年戶長となる、疲弊を起して產業を立てしめ民情を察して政化を布き治績多し、十三年十二村の戶長となり衆民信服せざるなし、是を以て縣衙屬々錢貨を下し以て其精勵を賞す、二十二年制度改正の時又撰ばれて村長となる、翁就職以來銳意制度の實行を期し極力自治の發達を計り寒朝には霜を踐みて老圃老農の疾苦を憐み雨夕には心を潛めて會計財理の整頓を慮り努めて賦課を輕減せしめ以て基本財產の剩餘あらしむ、或は民人の相諍論する事あるや鷸蚌の爭は各自の不利なることを說諭して殷勤に其間に周旋し以て能く之を調停せしむ、其檢疫委員となるや虎疫流行の際に方り身命をも顧みず奔走馳逐鄉邑の衛生に盡瘁す、其學務委員となるや熱心に敎育の急要なるを勸說せしかば讀書の兒漸く多

く咿唔の聲畎畝の間に聞ゆ、或は里道改修に力を盡して其功を奏し、或は災民救恤に心を用ひて其德を行ひ事大小となく郡國に關するものは率先自ら其勞に任じて曾て自家の利と害とを問はず造次の間顚沛の際尙且失措なからんことを期し臨深の戰、履薄の恐深く只其職責を汚すなからんことを庶幾す、嘻嗟此熱誠と勞劬とを以てす、寧ぞ民心を感興せざらんや、着々實績を奏して鄕邑皆欽仰す、故を以て村廨郡衙亦之が勞に謝せんことを議決して財物を贈り謝狀を寄する事其數を知らず、終に官の聞く所となり其功を顯著なりとして藍綬褒章を賜ひ以て之を表旌す、其記に曰く。

資性廉直一鄕の屬望する所となり夙に戶長の職を奉じ町村制實施の際本村長に擧られ能く地方制度の主旨を體認し專ら自治の發達を計り敎育に盡力し會計を整理し民情を調和する等多年公同事務に誠實勤勉し其勞功顯著なりとす依て明治十四年十二月七日勅定の藍綬褒賞を賜ひ其善行を表彰す。

時に二十五年十月也、翌年感ずる所ありて村長を辭す、衆之を惜まざるものなし、爾後專ら文筆に從事し帷を下して諸生に敎授す、傍ら猶刀圭を執りて仁術を施す、老幼皆之を德とす、時ありては花鳥を春山に伴ひ時ありては風月を秋江に弄ぶ、餘生間適悠然として自ら樂む、復俗事の糾紛たるを知らず、本傳を草するに當り其詩稿勤餘小稿といへるを寄す、取りて之を看るに亦詩海吟量を見るに足る、且復讎歌の如き大に世敎に關するものあり、蓋尋常の吟詩翁を以て見る可からざる也、翁の室は陰山氏千鹿と名づく、五子を產む、其子宏象家を紹ぎて醫を業とす、常陸の吟友榊原育壽曾て詩を以て翁を頌す、其詩に曰く

推爲村長是名望　會計無私最正當
夙誘民情成調和　遂敎風俗化淳良
貪功暫帶黃金印　直道只承藍綬章
須識衆人欽慕厚　一官十有七星霜

晩年力を衛生上に致せるの故を以て縣木杯一個を賞與せり、礎子曰く醫業は仁術なり、吏務は仁の用也、醫にして吏となる仁其中に在り、孔子曰く里仁爲美擇不處仁焉得知と、恒翁の如きものは洵に仁知の屬と謂ふべし。〔明治忠孝節義傳〕

著書

一勤餘小稿　明治二十七年十二月印行
一梅花小隱詩鈔　明治三十三年十二月印行

○勝山普明

勝山普明の傳は墓銘に詳かなれば左に其全文を轉載すべし。

法性山常樂寺二十七世改格中興寶瓶山三十六世傳燈權大僧正契空普明大和尙碑文

師姓勝山號雲海京都人、幼就當山普禪上人剃度、無幾上人遷化、尋事順光上人、掛錫洛東禪林螢雪積功住洛西持寶寺、順光上人亦遷化、乃歸住于當山、後進本派學監、課餘嗜詩、其著自適園吟叢後編有罹病紀事、詩曰、法性山房修淨因。蓮臺妙果誘諸人。奉還官祿遭凋弊。買得畬田賑寺貧。萬國通商航海頻。宗敎混信佛耶神。當時本刹漸頹廢。棟撓梁傾陷瓦鱗。勸化鳩財葺覆竣。瑠璃光殿造營新。建玄關擬檀林格。基本貳千圓達嚫。半給祠堂追福緡。半供法脈學資銀。師蹤住務超々紀。擥鏡髭斑驚面皴。自適園中避世塵。林泉有趣日相親。賦詩畢竟雖煩惱。悟妄元來妄即眞。護法丹心磨不磷。寶瓶靈城鎖香闉。本宗管長令移錫。緇素傳燈轉法輪。在職五年蒲柳身。歸園罹病六旬春。一心遲死憑弘誓。聖衆現前華座臻。賦此後經九年寂、蓋師履歷功業概如此、吾曹復何贅。

遺弟等欽誌

平莊村

○瀧右左治

瀧右左治は印南郡平莊村の人なり、天保十四年十月十五日を以て養老村に生る、明治二年莊屋役に擢てられ後選ばれて村長の職に就けり、人と爲り溫厚篤實品行方正、且つ廉潔にして事に處して公平無私なりしかば村民の折合極めて圓滿に更に苦情を聞かず、夙に自治制の本旨を體認し誠實勤勉終始一日の如く專ら部內の福祉を增進せんことを圖り敎育に勸業に衞生に意を用ひて其勞功尠からず、多年公同の事業に盡力して其功績の見るべきもの枚擧に遑あら

す、事遂に上聞に達し勅定の藍綬褒章を賜ひ其善行を表彰し給ふ、實に明治二十五年八月なり、閤村擧りて相慶し地を印南山頭青苔の地に卜し表德碑を建て以て君が萬功は一德に出でしことを永遠に傳ふるに至れり。

氏や感激の至り益々砕礪の誠を致して繁雜なる職に在りて尙孜々として怠ることなく、明治二十七年十二月郡民總代として廣島に天機を奉伺し、或は大阪地方姫路地方に於て擧行せられし特別大演習には其宴會に招待せらるゝの光榮を擔ひ、日清日露の兩役には進んで軍資金軍用品を献納し、且東奔西走救護事業幹旋して寧日なかりき、明治三十九年功に依り勳七等に叙せられ青色桐葉章並に金員を賜はる。

其他公私の事業に關係し事苟も公共の利益となるべきものは熱誠を以て終始し其責を盡して褒詞を受けしこと數回、德望實に部内に冠たりしが、明治四十一年五月病を得同八月八日溘焉として他界の人となる、享年六十有六、至誠院忠膽義勇居士と謚す。

終に臨み村民に告別の辭を送りて平和の美風を永遠に傳へ共同一致本村の隆盛を企圖せんことを懇望し、更に聚雨一過して月痕朗なり、我逝かん、諸氏自愛せよ、の一語を遺して逝けり。

宜なり、氏の村民に臨むや懇篤にして村民の氏に對する慈母の如かりしかば部内は今に至り平和の美風は益々助長せられ、和氣靄々の裡に共同一致の實を擧げつゝあるは亦以て氏が生前の德望を偲ぶに足るべし。

○日本帝國褒章之記

兵庫縣印南郡平莊村長

瀧　右　左　治

資性正廉夙に大莊屋役に擢てられ尋て戸長の職を奉し町村制實施の際村長に擧げられ能く地力制度の主旨を體認し專ら自治の發達を計り學校道路勸業等に盡力し多年公同事務に誠實勤勉し其勞効顯著なりとす依て明治十四年十二月七日勅定の藍綬褒章を賜ひ其善行を表彰す。

明治二十五年八月二十四日

奉　勅（大日本帝國賞勳局印）

賞勳局總裁正三位勳二等侯爵　西園寺公望　印

同　副總裁從三位勳一等子爵　大　給　恒　印

此證を勘査し第百六十三號を以て褒章簿冊に登記す。

賞勳局書記官從四位勳四等　平　井　希　昌　印

同　正五位勳四等　横　田　香　苗　印

○平莊村長瀧右左治君表德記

無レ德而レ有レ功、謂二之徒功一、有レ德而有レ功、乃爲二眞功一、吾求二其人一、播之印南郡、平莊村長瀧君是也、姓瀧氏、名右左治、父曰二利平治一、君其長男也、以二天保十四年十月十五日一生、性忠實、處レ事不レ苟、明治二年、以二藩命一、爲二本郡芝郷里正一、即今養老村也、明年進二大里正格一、許下帶二雙刀一、用中藩章上、五年、以二飾磨縣命一、爲二副戸長一、七年爲二一等戸長一、未レ幾、飾磨縣合二兵庫縣一、君亦屢轉二任郡中諸村戸長一、並有二聲譽一、及二町村制施行一、終爲二今村長一、其爲二戸長一也、學校事務、地位等級議事、以至二道路改修、惡疫豫防等一、不二敢忽一レ之、必盡二其心一焉、是以、縣廳郡衙、賞與不二一而足一、終至レ拜二勅定藍綬褒章之榮一、以二其誠實、能體二認朝旨一也、於レ是乎、閤村同レ口相慶曰、君之萬功出二於一德一、豈得レ不レ表レ之乎哉、遂徵二雲文一、勒二諸豐碑一、以爲二後代鑑一云。

明治二十六年四月　日

龜山雲平　謹撰　愛石環亨　敬書

篆額萬功一德の四字は兵庫縣知事周布公平氏の筆なり。

上莊村

○松尾喜右衛門

都染村に松尾喜右衛門といへる人あり、地質を知るの名人にして土を口中にて試み能くその善惡を分ち、ぬ、天和年中備中松嶺の檢地を仰付けられし節喜右衛門姫路御役人と同道して罷越し一々田地を上中下に分ちけるとぞ。〔播磨鑑〕

○甫仙和尙

印南郡藥栗村の産、禪宗洞家の名僧にして、攝丹の堺なる青原山永澤寺の住職たりしこと世の知る所なり。〔播磨鑑〕

○野口源太夫

印南郡都染村の産にして觀世流の散樂太夫なり。〔播磨鑑〕

○大西知雄

大西知雄は見土呂村の人にて通稱を吉兵衞といふ、人となり慇懃にして膽略あり、見土呂、井口、都染の諸村は地勢高くして旱害に遇ひ易きを憂ひ夙に水利を興すの志あり、里正となるや直に官に請ふて土木を起し辛苦經營すること前後十餘年間、遂に其目的を達して三村の堰溝を竣成す、茲に於て大に灌漑の便を得民みな其恩澤に潤ふに至る、文政十二年三月姫路藩主其功を賞して宅地の租を免じ翌年十一月帶刀を許し俵米禮服を賜はる、蓋し異數也、天保十二年正月二十二日疾を以て家に終ふ。

○碑銘

姫路の君のしろしめす播磨の國印南の郡見土呂都染井口この三の村にかゝる水乏しく日てりつゞけば徒に稻の枯るゝを見過す年多かりき、その見土呂の村長にて大西吉兵衞知雄といふ人ありき、驕らず高ぶらず、さりけれど國の爲には物を惜まず

よく力を盡しけり、其水の乏しき事をいたく歎くあまり姫路の殿へ其由きこゆあげけるに殿よりも黄金そこはく賜はりければそれを基にしてそこかしこ入りくみたる所より水をひきなど心をつくして池を廣く堅く造りなしぬ、その後は三の村々ともに水たりにけり、その時のかきものは皆その大西の家にありとぞ、これにより近き年ころ日照りつゞきけるにも稻よくみのりたり、それを三の村人打喜びてこの人の爲に池のほとりに石文をたてゝその事を後の世に傳へんとす、惠をうけて忘れぬこゝろざしも亦めでつべくおもへば乞はるゝまゝにそのゆゑ由をかき誌すなり。

水もいけにみつの村里とゝしを經てめぐみも稻もかれせざりけり。

安政三年八月　日　野之口隆正

○大西甚一平

先代甚一平は、天保二年に生る、年纔に二十五歳にして家督を繼ぐ、時恰も明治維新の革變に遭遇し舊富豪家滔々として破産の悲境に陷り時代の犧牲となり失脚したるもの甚だ多かりしが翁此時代に處し能く其家格を保ちて守成を全ふしたる而已ならず、更に新時代の趨勢に乘じて能く機宜を謬らず、同家の一大發展を劃し以て今日の大を致し卓然衆表に傑出せしむるに至る、翁は實に一家の大を成したるのみならず先代伊藤長次郎翁幷に米澤長兵衞翁と共に三十八銀行加古川銀行神榮會社熟皮會社等を創立して重役となり、又時に經營を主宰し、或は自ら大西銀行を設立し國包銀行を組織し何れも頭取と爲り經營を誤らず村里の金融機關となりたるが如き、彼の廣島岡山市の如き金融機關が全く大阪の勢力に左右せられつゝあるに反し播州の金融機關が獨立して重きを爲せる所以のものは全く翁の堅實なる劃策經營の結果に外ならずと云ふ、翁は亦自ら家道の發達を圖り播州の實業界を振起作興し維新草創の際能く其歸嚮を指導して經濟界に貢獻せしのみならず幼少より頗る公共心に淳く數次領主酒井侯に賞賜せられ、又郡縣會議員等に擧げられ地方自治體の發達を圖り縣政に參劃し、或は道路學校其他の委員を囑托せられ身を挺して盡瘁したること甚だ多く、殊に學校道路

溜池或は社寺貧民救恤等公共慈善の事業には自ら率先して貲を捐てたること枚擧に遑あらずして今尚里人の欽慕措かざる所也、資性温順至孝、氣品高雅にして常に文墨に親しみ最も和歌俳諧を能くし錦心繡腸以て掬すべきもの尠しとせず、其始めて家職を繼ぎしより世に立つ實に四十七年の長きに渉り明治四十年八月五日七十七歳を以て歿しぬ、其墓法泉庵に在り、左に其碑銘を掲ぐ。

○碑銘

大西翁諱彭益後改公敏、天保二年七月朔生二播磨國印南郡上荘村見土呂里一、資性至孝自幼有二偉行一、藩主酒井侯賜レ物賞レ之、翁年二十五襲二先業一、勤儉勵精、拓レ地穿レ池、專盡二力農耕一、又開二商肆一興二釀業一、其擧措頗敏二於貨殖一、而常以二公益一爲レ務、於レ是鄉黨稱侍、連選爲二銀行商社之主幹一、又屢選任二郡縣議員及委員一、每レ有下開二道路一建二學校一修二社寺一恤二貧窮一等之事上翁必先レ衆捐レ財輸レ誠、人皆多レ之矣、翁治レ家四十有七年、產業大進家聲頗揚可二以稱一中宗一也、明治四十年八月五日病歿享年七十七、葬二于先塋之次一、配谷川氏、法名

妙薫、十三年十二月十六日先歿、嗣子彭信建二寶筐院塔於法泉庵一以薦二冥福一吾爲レ之銘曰

克與二家門一　克利二鄉黨一　信レ佛　敬レ神
體胖心廣　陰德餘慶　兒孫憑仗
寶筐高顯　永然萬象

○畑　應親

畑應親は國包村の人也、通稱を平七といひ退隱して平左衞門と改む、人と爲り温厚篤實にして常に心を公共の事に用ふ、龜の堰は實に應親の心膽を碎きて完成せしもの也。

抑々加古川は往時國包村の東を流れたりしが後堀河天皇の嘉祿年中洪水氾濫して堤防決潰し河身處を變へ砂石を田面に推積す、爾來殆んど六百歳、樹木叢生して一帶の長林となり其稍々耕作に適するものは僅に二十餘町歩あるのみ、而も田面は川面よりも高きを以て其水を灌ぐ能はず、又溜池を築くべき所もなければ水田二十餘町歩は唯天水と溜井とに仰ぐのみ、故に五日雨なければ既に肝夕枯槁に頼りて灌漑し農家の艱難實に他村に倍蓰す、爲めに他村の女此村に嫁するを怕るゝに至る、應親この狀を見て憂世救民の情勃然燃えて火の如し、乃ち奮然起ちて疏水開鑿の擧を企つ、或は他人の妨碍を加へんことを懼れ、密に畑源右衞門、畑國列、高橋源右衞門及び大工藤藏等の有志と議して事業經營の順序を畫定し、深夜藤藏等を率ひ線香に火を点じ其光に依りて土地を測量し水源地を美嚢川に得て成算歷々たるに及び始めて其計畫を發表せり、然るに水源地は明石侯の領地たり、應親以爲らく明石藩は必ず堰を設け水を殖つことを肯せざるべしと、乃ち禮を厚くして之を懇請す、應親夙に信義を以て聞え遠近推服す、明石侯亦應親の篤志に感じ之を許す、因て姫路藩主に具狀し文化十一年始めて工を起す、之に要する巨額の費用は悉く私財を以てし毫も他人の力を假らず、其溝渠の敷地亦成るべく自家の所有地を以て之に充つ、經營中種々の困難に遭遇すと雖も千挫不撓の精神を以て晝夜碎身刻苦し遂に文化十三年に至りて成工を告ぐ、其長さ實に五十町、龜の堰と名づく、國包、宗佐船町の村落に及び磯痔の地悉く膏腴の土壤となり、曩年の林叢は闢けて水田六十餘町歩を得たり、藩主その新墾の地なるを以て特に徵稅を薄くす、茲に於て村民春饒く秋豊に又前日の勞なく戸口大に繁殖す藩主其功を賞し苗字帶刀を許し毎年米五苞を賜ひ其宅稅を免除し、又自ら應觀の家に臨みて徽號の印籠を賜ひ大莊屋以上の格を以て待遇す、然れども地稅の免除は冥心に愧づればとて固く辭退せしといふ。

應親救世の志尚止まず、美嚢川の上流より渠を通じ明石北部の田地に灌漑せんことを企て計畫既に熟し將に着手せんとして病に犯され嘉永二年八月歿す。

初め應親の龜の堰開通の擧を企つるや其成功を期せんが爲に樓上に一室を設けて辨財天の像を祀り朝夕信仰せりとぞ、此像は僧空海の作にして今尚同家に傳はる、又此事業につき易學の必要を感じ研究を怠らず、傍心を聖賢の道に傾け、又扶茶、生花、薫香、謠曲等の技を修め以て精神の休養を圖れりといふ。

村民深く其德を念ひ碑を建て功を錄し爲めに毎歳八月朔日其祭典を營む。

○播磨州印南郡國包村龜堰碑銘

山陽八州播在レ東而尤大、播八諸侯姫路在レ東而尤大、播之爲レ地前海後山、南卑北高、出二明石一西北行入二姫路一、封內甌窶萬頃靡レ有二渠洫一、而邑里蕭條至二國包始見一水田一、人家比列蔚然成レ邑、國包之西有二一水一、名二瀧野川一南流入レ海、東北亦有二一水一名二美嚢川一、西流入二瀧野川一、二水會處上流數百步側有二一渠一、西南流入二國包一、所謂龜堰也、往昔瀧野川在二國包東一、嘉祿中決而西移、沙石攸レ山經二六百餘歳一、樹木叢生爲二一帶長林一、其未レ攸者二十餘頃、每田鑿レ井桔槹是賴、男婦夏畦之勞異常、至二他邑女子怕レ嫁於國包一、土人畑應親居常恨レ之、與二其處善畑源右衞門畑國列高橋源右衞門大工藤藏一謀鑿レ渠、人皆謂川卑於レ田必不レ成矣、應親恐二外人泄聞或致一關碍一深夜、拉二藤藏等一用レ準而測二地勢一議曰瀧野卑須レ堰上美嚢一也、而其西岸下石野、東岸正法寺、皆係二隣侯封內一、恐不レ肯レ設二堰頗水一、乃厚レ禮請二二邑一、畑氏邑著姓也、應親夙以二信義聞一隣境一、人素服レ之、乃許二我請一、應親請二諸本府一得レ允、文化甲戌始用二役夫一鑿二渠於川側一堰レ川而行レ水焉、以二田有二高低一劃レ渠爲レ二、一上一下、以便二灌漑一、又謂川屢移高下無レ常、今之處レ堰異日涸亦不レ可レ知也、乃請立二分水

標於川」左右上下數百步之間隨レ處設レ堰、二邑又許レ之、丙子役竣、名曰二龜堰一長五十町、自二國包一傍及二宗佐舟町二邑一、磽瘠悉爲二膏腴一、居十餘年、長林稍闢得二田數十頃、國包原百五十戶、增至二百餘戶一、上以二新墾故一特薄二其稅一、然歲額增二百四五十石一、民則咸富、他邑人莫レ不二豔羨一、侯韙二應親功一、年賜二米五苞一、永除二其宅稅一石八斗八升一合一、又親臨二其家一、賜二印籠一賞二原右衞門以下一有レ差、應親又爲二侯家一謀、將下堰二美囊最上流一鑿二一大渠一悉溉中明石以北上、甌窶萬頃既有二成算一、未レ上、嘉永己酉八月病歿、土人念二其遺德一、與二其子義知一謀、立レ碑屬二銘干余一、銘曰

浩浩洪流　沒二我良田一　不レ稼不レ穡
六百廿年　懿矣畑子　遂究地理
三歲困劬　一朝行レ水　傑然蔓草
朝除夕掃　蔚乎長林　年誅月討
嘉種好苗　秋豊春饒　氓舞二干野一
君賀二干朝一　凡物之利　易レ一難レ二
貴之欣笑　爲二賤之懟一　若不二良圖一
僅見二一隅一　兩損或有　兩益絕無
彼哉李悝　固哉自圭　所以孟軻
罪闢二草萊一　斯擧異レ玆　上下雙宜
君既厚褒　氓亦立レ碑　渠水悠々
遺芳共流　無レ涸無レ竭　千秋萬秋

嘉永七年寅八月

豊後　廣瀨　鎌　撰幷書

○兒島藏六

兒島藏六の事蹟はその碑文に詳なれば左に轉載す。

○藏六兒島先生墓表銘

先生姓兒島氏、諱清文、字迂言、幼名彌三郎、藏六其號、本姓三宅氏、系出二干備前國岡山三宅氏一、其後移住二於播磨國加東郡小野一者、爲二諱清昌通稱理兵衞一、及二寬永年間一小野藩主一柳侯始定二藩籍一而清昌先在二小野一既已十年矣、乃營二造藩邸一列二置市屋一、迎二藩侯於小野一焉、以二其功勞絕異一列二士族一、賜二永世家祿一、爲二小野町大年寄職一、奕葉襲レ之、傳至二諱利央通稱新右衞門一、即先生父也、其配丹波國氷上郡和田村前川氏女名榮子、以二文政四年辛巳三月六日一生二先生於本籍小野町之自邸一、先生有二二兄四姉一、長兄諱利明通稱新三右衞門襲二父利央職一、先生弱冠助二家兄一、兼爲二藩侯掛屋職一、資性廉正有二材幹一、特好二書畫一、嘗學二南宗畫法於浪華金子雪操畫伯一、又入野之口隆正家翁門一學二皇典一、旁咏二和歌一以自娛、先生常以謂凡古事沿革載在二竹帛一、獨至二古儀古式之形象一、則非二繪畫一則不レ能レ審二其委曲一焉、於レ是爲二京師書院生徒一、師二事土佐光孚翁一、專修二其道一終得レ極二蘊奧一、特精二於古代式禮一亦其功也、嘗得二一奇石一宛然如二眞龜一首尾全體盡備、先生愛二藏之一、藏六之號所二由起一、而此龜石故本居大平翁所二愛翫一云、安政元年甲寅正月米艦來入二浦賀港一、幕府戒嚴、先生聞レ之慨然欲レ製下一甲冑可レ堪二銃丸一者上、乃合二紙與一レ鐵而製レ之、不レ拘二干舊形一專便二干擐用一、其質亦巧緻、相距十二丈、發レ銃以試レ之、彈丸挫縮不レ洞、衆以爲二妙工一、先生居常以二敬レ神愛一レ國自任、其知友宇喜多一蕙氏福羽美靜氏渡邊玄包氏村田良穗氏等交誼最厚、文久以降國事多難、尋至二慶應三年丁卯十二月一德川氏辭二政權一、其明年乃明治紀元也、朝廷遣二白川宮殿下一巡二察諸州一、藩侯命二先生一以二奉迎準備一、先生盡據二古例古式一以行レ之、以二功勞一、列二士族一爲二藩臣一、於レ是改二姓兒島氏一、時藩侯率レ師陣二干京師今宮一、先生扈從屢往二來干京阪間一謀議太力、又自以爲、今時非二優游曠日之秋一、不レ若下起二一商會一而充二藩庫一利中管民上、乃白二藩侯一請二政府一、將レ起二藩產木綿商會一、而未レ得二允可一也、會北越東奧諸藩梗レ命、朝廷遣二仁和寺宮殿下一總二督軍務一討レ之、藩士亦受二從軍命一、物議喧騰、先生應レ變投レ機周旋竭力、乃軍事辨而人心安、而至二十月一木綿商會亦得二允可一、二年正月藩侯嘉二先生功一賜二金若干一以慰勞焉、然其商會日猶淺、加以二國家多難一先生爲二其商會判司事職一、簿書雖二嚴正一、會計雖二確當一、未レ遑二擴張一、四年七月廢レ藩置レ縣之令下、商會亦不レ得二依レ舊維持一可レ惜、明年十一月交二付藩務干飾磨縣廳一、先生與有レ力焉、六年五月以二年老一欲レ讓二家於長子廉藏一、々々曰兒不肖無二復一功一而徒手坐食何以承二宗祀一、乃固辭、先生知二其不一レ能レ强且聽レ之、先生又有レ所レ感、欲二先レ衆奉二還家祿一、經二飾磨縣廳一而請二之於主務省一、縣令森岡氏召二先生一喩曰、以二一朝之感一辭二

累世之祿一、佗日或失二活路一墜レ臍無レ及、宜二深慮一矣、先生答謂人生浮沈屬二時運一不二必關一家祿一、其固信不レ疑見二於辭色一於レ是縣令亦上二其請一於主務省一無レ幾得二允可一、且賜二今後三年之家祿一、先生感激詠二和歌一奉二呈生縣令一曰、草深伎小野乃末野乃蟲乃音毛月乃都仁通布嬉志左、是年八月爲二飾磨縣加東郡鄉社垣田神社祠官一、七年三月爲二徵兵係史生一、六月以二教部省命一補二兼訓導一先レ是文久三年野之口翁之游二其鄉石見國一也、於二其邇歷郡大國村八千矛山一發二見大國主大神之古跡一、此地曰二氏神森一云、翁之改二姓大國氏一蓋本二於此一、翁歸途過二小野一、託二先生一以二其靈矛鍛冶之事一、先生謹諾、維新之初翁在二東京一、爲二宣敎御用掛一、未レ幾以二八十一歲病歿一、先生服二膺翁遺命一、焦心苦慮且多捐二私財一、命二藩屬冶一作レ之、至二八年一工竣、先生時猶帶二祠官一兼訓導一、因自護送二其靈矛于石見國一、蓋奉二其太神古跡祠中一也、遂詣二出雲大社一參拜而還、先生自レ受二翁遺命一以至レ此、其間事多二奇遇一如下有二神助者上云、九年五月罹レ病辭二祠官一尋辭二兼訓導一十二月乞二致仕一、長子廉藏已出繼二本國印

南郡國包村畑氏一、季子福藏承二先生後一、稱二兒島氏一、自二明年一至二十二年一、先生以二胃病一家居、病間或講二國典一、或詠二和歌一、或描二和繪一以自娛、是年秋季病稍愈、十二月擧レ家游二京師一、專計二和繪之振興一、友道亦益廣、而清貧寡欲無二他嗜好一、務描二有職書一、々々者言二帝室古禮文武百司服飾等之書一也、諸士爭慕レ之、名聲馳二于一時一、京師爲レ之語曰、清文當今一薰也、一薰即先生知友宇喜多氏、以二繪書與一忠勇一鳴者、而今已亡矣、故云、十三年八月爲二京師西本願寺所一レ聘、專任二繪事一、至二十四年八月一功畢、九月爲二京都府書學校出仕員一、十五年亦屢以二繪事一爲二西本願寺所一レ聘、是年九月有二第一回內國繪書共進會一、以二京都府命一爲二東京共進會審査員一、以二年老一辭レ之、然據二大國翁講說編纂本邦書畫祖神考一卷一、附以二自書踈密二葉一出二之於會場一、十六年一月京都府賜二賞狀一、三月辭二西本願寺書事及書學校出仕員一、歸二印南郡國包村畑氏一、八月再應二西本願寺聘一赴二京師一、謁二高崎男爵于院中一、先レ是男爵得二小野篁所刻歌仙人丸翁石像十二體之一於東京一、欲下以二

和繪一描中其肖像上、而求二妙技一未レ得也、院主知レ之欲レ使二先生描一レ之、故有二此聘一也、後男爵之與二院主一會於伏見三夜別墅一也、院主又召二先生一、々々描二人丸翁面貌一葉一呈二男爵一、大適二其意一、稱二善因使一更描二十數葉一、其中二葉男爵獻二之於天皇皇后兩陛下一云、後賜二內帑金若干一、先生之光榮亦極矣、十七年五月第二回繪書共進會亦出二自書踈密二葉一、六月京都府賜二賞狀一、是月京師泉涌寺羅レ災、以二營繕吏員命一任二殿障繪書事一、三月爲二京師博覽會品評會品評委員一、且出二自畫踈密二葉一、六月得二褒狀及賞牌一、十月愛知縣繪畫共進會亦出二自書踈密二葉一、得二褒狀一、十一月以二京都府營繕吏員命一任二聖護院殿障金砂播布事一、先生意匠反復、終象二四季景色一而施レ之、覩者不レ問而知二其爲一四季一、其妙巧可レ想、先生夙慨二和繪之漸衰頹一、與二先師光孚翁孫士佐光武及畑綱之本部有數三氏等一相謀、設二立一社一、以二平野吉平氏一爲二幹事一、以振二興之一、名曰二谷風社一、隔月一回同志相會、抵今不レ廢、益赴二旺盛一、十九年以二二條城一爲二離宮一、々內省置二營繕吏員出張所於京師一、託二

宮障天井等繪書於谷風社一、先生寂力、五月京師暴疫盛行、廉藏憂レ之促二先生一西歸、於レ是遂歸二畑氏一營一室一栖遲焉、二十年二月又游二攝州有馬大阪大和等一、季子福藏屆レ之、會二後醍醐天皇五百五十年祭一、而有二吉野東南院繪書揮毫會之事一、亦參二其場一、此時作二楠公圖一幀一、奉二獻於吉水神社一、四月又寓二於大阪一、忽罹二中風症一、半身不レ通、五月歸二畑氏一、不レ能二復握一レ筆、然精神快活、時或以二左手一作レ書、親戚知友應答書簡亦用二左手一、二十四年三月以降病頗重、藥石無レ驗終不二起、寔明治二十四年六月十九日也、享年七十一、以神葬式空二于國包村塋域一、臨レ殁詠二一首和歌一曰、世遠去利氏他所仁行伎波世志神乃幽府爾仕幣未津戸武、配本國美囊郡三木町武田氏、女名邕子、有二二男三女一、長男即廉藏、繼二畑氏一、次男即福藏、承二先生後一、女曰二滊子一曰二芳子一曰二辰子一、廉藏持二狀來使一雲銘レ之、銘曰

系出二忠臣一後
文學原二皇典一
難レ丸鎚何巧　其人即忠臣
武備驚二鬼神一
寫レ形書迫レ眞

功績垂ニ藩史一　名聲達ニ天宸一
行藏吁亦命　何曾忘ニ君親一
不レ蹈ニ政海險一　永爲ニ藝苑民一
明治二十有五年夏六月上澣
於ニ姫路城南海上白濱村觀海講堂
南軒下一
節宇龜山雲平　拜撰幷書

東志方村

○堀内信義

字君方、號桂畒、稱杏庵、本姓佐野、爲ニ堀内道濟之嗣一、又叙ニ法橋一。〔僻壤吟餘〕

輓ニ高洲高谷君一　桂畒

十年花月隔ニ崔嵬一　忽聽秋風玉樹摧
猶見綺筵飛ニ郢雪一　豈圖丹旐赴ニ泉臺一
蒿里天寒魂不レ回　蓬陵書就人何在
假使ニ修レ文即ニ地下一　篇章它日與レ誰裁

一堀内杏庵　名治元、印南郡志方莊吉廣村の産、老母九十餘歲、之を奉する頗る厚し、儒にして醫を兼ね眼療の工手なり、法橋位を賜はる〔播磨鑑〕

○堀内信道　吉廣村人、字子龍、號雲畒、稱道濟、眼科爲レ業、叙ニ法橋一、甍而卒。〔僻壤吟餘〕

○堀内蘇齋

蘇齋は法橋杏庵治元の子にして元祿四年七月十九日吉廣村に生る、家世々醫を業とし眼科を以て著はる、長じて父の後を嗣ぎ法眼に叙せらる、人と爲り温にして愚母に事へて孝謹祖先を敬ひ祭祀を愼み家道整肅庭に間言なし、素より澹泊に甘じ財利を言はず、心を經義に潜め俗儒の軌に趨らず、嘗て生物論生物歌を作りて自ら警め兼て子弟を敎ふ、旁ら詞藝を好み和歌を學ぶ、退隱して道濟と稱す、又指書に巧にして其遺墨世に殘れるもの多し、安永元年七月病に罹る、顧ち家人に謂て曰く、死生固より命あり、吾何をか求め何をか吝まん、正しく斃るゝことを得ば則ち可也と、病間詩を咏じ以て情を逃ぶ、病益々重くして志を操ること益々堅し、同年十二月八日詳かに後事を托して恬然として卒す、年七十。

丙戌元日　蘇齋

鳳曆春回日　惠風度ニ波隅一
梅承ニ新旭一綻　柳拂ニ宿霜一蘇
福壽盈中卉　神人壁上圖
百祥從レ是和　歲賀況歡娛

○玉田正信

玉田正信は通稱を重太夫といひ修齋と號す、元和六年三月五日生る、其先は赤松氏の出にして元祿中僊西郡玉田村より移住せり、世々醫を業とし傍ら農を營む、禀性淳朴慈惠を好む、幼にして俊才の譽あり、七八歲の頃より能く事を處す、祖父其器を知り成童の頃既に其業を委ね職を授く、遂に邑長となる、正保二酉年藩主命じて虎ケ溪を開墾せしむ、正信叔父五左衛門正直と力を戮せ、拮据經營夙夜懈らず、谷を鑿ちて池となし、阜を夷げて田となし、具さに辛苦艱難を嘗む、適々郡境のことに關して獄訟起り、京廳に訴ふること二十餘回、誠心誠意事件を擔當し千辛萬苦遂に意志を貫徹して理を伸ぶることを得たり、其間連年倦まず屈せず遂に開墾の業を終る、現時の野尻新田村即ち是也、元祿五年家を嫡男成紹に讓り自ら季子六郎左衛門義道と共に虎ケ溪に退隱す元祿十二年七月六日親戚知己を招き永訣を告げ談笑の中に安然として歿す、壽八十、村民其德を思ひ今に至るまで十二月十二日を以て正信の爲に祭典を執行すといふ、此日は野尻新田開墾鍬止の日とぞ。

○修齋君碣陰銘

先考姓源氏玉田、諱正信、稱重太夫、後稱ニ久右衛門一、號ニ修齋一、元和六年庚申三月五日生焉、其先赤松之族、而世居ニ播磨一、永祿年中自僊西郡玉田移來住ニ於印南郡細工所一、業レ醫而兼レ農、先考爲レ人也、廉朴惠慈、自ニ齠齔一能處レ事、祖父知其器一、成童已委レ業授レ職、遂爲ニ邑長一、正保二年乙酉、公廳有ニ虎溪新墾之命一、先考與ニ叔父五左衛門正直一戮レ力極レ慮庶應ニ公命一、同鄉志方二十四邑賞ニ其忠志一、爲レ之最々競供ニ徭役一、鑿ニ隍營レ廬、先考夙夜不レ懈、鑿レ谷爲レ池、夷レ阜爲レ田、廳乃賜定式券契一、爾後郡境獄訟起焉、訴ニ京廳一者二十餘回、終得レ伸レ理、其間連年刻レ意劬レ身而不レ倦、遂開ニ千畝之田一、肇成ニ十室之邑一、可レ謂ニ能詒ニ孫謀一矣、其事詳自記而其卷有ニ進士松浦丈阪文一也、

元祿五年壬申齡七十有三、使二嫡男成紹一卜二於南家一爲二大邑長一、仲子定好居二於北家一而南宗祀攜二季子義道一退二休于虎溪一爲二山林漱石之樂一者凡八年、十二年己卯七月六日招二親朋一告二永訣一、談笑睡眠之裏安然棄レ世、享年八十、葬二於虎溪之中一阿孝子等暨邑人敬レ之如レ社、嘗功績之偉郡鄉中亦無二其比一矣、故欲レ使二子孫矜式勉勵一刻二其行事之梗概於墓碣之陰一、永傳二不朽一、系レ之以レ銘曰

嗚呼先考　寬敏勇慈　總角幹レ事
壯年定レ謨　此地新墾　乃開二福基一
穀足成レ產　產成有レ羣　子孫以學
一邑以滋　嘉績令譽　貢勅二鄙僻一
正我裔胤　永奉二靈祠一

嵗享保龍蛇癸卯仲夏下浣

季子　義道　謹撰

○玉田義道

義道は通稱六郎左衛門といひ柔庵と號す、頗る學才あり、父正信を助けて野尻新田の開墾に從事し大に力を盡したりといふ。

○玉田柔庵君之墓

祖考諱義道字子璋、初稱二新平一、後更二新左衛門一號二柔庵一、修齋君之季子也、爲レ人篤實耿介不二苟笑語一、幼好レ學盛歲游二京師一、受二業于佐藤三宅二先生之門一篤志力行學業益進、其歸レ鄉也人皆敬重焉、兼善二醫術一、遠邇請レ治者戶屨常相接、旁好書遂成一家、初曾祖考新田創墾之功未二全備一、於レ是祖考附益增營、其功頗多、可レ謂二善繼一其志一也、時印南郡諸村爲二相州小田原侯之封邑一、吾本邑暨野尻新田皆屬焉、侯嘉二祖考懿德一命爲二同大邑長一、賜佩二兩刀一云、寬文八年戊申十月四日生、寬保二年壬戌八月九日患レ瘧不起、享年七十有五、葬二于虎溪曾祖之墓側一、初娶二田中氏一、子男二人、曰二信近一曰二信成一再娶二木崎氏一生二三男五女一、信近先歿次信成嗣、維寧父也、銘曰

將二順考美一繼二墾田疇一　行レ歷樂レ道
德業維修　偉矣祖考　詒二斯孫謀一
子姓後裔　飫二厥恩優一　貢勅二墓碣一
以傳二遠悠一

孫　維寧　謹撰

○玉田柔庵　俗名新左衛門、印南郡志方莊野尻村の産、壯年の時水野美作守に仕ふ、義道と號し、又璋季廉と號せり、筆道に工なり。〔播磨鑑〕

一玉田記內　柔庵の子なり、儒醫の名高く且筆藝に富めり。〔播磨鑑〕

○玉田默翁

玉田默翁、名は信成、通稱彌內、又久左衛門といひ虎溪庵と號す、玉田義通の長子也、元祿十年野尻新田村に生る、幼にして文學を嗜み最も經義に深く天人感應の說に明か也、又詩及び書を善くす、嘗て小田原侯の聘に應じ留ること六七年、侯弟子の禮を執りて之に敬事し寵遇甚だ優し、姬路の儒者合田麗澤龍野侍讀股野玉川等皆來りて業を問ふ、赤石の梁田蛻巖亦詩を以て交はる、名聲甚だ高し、天明五年五月三日八十九歲にして歿す。

○虎溪精舍記

志方古城背有レ村名二野尻一、一名二虎溪一、有二精舍一其北山岡、距レ村百餘步、磴道一折而到焉、屋舍數間、嘉樹數柯、玉田氏延光翁、昔年築爲二讀書之所一、翁隣村細工所人、叛墾二此土一歿而葬焉、名正信、子柔庵名義道、孫默翁相繼守レ之、皆好學、而默翁尤深二經義一、明二乎天人感應之說一作レ書授レ徒、又善二詩及書一、嘗應二小田原侯之聘一東留七八年、國人稱二其德一、侯執二弟子之禮一敬レ事之一寵遇甚優矣、既謝歸、從遊日衆、姬路儒學合田麗澤龍野侍讀股野玉川皆來問レ業、而赤石梁氏蛻巖亦以詩二交焉、蓋先生之名重二乎播攝一、覃及二京畿關以東一可レ謂レ盛矣、爾後先生歿而長子新內亦尋死、無レ嗣、族人養二外孫竹中某一奉祀、某縱レ酒淫レ賭蕩二盡家產一遺書舊物屋宅田地悉爲二烏有一、精舍因レ之廢弛幾十餘年矣、範靜者爲二先生宗室子一、常惻二先生無レ後歲時來レ墓顧二精舍一慨焉、督レ工集レ材乃修二破壞一、屋壁垣墻皆塗之一、荊棘蓁莽芟二薙之一、蓋不二一月而功完矣、於レ是先生手植之木挺然前秀、躋躅之石突如後出、嗚呼範靜之擧發二諸至心一、是不レ可二稱焉乎、己丑之春予始遊二山中一時花樹盛開今秋復來飲レ酒哦レ詩、徘徊流憩、恍如レ接二先生聲咳一、忻慕之心尊崇之想、不レ能レ熄二乎衷一也、蓋予少時聞二

先生之風ニ、將レ問ニ業干膝下ニ未レ及而先生易レ簀、於レ今爲レ憾矣、近嫁ニ女於範靜ニ、因數遊ニ此間ニ、感ニ往事ニ叙ニ舊聞ニ、且善ニ範靜之擧ニ因作ニ之記ニ、幷揭ニ書先生勸酒之篇于壁額ニ以貽ニ後之人ニ云。

文政十三歲次庚寅冬十月

姬路　村田繼儒　幷書

○內山藤藏

內山藤藏は印南郡志方莊細工所村の產なり、大阪に到り天滿與力衆たり。〔播磨鑑〕

○孝子　十郎兵衛

印南郡志方中才村の住民なり、領主孝養を賞して親喜夫婦に扶持を賜ふ。〔播磨鑑〕

○上野虎山

上野虎山、名は皷、字は歡圖、通稱を儀左衛門といふ、天明四年十一月三日を以て岡村に生る、十五歲にして父の業を嗣ぎ莊屋となる、人と爲り廉直精幹にして慈悲の志に富み且俠氣あり、事に處するに私なく窮孤を賑恤し强暴を抑止し慰諭敎誨頗る懇切を極む、此に由て村內能く治まり富饒にして積逋なし、凡そ處して難きことあれば皆來りて決を請ふ、威望甚だ高く英聲大に揚る、從來法華谷川は河幅凡そ二間內外にして出水の際には沿岸の村民常に損害をうけしかば虎山深く之を憂ひ畑村より高畑村に至るまで凡そ一里半の間を河幅四間になさんと欲し文政三年其工事に着手し翌四年の春成功す、是より東志方、西神吉、阿彌陀、伊保の關係村民大に安堵せりといふ、虎山又狂詩狂歌を善くし諧謔を以て世を諷す、慶應三年九月病に罹りて起たず、壽八十四。

年　抄

諸色高價身代惡　金錢不レ廻苦ニ才覺一
平生油斷逼ニ一時一　不レ知福祐在ニ儉約一

時　勢

米壹貫三五百目　萬物準ニ之皆高直
可レ憐醫者坊主輩　歲暮年玉封中薄

老人行狀

八十餘歲末レ知レ足　唯好ニ長生一貪ニ飮食一
迷故三界業因深　尙唱ニ念佛一願ニ極樂一

歲　前

錢かねやもとの古巢と除夜のやど。

歲　暮

殿樣も我等も同じ今朝の春。

戶長を置かれし時

やせ馬に荷のすぎた坂や冬のあせ。

志方村

○川田八助

川田八助は印南郡志方東町村の產にして因州鳥取侯に仕へ川田氏の養子となる、文學に達せり。〔播磨鑑〕

○現譽上人

大僧正現譽上人、諱は滿空字は在心身阿と號し又現譽と稱す、父は陰山六郎右衛門昌隆母は內海氏、享保四年七月十一日其鄉志方に生る、上人天資淳朴幼より學を嗜む、年甫めて十二、嘆じて曰く、吾士とならん乎僧とならん乎、士は我が希望するところ也、然れども太平守成の世功を成す所なし、寧ろ僧とならんと、即ち阿彌陀村地藏院に投じて隨譽上人に事へ居ること五年、錫を東都に飛ばし三緣山增上寺靈妙上人に師事す、講論研學大に進み遂に三緣山三千徒の第一座に叙せらる、暫くして鴻巢の勝願寺に住し次て下野弘經寺に住す、始めて紫衣を賜はる、後鎌倉光明寺に移り天明三年九月增上寺大僧正に任せらる、大僧正は本邦僧官の極なり、在職八年、跡を麻布の地に晦す、別に恩賜の俸米年每に二百石を給せらる、居ること六年、一日病に臥す、急に徒弟を集め南無阿彌陀佛の六字を寫し遺命して曰く、吾將に死せんとす、死せば此佛號を我鄉國に送つて考妣の墓下に埋めしめよと、言ひ終りて奄然として逝く、實に寬政八年七月九日也、壽七十七。〔碑銘〕

○竹中圖次郎

竹中圖次郎は志方の人にて父は文左衛門敬德母は玉田氏、祖先は志方の城主櫛橋左京亮の家臣なりしが落城の後民間にありて世々里正を務む、圖次郎幼にして怜悧なり、國學に精しく又漢學に通せしかば姬路の藩士來りて敎を乞ふもの多し、賴山陽の仁壽山

に來るや常に相往來して交を結びしといふ。
園次郎池を築き川を通ずる等公益を慶むるの心厚かりしかば其功績によりて二字帶刀を許されたり、今大池と稱する中堤の如きも其遺業の一にして莊內の民今に其恩惠を蒙れり、又社寺を敬するの心厚く當時部內に一の道場ありしを其信仰によりて一寺院となし福正寺を稱せしめたりといふ。

西志方村

○刀匠正家

正家は播磨國印南郡山中新村の刀匠にして備後三原正近の末流、黑田助六と稱す、元龜天正年間の人、姓は藤原也。
二世正家は初代正家の子、黑田助六と稱す、大和大椽に拜し後守と改む、姬路に住す、元和年間の人なり。
三世正家は仁左衛門と稱す、寬文年間の人也、或は仁左衛門を初代正家の弟となし、三世は助六と稱すと爲す。
四世正家は源右衛門と稱す、元祿年間の人也、或は源右衛門を初代正家の末弟と爲し、四世以下を載せず。
五世正家は源左衛門と稱す、享保年間の人也、或は源右衛門の二世と爲す。〔人名辭書〕

（備　考）

一正實は亦正眞に作る、藤原姓にして、黑田源右衛門と稱す、播磨姬路の刀匠にして二世正家の門人、寬永年間の人也、或は曰二世正家の子なりと。〔人名辭書〕

一正春は藤原姓、黑田太郎右衛門と稱す、播磨姬路の刀匠にして四世正家の門人、享保年間の人也、或は三世正家の門人と爲す。〔人名辭書〕

○內海順正

內海順正は印南郡西牧村の產にして俗名を多左衛門といふ、書家佐々木照元の門人なり、後に烏石と號し學才あり。〔播磨鑑〕
照元は京師有名の書家松竹堂佐々木志頭磨の女にして筆力遒健大に世に稱譽せられ請ひ求むる者多く其門人亦少からざりしといふ。〔近世叢語〕

○內海敬十郎

內海敬十郎は天保四年九月四日西牧村に生る、天保九年西牧組大莊屋兼西牧村莊屋となり、明治元年十一月觸元役となる、明治五年六月第七大區第一小區戶長、同六年三月第七大區第二小區戶長となる、同七年十二月同區學區取締を兼ね、同九年八月更に警部事務巡查取締を兼ぬ、同十二年一月印南郡書記となり、同十七年十二月退職して、同十九年五月印南郡伊保崎村外四个村戶長となる、同年十二月大塩村外三个村戶長となり、同二十二年五月大塩村長の職に就く、諸職皆勤勉にして能く其職を執り多年一日の如く拮据勵精、專ら村內公共の利益を謀りしかば德望頗る高く近鄉皆之を慕ひしと也、西牧の村民殊に深く其德に感じて明治二十四年表德碑を建てたり、其土木と貯蓄との事蹟は表德碑に詳かなれば左にその碑文を揭ぐ。

○內海敬十郎君表德碑

功德被二於一鄕一、而鄕民不レ能レ忘者、其內海敬十郎君乎、君名成明、以二天保四年癸巳九月四日一生二於播之印南郡西牧鄕一、父諱成之、通稱太左衛門、君其四男也、九年戊戌爲二本鄕大里正一、蓋自二祖父一至レ君三世襲二其職一、及二明治中興一爲二區長戶長郡書記等一、君之於二本鄕一其功德不レ暇二枚擧一、若其最著明者、安政二年乙卯鄕中稱二奧上池一者其堤防加二高幾尺一、其工鉅大、費金若干圓、皆係二鄕債一、君百方計畫其償算旣成、然君猶恐二他日鄕民或爲レ之損レ產、乃告二藩主一乞二救濟一、其言懇到、藩主亦察二其至情一、速命二計吏一補二助之一者再矣、於レ是乎工事告レ竣、灌溉如レ意、而鄕債亦全償矣、君乃謂天地活物今後更有二水旱疾疫或不一レ得レ已之大工事一亦皆未レ可レ測也、不若、及二今日一豫爲レ之備、自レ此愈益焦二思想一創二備荒儲金一、謂二之仕方金一、君自保二管之一、子母蕃殖、以至二今日一、謂二之一鄕無盡藏一亦可也、鄕民賴以安レ堵焉、君之功德此他亦皆可二類推一也、有レ志諸彥終不レ能レ忘、乃相謀欲下爲立二一碑一以表中之於無窮上、持レ狀來徵レ文、乃記二其概一如レ此。

明治二十四年七月

龜山雲平撰文　　從五位長茨書

○大內鶴翁　同桂翁

大內鶴翁は橫大路村の人にして通稱を玄達といふ、鶴翁は其號也、晩年剃髮して正因と名づく、家世々醫を業とす、其先は百濟國琳璋王の裔大內義興の庶流に出づ、人と爲り眞率にして虛禮を尙ばず、榮辱を顧みず、業餘には國歌、點茶、挿花、圍香等を嗜みて法眼に叙す、天保六年五月十三日歿す、壽六十九。最も草隷を善くす、文化八年八月嵯峨法王特に召し

○大內快山君墓誌銘

君性多々夏、諱寬雄、字之謙、通稱玄達、晩年又號二鶴翁一、後剃髮更二名正因一、播州志方人、家世業レ醫、其先出二韓國琳璋王之裔一、周防人大內介義興之庶流一、夫爲レ人也、遒風晏雅、夷曠眞率、不レ尙二虛禮一、不レ顧二榮辱一、業餘之所レ嗜、國歌點茶、挿花圍香、最善二草隷一、諺進二於技一、文化八年辛未秋八月、嵯峨法王特召叙二之法眼一、蓋所レ賞云、天保六年乙未夏五月十有三日、以レ病終二於家一、享年六十有九、以葬二於先塋之側一、初君配田淵氏、

生二二女一、無レ男、養二長瀨義俊之子繼雄一爲レ嗣、襲二其舊職一、仍叙レ之具レ狀以銘、々曰。

緊寔元老　治績桂林　斌々風操
群僚所レ欽　一朝千古　遺軌孰尋
幹蠱揜徽　迪庸棐忱　之子之孫
永念二徽音一

弘化五年載舍戊申春二月

桂翁は鶴翁の子也、父の業を繼ぎ醫を事とす、漢學に達せしかば來學する者甚だ多し、寺家町の山田孝堂と相往來して好んで詩吟をなせり、明治十四年三月二日八十三歲にて歿す、通稱は玄達、名は繼雄、桂翁は其號也。

○稻岡九平

稻岡九平は西志方村の內橫大路村の人にして天保五年二月同村に生る、資性溫厚篤實の士なり、同地方は古來志方木綿と稱し木綿の製造販賣盛んに文政天保の頃は國產の一として京阪地方への販賣夥多なりき、氏の家代々斯業に從事す、氏は年少の頃より父を助けて斯業の發展を企圖すること大なりき、當時

從業者間に競爭盛に行はれて各種の弊害起り斯業の前途危懼に絕にざるものあり、氏は父と共に千苦を忍び專心誠實を旨とし品質の改良に意を用ひたれば京阪商人間の信用を博し東京商人の需用も日々に增加す、文久の頃父の業を繼ぐに至り益奮勵努力して家業の隆昌を圖りしかば一个年の販賣高實に數十萬反の多きに昇り同家の名以て京阪地方に知らるゝに至る、然るに維新の變遷により明治十年頃盆買綿糸の輸入增加し內地紡績業起るに至りたれば一般機業家は從來の手引糸を廢して紡績糸を買入れ農家に配布して之を織らしむるに至り、同業者間に盛に競爭起り弊害再び續出す、此に於て氏は主唱となり明治十三年同業組合を設立して競爭の弊害を防ぎ品質の改良を圖り次で明治二十年東播五郡木綿製造業組合組織せらるゝに當り其副組長に擧げられ、誠實斯業の發達に盡す所ありしかば同組合製品は播丸木綿と稱し大阪市場に多額の出荷をなし日々相場を立てらるゝの盛況に至りしが、其後再び粗製濫造の弊を生し遂に其聲價を維持する能はずして明治二十六年十二月該組合解散の非運に會せり、其後各自獨立し

て該業を繼續せしも收支償はずして斯業次第に衰頽せり、然るに同地方は古來より農家の副業は專織物のみに從事せること丶て斯業の衰微は地方農家に及ぼす影響甚大なりしかば、氏は細民の困難を救はんが爲め百方苦心して種々研究調查したる結果タオル業の前途非常に有望なるを慮り必ず一大發展を遂げんことを確信し奮然立つて百難を排し遂に明治二十四年該業を創むるに至れり、當時我國にありては唯大阪附近に僅に之が製造を營むものありしも頗る不完全にして之に範り難く幾多の困難と戰ひ苦心經營して漸く玆に斯業の端緖を開くに至れり、幸に從來より機業に從事せし關係上多くの適當なる職工を雇入るゝことを得次第に事業を擴張し郡內各地に分工場を設置して盛んに之を製造せり、而して其製造品は他の內國製に超絕するのみならず外國品に比しても其質美にして價廉なるにより東京大阪及本邦居留の外國人にも大なる好評を得尙益事業の擴張を圖りつゝありしが、不幸にして半途病魔の冒す所となり享年六十四を以て歿す、然れども遺業は嗣子九平氏の周密なる畫策と誠實なる商法によりて益內外人の

信用を博し爾來愈發展して業務は益擴張せられ盛んに支那印度方面に輸出するに至り本邦斯界の覇者として認めらるゝの盛況に至りたり、氏は常に誠實を以て事に當り自己の利益を薄くし職工に利益分與を厚からしめんとし又地方細民救濟の念深かりしかば種々の美擧をなして、世の龜鑑となる事蹟尠なからず、從つて地方の人望甚だ厚く氏亦地方諸般の事業に盡す所實に多し、左に其重なるものを擧ぐ。

慶應元年御用達被仰付、苗字帶刀大莊屋格を許さる、明治八年横大路村一等戸長となる。

明治九年高倉小學校新築、明治十五年印南郡一等里道改修、明治十九年志方分署新築、明治二十年本郡一等里道改修、明治二十八年印南高等小學校新築、明治二十六年印南郡役所移轉、等に際し金員敷地等を寄附し又其事業に盡力して褒賞さるること屢なり。

又村會議員、郡會議員に撰擧せられて職にあること久しく其他公私各種の事業に盡瘁し公共に盡す所甚多かりき。

明治三十年五月歿す、享年六十四。

○渡邊傳次郎

一天保十年四月成井村に生る。

一嘉永六年十二月五日西牧組成井村莊屋役拜命、明治四年十月里正と改稱、翌五年七月まで引續き勤務。

一明治五年七月第七大區第二小區副戸長拜命、同七年十一月區域改正に付解職。

一明治七年十一月第七大區第二小區一等戸長並に小學用掛拜命。

一明治十年四月第七大區第一小區地租改正用掛兼務拜命、同年七月用濟に付解職、同時に職務勉勵に付慰勞として金五圓拜受。

一明治十一年二月第七大區第一小區地租改正用掛兼務拜命、同年十二月用濟に付解職、同時に用掛在職中格別勉勵に付賞與として金五圓拜受。

一明治十三年七月印南郡志方町外十三个村戸長拜命同十四年九月區域改正に付解職。

一明治十四年十月印南郡下原村成井村戸長拜命、同十六年六月區域改正に付解職。

一明治十五年五月印南郡下原組學務委員擔任拜命。

一明治十六年七月印南郡下原組戸長拜命、但準五等月給拾圓、同十九年十二月准判任官九等中給俸、同二十二年三月制度改正に付解職、同年五月滿五年以上奉職に付現俸給三个月分金參拾圓下賜拜受。

一明治二十二年五月西志方村々長に當選す、同三十一年三月まで勤續。

一明治二十五年九月二十七日藍綬褒章を拜受す。

一明治三十八年一月二日死亡、行年六十七歳。

明治二十五年九月二十七日賜はりたる藍綬褒章の全文次の如し。

日本帝國褒章之記

兵庫縣印南郡西志方村長

渡邊傳次郎資性篤實夙に莊屋に擧られ尋て副戸長戸長の職を奉し事を處する公平町村制實施の際本村長に擧られ能く地方制度の主旨を體認し專ら自治の發達を計り治水修路敎育等に盡力し多年公同事務に誠實勤勉し其勞效顯著なりとす依て明治十四年十二月七日

勅定の藍綬褒章を賜ひ其善行を表彰す。

明治二十五年九月二十七日

奉　勅　（大日本帝國賞勳局印）

賞勳局總裁正三位勳二等侯爵　西園寺公望　印

同　副總裁從三位勳一等子爵　大給　恒　印

此證を勘査し第百六十九號を以て褒章簿冊に登記す

賞勳局書記官從四位勳四等　平井希昌　印

賞勳局書記官正五位勳四等　横田香苗　印

西神吉村

○蘆屋道滿

蘆屋道滿は印南郡岸村に生る、陰陽家にして安倍晴明の門人なり、師の旅に在るに乘じ其妻李花と通じ、秘書金烏玉兎集を寫し了り遂に晴明を殺すと云ふ、御堂關白藤原道長の家に一犬を畜ふ、一日道長法成寺に往く、犬前を遮りて吠ゆ衣を銜みて牽く、道長怪みて寺門に入らず、之を晴明に問ふ、晴明曰く相府を呪詛する者あり、厭物を此に埋むと、因りて掘り

て泥封の土器を獲たり、内に一字の朱書あり、晴明曰く世に此術を知る者なし、必ず道満法師ならんと、乃ち紙を結び呪を誦して之を投ず、化して鷺と爲り飛び去る、人を遣はし其後に從はしむ、萬里小路河原院側の民家に止まる、衆其主を執へ來れば道満なり、鞫問して實を得たり、實は堀川左大臣藤原顯光道満をして關白を呪詛せしめたる也、道満爲めに生國播磨に逐はる、萬壽年中の事也、今岸村に道満屋敷の趾あり、飾磨郡三宅村佐用郡江川村に道満塚あり、眞僞明ならず。〔道満傳、宇治拾遺物語、播磨鑑〕

○芥田五郎右衛門

芥田五郎右衛門は有名の鑄工にして本姓藤原氏、印南郡大國村の人也、羽柴秀吉播磨國平定の時其部下と爲り、居を姫路に移し、鑄物師を掌り大に信用せらる、後京都大佛殿の巨鐘を鑄て其名大に揚る、今の五郎右衛門邸は其屋敷跡なりとふ。〔芥田家文書、播磨鑑〕

○原清兵衛

原清兵衛は今の宮前村原勢三の先祖なり、法華山より出づる谷川の水を以て水田を養はんと欲し、千辛萬苦を積み遂に神吉の大池を改築せり、其功により字赤ケ谷の田地四段歩を時の領主より下賜せられたりといふ、其他多く公益を謀り又神社佛閣に奉納せし品物の如き今に多く遺れりといふ。

○田中五郎兵衛

五郎兵衛は奈幸子の城主神吉民部一族の裔にして神吉西村の人也、父も亦五郎兵衛（法名休和）と稱し代々莊屋役を勤む、當時西村の東部即ち中西村の北部約二十五町歩は一面の畑地にして綿大豆等の夏作を主とす、五郎兵衛之を遺憾とし中西村莊屋と謀り百方苦心の末時の領主の許可を得て承應三申年工事に着手し長さ五百間根置四間高さ二間馬踏一間の用水溝を新設せり、以後両村は灌漑の便を得、畑地は化して良田となり全部稻作を爲すの悦びを見るに至れり、享保元年九月十二日歿、年九十六、休意と謚す、遺言により新田の邊りなる小山の麓に葬り碑をその頂に建てたり。

○

休和―休意―休西―淨休―休信

（神吉氏）―泰常―東郭

○神吉泰常　同　東郭

神吉泰常は神吉西村の人、醫を以て赤穗藩に仕ふ、其傳碑文に詳なり。

○神吉泰常碑文

神吉翁者、子輿之父、諱游、字泰常、播磨印南郡神吉邑人、先祖世々居レ之、因氏焉、翁少往二浪華一學レ醫、受二鍼法於原泰庵先生一、業就去還二我邑一、爲レ術精工人爭求レ之、我藩召試嘉レ之、乃賜二廩食一、今玆民間疾レ疫、死者居レ多、翁亦罹レ患而卒、寔安永二年癸巳四月十三日也、歳五十四、葬二大蓮寺一、配小林氏、生二男世敬及一女一、世敬即子輿、幼從家君一學、才子也、請レ余銘二其墓一、銘曰

維術濟レ民。　大哉厥勳。　天之錫レ類
俾二子美秀而文一

赤松勳誌

泰常の子を東郭といふ、赤穗藩の儒者にして名は圭臍、博文館の督學たり、又家塾を設けて子弟を敎育せり、著す所東郭遺稿あり。〔人名辭書〕

○神吉東郭碑文

君諱世敬、字子輿、號東郭、父泰常翁播印南郡神吉邑人也、來住二此地一、以レ醫行、最精二於鍼術一、先君召試嘉レ之、乃賜二廩食一、母小林氏、以二寶曆丙子年五月五日一產レ君、幼而穎悟、從二滄洲赤松先生一學、翁以安永癸巳年歿、時君年甫十八、續二其後一、不レ墜二家聲一、及二漸長一强記洽聞、莫レ不二該通一、特精二於本草一、故從遊受レ業者多矣、及二梅龍府君一召列二侍醫一、遂擢爲二執匕之長一、爾後屢從レ駕來二往于江府一、乾德府君爲二世子一也、更命兼二敎授之職一、言聽諫行、府君立而有二賢名一、君之功居レ多、前室船曳氏、產二二女一男一、皆夭、船曳氏歿、繼室小林氏、生二女四人一而無レ男、故養二維清字士直一爲レ嗣、即繼室之弟也、因妻以二前室之姪一、君患レ痲艱二于行步一、文化庚午年請レ老致レ仕、士直襲二其後一爲二敎授一、爾後非レ有二醫事一不二敢出二門戶一、將二優遊養一レ閑、而四方來請二治者不レ絕、文政乙酉年梅龍府君特召二君於江府一、而不レ

可レ辭、乃往留數月、卒レ事而歸、於レ是乎優待以二長者之禮一、且令二別賜レ俸立二醫之后一、蓋賞二其功也、乃以二門生木村信字子成一、素同レ郡而有二瓜葛之舊一、請レ之爲レ醫、嫡女既配二余兒允修一、二女適二伴次通一、三女早世、乃以二四女一配之レ、天保辛丑春舊痾屢發、自知レ不レ起、時會大川貞兒允修祗二役于江府一、君乃賦二一絕一送レ之、其詩云涕淚千行又萬行。九回欲レ斷別離腸。明年歸到如相問。蓍蒿林中是我鄉。覽如二其言一、越レ月而歿、實四月十六日也、享年八十有六、葬二於大蓮寺先塋之側一、君爲レ人嚴正而勤儉、無二他嗜好一、唯其所レ好讀レ書作レ字未二嘗懈怠一、八十年如二一日一也、及レ疾誦讀猶不レ輟云、君長レ余一歲、素有二竹馬之好一余浪二遊於京師一者有年、曩歸仕二於本藩一也滄洲先生之由、時先生臥レ病因以レ君爲レ主、君代二先生一爲レ余周旋、厚受二知愛一重レ之、有二姻家之義一、因二士直請一記二其梗概一、追二憶往事一不レ任凄戀一、嗚呼痛哉。

友弟　源勳誌

予曾雲井先生筆二大字題云珠璣墨蹟渾厚其温如玉亦可以先生之爲人也乎今點此碑文不勝敬慕之情

聊爰附記焉　大正乙卯秋　矢內正夫

阿彌陀村

○時光上人

時光上人、本姓は清和源氏、名は經家、多田滿仲九代の孫也、性頴悟にして武將の略ありしも世榮を屑とせず天福元年三月十九歲の時攝津國武庫郡生橋寺に入りて剃髮し、刻苦勵精深く教儀に通ず、已にして行化を事とし到る所遠近嚮慕す、後錫を印南郡伊保崎村心光寺に留む、日笠の東に大盤石あり、里俗黑岩と稱す、上人其上に端座して專心念佛日に僅に粳米數十粒を食すること七十餘日、後南島（本名神島俗稱牛島）にて絕食すること二十餘日、遂に本尊阿彌陀佛を感得して時光寺を創立したり、是に於て上人の德望頗る高く遠近の士女歸依渴仰する者常に堂內に滿つ、建長六年三月後嵯峨院勅して御願の道場となし給ふ、建治二年八月十五日示寂、年六十二。

○神吉久太夫

神吉久太夫は神吉民部大輔賴治より出づ、天正六年七月十六日神吉落城の時賴信の室（姬路城主黑田官兵衛の娘）懷胎にてありければ城を遁れて魚橋村に到り出井九郎兵衛といふに忍び一子善太郎を產む、文祿二年七月善太郎十六歲の時母遂に病死す、出井九郎兵衛之を憐み善太郎を己が養子となし娘こふに配して田畑持山悉く之に讓る、善太郎後に次郎兵衛職信と改名し神吉姓を稱ふ、三子あり、長を善太郎と名づけ家を繼がしめ、三男を次郎三郎といひ後落髮して正蓮寺覺圓の養子となり、二男は久次郎と呼ひ村內に別家す、久次郎後久太夫と改名す、智略あり、よく家計を治め產を積み其富近鄉に及ぶものなし、又よく公益を圖る、寬文中西山新村を開發せしことは町村簿に詳し、口碑に曰く西志方村の內下原村の大池は元伊保莊に水を引かんとて久太夫の築造せしなりと、又曰く魚橋村正蓮寺の正門及生石村生石神社の御旅所なる能舞臺は同人の一建立なりと、又米田村の內神爪村の東端なる、生石神社の大鳥居には延寶八庚申年孟春吉日魚橋村神吉氏久太夫貞信謹立とあり、然れども今其後斷絕して具に其性行を知る能はざれども以上の口碑其他を總合すれば其性行の一端をうかゞふに足るものあり、記して後の研究を待つ。

○駒井道誓

阿彌陀村の人、正保中中塚山下を開發して北山新村を創む。

凡そ世に四の民あるが中に農はその初にして工商の上に居るなれば賤しき業と思ふはその本を忘るゝなるべし、予が先祖某武家を出でゝ世の本たる民となりぬ、高祖道誓の君東阿彌陀村に住みけるが田作ることをすぎて寒さ暑さも厭はず勤められしかば家の生業も豊かなれど專ら儉約を守り身の奢をはぶき其餘力にては困窮の人を救ふことを怠らざるも猶殘る所あらんを憂へ給ひぬとか、後中塚山の麓に荒れたる地のあるを見て草を刈り土をかへし新に三百畝を開きながら猶阿彌陀村に在りしが農作のため便惡しゝとて正保乙酉の年田地の傍に家居を作られしかば同心なる者十餘家伴なへり、昔より新田は三年の物成をのぞかるゝためし

也、道誓君の曰く地新なりとて貢米を許さるゝは上の慈恩也、豈田地によらんやとて自ら僕にさきだちて耕し肥す業をつとめられしかば稲毛出來ばゑは古田に變らざりけり、近き邊りの愚民ども其つとめの嚴しきを厭ひ夜盜人の眞似して君の田地を荒しなどすればいたくとがめんことを厭ひ姫路侯に申上け稗十石を貢して恩田ならぬことを表はされしかば彼の地を荒すこと即ちやみぬ、三年過ぎて竿を受け三十七石の高となりて名を北山新村と下され世なみの村となりぬ、其後水の少くて旱魃の憂へあらんと心を勞し新田のうちを見廻り給ふに昔その名水ありしと言傳へし井もとめ給ひて何處と知り難かりけるに一所の草叢に井のかたちありて其水宜しければ是を掘廣げ堤を作り水を貯へて地をやしなはせ其餘慶を今も蒙れり、慶安二年病に臥し正月二十一日遂に果て給ひければ丸山の下に葬り奉りぬ、又曾祖源太郎家業をつぎ晝夜怠らず勤められしかば作も宜しく田地も年々に增しければ御上より莊屋役仰付られ今に至るまで退轉なく相務めぬ、高祖道誓君老後理兵衞と申されければ子々孫々皆幼名を源太郎と稱し家事をつとめ老ては理兵衞と號すること家の例となれり、予に至りて五世也、今年寛延元年道誓君百年の遠忌なれば一族集まり御墓を修理し地藏菩薩の石像をすへ新に石塔を立て世々の墓所とす、不肖末孫建村かく祖先の基を開かれし艱難を記すこと子々孫々よく家業を愼しみ奢りを省き慈愛の志を忘れず日夜農事をつとめ儉約を守り家永久ならんことを思ふ故毎歳正月二十一日開基講と名づけ一族相會して祖先の冥福を祈り清まはりして粗茶を捧げ靈前に拜しこの一紙を讀みて末々まで祖德を忘れざらんことを思ふのみ。

今年寛政ときこふる七つの年睦月中頃牧野宗好此一軸を袖にし來りて此一卷は駒井氏の高祖彼の村を開かれし事を記せる文也、年久しくなりて損ひぬれば新に寫し異れよといふまゝ取りて見れば彼祖の艱難辛苦して土地を拓き水を湛へて子孫雲仍のたつきを始められしさま委しく記せり、されば今に至るまで其餘澤に潤ひ家榮へ門ひろがれるなかへ誠に祖先の深き惠なることを感ずるまゝ拙き言の葉そゆるに然り。

七十七翁　黒坂元輝

忘るなよ末やすかれと遠つ祖の
心つくせる深きめぐみを。

〔駒井文吉所藏文書〕

○松本新右衛門

松本新右衛門は阿彌陀村松本吉左衞門の長男にして長尾新村を開拓せし人也、新右衞門豊饒の地を得て一村を建てんと欲し常に焦心苦慮しけるが、曾て高御位山下に數夜野宿して土地を相し此地こそ開拓すべき處なれと決心し時の藩主松平式部大輔忠次公に請願して其許可を得、寛文五年漸やく四石三斗餘の畑を開墾し同年除夜家族と共に芝原に越年し翌年の正月を祝して直に家屋の新築に取掛りしといふ、爾來家族及び僕と共に黽々努力開墾に從事し星を頂きて出て月を踏んで歸り或は岩石を碎き樹木を伐り或は池を掘り溝を穿ち、其熱心なる老年に及びてもなほ篤によりて指揮監督せりといふ、其計策亳も過たず着々その効を奏し遂に開發の大業を成就す、今の長尾新村是也。

新右衞門に七男あり、新右衞門家屋を作り並べ倉廩牛馬、絺衣、農具、田畑等を抽籤にて七人の子に分ち與へ自ら手を打ちて曰く、

汝等不滿なかるべし、余も亦甚だ滿足せり。

と、又曰く、

余が當村を開拓せし所以は一に國恩に報ぜんが爲也、されば余が子孫たるものは公儀を恐れ家業を專らとし神佛を敬ひ博奕を知らず自ら謹りて奢らず正直を本とせよ、是我が家訓也。

と、七十歳にて隱居し七十六歳にて剃髪受戒し長壽院覺譽宗本と號す、元祿十三年十月十五日病みて歿す、年八十三。〔松本家系〕

後延享元年に至り子孫相謀り基恩を失却せんことを愁ひて夫婦の木像を刻み開基講を結び尊靈を拜し三寶供養して永く之を勤行す、氏族十四軒連名、血脈年番たり、講中供養料は中島新畑を寄附し以て之に充つ、即ち毎歳十月十五日開基會堅固に修行し今日に至る。〔延享元年、開基講定書〕

○世伯

播州印南郡魚橋村に三右衛門といふ者あり、父を七郎兵衛と號す、禪宗に歸依して常に坐禪を勤めけり、初め沽酒家にて家富みけるが、吾が師の和上が建寶五年の春播州國分寺にて梵網經を講せらるゝを聞きて沽酒を止めけり、世間の沽酒を止むる人は沽酒の名代を人に賣りて止む、されど七郎兵衛は名代を滅して賣らざりけり、後に剃髪して隱居し世伯と號す、子二人をも曾て出家せしめたり、自ら家富みければ乞食を憐みて能く施す、されども思へらく我富みて施すは眞の施しにはあらずとて我が平生三椀食する飯を一椀減じて之を乞食に施す、猶思へらく我は饑ゆることなしとて又一椀減じて施しければ我が食は一椀のみとなりけり、天和の末に少し所勞のことありければ子どもを呼集めて曰く我死せば茶毘の後に其灰を皆集めて海中へ流せ、若し此遺言に違はゞ我子に非ず、我茶毘の後設ひ舍利を得ることも取ることも勿れ、他人に見せしむることも勿れと、三右衛門遺言を聞き涙を流しけり、さて貞享元年五月十三日に正念して命終んぬ、茶毘するに舍利數千粒あり、黄白赤色を殊にす、三右衛門遺言に任せて人に與へず、世伯が弟に源左衛門といふ者あり、火中に手を指入れて一抄取りけり、其餘は皆海中に投ぐ、其子蘭庭尼其舍利少し及び骨佛を持す、餘人の骨佛とは相違して宛も觀音の像に似たり、後三右衛門も剃髪して法泉と號す、世伯父子及び源左衛門は予が知己なればまのあたり源左衛門が物語を聞けり、源左衛門も後に出家して諸國を行脚せり、世伯我が食を減じて乞食に施す志なれば舍利を得たるも理なれども豫め知りて遺言せしは尚不思議なり。〔礦石集〕

別所村

○原小五郎重親　同　治左衛門重卷

重親は村上源氏、赤松則村九代の孫、神西郡永良莊鶴居城主永良近江守雅貞が三男也、初め永良小五郎と稱せしが後原小五郎と改む。

天正年間於二所々一有二戰功一御着落城之時引二入敵軍於前山之間一射二遠矢一後羽柴秀吉賞二弓勢一問二名字一然重親不レ肯レ仕而終退居二于祖父墳墓地一。

重親の子を重顯藤右衛門尉と號し創めて別所村に住み、其子重持長兵衛里正に任せられたり。

重親五代の孫を重卷（ひら）治左衛門尉と號す、此人勢力あり、附近二十箇村の大莊司職に補せられたり。

姫路太守本多中務大輔每々光二臨於私第一饗二應之一依二郡民之願望一且依二太守之恩賞一印南郡大塩莊内同志方莊内二十箇村被レ補二大莊司之職一。

當主原鏗爾氏は重親十九代の孫にして、同氏の父記五郎氏までは代々里正又は大里正として地方民のために盡力する所多かりしといふ。

○孝子　彌二兵衛

彌二兵衛は北宿村の產也、身貧にして母なく父忠左衛門に事へて孝心厚し、時の太守より扶持米を賜はる、寶曆年間のこと也。〔播磨鑑〕

孝行人の有無御尋ね有之候はゞ、孝行人當時在町に二人御座候て御扶持米被下置候、右の外九十歳以上の孤獨の者へも御扶持米被下置候旨可申御答候。

孝行人　福居組北宿村　彌次兵衛

同　姫路福居町市兵衛店　つぢ

〔御巡見御答手控〕

○百姓　源助

播磨國姫路御領分印南郡福居組北宿村御百姓源助と申す者年々最初に實入したる稻を刈取り大切に貯へおき追々米の出來たちて御藏納めの節その稻を俵の中に納めけり、この事源助の父の代祖父の代より打つゞき六十年餘りにもなれども每年少しも變らず、其心如何ぞといふに銘々御領主樣より御田地を預り先祖このかた其田地の作付にて父母を養ひ妻子をはぐくみ代々相續する事偏に御領主樣の御恩なるゆへその御恩を忘れざるため斯くはする也といふ、本より人にしらする事にもあらねば誰一人此事を知りたる者もなかりしに超宗院樣御代安永六年の頃御藏方の下役の者不圖したることより初めて是を知り早速に奉行所へ申立て具に上の御聽に達せしに上には甚だ奇特の事に思召され直に御褒美として右の源助へ金子若干を下されけり。〔孝行人奇特人かながき〕

播州姫路城屬印南郡福居縣北宿村民源助者、每歲舊ニ稻先熟者一、及ニ納レ稅之期一、併以貢レ之、所レ謂初穗米是也、父祖以來凡六十餘年如ニ一日一也、蓋意謂以報ニ國恩一也、然人無レ有ニ識レ之者一、安永六年計吏初識レ之、具レ狀以告レ之、其明年先考加ニ褒賞一賜ニ黃金一許多。

姫路城隷二十四孝藤傳第十八

白鷺主人　筆記

超宗院は酒井忠以侯、白鷺主人は太守忠道侯即ち超宗院の子なり。

○釋隨慧　釋惠見　釋行等

開轍院釋隨慧律師は福乘寺第十世の住職也、香醉と號せり、明和三年嗣講職に任ぜられ天明二年七月六日入寂す、生存中は學問を以て本山に奉事し宗の教義安心の主要を開徹す、寬政十年講師號を追贈せらる、師が講述書目の主なるもの次の如し。

大無量壽經　觀無量壽經　圓覺經

勝鬘經　○易行品　往生禮讚

○論註　○撰擇集　讚彌陀偈

一釋隨慧　號香醉、佐土村福乘寺住僧、博學綜綾、侍讀本願寺東主、甞與子儀爲詩友也。〔僻壤吟餘〕

一慧見は播磨佐土福乘寺の住持也、誠實庵と號す、高倉學寮に學び文化二年疑講となり十三年秋學寮に讀阿彌陀佛經を講ず、同年十月十九日寂す、壽欠く。〔日本佛家人名辭書〕

○横田文策

本姓加古、加西郡小谷村の產、醫加古爲中の子茂宣の弟也、江村北海につきて學ぶ、長じて横田家を繼ぎ醫を業とす、後本郡福居村に移る、中井竹山をはじめ當時の碩學交を結ぶもの甚だ多かりしといふ。

○手塚櫟太夫

手塚櫟太夫は小林村に生る、寶生流能樂の達人也、其技に堪能なる獨樂の如くに能く舞ふとて姫路藩主より櫟太夫の名を賜はる、甞て藩主の前にて鉢の木の能を舞ふ、時適々雪降る、櫟太夫、あゝ降つたる雪かな、と音調振舞共に絶妙なりければ藩主感賞して直に二字帶刀を許さる、又屢々奈良のたき木の能

觀念法門　起信論義記　四教義集註

略述法相義　章服儀　六物圖

三帖和讚　○正信偈　天臺佛心印記

○觀經四帖疏

（註）餘刊流普は書目に○印を施したり。

同寺十一代の住職を誠實庵釋惠見律師とす、文化十三年擬講師に任ぜられ同年十月十八日入寂す、即ち開轍院講師の實子にして而も長男也、師の講述書目次の如し。

觀經四帖疏　往生要集　三帖和讚

同寺十二代の住職を淨月院釋行等律師とす、惠見擬講の實弟也、嘉永三年六月四日示寂、香溪と號し又實藏と稱す、常に書籍を好閲し博學多才筆錄する書卷甚だ多し存命中講述するもの大略次の如し。

教行信證　同　大意　十王經

淨土論　同　論註　三帖和讚

正信偈　蓮如上人御文

○

一隨惠法師　印南郡佐土村福乘寺の住職也、碩學の名高く本山の講師を勤む、詩文に達者也。〔播磨鑑〕

しぼの能に出でて其技能を現はし名聲噴々たりしといふ、明治二年十月病みて歿す、壽五十五。

櫟太夫のこと、寶曆の撰にかゝる播磨鑑に

手塚櫟太夫　散樂太夫也、印南郡小林村の產、同所に住す、寶生流也。

と註し、同書鹿谷權現の條下にも

祭禮十月十五日、舞臺ありて毎年神事の散樂あり、印南郡小林村手塚櫟太夫行て勤之、賀屋鄉中の祭禮とす。

と見えたり、代々櫟太夫の名を繼承し、有名なる散樂太夫たりしを知るべし。

○武内あき

武内あきは別所村の人にして梅野と稱す、家世々巫職を掌る、幼時上月陸奥守及び小林刀禰に就て國學と舞樂とを學ぶ、安政六年八月母職を承けて巫となり日吉神社に奉侍す、資性温厚篤實にして博愛の心に富み居常恭謙寡欲にして一意專心神明に奉仕し終生佐儻を爲さず、大旱淫雨ある毎に人の患を以て己が患となし高山に登り海中に入り火食を絶ちて天に

祈り禍害を禳ふ、其熱誠實に今世稀に見る所也、明治三十五年五月十九日逝く、享年六十八、翌三十六年三月有志者あきの人と爲りを美とし遺德碑を日吉神社の前に建てたり。

的形村

○日體上人　日要上人　日庸上人

圓光寺二十世如實院日體上人

天保四年八月十五日示寂

上人は本村沖(相生東假屋)鹽屋久兵衞の子也、幼にして圓光寺に剃髮し壯なるに及んで諸を加越地方に負ひ後山城宇治郡小栗栖大學林に入り學成り業卒へて嘉永元年四月遂に同學林の能化師に推され尋て圓光寺に還り只管本山に晉むの期を待つ、居ること四年にして遷化す、一宗其本山に晉まざるを惜む、後追薦して本山四十三世に入歷す。

上人の父久兵衞夙に寺子屋を創め專ら村民の敎育に努む、四男二女あり、其長男は日體上人也、上人家に在る時適々賣卜者あり、曰く此兒乞丐の相ありと、上人感憤以て出家となり常に賣卜者の言を忘れず且衣鉢は道敎の中にあり我たとひ身は乞丐たるも將來必ず道敎の長者たらんと、果して言の如し。

圓光寺二十三世唯壽院日要上人

元治元年五月二十四日示寂

上人は越前國丹生郡西田中の人也、嘉永四年丹波佐治妙法寺より轉住す、爾來每年小栗栖學林に入り後安政六年春遂に同學林能化師となり尋て本山に晉む、時に德川家定公薨去家茂公將軍を繼ぐ、將軍交代ことに法華宗本門派八大本山は特に代表者を擧げて上賀するを恒例とせり、日要上人は當時三十九歲の少壯なれども選ばれて遂に八山の代表者となり江戶に上れり、其往復及び登城の際は特に十萬石以上の大藩主の資格を以て取扱はれたりといふ、上人は英才篤學殊に國學に長じ最も書を能くすと。

圓光寺二十五世信要院日庸上人

明治十八年二月七日示寂

上人は越前小泉の人、明治十年春同國山中蓮成寺より當寺に轉住す、同十四年三十八歲にして小栗栖學林の能化師と爲る、少壯の時宗學の外漢籍を越前の儒者谷口蕉陰先生に學ぶ、故大學總長渡邊洪基の如き其同窓也、明治初年敦賀縣各宗中敎院を置くや上人は選ばれて孟子及び四敎義を講せり、文學博士南條文雄師は當時聽講者の一人なりしといふ、爾來南條師は東本願寺宗財局の後援により進で海外にまで遊學せしも上人は當寺の如き小寺に來り其本山にすら晉むの期に達せずして空しく終焉を告ぐるに至らしめしは惜むべし、後本山に入歷せり。

○小西圭葆

氏は又の名を博暠といふ、通名兵五郎、惠儉居士と號す、礒の人にして享保元年二月に生る、人と爲り博聞强記にして漢學禪學に通じ算術を好くす、河野鐵兜、尾形東園等と詩文を以て交はる、常に古今の書籍を蒐集して樂む、傍鶚湊軒に子弟を集めて敎育す、村民にして其敎を受けし者多く學德を慕はざるもの無し、明治六年九月歿す、壽七十三、左の一篇は故人を知るの參考となるを以て登載す。

約室惠儉居士は天然の性質物外の風韻ありて、常に嗜むところ世間の塵埃にあらず、多く古今の書

書をあつめ、ある時は舒べある時は卷きある時は是を壁上に掛在し、夙に夜に是を以て樂みとす、加之深く宗門に歸仰し、世のあらゆる貴僧高德の書殘し置かれける墨跡は能書好手を擇ばず其道德の遺芳を慕ひ緣に募りて收拾するもの玆に年あり凡そ熱心の歸する處何事か豈辨せざらんや、遠近の書籍求めざるに自然に至るもの若干、卷を開けば百花色を競ひ香氣馥郁たり、よつて是を名づけて百花蒙千點香といふ、所謂梅花一點の藥なほ千里の香を發す、況や道德の餘薰に於てをや、是全く千歲の下兒孫に遺して一々芝蘭の室に入らしむるの一助となさんと欲す。

干時安政第二龍舍乙卯冬

赤浦　明月庵隱者藏泉誌焉

○藤　喚言

寬政六年本村小島顯證寺に生る、當寺第九世の住職たり、博く漢學、梵語、國文典に精通し詩歌に長ず、藏する所の書籍甚だ多く其中自ら筆寫せしもの及び自己の論說詩歌を書遺せしもの最も多し、而して德望

の高きこと遥に其才學に越ゆるものあり、倚つて佛門に歸依せしもの其數を知らず、時人稱して老僧は地上三寸の空を歩むと、以て其高徳の一端を窺ふべし、斯の如く智徳並び秀れたる高僧なれば上下の信頼甚だ厚く自ら求めざるに學楷次第に上り且樞要の任を托せらる、即ち或は會讀の判者となり或は龜山連枝の師となり遂に内務省より中講義に補せられしなど是也、斯道のために盡せしこと誠に至大なりと謂ふべし、明治十四年七月六日入滅す、行年八十四、辭世の歌あり。

老の坂こえてきました八十四

親様の里ももはや手とゝき。

左に老僧の逸話二三を記して以て大徳の一斑を示さん。

三年の間に藏書をすつかり

播州夢前川畔の蠢々翁藤岡了空老師を誘ねたら、的形の御老僧とは宗派が別であつたから御生前に面晤の期がなかつたが然し御老僧には敬服に堪へぬことがある、老僧がまだ若年の頃或學者に書籍を借りに行かれたら其人があなたの内には書物は無いのかと問ふから、書物はあると答へられたら、皆讀みましたか、いや皆は讀みませぬと答へられると、それなら皆讀みなさい夫から貸しませうと論された、それに感じて三个年間に自家の藏書を讀み盡された、老僧が學問の礎はこれからである、私も是が手本と心得て自家の藏書だけは一通り讀みました。

内に氣に入らぬものを

老僧に五人の男子があつた、檀家の者が安丸さまを餘所へやり直丸さまをに内に置いて下さいと言ふたら、内に氣に入らぬ者を何うして餘所へやれませう、私にこらへて呉れ、老僧の一言には誰も勝てなかつた。

御飯をお上りになる時にも

等影の乳母に居たため女は言ふ、御隱居さまは御飯の時も一寸やそつとで箸を御取りになりませぬ、あゝ御勿體ない難有い、これはこれは南無阿彌陀佛々々々々々々。

大事なへかへ

老僧は買物に價切られたことは無い、大事ないかな、損は行きませぬかな、其度毎に言はるゝから老僧の買物には買ひそこないは無かつた。

私が借ました

老僧が龜山御坊で連枝に講釋する頃御居間に在つた五十両の金が紛失した、ところで連枝の居間に入る者は顯證寺の老僧と誰かと二人きり、そこで老僧程の人でも小寺のこと故一寸借つたものだらうか言はるれば五十両位の金は世話してあげるにと、老僧に尋ねたら、はい夫は私が借りました必ず返しますとて金をこしらへて持つて行かれた、其後ある事から眞の盜人が知れたので老僧の徳を稱讃せぬものはなかつたといふ。

地上三寸の所を歩かれる

老僧は地の上三寸のところを歩かれたと多くの人は言つてゐる、網干に龍門寺といふ禪寺がある、或時和尚が今日は活如來がお通りじやから門前の掃除をせよと命じた、晝すぎ老僧が通つたから活如來を見たかと尋ねた、小僧があれは顯證寺の老僧ですと言ふと、和尚は御前方には何も知れまいが彼の人は凡人じやない、其時砂に足跡がなかつたといふ。

近くでは知れませぬ

吉十郎老人語る、私が廣島の音戸の瀬門の寺へ商法に往きましたら、金物屋さんお國はと問はれます、播州的形ですと答へると、そこに大徳の老僧が居られますか、それは私の檀那寺ですといふと、それなら手紙をことづけます、歸つて老僧に上ると、難有い御勿體ないあゝ御親切にと言うて喜ばれました、近くに住んでは何とも思ひませぬでした。

和顔愛語の人

日向の小野普曜師は十五六歳頃の記憶を語つて、和上は小軀の和顔愛語美聲なる御説教の上手な人といふだけが記憶に殘つて居ります。

的形の一本松

如實居士井上惣兵衛氏は云ふ、的形に何萬本の松はあつても御宮の開き松の樣な松はない、的形に人は多いが顯證寺の老僧の樣な人は生れない。

〔法のをしへ〕

○井上惣七

井上惣七氏の傳は的形村圓光寺境内の碑文に詳なれば左に轉載す。

○ 塩田支部長井上君紀念碑

君姓井上氏、名喜義、字某、號老醒、通稱惣七、縣下揖保郡斑鳩村山本孫左衞門君三男、以二天保六年五月十七日一生、嘉永六年正月二十六日爲二井上惣七君所一レ養、及レ長遂繼二家督一襲二父稱一云、君爲レ人貌厚而氣完、遇レ事無二難易一而勇敢、家業製レ塩、頗年憾二業之衰頽一也、謀二於二三同志一、臨二同業者同盟會於一レ讃レ備於一レ播縱横論曰、欲二業之恢復一乎、在二均且縮二採鹹日子一、在レ謹二製造過度一、衆莫二以尚一焉、乃以二三月至二八月一爲二採鹹季一、所レ謂三八法者、至レ今不レ能二悉遵一慨皆因二君之舊一云、屢被二選任一爲二戸長地租改正掛塩田改租議長上灘目支部長大日本塩業協會議員諸職一、其奉レ職也能勉不レ怠、協會賞以二黄色有功章一、君常嘆曰、今而欲レ有下參二軍陣一報上レ國嗚呼老矣不レ及、明治三十二年四月四日以レ疾卒、享年六十有五、配井上氏生二嗣子惣兵衞君一、々之卒也、鄉隣之人識與二不レ識一皆惜レ之、爲建レ石以爲二紀念一鐫辱二交於君一者、不レ得レ辭二令嗣之請一、爰記レ所二聞見一、併錄二君之遺吟於裏面一、以視二後之少壯者一云。

明治三十三年三月　　天川鵠謹撰併書

此碑の題字『懷德』の二字は學習院長貴族院議長正三位公爵近衞篤麿閣下の筆なり。

北濵村

○高谷善四郎

高谷善四郎は牛谷村の人なり、夙に心を公共の事業に竭し村民の仰慕する所たり。

牛谷村は天川の末流に在り、地低く排水不便にして水難多かりき、善四郎深く之を憂ひ曾根村字馬坂新田に排水路を新設せんとし曾根村に交渉したれども當時曾根村は一橋領なるを以て談容易に纒らず、善四郎百方劃策遂に該地所を購入し獨力以て新排路を築きしかば爾來大いに排水の便を得て積年の憂患を除き去ることを得たり、安政三年五月二十七日、壽八十八にて歿す、村民其功を忘るゝ能はず弘化二年五月其紀念碑を同村蓮教寺境内に建てたり。

大塩村

○山本久左衞門

久左衞門は印南郡大塩村の人也、性温柔豪毅能く村民を綏撫す、舊姫路藩の用達を勤め格式別席上座御用掛大莊屋上席に居れり、藩に事へ勤勞少からず、終身扶持米若干を賜ひ又時々貴重の物品を賚ふ、文化年中塩價非常に低落し村民生計を維持すること能はずして他鄉に移住する者少からず、久左大に之を憂ひ遂に藩主の命により村民を督勵し塩田會社を創立して以て塩價を回復せんとし種々討議すと雖も元來本村の如きは塩田耕地ともに狹隘なるを以て十分の目的を達すべからずして其議成らず、爾來熟慮措かず、遂に天保二年に至り塩田開發の事に着手することゝなれり、然れども場所は全く海面にして波濤時に暴漲し屢々海濱を破壞することあり、久左斷然この洋々たる海面に向ひ區域を定めて先づ其彊域に堤防を建築して其怒濤の害を避け而して堤内を埋没して之を拓き斯かる大業最困を少しも屈することなく奮勵能く其事に從へり、然るに天保五年暴風あり爲に西方の堤塘を破壞す、其害少からず、久左鋭意再興に盡し其翌六年七月漸く其半を回復せしが八月に至り不幸にして風波復大に來り襲ひ、其慘狀見るに忍びず、斯の如く屢々天災に遭ひ徒に資金を投棄して復奈何ともする能はざるの地位に陷れり、茲に於て親戚諫めて其事業を停止せしめんとす、其言に曰く今般着手せし開墾の事業は素より美擧にして敢て間然すべき事なし、然れども地位は即ち海面也、今之を埋没して塩田となす實に容易ならざる一大事業也、從來此事業をなし失敗せる者尠からず、惟ふに到底資力相叶ふべからず、恐らくは爲に家産を蕩盡し終に汝祖先の祭祀を絶つに至らん事をと、勸告再三切言交至る、然れども久左遂に聽かず、只偏に資金の補充を稽慮するものゝ如し、一日策盡き其實を以て妻に謀る、妻曰く富は一代功は萬世に遺すと、願くは小成に安せず宜しく熟慮せらるべしと、久左大に其言に感じ志益堅し、此に於て家產若干を賣却し獨藩主に請うて資金を借り爾來百敗屈せずして遂に其功を奏するに至れり、今其事蹟の概略を擧ぐれば

左の如し。

塩田開墾地大塩村字天保濱

一開墾反別二十三町七反八畝八歩

一天保二年着手　同十二年成功

一資本金銀千三十二貫五百二十四匁一分二厘

後藩主其功を賞し開墾地の内反別四町歩並に久左居宅地反別三反一畝二十六歩を除地となして免租せり、實に天保十四年四月也、降りて嘉永二年に至り久左は興業の志尚衰へず、再び塩田開發の事業を興せしが功半にして病死せり。

久左の事業前述の如し、茲に於て村内の事業起り生計漸く立ち一旦流離せし氓民も再び歸鄉して逐年其堵に安んずるを得たりと云ふ。〔播磨之友〕

○山本久彌

山本久彌は印南郡大塩村の人也、初め久左衛門と稱す、父の跡を繼ぎ舊姫路藩用達となる、人となり温厚篤實にして學を好み能く諸史に渉れり、時幕末に際し頗る慨世の志氣を懐けり、彼の鎖港攘夷の物議盛なるに當り銅器金具を献納して造砲の用に供し屢

藩主の爲めに賞せらる、久左衛門夙に興業に志し、大に塩田開發の業を起せしか嘉永の初め世を去りければ、氏其遺志を繼ぎ黽勉從事遂に其功を奏せり、現時の嘉永濱即ち是也、降て明治四年に至り更に又塩田を新開す、然るに其業素より容易ならず、年を經ること十六にして周圍の堤防漸く成り全地の弱半は既に其功を終へて今や專ら採塩に從事せり、未成の分は孜々怠らず、殆んど落成に垂んとするに際し病を以て逝く、惜哉、時に明治二十年二月也、嗚呼氏は能く父の遺志を繼ぎ其業を爲すものといふべし、其開墾するもの二十有餘町、父久左衛門開發の分を合せ四十餘町の多きに及べり、即ち左の如し。

塩田開墾地大塩村字嘉永濱

一開墾地反別十二町六反八歩

一嘉永二年父久左衛門氏起工

一資金壹萬七千五百圓

塩田開墾地大塩村字明治濱

一開墾反別十一町五反三畝十六歩

一明治四年着手、同二十年堤防成功

一資金壹萬參千圓。〔播磨之友〕

○防城藤兵衛

防城藤兵衛は大塩村の生にて父は一法流の達人也、藤兵衛家法を守りて學びしが年十六の時修業のため江戸に出で柳生但馬守の門人となり日夜心膽を碎きて鍛錬怠らざりければ遂に斯道の奥義を極むるに至る、資性亦篤實なりしかば大藩に出入して師範代となり、後藩府に召されて大祿を賜はり家名益高かりき、里諺風聞に曰ふ米五斗俵を五十俵ばかり堤の如く高く積み置きたるを二間鑓を以て切先にかけ一時に聲をあげて大門を投げ越さしめたりと、嘉永七年十月公務を帶び大阪に到り大阪城代采女頭より大手門の防禦を囑せらる、露國船大阪に來りしが故也とぞ、其厚祿と勇力とは當時知らぬものとて無かりしとぞ。〔播磨奇人傳〕

○千葉保胤

千葉保胤は大塩村の人也、明治七年同村に生る、幼にして父を喪ひ母の手に養育せらる、姫路中學卒業後東京物理學校に學びしが病のため中途退學して鄉

に歸る、明治二十八年同村役場書記となり同三十年助役に擧けられ次て三十四年選ばれて村長となる、勤續十有三年鋭意力を村治に盡し刻苦經營したる事業尠からず、夙に模範村長の稱あり、左に事蹟の大要を記す。

明治二十九年同志謀り大塩私立夜學所を設け尋常科卒業生及び貧困兒を收容して之が敎養に勉め三十七年之を實業補習學校となす、同年學齡兒童就學奬勵會を起すや氏曾て普通敎育に關する職務勵精の廉により縣知事より賞與せられたる金員を以て同會の基金に充て更に村内篤志家の寄附金等を以て貧困兒童の奬勵費に充つ、其他大塩村學術談話會佛敎婦人會青年會を設くる等本村風敎に盡す所尠からず。

氏又勸業に心を注ぎ共同苗代正條植等を奬勵し明治三十六年十二月より毎年小作米品評會を開き同三十九年幾多の難關を排して田畝宅地反別合計三十九町餘歩の耕地整理を遂行せり、特に製塩運輸に便するため同村中央塩專賣局側より海岸に通ずる二十餘町の掘割工事をなし永遠に舟楫の便を遺せり。

又勤儉貯蓄を奬勵し明治三十三年百五貯蓄會を起し

て學校役場郵便局等公職者の貯金を奬勵し同三十四年五厘講を組織し村民一般の貯金を奬勵して村稅滯納の弊を除き更に三十六年大塩勤儉貯蓄會を組織して一口毎日貳錢宛五百五十口の共同貯金を行へり。

明治三十七年日露戰役に際し氏は又尙武會を指導し、軍人家族救護事業として兒童救護預所擴張奬勵職業紹介軍人家族學童學用品給與軍人家族慰安會出征軍人慰問戰病死者葬儀追悼に日夜奔走し其成績他に其比を見ず。

右の治蹟により明治三十九年三月同村農會は大日本農會より、同三十九年同村尙武會は大日本賞勳局より、同四十年同村就學奬勵會は本縣知事より表彰せられ、明治三十八年五月芳川內相巡視の際縣知事より氏の功績を表彰さる、更に同三十九年日露戰役の功により勳七等靑色桐葉章並に金五拾圓を下賜せらる。

明治四十年七月九日病のために享年三十四を以て歿す。

○賞狀

大塩村長　千葉保胤

資性精敏多年村務に鞅掌し專ら自治の發達を圖り力を勤儉貯蓄の奬勵に竭し時局に當りて篤く意を軍人家族の救護に用ひ敎育勸業の庶政亦克く整理し其成績顯著なるを認む。

明治三十八年五月十日

兵庫縣知事從三位勳一等　服部一三

○碑文

君名保胤千葉氏明治七年四月生大塩村初學於姬路中學後遊東都三十年爲大塩村助役尋而爲村長四十年七月九日病歿享年三十四君資性精敏鞅掌村務勵精圖治十年如一日會有芳川內相巡視之事徵縣下町村吏而克整理其事務成績顯著者三人干縣廳表彰其功績君即其一人也呼稱模範村長也三十九年四月依日露事件之功叙勳七等靑色桐葉章銘曰

勤勉守職　天不假年　跡微績巨

合不朽傳

明治四十年一年七月

從六位勳六等　八木虎介撰竝書

○八木郁二

八木郁二は帆仙と號す、揖保郡餘部村の人、天保十三年を以て生る、父又左衛門の二男也、世々農を業とす、幼より好學の志厚く林田藩の碩學詩聖河野鐵兜の門に入り多年苦學業大に進む、偶大塩村の有志鄕學を興さんとし鐵兜に請うて氏を聘す、時に元治元年也、其講學所を稽古所と稱せり、後明治元年丸龜藩講學所副助敎に聘せられ明治四年致仕して再び大塩村の鄕學育英の事に從ふ、氏別に大に見る所あり、泰西の學を修めんとし東都に遊びしが偶先輩に勸められて職を飾磨縣神奈川縣及び千葉縣に奉ずること六星霜にして疾に罹り職を辭し明治十一年三度大塩村に歸り思齊塾を起し鄕黨子弟を敎育し日夜熱心に文辭を敎へ孔孟の道を說く當時我國敎育の施設未だ完全ならざりしかば本村及び隣里の子弟爭うて氏の門に入る、氏資性溫雅人と爭はず、貧窮に處して亂れず、名利に走らず、自ら守る所甚だ確し、明治四十五年一月三十一日疾を以て逝く、享年七十一氏が大塩村に移住せしより三十餘年、此間一日の如く專ら意を子弟の敎育に用ひ門弟無慮數百人に及べり、氏が國家風敎の爲に盡されし功績や偉大なりと謂ふべし、氏に六男一女あり、三男三郎は明治二十七八年戰役に忠死を遂げ四男四郎は中學校の敎諭に六男六郎は醫學士となり、其他は實業に從事せり、今や門弟相謀り氏の記念文庫を設立し一般人士の縱覽に供して以て講學の偉績をして永く後世に傳へしめんとの計畫ありと云ふ。

戰病死者

○西南戰役戰病死者

西志方村

戰病死年月日　戰病死の場所　戰病死の別　官等級　死亡者氏名

明治一〇年三月一五日　九州田原坂　戰死　兵卒　長谷川　卯之吉

○日清戰役戰病死者

死亡者氏名	官等級	戰病死の別	戰病死の場所	戰病死年月日
伊保村				
川井重之助	歩兵二等卒	病死	臺灣臺中衛戍病院	明治三二年一二月一〇日
米田村				
大西由三郎	歩兵一等卒	病死	臺灣野戰病院	明治二八、七、二八
磯野小太郎	同	同	廣島豫備病院	同　八、二
平莊村				
高橋藤太郎	歩兵一等卒	病死	營口兵站病院	明治二八、八、二九
山田菊松	歩兵二等卒	同	柳樹屯兵站病院	同　九、二九
高橋源吉	歩兵一等卒	同	臺灣苗栗分病院	同　三一、五、一八
高倉定市			詳不	
上莊村				
藤井伊太郎	歩兵一等卒	病死	臺灣新竹兵站病院	明治二八、一〇、五
志方村				
川西捨松	歩兵一等卒	病死	臺灣新竹兵站病院	明治二八、九、一四
西神吉村				
富田佐太郎	歩兵二等卒	病死	清國	明治三一、一一、一九
阿彌陀村				
中谷與三松	歩兵一等卒	病死	清國盛京省唐家房	明治二八、五、一
古門虎吉	同	同	臺中衛戍病院	同　三四、三、一
別所村				
高谷豐吉	歩兵一等卒	病死	南鮮病院	明治二八、八、三一
別所岩太郎	同	同	清國新竹兵站病院	同　九、二五
的形村				
山本力太郎	憲兵上等兵	病死	清國柳匠屯兵站病院	明治二八、七、一五
大墟村				
入江松之助	輜重輸卒		詳不	
谷藤榮藏	軍曹	病死	清國新築病院	明治二八、六、二六
赤尾松次	歩兵一等卒	同	海城舍營病院	同　七、三一
吉川十久治	同	病死	金州病院	同　八、三〇
八木三郎	歩兵二等卒	戰死	臺灣宣蘭	同　二九、一、一八

○日露戰役戰病死者（陸軍之部）

同	三、二	奉天附近	戰死	步兵上等兵勳八等
同	三、五	奉天柳匠屯	同	步兵伍長勳七等功七級
同		同	同	步兵一等卒勳八等
同	九、二	張相屯舍營病院	病死	步兵二等卒
同	一一、一二	大房身舍營病院	同	步兵一等卒
平莊村				
明治三七、	七、三一	桝木城	戰死	步兵一等卒勳八等功七級
同	八、二九	クウヂヤズイ	同	步兵一等卒勳八等
同	八、三〇	遼陽附近	同	步兵一等卒勳八等功七級
同		桝木城	同	同
同		遼陽	同	步兵一等卒勳八等
同	九、三	同	同	步兵一等卒勳八等功七級
同		遼陽附近	同	步兵一等卒勳八等
同	一一、二一	南瓦房店兵站病院	病死	輜重輸卒
同	一二、三	三塊石山	戰死	步兵上等兵勳八等功七級
同	三八、三、五	奉天柳匠屯	同	步兵一等卒勳八等
同	九、一三	張相屯舍營病院	病死	步兵一等卒勳八等
同	一〇、一五	新屯舍營病院	同	砲兵伍長勳七等

上莊村				
明治三七、	九、三	遼陽	戰死	步兵伍長勳七等功七級
同	一〇、九	廣島豫備病院	病死	輜重輸卒
同	三八、三、五	奉天柳匠屯	戰死	步兵上等兵勳八等功七級
東志方村				
明治三七、	七、三一	桝木城附近	戰死	步兵伍長勳七等功七級
同	八、三〇	遼陽附近	同	步兵一等卒勳八等
同	九、四	同	同	步兵一等卒勳八等功七級
同	九、二三	海城兵站病院	病死	輜重輸卒
同	三八、一、二	遼陽兵站病院	同	同
同	三、五	奉天附近	戰死	步兵一等卒勳八等
同		同	同	同
同		同	同	同
同	七、一八	姫路豫備病院	病死	輜重輸卒
同	一〇、一二	沙河附近	戰死	步兵一等卒勳八等
志方村				
明治三七、	六、一五	玄海灘	戰死	輜重輸卒

				淺井重作
				喜多次市
				小屋武雄
				長谷川松治
				久保勝次郎
				石田岩吉
				長井要曾松
				太田助太郎
				山田孝作
				梶原半次郎
				藤原久次郎
				岡本源治
				西川淺太郎
				猪坂繁吉
				大西勢市
				弓削馬之助
				大西右一郎
				玉田龜次郎
				竹内熊吉
				藤城要藏
				粕谷熊太郎
				藤岡辨藏
				藤原熊市
				藤城三藏
				稗田敬次郎
				佐藤政治
				鎌田友三郎
				上野敬太郎
				早瀨梅吉

同	七、三	岫巖戰時定立病院	病死	輜重輸卒	舛賀喜惣松
同	九、三	遼陽附近	戰死	步兵一等卒勳八等	廣瀨又次郎
同	一〇、一七	遼陽兵站病院	病死	輜重輸卒	山村清吉
同	三八、三、五	奉天柳匠屯	戰死	步兵一等卒勳八等功七級	岡本藤太郎
同		同	同	同	松本芳松
同		同	同	步兵一等卒勳八等	好田門次郎
俘虜たりしため不詳		ベラン病院	病死	同	藤井清藏
西誌方村 明治三七、八、一八		小孤山患者集合所	病死	輜重輸卒	玉垣榮之助
同	九、二三	遼陽第三野戰病院	同	步兵一等卒勳八等	長谷川與八郎
同	一〇、八	北部馬石堡舍營病院	病死	步兵上等兵勳八等功七級	長谷川政吉
同	一一、一六	遼陽兵站病院	同	步兵一等卒	長谷川定七
同	一二、四	雙臺子第一野戰病院	同	同　勳八等	長谷川榮次郎
同	三八、三、五	奉天柳匠屯	戰死	步兵上等兵勳八等	岸本武藏
同		同	同	工兵一等卒勳八等功七級	植原福藏
同		同	同	步兵一等卒勳八等	長谷川周吉
西神吉村 明治三七、六、一五		玄海灘	戰死	輜重輸卒	玉川惣吉

同	八、三〇	同	戰死	步兵上等兵勳八等	駒川福松
同	九、一	同	同	同　勳八等功七級	釜江安太郎
同	九、三	同	病死	步兵曹長勳七等功七級	田中爲市
同	一〇、三	遼陽第三野戰病院	病死	步兵一等卒勳八等	高田源嵐
同	一〇、五	北部馬石堡舍營病院	同	工兵一等卒勳八等功七級	鷲尾勇吉
同	三八、二、二一	奉天附近	戰死	步兵一等卒勳八等	森崎龜吉
同	三、四	奉天柳匠屯	同	同	田中朝次
同	三、五	同	同	步兵伍長勳八等功七級	前田音次郎
同		同	同	步兵一等卒勳八等	高谷政次
同	三、一〇	奉天附近	同	同　勳八等功七級	喜多山保豐
同		奉天附近莫打堡	同	同　勳八等	野村政吉
阿彌陀村 明治三七、六、一五		玄海灘	戰死	輜重輸卒	長谷川菊次
同		同	同	同	山本角次
同	八、二一	柝木城患者療養所	病死	騎兵上等兵勳八等	高原源次郎
同	八、三〇	遼陽附近	戰死	步兵上等兵勳八等功七級	宮城當太郎
同	三八、三、五	奉天柳匠屯	同	步兵軍曹勳七等功七級	元原福太郎

同	三、五	同	輜重輸卒勳八等功七級	岩尾孝吉
同	三九、三、四	神戸和田岬臨時陸軍檢疫避病院	病死 同　勳八等	藤岡外次郎

別所村

明治三七、六、一五		玄海灘	戰死	高谷重吉
同	九、三	遼陽附近	同	加藤慶助
同	九、四	同	同	和田宇三郎
同	一〇、一二	石橋子戰地定立病院	病死	佐野與三次
同	三八、三、二	奉天柳匠屯	戰死	林野重一郎
同	三、五	同	同	蔭山茂太郎
同		同	同	森原勝次

的形村

明治三七、八、三〇		遼陽附近クウジヤズイ	戰死	川崎與三次
同	一一、二六	大堡第三野戰病院	病死	福島市次
同	三八、三、三	奉天柳匠屯	戰死	後藤三四吉
同	三、五	同	同	林　淺吉
同		同	同	竹内又太郎
同		同	同	小西豹二
同		同	同	寺崎龜太郎

北濱村

同	四、一〇	遼陽兵站病院	病死	志摩岩治
同		同	同	山本虎太郎

大塩村

明治三七、七、二〇		元山兵站病院	病死	魚住梅吉
同	七、三一	柄木城	戰死	瀨田鶴藏
同	九、三	遼陽附近	同	柳川兼治
同		遼陽	同	有本福次
同	九、二一	海城北關兵站病院	病死	濱田松治
同	一二、二四	沙河第一野戰病院	同	秦野虎次郎
同	三八、二、六	奉天附近	戰死	柏原卯一

同	三、一〇	遼陽兵站病院	病死	步兵一等卒勳八等功七級　志摩岩治
同	三九、二、二一	奉天英打堡	戰死	步兵上等兵勳八等功七級　梶本菊太郎
同	三七、九、二	遼陽第二野戰病院	戰死	步兵上等兵勳八等功七級　山本虎太郎
同	一一、六	姬路豫備病院	病死	步兵一等卒勳八等　吉田常吉
同	三八、三、五	奉天柳匠屯	戰死	同　田浦平十郎
同		同	同	動八等功七級　谷本梅太郎
同	三、一〇	奉天英打堡	同	動八等　岩井岩吉
同	三九、二、二一	的形村之内的形村	戰死	同　茶木與之助
			病死	輜重輸卒勳八等　岩田巳之助

大塩村

明治三七、七、二〇		元山兵站病院	病死	步兵一等卒勳八等　魚住梅吉
同	七、三一	柄木城	戰死	同　瀨田鶴藏
同	九、三	遼陽附近	同	步兵一等卒勳八等功七級　柳川兼治
同		遼陽	同	步兵一等卒勳八等　有本福次
同	九、二一	海城北關兵站病院	病死	砲兵一等卒勳八等　濱田松治
同	一二、二四	沙河第一野戰病院	同	同　秦野虎次郎
同	三八、二、六	奉天附近	戰死	工兵一等卒勳八等功七級　柏原卯一

同　三、五　奉天柳匠屯　同　歩兵少佐正七位勲五等功五級　井澤清治
同　三、六　奉天附近　同　歩兵少尉正八位勲六等功五級　中村　潔
同　同　奉天柳匠屯　同　歩兵一等卒勲八等　宮下重吉

同　上　（海軍之部）

明治三七、一二、一三　旅順沖　戰死　海軍二等水兵勲八等　深田次郎吉

○日獨戰役戰病死者

戰病死年月日　戰病死の場所　戰病死の別　官等級　戰病死者氏名
大正三年一一月五日　軍艦丹後　戰死　海軍一等水兵勲八等　原田眞治

備考

一本篇に收錄せる人物は總て故人に限れり、而して順序は年代に據れり、前郡誌に載せたるものは誤謬の點を訂正して悉く之を本篇に收めたり。

一傳記は可成其の家に就きて正確なる資料を蒐集したり、然れども絕家して何等記錄の徵すべきものなきもあり碑文の磨滅して讀み得ざるもありて省略を餘儀なくせるものも尠なからず。

一戰病死者は一覽表として全部を揭げたり、古今未曾有の日露戰役に於ける戰歿者中にはその武勳の後世に傳ふべきもの數多ありと雖も、こは玉碎餘韻、日露戰役忠勇列傳等の著あれば本書には其詳傳を省略することゝせり。

大正五年十一月五日印刷
大正五年十一月十日發行

（非賣品）

發行所　兵庫縣印南郡役所
兵庫縣印南郡曾根町貳千百五拾九番地

印刷者　黑田房次
兵庫縣印南郡曾根町貳千百五拾九番地

印刷所　黑田盛文堂